

ま え が き

当センター研究部では、研究事業の一環として、研究部の職員が中心となつて行う「部研究」事業を実施しておりますが、本報告書は平成6年度及び7年度の2か年にわたる「部研究」の成果をまとめたものです。

今回のテーマは「日・欧・米の地方制度の比較研究」を取り上げました。

現在の日本では21世紀を目前にして、明治以来の中央集権型のシステムが見直され、新たな国・地方の関係が築かれようとしています。この分権の流れの中で、1970年代後半から、国・地方の関係について「政府間関係」の視座から論じられ、海外の事例等も紹介されてきていますが、国と基礎自治体との中間に位置する政府・行政組織の位置づけ、権限、機構、運営の仕組みなどを紹介、検討したものはあまり数多くは見られません。

そこで本研究においては、地方分権後の行政システムの姿を描く上での参考としてここ10～20年間の先進国の地方自治制度の状況を探ることといたしました。

平成6年度には、別冊資料編のとおり、アメリカ合衆国2州、ドイツ連邦共和国4州の州憲法につき、先生方に委託して翻訳いたしました。

平成7年度には、この翻訳結果を踏まえながら、今後の日本における地方の自治権の拡充に向けて、参考となる海外の地方自治動向につき、検討いたしました。

本報告書が、地方制度のあり方を考える上での一助となれば幸いです。

なお、調査・研究の推進や報告書の作成にあたっては、「日・欧・米の地方制度の比較研究会（座長：森田朗東京大学教授）」の委員の方々をはじめ、関係各位には、様々なご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。

1996年（平成8年）3月

神奈川県自治総合研究センター所長
鵜飼 たつ子

目 次

はじめに	1
報告書の概要	4
I 各国の地方制度	9
1 各国の地方制度の歴史、現況、問題点	11
(1) 日本の地方制度と都道府県	11
(2) アメリカ合衆国の地方制度	23
(3) ドイツ連邦共和国の地方制度	36
(4) フランス共和国の地方制度	44
2 各国の地方制度の比較	52
(1) 各国の政府体系	52
(2) 基礎的レベルの自治体	53
(3) 広域的（中間的）レベルの団体	54
3 各国の地方自治の保障形式	55
(1) 保障形式の比較	55
(2) 連邦国家における保障形式	56
II 最近の地方制度をめぐる新たな動向	65
1 アメリカ合衆国の連邦政府と州政府との関係	67
(1) 連邦－州間関係の変遷	67
(2) 連邦補助金の変遷	69
(3) マンデイトをめぐる問題	72
2 ヨーロッパの中間統治機構の最近の動向	73
(1) その特徴と背景	73
(2) フランス共和国のレジオン（州）の完全自治体化	76
3 スウェーデン王国のフリー・コミュニーの実験とその評価	82
4 アメリカ合衆国の特別区（special district）	85
(1) 定義	85
(2) 歴史と機能	85
(3) 設立の手続きと運営方法	87
(4) 特別区の発展とその理由	89
(5) 特別区の問題点	93
(6) 日本の類似組織	95

Ⅲ 各国の広域行政	97
1 日本の広域行政	99
(1) 日本の広域・共同事務処理方式とその活用状況	99
(2) 広域連合制度	101
2 アメリカ合衆国の広域行政	106
(1) 大都市圏問題への対応としての広域行政	106
(2) 新たな広域的政府の構築	106
(3) 既存政府による広域的調整	107
(4) 広域協議会 (regional council)	108
3 ドイツ連邦共和国の広域行政	110
(1) 小規模ゲマインデの連合体	110
(2) クライス (郡) の領域を越えた連合体	110
(3) バーデン・ヴュルテンベルク州における地方自治制度改革と 広域行政の方法	112
4 フランス共和国の広域行政	115
(1) その背景	115
(2) 組織の種類と制度の内容	115
Ⅳ 住民自治をめぐる最近の動向	125
1 アメリカ合衆国の制度と実態	127
(1) 住民自治を保護するための制度	127
(2) イニシアティブ (initiative)	127
(3) レファレンダム (referendum)	128
2 ドイツ各州における最近の動き	132
(1) 市町村組織構造の変化	132
(2) 直接民主制の導入	133
3 日本の制度と最近の動き	134
(1) 直接請求制度	134
(2) 住民投票制度	137
おわりに	139
主な参考文献	140

はじめに

1996年度（平成8年度）の国の予算案を見ると、その歳入歳出概算額は、75兆1千億余円に達し、その歳入中の公債金は21兆余円で、歳入の公債依存度は28パーセント、96年度末には、公債残額は240兆円を超えると見込まれている。

地方についてみると、同じく96年度の地方財政計画の規模は、おおむね85兆2千8百億円で、その歳入中の地方債の額は12兆9千6百億余円、歳入の地方債依存度は、減額補てん債を含めて15.2パーセントとなっており、交付税特別会計借入金15兆4千億円を含めた地方の借入金残高は136兆円を超えるものと見込まれている。

この国と地方をあわせた借金376兆円を、日本の人口数の1億2,556万8,504人（平成7年度国勢調査速報による）で単純に割ってみると、幼児、高齢者を含めた国民1人当りの財政上の借金の額は、おおよそ3百万円となる。総額で見れば、1990年の国民総生産額406兆円に迫る金額であり、1人当りの借金額は、1995年の大学新卒者の平均給与（年額）約300万円に近い額である。

今後、国・地方を合わせて国民の100兆円の税負担（公債返還分も含まれる）を考えると、国、地方、財政投融资のやりくり図式でこの解決が可能なのか。

過去の地方分権への歴史を振り返ってみると、そこで課題となっているのは、民主化、合理化及び能率化（又は効率化）である。民主化と効率化をどう調和させながら政治、行政の意思決定を住民に身近なところに引き寄せてくるかが、地方分権を考える上での大前提であり、今以上に政治、行政コストのかかる地方分権システムでは、国民も県民も納得すまい。このことは、現在でも第3次行革審の「地方分権化と規制緩和」という大きな方向性のなかで、地方分権推進法の第3条（国及び地方公共団体の責務）の、地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方については「行政運営の改善及び充実にかかる施策の推進」、国と地方については「行政の簡素化及び効率化」を推進する責務という表現にあらわれている。

戦後の日本の経済は、その発展段階ごとに国際化に向けてステップアップし、これに対応する形で国の機能も変化し続け、地方の機能も従来の国の機能を補完し、国際化をも視野に入れた展開へと変わってきている。社会、文化も国際化するなかで、一国の、一民族の枠のなかで、問題解決ができる状況ではなくなってきている。

ややもすれば、内政を対象とした国・都道府県・市町村の間での行政権限をめぐる陣取り合戦の感を呈してきた戦後分権化の歩みではあったが、これからは国際レベル・国レベル・地方レベルのそれぞれにおいて、新たな政治・行政システムのなかで課題解決のために努力をしていかなければならない。

世界に目を転じてみると、それぞれに財政状況が厳しいなかで、官と民の役割が見直されるとともに、国と地方を通じた統治機構の再編が進んでいる。その大きな流れが地方分権化である。

調べてみると、この10年ほどの間に、世界の地方制度の紹介、比較研究が最新の情報を含めてかなりの数で行われてきている。これまでも、1930年（昭和5年）の渡邊宗太

郎の『自治制度論』、1964年（昭和39年）の小倉庫次の『各国の地方制度』、1973年の後藤一郎の『各国の地方自治制度』などが出ているが、最近の数とは比べものにならない。特に、（財）自治体国際化協会による各国の地方制度の紹介が活発に行われて、これが地方の統治機構の研究に活用されてきている。

この背景としては、自治体の国際化が進み、国際政策のなかで、関係国の自治体の制度を理解しようとする動きがあることが挙げられるが、この間、自治体職員等による海外自治体視察が進み、交流が行われるなかで、日本の地方自治制度を客観的に、距離を置いて見るができるようになり、研究者とともに日本のいろいろな地方自治をめぐる制度の調査研究が進んできたといえるのではないか。

住民自治の原則に沿って、どのような制度があるのか、統治機構はどのように変化してきているのか、新たな仕組み・システムとしてどのようなものが考え出され、工夫されているのか、まさにグローバルな研究が進められてきている。

例えば、福祉国家イギリスの改革は、形を変えて同じく福祉国家スウェーデンに生かされ、スウェーデンをはじめとする北欧の「フリーコミューンの実験」は、アメリカ合衆国の「フリーズン」の制度や日本の「パイロット自治体」の試みへと活用されている。世界に学び、制度を改革する動きは、先進国のなかで最も強力な中央集権体制を採ってきたフランスでも、大きな改革に踏み切らせた。

産業構造審議会基本問題小委員会報告（94年6月）でのマクロ経済モデルによる試算では、2000年までの実質GDP年平均伸び率は3.1パーセント程度（放置ケースで1.6パーセント程度）と見込まれている。いずれにせよ、高齢化が進むなかで、中長期的にも、この悪化した財政状況を一気に好転させるような妙案は無く高度成長も予測することは難しい。

このようななかで国と地方の財政危機を克服していくためには、まさに放置ケースのなかでの簡素・効率化に努めたいうでの増税か、国と地方を通じたシステムの大転換を進め、地域における民と官との新たな関係の構築を含めた分権化のシナリオによる克服か、どちらかを選択するしかあるまい。

地方の三割自治の克服がいわれて久しいが、日本の財政歳出全体に占める国・地方の割合を見ると、国は36パーセント、地方が64パーセントとなっており（歳出の財源となる租税総額に対する割合では、国が64パーセント、地方が36パーセントと逆転している。）、地方財政の役割が拡大しているにもかかわらず、地方の独自税源は、依然として脆弱であるとの指摘もある。（1994年4月22日『日本経済新聞』）

このような課題認識にたって、とりあえず、ここ10～20年間の先進国の地方自治制度の状況はどうなっているのか、どのような変化が見られるのか、その理由は何かなどについて、調べてみることにした。

限られた条件下での研究であり、国内で入手可能な資料を中心に研究を進め、研究会でのご批判をいただきながらの報告であるため、稚拙な部分も多々あると思う。この点については、ご批判なり、ご叱責をいただければ幸いである。

なお、本研究においてご助言をいただいた研究会委員は次頁の方々である。

研究会委員

座長	森田	朗	東京大学法学部教授
委員	稲葉	馨	法政大学法学部教授
委員	大山	礼子	聖学院大学政治経済学部助教授
委員	木佐	茂男	北海道大学法学部教授
委員	栗本	雅和	南山大学法学部助教授
委員	小池	治	茨城大学人文学部助教授
委員	白藤	博行	専修大学法学部教授

報告書の概要

I 各国の地方制度

本章においては、ここ10～20年間の4国（日本、アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国）を中心として、地方制度の変化、現状、問題点等の概要を述べるとともに、団体規模や地方自治の保障形式の比較を行った。

- **日本**の地方自治制度は、都道府県・市町村とも人口規模が拡散し、多様化しているにもかかわらず、地方自治法により非常に詳細に規定された固定的な制度となっている。また、実態に目を向けると機関委任事務方式が多用され、公選である都道府県知事であっても自治的に執行できる事務は少ない。そのため、地方分権推進委員会の中間報告においても機関委任事務の廃止が柱となっており、国・地方を通じた制度の再構成が懸案となっている。
- **アメリカ合衆国**は連邦制度をとっており、地方制度の形成確立に関する権限は、各州に留保されている。これにより、各州ごとに多様な地方自治制度が形成されている。さらに、カウンティの自治体化、地方自治体の有するサービス機能の減少、特別区の増加など、制度そのものも多様な変遷が見られる。また、自治体間の財政状況の格差の拡大も問題となっている。
- **ドイツ連邦共和国**においては、基本法でクライス（郡）及びゲマインデ（市町村）連合の自治行政権を保障しており、地方自治制度については各ラントの憲法に委ねられている。旧西独では、1970年代に各ラントにおいて地域改革及び機能改革が進められ、団体規模の拡大や事務執行能力の効率化が図られた。旧東独では、1990年以降各ラントにおいて地方自治法が制定され、地域民主主義を重視した中での区域改革が行われた。
- **フランス共和国**では、1982年以降の地方分権改革により、レジオン（州）、デパルタマン（県）、コミューン（市町村）の三層制の地方制度が保障され、中央の権限も地方に委譲された。しかし、コミューンは非常に数が多く、従って団体規模も非常に小さいため、委譲された権限が担う行財政能力に欠けるという問題も起こっている。また、市町村長と国会議員の兼職が認められるため、有力者への権力集中が起りやすく、政治腐敗も問題となっている。
- 4国の基礎的自治体の面積・人口を比較すると、日本は両方とも規模が大きく、特に人口を見ると他の3国は5千人未満の自治体が8～9割を占めるのに比べ、日本の場合は1万人以上5万人未満の規模の自治体が約4割で最も多くなっている。

- 4国の広域的レベルの団体の規模を比較すると、日本の都道府県のサイズは、他の3国の州レベルに近いものとなっており、フランス共和国のデパートメント（県）、アメリカ合衆国のカウンティ（郡）、ドイツ連邦共和国のクライス（郡）よりはるかに大きい。
- 各国の地方自治制度の保障の仕方は様々である。アメリカ合衆国のカリフォルニア州及びメリーランド州においては、その州憲法上でカウンティや市の憲章（Charter）の制定手続き等について詳細に規定されており、それらは、カウンティや市を州議会の干渉から引き離し、住民の自治権を拡充するものとなっている。

II 最近の地方制度をめぐる新たな動向

本章においては、欧米のここ10～20年間の地方自治制度をめぐる主な動向とその原因について述べる。

- アメリカ合衆国の連邦政府と州政府との関係は、「二重連邦主義」から「協調的連邦主義」、「創造的連邦主義」、「新連邦主義」と推移する中で両者の権限のバランスも動いてきた。クリントン政権下では連邦政府の中にコミュニティ・エンタープライズ・ボードという閣僚会議を作り、州・地方に対する連邦の規制緩和、補助金改革を推進し、州・地方へのエンパワーメントを進めようとしている。1980年以降はこのように連邦機能の縮小、州・地方への権限の委譲という流れがあるが、連邦と州の対立的な様相が強くなってきている。1960年代後半からマンデイト（連邦から州・地方政府への強制事務）が増加し、1980年代に入ると連邦はそのコストを州に負担させるようになってきた。州・地方政府の連合体である地方自治7団体はこの財源措置のないマンデイトを厳しく批判し、1995年にはこれを抑制する「マンデイト法」が制定された。
- ヨーロッパにおいては、ECの発展に伴って、中央レベルと基礎自治体若しくは共同体レベルの中間レベルの政府（=メゾ・ガバメント）が次第に重要性を増している。1985年に制定されたヨーロッパ地方自治憲章においては、「地方自治体（local authorities）は、すべての民主政体（democratic regime）の主要な基盤の一つ」としている。
- フランス共和国においては、1982年にレジオン（州）の完全自治体化が行われ、直接普通選挙による州議会を持った。レジオンはもともと国の経済発展計画の要請に端を発した行政区域であり、現在でもレジオンの計画を策定することは重要な権限となっている。
- 北欧諸国においては1980年代からの財政危機のなかで、「フリーコミュニン実験」が登場し、福祉サービス等の権限と責任を自治体に持たせようとした。スウェーデンでは

1984年にフリーコミューン法が施行され、対象は当初の9コミューンから1990年には4県と36コミューンに拡大した。この実験は1992年に終わったが、これを積極的に評価する声としては、中央支配の限界を明らかにし、自治体内部での規制緩和の必要性も明らかになったということ、また自治体の組織を柔軟にしようとする「委員会の自由化」が図られたことがあげられている。

- 1800年代のアメリカ合衆国においては、特別区（special district）のうちとりわけ学区が急増し続けた。また、20世紀を通じて多くの特別区ができ続けた。特別区は、市民団体が既存の政府からは得ることのできないサービスの必要を認めるときに、特別法もしくは一般法により設立される。設立後には特別区政府の理事会の理事が選出もしくは任命される。ほとんどの特別区がその政府特有の境界線を持つ。このような境界の柔軟性は特別区の利点の一つである。特別区の初期の資本調達には歳入債の発行を通じて賄われ、サービスに対する受益者の料金が財政的な基盤となる。

Ⅲ 各国の広域行政

本章においては、4国（日・米・独・仏）における広域行政について、その制度及び実態を整理した。

- 日本の広域行政については、1994年の広域連合の創設まで、さまざまな改革が行われてきているが、その活用状況は、市町村間の一部事務組合を除くと、総じて低調である。1995年の地方自治法の改正法の施行により「広域連合」が制度化された。これにより、従来の一部事務組合ではできなかったようなことが可能となったが、1996年4月に「大野広域連合」が第1号として発足する段階であり、制度の活用状況は今後にかかっている。

- アメリカ合衆国では大都市圏での急速な人口増加による都市問題に対する広域的な問題解決として広域行政の必要が生じた。大都市圏問題への対応形態については、新たな「広域的政府」を構築する構造上の改革（中心市への郊外地域の併合、都市連合、市のカウンティからの分離、カウンティの自治体化、市とカウンティの合併等）と既存の政府を前提にした「広域的調整」をめざす運営上の対応（地方政府間の協定、政府間協議会、市とカウンティの機能的合併、特別区の設立、市域外権限の行使、財政不均衡対策等）とに区分される。地方政府の資金と代表により運営される多目的な公共的機関である「広域協議会」は、主に水資源、交通、ごみ処理、経済活性化等の計画、政策面での水平的政府間調整、及び補助金申請機能の媒介という垂直的政府間調整の役割をも担っている。そのため、連邦政府の政策転換による予算カット後は、広域協議会はより経営的な組織運営を迫られ、新しいサービス領域を獲得しようとし、変化を遂げている。

○ドイツ連邦共和国における地方自治制度改革の方法は各州さまざまであり、広域・共同事務処理の形式も州により異なる。小規模ゲマインデの連合体は、名称は様々であるが、いずれも小規模ゲマインデが共同で事務処理を行うための機関で、おおむね人口5千人規模で構成されている。郡の領域を越えた事務を処理する連合体としては、ドイツ全体で13の上級自治体連合がある。その名称等は州により異なるが、主に社会福祉、地域整備に関する事務を担当している。

○フランス共和国のコミューン（市町村）は非常に規模が小さいため、広域行政は大きな課題であり、その組織はいくつかのレベルで色々と作られている。市町村間の広域行政組織としては、市町村事務組合、広域市町村区、市町村共同体、都市共同体、広域都市共同体、新都市組合があり、最も多く、最も古いのが市町村事務組合である。デパルتمانレベルの広域行政組織としては県際機構が、レジオンレベルでは共益機構及び州間協議会があり、異なるレベル間の組織としては混成事務組合がある。

IV 住民自治をめぐる最近の動向

本章においては、3国（米・独・日）における住民自治の保障制度とその最近の動向について述べる。

○アメリカ合衆国の地方政府においては、住民自治を保障するための装置、すなわち直接立法のための「イニシアティブ」、「レファレンダム」、リコール制度などが用意されている。イニシアティブには、直接イニシアティブ（特定数の署名により法案を住民投票に付し、賛成多数で成立）と間接イニシアティブ（住民の請願が受理されると、法案は議会に送付され、可決されれば成立）がある。イニシアティブによる州憲法の修正手続きは、州憲法上で規定されており、イニシアティブ請願に必要とされる署名の割合は州により様々である。また州法の法案に関するイニシアティブについても、各州憲法でそれぞれ規定されている。レファレンダムには、強制的／義務的レファレンダム、任意的／諮問的レファレンダム、抗議／請願レファレンダムの3つがある。州によりこの3形態のレファレンダムのうち0～3を採択している。カリフォルニア州においては1911年にイニシアティブ、レファレンダムが州憲法に謳われた。1970年代には住民投票により土地利用を定めるという「投票箱ゾーニング」が行われるようになるなど、これらの制度は多用されている。

○ドイツにおいては、これまで市町村長が住民により直接公選されるのは「南ドイツ評議会型」を採用している一部の州のみであったが、住民運動の高まりの中で、近年直接民主主義の強化に向けた改革により、直接公選制度の導入が進んできている。また90年代に入って、ゲマインデレベルにおける住民投票制度の導入も進み、3つの都市州を除く13州

のうち11州において住民投票制度が採用されている。

○日本の現行の法制度において住民自治の原理を保障している代表的なものとして「直接請求制度」があり、これは住民が当該自治体の条例の制定・改廃、監査の請求、議会の解散の請求、議員の解職の請求、長及び主要公務員の解職の請求をする権利等から成る。このうち条例の制定・改廃について見ると、請求要件の署名数（地方自治体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上）が多すぎ、制度の活用を制約する結果となっている。都道府県及び一部政令指定都市については緩和措置を講ずることが望ましい。また将来的には、住民自治の強化、拡大の観点から憲章（Charter）による授權方式を新たな法形式として検討することも意味があるであろう。住民投票制度は憲法第95条で、特別法を制定する際の要件として規定されているが、一般政策については法的に拘束力を有する住民投票制度はない。そこで住民自治の強化のためには、自治体の特定の重要な事項や政策の決定に当り、住民の意思を直接問うことを義務づける制度を検討すべきである。

I 各国の地方制度

1 各国の地方制度の歴史、現況、問題点

(1) 日本の地方制度と都道府県

ア 近代的地方自治制度の沿革

日本の地方自治制度は、1869年（明治2年）の廃藩置県以来、この1世紀余の間に、地方分権化に向けて、中央集権化とのせめぎあいのなかで、3回の大きな変革を経験してきた。

その第1は、1878年（明治11年）の大久保利通による太政大臣三条実美にあてた「地方之體制等改正之儀」と題する提言にはじまり、同年7月の太政官布告17号、18号、及び19号による「郡区町村編成法」、「府県会規則」及び「地方税規則」の制定にいたる、いわば地方自治制度生成に向けた変革である。この三つを合わせて「三新法」と称している。それぞれの制度の内容については、ここでは詳しく触れない（法律、規則の内容については『地方制度関係法令沿革史』（昭和31年、自治庁発行）に掲載されている。）が、この背景には、明治維新により解放された人民の政治エネルギーが、自由民権運動など政治参加意識の高揚となって現れ、これに対応して、政府が西欧先進国に学びながらも、日本という統一国家を形成し、運営していくため、日本の伝統と慣習に適合する地方制度を作り上げる必要があったということがいえる。

大久保利通は、その提言のなかで、「中央の体制については、立法、行政及び司法の分権のごとく順次制度の改善を行っているが、地方の制度についてのみは、依然として改革せずに地方制度が国の行政区画であるのか、住民の自治活動のための区画（住民社会独立の区画）であるのか、考え方が入り交じっている。将来を考えれば、理論的にこの混交を分けなければならない。しかしながら、今、大体において欧米の制度のみを模倣するならば、その形は綺麗であろうが現実には適さない。したがって、わが国の固有の慣習と最近の国民の教養の程度とを考慮し、現実に適合する制度を作るべきである。このような趣旨に基づいて、府県都市には国の行政区画と住民の自治活動の区画の2種類の性質を持たせ、町村には住民の自治活動の区画という性質のみを持たせ、郡と市には国の職員を置き、この2種類の性質の事務をあわせ担当させることとし、町村にはその町村の内部の共同の事務を担当する者を置き、国から独立した町村の内部の事務を処理させるべきである。」と述べている。

この時、「府県都市」は、国の行政区画と住民の自治活動の区画の2種類の機能を持たされ、「郡」は、その後、1923年（大正12年）の改正で自治体としての機能を失い、1926年（大正15年）の勅令147号で、廃止された。

「市」については、1889年（明治22年）の市制町村制（明治21年4月法律第1号）の施行により、基礎自治体としての市町村になっていった。「府県」については、ドイツの公法学者で内閣法律顧問として来日していたA. モッセ等を委員とする「地方制度編纂委員会」で、府県や郡も市町村と同様に完全自治体として整備すべきとの意見もあったが、国内統治体制の整備のための国の行政区画としての性格を引きずっていくことになる。

この改革について、当時の東京日日新聞（1890年、明治23年5月23日付け）は、「然りと雖も新制は旧制に勝る、万々能く其機関を運転する時は人民の幸福に妨あらざるべし。希くは府県郡の当局能く其運用を謀り、他日完全なる自治団体を組織するの時機を促されよ。吾曹は予め一言して将来に期する所あらんのみ。」龜卦川浩『明治地方制度成立史』266～7ページ）と記している。

第2の改革は、戦後の日本国憲法の制定と地方自治制度の改正である。戦前（明治、大正、昭和）に市町村制度、府県制度の双方について、地方制度の幾度かの改革が行われてきているが、憲法に地方自治に関する章が設けられたこと、この憲法の第92条の「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」の規定を受けて、地方自治法が定められたことは重要である。

マッカーサーが、1945年（昭和20年）10月に、東久邇宮内閣の近衛文麿国務大臣に憲法改正を示唆してから、内閣に「憲法問題調査会」が設置され、憲法担当の国務大臣松本蒸治を中心として憲法改正の草案づくりが進められたが、このなかには地方自治の保障規定がなかったため、これを不満とするGHQが地方自治に関する規定を含めた「日本国憲法草案」を作成、政府に提示した。これを受けて1946年（昭和21年）3月に日本政府から「憲法改正草案要綱」が発表され、このなかで、現行憲法における地方自治の規定の原型ができあがる。

GHQ案が、章のタイトルをLocal Governmentとしていたのに対して、日本政府案は地方自治（Local self-government）とし、地方政府案に代えて、地方公共団体という抽象的な概念を使用している。

これらの経緯については、多くの研究があり、ここでは特に触れないが、1987年（昭和62年）に朝日新聞社から発行された草柳大蔵の『内務省対占領軍』の中で興味深い記述があるので紹介をしておく。それは、前東京都知事鈴木俊一（当時、内務省行政課長）に関するもので、「地方自治法の起案のやり方について申し上げますが、もう時間がない（憲法公布の昭和21年11月前に地方自治法案を作成しなければならないため）ので、事務官の起案したものを私が見るという通常の方法では遅れてしまうのです。それで、どういう作業のやり方をしたかと言いますと、私が第1条から条文を口述してそれを金丸三郎事務官（当時、課長補佐）に書いて貰って、それを読み直すということで、2人で合作したような方式をとりました。（中略）地方自治関係の法律が4つあり、それをまとめるわけでした、やはり僕のほうが、18年の改正（記述の東京都制の制定、府県制・市制・町村制の一部改正等の大規模

な改正をさす。)を手がけていましたし、熟練工みたいになっているものですから、そういう格好でやっていたわけです。」というもので、このようにして、地方自治法は1947年(昭和22年)3月28日に第92帝国議会で成立した。

全文352条に及ぶ地方自治法を一晩で口述筆記させた鈴木俊一の能力には驚かざるをえないが、ここでいう地方自治関係の4本の法律を1本にまとめる作業の中で、地方自治制度として府県制についてはどのような議論が行われたのか。

府県制については、1899年(明治32年)の改正(法律第64号)の中で、その提出理由として、「県の法人たるを明示せんとす〔第3〕、府県の実情に鑑み府県吏員を置く途を開かんとす〔第6〕」と述べられているように、はじめて法人格を持つ途が開けたが、その第4章(府県行政)第78条で、「府県知事ハ府県ヲ統轄シ府県ヲ代表ス」とし、7項目にわたる担当事務を列挙している(「固有事務」)一方で、その第6章(府県行政ノ監督)第127条で、「府県ノ行政ハ内務大臣之ヲ監督ス」(委任事務)が置かれており、現在の固有事務と委任事務の原型ができあがることになる。

これらの点については、1946年(昭和21年)の改正で、考え方が踏襲されるが、GHQの指示もあり、翌年の帝国議会にその要求項目を取り込んだ改正案を提出することになり、これを検討するため、勅令472号で内務大臣の諮問機関として「地方制度調査会」が設置される。大村内務大臣は、その談話のなかで、「知事の身分の切替えに伴い新たな見地より府県の組織及び運営の制度を確立すること」を今後考慮すべき点として挙げており、また、諮問事項として、「府県知事等の身分の変更に伴って、地方における国政事務の処理を如何にするか。その要綱を示されたい。」を掲げている。調査会第1回目のあいさつのなかで、大村内務大臣が「国政自体の民主化と併行いたしまして、地方自治の充実を図りますことは、地方自治体の自発的協力態勢を整備する要件でありますばかりでなく、国政民主化の確乎たる基盤を確立する所以であることに鑑みまして、新憲法は特に4条からなる地方自治の1章を設け、地方公共団体の組織及び運営の基本的事項に関し、その大綱を闡明しているのであります。」と述べている。これに対して、調査会は、同年12月と翌年の2月に2回の答申を行っている。このなかで、国政事務の処理については、「(1)国政事務は、原則として、これを府県に委譲し、事務の性質上委譲することが困難なものは、府県又は府県知事をして処理させるものとする、(2)府県知事の身分を公吏とした場合においても、現在の府県知事の処理する国政事務は、原則として、府県知事をして処理させるものとする、(4)府県相互間の行政の調整ないし統制は、各種の法令によりこれを行うものとする、(5)特別地方官衛は、極力これを府県に統合すること」と答申している。

この答申を盛り込んだ「地方自治法案要綱」では、国の当別地方行政官庁として存置するものは、財務局、税務署、税関、鉄道局、逓信局、通信官署だけで、それ以外のものは廃止し、必要な国家事務は、都道府県に委譲するという、徹底した地方分権化案であった。

これに対して、大蔵省、商工省、農林省などの経済官庁が反発し、巻き返しに出る。その背景に、占領軍内部で地方分権化を進めようとするGS（民生局）とES（経済科学局）の中央集権的画一行政を進めようとする対立があったことも指摘されている。

残念ながら、結果としてこの地方分権化は閣議での反対にあって頓挫することになるが、紆余曲折を経て、1947年（昭和22年）3月、現在の地方自治法の基になる「地方自治法案」及び「地方自治法案要綱」は閣議決定され、地方自治に関する4つの制度（道府県制・都制・市制・町村制）は1本の法律でまとめられることになる。

地方自治法案の提案説明のなかで、当時の内務大臣は、都道府県の位置づけに関して、「地方自治制度は、国家組織の地方における骨格であります。地方における国の直接の行政組織はもとより、地方における各種公共団体、協同組合等の地方住民の各種の自主的組織に対しましても、いわば、その中軸となり、根幹となる地位を占めるものであります。従って、都道府県および市町村に関する組織および運営のいかんは、国家行政の振否に至大の影響を与える」としており、そこからは明治大正と続いた旧地方制度を払拭しえず、国の意思によって動く地方という構図が見える。

この大改革のなかで都道府県と市町村の関係はどのように検討されたのか。新制度では、府県制と市町村制を一本化し、市町村は基礎的地方公共団体、都道府県は包括・広域的地方公共団体と位置づけ、都道府県は、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを処理することとされ、都道府県と市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならないとした。一方で、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならないと規定している。極めて曖昧である。このことについて「地方制度の再検討」という座談会（『自治研究』昭和26年第28巻第1号）で田中二郎東京大学教授（当時）は、「府県と市町村のあり方について、現在の地方自治法は原則的には平等という考えをとる、そしてその権能の上でもまったく同じに考えていくという考え方になっておるわけですが、今の地方自治法の第2条の地方公共団体は左の事務を行うという、あの規定の仕方にそもそも問題があるのじゃないか、やはり国、府県、市町村というふうにはっきりとしていくというのが一般の原則ではないか、そっちの方へ持っていく方がむしろ将来の方向として正しいのじゃないか。」と述べ、鶴飼信成東大教授（当時）の「府県、市、町村という三本建てをやめたというところに、そこに従来制度に対する理論的な批判があるのじゃないですか。そしてそこに少なくとも従来半官的な自治体である府県とより完全な自治団体である市町村との区別を解消する意味があるのではないか。」という意見に対して、「府県として考える場合には、府県として考えればいいが、市町村というように一しょくたにやる必要はない。市町村を一つにして、一つの法律に書いてある

ことは、かえって複雑になってわかりにくい。」と述べている。法律として一本化することの法技術的な問題としてではなく、鶴飼教授が言うように、府県を基礎自治体である市町村に引きつけ、理念として府県をより自治団体化しようとする苦心の策と考えるべきであろうが、新憲法施行前に地方自治の根拠となる法律案を作成しなければならなかった事情が、その後の府県の廃止論までを含めた議論を引き起こしていくことになる。歴史的、民族的背景は異なるにせよ、日本と同様の敗戦国であったイタリアでは、1947年12月に可決された共和国憲法で地方自治体について一章を設け、州、県、コムーネ（基礎的地方公共団体）の関係を整理し、国をも含めてそれぞれの機能、権限等を明確にしている。同じく、単一国家制度を採用しているフランスは、これとは対照的に、地方公共団体について一章（第12章）を設けてはいるものの、「共和国の地方公共団体は、市町村、県、海外領土である。その他のすべての地方公共団体は、法律によって創設される（72条1項）。これらの団体は、選出された議会により、法律の定める条件に従って、自由に自治を行う（同条第2項）。県および海外領土において、政府の代表は、全国的な利益、行政の監督および法律の尊重に関する任務を負う（同条3項）」と規定しているにとどまる。〔訳は、「解説世界憲法集」第3版三省堂発行〕（〔注〕それぞれの国は、その統治機構の立法形式や中央集権と地方分権についての考え方が異なることもあり、憲法律として定めるべきか、法令で定めるべきかの議論はここではしない。）フランスの地方自治に関する憲法・法令の規定については、後述する。

第3の改革への大きな動きは、1995年5月に国会で可決、成立し、同年7月に施行された「地方分権推進法」とその法律により設置された地方分権推進委員会の活動である。

法律制定の背景としてまず挙げなければならないのは、1993年（平成5年）6月の国会における「地方分権の推進に関する決議」で、衆参両院において全会一致で採択されていることである。また、時を同じくして、第3次行革審の最終答申で、地方分権が柱の一つに位置づけられ、この中で、地方分権を進める方法として大綱方針を策定し、法律の制定をするべきという考えが示されている。これらの動きを受けて、政府は、平成6年2月に閣議決定を行い、大綱方針を策定し、法律の制定をめざすことを明らかにし、上記のとおり「地方分権推進法」が制定される。

この法律は、政令による施行日（1995年7月3日）から5年間の時限立法である。この提案理由として、「国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、ならびに必要な体制を整備する必要がある。」と述べている。

この法律では、国と地方の関係はどのように考えられているのか。第2章の地方分権の推進に関する基本方針のなかで、「国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全

国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。」（第4条）と規定されている。

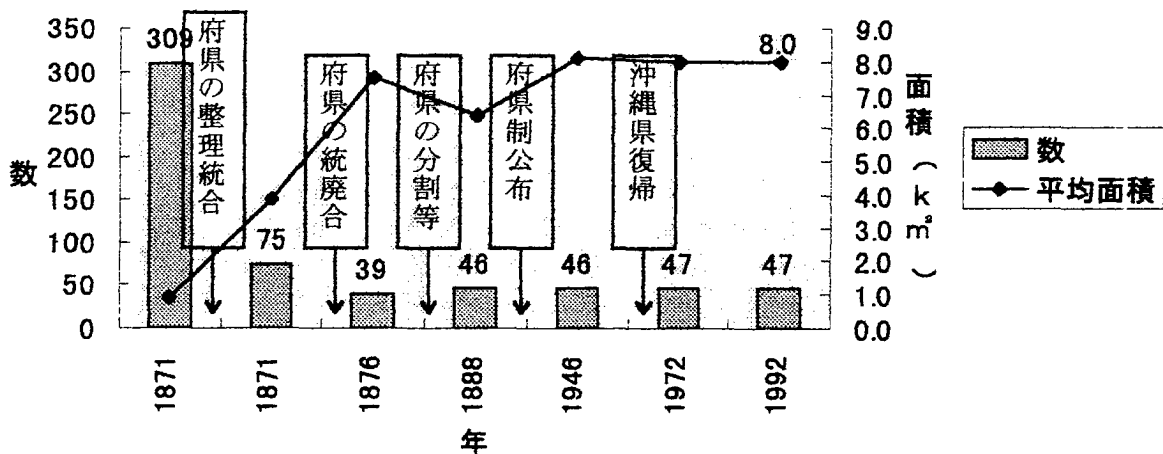
このなかでは、都道府県と市町村の関係について明確にされていないが、「現在の都道府県・市町村という二層制を前提とし、また、当面国からの権限委譲については、都道府県により重点を置いて事務配分を見直し、その上で市町村への委譲を進めることが適当とした、地方制度調査会答申（〔注〕第24次地方制度調査会）を踏まえたものと考えてよかろう。」（「地方分権推進法について」小暮純也自治省行政課理事官『自治研究』第71巻第12号66ページ）と考えるのが、一般的であろう。また、地方分権の推進に関する国の施策（第5条）のなかで、「国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、（中略）、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の地方自治の確立を図る観点から（〔注〕国会で追加修正された部分）の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。」と規定しており、「その他所要の措置」には、「機関委任事務制度の廃止にかかる所要の見直し等を念頭に置いている」（同上小暮純也『自治研究』同上67ページ）ものと思われる。

1996年（平成8年）3月29日に出された地方分権推進委員会の中間報告でも、その柱となっているのは機関委任事務の廃止であり、それにより国と地方自治体の関係を新しい対等・協力の関係へと改めることが希求されている。1890年（明治23年）の東京日日新聞が「他日完全なる自治団体を組織するの時機を促されよ。吾曹は、予め一言して将来に期する所あらんのみ。」と記してから106年を経た今日、分権改革を着実に進めるためには、地方分権推進委員会が「4月以降に行う」としている税財源問題の論議の中で、今回出された事務区分の改革に対応した大幅な補助金負担金の改革案が提示されていくことが必要となろう。

以上、制度上の変遷を概観してきたが、以降においては、各団体の数の面から見た変遷について記す。

都道府県数の変遷を見ると、図1のようになっている。1871年の廃藩置県当時には、309もあったが、整理統合・統廃合により1876年には39までに減った。その後、府県の分割が行われ、1888年には、3府43県の計46単位（沖縄県含み北海道除く）になっており、その後は区域割りとしての変化はなく、現在は47都道府県（1都1道2府43県）である。

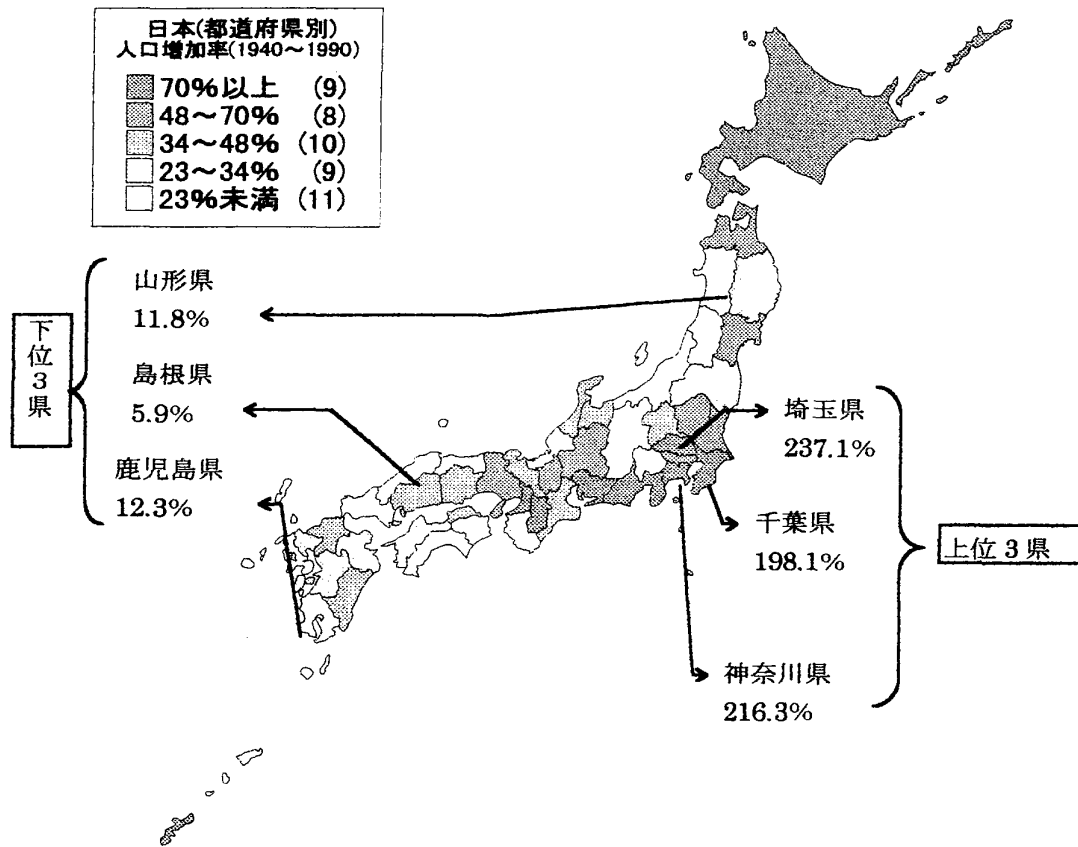
図1 都道府県数の変遷



(注) 山下茂「自治体の区域・規模」(『自治の原点と制度』1993年、ぎょうせい)のデータをもとに作成。

また、次に都道府県人口の近年の変化に着目すると、次頁の図2のとおりとなる。日本全国で、1940～1990の50年間に人口が60%増加しているなかで、各都道府県ごとに見ると、この図のような地域差がある。増加率の高い上位3県は、①埼玉県、②神奈川県、③千葉県と東京都に隣接する県がいずれも200%前後になっており、逆に増加率の低い方から3件をとると、①島根県、②山形県、③鹿児島県であり、島根県では何とわずか一桁の増加率にとどまっている。このようにして、過密・過疎化が進んだ結果、都道府県間の人口格差は拡大しており、大正9(1920)年には人口最大の東京都は最小の鳥取県の8.1倍であったが、70年後の平成2(1990)年にはそれが20.1倍になった。

図2 都道府県別の人口増加率（1940～1990年）

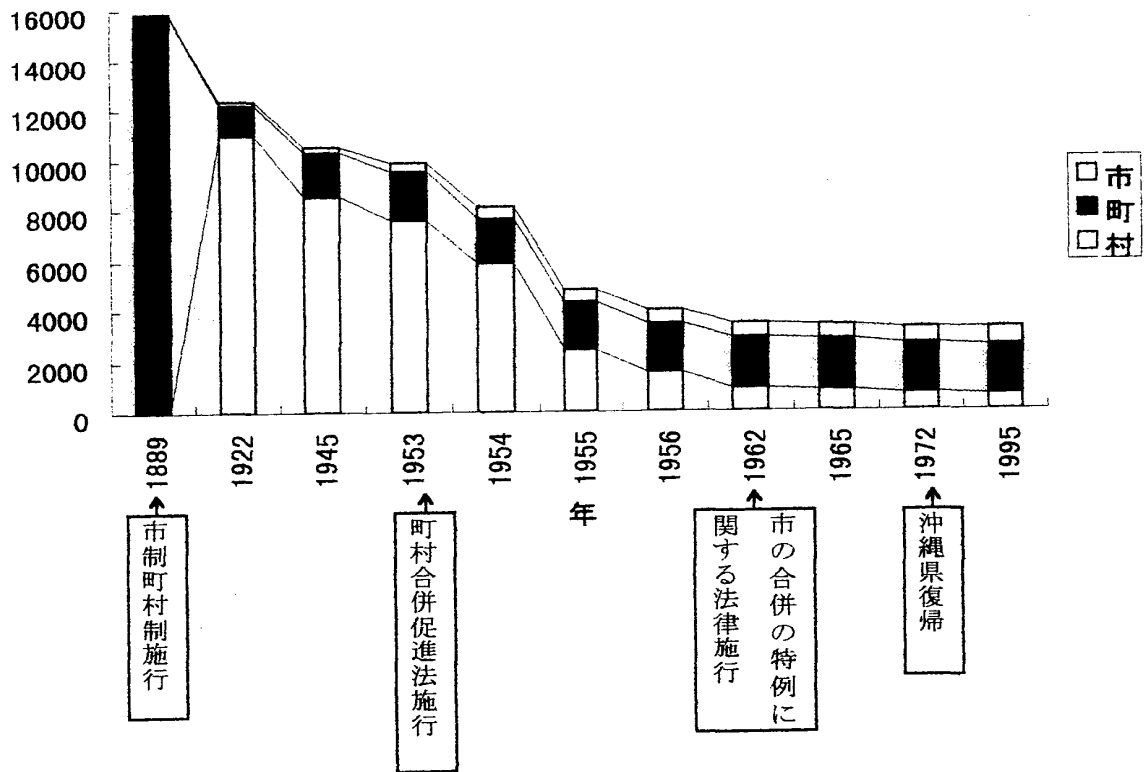


(注) 1940・1990年の国勢調査人口を基に算出して作成。

次に、市町村数の変遷を見ると、次頁の図3のようになっている。1888年には71,314団体も存在していたのが、1889年の市制町村制施行時には15,859団体へとおよそ5分の1に減った。しかし、まだ市町村は規模・行財政能力が小さかったため大戦後1953年に町村合併促進法が施行され、1956年までには3,975団体へと大幅に減少した。1950～1960年代に減少はほぼ落ち着き1970年代以降は微減となっている。

また、「市」「町」「村」別に見ると、1945年には市205（1.9%）、町1,797（17.1%）、村8,518（81.0%）で、構成比では村が8割を占めていたのに対し、50年後の1995年には市663（20.5%）、町1,994（61.7%）、村577（17.8%）と村の数のみ激減し、構成比では2割以下になり、町が6割、市にいたっては、2割へと増加した。

図3 市町村数の変遷



(注) 「全国市町村要覧平成7年度版」のデータをもとに作成。1889年についてのみ、町村合計を示し、15,859となっている。1945～1972年は、10月時点の数であり、1995年は4月時点の数。

イ 現況

(ア) 制度の概要

日本の地方自治体は、都道府県および市町村の2層からなる。そのいずれもが、公選の長（都道府県知事、市町村長）と公選の議会（都道府県議会、市町村議会）を有するが、このうち都道府県知事のような広域レベルの自治体の長が直接公選制により選出されるのは世界的にみても先進国の中では特異な例である。

また、日本の地方自治制度の特徴として地方自治法により非常に詳細に規定された固定的な制度であるということがいえる。

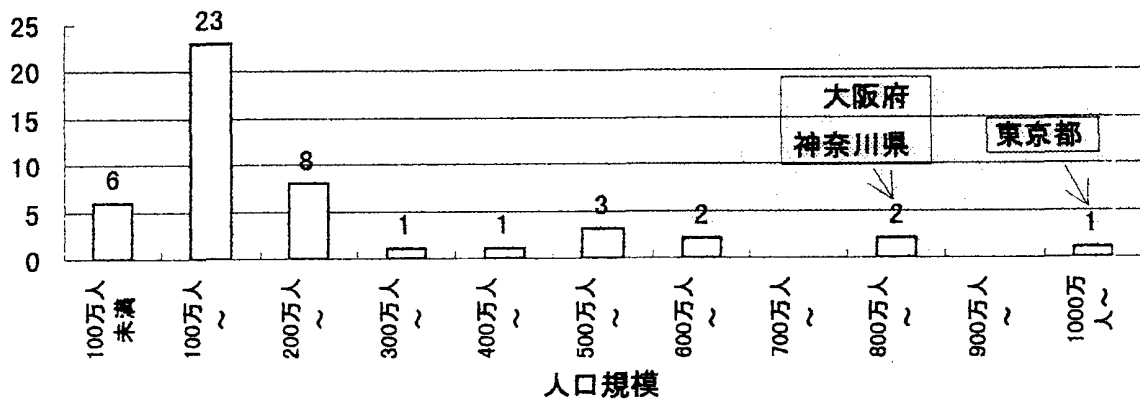
(イ) 地方団体の種類

a 都道府県

日本全国は47の都道府県に区分される。地方自治法2条6項は「都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体」とし、処理する事務は同2項に概括例示されているような事務のうち「広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び一般の市町村が処理することが不適當であると認められる程度の規模のもの」と規定している。

人口規模別の都道府県数は図4のとおりである。東京、大阪、神奈川の3都府県が突出しているが、おおむね100万人～200万人の団体が多い。

図4 人口規模別の都道府県の数



(注) 「市町村要覧平成7年度版」のデータにより作成

都道府県においては、議決機関としての議会と執行機関としての知事をおいている。前述したように議会、知事はともに公選制をとっており、その限りではアメリカ合衆国における大統領制 (presidential system) といわれるが、実際には知事が議会招集権・議案提出権、議会解散権を持ち、議会が知事への不信任決議権を持つという議員内閣制的な特徴も持っている。

b 市町村

都道府県はすべて市町村に分割される。地方自治法2条4項は市町村を「基礎的な地方公共団体」としている。さらに同法8条1項は「市」の要件を次のように規定している。①人口5万以上を有すること②当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること③商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること④当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。同条2項では「町」となるための要件は当該都道府県の条例で定めることとしている。

1995年4月現在の全国の市町村の数は3234（市663、町1994、村577）であり、それを面積・人口規模別に見ると図5・6のとおりである。

図5 面積・人口規模別の市の数

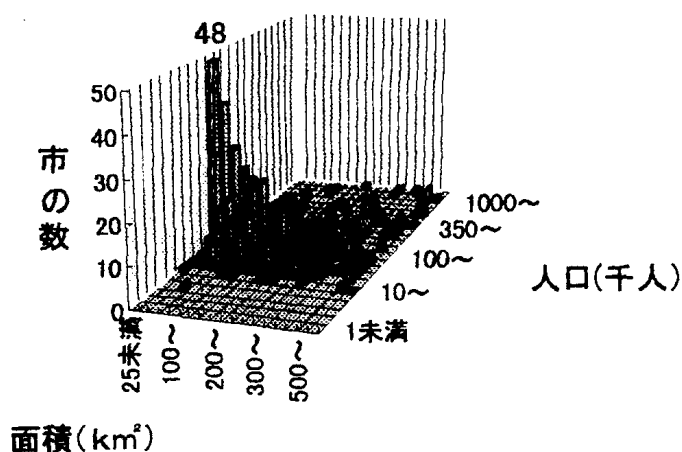
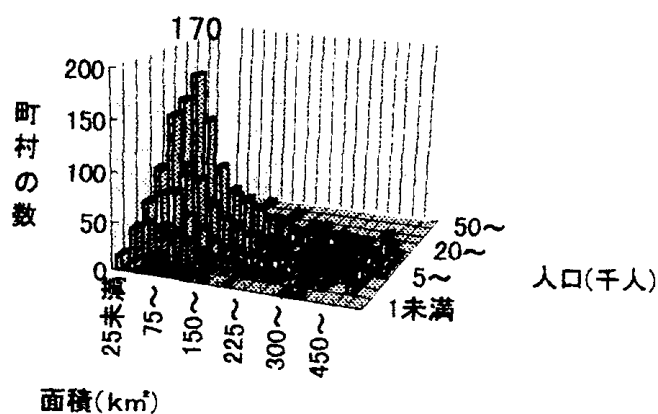


図6 面積・人口規模別の町村の数



(注) 図5・6とも「市町村要覧平成7年度版」のデータにより作成。

上図のとおり、市においては、人口5万人以上10万人未満で面積25km²未満の規模のものが48団体と市全体の7%強を占める。町村においては、人口1万人以上2万人未満で面積25km²以上50km²未満の規模のものが170団体と町村全体の約7%弱を占める。

市町村においても県と同様に議決機関としての議会と執行機関としての市町村長をおいており、ともに公選される。この議会と市町村長との関係は、県の場合と同様である。

(ウ) 制度の特徴と問題点

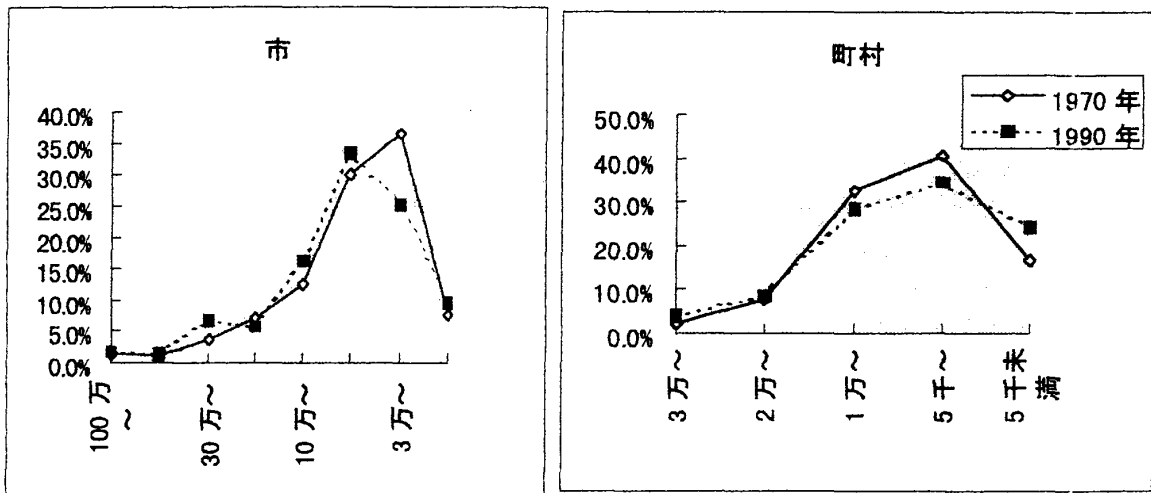
日本の地方制度の特徴は、その形成過程の経緯に負うところが大きい。山下茂は「現在の我国の地方自治制度は、第二次大戦前におけるフランス系でプロイセンを模範とした集権的システムを、占領下で、米国的とされる地方自治イメージによって改革したもの」（『比較地方自治』1992年、第一法規）だとしている。そして、その一例として「知事」の位置づけをあげている。知事は元来、フランス系地方制度上の中央集権体制下での存在であったのに、米国の州知事と同様に直接公選制で選ばれる。このように制度上、知事の公選が保障され、「完全自治体」化した都道府県であるが、実態に目を向けると、戦前からの集権的な方式が継承されている。この方式とはすなわち、自治体を国の下部組織として利用する方式であり、とりわけ機関委任事務方式が多用（都道府県では事務の8割といわれる）されている。このことは、公選された知事が自治的に執行できる事務は、残りのわずか2割だということの意味する。

また、戦後50年を経て政治・行政の改革が問われるなかで、1947年に制定された地方自治法がその後幾たびかの改正を経ながらも、地方自治に関し広範かつ詳細に規定しているという基本については変りがない。市町村の人口規模は、1970～1990年の20年間を見ても図7のとおり、分散し多様になっているのがわかる。これは一例であるが、約50年間の様々な状況変化による今後の地域の多様化の方向を踏まえると、全国一律に詳細に規定したこの法律と実態との乖離が懸念される。（そもそも地方自治法は、「法律の建前と運用の実態との間にかなりの乖離がある法律である」と依静夫は記している（『地方自治法』1965年、有斐閣）。）

一方、制度上は規定があるにもかかわらず、実態として活用されていないものもある。例えば、地方自治法は第95条で、町村は条例で議会に代えて町村総会を置くことができるとしているが、現行法のもとでは東京都宇津木村があったのみで、今日ではその例を見ない。人口500人未満の町村においても、議会を設置している。これは総会を設置するための条例を議会の議決で決めるという手続きのためであろうか。

いずれにしても、戦後の日本の地方自治は、憲法にその基本精神を認められながらも、実質においては真の地方自治が確立されていなかったという当時の状況をひきずって今に至り、そこから問題が噴出しているといえるのではないか。

図7 人口規模別市・町村数の割合の推移



(注) 国勢調査の数値を基に算出して作成。

(2) アメリカ合衆国の地方制度

ア 近代的地方自治制度の沿革

アメリカ合衆国の地方制度は多種多様であり、日本のように画一的な制度にはなっていない。それはここで述べるように歴史的な沿革も大きな要因となっている。建国時の地方制度を広範囲の地域単位で見えていくと、まずバージニア、ノースカロライナなどの南部諸州においては、カウンティ (county) が主な地方政府となっており、これはプランテーション所有者が事実上支配した。マサチューセッツ、コネチカットなどのニューイングランド諸州においては、イギリスから清教徒が移民し、タウン (town) を中心とした地方制度を作った。東部諸州では、それらの中間に位置し、カウンティとタウンシップ (township) が併存していた。これらの形態は、開拓者の手によって西部に伝わり、タウン、バラ (borough) 等が作られていった。

このようにアメリカ合衆国の地方自治制度の基礎的な自治単位は、住民の手により連邦政府以前に形成されていった。

1776年に13の植民地は各々主権を有する州 (state) として独立を宣言したが、この後に各州によって批准された連合規約による連合政府は非常に弱体であったため、連邦制への動きがおこった。

1787年のフィラデルフィア憲法制定会議では、州に大幅な自己統治が承認されている連邦制を採用した合衆国憲法案が起草され、1788年に制定された。

1791年に成立した同憲法の第10修正では、「憲法によって合衆国に委任されず、

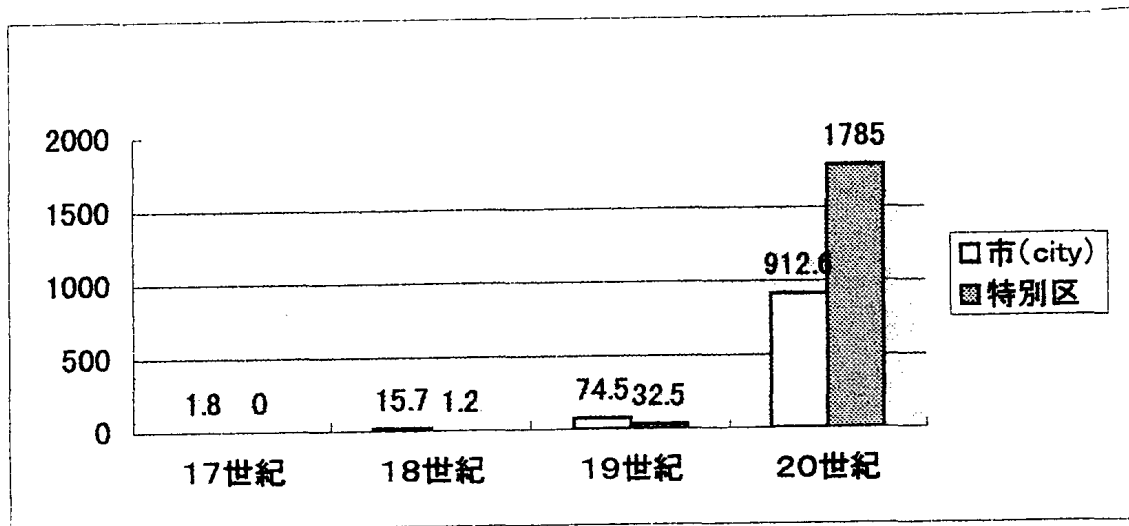
かつ州に対して禁止されていない諸権限は、それぞれ各州または国民に留保されている」と規定しており、これを根拠に地方制度の形成確立に関する権限は州に留保されている。日本のように憲法に基づき地方自治法等による画一的な地方自治制度が設けられている国とはこの点で大きく異なる。

また、地方政府はその原形が連邦結成以前に確立されていたにも関わらず、その存在は法的には「州の創造物 (Creature of the State)」だとされている。

(1986年のオハイオ州裁判所におけるディロン判事による判例は「自治体は、その起源を州議会に負い、またその権限、権利も全面的に州議会から与えられている」とした。)

特定の機能のみを持つ特別区 (special district) の起源は18世紀に溯る。このうち、学校区については余りに数が多かったため、第二次大戦後、効率的・統一的な学校教育を実現するために、整理統合が図られてきている。一方、学校区を除くその他の特別区については、一貫して増加傾向にある。(図22参照) また、17~20世紀の各世紀における10年間当たりの市 (city) および特別区の政府形成の数を図示すると次頁の図8のようになっている。

図8 各世紀における10年間当たりの政府形成の数



(注) Nancy Burns, 1994. "The Formation of American Local Government" のデータより作成

イ 現況

(ア) 制度の概要

前述したようにアメリカ合衆国の地方政府（local government）は州の創造物であるため、各州は地方政府には含まれない。このような制度のもと、州によって多様な地方制度が見られ、また州内でも都市により異なる複雑な制度となっている。しかし、そこにはある程度の共通点も認められる。

地方行政の単位は、カウンティ（county）、地方自治体（municipality）、タウンシップ（township）、タウン（town）、特別区（special district）、学区（school district）がある。

これらの地方政府は、いくつかの視点から分類できる。そのうち設立の目的・経緯による区分が、「地方自治体（municipality）」と「準地方自治体（quasi-municipality）」である。前者は、地域住民の利益を増進することを目的として、地域住民の自発的創設準備行為により設置されるものであり、州政府の承認により成立し、自治権が付与される。一方後者は、州行政の便宜のために、州がその機関として設置するものであり、地域住民の同意を必要としない。（ただし、特別区については、設立手続きにおいて住民の請願、住民投票を経る。）

ただし、近年においては主に大都市圏で地方政府構造の変革が見られ、上記のような分類があまり意味をなさなくなっているともいえる。すなわちカウンティの自治体化（ロサンジェルス・カウンティは、広範なサービス機能と大きな予算を持ち、メリーランド州のモントゴメリー・カウンティは、事実上の自治体政府になっている）、市とカウンティの合併（市域がカウンティの境界線と一致するように統合される）、市とカウンティの分離（カウンティの管轄から市が抜け落ちる形も含まれる）など様々な形態での既存の制度の変革が生じているためである。

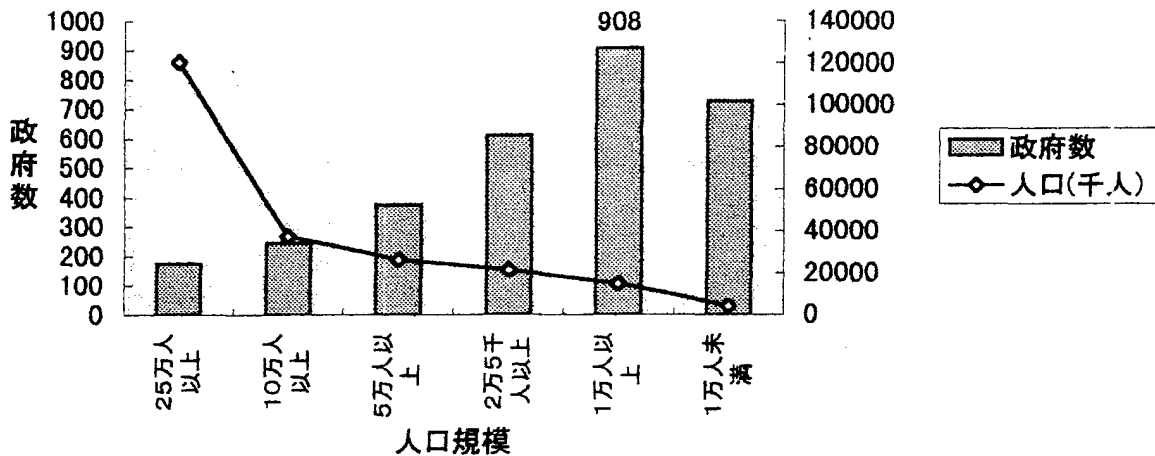
また地方自治体は住民の要請、同意により法人化（incorporate）されるものであるため、どこの地方自治体にも属さない地域（未法人化地域）もかなり存在する。この点において、日本のように必ずいずれかの市町村区域に属するようになっている国とは、全く様相を異にしている。

(イ) 地方団体の種類

a カウンティ（county）

州の区域は原則としてカウンティに分割される。カウンティの性格は州の事務を執行するために設置された州の出先機関あるいは支分部局である。1992年現在の全米のカウンティの数は3,043であり、それを人口規模別に見ると、図9のとおりとなっており、1万人以上2万5千人未満のレベルが908（29.8%）で最も多い。

図9 人口規模別カウンティ政府の数とその人口



(注) U. S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governmentsのデータにより作成

カウンティは、州の機関として州憲法や議会により付与された機能のみを遂行することができる。そこで、カウンティの所掌事務は州により、またカウンティによって異なるが、共通的に多くのカウンティが所掌している事務は次のとおりである。

①刑務所および矯正所、②課税および徴税、③警察、④検屍、⑤生活保護、⑥道路およびハイウェイ、⑦裁判、⑧農業関係、⑨保険、⑩医療扶助、⑪検察、⑫小・中学校、⑬図書館等の事務。さらに、都市地域のカウンティについては、地方自治体的な新しい事務（総合計画、公園・レクリエーション施設、地域規制等）の実施も行っている。

カウンティの組織形態も多様である。“Municipal Year Book 1995”によると、カウンティの基本的な型は理事会型（commission form）、議会—行政管理官型（council—administrator form）、議会—首席行政官型（council—elected executive form）の3つであるとしている。理事会型は統治を行う理事会によって特徴づけられる。この理事会は、独立して選出される数人の機能的な行政官と共に、行政上およびある程度立法上の責任を負担する（図10）。議会—行政管理官型では、行政管理官は統治を遂行する選出された議会によって任命され、またその議会に対して責任を負う（図11）。議会—首席行政官型は、行政府と立法府の2つが特徴となっている。独立して選出される行政府はカウンティの正式な長と考えられている（図12）。

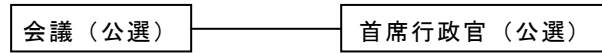
図10 理事会型



図11 議会—行政管理官型

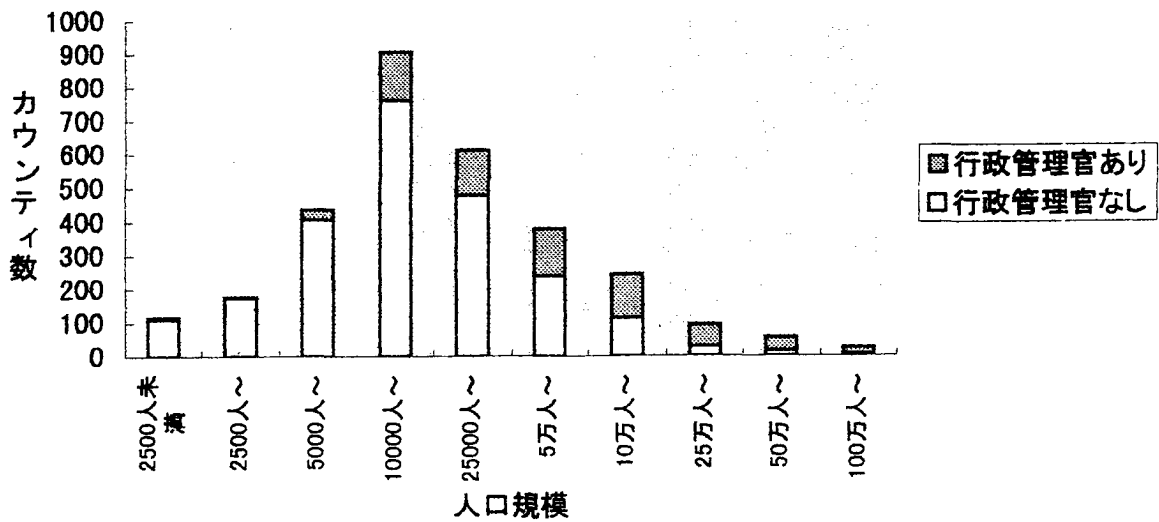


図12 議会—首席行政官型



上記のうち、理事会型は「行政管理官なし」、それ以外の2つは「行政管理官あり」という区分で、カウンティの人口規模別に団体数をとると、次の図13のようになる。

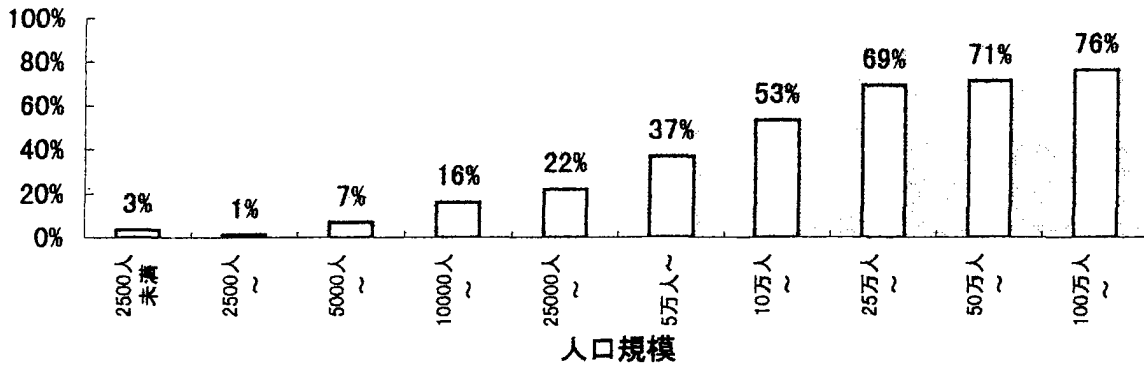
図13 カウンティ政府の型（人口規模別）



(注) “Municipal Year Book 1995” のデータより作成

さらに、このうちの「行政管理官あり」に注目し、その割合を各人口規模別に見ると、次の図14のように人口規模が大きい団体ほど行政管理官を設置している割合が高いことがわかる。

図14 カウンティ政府における行政管理官ありの割合（人口規模別）

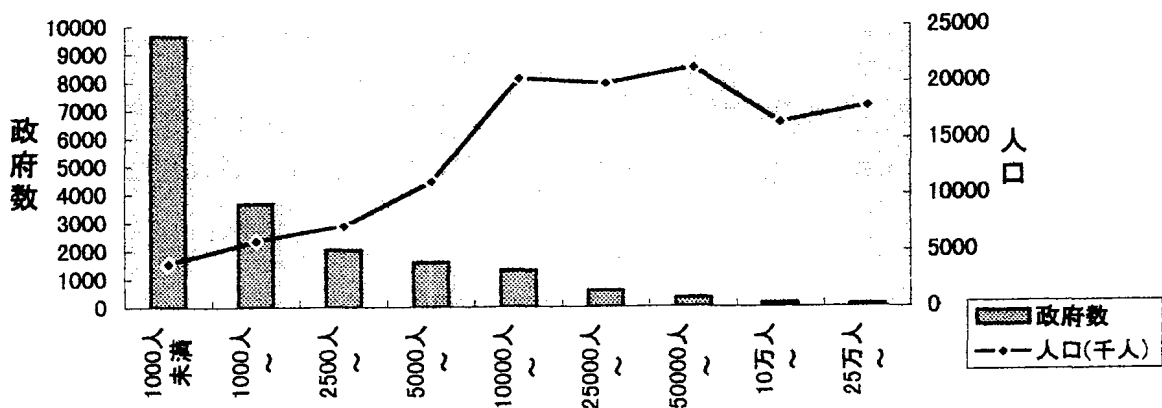


(注) “Municipal Year Book 1995” のデータより作成

b 地方自治体 (municipality)

地方自治体の種類も州により異なるが、市 (city)、町 (town)、村 (village) などの呼称が一般的である。1992年現在の全米の地方自治体の数は19,296である。人口規模別に見ると図15のとおりとなっており、半数近くが人口千人未満の小規模な団体であることがわかる。

図15 人口規模別地方自治体政府の数とその人口



(注) “Municipal Year Book 1995” のデータより作成。1990年の数値がもとになっているため総数は、19,279である。

地方自治体の設置は、住民の請願を州が承認し、憲章（charter）を付与することによって行われる。この憲章には次のような種類がある。

①**個別的憲章（special charter）**

個々の市町村が設置される都度、当該市町村について個別的に州議会が特別法を制定する方式。最も古い方式で、初期は専らこの方式が利用されていたが、州議会による市政への介入などの弊害も多いため、多くの州では憲法を修正し、特別法による憲章付与を禁止するようになってきている。

②**一般的憲章（general charter）**

州内の全市町村に共通する画一的標準的内容を有する一般法を州議会が制定する方式。これは市町村の規模の大小や地域性等に関わらず、同一の内容となる不合理性が指摘され、現在では一般法により憲章を付与する制度のみを採用する州はなくなっている。

③**等級別憲章（classified charter）**

州内の市町村を人口規模別に分類し、その分類ごとに一定の標準的憲章を設けることとして州議会が一般法を制定する方式。これも州による恣意的な決定を許すものであった。

④**選択的憲章（optical charter）**

州法であらかじめ定められている複数の標準的憲章の中から関係住民が任意に選択する方式。

⑤**ホーム・ルール憲章（home rule charter）**

州憲法もしくは州法の規定により、各地方自治体が自己裁量をもって憲章を制定できる方式。これについては I - 3 - (2) においてさらに詳しく述べる。

各州においては、以上のような憲章の種類のうち、必ずしも一種類のみを採択しているわけではなく、個別的憲章や等級別憲章とホーム・ルール憲章とを併用している州も少なくない。

地方自治体の内部組織の型も一様ではない。一般的には次のように分類されている。

①首長－議会型 (Mayor－Council Form)

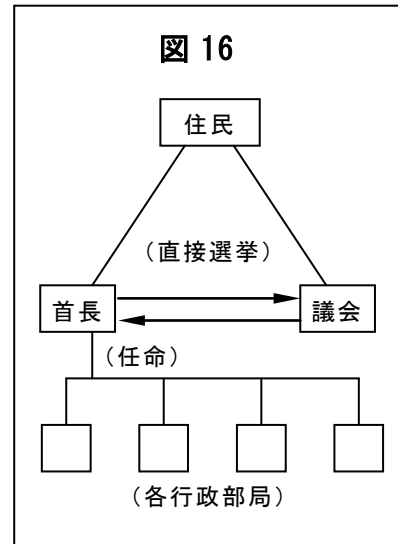
これは住民が首長および議員を直接選挙する方式で、行政府と立法府の権力分立を基本とするものである。日本の地方自治体はすべてこれに該当する。さらに、このタイプは首長－議会間の権限の強弱の関係により以下の2つに分類される。

・議会優位型 (Weak－Mayor Type)

この型は、議会が立法権の行使だけでなく、行政執行においても直接関与し、首長は名目上の自治体の責任者にすぎず、非常に限られた権能のみを持つ。現在は、この型を持つ自治体は少ない。

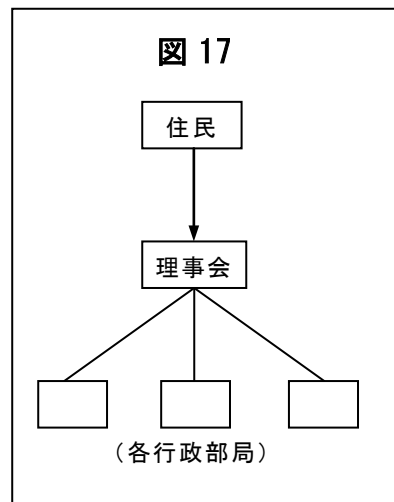
・首長優位型 (Strong Mayor Type)

この型は、首長に行政権限が集中しており、議会への拒否権なども有する場合が多い。



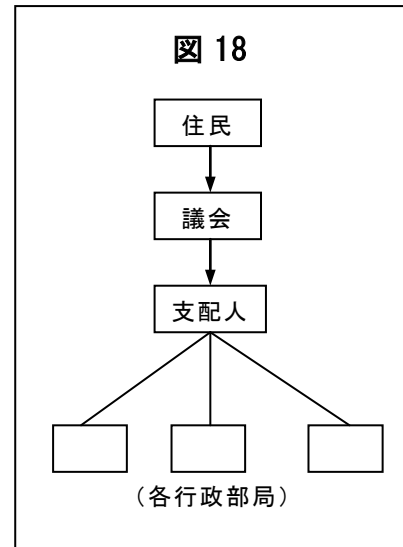
②理事会型 (Commission Form)

これは権力分立の型をとらず、立法権および行政権を住民の直接選挙によって選ばれる理事で構成される理事会に持たせる方式である。理事会は合議制の下で立法機能を果たすとともに、各理事は主な行政部局の長となる。このタイプは当初は好評だったが、最終責任者がいない、素人行政になりやすい、政治・行政が混同されやすいなどの問題点が生じ、その評価は低下してきている。



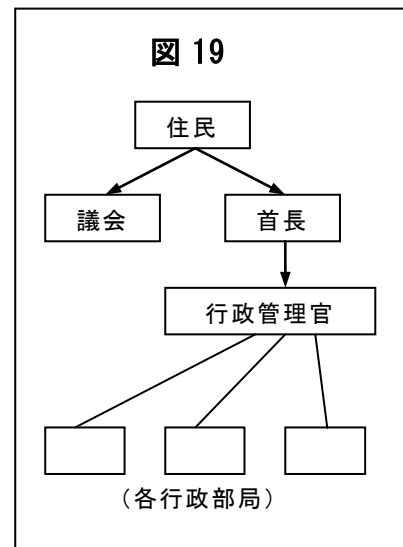
③議会－支配人型 (Council－Manager Form)

これは政治と行政とを分離し、住民の直接選挙による議会が立法を担い、さらに行政に責任を持つ「支配人 (Manager) 」を任命する方式である。議会の任務は主に政策の決定、予算の承認、条例の制定等であり、支配人は行政の執行を担当する。しかしこの制度においては支配人が強大な権力を持ち、実質上政策立案においてもリードしていくという傾向が見られるため、公選でない者に権限を与え過ぎだという批判が見られる。



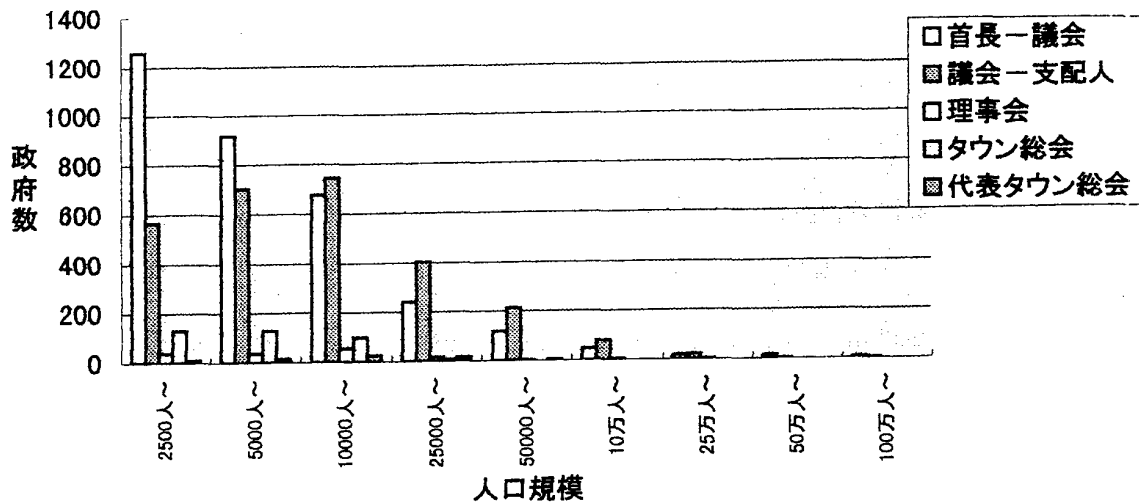
④首長－行政管理官型 (Mayor－Administrative Officer Form)

これは首長－議会型をベースとし、首長が行政管理官を任命する方式で、この行政管理官が行政運営に関する実質的な権限を有している。現在では、特に大都市を中心としてこの方式を採用する自治体は増加している。



人口2,500人以上の地方自治体およびタウンの政府の型を人口規模別に見ると、次の図 のようになる。ここでは、上記の④の首長－行政管理官型は、首長－議会型に含んでカウントしている。トータルで6,623団体のうち、首長－議会型が3,294 (50%)、議会－支配人型が2,738 (41%)で圧倒的に多い。相対的に見ると、人口規模の小さい団体においては、首長－議会型の割合が高く、逆に人口規模の大きい団体においては、議会－支配人型の占める割合が高いといえる。

図20 地方自治体およびタウンの政府の型（人口規模別）

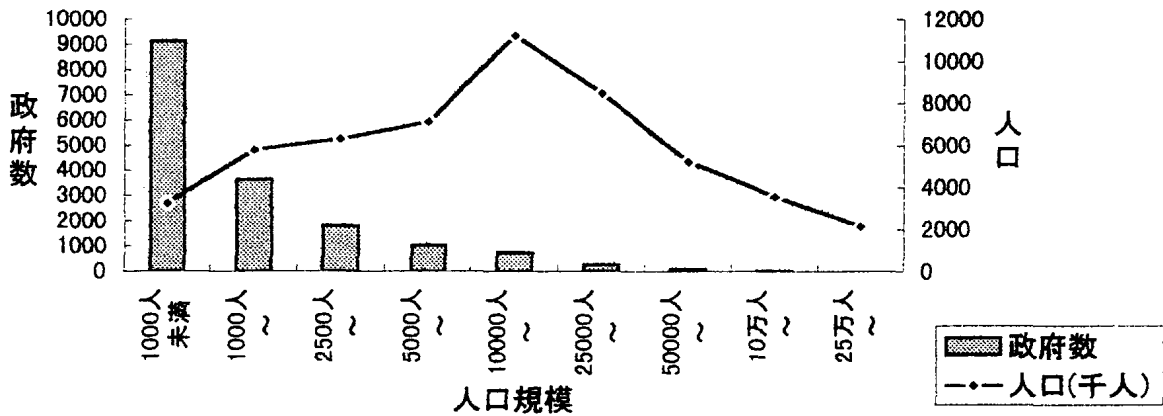


(注) “Municipal Year Book 1995” のデータより作成。

c タウン・タウンシップ (town・township)

タウンは、ニュー・イングランドの諸州で、タウンシップは中西部の州で多く見られる。タウン・タウンシップの設置は、地方自治体のように住民の要請に基づくものではなく、州が直接州法に基づいて行うものであり、それらは憲章を持たず、法人格も有しない。1992年現在の全米のタウンおよびタウンシップの数は、16,666であり、それを人口規模別に見ると図21のとおりとなっている。全体の約55%が人口千人以下の団体であるが、人口25万人以上の団体も6あり、地方自治体と同様にかなり規模の差がある。

図21 人口規模別タウン・タウンシップの数とその人口



(注) U. S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governments のデータにより作成

タウン・タウンシップの区域は、必ずしも州の区域すべてを分割しているわけではなく、カウンティによって任意に設置される州、地方自治体の区域をタウンシップの区域から除く州あるいは除かない州など、州により様々な形態をとっている。

タウン・タウンシップの行う事務も地域によって差異がある。タウンの場合は、一般に地方自治体が行っているような多様なサービスを行うところもあり、限定的な事務のみ（裁判所の維持、刑務所の管理運営、道路の維持建設など）を行うところもある。タウンシップの場合は、一般的にタウンより事務の範囲が狭く、警察、消防、道路、生活保護、教育、公園事業などが、その典型的なものである。

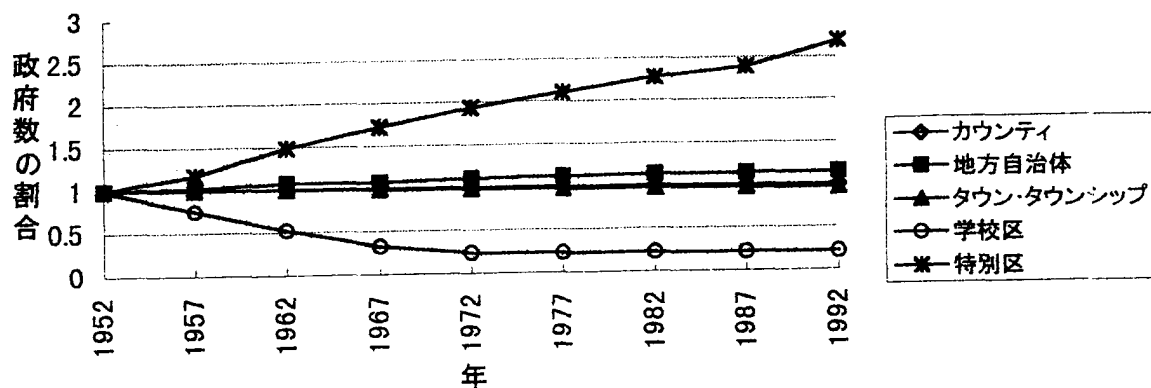
タウン・タウンシップの特色は、タウン総会 (town meeting) もしくはタウンシップ総会 (township meeting) という直接民主制の住民総会である。規模の大きいタウン・タウンシップにおいては、代議制が採用されている。この総会では、行政委員 (selectman) や各種の行政官の選出、条例 (ordinances) ・規則 (bylaws) の制定、課税の決定、予算、起債の承認、政府役員の選出等が決定事項とされている。

d 特別区 (special district)

以上にあげた地方政府とは異なり、特別区はある一定の特別の目的を持って設置される地方政府である。

特別区の総数は1992年現在で33,131であり、1942年の8,299から50年間でほぼ4倍にも増加している。1952年以降の変化を他の地方政府の増減と比較してみると、次の図22のようになり、特別区の伸びが顕著であることがわかる。(学校区も特別区の一つであるが、これは例外的に減少している。)

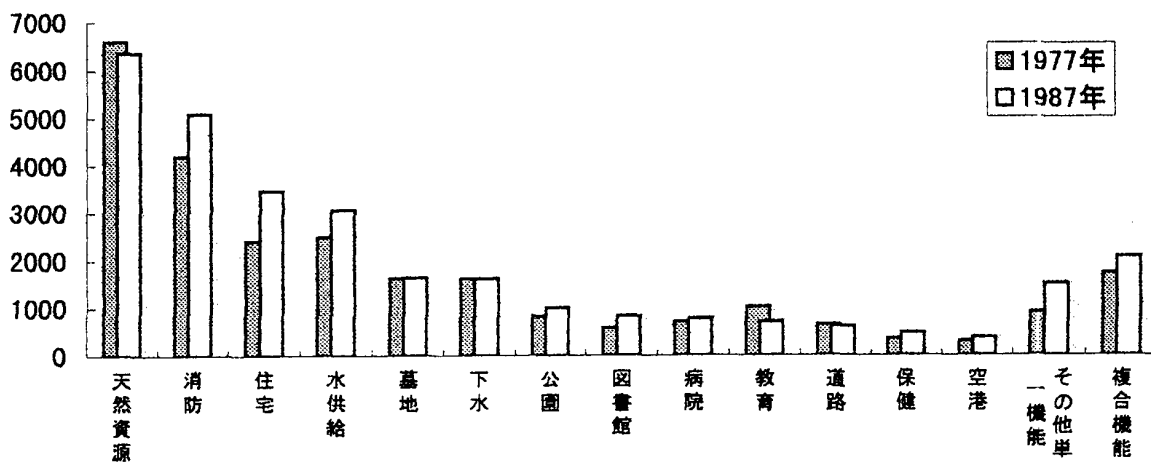
図22 地方政府数の増減（1952年の数を1として）



(注) U.S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governments のデータにより作成特別区の数は学校区を除いたものである。

特別区の果たしている機能を見ると次の図23のように単一機能のものが圧倒的に多く、1987年の29,532のうち単一機能のものは27,481で約93%を占めている。

図23 機能別の特別区の数と推移



(注) Nancy Burns, 1994 "The Formation of American Local Government" のデータより作成。「教育」は小学校建設のみであり、学校区は除く。

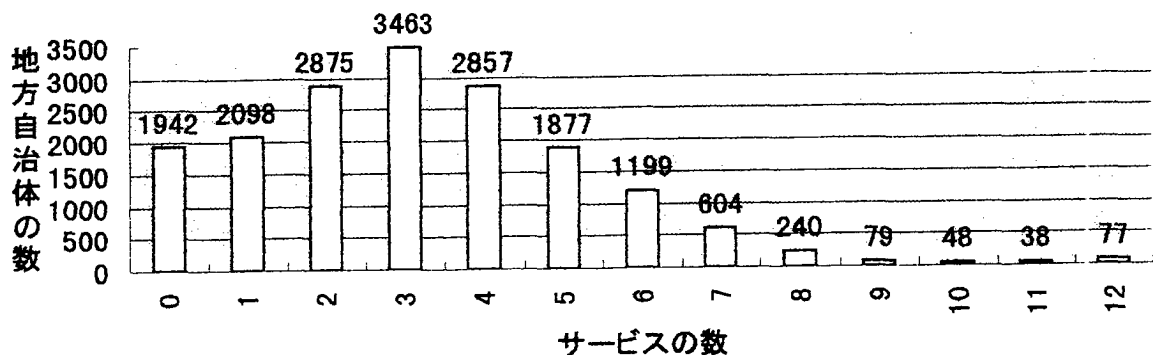
特別区の設置は一般的には州法の定めるところにより、一定数の署名を集めて請願を行い、住民投票にかけられ、その結果によって実現する場合が多い。

特別区の運営方法等、詳しくはII-4で述べる。

(ウ) 制度の特徴と問題点

アメリカ合衆国の地方制度の特徴といえば、まずはその多様性であろう。地域によって地方政府自体も多様であれば、その政府内の統治組織も多様である。それに輪をかけて、もともとの地方政府の性質の変化も大きい。具体的には、準地方自治体とされていたカウンティの自治体化や、一般政府であるはずの地方自治体のサービスの減少などである（図24参照）。

図24 地方自治体により供給されるサービスの数（1987）



(注) Nancy Burns, 1994. "The Formation of American Local Government" のデータより作成。合計はすべての市の90.6%にあたる17,397の市。このサービスには、水供給、大量交通、下水、競技場、住宅助成、図書館、病院、ガス、消防、電気、埋立て、空港が含まれる。警察は除いている。

この図が示すように、従来地方自治体が供給していると考えられたようなサービスが、現在ではほんのわずかしが供給されていない。その他のサービス供給主体は特別区に取って代わっている例が多いのである。

また、自治体間の格差、特に財政状況の格差が大きくなり、富裕な自治体とそうでない自治体、最悪にいたっては、財政的に破綻してしまう自治体も存在するという大きな問題がある。

(3) ドイツ連邦共和国の地方制度

ア ドイツ略史

843年、フランク王国の分裂により現在のドイツにほぼ該当する地域に東フランク王国が成立して以来、千年以上にわたりドイツは諸侯分立の状態が続いていた。

東フランク王国は、実際には諸部族の連合体で、国王も諸侯の力関係の中で選ばれ、また、10世紀初めには、ザクセン、フランケン、バイエルン等6つの公国が形成されることになる。

962年には神聖ローマ帝国が成立したが、時代とともに諸侯分立の傾向は強くなっていった。13世紀にはハンブルク、ブレーメンなどの帝国都市が台頭し、1648年のヴェストファーレン条約により300余りの諸侯と帝国都市に対して領邦国家としての権利が与えられ神聖ローマ帝国は名目化していくことになる。

1806年、ナポレオンにより神聖ローマ帝国は解体され、ライン連邦が結成された。ナポレオンは当時300余りあった諸侯を約40に再編し、自国の保護下におきプロイセン、オーストリアに対抗した。

ナポレオン失脚後のウィーン会議により、35の君主国と4自治都市からなる諸国家連合であるドイツ連邦が成立した。以後、プロイセンとオーストリアによる主導権争いが激化することになる。1871年にはプロイセン主導による歴史上初めてのドイツ統一がなされ、ドイツ帝国が成立した。

ドイツ帝国憲法によれば、帝国は、22の君主国と3自由都市からなる連邦国家であり、構成国の代表から成る連邦参議院 (Bundesrat) と成年男子の普通選挙によって直接公選される帝国議会 (Reichstag) を持ち、帝国の主権は連邦参議院にあると解されていた。

ドイツ帝国は第一次世界大戦 (1914-18) により崩壊し、1919年にはヴァイマル共和国が成立した。ヴァイマル憲法では、各州においても君主政が否定されたが、連邦制は維持され、全国議会 (Reichstag) と、各州の代表によって構成される参議院 (Reichsrat) が置かれた。しかし、立法に関し、参議院より全国議会が優先されるなどヴァイマル共和国は、中央集権的度合いが強くなっている。

1929年の世界恐慌以降台頭してきたナチスは、1933年政権を奪取し、以後、参議院、州議会解散など、中央集権的国家の形成を進めた。

ナチスの第三帝国は第二次世界大戦 (1939-45) の敗北により崩壊し、ドイツは連合国の管理下に置かれた。その後、英米仏とソ連の対立の深刻化により、ドイツの統一はなされず、1949年には英米仏占領区においてドイツ連邦共和国 (西ドイツ) ソ連占領区においてドイツ民主共和国 (東ドイツ) が成立し、ドイツは2つの国家に分裂された。

1990年になってようやく冷戦構造の終焉により東西ドイツ統一の機運が高まる中、東ドイツの諸州が西ドイツに編入され、ドイツ統一が完成した。

イ ドイツの近代的地方自治制度の沿革

ドイツの近代的地方自治制度は、ナポレオン戦争後苦境に陥っていたプロイセンの近代化のための一連の制度改革により始まった。この改革は1807年以降カール・フォン・シュタイン（H. F. Karl vom und zum Stein）とその後継者ハルデンベルク（Karl August von Hardenberg）によって行われたもので、「シュタイン＝ハルデンベルクの改革」と呼ばれ、農民解放、行政機構改革、都市自治制の樹立を主な目的としていた。

シュタインは、国家再建のためには市民の自由な活動から出る力が必要であると考え、1808年に都市の自治を確立するために市制（Städteordnung）を制定した。この改革により、都市には選挙制の代表機関が設けられ、議会が選出する参議会により行政が行われることになり、長らく押さえつけられていた都市自治制が再建された。

しかし、これらの改革は官僚主導の改革であり、保守的な貴族階級の反発もあったため、特に1830年以降は地方自治制度改革は進まず、官僚組織の拡大、貴族階級とブルジョワ上層の結合により新たな支配層が形成される結果となった。

1919年に制定されたヴァイマル憲法は、その第127条において「市町村および市町村連合は、法律の範囲内において自治行政（Selbstverwaltung）の権利を有する」と定め地方自治を保障している。しかし、地方自治を実現するために必要な法律は制定されず、地方自治の保障は現実には機能することはなかった。反対に、特に世界恐慌以後の財政危機の影響により地方財政は窮乏し、地方自治は危機的状況に陥ることになる。

ヴァイマル共和国の下で危機に瀕した地方自治は、ナチス体制の下での中央集権体制の導入により完全に破壊され、1935年に制定されたドイツ市町村法（Deutsche Gemeindeordnung）により市町村は国家の下部組織に組み入れられた。

第二次世界大戦後、ナチス時代の中央集権体制は崩壊し、占領軍による地方自治制度の復活が図られた。1949年にはドイツ連邦共和国基本法（以下、「基本法」という）が制定され、地方自治権の保障がなされている。

ウ 現代ドイツの地方自治制度

（ア）連邦・ラント（州）間関係

ドイツ連邦共和国は16のラント（州）からなる連邦国家で、連邦とラント（州）の関係は基本法により詳細に規定されている。

①立法権

基本法では、「ラント（州）は、この基本法が連邦に立法権限を付与しない限度で、立法権を持つ」（第70条1項）としており、連邦の立法権限は基

本法に限定的に列挙された次の4種である。

- (a) 連邦の専属的立法—外交、防衛、国籍、通貨等
- (b) 競合的立法（連邦が立法権を行使しなければラント（州）が立法権を行使できる）—民法、刑法、訴訟法等あるが、実際にはほとんど連邦の法律が制定されている。
- (c) 大綱的立法（ラント（州）を名宛人にして大綱を定める。いわゆる枠法）—大学制度等
- (d) 原則的立法（連邦とラント（州）を名宛人にして原則を定める）—予算、景気対策等

②行政権

ドイツでは、原則として連邦が立法を行い、行政は主としてラント（州）が担当するという形になっている。ラント（州）は、基本的に特段の定めのない限り、ラント（州）法律の執行とならんで連邦法律を「ラント（州）の固有事務」として執行する。（基本法第83条）

連邦とラント（州）の関係からみた行政の分類は以下のとおりである。

- (a) 連邦固有行政（連邦の機関によって執行される行政）—外交、国防、連邦財政、連邦鉄道、航空等
- (b) 連邦委任行政（連邦からの委任により州が執行する行政）
多くの場合連邦参議院の同意を得た法律により、委任行政となる。—連邦高速道路、核エネルギー等
- (c) ラント（州）固有行政I—連邦法律の執行
- (d) ラント（州）固有行政II—ラント（州）法律の執行
- (e) 共同事務—高度産業社会に対応するために、1969年に基本法第8 a 章が追加されラント（州）の事務について連邦がラント（州）に協力することになった。
 - ア 高等教育機関（大学病院を含む）の拡充・新設
 - イ 地域経済構造の改善
 - ウ 農業構造及び海岸保全の改善

③連邦の機関

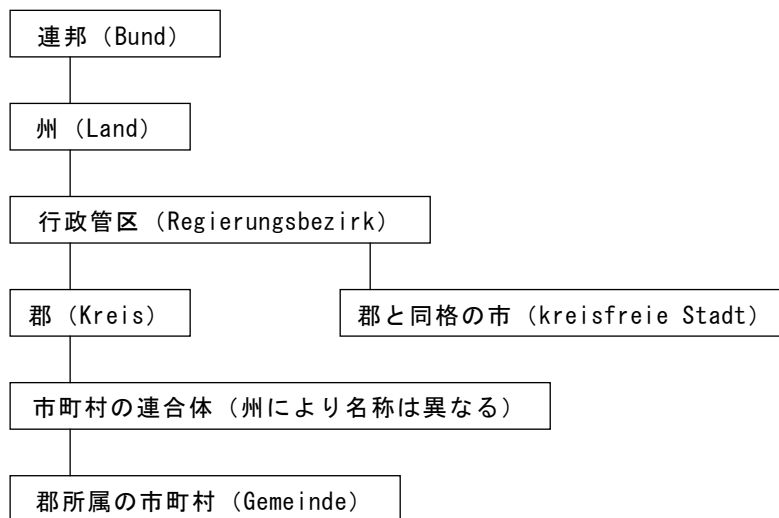
- (a) 連邦議会—国民代表機関
「人物を加味した比例代表制」—小選挙区制と比例代表制の併用
- (b) 連邦参議院—ラント（州）の代表機関
連邦参議院はラント（州）の任命するラント政府の構成員から構成され、各ラントはその人口により3～6人の議員を派遣する。
基本法第50条にあるように各ラント（州）は連邦参議院を通じて「ラントは連邦の立法と行政に協力する」。

また、連邦参議院は法律案を連邦議会に提出する権利を有し、ラントの利害に関わる法律については連邦参議院の同意が必要である。

(イ) 地方自治制度

地方自治制度については、各ラントの憲法に委ねられているが、基本法では、クライス（郡）及びゲマインデ（市町村）に普通・直接・自由・平等・秘密選挙による議会の設置を義務づけ（第28条第1項）、法律の範囲内で地域共同体のすべての事務を固有の責任により処理する権利及びゲマインデ（市町村）連合の自治行政権を保障している（同条第2項）。地方自治制度の詳細については、州の個別法で規定されている。

(地方自治制度の基本的なパターン)



(注) ドイツの地方自治制度は州により異なるため、基本的なパターンを作ることは難しいが、人口・面積ともに大きい州をもとに作成した。

連邦全体に共通の基本的なパターンがないことが、ドイツ地方自治制度の特徴であると言える。

基本法ではゲマインデ（市町村）が議会をもつことを規定しているが、議会と他の機関との関係は各ラントの憲法及びゲマインデ法により規定されている。各ラントのゲマインデの組織構造は歴史的な経緯あるいは第二次世界大戦後の占領国の影響などにより大きく異なり、以下の4種に分類することができる。

①参事会型（Magisterratsverfassung）

（ヘッセン州、シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン州の都市部）

住民の代表である市町村議会が、行政を指揮監督する参事会（参事会議長である市町村長及び各参事によって構成）を選出する制度で、議会と執行部の二元的組織形態をとっている。

ヘッセン州では1993年5月以降、市町村長は住民により直接公選されることになった。

この制度は旧プロイセンによるシュタイン市制に由来するものである。

②市長型（Bürgermeisterverfassung）

（ラインラント＝プファルツ州、ザールラント州、シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン州の非都市部）

住民の代表である市町村議会が市町村長を選出し、市町村長が議会議長と行政機関の長を兼ねる制度で、一元的組織形態をとっている。

ラインラント＝プファルツ州では1994年より、市町村長は住民により直接公選されることになり、また、ザールラント州では将来的に直接公選に移行することになった。

この制度は、ナポレオン占領下のラインラントで採用されたフランス式の市制度に由来するものである。

③北ドイツ評議会型（Norddeutsche Ratsverfassung）

（ニーダーザクセン州、ノルドライン＝ヴェストファーレン州）

市町村議会により、議会の長としての市町村長と行政の長である市町村事務総長（Gemeindedirektor, Stadtdirektor）が選任される制度で、議会と市町村事務総長が並立する二元的組織形態をとっている。市町村事務総長は、いわば市支配人（シティマネージャー）で、アメリカのシティマネージャー制度との類似性が指摘されている。

この制度は、第二次世界大戦後イギリスの占領地域にあってその地方自治制度の影響を受けたものであるが、ノルドライン＝ヴェストファーレン州では1999年より市町村長直接公選制に移行することになり、ニーダーザクセン州においても市町村長直接公選制への移行が議論され、この制度自体が大きく見直されている。

④南ドイツ評議会型 (Süddeutsche Ratsverfassung)

(バーデン＝ヴュルテンベルク州、バイエルン州)

市町村議会議員と市町村長は住民により直接選挙される。市町村長は市町村議会の議長も兼ね、強力な権限が与えられている。

この制度は、1920年代のヴァイマル共和国時代に南部ドイツにおいて導入された制度である。

エ 地方自治制度の改革

(ア) 旧西ドイツ各ラントにおける1970年代の改革

1970年代には、各ラントにおいて、地域改革 (Gebietsreform) 及び機能改革 (Funktionalreform) が進められた。

地域改革は、60年代後半からの景気の後退による地方の財政危機、工業化・都市化に対応した社会資本整備の必要性など、新たな時代に対応した地方自治制度を確立するために、地方自治体の統合をめざす改革であった。具体的には、郡部の町村の合併促進、都市部の市域改革、郡の区域の拡大、地域計画 (Regionalplan) の策定・実施のための行政単位の設置、州政府管区の再編成などが行われた。次頁の図25、26を見てわかるとおり、ゲマインデ (市町村)、クライス (郡) とも大幅な再編が進められた。再編前と再編後では、ゲマインデ (市町村) 数は24,143から8,414、クライス (郡) 数は、425から237に減少している。

しかし、再編の進め方は州により様々である。例えば、ノルドライン＝ヴェストファーレン州のようにゲマインデ (市町村) の合併を強く推進した州もあるが、ラインラント＝プファルツ州では、小規模ゲマインデ (市町村) の連合体である行政共同体を設置し、大規模な再編は行っていない。

機能改革は、地域改革により規模を拡大した郡及び市町村の事務執行能力を効率化するための改革で、これにより事務を上位団体から移譲することをめざした。

(イ) 旧東ドイツ各ラントにおける1990年代の改革

旧東ドイツ時代には、社会主義的中央集権体制確立のため民主集中制への改革が進められた。1952年の憲法改正により地方分権的性格を持つラントが実質的に解体され、もっとも大きい地方行政区画単位として新たに14の行政区 (Bezirk) と首都ベルリンに分けられた。また、地方行政レベルでは132の郡・特別市に代わり、191の郡と26の特別市に分けられた。市町村も国家の規制を強く受け、統一前は、中央集権行政機構の構成単位としての郡及び小規模な市町村が存在していた。

1989年秋の民主化により、地方自治再建の動きが活発になった。統一直前の

1990年5月、「ドイツ民主共和国における市町村及び郡の自治行政に関する法律（地方自治基本法）」が制定され、同年7月に復活した各州に適用されることになった。

その後、各州で地方自治法が制定され、地方自治制度改革が行われている。その中心は、人口、面積とも小さかったクライス（郡）、ゲマインデ（市町村）の区域改革である。しかし、大規模な市町村合併は行われなかった。その理由としては、旧東ドイツ時代にも「市町村連合」の制度があったこと、行財政の効率性の追求よりも、地域民主主義を重視したことなどが挙げられる。次頁の図27、28より、大規模なゲマインデの合併は行われず、クライス（郡）の再編により地方自治の強化を図っていることがわかる。

図25 ゲマインデ（市町村）の再編（旧西ドイツ）

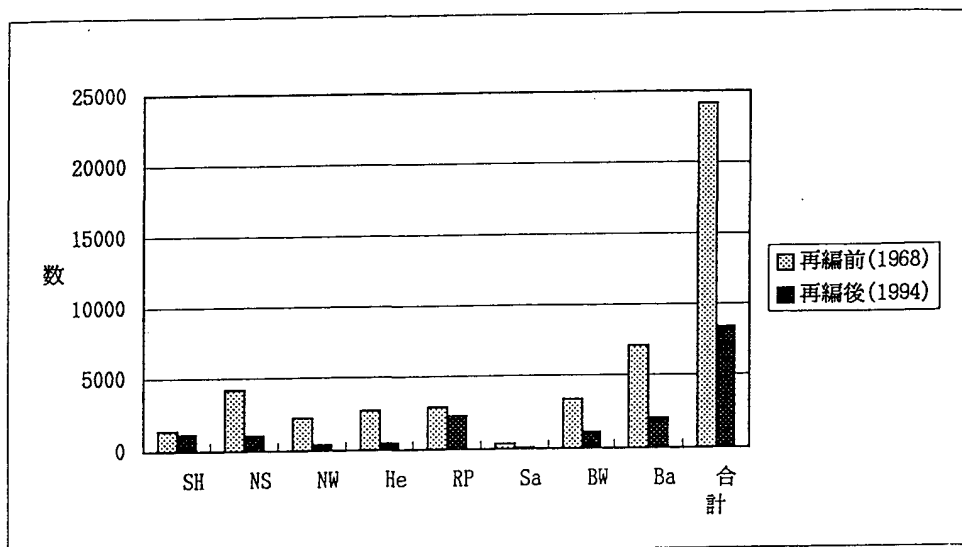
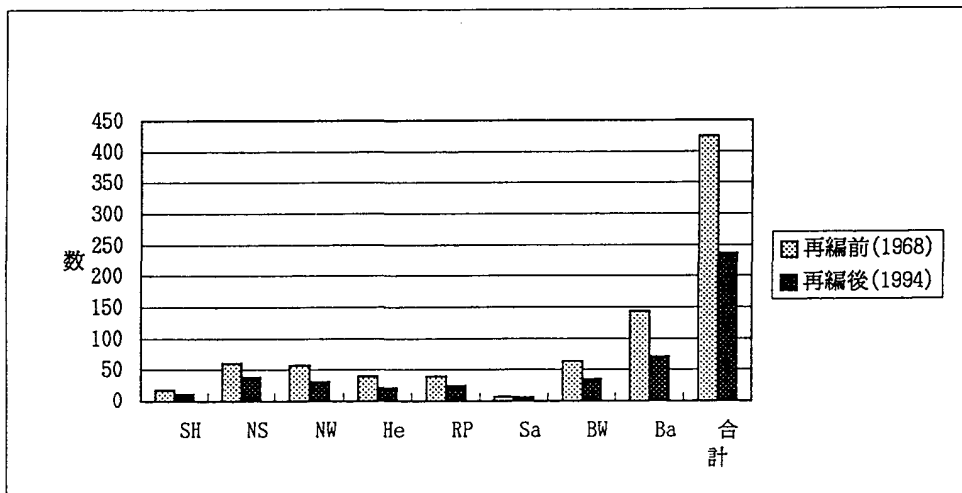


図26 クライス（郡）の再編（旧西ドイツ）



(注) Statistisches Jahrbuch 他より作成。

図中の略号は、下記のとおりである。

SH: シュレスヴィツヒ=ホルシュタイン州、NS: ニーダーザクセン州、NW: ノルドライン=ヴェストファーレン州、He: ヘッセン州、RP: ラインラント=プファルツ州、Sa: ザールラント州、BW: バーデン=ヴュルテンベルク州、Ba: バイエルン州

図27 ゲマインデ（市町村）の再編（旧東ドイツ）

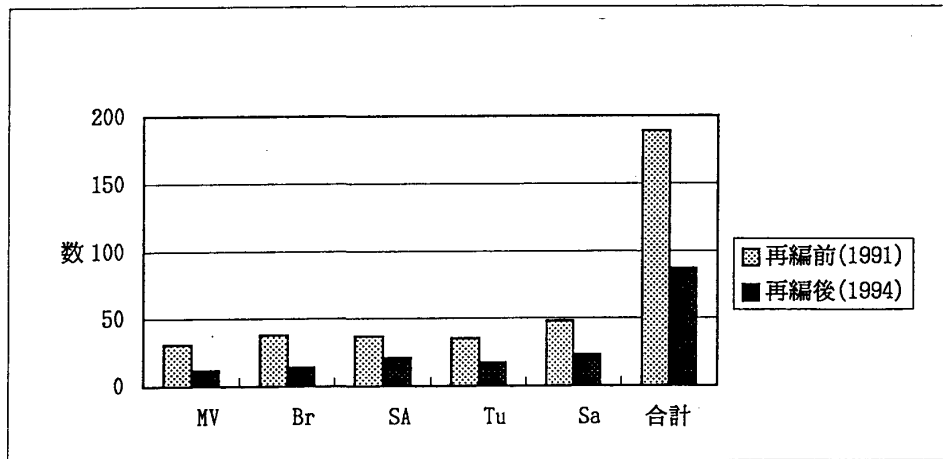
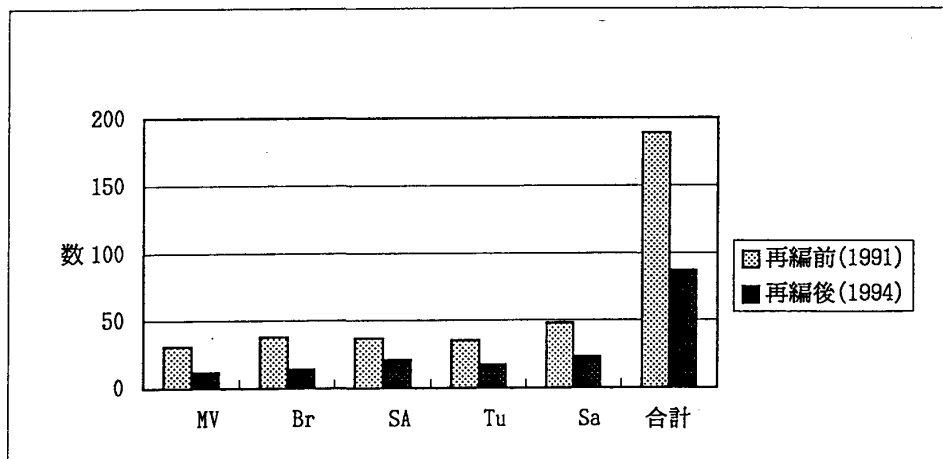


図28 クライス（郡）の再編（旧東ドイツ）



(注) Statistisches Jahrbuch他より作成。

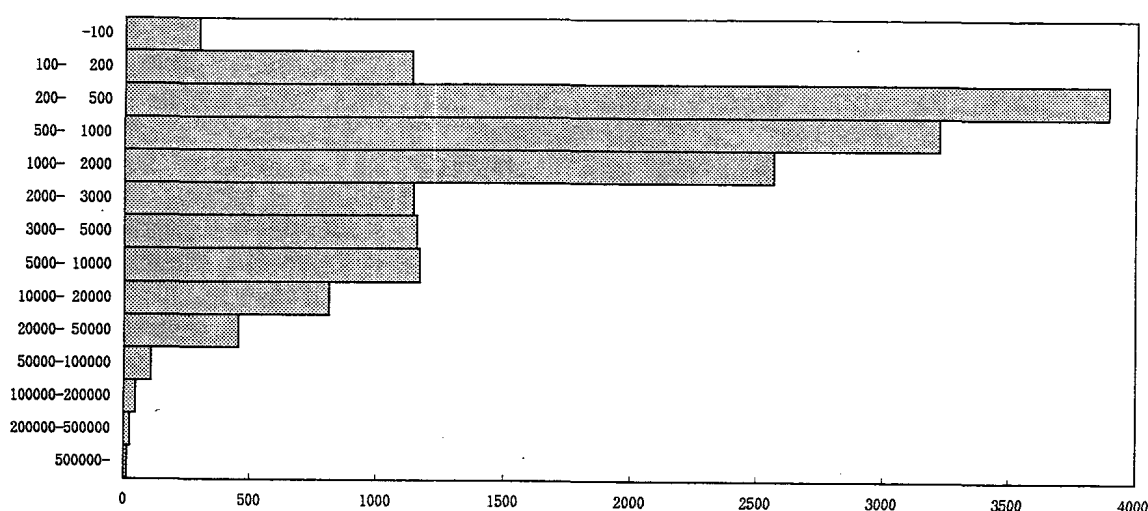
図中の略号は、下記のとおりである。

MV : メクレンブルク=フォアポンメルン州、Br : ブランデンブルク州、SA : ザクセン=アンハルト州、
Tu : チューリングゲン州、Sa : ザクセン州

次頁の図29は連邦全体のゲマインデ（市町村）の人口規模別分布であるが、市町村の合併を促進したにもかかわらず、小規模ゲマインデ（市町村）の数は依然として多いことがわかる。

人口5000人未満のゲマインデ（市町村）の数は13,408にのぼり、全体の83.6%を占める。

図29 市町村の人口規模別分布（連邦全体）



(注) Statistisches Jahrbuch 1994より作成。

(4) フランス共和国の地方制度

ア 近代的地方自治制度の沿革

1789年のフランス革命によって、従来のアンシャン・レジームの地方制度を覆し、地方分権的自治制度を実現した。具体的には、デパルトマン（県・*department*）、アロンディスマン（郡・*arrondissement*）、コミューン（市町村・*commune*）をおいた。しかし、この地方分権主義による地方制度はわずか2、3年で破綻をきたしたため、革命政府はデパルトマン（県）の権限を縮小し、アロンディスマン（郡）、コミューン（市町村）を中央権力の統制下におくようにした。

ナポレオン1世により、1799年から18世紀にかけて、さらに中央集権化が進んだ。デパルトマン（県）の権限は知事、議会、県参事会に分割されたが、国の官吏である知事が実質的な権力を握っていた。アロンディスマン（郡）は議会を持つ行政単位であったが、20世紀半ばには議会は廃止され、県行政の便宜のための行政区画となった。コミューン（市町村）は1884年にその基本法が作られ、パリ市を除きその大小にかかわらず、画一的な権限を与えられ、地方自治の単位と、国の行政の地方単位との二重の機能を持つものとされた。このような仕組みは、その後ヨーロッパ大陸の諸国にも広がり、「大陸型自治」の典型とされてきた。

19世紀末から集権制の見直しを求めた「レジョナリズム」の動きも見られたが、基本的にはこの中央集権的な地方制度が長く維持されてきた。1980年代に入り、ミッテラン政権により、大幅な地方制度改革が行われた。1982年に「コミューン、デパルトマンおよびレジオンの権利と自由に関する法律」が、1983年には「コミューン、デパルトマン、レジオンおよび国の間の権限配分に関する法律」が公布された。

前者によって、レジオン（州）、デパルトマン（県）、コミューン（市町村）の自治権を確立し、三層制の地方制度が保障された。レジオン（州）は「完全自治体」となり州議会が設置され、州議会議長が執行機関の職務を兼ねることになった。県知事についてもこれまでの官選の知事に代わり、県議会議長が兼ねることになった。県庁としての機能も再編されて、デパルトマン（県）は自治体としての機能に特化し、国の出先機関と分離された。これらの改革についての詳細な記述はII-2で行う。

後者による権限委譲の改革は、中央の権限をいくつかの原則により実施しようとするものである。その原則とは、「一括法定配分」の原則、「補完性」の原則、「法律主義」の原則、「事務と財源の同時移管」の原則などである。これらの結果、レジオン（州）、デパルトマン（県）、コミューン（市町村）のそれぞれにおいて権限が拡大されたが、コミューン（市町村）に対してはやはり大小にかかわらず一律に権限委譲されたため、弱小コミューン（市町村）では都市計画などの新規の権限を担いきれないという問題が生じてきている。

イ 現況

（ア）制度の概要

フランスにおいて1982年法の改革後地方公共団体（collectivité territoriale）として認められているのは、レジオン（州）、デパルトマン（県）およびコミューン（市町村）である。

これらのレジオン（州）、デパルトマン（県）およびコミューン（市町村）は地方公共団体であるとともに国の行政区画でもあり、それぞれ次のような形で国の代表者が置かれている。

レジオン（州）およびデパルトマン（県）には、自治体としての行政執行の責任を負う知事（＝議会議長）のほかに、中央政府により任命される地方長官がおかれた（州地方長官＝*préfet de région*、県地方長官＝*préfet de département*）。地方長官は国家行政の地方における代表としての任務を負い、自治体としてのレジオン（州）、デパルトマン（県）に対する行政的統制（*contrôle administratif*）を行う。またコミューン（市町村）の執行機関であるメール（*maire*）は、自治体代表としての職務以外に、国の機関として事務を執行する義務を負っている。

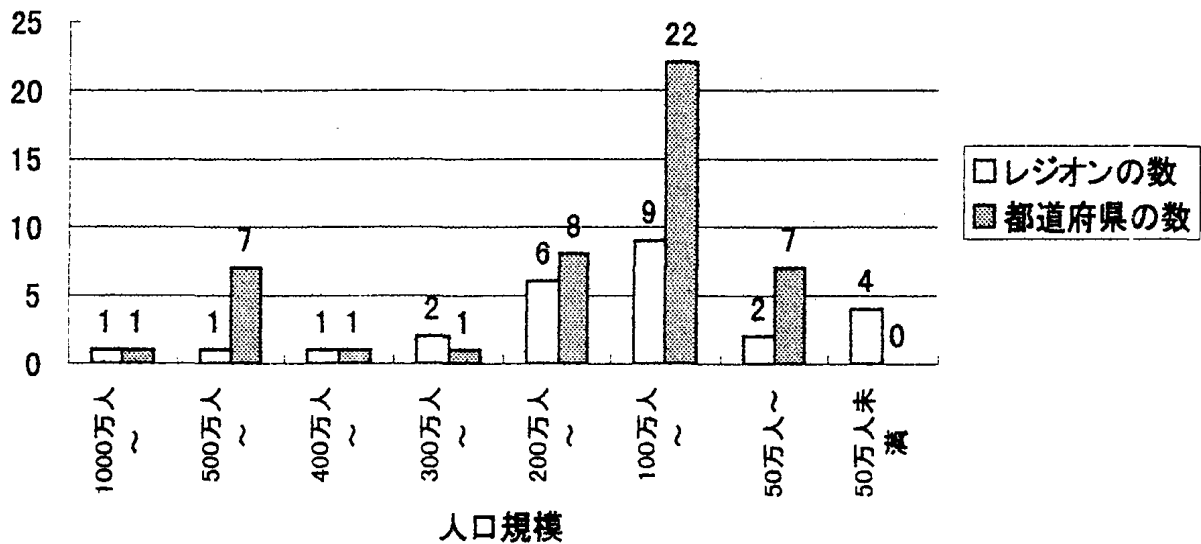
（イ）団体の種類

a レジオン（州）

レジオン（州）の区域はいくつかのデパルトマン（県）に分割される。フランス本国には22のレジオン（州）があり、海外領土（4州）と合わせ、26のレジオン（州）がある（1996年現在）。各レジオン（州）の区分は、中世以来

「プロヴァンス (province)」と呼ばれてきた地域区分とほぼ対応している。人口規模別のレジオン (州) の数とおよそ同規模である日本の都道府県の数と比較してみると、図31のようになる。最大はパリ市を含むイル・ド・フランス州で1990年の人口統計で1066万人、海外4州とコルシカを除くと百万人未満はリムーザン州のみであり、ほぼ百～2百万人台に集中している。この規模の団体の占める割合は、フランスのレジオン (州) では35%、日本の都道府県では47%となっている。

図31 人口規模別のレジオン (州) の数 (日本の都道府県数との比較)



(注) フランスの州の数は、「Les Collectivites Locales en chiffres 1994」、日本の都道府県の数、「市町村要覧平成7年度版」に基づいて図を作成。

1982年の改革までレジオン (州) は地方公共団体ではなく「公共機関」であった。そのため組織としては州評議会、経済社会委員会、知事が設置されていたが、評議会の議員は公選ではなく、知事も政府の任命による官僚であった。改革後は、前述のとおりレジオン (州) は公選による州議会議員と州知事 (州議会議長を兼ねる) を持つようになった。州議会は州計画の策定、予算の議決、決算の承認等を行う。州知事 (=州議会議長) は、州議会議員の互選により選任され、議長としての任務、および議会に対する州計画の執行状況や財政状況の報告、州財政の管理、国との調整等を行う。

また諮問機関である経済社会委員会 (comité économique et social) は、州計画の企画、州予算の総括的方針、州の権限分野についての総合的な方向付け等を行う。

さらに各レジオン (州) にはレジオン (州) における国の権限を行使するために、州地方長官 (préfet de région) が置かれた。州地方長官は、閣議を

経たデクレ（政令）により任命され、州内の国の出先機関の指揮監督、州議会への国代表としての意思の表明、自治体としてのレジオン（州）に対する行政監督を行う。この職は州庁所在地の県地方長官が兼任する。

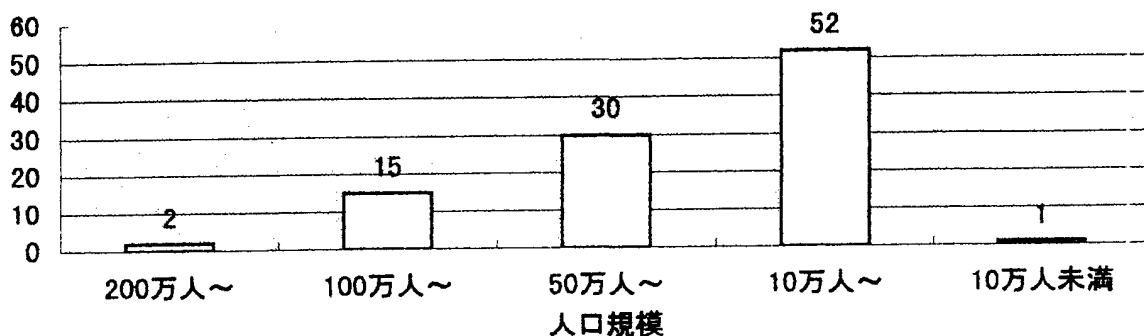
レジオン（州）の権限については、改革による権限配分により、経済領域への行政の介入の権限や国土整備計画の権限が拡充され、職業教育・実務研修、運河・河川港、高等学校の建設・管理、環境行政、文化行政などの権限が新たに委譲された。1983年に出されたデクレでは国との間の「計画契約（contract de plan）」の制度を定め、国とレジオン（州）が共同で計画の実施にあたることになった。これは国とレジオン（州）の計画の整合性を担保するための制度である。

州政府の詳細については、後述する（P78以下）。

b デパルトマン（県）

デパルトマン（県）の区域は、レジオン（州）やコミューン（市町村）とは異なり、フランス革命後に行政単位として人為的に作られた画一的な区域である。各デパルトマン（県）の面積は、おおむね5700km²を目安に1区画とされた。（この区画の基準は、県内のどこからでも48時間以内で県庁所在地まで往復できるということだった。）現在のデパルトマン（県）の数は全仏でちょうど100であり、1州当たりのデパルトマン（県）の数は本国で2～8（海外領土では1）となっている。人口規模別のデパルトマン（県）の数は図32のとおりであり、10万人以上50万人未満の規模のものが52団体と半数以上を占めている。面積による区画割りのため、人口には大小の差が見られ、最大はノール県の253万人、最小はロゼール県の7万人となっている。日本の都道府県の規模は、平均面積が約8千km²、平均人口が約265万人であり、面積、人口ともにフランスのデパルトマン（県）よりかなり大きい。

図32 人口規模別のデパルトマン（県）の数



(注) 1990年現在。"Le collectivités Locales en chiffres Édition 1994" のデータより作成。

1982年の地方制度改革前には、中央政府の任命による県知事（prefet）がデパルتمان（県）の執行機関として置かれており、行政上決定的な地位にあった。しかし改革後これは廃止され、自治体としての県行政の執行機関としては県議会議員の互選により選出される県議会議長がその責務を果たすこととなった。また国家行政のデパルتمان（県）における代表としては県地方長官（prefet de departement）が中央政府により任命される。そして、デパルتمان（県）における自治体行政と国家行政との総合調整はこの両者によって合同して確保するという仕組みがとられている。

県議会議長の権限を列挙すると次のとおりである。

- ①議会の議決案を準備し、議決を執行する。
- ②デパルتمان（県）の支出命令官であり、かつ租税法典に特別の定めのないかぎりデパルتمان（県）の収入の執行を命ずる。
- ③デパルتمان（県）の諸部局の統括責任者であり、その監督と責任のもとに各部局の長に専決権を与えることができる。
- ④県有財産を管理し、この資格において、財産の管理に関する警察権限を行使する。
- ⑤議会の決定に基づき、県を代表してすべての訴訟を行う。

県議会運営につき協議するための機関としては、県議会理事会（bureau de conseil general）が置かれる。これは議長、副議長、若干名の議員により構成される。

県地方長官は、1982年5月にだされたデクレによりその地位を「デパルتمان（県）における国の権威の保持者」であり「首相および各大臣の直接の代表者」となると規定されている。この地位によりデパルتمان（県）において次のような権限を持つ。

①国の代表者としての権限

- ・県内の一般警察権および特別警察権
- ・国を代表して他の公法人との間に協定を締結すること
- ・県議会に対し、国を代表して意思を表明すること
- ・県内の国の出先機関に関係する委員会・審議会等において議長となること
- ・デパルتمان（県）のレベルにおいて、国、県議会議長、市町村長相互の間の通信・文書の仲介を行うこと

②地方自治行政に対する監視者としての権限

③国の地方出先機関の長としての権限

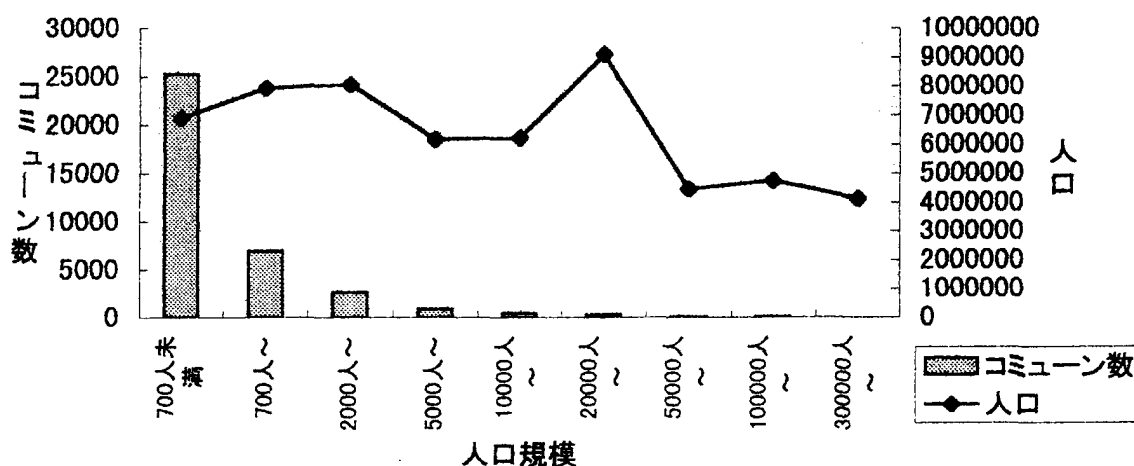
c コミューン（市町村）

フランスのコミューンは一般的に「市町村」と訳されているが、日本のような市・町・村の区別は存在しない。コムューン（市町村）の歴史は古く中世に遡る。都市部においてはコムューン（commune）が、農村部においてはパルワス（paroisse）と呼ばれる教区がもととなっている。

フランス革命期にはこのような基礎的な地域団体が38,000程度存在していた。1990年現在でのコムューン（市町村）の数は36,551であり、この数字に近い。人口規模別のコムューン（市町村）の数とその人口は図33のとおりであり、人口700人未満の団体の数が全コムューン（市町村）数の69%を占めている。また、人口700人未満の団体の内訳は図34のとおりであり、100人以上200人未満の団体が6,681（全コムューン数の18%）、50人以上100人未満の団体が2,995（同8%）、50人未満の団体が1,087（同3%）と非常に小規模な団体が多く平均すると1団体当たり約1,580人となる。フランスの場合には、人口が0になってもその成り立ちゆえに、名前としては残っているため、50人未満の団体1,087の中には人口0のところも含まれる。

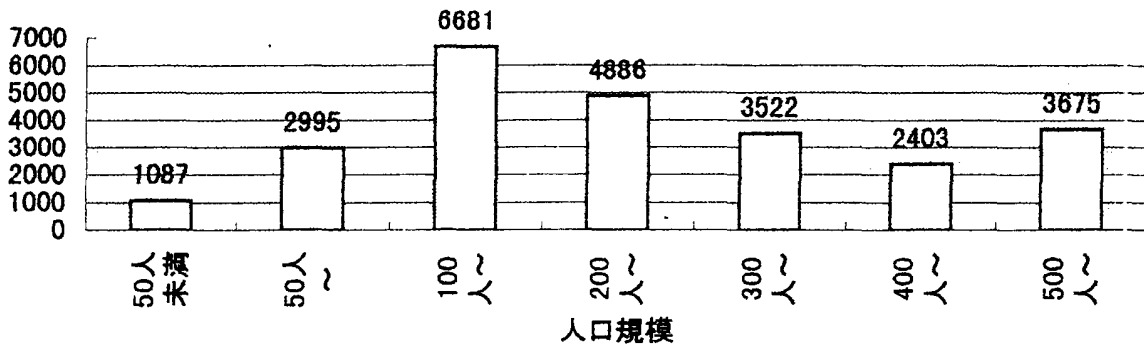
このようにコムューン（市町村）の数が非常に多く（日本の10倍以上）、それに伴って1団体の規模が非常に小さいのが、フランスのコミューン（市町村）のもつ特徴である。

図33 人口規模別のコムューン（市町村）の数とその人口



(注) 1990年現在。"Le collectivités Locales en chiffres Edition 1994" のデータより作成。

図34 人口規模別のコミューン（市町村）の数（人口700人未満の24259団体の内訳）



(注) 1990年現在。 “Le collectivités Locales en chiffres Edition 1994” のデータより作成。

コミューン（市町村）には、議決機関として市町村議会（conseil municipal）、執行機関として市町村長（maire）が置かれている。

市町村議会は、人口規模に応じて定数が決められており、9～69人となっている。

市町村長は、市町村議会議員の中から互選により選出される。またコミューン（市町村）の規模に応じて1～12人の助役（adjoint）も置かれる。市町村長の持つ権限は次の4種類に大きく分けられる。

- ①議会の「執行機関」としての権限
 予算の作成・執行、財産管理、契約締結等
- ②議会から委任された権限
- ③市町村長の固有の権限
 職員の任免、市町村警察の権限
- ④コミューン（市町村）における国の代表としての権限
 署名の公証、法令の公報・執行、地方公共団体の安全確保措置等

(ウ) 制度の特徴と問題

以上のような分権後のフランスの地方制度について、その特徴や問題点を大まかに整理すると次のようなことが考えられる。

一つにはフランスの地方制度の大きな特徴として、上述のようにコミューン（市町村）の規模が非常に小さいということがあげられる。そのためほとんどのコミューン（市町村）の行財政能力は現代的な行政課題に対応するにはあまりにも脆弱である。そこで「コミューン（市町村）の合併（fusion de communes）」やコミューン（市町村）間の広域行政組織の活用が課題となる。市町村合併は

1884年以来、過去にその促進を試みる方策が何度かとられた。しかし、合併はほとんど進んでいない。そこでそれに代わるものとして多種多様な広域行政システムが形成されてきている。その詳細については後述するが、従来からの組織に加え、1992年にはさらに新たに2つの組織が法定化されている。また、コミューン（市町村）の規模に関連して、分権後に自治体間の格差が拡大したことも問題とされている。弱小コミューン（市町村）においては、分権化により下ろされた権限を行使する行財政能力に欠けるため、個別契約により県に逆委任するということもある。

二つめに、分権化が民主化につながったかという議論がある。レジオン（州）デパルトマン（県）・コミューン（市町村）とも議員は公選であるが、首長は議会の互選で決まるというシステムから、議会がチェック機能を果たさない恐れがあるという問題。そしてフランスの制度の特徴である兼職問題。EU議員、国会議員、州議会議員、県議会議員、市町村長等は1986年法により2つまでという制限はついたものの、兼職が認められている。そのため、分権後さらに有力となった市町村長と国会議員の兼職は増加している。このような有力者への権力集中に伴う政府腐敗が問題となっている。

三つめに国の事務の軽減化があまりみられないということがある。分権化改革により、もとの県知事部局の職員の3分の1くらいが県議会の管轄下に移ったが、残る3分の2くらいの職員は国政の事務のみに携わることになる。自治体行政としてのデパルトマン（県）の仕事は移ったのだから、仕事はかなり縮小していいはずだが、あまり軽減化されていないという問題がある。

2 各国の地方制度の比較

以上述べたように各国の地方制度は実に多様であり、国家体制も異なることから単純に比較することは困難であるが、試みとして、ここでは日本の基礎的自治体である市町村と広域的自治体である都道府県のそれぞれのレベルに比して、各国の基礎的レベル・広域的レベルの自治体の規模等について可能な限りで比較対照してみたい。

(1) 各国の政府体系

各国の地方制度を比較するにあたっては、まず各国（本報告書で対象としている4国を中心とする数ヶ国）の政府体系の概略を再確認することから始めたい。

政府体系を考える際にまず大きな違いとなるのは、連邦制国家か単一主権国家かということである。単一主権国家の場合には、中央政府と地方政府の関係がすなわち地方自治制度となるが、連邦制国家においては、州・ラントなどが主権・憲法を有する国家であるため、連邦政府—州政府の連邦制度と州政府—地方自治体の地方自治制度の二段階に分けられる。そこで、単一主権国家の地方自治制度と比較しうるのは、連邦制国家の場合には、州政府以下に限られるとも言われている。しかしここでは、州・ラントについても、中央政府と基礎的自治体の中間的な団体であるという側面から捉えてみたい。

さて、国家から基礎的自治体にいたる各国の標準的な政府体系について、「自治の原点と制度」（ぎょうせい、1993年）の中での西尾勝氏の整理をもとに表にまとめると次のようになる。

表1 各国の標準的な政府体系

国内		1層	2層	3層	4層
日本		国	都道府県	市町村	
フランス共和国		国	州 (région)	県 (département)	市町村 (commune)
アメリカ合衆国	都市	連邦	州 (state)	郡 (county)	市町村 (municipality)
	農村		州 (state)	郡 (county)	
ドイツ連邦共和国	都市	連邦	邦 (Land)	特別市 (kreisfreie Stadt)	
	農村		邦 (Land)	郡 (county)	町村 (Gemeinde)
英国	都市	国	市町村 (district)		
	非都市		県 (county)	市町村 (district)	
スウェーデン		国	県 (Län)	市町村 (Kommun)	

(注) 網掛け部分は、主権を有する国家である。

実際には、すべての地域でこのように統一的な体系となっているわけではないが、整理のために大きく類型化するとおおよそこのようになっており、英国の都市部の二層制を除いては、三層～四層制をとっている。

以下、基礎的レベルの自治体と広域的レベルの団体（ここでは中央政府と基礎的自治体との中間的な団体をいう）とに分けて、各国の団体の規模等を見る。

（２）基礎的レベルの自治体

基礎的レベルの自治体について４国の面積・人口を見てみると、表２のとおりとなる。

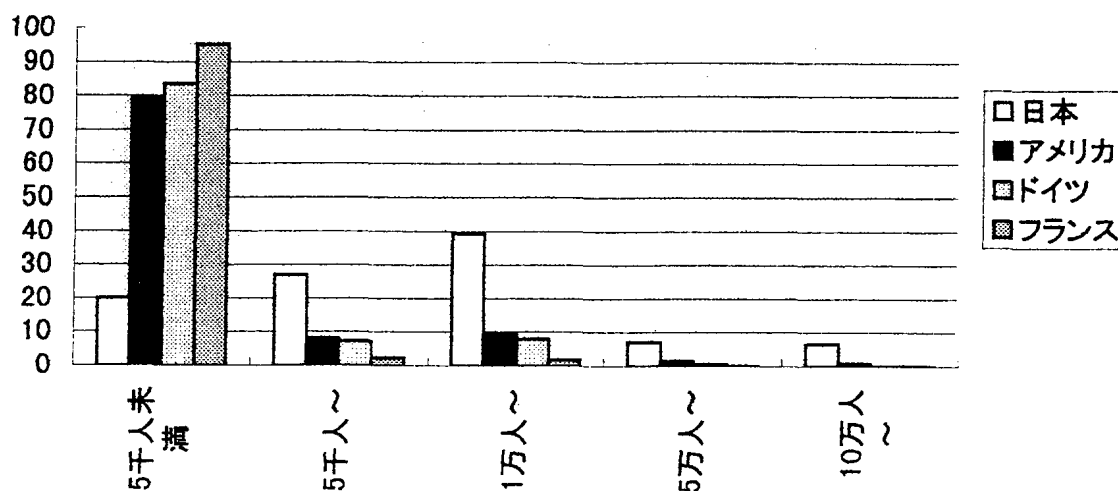
表２ 基礎的レベルの自治体の規模（面積・人口）

国名	自治体数	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)	名称
日本	3,234	115	36	市町村
フランス	36,551	15	1.6	commune
アメリカ合衆国	19,296	486	13	municipality
ドイツ	16,032	22	5.0	gemeinde

(注) 日本の数字は1995年。フランスの数字は1990年。アメリカ合衆国の数字は1992年、ドイツの数字は1992年の時点のもの。

次に各国の自治体の人口規模別の割合（％）を図で示すと次のようになる。

図35 人口規模別の基礎的自治体数の割合（％）



(注) 各国とも時点は上記表２と同じ。

このように、基礎的レベルの自治体の規模を比較してみると、上記の表及び図のとおり、面積・人口とも日本はかなり大きいことがわかる。特に上図のように他の三国は、5千人未満の自治体の割合が8～9割であるのに比べ、日本の場合は、1万～5万人規模の自治体が最も多い。

(3) 広域的（中間的）レベルの団体

広域的レベルの団体について4国の面積・人口を見てみると、表3のとおりとなる。

表3 広域的レベルの団体の規模（面積・人口）

国名	自治体数	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)	人口の最大格差 (千人)	名称
日本	47	8,039	2,652	10,930	都道府県
フランス共和国	26	20,923	2,234	10,546	region
	100	5,440	581	2,459	département
アメリカ合衆国	51	183,784	4,877	29,306	state
	3,043	3,080	82	9,053	county
ドイツ連邦共和国	16	22,310	5,061	16,993	Land
	517	690	157	1,225	Kreis

(注) 日本の数値は1995年4月1日現在。フランスの数値は、1990年現在。アメリカの数値は、1992年現在（カウンティの人口の最大格差のみ、「1983 County and City Data Book」より）。ドイツの数値は、1992年現在（ドイツのクライスには、クライスと同格の市も含む）。

このように、人口規模で見ると、日本の都道府県のサイズは、他の三国の州レベルに近いものとなっている。

3 各国の地方自治の保障形式

(1) 保障形式の比較

地方自治制度を憲法の中に位置づけ、あるいは、これに明確な憲法上の保障を与えるようとする試みは、古くは1831年のベルギー憲法、1849年のドイツのフランクフルト憲法草案等に見られ、第二次世界大戦後に制定された憲法の多くは、何らかの形で地方自治に関して、定めている。次表は、ここでとりあげている4国につき、憲法上の地方自治関係規定を簡単にまとめたものである。

表4 各国の憲法上の地方自治関係の規定

国名	憲法上の規定
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国憲法 憲法上、地方自治については直接規定していない。 (参考) 連邦の権限は委任権限のみに限定され、その他の権限は基本的に州に留保される。(修正10条)
ドイツ	ドイツ連邦共和国基本法 市町村、市町村連合の自治行政権を保障している。(28条2項)
フランス	フランス第五共和国憲法 市町村、県、海外領土その他法律で定められた地方公共団体は、公選議会により、法律の定める条件にしたがって、自由に自治を行う。(72条)
日本	日本国憲法 地方公共団体の組織・運営に関する事項は地方自治の本旨に基づき、法律で定める。(92条) 地方公共団体の組織(93条) 地方公共団体の権能(財産管理、事務処理、行政執行、条例制定)(94条) 地方特別法の制定にかかる住民投票(95条)

地方自治制度に関する憲法の規定は、ドイツの大きな特徴であり、連邦国家の憲法でこのようにストレートに自治制度を保障しているのは、珍しい。アメリカ合衆国、カナダなどの場合は、地方自治制度を決定するのは、連邦レベルではなく、むしろ州レベルである。そこで、アメリカ合衆国憲法においては、地方自治も含む包括的な権限が州に留保されていることのみが保障されている。

ドイツの場合には後で見るように、もちろんラント憲法においても地方自治に関する規定があるが、ラント憲法による地方自治の保障も、基本的には連邦憲法のレベルを超えるものではない。基本法による地方自治の保障は、全権限性の原則と自律権(自己責任)についてだけであり、自治権の内容(一般的計画高権、立法高権、財政高権、土地利用計画高権、組織高権、人事高権、文化高権など)は、解釈によって導きだされている。

一方、単一国家であるフランス、日本の場合には憲法で「地方公共団体」による自

治の保障をしている。フランスにおいては「市町村、県、海外領土」が憲法上「地方公共団体」と規定されるものであり、州は法律により地方公共団体と定められている（1982年「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」）。ここであげた72条2項で地方公共団体の自由な自治を保障する一方、同じ72条の3項では、「県および海外領土において、政府の代表は、全国的な利益、行政の監督、および法律の尊重に関する任務を負う」とし、中央政府による行政監督を憲法上規定している。

また日本でも、戦後の日本国憲法において、第8章を「地方自治」と題して4条の規定をおいた。その中でも、92条は中心となる基本的な原則を示したものである。ここにおいて、「地方自治の本旨」という観念が、憲法上明示されたのである。

（２）連邦国家における保障形式

ア 米国とドイツの比較

連邦国家においては、連邦とともに「国家」である州（アメリカ合衆国のstate、ドイツのLandをここでは「州」と記す。）もそれぞれ独自の憲法を有する。その州憲法においても、各州内の地方自治につき定めている。今回翻訳した6州（アメリカ合衆国2州、ドイツ4州）につき、その規定内容をまとめたものが次の表5である。

表5 米独の州憲法における地方自治関係の規定（別冊資料編参照）（1/2）

国名	規定内容
アメリカ合衆国	カリフォルニア州憲法 ・カウンティの設置、境界線、首府、役員及び理事会（11章1条） ・市の設置、権限（11章2条） ・カウンティ・市の憲章（11章3、4、5条） ・都市カウンティ（11章6条） ・条例、規則（11章7条） ・カウンティによる市の事務の遂行（11章8条） ・地方政府の公益事業（11章9条） ・地方政府による報酬（11章10条） ・地方政府の機能に対する私的統制（11章11条） ・州議会の地方政府に対する請求（11章12条） ・地方政府の課税（11章14条） ・自動車免許料の配分（11章15条）
	メリーランド州憲法 ・ボルチモア市－市長、議会（11章） ・カウンティ、市の憲章（11章-A） ・地方政府の階級分類（11章-E） ・法典郡（code county）の自治憲章（11章-F） ・ボルチモア市の資金貸付（11章-G、H、I） ・カウンティの設立（13章）

表5 米独の州憲法における地方自治関係の規定（別冊資料編参照）（2/2）

国名	規定内容
ドイツ連邦共和国	バーデン・ヴュルテンベルク州憲法 <ul style="list-style-type: none"> ・公行政の担い手としての自治行政主体（69条） ・市町村、市町村組合、目的組合の自治行政権の保障（71条） ・市町村、郡の代表機関（72条） ・市町村の課税（73条） ・市町村の区域変更、市町村の廃止（74条） ・州の自治監督権（75条） ・国事裁判所への提訴権（76条）
	ヘッセン州憲法 <ul style="list-style-type: none"> ・公行政の主体としての市町村 ・市町村組合の保障 ・市町村、市町村組合の自治行政権の保障 ・市町村、市町村組合に対する国の財源保障 ・首長選挙 （以上、すべて137条）
	ザールラント州憲法 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の事務（117条） ・市町村の自治行政権の保障（118条） ・市町村、市町村組合の財政、課税権（119条） ・市町村、市町村組合に対する国の財源保障（119条） ・州の事務の委任（120条） ・代表機関の選挙（121条） ・州の自治監督権（122条） ・憲法裁判所への提訴権（123条）
	ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、市町村組合の自治行政権の保障 ・公行政の主体としての市町村 ・州の事務の委任 ・州の自治監督権 （以上、すべて78条） ・市町村の課税権と州による財政調整（79条）

このように、アメリカ合衆国とドイツとでは、同じ州憲法といっても地方政府に対する自治権の保障の仕方は全く異なる。

ドイツの場合には、州により規定の仕方、内容は一様ではないが、この4州でも見られるようにある程度共通的部分がある。それは、基本となる市町村、市町村組合の自治行政権の保障規定、州による財源確保への配慮と財政調整の規定、および国家監督の規定である。特徴的なものとはいうと、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法第71条第4項で、法律または命令によって市町村及び市町村組合に関係する一般的な問題が規律されるときは、それに先立つ適切な時期に、市町村および市町村組合またはこれらの連合体の意見を聴取しなければならない、として自治体の国政参加につき、規定している。またドイツの州憲法において注目されるのは、地方

自治が「行政」の問題とされていることである。日本国憲法65条においては、「行政権は内閣に属する」と規定しているが、ドイツの場合には連邦レベルでも州レベルでもそのような規定はなく、州憲法においては普通、行政権は州と自治体に帰属するとされている。

また、上記の表では旧西ドイツの州のみを扱っているが、統一後、旧東ドイツの5州が制定した憲法もやはり一様ではない。例えば、自由国家ザクセンの憲法は、ほとんどバーデン・ヴュルテンベルク州憲法のような規定で新しさはないが、これを除く4州に共通しているのは、州・自治体責務規定の増大である。ブランデンブルグ州憲法では、平等規定のところに入間の生活条件の同価値性について州、市町村、市町村組合が配慮すべき責務であるとして、州と並べて自治体を書いている。また、メクレンブルグ・フォアポメルン州憲法には、平等の他に学校制度、芸術文化スポーツの振興、自然的生活基盤の保護、自然を享受することができるような配慮、労働経済社会、高齢者や障害者に特別の保護を与え、住宅提供するというような規定もある。ザクセン・アンハルト州憲法には、第2編第3章国家目標という規定があるが、州と並んでここだけ「市町村（コミュニエ）」という言葉を使っている。男女平等、自然的生活基盤の保護、文化的民族的少数派の保護、雇用の保障、芸術文化スポーツの振興、住宅の保障等が国家目標とされ、州と市町村の両方がその目標を実現すべき担い手としてあげられている。

また、地方自治の規定が、総則的などところにおかれているものが見られる。例えば、ブランデンブルグ州憲法では、第1条において、ブランデンブルグ州が市町村と市町村組合に分かたれて編成され、第2条において、憲法の諸原則の中で執行権は州政府行政官庁と自治行政機関に委ねられると規定している。また、メクレンブルグ・フォアポメルン州憲法では、第3条のデモクラシーという規定で、市町村・郡の自治行政は、下から上へ向けての民主制の構築に役立つとしている。

地方自治制度については各州の憲法に委ねられていることは前述したとおりであるが、ドイツにおける大きな特徴は、州憲法では市町村等の自治行政権を保障するにとどめ、個別法において地方自治制度の詳細について規定していることである。

ここではバーデン＝ヴュルテンベルク州を例にとり州憲法と個別法における地方自治制度の規定の仕方について見ることにする。

表6のように、州憲法では、市町村、市町村連合の自治行政権を保障し、市町村、郡における普通・自由・平等・秘密選挙による議会の設置を義務づけ、地方自治関連の個別法で、市町村、郡、市町村連合の権限、目的連合などについて規定している。

表6 バーデン・ヴュルテンベルク州における地方自治関係法規

法律名	条 文	説 明
基本法	<p>[第28条第1項] 州における憲法秩序は、この基本法の意義における共和制的、民主主義的および社会的法治国家の<u>基本原則</u>に合致しなければならない。</p> <p>州、郡及び市町村において、国民は普通・自由・平等・秘密の選挙に由来する議会をもたなくてはならない。</p> <p>[第28条第2項] 市町村には、法律の範囲内で地域共同体のすべての事務を固有の責任により規律する権利が保障されていなければならない。</p> <p>市町村連合もまた、法律上の範囲内で法律の基準に従い自治行政権をもつものとする。</p>	<p>⇒州内の秩序について基本法の基本原則の範囲内で州憲法で定めることを規定している。</p> <p>⇒州、郡、市町村における普通・自由・平等・秘密選挙による議会の設置を義務づけている。</p> <p>⇒市町村、市町村連合の自治行政権を保障している。</p>
州憲法	<p>[第71条第1項] 州は、<u>市町村および市町村連合ならびに目的連合に対して、自治行政権を保障する。</u>市町村および市町村連合ならびに目的連合は、法律の範囲内において自らの責任でその事務を執行する。その他の公法上の社団及び公共施設についても、法律により設定された限度内で同様のことが妥当する。</p> <p>[第72条第1項] 市町村及び郡において、住民は、普通・直接・自由・平等及び秘密の選挙に基づいて選出される代表機関を有していなければならない。(以下、省略)</p> <p>[第72条第2項] <u>詳細は、法律でこれを決める。</u></p>	<p>⇒市町村、市町村連合に対して自治行政権を保障している。</p> <p>⇒市町村、郡における普通・自由・平等・秘密選挙による議会の設置を義務づけている。</p>
下位法上の地方自治関係規定	<ul style="list-style-type: none"> ○州行政法 (Landesverwaltungsgesetz) ○市町村法 (Gemeindeordnung für Baden-Württemberg) ○郡法 (Landkreisordnung für Baden-Württemberg) ○郡改革法 (Kreisreformgesetz) ○地方自治協力法 (Gesetz über kommunale Zusammenarbeit) ○広域連合法 (Regionalverbandsgesetz) 	<p>⇒郡の中の大きい市と市町村連合の権限について規定</p> <p>⇒郡の中の大きい市の人口規模について規定 (2万人以上)</p> <p>⇒郡の権限について規定</p> <p>⇒目的連合について規定</p>

イ 米国のホーム・ルール、憲章制度

表5で示したように、米国においては各州の憲法上、カウンティや市の憲章 (charter) 制度を規定している。ここでは、特にカリフォルニア州およびメリーランド州のカウンティ・市のホーム・ルール制度、憲章制度について概説する。

カリフォルニアにおいては、カウンティは1911年以降、州憲法でホーム・ルール制が採用され、自治権が広範に認められるようになった。こうして現在のように一般法適用カウンティ (General Law county)、憲章適用カウンティ (Charter county)

について、憲法上で規定された。一般法適用カウンティが最も一般的となっているが、憲章適用カウンティもいくつかある。カリフォルニア州憲法第11章第3条 (a) 項は、カウンティは、憲章についての投票で過半数の承認を得れば、憲章の採択、修正、改正、廃止をすることができる」と規定している。この憲章を有するカウンティが、チャーター・カウンティと呼ばれる。採択された憲章は、現行のすべての憲章、法律に優位する。カウンティ理事会は、憲章又はその修正につき、提案することができ、憲章の修正又はその廃止については、住民発案もしくは理事会により提案することができる（同法第11章第3条 (b) ）。憲章の起草又は改正についての可否を問う選挙は、住民発案もしくは理事会により要求することができる（同法第11章第3条 (c) ）。また、同法第11章第4条は、カウンティ憲章に規定しなければならない事項（理事会の理事の選出方法、理事の報酬、任期等、公選の役員、職務の執行、雇員の任命、権限等）を列挙している。

次に、市について見ると、カウンティに先立ち1879年の州憲法改正により、ホーム・ルール制度が憲法上認められた。これは全米でも最も早い導入であった。一般法が適用となる市については、1883年に地方自治体法（Municipal Corporation Act）が制定された。これにより、カウンティと同様に一般法適用市（General Law city）と憲章適用市（Carter city）が規定された。上述の州憲法第11章第3条 (a) 項は、市は憲章についての投票で過半数の承認を得れば、憲章の採択、修正、改正、廃止をすることができる」としている。この憲章を有する市がチャーター・シティと呼ばれる。採択された憲章は現行のすべての憲章、法律に優位する。市憲章委員会は、憲章又はその修正につき、提案することができ、憲章の修正又はその廃止については、住民発案もしくは理事会により提案することができる（同法第11章第3条 (b) ）。憲章の起草又は改正についての手続きは上記のカウンティと同様である（同法第11章第3条 (c) ）。また、同法第11章第5条は、市憲章において規定しうることを定めている。一方、一般法適用市は、地方自治体の権限並びにその組織等について統一的に定めた州政府法（the State Government code）が適用される。

また、メリーランド州憲法においては、1954年に州憲法上ホーム・ルール制度が導入された。ホーム・ルール憲章については、第11章-A第1条で、カウンティおよびボルチモア市の憲章制定手続きについて次のように規定している（ボルチモア市は、1851年の州憲法の改正により、どのカウンティにも属さず、カウンティと市の両方の性格を備えた独自の市となっている。）。まず、カウンティの場合の手続きを箇条書きで示す。

- ①当該カウンティに選挙登録している者の20%（最低でも1万人）以上の署名を得た請願に基づき、そのカウンティの選挙管理委員会は次の総選挙または連邦議会の議員選挙時に、5名で構成される憲章委員会の委員選挙を実施する。
- ②憲章委員会の委員についての指名は、この選挙に先立つ少なくとも40日前までに

カウンティ行政委員会 (County Commissioners) によって行うことができ、または選挙の20日前までに選挙人登録した者の5% (最低でも2千人) 以上の自筆署名を得た請願によって行うことができる。

- ③憲章委員会の委員選挙においては、当該憲章委員会の設置についての選挙人の賛否投票も同時に行い、過半数が設置に賛成した場合に限り、最多投票を獲得した5名が憲章委員会を構成するものとする。
- ④憲章委員会は、この選挙から12ヶ月以内に憲章を起草し、その憲章案をカウンティ行政委員会の議長に提出するものとする。
- ⑤当該議長は、憲章案が提出されてから30日以内に、当該カウンティにおいて発刊され、かつ一般に流通している新聞のうち少なくとも2紙以上において当該案を告示するものとする。
- ⑥この案は、郡行政委員会の議長に提出された後に続く次の総選挙または連邦議会の議員選挙の時に、郡の選挙人に付託される。
- ⑦もしもその案の採択についての賛否投票において、その過半数が賛成するときは、この案は選挙から30日以降に、州憲法もしくは一般法律のみに従い、当該カウンティの法律になるものとし、この憲章に抵触する一般法もしくはカウンティの従前の憲章はこれをもって廃止される。

続く第11章第1A条では、上記の手続きに代えて、次のような憲章手続きを採ることもできると規定している。

- ①カウンティ行政委員会は、いつでも憲章委員会の委員を任命することができる。この憲章委員会は、選挙人登録をした者で、かつ、5名以上9名以下の奇数からなる委員をもって構成せられるものとする。
- ②カウンティ行政委員会は、カウンティに選挙人登録をした者の中から5%の署名を得た請願、またはカウンティに選挙人登録をした者の中から1万人の署名を得た請願のうち、その数の少ない方の請願に基づいて、かつ、これを受領してから30日以内に憲章委員会の委員を任命することができる。
- ③もしもカウンティに選挙人登録をした者の中から3%の署名または同様に選挙人登録をした者の中から2千人の署名による請願のうち、その数の少ない方の請願に基づいて、憲章委員会の委員の追加指名が行われ、かつ、この請願が憲章委員

会の委員の任命後60日以内にカウンティ行政委員会に提出されたときは、カウンティ行政委員会は、この請願を受領してから30日以上90日以内に補欠選挙(special election)を命じるものとする。

④選挙人は投票を行い、かつカウンティ行政委員会によって当初に選任された憲章委員会の委員の数と同数の委員を選挙することができる。この選挙で選出された者が憲章委員会を構成する。

⑤憲章委員会は、その任命の期日から12ヶ月以内に、またはその委員のうちの一部について選挙が行われたときは、その選挙の期日から12ヶ月以内に、カウンティのための憲章案をカウンティ行政委員会に提出するものとする。

⑥この場合、カウンティ行政委員会は、その案が提出されてから30日以内に、カウンティにおいて一般に流通している1つまたは複数の新聞紙上に少なくとも2かいに渡りその憲章案を告示するものとする。

⑦もしもこの憲章案の採択についての賛否投票においてその過半数がその採択に賛成するときは、憲章案は、その選挙の30日後からまたはその憲章案に定められた、それより遅い期日をもって、カウンティの憲章としてその効力を生じるものとする。

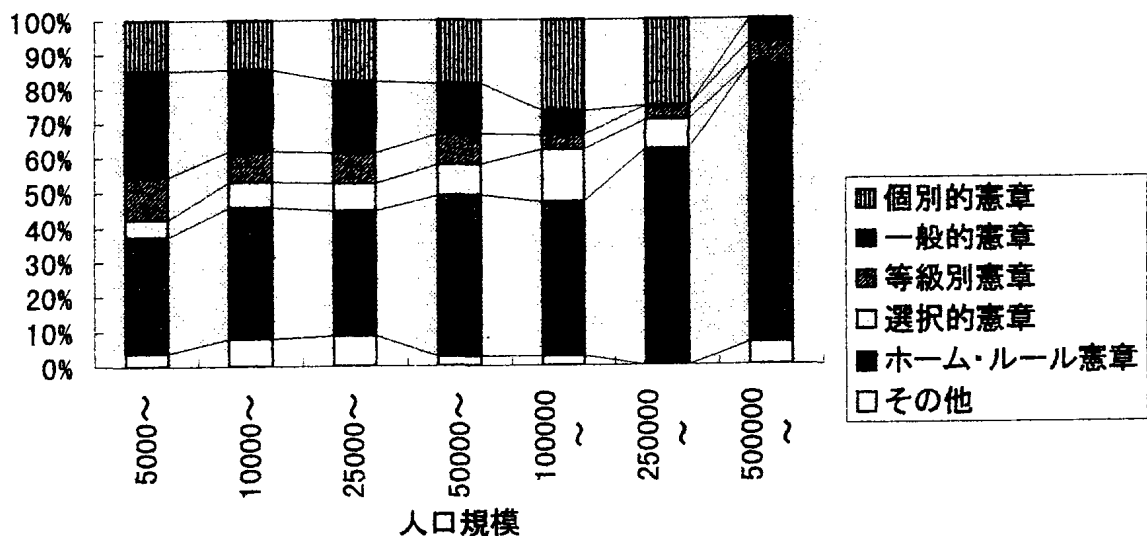
ボルチモア市についても、ほぼ同様な次のような手続きで、市憲章が制定されることが規定されている。まず、ボルチモア市長もしくは市議会の要求に基づき、または市に選挙人登録した者の20%（最低でも1万人）以上の請願に基づいて、市の選挙管理委員会は次の総選挙または連邦議会の議員選挙のときに、11名の委員で構成される憲章委員会の委員選挙を実施する。憲章委員会の委員についての指名は、この選挙に先立つ少なくとも40日前までに、市長もしくは市議会によって行うことができ、または選挙の20日前までに市に選挙人登録をした者の少なくとも20%（最低でも2千人）以上の自筆署名を得た請願によって行うことができる。憲章委員会の委員選挙においては、当該憲章委員会の設置についての選挙人の賛否投票も同時に行い、過半数が設置に賛成した場合に限り、最多投票を獲得した11名が憲章委員会を構成するものとする。憲章委員会は、この選挙から12ヶ月以内に憲章を起草し、その憲章案をボルチモア市長に提出するものとする。市長は、その案が提出されてから30日以内に、ボルチモア市において発刊され、かつ一般に流通している新聞のうち少なくとも2紙以上において当該案を告示するものとする。この案は、ボルチモア市長に提出された後に続く次の総選挙または連邦議会の議員選挙の時に、市の選挙人に付託される。もしもその案の採択についての賛否投票において、その過半数が賛成するときは、この案は選挙から30日以降に、州憲法もしくは一般法律のみ

に従い、ボルチモア市の法律になるものとし、この憲章に抵触する一般法もしくは市の従前の憲章はこれをもって廃止される。

カリフォルニア州およびメリーランド州では、以上のようにカウンティおよび市におけるホーム・ルール制度が、憲法上保障されている。全米では、ホーム・ルール制度を憲法上保障している州は37、州法で保障しているのが10州、あとの3州においては、全く規定がない。したがって、憲法か、法律かの違いはあれ、ほとんどの州がホーム・ルール制度を導入している。

また、市における採用状況は、人口規模別に見ると、図36のとおりで、人口規模が小さい市においては個別的憲章、一般的憲章の割合が高く、人口規模が大きくなるにつれて、ホーム・ルール憲章を採択している割合が高くなるのがわかる。

図36 人口規模別憲章の種類割合



(注) ICMA "The Municipal Year Book 1972" のデータより作成。ICMAの調査に回答した1799団体の内訳。

ではこのようなホーム・ルール制度のメリット、デメリットにはどんなことが考えられるのか。J. F. ツイーマンは、「State and Local Government」でメリット・デメリットにつき、次の4点ずつをあげている。

(メリット)

- ・この制度は市に対する州議会の干渉を取り除くか、あるいは大幅に減少させる。
- ・市民が自分たちの地方政府の形態や行政組織を決めることができるようになる。
- ・州議会から、特別立法という手間のかかる仕事をなくし、州の問題に専念できるようにする。

- ・市民が地方行政の政策決定に、より大きな発言権を持てるようにし、より多くの市民が地方の問題に関心を持つようになるのを促進する。

(デメリット)

- ・憲章がしばしば変えられることは地方行政の安定性を損ねる。
- ・憲章を改めようという提案のために各選挙で投票用紙が長いものになる。
- ・ホーム・ルール制度のもとで、地方政治のマシーンに州の干渉から免れて、より自由を満喫する。
- ・ホーム・ルール制度は広域都市圏の問題の解決をより困難にする。

Ⅱ 最近の地方制度をめぐる新たな動向

1 アメリカ合衆国の連邦政府と州政府との関係

アメリカ合衆国における連邦と州の関係は、I-3で述べたように連邦憲法の修正10条で規定され、連邦は各州から委任された権限のみに限定され、その他の権限は基本的には州に留保されることとなっている。

このような権限配分の規定のもとで、実際の連邦制度はどのように変遷していったのか。

(1) 連邦—州間関係の変遷

アメリカ合衆国において、合衆国憲法が導入した連邦制は、二重連邦主義 (dual federalism) と呼ばれるものだった。これは、連邦と州という異なる2つのレベルの政府が、それぞれ主権を有し、独立して立法権、行政権を行使するというもので、直接連邦行政システムを採っている。しかし、制度上のこのような建前のもとで、実際には連邦政府と州政府の権限紛争の決定が、連邦最高裁判所の司法判断に委ねられることも多かった。その判断の立場は大別すると、①連邦政府の権限を拡大解釈し、連邦に「必要にして適当 (necessary and proper) な」立法権限を与えようとするものと、②連邦政府の権限を厳格解釈し、可能なかぎり明示された権限に限定しようとするもの、の2つであった。一般的には与党は①の拡大解釈を、野党は②の厳格解釈をとったが、野党も政権をとると拡大解釈を採る傾向があったので、連邦政府の権限は次第に拡大していった。また、1913年には連邦憲法修正第16条 (連邦の所得税の賦課徴収権) が制定され、財政面でも連邦政府の強化が図られ、以後、主要な連邦補助金の交付が始められている。

その後、資本主義の発展や対外関係の比重増大、福祉国家への移行など、政治・経済の状況が変化するなかで、従来の二重連邦主義に代わり、協調的連邦主義 (cooperative federalism) が出現した。これは、異なるレベルの政府が、相互に対立し、競合して目的を遂行するのではなく、共通目標達成のために、相互に補完的に事業を行うというもので、セオドア・ルーズベルトのもとで始められた。

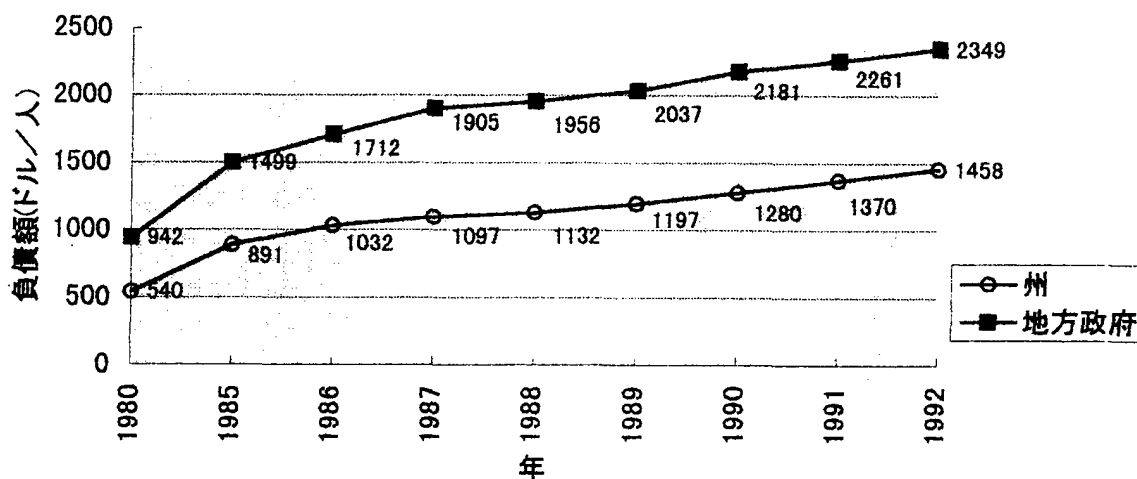
1960年代には「偉大な社会 (great society)」構想を掲げるジョンソン大統領により、人種・都市問題に対する連邦補助金が急激に増大された。このように連邦政府が州・地方政府等に資金供給し、国家目標のもとで社会的諸問題の解決に協力させる方式をジョンソンは創造的連邦主義 (creative federalism) と呼んでいる。

連邦のこういった動きに対し、州や地方政府の批判が高まるとともに、それらの財政も悪化していった。そこでニクソン大統領は、国の責任をより多く州と地方に委ね、その責任を果せるように連邦歳入を州・地方政府とに分け与えるという新しいパートナーシップを確立しようとした。このような方式を新連邦主義 (new federalism) と

呼んでいる。この目的のために、ニクソンは歳入分与プログラム (revenue sharing program) を提案した。これは、用途を特定しないで、州・地方政府に連邦政府の歳入の一部を分与しようとするものだった。これには、比較的小規模な「一般歳入分与プログラム」と、補助金制度を全面的に再編成する「特定歳入分与プログラム」があったが、議会に承認されたのは前者のみでこれは1972年に「州・地方政府財政援助法」として成立した。後者は認められず、それに代えていくつかの分野で一括補助金システムが導入された。

レーガン大統領は、州政府に権限・責任を戻し、連邦政府の諸活動を縮小しようとした。具体には、連邦予算の削減、新方式の一括補助金、規制緩和、減税、課税権の州政府への変換 (総括的財政再建法)、連邦補助金の削減、等の実施が見られた。レーガンによるこのような改革が進み、分権化は進んだが、連邦補助金の削減は、州・地方政府の支出を増大させた。これらの政府は、補助金が削減されても市民サービスを削減することはできず、連邦政府からも財政的な裏付けのない行政活動を強制されたためである。これが、いわゆる「マンデイト (mandate)」の問題である。また、連邦政府のみならず、州・地方政府の財政赤字も増加し、問題となった。下図でみると、1980年～1992年の12年間に1人当りの負債額は州・地方政府合わせて1,482ドルから3,807ドルへと約2.6倍に増えている。

図37 住民1人当りの負債額



(注) U. S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governmentsのデータにより作成

1992年に就任したクリントン大統領は、ゴア副大統領を座長にしたNPR (national performance review) を作り、「リエンジニアリング (re-engineering)」の視点を入れた報告書 (「FROM REDTAPE TO RESULTS」) を提出させた。第1章は「cutting redtape (繁文縟礼をなくそう)」というタイトルで、州・地

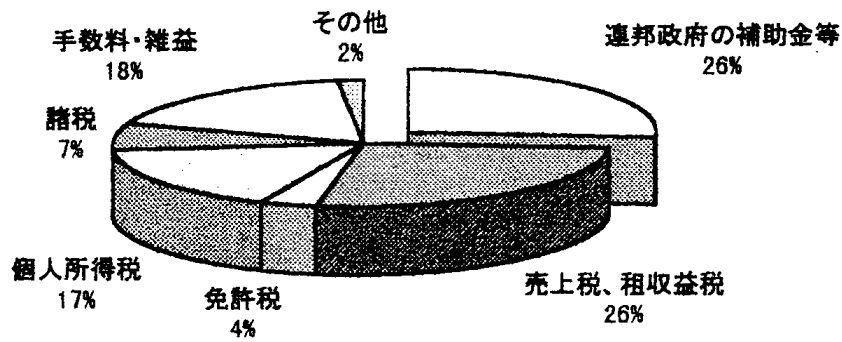
方政府に対する規制をできるだけなくそうという姿勢が強調されている。連邦政府の中にコミュニティ・エンタープライズ・ボード (community enterprise board) といういわば閣僚会議を作り、州・地方に対する連邦の規制緩和、補助金改革を推進しようとした。また、前述したような財源措置のないマンデイト (unfunded mandate) の増加に対する改善、個別補助金 (category grants) の一括補助金 (block grants) への統合、州・地方政府が自らの発意で連邦補助金を統合することができるようにする、等を掲げている。州・地方へのエンパワーメントがどのように事業化されているかということ、その大きなシンボルになっているのがEC (enterprise community) とEZ (empowerment zone) である。このEZはイギリスで発案された制度である。EC/EZは、1993年に総括的予算調整法 (omnibus budget reconciliation act) という法の中で規定され1994年12月にクリントン大統領は合計104のEC/EZを指定した。対象地域は都市部と農村部に分かれ、EZは9 (都市6、農村3)、ECは95 (都市65、農村30) となっている。EZは比較的大きく、ECはどちらかということ小さい。指定地域はすべて経済不況が問題となり、貧困率の高い地域である。指定地域は、政府による規制をできるだけなくし、税制面での優遇措置をすることにより、民間の企業活動を活発にするというのが眼目である。そのため、一括補助金が都市のEZでは1億ドル、農村のEZでは4千万ドル、ECではいずれも300万ドル受けられ、これは州・地方政府を經由して職業訓練、教育、住宅、社会サービスに充てられる。指定期間はいずれも10年間である。このEC/EZのプログラムは、ジョンソン政権下のモデル・シティー (実験的に住民参加によりまちづくりをし、連邦政府の小規模な補助金については地方政府がより自由に使えるよう弾力化を図った) や、ニクソン政権下のCDBG (community development block grant) などの政策の延長上にあるともいわれる。ただ、連邦政府の規制については、ウェイバー (waiver、権利放棄) という形で自由化を図っていくというのは新しい考え方である。

以上のように、1980年以降は、連邦機能の縮小、州・地方への権限の委譲という流れがある。しかし財源措置のないマンデイトの問題などをめぐり、連邦と州のこれまでの協調的な関係から、対立的な様相が強くなってきている。

(2) 連邦補助金の変遷

州—連邦間の関係において、大きな意味を持つのが、連邦補助金の存在である。図38のとおり、州政府の歳入に占める連邦補助金の割合は高い。そこで、ここでは連邦補助金に焦点を当てて、その変遷を見てみたい。

図38 州政府の一般歳入内訳

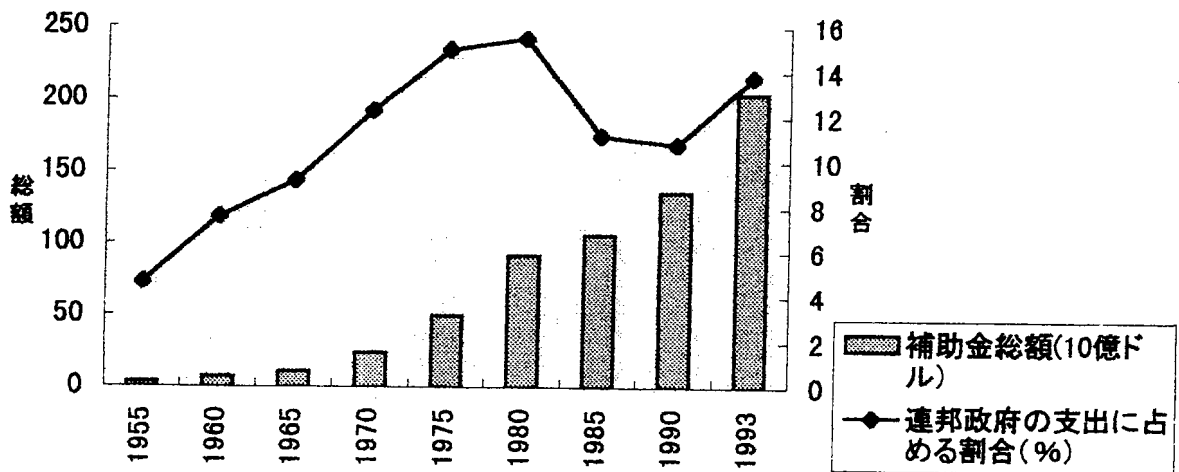


(注) U. S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governmentsのデータにより作成

(1) で述べたような政策の変化に伴って、連邦補助金の総額やその形態は変化してきた。

1955年以降の連邦補助金の金額およびそれが連邦政府の歳出に占める割合を示したのが次の図である。

図39 連邦政府補助金総額および連邦政府歳出に占める割合



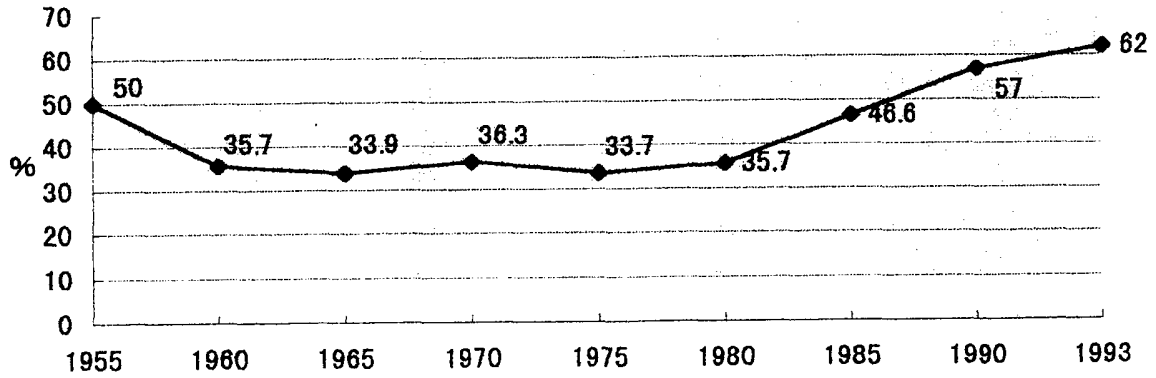
(注) ACIR, Significant Features of Fiscal Federalism, 1993のデータより作成

図でわかるように、補助金の総額は、1955年以降一貫して増加しているが、連邦政府の歳出に占める割合で見ると、1980年代は補助金改革の試みとともに減少し、1990年以降再び増加に転じている。

これと同じ期間における補助金全体に占める個人への補助金の割合は、下図のよう

になっている。

図40 個人への補助金の占める割合（連邦補助金全体の中で）

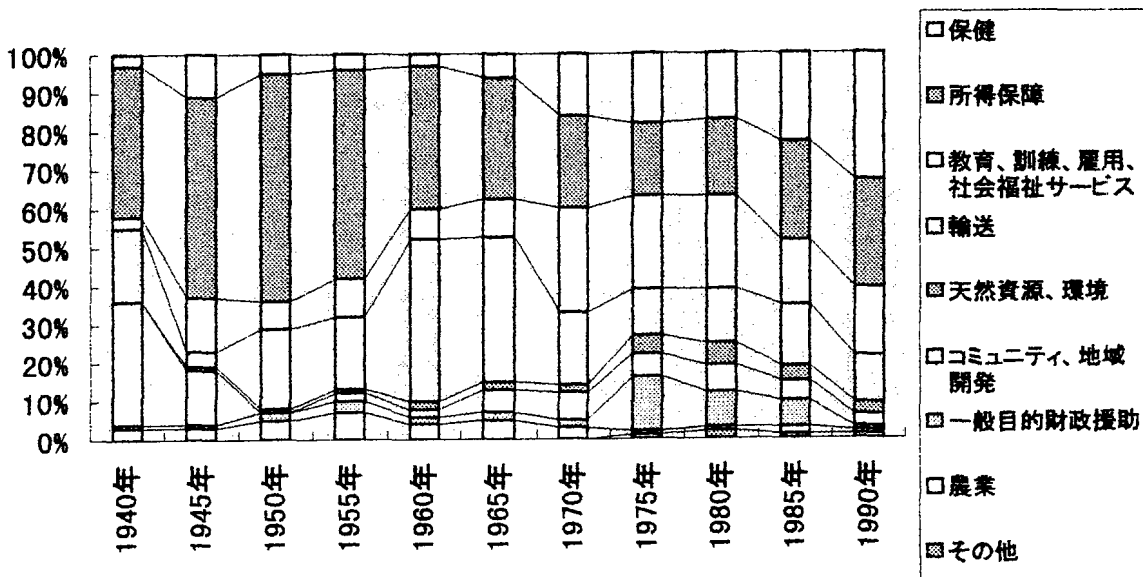


(注) ACIR, Significant Features of Fiscal Federalism, 1993のデータより作成

個人への補助金の内訳は、低所得者層に対する医療扶助（Medicaid）や生活保護等の社会福祉サービスであるため、その増減は景気の状態に左右される。

また、連邦補助金を機能別に見た内訳の割合は、図41のとおりである。

図41 連邦補助金の内訳の変化（機能別）



(注) Office of Management and Budget, Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 1992 のデータより作成。

(3) マンデイトをめぐる問題

連邦と州との間で、近年大きな対立点として問題になっているのが、連邦から州・地方政府への強制事務（マンデイト・mandate）のうち、連邦により所要の財源措置が講じられない（財源措置が全くない場合、もしくは一部のみの場合）事務、いわゆる財源措置のないマンデイト（unfunded mandates）の増加である。（広義のマンデイトには、州から地方政府への強制事務も含まれるが、ここでは連邦－州間に限定して考える。）

マンデイトは1960年代の後半から、かなり増加した。1980年代に入ると、連邦の財政赤字が膨らむ一方、州財政は好調であったため、州にコストを負担させるようになってきた。しかし、次第に州政府もそのコストの負担に耐えられなくなってきた。その大きいものが低所得者層への医療扶助（メディケイド・Medicaid）である。メディケイドは1991年には396億ドルであったのが、1997年には951億ドルに増加すると予想され、州財政への大きな圧迫となった。この他、特に環境政策や人種差別撤廃等のリベラルな政策につき、マンデイトが増加していった。

そこで、州・地方政府の連合体は、このようなマンデイトが増えるのは問題だと厳しく批判した。「米国の州政府の財政運営と政府間関係」（1995, (財)自治体国際化協会）によると、地方自治7団体（全米知事会（National Governors' Association）、全米市長会（The U.S. Conference of Mayors）、州政府協議会（Council of State Governments）、国際市／カウンティ支配人協会（International City／County Management Association）、全米カウンティ協会（National Association of Counties）、全米州議会協議会（National Conference of State Legislature）、全米都市連盟（National League of Cities））は、1993年10月27日を「全国マンデイトデー（National Unfunded Mandates Day）」に制定した。また、そのほかにロビー活動などを行っている。

前述のようにクリントン改革のNPRの報告書の中でも、マンデイトの増加の改善は示されていたが、民主党の反対でなかなか立法化されなかった。しかし、1994年の中間選挙で民主党が大敗し、一番初めにできた法がマンデイト法（Unfunded Mandates Reform act of 1995）で、1995年3月に制定された。この法律の目的とするところは、財源措置のないマンデイトを抑制して、連邦の法令等で州・地方政府が一定の義務を履行する際に負担する費用は連邦政府が支払うよう保証するということである。内容としては、連邦政府が、マンデイトを作るときには、事前に経費を予測することを義務づけ、5000万ドル委譲の経費を伴うマンデイトにかかる法案は、財源措置をどうかについで議会でも討議し、投票にかけねばならないというものである。法の施行は、1996年1月であり、今後この法律によりマンデイトの問題がどう変化していくかが期待される。

2 ヨーロッパの中間統治機構の最近の動向

(1) その特徴と背景

ア ヨーロッパでの動き

ヨーロッパでは、歴史的に、国家よりも民族や文化がテリトリー形成に大きな役割を果たしてきており、国家形成の過程で民族の離合集散が常に繰り返されてきた。多民族・多文化の上に、一種の約束ごととして軽く国がのっている形で国家形成が行われてきた。

ECの初代委員長ハルシュタインが、経済統合から政治統合を含む超国家的な組織の形成をめざした1960年代から、市場統合、通貨統合、政治統合へと進むなかで、民族・文化を一にする地域が共通文化圏を軸にその地域の独自性を主張する動きが一方で顕著になっていく。

大国主義を進め、異なる民族・文化を内包してきたフランスやドイツにおいても、その国家統合形態は異なるにせよ、同じような方向を辿っている。

これらのヨーロッパ全体（西ヨーロッパから始まり冷戦構造の終焉により東ヨーロッパにも波及している。）の動きを受けて、ECの深化、進展と地域主義の台頭のなかで、各国のマーストリヒト条約の批准の対応に見られるように、国家という統治機構は、今後どのような変化をし、いかなる形態をとっていくのであろうか。興味深いテーマではある。

イ メゾ・ガバメントの出現とその背景

上記のような西ヨーロッパを中心とした一連の動きを、「ここ20年以上にわたるほぼ普遍的な現象」として、L. J. Sharpeは、その著書『ヨーロッパにおける中間統治機構の台頭』（The Rise of Meso Government in Europe、1993、SAGE Publications）で、「中央レベルと基礎自治体若しくは共同体レベルの間の政府の中間レベルの出現」（the emergence of an intermediate level of Government between the centre and the basic municipal or communal level）と表現している。

同氏は、その著書のなかで、メゾは、中間（middle）を意味するギリシャ語のメソス（mesos）からとったものであり、メゾ・ガバメントとは具体的な「特定レベルの政府」というよりは、抽象的な用語としての「決定空間（decision space）である」としている。統治機構としては、フランスにおける「県（département）」やドイツにおける「州政府管区（Regierungsbezirk）」EC、EUにおける諸地域をも含めている。

その出現の背景として、上記に述べたことに加え、1970年初頭以降に、ECのヨーロッパ地域開発基金を始めとする構造基金が域内のメゾ・レベルを対象にし、その他の政策も含めて周辺地域の地域意識を強めてきたことをあげている。ECの発展と拡大の必然的な結果とも言われる所以である。ECの発展のなかで、メゾ・レベルが次第に重要性を増し、その究極の形態として、次の図42のような「地域からなるヨーロッパ（Europe of the regions）」も想定しうる。

図42 地域からなるヨーロッパ



ウ EC統合とヨーロッパ地方自治憲章

ヨーロッパ地方自治憲章 (European Charter of Local Self-Government) は、ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) により1985年に制定されている。ヨーロッパ評議会は、1949年に国防以外の点でヨーロッパの漸進的統合を図ることを目的に創設された組織である。1995年現在で加盟国は32か国であるが、この憲章の「4か国が批准手続きを済ませた日から3か月の期間が終了した次の月の最初の日に発効する」(第15条第2項)という規定に基づき1988年に発効している。ヨーロッパ評議会が1991年9月20日現在で作成した資料によれば、批准手続きを済ませている国の数は15か国となっている。この中には、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンなどの国が入っているが、フランスは未だ批准をしていない。フランスが批准をしていない理由について、県 (département) 及びレジオン (州) は事務組合を設置し、事務の共同のための協定を締結する権限を有するが市町村はこの権限を制約されていること、地方自治体の利益の擁護・促進を目的として連合を形成する権限も自治体には認められていないからとの指摘 (『現代ドイツ地方自治の潮流』廣田全男 東京市政調査会1992年) もある。フランスは批准をしないのではないかという意見もあるが、分権化に向けて関係国内法の整備が進めば、批准される可能性もある。

この憲章ができた背景として、地方自治の保障なくしてヨーロッパの統合はありえないとする自治体関係者のECへの長い間の強い働きかけがあったことが自治総合研究センター職員の調査でも確認されている。

この憲章の前文で、地方自治体 (local authorities) は、すべての民主政体 (democratic regime) の主要な基盤の一つであること、公共の事柄 (public affairs) の運営に参加する市民の権利は、ヨーロッパ評議会の全ての構成国に共通する民主的原理の一つであることを踏まえて、この権利が最も直接的に行使されるべきは地方レベルであり、実際の権限が所在する (with real responsibilities) 地方自治体が市民に効果的で、かつ身近な行政サービス (administration) を提供できることを確信し、それぞれのヨーロッパ諸国における地方自治の擁護と強化が民主主義の原理と地方分権 (decentralisation of power) に根ざしたヨーロッパの構築に重要な貢献をすることになることを承知し、この憲章は、民主的に制度化された意思決定機関が認められ、その権限に関する広範な自治権 (autonomy) とその権限を行使する方法及び手段及びそれを遂行するために必要な財源等 (resources) を所有する地方自治体の存在が認められ、引き継がれる (entails) ことを主張して、以下のとおり (これに続く18条にわたる条文) 合意したと記している。

加盟国あるいは批准国の地方分権の現状を比較検討することも有益であるが、十分な資料が手元にないこともあり、これは将来の課題としたい。

地方自治権について、地方自治体の権限、立法権の内容、州憲章、国の監督との関係を憲法上明記しているイタリア共和国憲法（第114条～133条）をはじめとして、ラント（州）と連邦との関係を明確にしているドイツ連邦共和国憲法（第20条以下）など様々なレベルのものがあ、連邦制へ移行するベルギーなど国と地方との関係の分権に向けた改善は、興味ある研究テーマであるが、ここでは、強力な中央集権から地方分権に向けた改革を進めてきて、現在も進行中であるフランスの広域自治体であるレジオン（州）について取り上げてみたい。

（2）フランス共和国のレジオン（州）の完全自治体化

戦後、日本においてフランス共和国の地方制度の改革が紹介されたことが幾度かあった。最初のものは、1964年のパリ市をめぐる特例改革についてのものである。2番目は、日本の高度経済成長過程で国土開発と道州制が議論された際のレジオナリズムの動向と1972年のレジオン（州・*région*）の法人格化である。3番目は、1982年の新地方分権法（『市町村、県及び州の権利と自由に関する1982年3月2日の法律第213号』磯部 力 東京都立大学教授による「自治研究」第58巻第5号、第7号に掲載された訳文がある。）である。この中で、レジオンの完全自治体化が行われた。

レジオンの自治体化は、自由主義体制・先進国で最も強固な単一国家・中央集権体制を採ってきたフランスにおいて「おそかれ早かれ、地方分権と州自治が、新しい単一国家、つまり連州国家（*Etat regional*）というべき概念をもたらすことを、示すだろうとのフランス国内での指摘もある」（兼子 仁 岩波講座『基本法学6』278ページ）ことから、日本における地方分権化にむけた動きのなかで、広域自治体としての都道府県の今後の方向性を見いだすためにも検討をする必要があると思われる。

前述のとおり、フランス共和国においては、その地方制度として、長らくデパルتمان（県・*départmant*）とコミューン（市町村・*commune*）の二層制をとってきた。デパルتمانは、従来「県」と訳されてきたこともあり、「我が国の府県に相当する」（渡邊宗太郎「自治制度論」日本評論社『現代政治学全集第12巻』昭和6年刊）と紹介されてきたが、その人口規模は、現在でも、平均で約60万人、最大のもので、パリの215万人強、ノール県の253万人強、これに続くものとしては、ボッシュ・ド・ローヌ県の175万人強、ローヌ県の150万人強などがあり、最小のものは、11万3千人強（プロバンスーアルプスーコートダジュール州のオート・ザルブ*Hautes-Alpes*県）で、現在の日本の県の人口規模からすると、かなり小さい。むしろ、レジオンの方が日本の府県の規模に近く、平均では約257万人（本土のみ）、最大のもので、イル・ド・フランス州の1,066万人強、最小のもので、フランシュ・コンテ州の109万人強である。ちなみに日本の都道府県の平均人口は、260万人強、最小の鳥取県が62万人強である。

参考までに、レジオン（州）とデパルتمان（県）の人口規模を示すと、次頁の表7のとおりである。

表7 1990年のレジオン及びデパルトマンの人口（海外領土は除く）（1/3）

レジオン	人口数	デパルトマン	人口数
イル・ド・フランス	10,660,554	パリ	2,152,423
		セーヌ・エ・マルヌ	1,078,166
		イブリーヌ	1,307,150
		エソンヌ	1,084,824
		オー・ド・セーヌ	1,391,658
		セーヌ・サン・ド・ニ	1,381,197
		バル・ドワーズ	1,049,598
		バル・ド・マルヌ	1,215,538
シャンパーニュ・アルデンヌ	1,347,848	アルデンヌ	296,357
		オーブ	289,207
		マルヌ	558,217
		オート・マルヌ	204,067
ピカルディ	1,810,687	エーヌ	537,259
		オワーズ	725,603
		ソンム	547,825
オート・ノルマンディ	1,737,247	ウール	513,818
		セーヌ・マリティーム	1,223,429
サントル	2,371,036	ウール・エ・ロワール	396,073
		ロワレ	580,612
		シェール	321,559
		ロワール・エ・シェール	305,937
		アンドル	237,510
		アンドル・エ・ロワール	529,345
バス・ノルマンディ	1,391,318	カルヴァドス	618,478
		マンシュ	479,636
		オルヌ	293,204
ブルゴーニュ	1,609,653	イヨンヌ	323,096
		ニエーブル	233,278
		コート・ドール	493,866
		ソーヌ・エ・ロワール	559,413
ノール・パ・ド・カレ	3,965,058	ノール	2,531,855
		パ・ド・カレ	1,433,203
ロレーヌ	2,305,726	ムルト・エ・モゼール	711,822
		ムーズ	196,344
		モゼール	1,011,302
		ヴォージュ	386,258
アルザス	1,624,372	バ・ラン	953,053
		オ・ラン	671,319
フランシュ・コンテ	1,097,276	オート・ソーヌ	229,650
		ドウ	484,770
		ジュラ	248,759
		テリトワール・ド・ベルフィール	134,097

表7 1990年のレジオン及びデパルトマンの人口（海外領土は除く）（2/3）

レジオン	人口数	デパルトマン	人口数
ペイ・ド・ラ・ロワール	3,059,112	ロワール・アトランティック	1,052,183
		メーヌ・エ・ロワール	705,882
		マイエンヌ	278,037
		サルト	229,650
		ヴァンデ	134,097
ブルターニュ	2,795,638	コート・デュ・ノール	538,395
		フェニステール	838,687
		イール・エ・ヴィレーヌ	798,718
		モルビアン	619,838
ポワトゥ・シャラント	1,595,081	シャラント	341,993
		シャラント・マリティーム	527,146
		ドウ・セーヴル	345,965
		ヴィエンヌ	379,977
アキテーヌ	2,795,830	ジロンド	1,213,499
		ロット・エ・ガロンヌ	305,989
		ドルドーニュ	386,365
		ランド	311,461
		ピレーネ・アトランティック	578,516
ミディ・ピレネー	2,430,663	アリエージュ	136,455
		アヴェロン	270,141
		オート・ガロンヌ	925,962
		ジュール	174,587
		ロット	155,816
		オート・ピレネー	224,759
		タルヌ	342,723
		タルン・エ・ガロンヌ	200,220
リムーザン	722,850	コレーヌ	237,908
		クルーズ	131,349
		オート・ピエンス	353,593
ローヌ・アルプ	5,350,701	エン	471,019
		アルデシュ	277,581
		ドローム	414,072
		イゼール	1,016,228
		ロワール	746,288
		ローヌ	1,508,966
		サヴォワ	348,261
		オート・サヴォワ	568,286
オーベルニュ	1,321,214	アリエ	357,710
		ピュイ・ド・ドーム	598,213
		カルタン	158,723
		オート・ロワール	206,568

表7 1990年のレジオン及びデパルトマンの人口（海外領土は除く）(3/3)

レジオン	人口数	デパルトマン	人口数
ラングドック・ルシオン	2, 114, 985	オード	298, 712
		ガール	585, 049
		エロー	794, 603
		ロゼーヌ	72, 825
		ピレネー・オリアンタル	363, 796
プロヴァンス・アルプ・ コートダジュール	4, 257, 907	アルプ・ド・オート・プロヴァンス	130, 883
		オート・ザルプ	113, 300
		アルプ・マリティーム	971, 829
		ブーシュ・デュ・ローヌ	1, 759, 371
		ヴァール	815, 449
		ヴォークリューズ	467, 075
コルス	249, 737	コルス・デュ・シュド	118, 174
		オート・コルス	131, 563
合計	56, 614, 493		

(注) *Les Collectivites locales en chiffres Edition 1994 P10~11* から作成。

フランスにおけるレジオン（州）の発展は、1950年代に溯り、国の経済発展計画の要請に端を発している。1959年に、国土整備計画、地域開発のため計画区域が設置され、この線引きが、現在の州の区画のもととなった。1964年の政府改革で、この区域が22の行政区域に整理統合された。この時点での州は、完全な自治体ではなく、州の中心県の知事（*prefet*）が州長官（*prefet de region*）を兼ねる州評議会により運営されていた。その主たる機能は、国の経済発展計画に基づき、公共投資の州内での調整を行うことであったが、その本来の行政目的にもかかわらず、この過程で、中央と地方の関係について議論が行われるようになる。1960年代末になって、地域主義者（*Regionalist*）と自主管理主義者の地方分権への動きが高まり、参加の拡大と自治（*autogestion*）の要求は、広範な市民の支持を受けることになる。この運動を無視しえなくなったポンピドー政府は、1972年にレジオン（州）に特別地方公共団体的な法的位置づけ（*etablissement public* 〈注〉磯部力教授は、『公施設法人』と訳出している）を与えると同時に、経済発展計画の州内のとりまとめ権限を付与した。さらに、この改革で、レジオン（州）に一定の範囲ではあるが、初めて予算を与えると同時に、国税の特定税目について超過課税をすることを認めた。

これらのものを含めた改革が基盤となり、1981年に社会主義政権が誕生することにより、完全自治体化の試みは現実のものとなっていく。

1982年の上記分権法第59条により、レジオン（州）ははじめて地方自治体（*collectivites territoriales*）となり、直接普通選挙による州議会（*conseil regional* 〈注〉磯部教授は、『州会』と訳出している。l'Assmblee legislativeと機能面で区別されたものと思われるが、ここでは議会としておく。）を持つことになる。

(以下、各引用条文は、磯部 力 東京都立大学教授の訳文による。)しかし、ここで、従来の州長官に代わって国が任命するあらたな州地方長官 (préfet de région) を迎えることになる。

次に、いかなる自治体かを判断するためにレジオン (州) の議会と長官の機能と関係についてみてみることにする。

直接普通選挙によって選出された州会が地方公共団体たるレジオン (州) を管理し (同法律第59条第1項)、州会の議長がレジオン (州) の執行機関になっている (第73条第1項)。州長官は、レジオン (州) の国の部局を指揮し、州における政府代表者として州知事に帰属する権限を行使する。また、州会において国の名において意見を述べる (以上、第79条)。さらに、長官は、レジオン (州) の議決、決定及び処分、締結した協定について、レジオン (州) から送付されてから2ヶ月以内に、法律に違反すると判断する議決、決定及び処分、協定を地方行政裁判所に提訴することができる (第69条)。

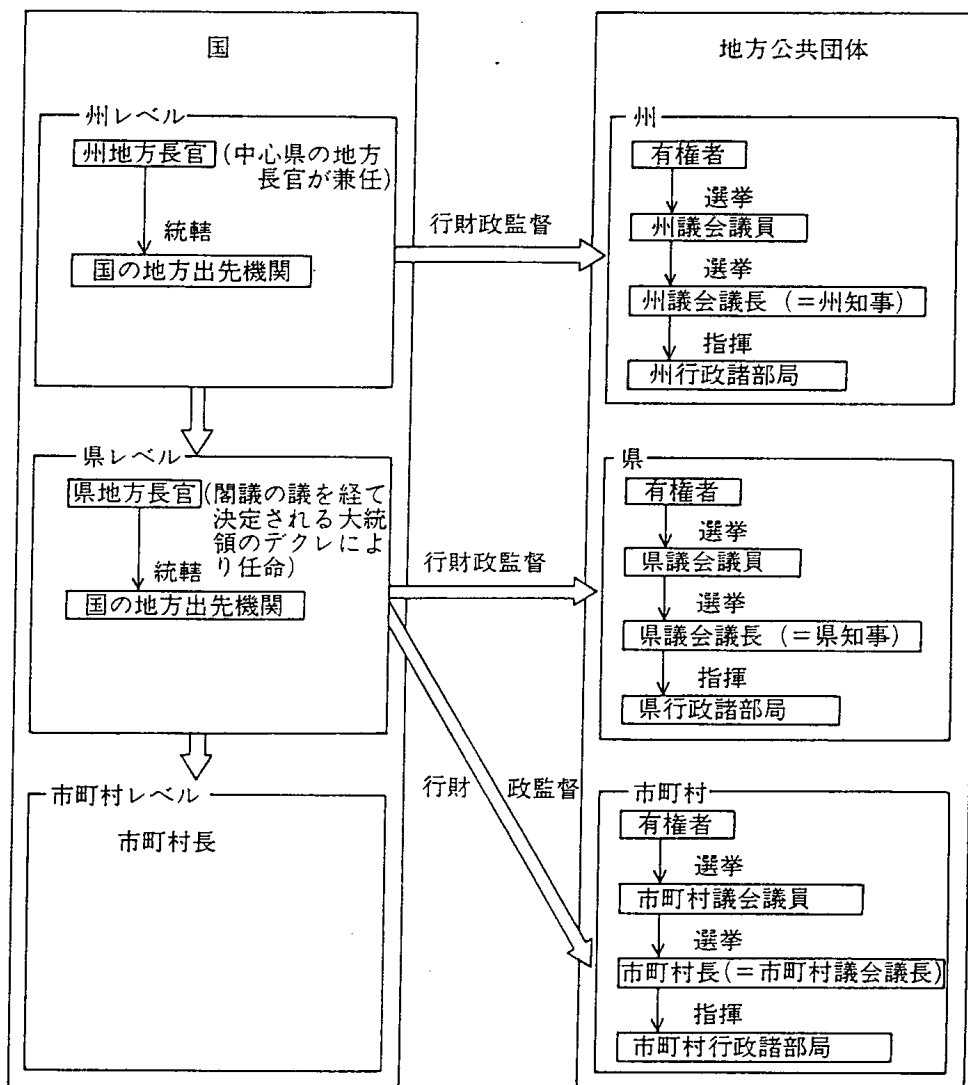
次にレジオン (州) の権限であるが、「市町村、県及び州の権利と自由に関する1992年3月2日法律第213号」、「市町村、県及び国との間の権限配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号」及び「市町村、県及び国との間の権限配分に関する1983年1月7日の法律第83-8号を補完する1983年7月22日の法律第83-663号」(磯部 力、大山 礼子共訳)、「フランスの地方行財政のあらまし」((財)自治体国際化協会)などを手がかりとして述べてみたい。

まず、これらの法律が施行される以前の権限としては、①州の開発に関する調査研究、②公共投資の対象の選択の調整、その合理化のための提言、③公共施設整備のための財源の自発的分担、④地方公共団体、その広域行政組織又は国との合意に基づく同事業の執行があった。これに、1982年法で、①政府の認可を得て、当該レジオン (州) と国境を接する外国の地方公共団体との間に、共同政策の目的で国境を越えた協力を行うために、定期的な協議の制度化を決定することができる (第65条第2項)、②直接にレジオン (州) の利益に関わる公共事業に対する通常経費の負担 (第66条-1972年7月5日法律第4条の追加)、③本条第7号 (デクレの定める条件においてレジオン (州) の発展及び雇用問題に協力する企業の投資に対して国が同意した財政補助を国に代位して賦与すること) 及び第8条 (既存のものと新たに設置されるものとを問わず、レジオン (州) 開発会社及び各レジオン (州) 内若しくは数レジオン (州) にまたがる金融会社並びに混合経済会社に資本参加すること) を留保して、同法第5条が市町村について規定しているものと同様の条件及び限界内において行われる経済的領域におけるすべての行政介入 (これらの措置は、関係市町村会及び県会への事前諮問の対象となる。)、④租税一般法典第1465条に規定する条件の下で、地方公共団体及び広域都市圏 (communautés urbaines) に認められている営業税 (taxe professionnelle) を免除する権能を公施設法人たるレジオン (州) にも拡大する (第66条の3)、⑤全国計画の基本方針及び全国計画承認法律の定める基準を尊重してレジオン (州) の計画 (plan regional) を策定し、承認すること (第67条の1)

〔ただし、関係地方公共団体に諮問〕が新たに追加されている。この中でも特に最後の⑤の計画策定は重要な権限となっている。

この改善を含めた1982年以降の地方行政に関わる主体を整理した図が次頁の図43である。

図43 地方行政に関わる主体（1982年以降）



(注) 「フランスの地方行財政のあらまし」 ((財) 自治体国際化協会) 28ページより引用。

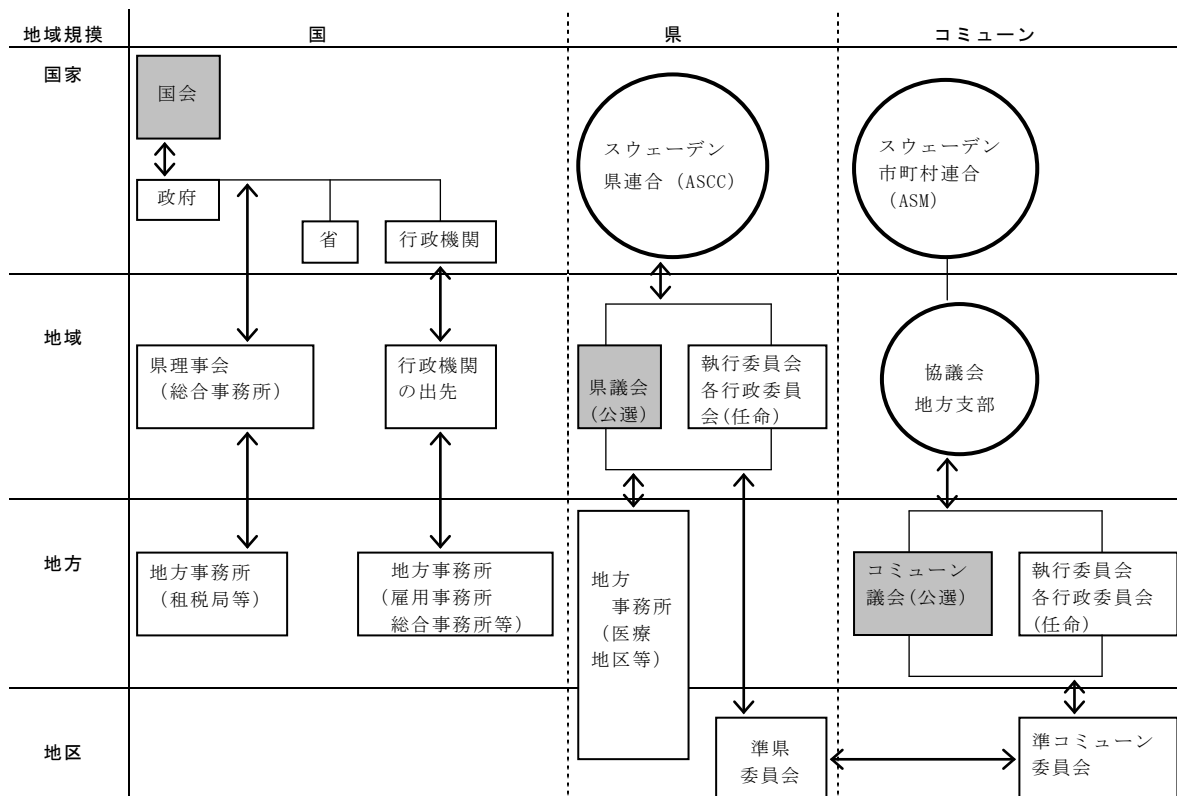
3 スウェーデン王国のフリー・コミューンの実験とその評価

ヨーロッパの分権化への大きなうねりのなかで、北欧4カ国は中央集権化から、基礎自治体からの積み上げ方式による行政へと大きく転換する改革を進めてきた。

第2次大戦後の北欧諸国は、福祉政策の立案や基準作成が政府の権限となるなかで、地方自治体は、国の政策を実施するための出先組織的な役割を担ってきた。しかし、1980年代からの財政危機のなかで、その解決策の一つとして登場したのが「フリーコミューン実験」（当初はフリーゾーン実験と呼ばれていた。）であり、この中で、「委員会の自由化」を行うとともに、公共サービスを進めるにあたり、関係法律の適用を除外又は緩和し、福祉サービス等の権限と責任を自治体に持たせようとするものであった。

現在、スウェーデンの人口は8,559万人（1990年）で、45万平方キロメートルの国土の中に24の県（Län）〔（注）ゴットランド地方は、県の機能も果たしている。〕と284のコミューン（Kommun）がある。ちなみに、現在のスウェーデンの政治、行政機構は次のとおりである。

図44 スウェーデンの政治システムの構造



（注）「国際比較から見た地方自治と都市問題—先進20ヶ国の分析」（1994年、北海道比較地方自治研究会）130ページより引用。

1984年に国会で成立、施行されたフリーコミューン法により申請のあったもののうちから、イエーテボリ・ブーフス、イエムトランド及びエレブルの3県とアーレ、ブレッケ、グヌーシュ、ハーニンゲ、ヘルングボリ、サンドビーケン、ティーレセ、バールベリ及びエレブルの9コミューンが実験自治体に選定された。

このフリーコミューン法は、行政管理省が所管していたが、申請書が関係自治体から出てくると、免除の基準づくりなどをはじめ、さまざまな形での所管官庁の抵抗にあるが、1986年時点で280件余りの法律等の適用免除申請が出されていたといわれている。

1990年の時点では、対象自治体は40（4つの県と36のコミューン）に拡大した。フリーコミューンの実験は、1992年に終わるが、国の各種規制の適用免除については、自治体側の期待と国の省庁の側の縦割りのカベを打破できなかったことの失望を結果としてもたらしたという評価がある一方で、実験に当たって十分な財源の確保がされなかったことと合わせて、結果は、折り込み済との評価の中で、中央支配の限界がこの実験で明らかにされるとともに、自治体内部での規制緩和の必要性にも気づき、部門間を越えた協働に刺激を与えることができたという副次的な効果を評価する声もある。

この実験のなかで注目すべきもう一つの方向は、法律等の適用除外と合わせて行われた「委員会の自由化」である。地方自治法の規定によれば、地方行政に関する全体的な権限は、それぞれの地方議会の中から選出された最低5人の委員で構成される執行委員会（Kommunstyrelse、Forvaltningsutskott）に与えられている。議長は、多数を占める政党から選出され、委員会には自治法とそれ以外の特別法により、さまざまな職務が付与されている。この行政委員会は、必要に応じて、小委員会に分轄することができる。委員会には法律等で設置が義務づけられるもの（義務設置）と任意に設置できるもの（任意設置）の2種類がある。

地方自治体の組織をもっと柔軟にしようとする試みとしては、すでに1980年に「特定地方自治体組織法」が施行され、基礎自治体は、地区理事会や施設管理団体、あるいは各行政部門にまたがって責任を持つ特別な地区組織を設立することができるようになっていた。1980年代には、およそ30の自治体に、近隣レベルで教育や社会サービス、余暇活動、文化施設などに総合的な責任を持つ地区委員会が設立され、1992年の時点では、おおよそ15の自治体で全域にわたりこれが置かれているという。1984年のフリーコミューン法で、教育・社会福祉・保健・建築に関する委員会が自由化の対象になった。

（〔注〕1992年の地方自治法の改正で、議会、理事会及び選挙管理委員会のみが義務設置となり、他は選択制となっている。）ちなみに、1995年1月施行の新地方自治法（1995年11月、「地方自治・都市研究所」の英文からの訳出による。）によれば、その第3章で、「すべてのコミューン及び県は、一つの議決機関、コミューンにあってはコミューン議会、県にあっては県議会を持ち、議会は、それぞれの執行委員会を任命するものとする。」とされ、議会は、必要に応じて委員会を任命することができ、各委員会の事務分担、委員会間の関係を定めることができる。委員会は、法律による義務的設置の委員会と任意設置の特別委員会とに分かれる。

執行委員会の任務は、同第6章で規定しているところによれば、その内容は、コミュー

ーン又は県の事務の運営を指示し、調整し、他の委員会の事務の監督をすること（行財政に関する総合調整権）並びに企業（議会の議決により、地方政府の事業の経営権を移管した株式会社等）を通じて行われる地方政府の事業について監督すること（公的企業の監督権）、議会その他の委員会等に必要と思われる提案（予算提案権等）、他の委員会等並びに県又はコミューンの職員からの執行委員会に関する改善勧告等の受理などを行うこととされている。

コミューンと県との関係及びそれぞれの権限については、第2章で、「コミューン及び県は、コミューン又は県の地域若しくはそれらの構成員に関わり、又は国、その他のコミューン若しくは県又はその他の団体の専権に属するもの以外の一般的事務を扱うことができる。（第1条）」と規定し、「一定の部門における県及びコミューンの権限及び義務に関しては、特別の規定が設けられる。」（〔注〕95年改正で、それまでの地方行政改革の受け、従来、自治法の中で規定されていたものを他の法律に規定替えし、自治法は基本となる事項を定めることになったことを指す。）とされているため、個別の法律を調べないとその関係はわからない。

また、それぞれの条例制定権及び課税権については、「統治法典」で定められるとしており、これを見なければわからないので、今後の研究課題としたい。

スウェーデンの地方自治体の財政構造についてであるが、その歳入源は、不動産税を含む地方所得税、国の補助金（税均等化交付金を含む。）、料金である。

1990年の（財）自治体国際化協会の報告では、このうち、地方所得税は、コミューンの歳入の42%、県の歳入の60%を占める。所得に応じた比例課税で、その税収は、県に置かれる国の理事会で県、コミューン及び教区（〔注〕国全体に存在するスウェーデン協会の地域組織で、「教区統治法」により統治されている。）に配分される。補助金は、コミューンの歳入の26%、県の歳入の17%で、特定目的の補助と目的を特定しない一般補助とに分かれる。料金の多くは、公営企業からの収入で、コミューンの方が割合が高い。

これらの財源をもとに、地方政府間の判断で、その与えられた自由裁量権をうまく活用しながら、地方の実情にあった施策を展開している。

4 アメリカ合衆国の特別区 (special district)

I-1-(2) で述べたように、他の地方政府数があまり推移していない中で、特別区(学校区を除く)だけは急増している。ここではその理由は何か、そもそも特別区とはいかなる政府なのかということを見てみたい。

(1) 定義

合衆国商務省統計局によると、特別区政府は、独立した限定目的の単位であり、行財政上一般地方政府から独立した政府でなければならないとしている。アメリカの特別政府の主要な研究者の一人であるジョンC. ボレンスは、特別区をより細かく次のように規定している。「組織構造、公式名称、継続性、及び訴え、訴えられる権利、契約する権利、財産を持ち出す権利、財産を得、処分する権利を有する存在である。」また、それらは「一般に公選される、もしくは他の政府の理事等により選ばれる理事」を必要とするとし、「彼らは公的なアカウントビリティを高度に持ち、他の政府からかなりの程度、行財政上の独立性を有する」としている。

特別区は、「ニューヨーク・ニュージャージー・ポート・オーソリティー」のようにウェストコーストやニューイングランドでは、その名称に「オーソリティー (authority)」の語が使用されていることが多い。しかし、「オーソリティー」が単に一般政府の付属機関に過ぎないものに対してつけられていることも多い。このように同一の語が他の意味で使用されることによって、定義に混乱が生じる。「ディストリクト (district)」という語が用いられる単位の中には、自治権のある政府ではなくて、その存在を一般政府に依存しているものもある。「コーポレーション (corporation)」の語もまた特別区の種類で使われる厄介な言葉である。州により、「ディストリクト」、「オーソリティー」、「コーポレーション」、「ボード (board)」等が特別区政府の名称として用いられるために、広く混乱をもたらしている。

用語の問題は、特別区について系統だった研究をするときだけの問題ではない。区域内の特別区についての情報を収集するよう部局に指示している州はほとんどない。また特別区の多くは、資産税を徴収していないので、資産税の管理者もその存在に気づかないし、新しい特別区はあまり周知されずに創られるといった特別区についての情報の不足につながる。

(2) 歴史と機能

早くも1,600年代には、イギリスではカウンティやパリッシュのような地方政府の伝統的な形式は、都市的社会の問題を解決するにはあまりに厳格で杓子定規であるということが、わかった。そこで、道路の舗装、証明、取締り、清掃などの問題を扱うため、特別なオーソリティーが創られた。また新しい道路の需要に資金供給するため、高料金の有料高速道路が作られた。数十年間、このような特別な組織が続き、その後

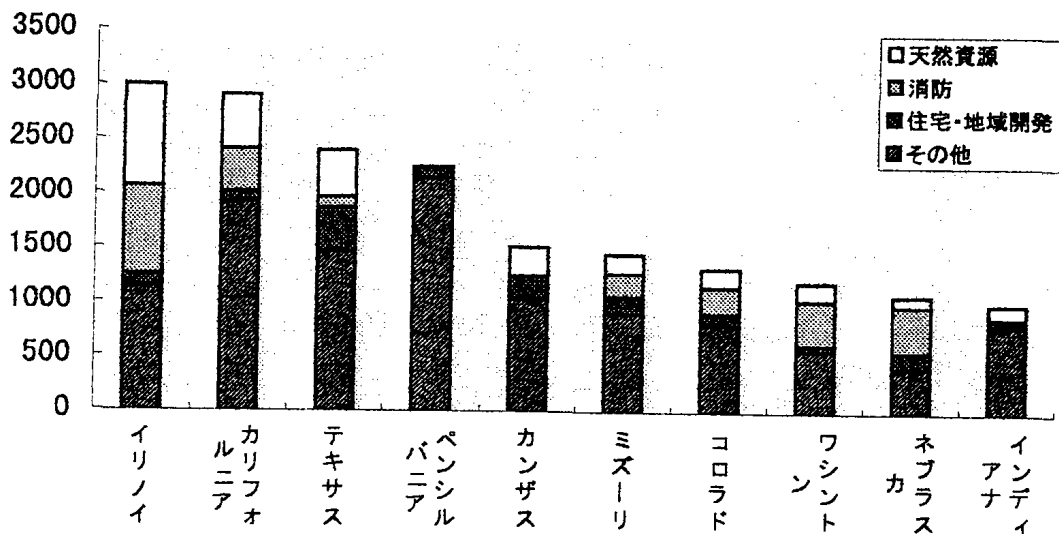
は市町村が都市サービスの責任を引き受けることになった。

合衆国では、特別区は植民地時代から貧困者を助けたり、道路や橋を補修したり、たばこ倉庫を維持したりするのに使用されていた。1789年には学校を供給するために、マサチューセッツに地区が設立された。1790年にはフィラデルフィアで刑務所、貧民救助、港湾開発、健康管理、警察、教育などを管理するための特別のオーソリティーが創設され、1800年代の初期には、有料道路や運河のコーポレーションが形成された。大陸の反対側のカリフォルニアでは、特別区はゴールド・ラッシュ時代の緊急な要求を満たした。

1800年代の間、特別区、とりわけ学校区の使用は急増し続けた。特別区は教育を供給するための伝統的な手段だったため（教育を政治から切り離すために学校区が形成されることが多かった）、一般政府の代わりに使われるケースもあった。また、他のケースでは新しいサービスが地方一般政府には適さなかった。そこで、西部の開拓地では、水の管理や灌漑プログラムが特別区を誕生させた。主要市を囲む周辺地域に人びとが居住するようになると、タウンシップによって供給されるサービスを越えた範囲でのサービスの必要が、特別区を生んだ。このようにして20世紀を通じて多くの特別区ができ続けた。ただし、学校区については例外である。第二次世界大戦前には学校区は全米で10万以上にもなっていた。大戦後の数十年の間、主として州政府が中心となって強力な整理統合政策が展開され、学校区は80%ほど減少した。しかしながら、他のタイプの特別区は、数も重要性も増し続けた。（図22（P34）参照）

1992年現在で、特別区の数の多い上位10州を合わせると、18,061団体となり、全特別区（33,131）の約55%をも占めている。上位10州には図45のようにそれぞれ1,000以上の特別区が見られる。

図45 特別区の多い州



(注) U. S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governmentsのデータにより作成。学校区を除く。

上位10州には、南部やニューイングランドは含まれていない。南部はカウンティが強力でニューイングランドはタウンが支配しているからであろう。全米で人口の多い上位6州（カリフォルニア、ニューヨーク、テキサス、フロリダ、ペンシルバニア、イリノイ）のうちフロリダを除く5州は、特別区の数でも上位10州に含まれている。しかし、上位10州のうちの残りの5州については地区の数と人口との間に特別な関係は見られない。

特別区の機能については、一般的なものは前述の図23（P34）に掲げてあるが、その他の中には州法から授けられた次のようなものがある。コロラドの鉱山排水地区、フロリダの海浜保存地区、ジョージアのスタジアム公社、アリゾナの害虫管理地区、アーカンソーのフェンシング地区、カリフォルニアの記念地区、モンタナのテレビ地区、ネブラスカの天気管理地区、ニュージャージーの会議場公社、オハイオの地域芸術文化地区、オレゴンの地熱地区、サウス・ダコタの地域鉄道オーソリティー、及びワイオミングの食肉動物地区などである。

（3）設立の手続きと運営方法

特別区は他の地方政府と同じように、州憲法や州法にその存在の根拠がある。しかし、ほとんどの州憲法（今回翻訳をしたカリフォルニア、メリーランド州もそうであるが）は、特別区については何もふれていない。特別区は議会による特別決議により設立されるか、もしくは組織化する手続きを明らかにする一般法を通して規定されてきた。

特別法または一般法のいずれにより設立されるにしろ、特別区は、市民団体が既存の政府構造からは得ることのできない特別なサービスの必要があるとわかったときに作られた。例えば、カンザスの農夫たちが灌漑が増えれば自分たちの生産活動が安定すると理解したときに、水の保管、分配、収集のシステムを作れるような灌漑地区の創設のための権限授与の法案を可決させるために州議会に行った。1903年のカンザスの大洪水は、水の流出と洪水をコントロールすることのできる灌漑地区の形成を議会に承認させる結果となった。

州議会が、州の様々な部分において果されるべき機能が人々により要求されているということを理解したときには、それにより地域の住民が州内の必要とされるどこへでも地区を創設することのできる手続きを明らかにする一般法が可決された。権限授与はこのようにして承諾されたが、地域のイニシアティブは、法律により概説された手続きを引き起こすために、必要とされた。多くの場合、かなりの数の市民の署名による請願が必要とされ、それが地方政府の理事会、多くはカウンティ理事会、まれには裁判所に提出された。特別政府の組織のための請願を受理したら、理事会または裁判官はその問題についてヒアリングをし、それからその件を有資格の選挙民による特別投票にかける必要があった。もし過半数がその件に賛成すると、その特別区が設立された。その次の段階は、特別区政府の理事会の理事の選出であった。2つの最も一般的な方法は、（1）その地区内の有権者による選挙、もしくは（2）理事もしくは

権力者による任命によるものだった。サービスの受益者や地区の特質や、その領域の地理的なサイズなどによって、理事会の構成方法は色々であり、住民により選出されたり、市長により任命されたり、理事会により任命されたり、州知事により任命されたりしたメンバーから構成された。

10名の理事により運営されている「アトランタ高速鉄道公社（Metropolitan Atlanta Rapid Transit Authority）」では、4名がアトランタ市議会により任命され、残りは公社のあるカウンティの理事会により任命されている。「ニューヨーク市住宅開発公社（The New York City Housing Development Corporation）」は、職権上の公職者が3名と、2名のメンバー（一人は知事により任命され、一人は市長により任命される）により構成される理事会を持つ。「デラウェア川共同有料橋委員会（The Delaware River Joint Toll Bridge Commission）」は、ニュージャージーとペンシルバニアの特別法により創設されたが、ニュージャージー州知事により任命された5名と、ペンシルバニア州知事により任命された2名と、ペンシルバニアからの職権上の3名から構成される理事会を有する。一般法により特別区が創設される時には、理事の選出は、普通は一般選挙や地方の任命によることが多い。しかしながら、ここで触れているような大規模な特別区は、理事会を選出するための特別法や特別な方式を保障している。

いったん一般法が特別区の創設を権限付与する法令全書に載ったら、その手続きにおいて行使される裁量（それは特別区の創設の問題にかかるもののみだが）は、カウンティ政府にある。

ほとんどの特別区は単一の機能を遂行する権限を与えられて設立される。そしてその機能はその名称に表示される（例；ウォーターフォード公園地区、ノースランド消防地区、蚊駆除地区）。1987年の政府統計時にあった29,532の特別区のうち2,051（7%）が複合機能を持っていた。しかしながら、その大多数はただ2つのサービスを有するものだった。

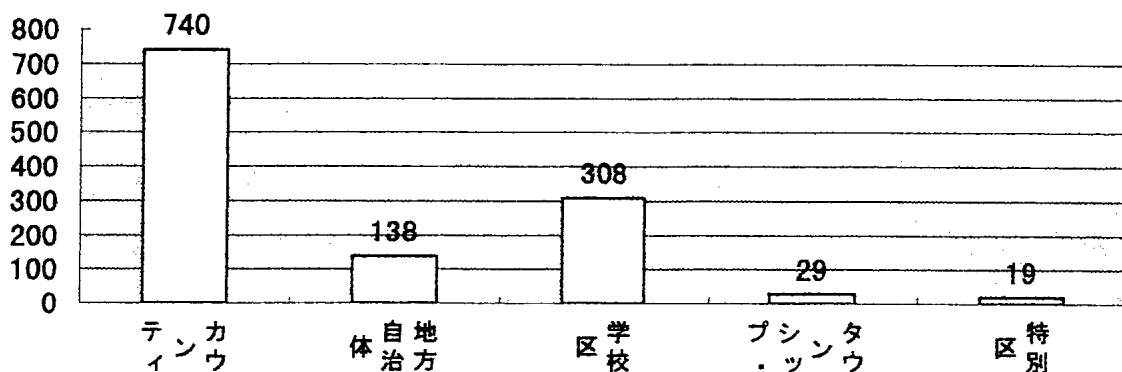
地理的には、ほとんどの特別区はその政府ごとに特有の境界線を持つ。特別区の設立に入る予備的計画の一部として、計画者はその地区に含まれる予定の地域の地図を用意する。境界は、そのサービス交付計画に参加することを希望する人々を含むように引かれる。境界は、その機能を受けるのに十分な顧客や資源を持つ地域を含むように引かれるので、境界の柔軟性は特別区の主要な利点の一つである。

資産税はほとんどの地方一般政府の主な収入源である。しかしながら、その機能を維持するための資産税を賦課することを州により権限づけられている特別区は、半分以下しかない。これは多くの特別区は他の形式の財源を見つけなければならないということを意味している。建物や設備などの資本支出にかかる初期の資本調達は、普通、サービスの交付により生まれる財源により清算される歳入債（revenue bond）の発行を通じた借入れにより賄われる。例えば新しい衛生地区は、ごみ収集車やごみ処理場、ごみ処理施設のために、資金が必要となるかもしれない。そのときには歳入債は、ごみ処理サービスの料金により、数年間でその債権を賄えるという保証のもとで、その

分だけ発行される。このように、新しい地区の財政的な基盤は、受益者がサービスに対して支払う料金から成る。受益者の料金は、また特別区の雇用者の給料や車の維持費などの運転経費にも使われる。このように、一般税の補助なしで、特別区はその生産物やサービスをすべての経費が賄え、ときには利益も生み出すような価格で売るといふビジネスのように、経営されている。

また、特別区政府は他の地方政府と比較すると、非常に少ない雇用者により運営されている。地方政府1団体当りの平均雇用者数を計算すると次頁の図46のようになり、特別区の雇用者の数は圧倒的に少ない。実際には、常勤の職員は0であるところも少なくない。

図46 1団体当りの雇用者数（1987年）



(注) U. S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governmentsのデータにより作成。

(4) 特別区の発展とその理由

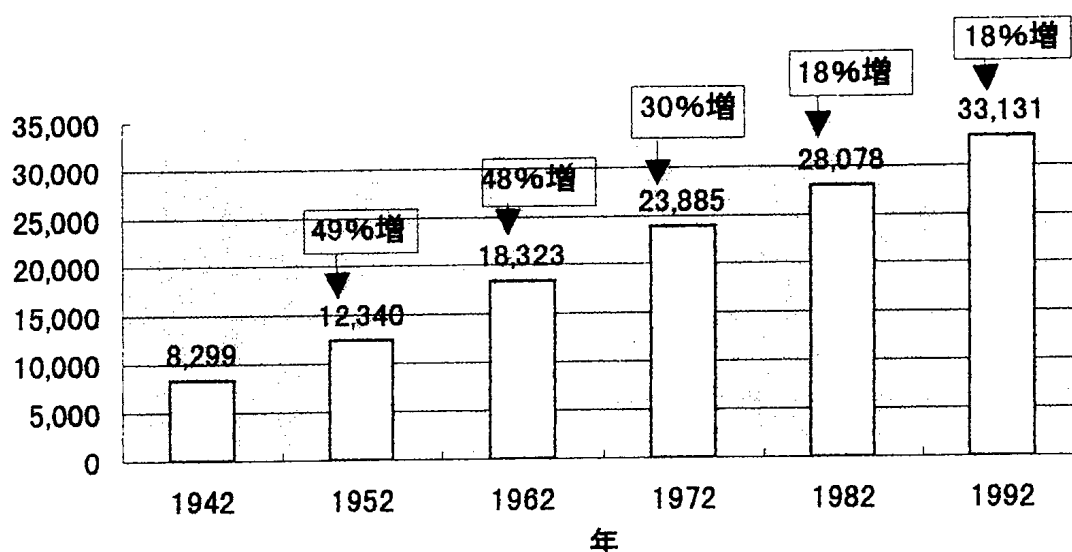
特別区の数、次頁の図46で示したように、過去50年間伸び率は低下しているものの、数としては10年間に約5000団体ずつ、一貫して増加している。図22 (P34) でわかるように、このような発展は他の地方政府には見られない。特別区のみが、なぜこのように迅速に成長したのだろうか。ダニエルR. グラントとロイドB. オムダールは、この理由として次の6つをあげている。

- ①一般地方政府は、望まれるサービスを遂行するための憲法上、制定法上の権限を与えられていないこと。
- ②一般地方政府は、その財政問題にかかる憲法上、制定法上の制約が大きいこと。
- ③特別区は境界線を柔軟にひくことができること。
- ④特定のサービスを支持する人々の狭い自己利益が存在すること。
- ⑤連邦及び州政府により特別区の利用が奨励されてきたこと。
- ⑥一般地方政府の理事会が新しいサービスを歓迎しないこと。

以上の6点についての簡単な説明を彼らの論拠をもとに以下に記す。

まず①だが、地方政府は州により委任された機能だけを遂行することを許されているが、望まれる機能がその委任された機能の中になかったため、新しいサービスを望んだ人々は、その機能を権限付与するよう、州議会へ行った。州議会はなぜ、カウンティ、タウンシップ、市などの既存の地方一般政府に許されていたサービスのリストに、その機能を遂行する権限を追加することがほとんどなかったのか。どうもサービスを要求した住民は、そのサービスは、カウンティや市が供給するような方式ではなく、前もって決められた方式で供給されるべきだと感じていたようだ。いくつかのサービスでは、考えられているような特殊なサービスに適合するような一般政府はなかった。恐らくそれは複数のカウンティ、もしくは複数の州さえも含んでいたのだ。

図47 特別区の数推移



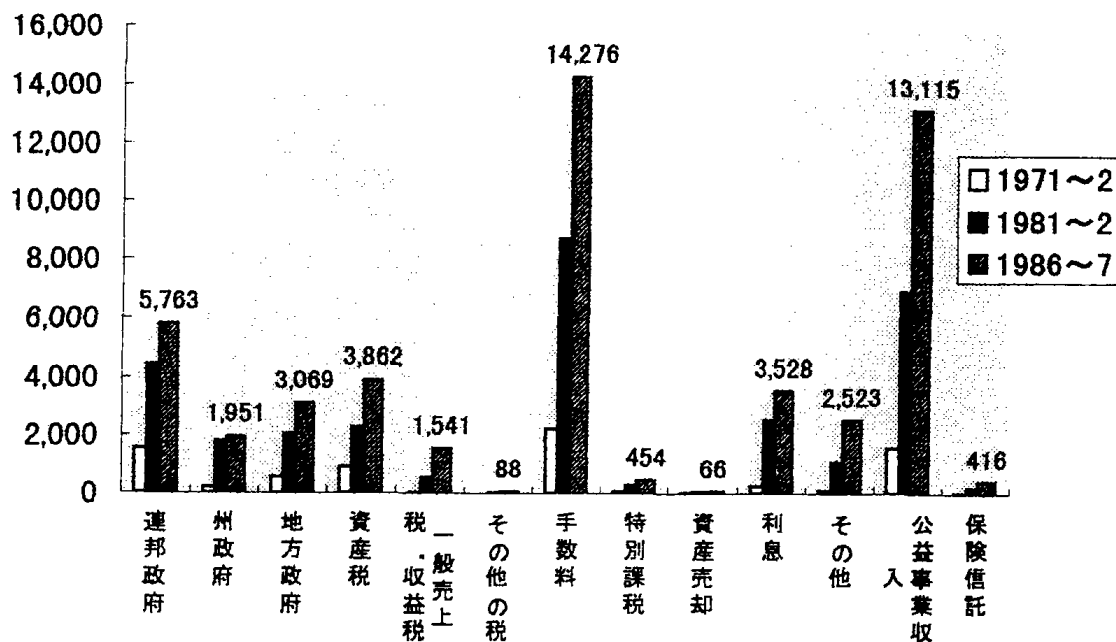
(注) U.S. Bureau of the Census, 1992 Census of Governmentsのデータにより作成。学校区を除く。
 □内は、各10年前の数値との比較。

次に②の財政上の理由である。カウンティや市が、既に限度額いっぱいの公債を起こしているときに、独自の起債制限を持つ特別区は、新たな機能を供給するため、新しい公債を負うことができた。このことはいくつかの州では利点があった。例えば、1870年のイリノイ州憲法ではカウンティやタウンシップに対して、特別評価や課税区設置権を与えなかった。それによって、特別区に代わる選択肢であるそれらの利用価値を制限した。カリフォルニア州では、一般地方政府は一般義務債を発行するのに、憲法上3分の2の住民投票の賛成が必要である（カリフォルニア州憲法第16章第18条）のに対し、特別区は過半数の賛成でよいとして、州法で特別区を奨励した。しかしながら他の州では起債制限の論議には確実性が欠けていた。多くの州では、起債制

限は一般保証債だけに適用されたが、特別区により発行されたほとんどの債権は一般保証を課さない歳入債であった。

恐らく新しい特別区の設立にかかるより説得力のある財政的な論拠は、受益者の料金による資金調達に関係があるだろう。特別区の半分以上が、資産税以外の税に依拠し、資産税を課税しているところの多くも最後の手段として資産税課税をしている。いずれの場合も、手数料が特別区の活動の最大の資金源であり（次頁の図47参照）、その限られた税金の財政的な責任をとらねばならぬ一般政府の官僚にとっては、より魅力的な特質である。彼らにとって、一般政府とは分離されて、完全に使用料によりサポートされるサービスを提供するという考え方はかなり魅力的である。サービス利用者がそのために支払うべきだという理論的根拠は、地方政府では広く行き渡っている。

図48 特別区の財源（単位：100万ドル）



(注) Nancy Burns, 1994. "The Formation of American Local Government" のデータより作成

次の③の境界線の柔軟性というのは、やはり一般政府には見られないもので、これも新しい地区の発展の理由となっている。一般政府と同じ境界を有する特別区は4分の1のみで、残りの特別区は、住民やサービスの要求に適合するように作られた境界を持つ。一つの市の一部だけからなる地区や、いくつかの市からなる地区、州の境界にまたがるような地区、大都市の地区などにおいて、特定のサービスが要求される場合には、独特の境界が必要となる。

シカゴではいくつかの例が見られる。1911年までに、シカゴの境界内に7つの小さな地区が、近隣公園を提供するために設立されたが、1930年までにこれが19になった。

シカゴ市は、近隣地域の特定の必要を満たすためには、明らかに、最初は管轄区域が大きすぎたのだ。しかしながら、1934年までに公園は3つのより大きなものに統合され、シカゴは市のサイズの公園システムを持った。クック・カウンティの図書館区のほとんどは、それぞれ一つの市にあるが、いくつかの図書館区は、図書館を維持するのに十分な財源や顧客を供給するため、数市を含む必要があった。大都市地域ですべての政治的な区分の境界を超える問題は、全体の地域をカバーする地区で解決されてきた。その例として、「大シカゴ大都市圏衛生区 (Metropolitan Sanitary District of Greater Chicago)」がある。1800年代の末に、下水道や川が井戸を汚し、水供給を危険にさらした。1889年に、イリノイ州議会は、大都市レベルの汚染と水供給問題を解決するために、シカゴ衛生区を創る特別法を決議した。地区は下水道をミシガン湖から向きを変えて、南に流れるイリノイ川に排水し、シカゴ川からミシガン湖に注がないようにした。

その他の複数区域に渡る特別区には、「ゴールデン・ゲイト橋及び高速区 (the Golden Bridge and Highway District)」がある。これは一つの市-カウンティ合併政府 (サンフランシスコ) と4つのカウンティ全体、及びもう一つのカウンティの一部が含まれている。2州にまたがる特別区には、「バージニア&ケンタッキー州間公園委員会 (the Breaks Interstate Park Commission of Virginia and Kentucky)」、「テネシー・ミズーリ橋梁委員会 (The Tennessee-Missouri Bridge Commission)」、「デラウェア・ニュージャージーのデラウェア川及び港湾公社 (the Delaware River and Bay Authority of Delaware and New Jersey)」などがある。「ナイアガラ滝橋梁委員会 (The Niagara Falls Bridge Commission)」は、カナダとニューヨークを含む国際的な地区である。

理由の④は、ジョン・ボレンスが、「飾りのない自己利益 (unadorned self interest)」と呼んでいるものだ。新しい特別区を創ろうとする人々は、その地域における特定のサービスの確保に特に関心がある。彼らは、一般政府により供給されるサービスとの不必要な競争や混乱なしに、そのサービスの管理をするため、特別区を選択する。なぜならば、特別区は、自分たちの払う料金や税により、自分たちの求める利益を得ることを保障できるよう、独立しているからである。ボレンスの言葉によると、それは「その地域で集められた税金の見返りを実感したいという地域住民の要望」である。一般政府から分離された機能を保ちながら、政府が限られた資源という制約の中で多くのサービスを供給しなければならないときに、特定のサービスの支持者は、その機能を政府の優先順位づけの過程から守ることができる。特別区は、独立していることによりその機能の必要性や価値を、一般財源の分け前を争う他のサービスの必要性や価値と比較されずにすむ。

特別区は、綿密な調査や予算過程での優先順位づけを免れるだけでなく、一般政府の政治との関係も回避できる。特別区は、政治的な対立で全く悩まされないとははいえないが、単一の機能に制限されるため、非常に単純化される。

理由の⑤は、補助事業などを通じた連邦及び州による特別区利用の奨励である。連

邦政府は、当初はいくつかの特定の国家目標を達成することに関心があったため、特別区が一般政府のめんどろな問題に巻き込まれないようにそれを援助した。1930年代に、フランクリン・ルーズベルト大統領は、サービスをできるよう権限付与された新しい公企業の設立を奨励するよう州知事に要請した。また1930年代に、合衆国開発局は地方の政府単位として、法人化された灌漑地区だけを取り扱う政策を採用した。特別水道地区は農務局を通して連邦の資金供給によって、また農務局の専門家が地区の計画を助けるという便宜によって、奨励された。排水地区は、第二次世界大戦後に新しい連邦の水利政策により、またより大きな連邦の資金供給によって復興した。1936年に農務省は州に対し、自立的な土壤保全地区を通して管理される土壤保全計画を必要とするような標準州土壤保全地区法を採択するように勧めた。病院建設資金は病院区の形成を奨励する1946年のヒル・バートン法の通過により利用できるようになった。大規模交通区もまた、私的に所有する施設は公的な資金を受けられないということから奨励された。そうして特別区は、政府のより高いレベルから補助金を得る便利なメカニズムにより設立された。州は、一般政府に対してより大きい権力を委譲する代わりに、特別区の利用につき権限付与する新しい法を議決し続けることにより、連邦とともにそれを奨励した。

ボレンスは特別区の利用が広まる中で、連邦や州の専門機能を持つスペシャリストの重要性を指摘した。専門家は、その見地から政治的な妨害を最小限にして、サービスを能率的かつ有効に供給する仕事を完遂する便利な手段として、特別区を見た。

最後に⑥の一般政府の理事会の態度の問題である。理事会の理事のうち多数の者は素人なので、その政府に新たな機能が加わることは、責任や紛争がより多くなることを意味する。そして、新しいサービスの資金供給は、収入と支出の調整により提案されるので、地方政府にとっては、新たな資源がないことは都合が良い。それゆえに、新しいサービスは理事会によって、あまり歓迎されない。もちろん、専門のマネージャーが一般政府にいる場合は、違ふだろう。専門マネージャーは、その地域内ですべてのサービスを調達するという統一を好むだろう。それにもかかわらず、地方政府の理事会は、分離した存在である特別区の創設によりサービスを政府から切り離そうとする住民の圧力を好ましく思っているようだ。その証拠は、カウンティ理事会がもしそう望めば、特別区の承認を認めず他の政府にそのサービス機能を吸収させることもできるのに、実際にはカウンティ理事会により何百という特別区が承認されていることである。

(5) 特別区の問題点

上記のような様々な理由により、一貫して成長してきた特別区であるが、これに対して、研究者等は警鐘を鳴らしてきた。特別区は、現代的な問題解決やサービスの提供を行う一方で、いくつかの問題点も包含している。

ダニエルR. グラントとロイドB. オムダールは、これについて次の4点を指摘している。

- ①技術・設備等において重複するような新政府を創設することの効率性、効果について疑義があること。
- ②財政的な問題。
- ③政治的な応答性 (responsiveness) や説明義務 (accountability) の欠如
- ④変化に対する抵抗。

まず、①はどのようなことかということ、橋、道路、自然保護、灌漑、排水、ごみ処理、衛生などのような公共社会資本に関するサービスを持つ特別区はすべて専門的な技術や専門的な設備を利用する。各地区がこれらの資源を個々に購入すると、少量に対し、多く支払わねばならず、特定のサービスや設備をあまり利用できず、より大きな一般政府により提供されるサービスよりも高つく結果に終わるだろう。また、所有者意識は、地方政府の資源の自由な交換を押さえつける。

次に②の財政上の問題であるが、一つは使用料の逆進性である。特別区の財政基盤は前述のように使用料・手数料に負うところが大きい。しかし、これは貧富に関わらず、すべての者が平等に支払う必要があるため、歳入システムに高い逆進性が組み入れられているということである。もう一つの財政的な批判は、税負担の問題である。多くの特別区は、一般保証債を発行する権限を付与されておらず、歳入債のみを発行する。しかし歳入債は事業収入によってのみ保証されるため、安全性が低く、利率が高くなりがちである。利率の1～2%の違いは、何百万ドルもの税負担を追加することになる。また、一般的なコミュニティサービスを扱う特別区の創設は、一般政府から納税者の税負担を軽減する機会を奪う。廃棄物収集、水供給、電気などのような使用料により資金調達されているコミュニティサービスにより、一般政府の他の経費を助けられるほどの利益を生じることもまれではないからである。

また③の政治的な応答性・説明義務の問題は、一般的な批判となっている。特別区の理事会の理事は人々により公選されるか、もしくは何らかの統治体か公職者の中から任命されるのだが、特別区は投票者から遠い存在である。あまり報道もされないし、広報も少ないので、特別区の理事やその活動は住民やサービスの受益者に比較的知られていない。多くの場合、人々は自分たちにサービスを供給している特別区の存在に全く気づかず、市もしくはカウンティが、水供給やごみ収集、大規模交通などのサービスを扱っていると信じている。市長、市議会議員、カウンティ長官、タウンシップの行政管理官、およびタウンの理事は、自分たちが管理していない特別区のサービスについて、しばしば住民から苦情をいわれてしまう。

政治的な説明義務は、住民が州やカウンティ、タウンシップ、学区および5～6の特別区を含む政府のピラミッド組織によりサービスを受けるときには、簡単に失われてしまう。政府の誤った管理、浪費、無能力などに不満を持った住民は、その責任を持つ者を探し、一つの政府から他の政府へ、一人の公職者から他の公職者へと、右往左往しなければならない。

また、特別区の選挙の投票率は10～25%の間であることが多く、非常に低い。しか

いくつかの特別区では住民の無関心よりもっと重大なことがある。カリフォルニアでは、理事の候補者が広く任命され、選挙は取り消される結果となっている。住民の自覚や参加がなく、特別区はときには数千人の人を雇い、数百万ドルを扱う政府を管理するのに、説明義務から解放されている。特別区創設のもともとの論議の一つは、サービスの遂行を直接に草の根民主主義的にコントロールしようとする要求だった。ACIR（政府間問題諮問委員会）の報告書はこう言っている。「だが、まばらな投票を考慮すると、存在している草の根民主主義の程度は疑問である」。

最後に④の変化に対する政治的な抵抗ということである。一般的に多くの特別区は、すでに有効な時が終わったので、より大きい単位や一般政府に合併されるべきだと政府再構成の主唱者たちはいう。経済開発委員会（the Committee on Economic Development）は、その報告書「地方政府の現代化（Modernizing Local Government）」で、地方にあるすべての自治的な特別区の廃止、および増強されたカウンティ政府への機能の移転を提案した。委員会は「大都市地域における政府の再形成」において、特別区にあまり余地を残さないような都市サービスの再構成を主唱した。特別区の役割を再形成するというこの要求にもかかわらず、学区の広範な統合以外は、ほとんど達成されなかった。統合と再構成は、非効率や無効果、財源不足などが明確に証明されるような場合ですら、妨害されてきた。しかしながら、多くの特別区は地区の少数の受益者が、再形成に対して抵抗しうる政治的な力を得たために、存続している。無関心な住民は、地区の階層に対する政治的な力の基盤を供給することはできないが、理事会や専門家、契約者は保護すべき既得利権を持つ。地区の地位の変更は、近隣の地区の統合にしる、一般政府への統合にしる、現在の階層の将来的な役割に疑いを投げかける。この疑いは、何らかの変化に対する反対への足がかりとなる。

以上のような問題を内包しながらも、特別区は増加し続けている。

（6）日本の類似組織

アメリカの特別区に類似する制度を日本において考えてみた場合、いくつかの点においては、地方自治法上の地方公共団体である「財産区」に類似している。類似点は、構成員が一定区域内の住民であること、機能の面、（特別区の理事会に類似する）財産区管理会を置けること等である。しかし一方、財産区制度の成立の沿革により、特別区と大きく異なるのは、その設立方法の硬直性である。特別区は、今まで見てきたように、住民の請願に始まる手続きで比較的容易に設立できるという特徴があるがために、かように発展してきた。だが、財産区は、もともと町村合併の際に、旧来住民の利用に供されてきた旧町村の財産又は公の施設について、旧来の慣行にしたがって旧町村に残し、その管理処分について独立の人格を認めたことに由来する。そこで任意で設置することはできず、その権能も限定されている。ちなみに、神奈川県内に現在ある財産区は次表のとおりとなっており、町村合併時にできた以降は、新たな設立は見られない。

表8 神奈川県内の財産区一覧（「平成7年度市町村要覧（神奈川県）」より）

市町名	財産区	設置年月日	管理機関	市町名	財産区	設置年月日	管理機関
小田原市	足柄財産区	昭15. 12. 20	議会	箱根町	宮城野財産区	昭31. 9. 30	管理会
	下府中財産区	昭23. 4. 1	議会		温泉財産区	昭31. 9. 30	議会
	桜井財産区	昭25. 12. 18	議会		仙石原財産区	昭31. 9. 30	議会
	早川財産区	昭15. 12. 20	議会		蛸川財産区	昭31. 9. 30	管理会
	大窪財産区	昭29. 7. 15	議会	湯河原町	吉浜財産区	昭30. 4. 1	管理会
	豊川財産区	昭29. 7. 15	議会	城山町	川尻財産区	昭30. 4. 1	管理会
	上府中財産区	昭29. 12. 1	議会		中沢財産区	昭30. 4. 1	管理会
	酒匂財産区	昭29. 12. 1	議会	津久井町	三井財産区	昭30. 4. 1	管理会
	片浦財産区	昭29. 12. 1	議会		中野財産区	昭30. 4. 1	管理会
	曾我財産区	昭31. 4. 1	議会		串川財産区	昭30. 4. 1	管理会
秦野市	東財産区	昭30. 1. 1	議会		鳥屋財産区	昭30. 4. 1	管理会
	北財産区	昭30. 1. 1	議会		青野財産区	昭30. 4. 1	管理会
	西財産区	昭38. 1. 1	議会		藤野町	沢井財産区	昭29. 7. 15
大井町	金田財産区	昭31. 4. 1	管理会	吉野財産区		昭29. 7. 15	管理会
	西大井財産区	昭31. 4. 1	管理会	小淵財産区		昭29. 7. 15	管理会
山北町	山北財産区	昭30. 2. 1	管理会	牧野財産区		昭30. 7. 20	管理会
	三保財産区	昭30. 2. 1	管理会	日連財産区		昭30. 7. 20	管理会
	共和財産区	昭30. 2. 1	管理会	名倉財産区		昭30. 7. 20	管理会
				佐野川財産区	昭30. 7. 20	管理会	

もう一点大きく異なるのは、アメリカの特別区は地方一般政府の境界にかかわらず、独自の地域範囲を持つため、その範囲はいくつかの地方政府にまたがることがあるが、日本の財産区の場合には、市町村および特別区の一部の区域を構成要素とするため、二以上の市町村にまたがって存在することは認められない（地方自治法294条）ということである。

Ⅲ 各国の広域行政

先進各国が広域行政化と制度の選択的自由化に向かうなかで、その広域・共同事務処理方式はどのようになっているのか、日本の現状も含めて考察してみたい。

1 日本の広域行政

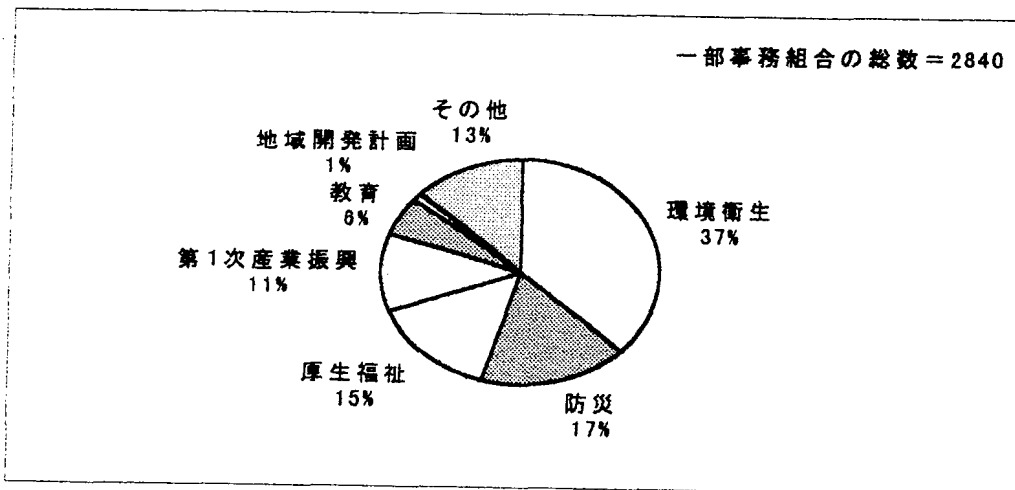
(1) 日本の広域・共同事務処理方式とその活用状況

日本における広域行政は、連邦制への移行から広域市町村圏制度まで、幅広い枠のなかで議論されてきた。1994年（平成6年）の広域連合の創設まで、地方自治制度上の広域行政の推進に向けたさまざまな改革が行われてきているが、その活用状況は、それぞれの制度についてバラツキはあるものの、市町村間の一部事務組合を除けば、総じて低調である。

例えば、1969年（昭和44年）に住民の生活様式の都市化に対応する公共施設整備の促進と交通・通信手段の発達に伴う市町村の区域を超えた日常社会生活圏の形成を目的として、さまざまな優遇措置を設けてスタートした広域市町村圏についてみると、1990年（平成2年）現在、全国で338件で、都道府県別では、北海道の212市町村に対して20件が最も多い。県内市町村数が次に多い長野県では、10件となっている。広域市町村圏の前提条件（おおむね10万人以上の人口規模で、住民の日常社会生活上の通常の需要がその中で充足されるような都市及び周辺農山漁村地域を一体とした圏域であることなど）やこれに対応する各地域の地理的条件などいろいろな理由があると思われる。

また、制度として最も活用されている一部事務組合について、自治省が作成した資料で見ると、1992年（平成4年）現在で、構成団体別では、都道府県相互間のもの（港湾管理、自動車運送船事業の事務の共同処理）2件、都道府県・市町村相互間のもの（用水供給、地方競馬、港湾管理、工業団地の造成・管理・処分等の事務の共同処理）32件、市町村相互間のもの2,806件で、分野別では、以下のとおりである。

図49 一部事務組合の分野別の割合



(注) 平成4年7月1日現在の自治省調査による。

一般的な環境衛生関係と防災関係を合わせると半数以上を占めるのに対して、地域開発計画、都市計画、第3次産業振興などは（図からはわからないが）合わせて約50件であり、2%にも満たない。

この背景には、「一般に組合の効用に眼を奪われ、住民の直接的な意思の反映または監視を困難とするごとき組合の多用は、住民自治を空洞化するおそれがあることについて、たえず注意しなければならない。」（室井 力 別冊法学セミナー『基本法コメントール』第3版「地方自治法」358ページ）という考えが、自治体に一般的にあるからであろうが、自治体の議会と執行機関双方の総合自治体へのこだわりもあると思われる。

明治の「新三法」の施行に伴い、1889年の町村を対象とした第1回目の大合併、戦後の地方自治法施行後の幾度かの市町村合併で、日本の市町村の数も3,300余りになり、その規模も整理されてきており、自治体の適正規模がどの程度であるべきかについてはいろいろな角度から様々な議論があるところであるが、地方分権化への大きな方向性の中で、戦後の地方制度調査会会議（神戸委員会）の勧告にもあるように、「行政事務の配分における市町村優先の原則と能率の確保という原則の調和を図るためには、市町村が配分された事務を能率的に処理できるようにその能力を強化する必要があり、そのための町村合併による規模の適正化、合理化を図る」ことに向けての改善について努力を続けるべきであろう。

都道府県についても、1963年（昭和38年）の第9次地方制度調査会の答申で、「社会的、経済的に密接な関係にある都道府県が自主的に合併することは、都道府県の広域的地方公共団体としての行政能力を充実強化することになるので望ましいと考え、その実現を期待する。」と述べて以来、さまざまな議論を経て、1966年（昭和41年）、自治省は、府県合併特例法案を準備し、閣議決定が行われたが、審議未了、廃案とな

っている。

それ以前にも、1952年（昭和27年）の地方制度調査会による「地方制」案の提言や「道州制」の議論などがあり、大都市とそれを包括する府県をめぐる議論などが行われてきた。

これらさまざまな動きを経て、今日出てきているのが「広域連合制度」と「市町村の自主的な合併」の推進である。

地方分権化の受け皿議論としてある地方自治体の行財政能力の問題は、単に自治体の規模の拡大のみでは、ますます自治体間の格差を拡大し、問題解決にはつながらないという議論もあり、新たな国と地方を通じる財源配分システムを構築するべきであるという意見や、都道府県の権限、財源を強化し、都道府県内での財源調整のしくみを考えるべきなどの意見もある。また、地方での官と民との役割の大きな見直しの中で、新たなしくみを取り入れた統治機構を考えるべきであり、重複する行政を見直して、社会全体の情報化に対応した行政の広域処理は、時代の要請として避けては通れない問題であろう。

自治総合研究センターの過去の研究（『指定都市と県』の第6章「自治体間協働システムの探求」）でも、「連携協調行政は、弾力的なしくみを用意しておいて、当事者たる自治体がそれぞれ工夫しながら主体的に利用することを促し、そうした実績が積み重なることで、また、しくみ自体も豊かになっていく、という循環のなかで強化されていくことが重要だ」と指摘している。

日本の広域・共同事務処理方式及びその内容については、自治体間の協定など任意のものを除き、地方自治法第3章でその内容、設立手続き、事務、議決方法等について詳細に定められている。種類については、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合（第284条）があげられている。これに、第4章で定められている財産区及び第5章の地方開発事業団を加えることもできる。それぞれの方式、内容、問題点等については、上記の研究で触れられているので、ここでは1994年に創設された広域連合制度について検討してみたい。

（2）広域連合制度

ア 制度化までの経緯

1989年（平成元年）12月に、第2次行革審の「国と地方の関係等に関する答申」が出され、そのなかで、地域行政主体の整備・多様化、広域行政への対応として、地域中核市に関する答申」が出され、1994年に地方自治法の改正が行われ、同年6月に公布、1年後の1995年6月に施行された。

広域連合のねらいについて、提案理由説明の中で、「広域連合は、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限委譲の受け入れ体制を整備するため、その制度を創設するものであります。すなわち、広域連合は、普通地方公共団体及び特別区又はその執行機関の事務で、広域にわたり処理するこ

とが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図るとともに、これらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設置される特別地方公共団体といたしております。」と述べられている。

その内容は、おおよそ次のようなものである。

①普通地方公共団体及び特別区は、その事務又はその執行機関の権限に属する事務のうちで、広域にわたり処理することが適当なものについて「広域計画」を作成し、その事務の管理及び執行について、実施のために必要な連絡調整と事務の一部を広域処理するための「規約」を定める。

この規約には、名称、組織する地方公共団体、区域、処理する事務、広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織及び議会の選挙の方法、執行機関の組織及び選任の方法、経費の支弁方法を定める。

都道府県が加入するものは自治大臣、市町村等のもは都道府県知事の許可を得て設置する。

②国から、その権限又は権限に属する事務について、設置された広域連合の権限に関する事務を法律又は政令により広域連合又はその執行機関は委任を受けることができる。同じく、市町村等だけのものは、都道府県から、その広域連合の権限に関するものの委任を受けることができる。

③都道府県の加入する広域連合とそれ以外の広域連合の長は、議会の議決を経て、国と都道府県にそれぞれ権限と権限に属する事務の委任を要請することができる。

④広域連合は、その設置後、その議会の議決を経て、「広域計画」を作成する。この計画の作成にあたっては、基本構想やその広域計画の項目に関係する他の法律の計画との調和を保つ必要がある。その計画の作成、変更については、広域連合を組織する地方公共団体の長に送付するとともにこれを公表し、都道府県の加入するものは自治大臣、それ以外のものは都道府県知事に提出する。

⑤広域連合は、その計画を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例により「協議会」を設置することができる。この協議会は、広域連合の長、国の地方行政機関の長、都道府県知事（その広域連合を組織する都道府県知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験者から広域連合の長が任命する者で構成する。

⑥広域連合の経費の支弁は、その広域連合を組織する地方公共団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力など客観的な指標に基づき決定される。

⑦広域連合の解散は、関係地方公共団体の協議により決定される。その際、都道府県の加入するものは、自治大臣、その他のものは、都道府県知事の許可を得なければならない。

⑧広域連合における直接請求については、その条例（地方税の賦課徴収、分担金・使用料・手数料の徴収に関するものは除かれる。）の制定改廃、事務監査、議会の解散又は議員あるいは長等の解散請求の規定が準用される。

なお、広域連合の制度化に合わせて、都道府県知事による市町村と特別区を対象とした一部事務組合の強制設置の勧告制度は、廃止された。

イ 広域連合の制度化と従来との関係

地方分権化を意識して新たに設置された広域連合と従来の一部事務組合とはどのような差異があるのか。それを一覧にしたものが次頁の表9である。

表9からもわかるように、広域連合においては、従来の一部事務組合ではできなかった次のようなことが可能になる。

- ①国及び都道府県からの権限・事務の委任とその要請
- ②都道府県と市町村の事務の複合的処理
- ③広域計画作成の義務づけによる広域行政の自主的・計画的処理
- ④普通地方公共団体に認められている直接請求制度が広域連合ではできるようになった。

これに対して、制度の運用次第ということにもなるが、懸念されることとしては、広域連合に対する国等からの権限の委任が行われる場合、別の法律又はこれに基づく政令により行うとしたことがあげられる。

表9 一部事務組合と広域連合との主な相違点（自治省作成）

区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区ただし複合的の一部事務組合にあつては、市町村	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限委譲の受け入れ体制を整備する。
国等からの事務権限の委任		・国又は都道府県は、広域連合に対し、直接権限・事務の委任を行うことができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県に権限・事務を委任するよう要請することができる。
構成団体との関係等		・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告することができる。広域計画は他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは自治大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける	・同左 ただし、自治大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議。
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し、規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会－管理者（執行機関） ただし、複合的の一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会を設けることができる。	・議会－長（執行機関）
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び執行機関の選出については、直接公選又は間接選挙による。

ウ 制度の活用

法律の施行から1年も経過していないなかで、制度の活用について予測することは難しいが、1996年（平成8年）2月2日の「官庁速報」（時事通信社発行）によれば、大分県大野郡（〔注〕1989年現在、郡内8町村の合計人口は、約61,400人）の8町村が、この制度活用の第1号として「大野広域連合」を4月1日から発足させるという。関係町村は、1995年12月議会で設立を議決している。複合文化施設「総合文化センター」（三重町、98年完成予定）の建設とその管理運営を主要業務とし、96年度以降、ごみ処理や消防・救急業務などを順次加えていく予定といわれる。

大分県の許可がされれば、スタートということになるが、将来の発展方向の見定めができないなかで結論は出せないが、この限りでは、従来の一部事務組合と変わらない。

広域市町村圏の設定の際のような各種の優遇措置が無いなかで、地方分権との関係も含めて、この制度がある程度の規模の自治体を巻き込んで、今後どのように活用されていくのか注目していきたい。

2 アメリカ合衆国の広域行政

(1) 大都市圏問題への対応としての広域行政

アメリカ合衆国においては、大都市圏での急速な人口増加による都市問題に対応するために、広域的な問題解決にあたる手段が講じられてきた。まずはじめにアメリカ合衆国の人口の8割が居住するといわれる「大都市圏」とは何をさすのかを見る。人口統計的な定義から捉えると、連邦センサス局は、「大都市圏統計地域」(Metropolitan Statistical Area=MSA)につき、「社会経済的にまとまりのある地域(カウンティを基礎とする)における総人口10万人のうち、少なくとも人口5万人を有する都市が存在しているか、あるいは、少なくとも5万人が都市化された地域に住んでいなければならない」と規定している。1992年の合衆国センサスによると、全米のMSAは268、MSA人口は203,172千人で全米総人口に占める割合は79.7%となっている。

これらの大都市圏が発展するのに伴って、住宅、教育、福祉、交通、土地利用、環境保全といった都市問題が生じてきた。また1950年代以降の郊外化によりいわゆるスプロール現象が生じ、郊外におけるダウンタウンの形成も見られている。このような大都市圏の変容は、広域的な行政解決の必要性を生み出している。

大都市圏問題への対応形態について、「アメリカにおける広域行政と政府間関係」(村上 芳夫 著、1993年、九州大学出版会)は、①新たな〈広域的政府〉を構築する構造上の改革、②既存の政府を前提にした〈広域的調整〉をめざす運営上の対応、とに区分して整理している。以下、同書の整理に従って、広域行政を概観した後、特別区と同様に広域圏での問題解決に多用されている広域協議会について記述する。

(2) 新たな広域的政府の構築

ア 併合 (annexation)

中心市に郊外地域を併合することにより、双方のコストを低減し、大都市圏問題への統一的な対応を可能とする方法である。併合される郊外地域が未法人地域である場合と自治体として法人化されている場合があるが、法人化されている場合においてはその住民による反対が強く併合が成立しない率が高い。

イ 都市連合

都市連合は、カナダの大都市圏トロント自治体(The Municipality of Metropolitan Toronto)の事例の影響を受けた制度である。この政府は1953年のオンタリオ州法により発足し、公共交通、警察、住宅、社会福祉などの事務を提供している。この政府の政策決定機関である評議会は、従来はトロント市を含む13自治体の長や議員から間接選挙で選出されていたが、1988年以降は、評議員のうち約8割は住民による直接選挙により選出されるようになっている。

都市連合においては、連合政府は自治体を横断する機能を受け持ち、各自治体は、純粋な地方の機能を遂行する。一般的には、連合政府は水供給、計画策定、ゾーニング、下水処理などの機能を持ち、各自治体は消防、警察、ごみ収集などの機能を持つ。

ウ 市—カウンティ分離

市—カウンティ分離とは、カウンティ内の市が、カウンティ政府の管轄区から抜け出ることを意味する。市政府が従前のカウンティ機能も併せ持つようになる。メリーランド州のボルティモア市（1851年）、カリフォルニア州のサンフランシスコ市（1856年）も分離した例である。

エ カウンティの自治体化

前述したとおり、カウンティは州の出先機関又は支分部局であり、州憲法や議会により付与された機能のみを遂行できるとされているが、従来自治体のサービス機能であると考えられていた機能をカウンティが持つようになってきた。これがカウンティの自治体化と呼ばれるもので、カリフォルニア州のロサンジェルス・カウンティの例が有名である。ロサンジェルス・カウンティは、カウンティであるにもかかわらず、消防、警察、下水、図書館、公園、広域計画、街路改修等の機能と予算を有する。また、I—1（2）でみたとおり、カウンティも理事会型から行政管理官型へと変化するなど、自治体的機能に対応できるように変わってきていると考えられる。

オ 市—カウンティ合併

市—カウンティ合併は、分離の場合とは異なり、市域がカウンティの境界と一致するように政府が統合される形式をいう。この合併は、19世紀に始まり、1990年までに全米で28件成立している。（うち、1970年代は特に多く9件成立している。）

（3）既存政府による広域的調整

ア 管轄間協定（interjurisdictional agreement）

地方政府間の任意的な協力・協定はよく見られ、フォーマルな形式をとるもの、そうでないものがある。協定の内容は、①契約に基づく他の政府へのサービス遂行や施設の提供、②二つ以上の地方政府が共同で行う機能の遂行や施設の運営、③二つ以上の地方政府による緊急時の相互補助、などである。最近では、「コミュニティー間パートナーシップ」と呼ばれるパートナーシップが形成され、構成員として私的セクター、学界、市民団体も参加している。

イ 政府間協議会 (Council of Governments=COG)

大都市圏の広域協議会 (regional council) の多くは政府間協議会である。政府間協議会は、地方政府あるいは政府公職者の団体であり、定期的に集まって共通問題を議論し、研究し、勧告を行い、活動調整の場を提供する。

ウ 機能的合併

前述の市一カウンティ合併ができない場合に、相互に共通する機能のみを統合する方法をいう。法的手続きは、州法による規定、認可、委任、あるいは地方政府間の契約協定の形式をとる。

エ 特別区

これについては、既に詳述しているが、これも既存の政府の政治的現状はそのままに、広域的な調整を図るための手段として位置づけられる。

オ 市域外権限の行使

併合ができない場合に、市内だけで行使できる権限を市外でも行使することを裁判所によって認められている。この市域外権限には、牛乳の供給地が市外にある場合の牛乳検査、市外の地目統制、伝染病の統制、取引規制、売春宿の禁止などがある。

カ 財政不均衡対策

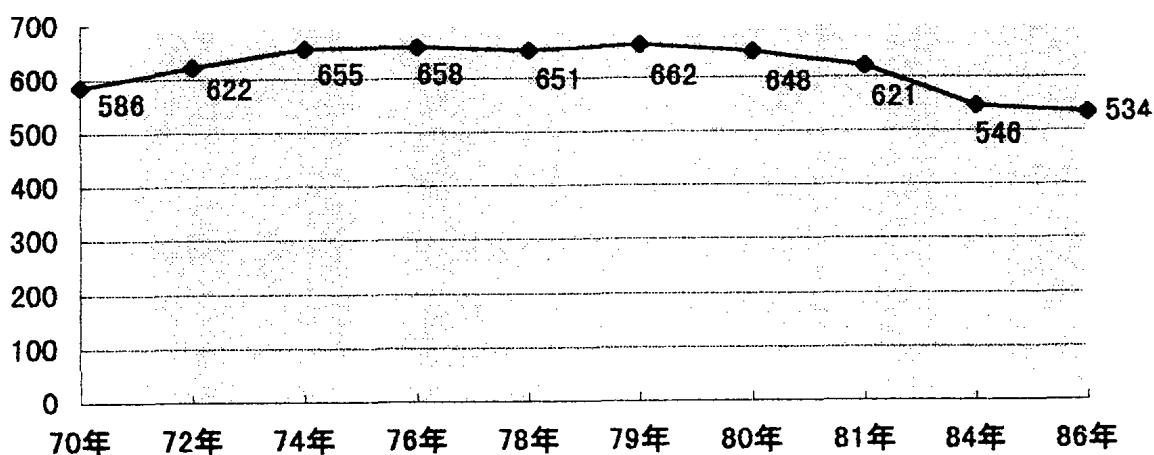
大都市圏における自治体間の税基盤の成長格差を是正するための対策を講じているところがある。ミネアポリス=セントポール大都市圏の自治体間の財政格差を縮めるために、ミネソタ州議会は「財政格差是正法」を制定し、地域内の全政府が分与できる新商・工業資産評価をプールすることとした。

(4) 広域協議会 (regional council)

広域協議会とは、「地方政府が州法や政府間協定にもとづいて設置し、地方政府の資金と代表によって運営される多目的な公共的機関であって、州内のリージョンにおける総合的・広域的な計画の立案・調整・実施に関してアドバイスをすることを目的としている団体」(村上 芳夫 著、前掲書)である。広域協議会の名称は地域により様々であり、「地域計画委員会」(regional planning commissions=RPCs)、「政府間協議会」(council of governments=COGs)、「経済開発区」(economic development districts=EDDs)、「地方開発区」(local development districts=LDDs)等の名称があるが、機能としては同様である。広域協議会のうち、特にその議

決機関である理事会の構成者が政府公選公職者である場合には、「政府間協議会」(COGs)と呼ばれる。全米におけるCOGsの数の変化は下図のとおりである。

図50 COGs数の変化(1970年～86年)



(注) 「アメリカにおける広域行政と政府間関係」(村上 芳夫 著、1993年、九州大学出版会)のデータにより作成

広域協議会が主に機能を負うリージョンレベルの守備範囲は、水資源、交通、ごみ処理、経済活性化等であり、それらの計画、政策面での役割を担っている。またこれらの水平的政府間調整の他に、連邦補助金獲得のための補助金申請機能の媒介という垂直的政府間調整も行っていた。そのため、上図のように連邦の補助金政策に連動し、数の変化も見られたのである。連邦政府の政策転換による予算カット後は、広域協議会はより経営的な組織運営を迫られ、新しいサービス領域を獲得しようとしている。広域協議会の全国組織である「全国広域協議会協会」(the National Association of Regional Councils=NARC)はこうした事態に当たり、広域協議会に対し、技術援助を行った。広域協議会は、今後の事業や提携相手を模索し、変化を遂げている。

3 ドイツ連邦共和国の広域行政

地方自治制度改革の手法は州により異なることはすでに述べたとおりであるが、広域行政の手法についても州により様々な試みが行われている。

(1) 小規模ゲマインデの連合体

小規模ゲマインデの連合体としては、アムト、ザムトゲマインデ、連合ゲマインデ、行政共同体などがある。名称は異なるが、いずれも小規模ゲマインデが共同で事務処理を行うための機関で、おおむね人口5千人規模で構成されている。

表10 小規模ゲマインデの連合体

名 称	採用している州	備 考
アムト (Amt)	シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州	原則として人口5千人以上で構成
	メクレンブルク・フォアポンメルン州	人口2500人未満の市町村はアムト形成が義務
	ブランデンブルク州	5市町村以上、人口5千人以上で構成
ザムトゲマインデ (Samtgemeinde)	ニーダーザクセン州	原則として人口5千人以上で構成
連合ゲマインデ (Verbandstgemeinde)	ラインラント・プファルツ州	
行政共同体 (Verwaltungsgemeinschaft)	バイエルン州 バーデン・ヴュルテンベルク州 ザクセン・アンハルト州 チューリンゲン州 ザクセン州	原則として人口5千人以上で構成

(2) クライス (郡) の領域を越えた連合体

クライス (郡) の領域を越えた地方自治体の連合体として、ドイツ全体で13の上級自治体連合 (höherer Kommunalverband) がある。

上級自治体連合の名称は州によって大きく異なるが、いずれも、クライス及びクライスと同格の市によって形成されている。処理する事務の範囲も州により異なるが、社会福祉、青少年問題、戦争犠牲者援護、健康問題、地域の文化や伝統の保護、上水道の整備、道路整備など多岐にわたっている。

また、これら上級自治体連合は連合組織 (Bundesarbeitsgemeinschaft der Höheren Kommunalverbände) をもち、相互に協力を行っている。

[上級自治体連合]

(バーデン・ヴュルテンベルク州)

- バーデン州福祉連合 (Landeswohlfahrtsverband Baden)
 - ヴュルテンベルク＝ホーエンツォレルン州福祉連合 (Landeswohlfahrtsverband Württemberg＝Hohenzollern)
- ⇒それぞれ、州西部、州東部全域のクライス及びクライスと同格市の連合体

(バイエルン州)

- オーバーバイエルン県 (Bezirk Oberbayern)
 - ニーダーバイエルン県 (Bezirk Niederbayern)
 - オーバープファルツ県 (Bezirk Oberpfalz)
 - オーバーフランケン県 (Bezirk Oberfranken)
 - ミッテルフランケン県 (Bezirk Mittelfranken)
 - ウンターフランケン県 (Bezirk Unterfranken)
 - シュバーベン県 (Bezirk Schwaben)
- ⇒それぞれ、7つの州行政管区 (Regierungsbezirk) に相当する区域のクライス及びクライスと同格市の連合体

(ヘッセン州)

- ヘッセン州福祉連合 (Landeswohlfahrtsverband Hessen)
- ⇒州内全体のクライス及びクライスと同格市の連合体

(ノルドライン・ヴェストファーレン州)

- ラインラント地方連合 (Landschaftsverband Rheinland)
 - ヴェストファーレン＝リッペ地方連合 (Landschaftsverband Westfalen-Lippe)
- ⇒それぞれ、州西部、州東部全域のクライス及びクライスと同格市の連合体

(ラインラント・プファルツ州)

- プファルツ県連合 (Bezirksverband Pfalz)
- ⇒州南部のクライス及びクライスと同格市の連合体

他にも、大都市を中核とした大都市連合、複数のゲマインデ (市町村)、クライス (郡) が特定目的のために構成する特定目的連合など連合体を形成し広域行政を行っている。

(3) バーデン・ヴュルテンベルク州における地方自治制度改革と広域行政の方法

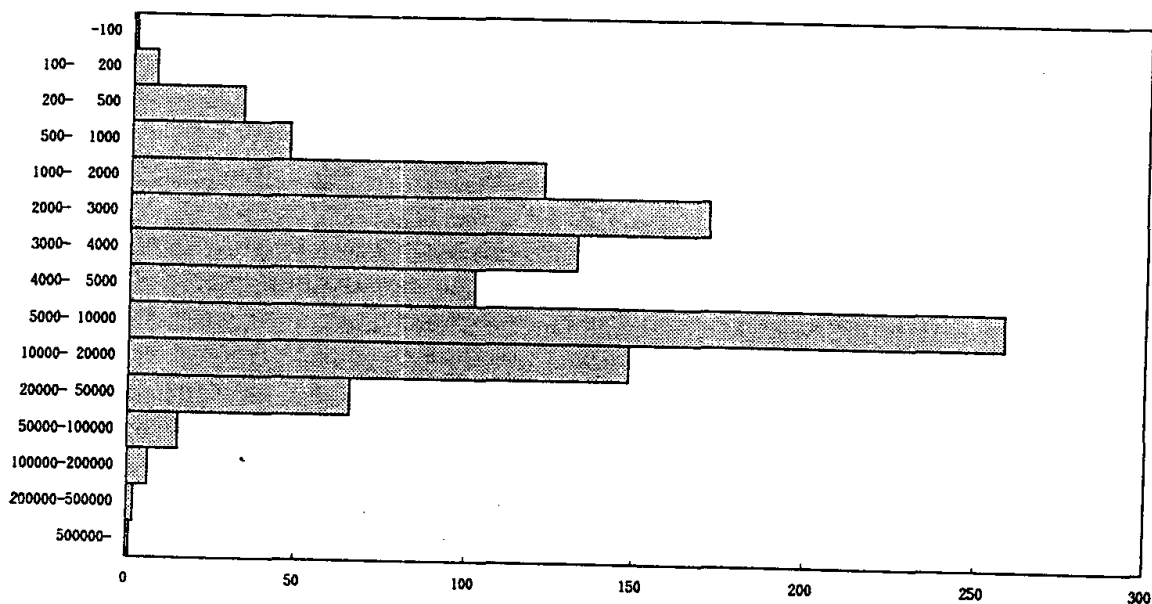
ドイツの広域行政方式は州によりさまざまであることはすでに見たとおりであるが、ここでは小規模市町村の合併を進めると同時に、多層な連合体を形成して広域行政を行っているバーデン・ヴュルテンベルク州の事例を見ることとする。

同州では、1971年から1973年にかけて大規模な地方自治制度改革が行われた。

1973年6月、小規模ゲマインデの自主的な合併・編入・連合の設置を促進することをねらいとしてゲマインデ改革のための目標計画が立てられた。この目標計画では、地域における行政単位（単一のゲマインデあるいは行政共同体）は最低8,000人が望ましいというアウトラインを設定している。

ゲマインデ改革によりゲマインデの数は1970年の3,350から1,111に減少した。特に、小規模ゲマインデの数が激減している。

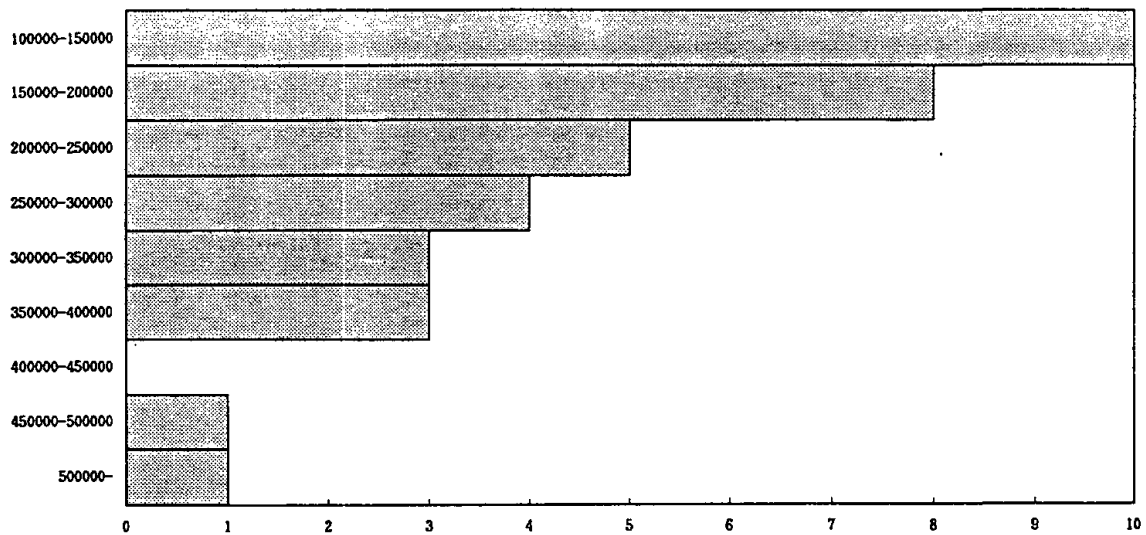
図51 ゲマインデの人口規模別分布（BW州）



(注) Statistische Berichte Baden-Württemberg 1995. 12. 22より作成

ゲマインデ改革と同時期に、クライス改革も行われ、63のクライスが35に再編成された。この改革により、クライスの平均人口は105,000人から200,000人に増加している。（次ページ参照）

図52 クライスの人口規模別分布（BW州）



(注) Statistische Berichte Baden-Württemberg 1995. 12. 22より作成

また、広域計画の作成を主な目的として、州内に20あった「地域計画連合 (Regionale Planungsgemeinschaft)」に代わって11の「地域連合 (Regionalverband)」が創設された。(表11参照)

1994年には、大都市周辺部の問題を解決するために、シュツットガルトを中心として「シュツットガルト連合地域 (Verband Region Stuttgart)」が創設され、広域計画をはじめ、宅地開発、地域交通、廃棄物処理などの事務を行っている。

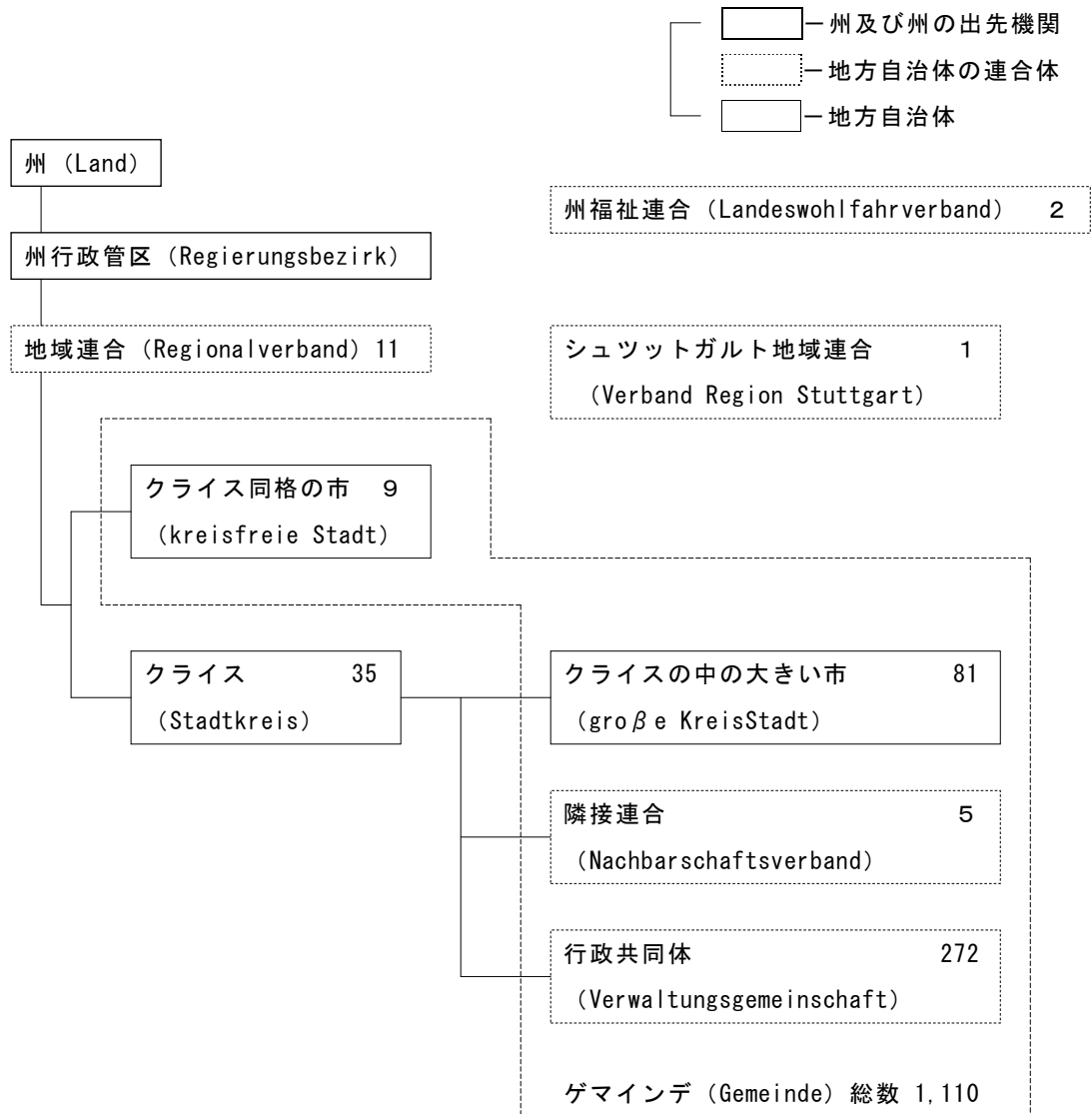
現在の州内の地方自治機構は次ページの図53のようになっている。

表11 地域連合一覧 (バーデン・ヴュルテンベルク州)

地域連合名	市町村数	面積 (km ²)	人口 (人)
フランケン	111	4,764	841,149
オストヴュルテンベルク	53	2,138	447,042
ミッテラーオーバーライン	57	2,137	954,399
ウンテラーネッカー	83	2,441	1,110,128
ノルトシュバルツバルト	71	2,339	582,806
ズードリヒャーオーバーライン	126	4,072	970,233
ジュバツルバルト=バール=ホイベルク	77	2,529	475,948
ホッホライン=ボーデンゼー	99	2,755	631,448
ネッカー=アルプ	67	2,531	667,403
ドナウ=イラー	101	2,885	469,766
ボーデンゼー=オストシュバーベン	87	3,500	582,919
シュツットガルト連合地域	179	3,654	2,562,237

(1995年6月現在)

図53 バーデン・ヴュルテンベルク州の地方自治機構図



4 フランス共和国の広域行政

(1) その背景

フランスの広域行政については、(財)自治体国際化協会のCLAIR REPORT 1992年3月発行の『フランスの広域行政—その制度、実態及び新法による改革』や同じ財団発行の『フランスの地方行財政のあらまし』で、最近の動向も含めて紹介されている。

フランスの憲法(フランス第五共和国憲法)では、地方自治体に関して、その第72条で、「共和国の地方公共団体は、市町村、県、海外領土である。その他のすべての地方公共団体は、法律によって創設される、」とのみ記している。

フランスのコミュン(市町村)は、識者により様々なところで紹介されているように、最大規模のパリ市(2,175,200人)から人口0人のところまで含めて、すべて『フランス市町村法典』で律せられ、その規模も様々である。既に50ページで示したところであるが、日本の市町村と比較するとその規模は極めて小さい。

そのため、1884年以降、市町村合併を促進するために様々な方策がとられてきたが、あまり成果はあがっていない。このようにフランスにとって市町村の合併と広域行政は、常に大きな課題であった。

(2) 組織の種類と制度の内容

フランスの広域行政組織は、それぞれの団体ごとに、概略次のとおりである。

市町村 (commune)	市町村事務組合 (syndicat de communes) 広域市町村区 (district) 市町村共同体 (communauté de communes) 都市共同体 (communauté urbaine) 広域都市共同体 (communaute de villes) 新都市組合 (syndicat d'agglomération nouvelle)
県 (département)	県際機構 (institution interdépartementale)
レジオン (州・région)	共益機構 (institution d'utilité commune) 州間協議会 (entente interrégionale)
その他	混成事務組合 (syndicat mixte)

フランス内務・国土開発省地方公共団体総局発行の1994年度版『地方公共団体統計』によれば、1994年1月1日現在で、各団体の数は次のとおりとなっている。

・市町村事務組合	16,946
〔内訳〕 単一目的事務組合 (syndicat intercommunal à vocation unique)	(14,584)
多目的事務組合	(2,362)

(syndicat intercommunal à vocation multiple)

・市町村共同体	554
・都市共同体	9
・広域都市共同体	4
・新都市組合	9
・混成事務組合	1,100

ア 市町村事務組合

広域行政組織のなかでもっとも数が多く、かつ市町村間のそれとして最も古いこの形式は、1890年に創設されている。

組合の設立、管理運営、構成、存続期間等については、『フランス市町村法典』（改定版 村上 順 訳、地方自治総合研究所発行、1994年、以下、各条文はこの訳による）第3章第1節の第161条以下で定められている。

設立の目的により、単一目的事務組合と多目的事務組合とに分かれている。（〔注〕1988年に、市町村が多目的事務組合のうち複数目的の一部に選択的に加入できる選択式事務組合（syndicat à la carte）が創設されたという話があるが、その数については把握できていない。

この組合は、公施設法人（特別地方公共団体）であり、当該区域の総人口の過半数を代表する関係市町村の半数の市町村会が、複数の市町村間の利害に関わる事業を行うために、それぞれの代表する市町村を連合する意思を表明したときに設立される。組合設立の意思表示が多数となるためには、組合設立を望む市町村の総人口数が関係市町村の総人口数の4分の1を超える規模の市町村の市町村会を含まなければならない。（以上、第163条の1第1項～第3項）

市町村会が一致した議決によって組合設立の意思を表明した場合を除き、県（département）の国務代理人は、1ないし数個の市町村会の発意に基づき、1ないし数個の県議会の「諮問を経た上で」、関係する市町村のリストを定める（第4条）としている。この諮問手続きは、1992年に新たに追加されたものである。

組合は、関係市町村各2名の議員で構成される委員会（comité）により管理され、委員は再任されることができる。

委員会または委員会の委任を受けた幹事会の議決の有効性、手続き等については、市町村会の議決等の手続きを準用している。

組合は、設置期間の満了、目的とした事業の終了又は設立目的であった役務が広域市町村区（district）に移管される日に、すべての関係市町村の同意によって解散する。（関係市町村会の多数の理由を付した申請、県参事会の意見又は県議会及びコンセーユ・デタの答申に基づくデクレにより職権で解散されることがある。）

事務組合の事業領域及び設立数は、表12～14のとおりである。

表12 単一目的事務組合の事業領域

事業領域	組合数	比率 (%)
上水		
造水	1,444	12
給水	2,077	17
電化	1,574	13
学校管理	1,101	10.23
通学用輸送	895	7.5
下水		
下水管網	500	4.2
終末処理場	102	1
その他浄化施設	271	2
道路	470	4
農業関連	426	4
家庭廃棄物		
収集	328	3
処理	194	2

(出典) 「フランスの地方行財政のあらまし」 ((財) 自治体国際化協会、1992年) 48ページ

表13 多目的事務組合の事業領域

事業領域	組合数	比率 (%)
道路	1,211	67
家庭廃棄物		
収集	834	42
処理	423	21
スポーツ施設	728	37
下水		
下水管網	714	36
浄化施設	383	19
観光	587	30
通学用輸送	500	25
上水		
造水	278	14
給水	436	22

(出典) 「フランスの地方行財政のあらまし」 ((財) 自治体国際化協会、1992年) 48ページ

表14 単一目的及び多目的市町村事務組合並びに広域市町村区州別設立数

州名	単一目的	多目的	広域	州名	単一目的	多目的	広域
アルザス	243	73	6	ロレーヌ	650	117	15
アキテーヌ	914	157	5	ミディ・ピレネ	836	219	8
オーヴェルニュ	389	101	1	ノール・パ・ド・カレ	367	89	13
ブルゴーニュ	597	114	3	バス・ノルマンディ	717	83	10
ブルターニュ	632	105	3	オート・ノルマンディ	625	57	4
サントル	1023	99	7	ペイ・ド・ラ・ロワール	566	128	13
シャンパーニュ・ アルデンヌ	580	100	10	ピカルディー	793	91	9
コルス	76	42	1	ポワトゥ・シャラント	580	109	8
フランシュ・コンテ	528	56	5	プロヴァンス・アルプ・ コートダジュール	328	90	5
イル・ド・フランス	702	61	16	ローヌ・アルプ	1038	220	21
ラングドック・ ルシオン	499	129	2	海外州	6	8	0
リムーザン	218	38	0	合計	12907	2286	165

(出典) 「フランスの広域行政」 ((財) 自治体国際化協会、1992年)

イ 広域市町村区

広域市町村区は、数個のコミューン（市町村）を統合する公施設法人（第164条の1）ある。創設された当初（1959年）は、都市圏の権利をはかることを目的としていたが、1970年の法改正で都市（urbain）の要件がはずされ、すべてのコミューンに及ぶものとなった。

設立の手続き・要件は、事務組合の手続きとおおむね同じであり、「権限ある行政庁（県地方長官）」のアレテにより設立が決定される。

その業務領域は、都市計画、住宅、消防が義務的なもので、その他の業務も認めている。（第164条の4）

広域市町村区は、コミューンの代表によって構成される理事会（conseil）と幹事会により管理され、議決の手続きは市町村議会の議決の手続きを準用している。運営、期間に関する当初の条件の変更、権限の拡張については理事会が、構成コミューンの人口の過半数を代表する議員数の3分の2以上若しくは当該人口の3分の2以上を代表する議員数の半数以上をもって、議決することができる（第164条の7）ことになっている。この議決を受けて、「権限ある行政庁」が決定することは、事務組合の場合と同様である。

広域市町村区の事業領域は、次表のとおりである。

表15 広域市町村区の事業領域

事業領域	組合数	事業領域	組合数
家庭廃棄物	89	土地問題	21
下水	84	農村整備	18
火災救助	71	エネルギー	13
道路	69	環境	12
都市計画	63	保健衛生	9
上水	62	葬儀	8
学校・課外活動	57	コミュニケーション	7
公共施設設置・管理	56	水問題	7
開発事業	48	墓地	5
経済発展	42	屠殺場	5
スポーツ	38	商工業援助	5
通学用輸送	26	人事管理	5
農林業援助	26	情報処理	4
社会福祉	25	港湾等	3
文化普及	25	憲兵隊	2
旅客輸送	24	温泉施設	1
観光	22	その他	56

(出典) 「フランスの広域行政」((財) 自治体国際化協会、1992年)

ウ 都市共同体

人口2万人以上の都市圏内のコミューンから構成される広域行政組織（〔注〕村上 順訳『フランス市町村法典』では、「広域市町村圏」と訳されているが、ここでは「都市共同体」の訳を使用した。）で、1966年に制度化され、1992年現在で、設置数は9件である。1又は2以上の市町村議会の発意に基づき、関係市町村の全人口の半数以上を代表する関係市町村議会の3分の2の議決、又は全人口の3分の2以上を代表する市町村議会の半数の議決により申請され、県地方長官の命令又は関係地方長官等の共同命令により設立されることとされている。

その義務的権限については、同法典の第3節に規定されているが、主なものは、①都市計画（地域振興、地域開発に関する市町村連合憲章、基本計画、土地占用計画等）に関すること、②協議整備区域の設定及び実施、経済発展活動、③教育施設の建設、整備、維持管理、④消防業務、⑤都市交通、⑥上下水道、家庭廃棄物、⑦墓地新設・拡張等、⑧道路管理、である。

この都市共同体は、関係市町村の代表で構成される「評議会（conseil de communaute）」（第5節で規定）により運営され、同評議会は、執行機関である議長、副議長を選出する。その下に、事務局が置かれる。

また、この共同体に属していて、評議会に代表を持たない市町村がある場合には、

その全ての市町村で構成される諮問委員会を評議会に付置することができる。

都市共同体の財源は、税収、事業収入、補助金、借入金等で、都市共同体で独自に地方直接4税の収入（1992年の改正で、職業税のみが共同体の税源となり、他の3税は構成市町村の税源とすることが可能になった。）がある。

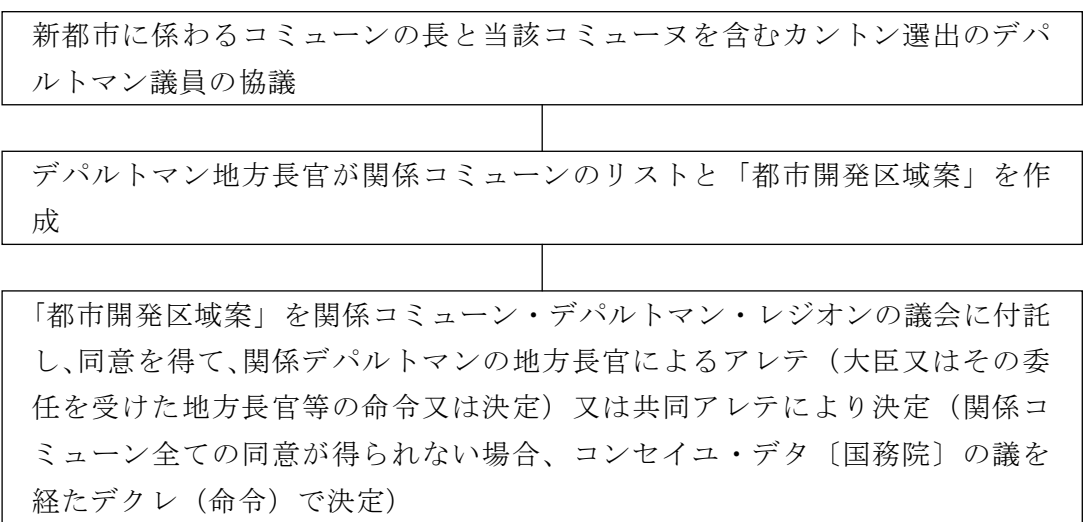
エ 新都市組合（又は都市整備組合）

「新都市（ville nouvelle）」とは、雇用及び住宅の創出並びに都市施設の整備を進め、均衡のとれた都市圏をつくることを目的に1960年に創設されたもので、新都市組合は、その運営方法の一つとして制度化された。

この方法以外には、市町村の合併による新市町村の創設、市町村の一部又は全部の合併、新都市共同体の創設がある。

新都市組合に関する法律は、1970年までに整備され、新都市は「経済社会発展計画」をもとに実現される。

a. 設立の手続き



b. 組織

新都市組合は、「委員会（comité）」により管理され、委員は、関係コミューンの議会から選出（人口比例方式）され、委員長と副委員長（委員長団を構成）を選出する。委員長は、委員会の決定を執行する機関である。

c. 権限

新都市の建設・整備、都市計画に関する基本的事項の決定、公的施設の管理、住宅・交通・道路・経済発展等に関する計画の策定等である。

これらの開発・整備計画を具体化する機関は、国と関係コミューン議会の同数の代表者で組織される「理事会（conseil d'administration）」（長は地方議員、

事務局長は国が任命)の下に置かれる「整備開発公社 (établissement public d'aménagement)」である。

d. 財源

税収入、補助金、借入金等で、地方直接税4税のうち、職業税が新都市組合の税源とされ、他の3税は構成コミューンの税源とされる。

オ 県際機構

県間の広域行政組織で、1930年に設立されている。

a. 設立の手続き

関係デパルトマンの議会の一致した議決で設立。

b. 組織

議決機関として、関係デパルトマンの議会議員のなかから選出された者で構成する「理事会 (conseil d'administration)」があり、理事長が、執行機関である。

c. 権限

(法律等による)義務的な権限はなく、関係デパルトマンの議会で定めた権限を行使する。

カ 共益機構

この組織は、州間の広域行政機構として、1972年に設立された。現在のところ、利用実績はない。

a. 設立手続き

関係レジオンの議会の一致した議決で設立。

b. 組織

議決機関として、関係レジオンの議会議員のなかから選出された者で構成する「理事会 (conseil d'administration)」があり、執行機関は、理事長である。

c. 権限

(法律等による)義務的な権限はなく、関係レジオンの議会で定めた権限を行使する。

d. 財源

構成するレジオンの分担金、事業・財産収入、補助金等で、借入金は認められていない。

キ 州間協議会

1992年に、法律により新たに設置されたレジオン間の広域行政組織で、隣接する2～4のレジオンで構成される。

a. 設立手続き

関係レジオンの議会の一致した議決とレジオンに付置された諮問合議体である「経済社会委員会 (comité économique et social)」の意見聴取の後、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより設立される。

b. 組織

議決機関として「評議会 (conseil)」があり、評議員は関係レジオンの議会議員から一定選出方式（最大平均法による名簿式比例代表制）により選出され、評議会は最大平均法により「常任委員会 (commission permanente)」を選出する。この委員会に、予算と決算を除く権限の一部を委任することができる。評議会の長が、この委員会を統括する。

c. 権限

設立の際に決定された権限を行使し、協議会に委任された権限の範囲内で国と「計画契約 (contrat de plan)」を締結することができる。

計画契約とは、国とレジオンが計画の期間内に契約を結んで、全国計画との整合をとりながら共同して計画の達成を図るための制度で、1983年に定められている。

d. 財源

構成員の負担金、事業・財産収入、補助金、借入金等である。

(注) 共益機構と州間協議会との関係及び相違点

- ① 構成員が州協議会と「共益機構」と同じになる場合は、「共益機構」は解散し、協議会が権限を行使する。
- ② 「協議会」は、構成範囲を限定しているのに対して「共益機構」は範囲の限定はない。
- ③ 「協議会」は、国と計画契約を締結できる。
- ④ 「協議会」には、財源として借入金認められている。

ク 混成事務組合

1955年に、異なるレベルの地方公共団体（コミューン・デパルトマン・レジオン）及び他の公法人（広域行政組織、商工会議所、農業会議所、手工業会議所等）から構成されるユニークな広域行政組織として設置され、その数は近年著しく増加している。

混成事務組合のうち、ここでは構成員に地方公共団体及び広域行政組織以外の法人を含む場合についてのみ、説明を加える。（それ以外の混成事務組合の場合は、設立手続きを除いては市町村事務組合の規定が準用される。）

a. 設立手続き

関係団体のすべての議決機関の同意を得た後、その組合がコミューン、市町村事務組合及び広域市町村区のみで構成される場合においては、関係デパルトマンの地方長官のアレテ又は共同アレテにより、その他の場合においては、内務大臣のアレテにより設立される。

b. 組織

構成団体の代表からなる「委員会（comité）」により管理され、執行権は委員長（président）が行使する。

c. 権限

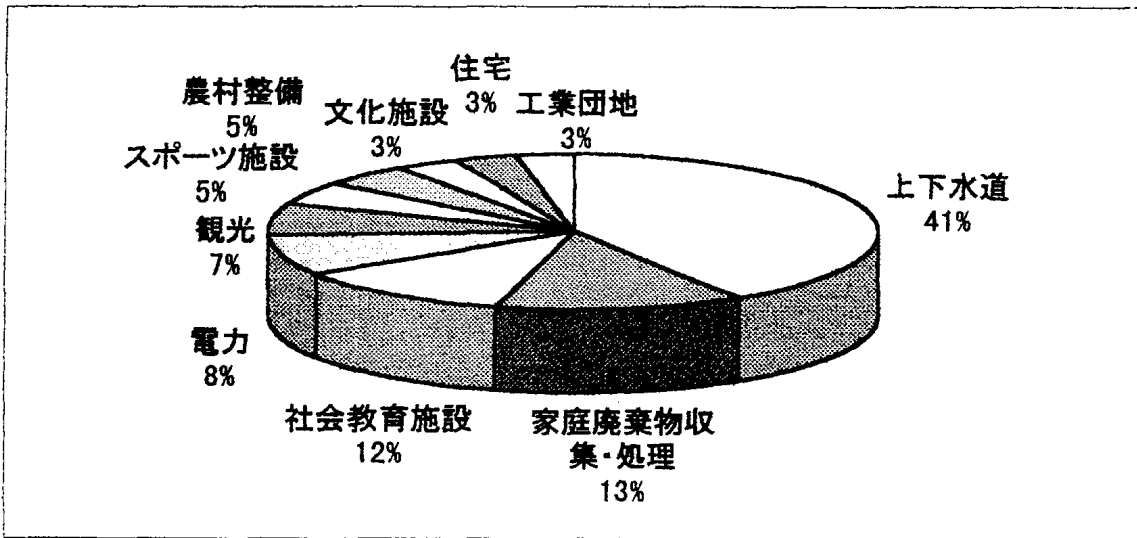
（法律等による）義務的な権限はなく、多様な目的に利用されている。

d. 財源

構成員の負担金、事業収入等による。

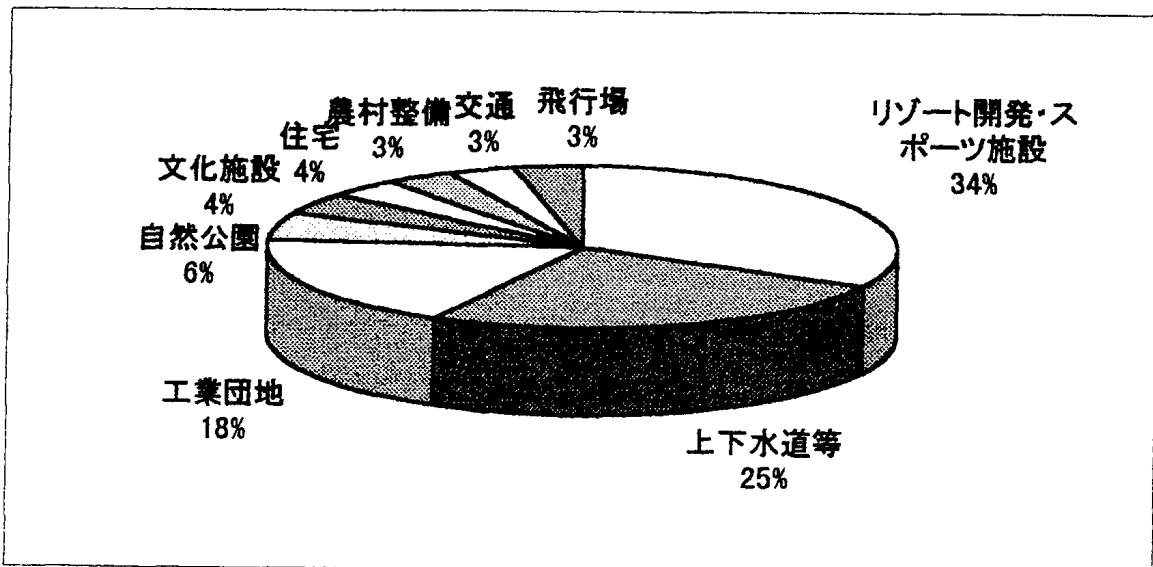
混成事務組合の事業領域は、図54・55のとおりである。

図54 混成事務組合の事業領域（市町村、市町村事務組合及び広域市町村区以外の法人を含まない場合）



(注) 「フランスの広域行政」(財)自治体国際化協会、1992年の数値より作成。時点は1980年。

図55 混成事務組合の事業領域（市町村、市町村事務組合及び広域市町村区以外の法人を含む場合）



(注) 「フランスの広域行政」(財)自治体国際化協会、1992年の数値より作成。時点は1980年。

IV 住民自治をめぐる最近の動向

1 アメリカ合衆国の制度と実態

(1) 住民自治を保障するための制度

アメリカ合衆国の地方政府は、「民主主義の学校」とも「民主主義の実験室」とも言われるように、一般的に住民参加による自治が根付いている。また住民自治を保障するための装置も用意されている。これは具体的には、直接立法のための「イニシアティブ (initiative)」、「レファレンダム (referendum)」、またリコール制度などである。

アメリカ合衆国においては、住民の意思決定を議会よりも重要視し、「間接民主制」はあくまでも便宜的な手段として採用されている。以下では、特に直接立法制度である「イニシアティブ (initiative)」、「レファレンダム (referendum)」について、州レベルでどのように制度化されているかを見る。

(2) イニシアティブ (initiative)

イニシアティブは、日本では「住民発議」と訳されることが多く、その他「直接発議」、「直接発案」、「国民発案」などの訳もある。

イニシアティブを、その制定方法により分類すると、直接イニシアティブと間接イニシアティブに分けられる。前者は、特定の数（あるいは割合）の有権者の署名により法案を住民投票に付することができる。これにより提案された法案の表決は、通常過半数の賛成があれば成立する。一方後者の間接イニシアティブは、住民の請願が一定要件を満たして受理されると、まず法案は議会に送付され、議会の可決によって成立する。しかし議会で可決されない場合には、改めて住民投票に付され、過半数の賛成があれば成立する。

次にイニシアティブを、法律の種類により分類すると、憲法のイニシアティブと法律のイニシアティブに分けられる。前者は、州憲法あるいは自治体憲章 (Charter) の修正にかかるものであり、後者はそれ以外の州法や自治体法の採択もしくは修正にかかるものを指す。

イニシアティブによる州憲法の修正手続きは、各州により異なり、各州憲法に規定されている。「The Book of the States 1990~91」(The Council of State Governments)によると、イニシアティブ請願に必要とされる署名の割合も様々であるが、「前回知事選投票者数の10%」(アーカンソー、ミシガン、モンタナ、ネブラスカ、オハイオ、サウス・ダコタ)もしくは「前回知事選投票者数の8%」(カリフォルニア、イリノイ、ミズーリ、オレゴン)と規定している州が多い。さらに、州内での署名の地理的な分布についての要件も規定しているところがある(「下院選挙区の2分の1において投票者の8%」(フロリダ)、「2分の1の郡において有権者の各々5%」(オハイオ)等)。

また、州法の法案に関するイニシアティブについても、各州憲法で様々に規定され

ている。同資料によると、イニシアティブ請願に必要とされる署名の割合は、「前回知事選投票者数の10%」（アラスカ、アリゾナ、アイダホ、メイン）、「前回知事選投票者数の8%」（ミシガン、ワシントン）、「前回知事選投票者数の5%」（カリフォルニア、サウス・ダコタ）、「下院選挙区の3分の2で選挙民の5%」（ミズーリ）、「1万人の有権者」（ノース・ダコタ）等々バラエティに富んでいる。

カリフォルニア州憲法を見ると、イニシアティブの要件や手続き等につき、次のように規定している。

カリフォルニア州憲法第2章第8条

- (a) 州民発案 (initiative) とは、法案又は憲法修正案を発議し、又は、これらを採択若しくは拒否する選挙人の権限をいう。
- (b) 州民発議の案件は、その発議された法案又は憲法修正案の条文を掲載し、かつ、法案の場合には、前回の州知事選挙において知事に立候補した者の総得票数の5パーセント、憲法修正案の場合には、同様にその8パーセントに当たる数の選挙人が署名した請願を、州務長官へ提出することにより、これを発議することができる。
- (c) 州務長官は、それが受理されてから少なくとも131日以後に実施される次の総選挙のときに、又は、その選挙に先立って州全域で実施されるいずれかの特別選挙のときに、発議法案を投票に付するものとする。州知事は、発議法案のために州全域で特別選挙を施行することができる。
- (d) 2つ以上の主題を含む州民発議法案は、これを選挙人に付託してはならず、かつ、いかなる効力も有しないものとする。

同法第2章第10条（抜粋）

- (a) 州民発議の法案又は州民投票に付される法律が投票の過半数で承認されたときは、その法律又は法案は、その法案に他の定めのない限り、選挙日以後にその効力を生じる。法律の一部に反対して州民投票の請願が提出されたときは、その法律の他の部分については、その効力の発生を延引してはならない。
- (c) 州議会は、州民投票で成立した法律を修正し又は廃止することができる。州議会は、選挙人が承認した場合のみその効力を有する他の法律をもって、州民発案で成立した法律を修正し又は廃止することができる。但し、州民発案で成立した法律が州民の承認を得なくとも修正又は廃止できる場合は、この限りではない。

（3）レファレンダム (referendum)

レファレンダムは、日本では「住民投票」、「国民投票」、「直接表決」、「国民表決」などの訳が用いられている。一般に、レファレンダムは次の3種類に分類される。

一つは、強制的あるいは義務的レファレンダム (Compulsory / Mandatory Referendum) と呼ばれるもので、憲法により住民の意思を有権者の投票により直接問

うことが義務づけられているものをいう。これは、憲法・憲章の修正（Amendment）、公債発行、超過課税、境界変更等の重要事項に関して州憲法、州法、市憲章上で規定が設けられている。

二つ目は、任意的あるいは諮問的レファレンダム（Optional / Advisory Referendum）と呼ばれるもので、住民投票を行うか否かの決定権を議会が持つものである。これは論争的となっている地方的な問題について、議会が住民の意思を諮るために用いられる手段である。多くの場合は、この住民投票の結果は議会を拘束するものと定められているが、その結果に諮問的な意味のみを持たせている場合もある。

三つめは、抗議あるいは請願レファレンダム（Protest / Petition Referendum）と呼ばれるもので、議会により可決された法律の発効を阻止する手段として用いられるものである。法案が議会を通過した後、発効するまでの一定期間中に一定数の有権者の署名による請願が受理されたときは、その法律は住民投票に付される。その法律が承認されれば、発効するが、否決されたときには、無効となる。一部の州においては、州憲法で緊急議案や、課税率、予算、公共建築物の位置、主要な公共事業計画などをこのレファレンダムの対象から外すと規定しているが、議会がこの緊急条項を濫用しないようにするため、「緊急」の宣言のためには議会の特別多数を必要とするとしている州もある。

「The Book of the States 1990～91」によると、上記の3形態のレファレンダムのうち、州により0～3の形態を州憲法上規定している。一番目の憲法上の要求によるレファレンダムを制度化しているのは23州、二番目の議会の付託によるレファレンダムを制度化しているのは21州、三番目の請願によるレファレンダムを制度化しているのは23州となっている。また、請願によるレファレンダムの場合に、必要とされる署名数は州により様々であり、例えば前回知事選投票者数の一定割合（2%から15%）としている州や、有権者の一定割合（5、6%）としている州等が見られる。

メリーランド州憲法においては、第16章を「州民投票（referendum）」とし、請願によるレファレンダムを規定している。その第1条は次のとおりである。

メリーランド州憲法第16章第1条

- (a) 州の人民は、州知事によって承認せられ又は州知事の拒否を覆して州議会によって通過せられた州議会の法律又はその一部を州に選挙人登録をした者に付託する請願により、当該法律又はその一部を投票において承認し又は拒否するために州民投票（referendum）と呼称される権限を有するものとする。
- (b) 本章の規定は、自力執行するものとする。但し、本章の規定を推進し、かつ、これらの規定に抵触しない追加の法律は、これを制定することができる。

同章第2条では、「緊急の法律は、このような請願にも関わらず、その効力を保持するものとする」とし、緊急の法律として制定されてはならないものとして「いずれの公職を設置し若しくは廃止する法案、いずれの公務員の俸給、任期又は義務に変更を加える法案、何らかの事業免許 (franchise) 又は特権 (special privilege) を付与する法案、又は何らかの既得権又は権益 (interest) を設定する法案」をあげている。また、緊急の法律以外に、「州政府を維持するため又は公共施設を維持し若しくはこれを援助するための歳出予算について定める法律で、かつ、前年度における同じ目的のための歳出予算を越えない法律」も州民投票に付されないと規定している。続く第3条では、州民投票の根拠となる請願は「前回の知事選挙において知事に投票した総数に基づいて算定されたメリーランド州の有資格選挙人の3%の署名」を必要とするとし、「ボルチモア市又はいずれかの1つの郡に住所を有する者がその署名の半数を越えない」という要件も満たすことが必要だとしている。

次にカリフォルニア州憲法について見てみると、第2章第9条において「州民投票 (referendum)」に関し、次のように規定している。

カリフォルニア州憲法第2章第9条

- (a) 州民投票とは、緊急法律、選挙を施行する法律、及び、課税又は州経常費の支出についての法律の場合を除き、法律若しくはその一部を承認し又は拒否する選挙人の権限をいう。
- (b) 州民投票案件は、前回の州知事選挙において知事に立候補した者の総得票数の5パーセントに当たる数の選挙人が署名し、かつ、当該法律若しくはその一部について選挙人の投票に付すことを求める請願を当該法律の制定日より90日以内に州務長官へ提出することにより、これを発議することができる。(以下省略)
- (c) 州務長官は、請願を受理してから少なくとも31日以後に実施される次の総選挙のときに、又は、その選挙に先立って州全域で実施されるいずれの特別選挙のときに、当該案件を投票に付すものとする。州知事は、当該案件のために州全域で特別選挙を施行することができる。

以上のような「州民投票」に関する一般的な規定のほか、第13A章「課税制限」の第4条では「特別税の賦課」として、「市、郡又は特別区は、それぞれ管轄区に存する不動産に対する従価税又は不動産の売買に対する取引税若しくは売上税を除き、それぞれの管轄区の有資格選挙人の3分の2の賛成投票により、それぞれの管轄区において特別税を課すことができる」という規定や、第16章「公共財政」の第1条では、公債法の案件についての州民投票の義務付けについての規定を設けている。

それでは、カリフォルニア州におけるこれらの直接立法制度の利用実態は、どうなっているだろうか。イニシアティブ、レファレンダムといった権限は、1911年に州憲法に謳われた。その背景は、当時州議会が特定の利益団体のいいなりになっていたと

いう実態がある。有名なイニシアティブとしては、1970年代初頭のカリフォルニア沿岸法（California Coastal Act）がある。これは議会の賛成を得られなかったが、環境保護家が署名を集め、プロポジション20（Proposition 20）が成立した。また1978年には、固定資産税の切り下げのために州憲法改正のイニシアティブがなされ、有名なプロポジション13（Proposition 13）が承認された。また同じ70年代に、住民が投票により土地利用を定めるという、いわゆる「投票箱ゾーニング（ballot-box zoning）」が行われるようになった。80年代に入り、都市開発が政治問題になると、土地利用に関する投票は多くなった。これらの多くは市レベルのものであり、それらのイニシアティブは多額の資金を持つ開発業者を相手に大勝で成立した例も多く見られている。

2 ドイツ各州における最近の動き

ドイツでは、住民運動の高まりの中で、近年特にゲマインデ（市町村）レベルにおける直接民主主義の強化に向けた改革が進んでいるが、そこにはドイツだけに見られる特色がある。

それは、ドイツの場合、4つのタイプがあるゲマインデ（市町村）の組織構造のうち市町村長が住民により直接公選されるのは「南ドイツ評議会型」だけであったため、直接民主主義強化のための改革は住民投票制度の導入だけでなくゲマインデ（市町村）の組織構造の改革も併せて行われたことである。

（1）ゲマインデ（市町村）の組織構造

旧東ドイツの州におけるゲマインデ（市町村）組織構造は、ドイツ統一前の1990年5月に制定された「ドイツ民主共和国における市町村及び郡の自治行政に関する法律（地方自治基本法）」により、行政の長（市町村長）と議会の長の二元的組織形態が想定されていた。しかし、市町村長が行政の長であると同時に政治的な代表でもあるという点で「北ドイツ評議会型」とは異なり、また、市町村長が住民により直接公選されないという点で「南ドイツ評議会型」とも異なっている。いわば、一種の混合型であると言える。

このようなひな型があり、また、地方自治制度を構築する段階で友好州（*）の協力を受けていたが、旧東ドイツの州では、「地方自治基本法」及び友好州のゲマインデ（市町村）組織構造は必ずしも受け入れられたわけではなかった。

旧西ドイツの州において、市町村長の直接公選制を導入する、あるいは導入を検討している州が多いことはP40～41で見たとおりであるが、旧東ドイツの州においても同様の傾向が見られ、ブランデンブルク州、ザクセン＝アンハルト州、ザクセン州、チューリンゲン州ではすでに導入され、メクレンブルク＝フォアポンメルン州でも1999年には導入されることが決定している。

このように、ドイツ各州において、ゲマインデ（市町村）組織構造は「南ドイツモデル」が優勢になる傾向にある。

（*）友好州：ドイツ統一後、旧東ドイツ地域の復興策の一環として、旧西ドイツの州が分担して旧東ドイツの各州と協力をして様々な支援を行っている。それら協力関係にある州のことを「友好州」と呼んでいる。支援の内容は資金的なものだけでなく、人的支援も行い、例えば、ザクセン州の友好州であるバーデン＝ヴュルテンベルク州は多いときで500人以上の州職員をザクセン州に派遣し、復興支援を行っていた。

(2) 住民投票制度の導入

ドイツではゲマインデ（市町村）レベルにおける住民投票制度が導入されるようになったのは比較的最近のことである。

1980年代までゲマインデ（市町村）レベルの住民投票制度を導入していたのはバーデン＝ヴュルテンベルク州のみであった。その後、1990年代に入り、旧東ドイツの5州をはじめ、シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン州、ヘッセン州、ノルドライン＝ヴェストファーレン州、ラインラント＝プファルツ州、バイエルン州において導入され、3つの都市州を除く13州のうち11州において住民投票制度が採用されている。

3 日本の制度と最近の動き

日本の地方自治制度の中で、「自治」を説明する場合、国との関係では、中央集権における「官治」に対する自治、自治の要素としては、住民自治と団体自治に分けて説明され、住民自治は住民による自治で、自治行政を行うにあたり、その地域の住民が自らの代表者を選び、当該地域の政治と行政の執行を託する（いわゆる間接民主政治）方式と、これを補完するため、特定の問題については、住民が直接自らの意思を政治及び行政に反映する（直接民主政治）方式とがあると説明するのが一般的である。

明治以降、日本の地方自治制度が形成される過程で採用されてきた考え方は、主として、大陸系の諸国で形成されてきた「団体自治」の考え方で、「国家から独立した地方公共団体による自治」を指し、この地方公共団体が自らの事務及び組織を有し、自らの経費により、国家からの監督・関与をできる限り排して自らの行政を行う方式と説明されている。（戦前は、団体自治を「分権」と呼び、住民自治を単に「自治」と呼んできた経緯はある。）

これに対して、住民自治の考え方は、アングロ・サクソン系（英米系）の地方自治の歴史の中で形成されてきた考え方で、既に述べたとおり、戦後の自治制度改革の中で、占領軍のマッカーサー憲法草案で地方自治の保障の一方式として示され、日本の地方制度に導入されたことに端を発する。

現行憲法の第8章第95条の特別法の住民投票の規定にもあるように、アメリカ合衆国の住民自治の考え方を導入しようとしたものである。

地方分権を進めるためには、国と地方の間で、権限と財源を地方が地域の行政を住民の意思に基づき完結的に実施できるように適正にし配分することが重要であるが、一方で、地域の住民がその自主・自立性に基づき、その責任において自治体の行政に直接参加していく、又は自己決定していく仕組みがさらに重要なこととして要請されてくる。

（1）直接請求制度（条例の制定又は改廃の請求を中心として）

現在の地方自治制度の中で、住民自治の原理を法制度として保障している代表的なものとして「直接請求制度」がある。この制度は、住民自治の基本理念を制度化したものであるとして、地方自治制度についてのみ認められているもので、住民が当該自治体の条例の制定又は改廃、監査の請求、議会の解散の請求、議員の解職の請求、長及び主要公務員の解職の請求をする権利等から成っており、代表民主制度を補完する制度として位置づけられ、利用されてきたと説明されるのが一般的である。

このなかで、住民自治の観点から、より重要である条例の制定又は改廃の請求については、議会の条例制定権との関係や請求要件との関係もあるが、制度が生かされている状況にはない。現行の地方自治法では、都道府県と市町村を特に区別せず、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の署名を請求要件としているため、この権利行使が住民の相当数の意思の合致を前提としているにしても、都市化が進み、自治体の規模が大きくなっているなかで、制度の活用を

著しく制約するものとなっている。

自治制度の施行から今日までの全国の自治体と神奈川県及び県内市町村に提出された条例の制定又は改廃の請求件数は、下記のとおりである。

総数 950件

都道府県 98件

市町村 852件

このうち、条例案が可決（修正可決も含む。）されたもの 93件

都道府県 3件

市町村 90件

〔1984年（昭和59年）末現在での自治省調べ〕

神奈川県及び県内市町村の請求件数

神奈川県 5件

市町村 25件

請求事項は、次のとおりである。

〈神奈川県 5件〉

- ・電気ガス税賦課徴収条例改正（条例の廃止）（昭和23年）
 - ・神奈川県義務教育諸学校の教科用教材の無償に関する条例の制定（昭和38年—署名簿の提出なし）
 - ・私立学校等の生徒、児童、園児の教育費等の父母負担軽減に関する条例の制定（昭和42年）
 - ・私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する県条例の制定（昭和49年）
 - ・私学教育費助成に係る県条例の制定（昭和63年）
- （注）署名簿の提出のなかった1件を除き、いずれも議会に付議され、否決。

〈県内市町村 25件〉

小田原市・市民税賦課徴収条例改正（昭和23年）

横浜市・市電気軌道及び乗合自動車臨時乗車料条例改正
（昭和23年7月、地方自治法一部改正のため中止）

川崎市・集会集団行進及び集団示威運動に関する条例の廃止（昭和27年）

逗子市・議会議員の定数を減少する条例の制定（昭和29年、修正可決）

川崎市・川崎市公害防止条例の制定（昭和35年）

平塚市・平塚市特別職員の給与に関する条例の一部改正（昭和36年）

平塚市・平塚市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
（昭和36年）

- 秦野市 ・ 神奈川県秦野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(昭和36年)
- ・ 神奈川県秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正 (昭和36年)
- 横浜市 ・ 横浜市義務教育に関する費用の住民負担を禁止する条例制定 (昭和39年)
- 寒川町 ・ 寒川町義務教育に関する費用の住民負担を禁止する条例制定 (昭和42年)
- 川崎市 ・ 私立学校の生徒、児童の教育費の父母負担軽減に関する条例制定
(昭和42年)
- 二宮町 ・ 二宮町選挙公報の発行に関する条例の制定 (昭和45年、修正可決)
- 寒川町 ・ 寒川町庁舎建設基金条例の廃止 (昭和46年)
- 川崎市 ・ 川崎市を樹木で覆い、環境をよみがえらせる都市づくりをすすめるための
条例について (昭和47年)
- 横浜市 ・ 横浜市合成洗剤追放対策委員会の設置及び運営に関する条例の制定
(昭和55年)
- 川崎市 ・ 川崎市合成洗剤追放対策委員会の設置及び運営に関する条例の制定
(昭和55年)
- 大和市 ・ 大和市合成洗剤追放対策委員会の設置及び運営に関する条例の制定
(昭和55年)
- 海老名市 ・ 海老名市合成洗剤追放対策委員会の設置及び運営に関する条例の制定
(昭和55年)
- 座間市 ・ 座間市合成洗剤追放対策委員会の設置及び運営に関する条例の制定
(昭和55年)
- 鎌倉市 ・ 鎌倉市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の制定
(昭和55年)
- 藤沢市 ・ 藤沢市石けん利用推進委員会の設置及び運営に関する条例の制定
(昭和55年)
- 逗子市 ・ 逗子市住民投票付託に関する条例の制定 (昭和59年)
- 逗子市 ・ 池子米軍住宅建設計画に関する住民投票条例の制定 (昭和62年)
- 逗子市 ・ 池子米軍住宅建設計画に関する市民投票条例の制定 (昭和62年)

その内容もさまざま（昭和23年の地方自治法の一部改正で、地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料の徴収に関する条例は対象から除かれた。）であるが、修正可決された2件を除いて、全て議会で否決されている。

可決の件数が少ないことについて、「条例案の否決が必ずしも当該直接請求を無意味なものとしたわけではなく、そのことが住民及び地方公共団体の関心を引き起こし、予算措置等による実際上の施策の実施による成果が得られたという面にも十分留意すべき」との評価もあるが、内容的に見ると、アメリカ合衆国等に見られるイニシアティブ（住民発議）の制度が日本にあれば、それに対応したほうが良さそうなものが多い。住民投票制度については、後で述べるが、直接請求権の行使は、間接民主政治の

欠陥を是正するための制度として認められてきた経緯からすれば、条例の制定権を有する議会が決定する前に住民の発議した事項を住民が判断する手続きがあっても良さそうに思う。

当面、条例の制定又は改廃の請求について、都道府県と市町村を特に区別せず、地方自治体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の署名を要件としている現行の地方自治法の規定（第74条第4項）はあまりにも一律的すぎるので、都道府県及び一部政令指定都市（人口が一定規模を超えるもの）については緩和措置を講ずることが望ましい。

また、将来的には次のようなことも検討されるべきではないか。地方自治法第94条（地方公共団体の権能）中で、「法律の範囲内で条例を制定することができる」としている部分の、「法律の範囲内で条例を制定する」というフレーズは、マッカーサー草案では、“to frame their own Charters within such laws as the Diet may enact”となっていたことは、『日本国憲法制定史』（佐藤 達夫・佐藤 功 著）をはじめとする憲法研究の中で、明らかになっている。そこでは、「都市憲章条例の制定」（星野光男、日本都市学会年報1989年22巻）のなかで星野氏が調査されているように、本来の原案の意味は、「国会がそのために制定するこれに関する法律により彼ら自身の憲章をつくる」という意味として理解すべきである。第1章の日本の地方自治制度で述べたように、日本国憲法の制定と地方自治法の制定との関係の中で、「地方自治の条文を憲法に盛り込むことによってその基礎を固めたごとくにみせて、実は憲法によりそれを法律の枠への封じ込めに成功」（星野光男、上記論文）し、その解釈においても、条例制定上の制約として、「法令に違反しないことであり、法令に違反しないという意味は、憲法にいう『法律の範囲内』と同意であり、憲法、法律、政令、省令等国の定立する法形式に反することができないこと」とであると説明されてきた。

条例制定権の範囲については、地方の自治立法権との関係で、さまざまな角度から論議されてきたところであるが、いま再び、地方分権が検討される中で、住民自治の強化、拡大の観点から、憲章（Charter）による授権方式を新たな法形式として検討してみてもどうだろうか。憲章の種類、制定の手続き等については、「I—3（2）—イアメリカ合衆国のホーム・ルール、憲章制度」のなかで述べていることが参考になると思われる。

（2）住民投票制度

住民投票制度について、地方自治の関係では、戦後、地方自治法で戦時中の市町村の区域変更に対する復旧措置に関しての関係市町村の選挙人による投票や町村合併促進法で住民投票に付しうる場合が定められたことがあるが、現在では憲法第8章地方自治、第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」という規定がある。この制度は、戦後の地

方自治制度改正の過程で、マッカーサー草案のなかで示された考え方にに基づき制度化されたもので、地方自治体の個性を尊重し、国法といえども特定の自治体に対して特別な取扱いをすることにより、その自治体に不利益となるような事項については、地域住民の同意なくしてはなしえないものと規定したものである。この制度は、当該自治体の意思決定に対する住民の直接参政であるというよりは、国政に対する住民の直接参加制度である。そういった意味では、これから述べようとする地域の住民が地域の政治に直接その意思を反映させようとする住民投票とは異なるものであるが、地方自治法の第261条で規定しているように、国会又は参議院で特別法が議決された場合には、関係自治体の長が賛否の投票をすることにおいては、自治体における手続きとしては同様である。この制度により成立した法律としては、広島平和記念都市建設法（昭和24年）、長崎国際文化都市建設法（昭和24年）、首都建設法（昭和25年）、旧軍港市転換法（昭和25年）、別府国際観光温泉文化都市建設法（昭和25年）、伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和25年）などがある。この中で、昭和27年の伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正の際には、一般投票の手続きによって行われている。

先に、憲章（Charter）について述べたが、その制定の一方法として、特定の自治体の特別法を制定することも考えられるのではないか。

現在、自治体の計画や政策の決定過程で住民参加制度が定着してきている中で、住民投票制度の導入を真剣に検討することが必要である。

この制度については、第16次地方制度調査会の答申で代表民主制度を補完する制度として提案されて以来、幾度となく地方自治研究者から提案されてきた。

また、一部の地方自治体において、条例化によるもの（高知県窪川町の「窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例」（昭和57年7月）や、新潟県巻町の新発についての住民投票（平成8年8月予定）等）や、条例等によらないで事実上行われたもの（神奈川県橘町の小田原市への合併についての住民投票等）がある。なお、逗子市において、昭和59年から62年にかけて、三度、住民投票条例の制定を求める直接請求が市に提出され、議会に付託されたが、いずれも否決されている。

いずれにせよ、住民自治の拡大のためには、法的に拘束力を有する制度の創設が必要である。原子力発電所の設置をめぐる住民投票に見られるように、自治体の特定の重要な事項や政策の決定にあたり、住民の意思を直接に問うことを義務づける制度の導入を真剣に検討すべき時であり、政治不信の解消のためにも、地方自治体であるからこそできる方策ではないか。

おわりに

本研究において、日・欧・米の地方制度を概観して見えてくることのうち、今後日本の地方分権の流れの中で参考になると考えられることを整理すると以下のようなことがあげられる。

まず一つは、日本を除く各国は共通して、小規模な基礎的自治体の規模を拡大させ、もしくは、広域行政制度を設けて機能的に再編成する流れにあり、日本においても、広域連合制度にその流れは見られるものの、総じて日本の自治体の規模は非常に大きいものとなっていることである。このことは、はるかに規模の小さいフランス共和国において、コミューン（市町村）に都市計画権限が委譲されていることを考えると、日本の市町村の可能性を再認識せざるをえない。その中で、弱小コミューンにおいてデパルタマン（県）に権限を個別に契約して逆委託しているように、規模的に無理のあるケースでは都道府県等が補完する必要も生じると予想される。これは、分権後に広域的団体の負うべき役割の一つであると考えられる。

二つめには、やはり日本以外の3国では、共通して地方制度の多様化が見られる。日本の場合においては、本文中でも記述したように、地方自治法による詳細かつ固定的な制度が規定されているが、人口規模の大小、財政力の大小に応じて多様な選択が可能となるような柔軟な制度を構築することが要請されてくるのではないか。そのひとつとして考えられるのが、憲章（Charter）制度であり、米国のホーム・ルール制度のように承認された憲章を制定することにより、自治法の原則の適用外とする仕組みである。

三つめには、従来行政が行っていたサービスの主体が変化したり、また新たな行政サービスの必要が生じたというような時に、行政はいかなる対応が可能かという問題がある。これは、今後規制緩和の進む日本社会において、同様に問題になってくると想定される。新しい行政需要への対応ということも、広域的レベルの自治体の役割として重要になってくるのではないか。

四つめには、日本における住民自治の制度保障の強化の必要があげられる。現在「直接請求制度」として保障されているもののうち、条例の制定・改廃の請求制度をとりあげても、請求要件が厳しく、制度の活用は制限されており、実態に合わせて活用可能な制度とすべきである。また、自治体政策の決定過程における住民参加制度が定着しつつある中で、法的に拘束力を有する住民投票制度の創設も検討されるべきではないか。

以上、大きく4点を取りあげた。この研究報告書においては、このひとつひとつについて、詳細な検討はなしえないので、問題提起にとどめるが、それぞれ地方の自治権を拡充していくためには、将来的に検討されるべき課題であると考えられる。

主な参考文献

〔単行本〕

- 「比較地方自治—諸外国の地方自治制度—」山下 茂・谷 聖美・川村 毅 著、1992年、
第一法規
- 「自治の原点と制度」西尾 勝 編、1993年、ぎょうせい
- 「地方分権」兼子 仁・村上 順 著、1995年、弘文堂
- 「地方分権改革」沼田 良 著、1994年、公人社
- 「地方分権の思想」鳴海 正泰 著、1994年、学陽書房
- 「地方分権事始め」田島 義介 著、1996年、岩波書店
- 「地方分権と自治体改革の課題」山梨学院大学行政研究センター 編、1995年、第一法規
- 「地方分権と地方制度改革」中西 啓之 著、1994年、自治体研究社
- 「現代日本の地方自治」大森 彌 著、1995年、(財)放送大学教育振興会
- 「地方自治のあゆみ—分権の時代にむけて」橋本 勇 著、1995年、良書普及会
- 「地方行政論」遠藤 文夫 著、1988年、良書普及会
- 「広域行政と地方分権」自治体問題研究所 水口 憲人 編、1993年、自治体研究社
- 「自治体憲法」山下 健次・小林 武 著、1991年、学陽書房
- 「岩波講座基本法学6—権力」福田 歓一 他著、1983年、岩波書店
- 「自治の現場と『参加』」寄本 勝美 著、1989年、学陽書房
- 「世界憲法集第四版」宮沢 俊義 編、1990年、岩波書店
- 「解説世界憲法集第3版」樋口 陽一・吉田 善明 編、1994年、三省堂
- 「各国の地方自治制度」後藤 一郎 編著、1973年、敬文堂
- 「外国の地方制度」吉田 雅彦 著、1977年、ぎょうせい
- 「各国の地方制度」小倉 庫次 著、1964年、有斐閣
- 「各国政治制度概説」中村 勝範 編、1990年、慶応通信
- 「世界の地方自治—分権・参加・自治への挑戦」海外地方自治研究会、1994年、
自治体研究社
- 「欧米地方自治権の研究」宮崎 辰雄 著、1980年、勁草書房
- 「国と地方—政府間関係の国際比較—」片岡 寛光 編、1985年、早稲田大学出版部
- 「地方制度小史」龜掛川 浩 著、1962年、勁草書房
- 「明治地方制度成立史」龜掛川 浩 著、1967年、柏書房
- 「行政学の基礎概念」西尾 勝 著、1990年、東京大学出版会
- 「地方自治の政治学」井出 嘉憲 著、1972年、東京大学出版会
- 「地方自治の区域」日本行政学会 編、1957年、勁草書房
- 「米国連邦制度」金子 善次郎 著、1977年、良書普及会
- 「アメリカの政治」片岡 寛光・奥島 孝康 編、1944年、早稲田大学出版部
- 「アメリカの地方自治—州と地方団体—」ジョセフ・ツィンマーマン 著、1986年、
勁草書房

- 「アメリカ州憲法の研究」小倉 庫次 著、1961年、有斐閣
- 「アメリカの広域行政」牧田 義輝 著、1981年、有斐閣
- 「アメリカにおける広域行政と政府間関係」村上 芳夫 著、1993年、九州大学出版会
- 「シティー・マネージャー」吉村 正 著、1977年、東海大学出版会
- 「自治と参加—アメリカの事例から—」佐藤 克廣 著、1996年、北海道町村会
- 「カリフォルニアのまちづくり」花木 啓祐・藤井 康幸 訳、1994年、技報堂出版
- 「地方分権の国ドイツ」片木 淳 著、1988年、ぎょうせい
- 「西ドイツの地方制度改革」成田 頼明 著、1974年、良書普及会
- 「現代ドイツ地方自治の潮流」廣田 全男 著、1992年、東京市政調査会
- 「西ドイツにおける自治団体」H. U. エーリッヒゼン 著、1991年、中央大学出版部
- 「西ドイツ憲法綱要」コンラート・ヘッセ 著、1983年、日本評論社
- 「ドイツ法入門」村上 順一・ハンス・ペーター・マルチュケ 著、有斐閣
- 「ドイツの政治」大西 健夫 編、1992年、早稲田大学出版部
- 「フランス市町村法典」村上 順 訳、1994年、地方自治総合研究所
- 「ア・パリー公務員が見たフランス—」長谷川 彰一 著、1994年、日本加除出版
- 「北欧の地方分権改革」ハラール・ボルデシュハイム／クリステル・ストールバリ 編著、
1995年、日本評論社
- 「スウェーデンを検証する」岡沢 憲芙 著、1996年、早稲田大学出版部
- 「日英米地方自治用語辞典」木寺 久・山下 茂・久保田 治郎 著、1993年、ぎょうせい
- 「1992 Census of Government」U. S. Department of Commerce, Bureau of Census
- 「THE MUNICIPAL YEAR BOOK 1995」1995年、International City Management Association
- 「The Book of the State 1990-1991, 1992-1993」The Council of State Governments
- 「STATE—LOCAL RELATIONS」Joseph F. Zimmerman、1983年、Praeger Publishers
- 「VITAL STATISTICS ON AMERICAN POLITICS」Harold W. Stanley／Richard G. Niem、
1992年、Congressional Quarterly Inc.
- 「State and Local Government in America」Daniel R. Grant／Lloyd B. Omdahl、
1987年、Allyn and Bacon, Inc.
- 「County and City Data Book 1994」1994年、U. S. Department of Commerce
- 「The Formation of American Local Governments」Nancy Burns、1994年、
Oxford University Press
- 「Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland」1994年、Statistichen Bundesamtes
- 「Statistisches Bundesamt Datenreport 1994」
- 「The Role of Government Associations and Local Autonomy」1993年、Center for
Local Autonomy／Friedrich Naumann Foundation

【研究報告書】

- 「新たな時代における都道府県と市町村の役割」1995年、大阪府地方自治研究会
- 「地方分権と自治体立法」1994年、明治学院大学法学部立法研究会

「国際比較から見た地方自治と都市問題」1994年、北海道比較地方自治研究会
「都道府県制度論」1995年、全国知事会 自治制度研究会
「地方分権参考資料」1994年、全国知事会
「地方分権参考資料II」1995年、全国知事会
「地方税源の確保」1995年、神奈川県自治総合研究センター
「連邦制の研究報告書」1991年、岡山県21世紀の地方自治研究会
「国と地方の関係：政府間関係研究」1991年、(社)神奈川県地方自治研究センター
「地方に対する中央のコントローラー各国の比較研究」1971年、東京都議会議会局
「欧米における政府間関係」1984年、地方自治総合研究所
「諸外国における地方公共団体の管理機構」1957年、自治庁
「ヨーロッパ各国の地方自治制度」1990年、(財)自治体国際化協会
「アメリカ合衆国地方行政事情II」1992年、(財)自治総合センター
「アメリカ合衆国における自治・分権・参加の歴史的展開」1995年、
東京都職員研修所調査研究室
「シティ・マネージャー」1983年、(財)自治総合センター
「ロスアンジェルス・カウンティ」1993年、東京都議会議会局
「コントラクト・シティ」1993年、(財)自治体国際化協会
「フランスの地方行財政のあらまし」1992年、(財)自治体国際化協会
「フランスの広域行政」1992年、(財)自治体国際化協会
「ドイツ地方行政事情」1994年、(財)自治総合センター
「西ドイツの地方自治制度」1981年、東京都議会議会局
「統一後ドイツの地方自治事情」1994年、東京都議会議会局
「統一ドイツと財政調整」1994年、(財)自治体国際化協会
「(改正) スウェーデン地方自治法(1995年1月1日施行)改正の要点と法律の全文」
1995年、地方自治・都市研究所

[論文等]

「日本の地方自治」高木 鉦作 (『行政学講座第2巻行政の歴史』1976年) 東京大学出版会
「広域行政論の再検討」高木 鉦作 (『現代行政の理論と現実』1965年) 勁草書房
「中央地方関係の分析枠組－過程論と構造論の総合へー」笠 京子
(香川法学第10巻第1号) 香川大学法学会
「地方分権推新法について」小暮 純也 (自治研究第71巻第1号) 良書普及会
「アメリカの都市におけるホーム・ルール憲章と自治権の拡充」横田 清
(自治総研1993年4月号) 地方自治総合研究所
「アメリカにおける自治体経営戦略の現状と課題」遠藤 哲哉
(福島大学地域研究1995年1月号) 福島大学
「アメリカ合衆国の大都市における『議会－市支配人制』の動態」外山 公美
(政経研究第31巻3号) 日本大学

- 「米国における財源未措置強制事務改革法と政府間関係の転換」小滝 敏之
（地方財政1995年6月～1996年1月号）（財）地方財務協会
- 「米国コネチカット州グリニッチ・タウンの地方自治」米原 亮三（都市問題1995年1月号）
（財）東京市政調査会
- 「アメリカ地方自治の動向と課題—大都市圏になにが起こっているか—」牧田義輝
（都市問題1991年1月号）（財）東京市政調査会
- 「カリフォルニア州の政府制度」林 省吾（地方財務1981年3～8月号）
（財）地方財務協会
- 「フランスにおける新しい国・自治体関係」磯部 力（年報行政研究25「比較行政研究」
1990年）ぎょうせい
- 「西ドイツの憲法裁判における地方自治の保障」エルマル・ヒラッハ
（自治研究第46巻5・10号）良書普及会
- 「ドイツ～旧東独地域～における地方自治の確立」石川 義憲（地方自治1995年5月号）
ぎょうせい
- 「ドイツ統一後の基本法の改正について」初宿 正典（ジュリスト1993年6月号）有斐閣
- 「統一ドイツの憲法論議と新州憲法」北住 炯一（名古屋大学法政論集154号）名古屋大学
- 「新しい連邦諸ラントにおける憲法制定」トーマス・ヴェルテンベルガー
（自治研究第71巻3号）良書普及会

資料編目次

資料編のはじめに	1
翻訳者一覧	2

<アメリカ合衆国>

カリフォルニア州憲法

第1章	権利宣言	5
第2章	投票、州民発案、州民投票及びリコール	15
第3章	カリフォルニア州	19
第4章	立法部	23
第5章	執行部	36
第6章	司法部	41
第7章	州公務員と雇員	51
第8章	(廃止)	
第9章	教育	55
第10章	水	60
第10A章	水資源開発	62
第10B章	1990年海洋資源保護法	65
第11章	地方公共団体	70
第12章	公益企業	76
第13章	課税	79
第13A章	課税制限	96
第13B章	政府支出の限界	100
第14章	労使関係	105
第15章	高利	107
第16章	公共財政	109
第17章	(廃止)	
第18章	憲法の修正及び廃止	123
第19章	自動車収入	123
第20章	雑則	126
第21章	州議会の上院及び下院の議員並びに州税査定平準委員会委員 の選挙区の区割変更	132
第22～28章	(廃止)	
第34章	公営住宅計画法	133

メリーランド州憲法

人権宣言	137
統治構造	137
第1章 選挙	142
第2章 執行部	145
第3章 立法部	152
第4章 司法部	169
第5章 州の法務長官及び法務官	184
第6章 財務部	187
第7章 その他の公務員	189
第8章 教育	189
第9章 州民兵並びに軍務	190
第10章 (削除)	
第11章 ボルチモア市	190
第11章-A 地方立法	192
第11章-B ボルチモア市－土地の開発と再開発	196
第11章-C 路外の駐車施設	197
第11章-D 港湾開発	198
第11章-E 地方自治体	200
第11章-F 法典郡の自治憲章	201
第11章-G ボルチモア市－住宅の修復と商業資金の貸付	203
第11章-H ボルチモア市－住宅資金の貸付	204
第11章-I ボルチモア市－事業資金の貸付	205
第12章 公共事業	206
第13章 郡の設立	207
第14章 憲法修正	207
第15章 雑則	209
第16章 州民投票	210
第17章 4年毎の選挙	213
第18章 限時規定	214

<ドイツ連邦共和国>

ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラント憲法

第1編 ラントの基礎	219
第2編 基本権および共同体生活の秩序	219
第1章 基本権	219
第2章 家族	219

第3章 学校、芸術および学問、宗教および宗教団体	220
第4章 労働、経済、環境	223
第3編 ラントの機関および任務	224
第1章 ラント議会	224
第2章 ラント政府	227
第3章 立法	230
第4章 司法	231
第5章 憲法裁判所	231
第6章 行政	232
第7章 財政制度	233
経過規定および終末規定	234

ヘッセン・ラント憲法

第1編 人の権利	237
I 平等および自由	237
II 人権の限界と保障	238
II a 国家目標・環境保護	239
III 社会的・経済的権利および義務	239
IV 国家、教会、宗教団体および世界観団体	243
V 教育および学校	244
VI すべての基本権に共通する規定	245
第2編 ラントの構成	245
I ヘッセン・ラント	245
II 国際法の拘束	246
III 国家権力	246
IV ラント議会	246
V ラント政府	250
VI 立法	252
VII 司法	254
VIII 国事裁判所	254
IX 国家行政および自治行政	255
X 財政制度	256
X I 憲法の保護	257
経過規定	258

バーデン＝ヴュルテンブルク・ラント憲法

第1編 人およびその秩序について	263
I 人および国家	263
II 宗教および宗教団体	263
III 教育および授業	264
第2編 国家およびその秩序について	266
I 国家の基礎	266
II ラント議会	267
III 政府	270
IV 立法	273
V 司法	274
VI 行政	276
VII 財政制度	277
終末規定	279

ザールラント憲法

第1編 基本権および基本義務	283
第1章 個人	283
第2章 結婚および家族	285
第3章 教育、授業、国民教育、文化の育成	285
第4章 教会および宗教団体	287
第5章 経済秩序および社会秩序	288
第6章 自然的生活基盤の保護	291
第2編 国の任務および組織	291
第1章 基礎	291
第2章 選挙および国民投票	291
第3章 国民意思の機関	291
第1節 ラント議会	291
第2節 ラント政府	295
第3節 憲法裁判所	296
第4章 立法	296
第5章 財政制度	298
第6章 司法	299
第7章 行政および官吏	299
第8章 地方公共団体の自治行政	300
第3編 終末規定および経過規定	301

資料編のはじめに

この冊子は、神奈川県自治総合研究センターの平成6～7年度部研究報告書「日・欧・米の地方制度の比較研究」の資料編です。

研究の過程で、連邦制度をとるアメリカ合衆国およびドイツ連邦共和国の州憲法の翻訳につき、別掲のご専門の先生方に委託いたしました。この資料編はその成果をまとめたものとして作成いたしました。

報告書とこの資料編を併せてご覧いただき、参考にしていただければ幸いです。

なお、翻訳をお引き受け下さいました先生方に、改めて心より御礼申し上げます。

平成8年3月

神奈川県自治総合研究センター

翻訳者一覧

<アメリカ合衆国>

カリフォルニア州憲法

高橋 一修 法政大学法学部教授

山田 敏雄 明治大学法学部講師

メリーランド州憲法

山田 敏雄 明治大学法学部講師

<ドイツ連邦共和国>

ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラント憲法

赤坂 正浩 日本大学法学部助教授

ヘッセン・ラント憲法

稲葉 馨 法政大学法学部教授

バーデン＝ヴュルテンベルク・ラント憲法

稲葉 馨 法政大学法学部教授

ザールラント憲法

赤坂 正浩 日本大学法学部助教授

カリフォルニア州憲法

1990年11月6日修正・施行

前文

我々、カリフォルニア州の人民は、我々に自由を与えてくれたことについて全能なる神に感謝し、この恩恵を確保し、かつ、不朽ならしめるために、本憲法を制定する。

第1章 権利宣言

第1条 [1974年11月5日廃止、以下に第1条]

[奪うことのできない権利]

第1条

いかなる者も、生まれながらに自由で独立し、奪うことのできない一定の権利を有する。これらの権利には、生活と自由を楽しみ、これを擁護し、また財産を取得し、所有し、保護し、並びに、安全と幸福とプライバシーを追求し、確保する権利が含まれるものとする。

[1974年11月5日採択の新条文]

第2条 [1974年11月5日廃止、以下に第2条]

[言論及び出版の自由—報道関係者は情報源の開示拒否を理由に侮辱罪で制裁を受けない]

第2条

(a)いかなる者も、すべての問題について自己の意見を自由に話し、書き、発表することができ、かつ、この権利の乱用については責任を負う。法律は、言論若しくは出版の自由を制限し又はこれを侵すことができない。

(b)新聞、雑誌若しくは他の定期刊行物を出版発行し又は出版団体若しくは通信社に関係し又はこれらに従事する発行人、編集者、記者若しくはその他の者、又は、これらに関係し又は従事したことがある者はいずれも、新聞、雑誌若しくは他の定期刊行物の出版発行のためにこれらに関係し又は従事しているときに入手した情報源の開示拒否を理由に、又は、公衆に伝達するための情報を収集し、受け取り若しくは処理する段階で得られ又は作成されたいずれの未公開情報の開示拒否を理由に、司法、立法若しくは行政機関によって又は召喚状の発給権限を有する他の機関によって侮辱罪による制裁を受けないものとする。

ラジオ若しくはテレビ放送局に関係し又は従事するラジオ若しくはテレビ報道記者、その他の者、又は、これらに関係し若しくは従事したことがある者はいずれも、ラジオ若しくはテレビにおける報道又はその解説のためにこれらに関係し又は従事しているときに入手した情報源の開示拒否を理由に、又は、公衆に伝達するための情報を収集し、受け取り

若しくは処理する段階で得られ又は作成されたいずれの未公開情報の開示拒否を理由に、侮辱罪による制裁を受けないものとする。

本項で用いられる「未公開情報」には、当該情報がすでに流布しているものか否かを問わず、開示の求められている者によって公衆に流布されていない情報が含まれ、並びに、公開された情報がすでに流布しているものか否かを問わず、その情報の基礎にされ又はそれに関連したもので、情報伝達の媒体を通じて公衆に流布されていない、一切の覚書、映像フィルムのカットされた場面、写真、テープ、その他あらゆるデータ類が含まれ、かつ、これらに限定しない。[1980年6月3日修正]

第3条 [1972年11月7日廃止、以下に第3条]

[集会及び請願の権利]

第3条 人民は、自分たちの代表者に指図をし、苦痛の救済を求めるために政府に請願し、及び、公共の利益について相談するために自由に集会する権利を有する。[1974年11月5日採択の新条文]

第4条 [1974年11月5日廃止、以下に第4条]

[良心の自由]

第4条 宗教を礼拝し及び享受する自由は、いかなる差別も受けることなく、これを保障する。この良心の自由は、これを乱用し又は州の平和と安全を害する行為を許すことではない。州議会は、国教の樹立に関するいかなる法律も制定してはならない。

何人も、宗教上の信念に基づく自己の意見のために、証人又は陪審員になる資格を奪われない。[1974年11月5日採択の新条文]

第5条 [1974年11月5日廃止、以下に第5条]

[軍隊]

第5条 軍隊は、文民の統制に服する。常備軍は、平時においてこれを維持してはならない。戦時においては、法律の定める場合を除き、いかなる家屋にも兵士を舎営させてはならない。平時においては、家屋の所有者の同意を得なければ、舎営させてはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第6条 [1974年11月5日廃止、以下に第6条]

[奴隷の禁止]

第6条 奴隷制度は、これを禁止する。自己の意に反する苦役は、犯罪に対する処罰として科される場合を除き、これを禁止する。[1974年11月5日採択の新条文]

第7条 [1974年11月5日廃止、以下に第7条]

[法の正当な手続—生徒に対する学校割当て又は生徒の登下校輸送の実施]

第7条 (a) いかなる者も、法の正当な手続によらずして生命、自由若しくは財産を奪われず、又は、法の平等保護を拒否されない。但し、本条又は本憲法の他のいかなる規定も、生徒に対する学校割当て又は生徒の登下校輸送の実施に関して、カリフォルニア州又はそこに存する公法人、機関若しくは役員に対して、合衆国憲法第14修正の平等保護条項によって負わされる以上に重い義務又は責任を課すものではない。本項又は本憲法の他の規定を執行する場合において、この州の裁判所は、生徒に対する学校割当て又は生徒の登下校輸送の実施に関して、カリフォルニア州又はそこに存する公法人、機関若しくは役員に対して、義務又は責任を課すことができない。但し、次に掲げる場合は、この限りではない。(1)これらの機関によって合衆国憲法第14修正の平等保護条項に反する侵害行為が行われ、かつ、この種の行為を是正する場合、又は、(2)連邦裁判所が、連邦の判例法に基づいて、合衆国憲法第14修正の平等保護条項に反する明白な侵害行為を是正するために、これらの機関に義務又は責任を負わせることを許与する場合。

合衆国憲法によって排斥される場合を除き、この州の裁判所の判決、決定、令状、その他命令は、それがいつ言い渡されたかを問わず、かつ、生徒に対する学校割当て又は生徒の登下校輸送に関する内容について規定し又はその規定内容に基づく計画を要求している場合、その利害関係者が管轄裁判所に申立をすることにより、修正される本項の規定に従って及びその修正の時期に存する状況に照らして、これを変更するものとする。

1979—80年度の常会で州議会が提案した本項の修正に基づき又はその修正の適用によって生じるすべての訴訟又はその手続については、将来、この種の訴訟又はその手続が係属することになるすべての裁判所は、そこに係属する他の民事訴訟に優先して、この種の訴訟又はその手続について審理するものとする。

本項に定めるいかなる規定も、本項の修正が施行された後において、学区の統括機関が学校統合計画を任意に続行し又はこれを実施することを妨げない。

本項を修正するに当たり、カリフォルニア州の議会及び人民は、本項の修正が、現在又は将来における公教育を維持するための限られた財源を最も効率よく活用し、すべての公立学校の生徒の健康と安全を確保し、教育課程に親が参加する機会を増やし、この州と公立学校との調和と安定を維持し、希少な燃料資源の消費を抑え、及び、環境を保全するという重要な公共の利益を追求するために不可欠であることを、ここにおいて確認し、かつ、宣言する。

[特権及び免除]

(b)すべての市民に同一条件で付与されない特権又は免除は、いかなる市民に対しても又はいかなる階層に属する市民に対しても、これを付与してはならない。州議会によって付与される特権又は免除は、これを変更し又は取り消すことができる。[1979年11月6日修正]

第8条 [1966年11月8日廃止、以下に第8条]

[性別、人種、その他は職業における欠格事由にならない]

第8条 何人も、性別、人種、宗教的信条、皮膚の色、又は、出身国若しくは出身民族を理由に、事業、職業、職務若しくは業務に就き又は従事する資格を奪われない。
「第20章第18条の旧条文を1974年11月5日に条項移動及び修正」

第9条 [1974年11月5日廃止、以下に第9条]

[私権剥奪法—遡及処罰法—契約上の債権債務関係]

第9条 私権剥奪法、遡及処罰法、又は、契約上の債権債務関係を害する法律は、制定されてはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第10条 [1974年11月5日廃止、以下に第10条]

[証人の留置—負債のために監禁されない]

第10条 証人は、相当の理由なくして留置されることはない。何人も、負債又は不法行為に関する民事事件において監禁されることはない。同様に、平時においては、州民兵による罰金のために監禁されてはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第11条 [1974年11月5日廃止、以下に第11条]

[人身保護法の停止]

第11条 人身保護法は、暴動又は外敵の侵入により公共の安全がその法律の停止を必要とする場合の外、これを停止してはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第12条 [1974年11月5日廃止、以下に第12条]

[保釈—誓約に基づく釈放]

第12条 何人も、以下の場合を除いては、適格なる保証人が相当の保釈保証金を提出すれば、釈放されるものとする。

(a)死刑を科しうる犯罪で、その犯罪事実が明白であり、又は、その事実が確実と推定される場合、

(b)他人に対する暴力行為に関する重罪事件において、その犯罪事実が明白であり、又は、その事実が確実と推定される場合で、かつ、明白で信頼に足る証拠に基づいて当該被疑者を釈放すれば、他人に人身損害を加えることが確実に予測できると裁判所によって判断された場合、又は、

(c)重罪を科しうる犯罪で、その犯罪事実が明白であり、又は、その事実が確実と推定される場合で、かつ、明白で信頼に足る証拠に基づいてその者を釈放すれば、その被疑者が他人に重大な人身損害を加える虞れがあり、人身損害を加えることが確実に予測できると

裁判所によって判断された場合。

過大な保釈保証金は、これを要求してはならない。保釈保証金の額を決定する場合は、裁判所は、起訴された犯罪の重大性、被告人の犯罪歴、及び、被告人が当該事件の審理又は裁判に出廷する可能性について考慮しなければならない。

何人も、自己の誓約に基づき、裁判所の裁量をもって釈放されるものとする。[1982年6月8日修正]

第13条 [1974年11月5日廃止、以下に第13条]

[不合理な押収及び捜索一令状]

第13条 人民の身体、家屋、書類、及び、動産の安全が不合理な押収及び捜索から保障される権利は、これを侵してはならない。令状は、宣誓若しくは確約によって裏付けられた相当の理由に基づき、かつ、捜索されるべき場所、押収されるべき人若しくは物を特定して明記する場合の外、これを発してはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第14条 [1974年11月5日廃止、以下に第14条]

[治安判事の面前における重罪事件の被告人一訴追手続]

第14条 重罪に相当する犯罪は、法律の定めるところにより、正式起訴手続によって又は治安判事による尋問及び令状執行の後における略式起訴手続によって、起訴されなければならない。

偽証罪の制裁のもとで作成された訴追請求状によって重罪で刑事告発された被告人は、その訴追状が犯罪事実について審理される郡の裁判所に提出されたならば、所轄裁判所の治安判事の面前へ遅滞なく連行されなければならない。治安判事は、刑事被告人に対し、訴追請求状の写しを手渡し、弁護人の援助を受ける権利について告知をなし、弁護人を求めるに足る相当の時間を与え、及び、被告人の要求に基づき、訴追状を読み上げなければならない。治安判事は、被告人の要求がある場合には、当該裁判所の所在する郡内において、被告人の指名する弁護人へ手紙を届けるよう治安担当官に命じなければならない。

告発を受けた者が英語を理解しないときは、この被告人は、訴訟手続において通訳の援助を受ける権利を有する。[1974年11月5日採択の新条文]

[重罪一正式起訴手続による訴追]

第14.1条 正式起訴手続により、重罪に相当する犯罪の訴追が行われる場合、訴追後の予備審問は行われない。[1990年11月5日採択の新条文、州民発案]

第 1 4 1/2 条 [1 9 7 4 年 1 1 月 5 日 廃 止]

第 1 5 条 [1 9 7 4 年 1 1 月 5 日 廃 止 、 以 下 に 第 1 5 条]

[刑 事 訴 追 — 被 告 人 の 権 利 — 法 の 正 当 な 手 続 — 二 重 の 危 険 — 供 述 — 弁 護 人 の 援 助]

第 1 5 条 刑 事 訴 追 に お い て 、 被 告 人 は 、 公 開 に よ る 迅 速 な 裁 判 を 受 け 、 自 己 の た め に 証 人 の 出 廷 を 強 制 す る 手 続 を 取 り 、 自 己 の 防 御 の た め に 弁 護 人 の 援 助 を 受 け 、 弁 護 人 と 共 に 出 廷 し 、 及 び 、 自 己 に 不 利 な 証 人 と の 対 面 を 求 め る 権 利 を 有 す る 。 州 議 会 は 、 被 告 人 及 び そ の 弁 護 人 の 面 前 に お い て 証 人 が 供 述 す る こ と に つ い て 定 め る こ と が で き る 。

何 人 も 、 同 一 の 犯 罪 に つ い て 重 ね て 生 命 身 体 の 危 険 に さ ら さ れ 、 刑 事 事 件 に お い て 自 己 に 不 利 な 証 言 を 強 い ら れ 、 又 は 、 法 の 正 当 な 手 続 に よ ら ず し て 生 命 、 自 由 若 し く は 財 産 を 奪 わ れ ない 。 [1 9 7 4 年 1 1 月 5 日 採 択 の 新 条 文]

第 1 6 条 [1 9 7 4 年 1 1 月 5 日 廃 止 、 以 下 に 第 1 6 条]

[陪 審 に よ る 裁 判]

第 1 6 条 陪 審 に よ る 裁 判 は 、 奪 う こ と の で き ない 権 利 で あり 、 す べ て の 者 に 対 し て 保 障 さ れ な け れ ば な ら ない 。 但 し 、 民 事 事 件 に お い て は 陪 審 員 の 4 分 の 3 に よ っ て 評 決 を 与 え る こ と が で き る 。 刑 事 事 件 に お け る 陪 審 は 、 公 開 の 法 廷 で 被 告 人 及 び そ の 弁 護 人 が 意 思 を 表 明 し 、 訴 訟 の 両 当 事 者 が 合 意 す れ ば 、 こ れ を 放 棄 す る こ と が で き る 。 民 事 事 件 に お け る 陪 審 は 、 法 律 の 定 め る と ころ に よ り 、 両 当 事 者 の 合 意 に よ っ て 、 こ れ を 放 棄 す る こ と が で き る 。

[民 事 陪 審 に お け る 陪 審 員 の 数]

民 事 事 件 に お け る 陪 審 は 、 1 2 名 の 陪 審 員 を も っ て 又 は 公 開 の 法 廷 で 両 当 事 者 の 合 意 す る そ れ 以 下 の 人 数 を も っ て 、 こ れ を 組 織 す る も の と す る 。 州 議 会 は 、 市 裁 判 所 又 は 治 安 判 事 裁 判 所 に お け る 民 事 事 件 の 陪 審 に つ い て は 、 8 名 の 陪 審 員 を も っ て 又 は 公 開 の 法 廷 で 両 当 事 者 の 合 意 す る そ れ 以 下 の 人 数 を も っ て 組 織 す る こ と に つ い て 定 め る こ と が で き る 。

[刑 事 陪 審 に お け る 陪 審 員 の 人 数]

重 罪 で 告 発 さ れ た 刑 事 事 件 に お け る 陪 審 は 、 1 2 名 の 陪 審 員 を も っ て 、 こ れ を 組 織 す る も の と す る 。 軽 罪 で 告 発 さ れ た 刑 事 事 件 に お け る 陪 審 は 、 1 2 名 の 陪 審 員 を も っ て 又 は 公 開 の 法 廷 で 両 当 事 者 の 合 意 す る そ れ 以 下 の 人 数 を も っ て 、 こ れ を 組 織 す る も の と す る 。

[1 9 8 0 年 1 1 月 4 日 修 正]

第 1 7 条 [1 9 7 4 年 1 1 月 5 日 廃 止 、 以 下 に 第 1 7 条]

[異 常 な 刑 罰 — 過 大 な 罰 金]

第 1 7 条 残 虐 又 は 異 常 な 刑 罰 は 、 こ れ を 科 し て は な ら ず 、 並 び に 、 過 大 な 罰 金 は 、

これを科してはならない。〔1974年11月5日採択の新条文〕

第18条 〔1974年11月5日廃止、以下に第18条〕

〔反逆罪〕

第18条 州に対する反逆罪を構成するのは、州に対して戦いを起こし、又は、州の敵に幫助及び便宜を与えて、これに加担する行為に限る。何人も、これらの外的行為に関して、2名の証人の証言があるか、又は、公開の法廷における自白に基づく場合の外、反逆罪として有罪の宣告を受けることがない。〔1974年11月5日採択の新条文〕

第19条 〔1974年11月5日廃止、以下に第19条〕

〔土地収用〕

第19条 正当な補償が又は陪審を放棄しないときは陪審の認定する額がその所有者に当初に支払われるか、又は、その者のために裁判所へ供託されない限り、私有財産を公共の用途のために徴収し又はこれに損害を与えてはならない。州議会は、供託に基づく土地収用手続の開始後に収容者側がその所有権を取得することについて、及び、正当な補償額として裁判所の決定した金額によりその所有者が直ちに所有権を譲渡することについて定めることができる。〔1974年11月5日採択の新条文〕

第20条 〔1974年11月5日廃止、以下に第20条〕

〔州民でない者の権利〕

第20条 州民でない者も、州民と同様に財産権を有する。〔1974年採択の新条文〕

第21条 〔1974年11月5日廃止、以下に第21条〕

〔夫婦の特有財産〕

第21条 結婚前から所有する財産、又は、婚姻中に贈与、遺言若しくは相続により取得した財産は、特有財産とする。〔1974年11月5日に第20章第8条の旧条文を修正〕

第22条 〔1974年11月5日廃止、以下に第22条〕

〔選挙人資格に財産による制限はない〕

第22条 投票し又は公職に就く権利には、財産による資格制限を設けてはならない。〔1974年11月5日採択の新条文〕

第23条 〔1974年11月5日廃止、以下に第23条〕

[大陪審]

第23条 各郡において1つ又は複数の大陪審のために陪審員を選出し、及び、少なくとも年に1度、これを召喚するものとする [1974年11月5日採択の新条文]

第24条 「1974年11月5日廃止、以下に第24条」

[憲法上の権利—州民の保有する権利]

第24条 本憲法に定める権利は、合衆国憲法に保障される権利とは独立に保障されるものである。

刑事事件において被告人に保障される以下の権利、すなわち、法の平等な保護を受け、法の正当な手続を求め、弁護人の援助を求め、弁護人と共に出廷し、迅速で公開の裁判を受け、証人の出廷を強制する手続を取り、自己に不利な証人との対面を求め、不合理な捜索及び押収から保障され、プライバシーの保護を受け、自己に不利な証言を強いられず、同一の犯罪について二重の危険にさらされず、及び、残虐にして異常な刑罰を科せられない権利は、この州の裁判所により、合衆国憲法に抵触しないよう解釈されなければならない。本憲法は、裁判所により、合衆国憲法の付与する範囲を超えて、刑事被告人にこれらの権利を付与するものと解釈されてはならない。同様に、合衆国憲法の付与する範囲を超えて、刑事事件の少年審判手続における未成年者にこれらの権利を付与するものと解釈されてはならない。

本憲法に権利を宣言したことは、人民の保有するその他の権利を軽視し又は否定するものと解釈してはならない。 [1990年6月5日修正、州民発案]

[魚をとる権利]

第25条 魚卵の孵化場として留保した地域を除き、人民は、州の公有地とその水域で魚をとる権利を有する。州の公有地が払い下げられ又は譲渡された場合においても、人民は、そこで魚をとる無条件の権利を保有する。州の公有地で州の放流した魚のいる水域で魚をとるためにそこに入った者を処罰する法律は、これを制定してはならない。但し、州議会は、いかなる季節に、いかなる条件でいかなる種類の魚をとることができるかについて、法律をもって定めることができる。 [1910年11月8日採択の新条文]

第26条 [1976年6月8日、第2章第1条に条項移動、以下に第26条]

[憲法は命令的及び禁止的である]

第26条 宣言であることを明示する場合を除き、本憲法の規定は、命令的であり、及び、禁止的である。 [1976年6月8日、第28条の旧条文を条項移動]

第26a条 [1949年11月8日廃止]

[死刑]

第27条 1972年2月17日現在においてその効力を有し、かつ、この州において死刑を要求し、許容し、これを科す法律、又は、死刑に関するすべての法律は、法律、州民発案若しくは州民投票によって州議会の修正又は改正するところにより、その効力を有し、かつ、施行される。

これらの法律に定める死刑は、第1章第6条の意味する残虐又は異常な刑罰に相当し、又は、この刑罰を科すものと見なしてはならない。同様に、死刑に相当する犯罪に対するこのような処罰は、本憲法の他の規定に抵触するものと見なしてはならない。[1972年11月7日採択の新条文]

第28条 [1976年6月8日、第26条に条項移動、以下に第28条]

[「犯罪被害者の権利宣言」]

第28条 (a)カリフォルニア州の人民は、犯罪被害者の権利章典について、及び、刑事司法制度において被害者の権利が十分に保障されることも含めて、総合的な規定若しくは法律を制定することが州民全体にとって極めて重要であることを、ここにおいて確認し、かつ、宣言する。

刑事司法制度においては、犯罪被害者の権利は、犯罪行為の発生によって生じた経済的損失について加害者に賠償を求める権利に應えるばかりではなく、重罪に相当する違法行為によって無実な者に危害を加えた者を裁判により適法に収監し又は相当の刑で処罰するという最も基本的な期待に應えるためにも、これを徹底させなければならず、これによって最も重要な目的である公共の安全を維持し及びその向上を図るものとする。

この公共の安全は、公立の初等、中等及び高等学校の構内まで及ぶものであり、そこにおいては、学生及び教職員は、人身の安全と保護を求める権利を有する。

これらの目的を成し遂げるためには、犯罪行為及び人命に対する重大な侵害を抑止するという観点から、被疑者に対する手続上の処遇において、及び、有罪とされた者に対する処分又は刑の宣告手続において広範な改革を行うことが必要であり、かつ、適当とする。

(b) 損害賠償 カリフォルニア州民の率直な意思により、犯罪行為の発生によって損害を受けたすべての人民は、当該損害の原因になった犯罪で有罪とされた者に対し賠償を求める権利を有するものとする。

損害賠償は、この請求を不当とする重要かつ特別な理由のない限り、科される刑罰又は処分に関わりなく、損害を受けたあらゆる事件において、有罪とされた者に対しこれを請求することができる。州議会は、本条の採択後、1年以内に本条を実施する規定を採択するものとする。

(c) 学校の安全を求める権利 公立の初等、中等及び高等学校のすべての学生及び教職員は、安全で平和な学校へ通う、奪うことのできない権利を有する。

(d) 真実の証拠を求める権利 将来において州議会の各院の議員の3分の2の賛成をもって制定される法律に定められる場合を除き、関連証拠は、正式事実審理前若しくは有罪判決後の申立又は審問を含む、いずれの刑事手続においても、又は、少年裁判所若しくは通常の裁判所で審理されるか否かを問わず、少年事件についての正式事実審理若しくは審判においても、これを排除してはならない。本条に定めるいかなる規定も、特権若しく

は伝聞に関する現行法律の証拠原則又は証拠法第 352 条、782 条若しくは 1103 条に影響を与えないものとする。本条に定めるいかなる規定も、出版に関する現行法律又は憲法上の権利に影響を与えないものとする。

(e) 公共の安全に基づく保釈 何人も、死刑を科しうる犯罪で、その犯罪事実が明白であり、又は、その事実が確実と推定される場合を除き、相当の保釈保証金を提出すれば、釈放されるものとする。過大な保釈保証金は、これを要求してはならない。裁判官又は治安判事は、保釈保証金の額を決定し又は保釈を拒否するときは、公共の安全、起訴された犯罪の重大性、被告人の犯罪歴、及び、被告人が当該事件の審理又は裁判に出廷する可能性について考慮するものとする。公共の安全については、第一の重要性をもって考慮されなければならない。

何人も、自己の誓約書を提出すれば、保釈について決定する場合に考慮される要件に基づき、かつ、裁判所の裁量をもって釈放されるものとする。但し、重罪に相当する意図的違法行為(serious felony)で起訴された者については、自己の誓約書に基づく釈放は、これを許さない。

重罪に相当する意図的違法行為で逮捕された者は、その釈放前に、治安判事又は裁判官の面前で審問を受けなければならない。検察官は、当該事案について審問を行うための通知と合理的な機会が付与されるものとする。

誓約書に基づく釈放の認容又は拒否についての決定が裁判官又は治安判事によって下されたときは、その決定理由は、これを正式訴訟記録に登載し、及び、判決案に盛り込むものとする。

(f) 過去に受けた有罪判決の利用 成人又は少年に関するものであるか否かを問わず、刑事事件において過去に受けた重罪による有罪判決は、刑事手続における弾劾又は刑の量定のために、無条件で事後にこれを利用することができる。重罪により過去に受けた有罪判決が重罪の科される要件にされるときは、このことを、公判において事実認定者に証明しなければならない。

(g) 本条で用いる「重罪に相当する意図的違法行為」は、刑法典第 119.2 条(c)項に定める犯罪とする。[1982 年採択の新条文、州民発案]

[刑事事件一法の適正手続—迅速かつ公開の裁判]

第 29 条 カリフォルニア州の人民は、刑事事件において、法の適正手続を求め、及び、迅速で、かつ、公開の裁判を受ける権利を有する。[1990 年 6 月 5 日採択の新条文、州民発案]

[刑事事件—伝聞証拠—証拠開示]

第 30 条 (a) 本憲法の規定は、州議会の定めるところにより又は州民発案の手続に基づき州民の定めるところにより、裁判所によって刑事事件が併合されることを禁じるものと解釈されてはならない。

(b) 刑事事件において被害者及び証人を保護するために、伝聞証拠は、州議会の定めるところにより又は州民発案の手続に基づき州民の定めるところにより、予備審問手続において許容されるものとする。

(c)公正で、かつ、迅速な裁判について定めるために、刑事事件における証拠開示は、州議会の定めるところにより又は州民発案の手續に基づいて人民の定めるところにより、これを交互に行うものとする。〔1990年6月5日採択の新条文、州民発案〕

第2章〔1972年11月7日廃止、以下に第2章〕

第2章 投票、州民発案、州民投票及びリコール〔1976年6月8日改題〕

第1条〔1976年6月8日、第2条に条項移動〕

〔政府の目的〕

第1条 すべての政治権力は、人民に固有のものである。政府は、人民の保護と安全及び福祉のために樹立されるものであり、人民は、公益にとって必要である場合には、これに変更を加え又は改革する権利を有する。〔1976年6月8日、第1章第26条の旧条文を条項移動〕

第1 1/2条〔1972年11月7日廃止〕

第2条〔1976年6月8日、第3条に条項移動、以下に第2条〕

〔投票権〕

第2条 年齢満18年以上の合衆国市民で、この州に住所を有する者は、投票することができる。〔1976年6月8日、第1条の旧条文を条項移動〕

第2.5条〔1972年11月7日廃止〕

第2 3/4条〔1972年11月7日廃止〕

第3条〔1976年6月8日、第4条に条項移動、以下に第3条〕

〔住所一選挙登録—自由選挙〕

第3条 州議会は、住所について定義し、及び、選挙登録と自由選挙について定めるものとする。〔1976年6月8日、第2条の旧条文を条項移動〕

第4条〔1976年6月8日、第5条に条項移動、以下に第4条〕

〔選挙に影響を与える不正行為—精神的無能力・その他〕

第4条 州議会は、選挙に影響を与える不正行為について禁止するものとし、並びに、選挙人が精神的無能力の状態にある場合、刑務所に拘禁されている場合、又は、重罪

による有罪判決の確定後における仮釈放の状態にある場合の選挙資格の喪失について定めるものとする。〔1976年6月8日、第3条の旧条文を条項移動〕

第5条 〔1976年6月8日、第6条に条項移動〕

〔政党に関係のある公職の予備選挙—合衆国大統領の開放的予備選挙〕

第5条 州議会は、政党に関係のある公職の予備選挙について、及び、党员、その他、一般有権者による合衆国大統領の開放的予備選挙（open presidential primary）について定めるものとする。大統領の予備選挙の場合、州務長官は、候補者名簿にある候補者が大統領職について州民全体又はカリフォルニア州全域で公認され、及び、その氏名が立候補申請書に基づいて候補者名簿に登載された候補者であることを確認する。但し、いずれの候補者も、非候補の宣誓書を提出して立候補を撤回するときは、この限りではない。〔1976年6月8日、第4条の旧条文を条項移動〕

第6条 〔1976年6月8日、第7条に条項移動〕

〔政党に関係のない官職〕

第6条 (a)司法部、学校、郡及び市における官職はすべて、政党に関係のない職とする。

(b)いかなる政党又はその中央委員会も、政党に関係のない職に立候補する者を推薦したり、支持したり、又は、その者に反対することができない。〔1986年6月3日修正〕

第7条 〔1972年11月7日廃止、以下に第7条〕

〔投票—秘密〕

第7条 投票は、これを秘密とする。〔1976年6月8日、第6条の旧条文を条項移動〕

第8条 〔1972年11月7日廃止、以下に第8条〕

〔州民発案〕

第8条 (a)州民発案とは、法案又は憲法修正案を発議し、又は、これらを採択若しくは拒否する選挙人の権限をいう。

(b)州民発議の案件は、その発議された法案又は憲法修正案の条文を掲載し、かつ、法案の場合には、前回の州知事選挙において知事に立候補した者の総得票数の5パーセント、憲法修正案の場合には、同様にその8パーセントに当たる数の選挙人が署名した請願を、州務長官へ提出することにより、これを発議することができる。

(c)州務長官は、それが受理されてから少なくとも131日以後に実施される次の総選挙のときに、又は、その選挙に先立って州全域で実施されるいずれの特別選挙のときに、発議法案を投票に付すものとする。州知事は、発議法案のために州全域で特別選挙を施行

することができる。

(d) 2つ以上の主題を含む州民発議法案は、これを選挙人に付託してはならず、かつ、いかなる効力も有しないものとする。[1976年6月8日、第4章第22条の旧条文を条項移動]

[州民投票]

第9条 (a) 州民投票とは、緊急法律、選挙を施行する法律、及び、課税又は州経常費の支出についての法律の場合を除き、法律若しくはその一部を承認し又は拒否する選挙人の権限をいう。

(b) 州民投票案件は、前回の州知事選挙において知事に立候補した者の総得票数の5パーセントに当たる数の選挙人が署名し、かつ、当該法律若しくはその一部について選挙人の投票に付すことを求める請願を当該法律の制定日より90日以内に州務長官へ提出することにより、これを発議することができる。州議会が2年間の議会会期の第2年次に再び招集することを指定し、両院合同の閉会をもって延会に入る期日より前に議会を通過した法案によって制定された法律で、かつ、その延会期日以後に州知事によって保持されている法律の場合、かかる請願は、その写しが1月1日以前に第2章第10条(d)項に従って司法長官に提出されなければ、その法律の制定日に続く1月1日以後において、これを提出することができない。

(c) 州務長官は、請願を受理してから少なくとも31日以後に実施される次の総選挙のときに、又は、その選挙に先立って州全域で突施されるいずれの特別選挙のときに、当該案件を投票に付すものとする。州知事は、当該案件のために州全域で特別選挙を施行することができる。[1990年6月5日修正]

[州民発議及び州民投票一投票及びその実施期日一法案の間における矛盾一州議会による廃止又は修正一題名]

第10条 (a) 州民発議の法案又は州民投票に付される法律が投票の過半数で承認されたときは、その法律又は法案は、その法案に他の定めのない限り、選挙日以後にその効力を生じる。法律の一部に反対して州民投票の請願が提出されたときは、その法律の他の部分については、その効力の発生を延引してはならない。

(b) 同一の選挙で承認された2つ又はそれ以上の法案においてその規定が互いに矛盾する内容を定めている場合は、最高の賛成投票を得た法案の規定がその効力を有するものとする。

(c) 州議会は、州民投票で成立した法律を修正し又は廃止することができる。州議会は、選挙人が承認した場合のみその効力を有する他の法律をもって、州民発案で成立した法律を修正し又は廃止することができる。但し、州民発案で成立した法律が州民の承認を得なくとも修正又は廃止できる場合は、この限りではない。

(d) 州民発案又は州民投票の請願を回付する前に、その写しは、司法長官へ提出されるものとし、かつ、司法長官は、法律の定めるところにより、当該案件の表題と要旨を作成するものとする。

(e) 州議会は、請願の回付、提出及び証明の方法について、並びに、案件を選挙人に付

託する方法について定めるものとする。〔1976年6月8日、第4章第24条の旧条文を条項移動〕

〔州民発案及び州民投票一市又は郡〕

第11条 各市又は郡の選挙人は、州議会の定める手続により、州民発案又は州民投票の権限を行使することができる。本条は、憲章を有する市に対してはいかなる影響も与えない。〔1976年6月8日、第4章第25条の旧条文を条項移動〕

〔個人若しくは私的団体を指定して職を保持させ又は義務を負わせてはならない〕

第12条 州議会又は州民発案によって選挙人に提案された憲法修正又は法律が個人を指定して、その者に何らかの職を保持させたり、私的団体を指定して、その団体に何らかの職務を遂行させたり、権限を付与したり、又は、義務を負わせることについて定めている場合、このような憲法修正又は法律は、これを選挙人に付託することができず、かつ、いかなる効力も有しない。〔1976年6月8日、第4章第26条を修正〕

〔リコールの定義〕

第13条 リコールとは、選挙によって選ばれる公務員をその職務から解任させる選挙人の権限をいう。

〔リコールの請願〕

第14条 (a)州の役員に対するリコールは、解任の理由を付した請願を州務長官へ提出することにより、その手続を開始する。解任の理由が相当なものであるかどうかについては、審査されない。当該リコールの提議者は、署名のある請願を提出するために160日の期間が付与される。

(b)州全体から選挙される公務員に対するリコールの請願は、その公職に対する前回の総投票数の12パーセントに当たる数の選挙人が署名することを要する。この署名には、5つの郡からの署名で、かつ、その各郡において前回のその投票数の1パーセントに当たる数の署名が必要である。州の上院議員、下院議員、税査定平準委員会委員、又は、上訴若しくは事実審裁判所の裁判官に対するリコールの請願は、その公職に対する前回の総投票数の20パーセントに当たる数の署名を必要とする。

(c)州務長官は、上の公職に対する有効署名数を計算し、かつ、これを管理するものとする。

〔1976年6月8日採択の新条文〕

〔リコール選挙〕

第15条 州の役員に対するリコールを問うための選挙、又は、その必要がある場合には、その後継者を選出するための選挙はいずれも、州知事がこれを施行するものとし、かつ、署名が完全であることを示す証明書の日付から起算して60日から80日の間に実施されるものとする。当該案件についての投票で、その過半数がリコールに賛成したとき

は、当該役員は解任され、かつ、候補者が存する場合は、投票で相対多数を得た候補者をその後継者とする。解任された役員は、第6章第16条(d)項に従い補充される公職の候補者になれず、かつ、その公職に立候補することができない。[1976年6月8日採択の新条文]

[州議会は請願その他について定める]

第16条 州議会は、請願の回付、提出及び証明について、候補者の指名について、並びに、リコール選挙について定めるものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[州知事又は州務長官に対するリコール]

第17条 州知事又は州務長官に対するリコールが発議されたときは、リコールの求められている公職の職務は、それぞれ州の副知事又は出納管理長官がこれを遂行するものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[リコール選挙における費用の弁済]

第18条 リコールが成立しなかった州の役員は、そのリコール選挙で当該役員が法律により又は個人により負担した費用について、州から弁済を受けるものとする。その役員に対する再度のリコールは、その選挙から6ヶ月を経なければ、これを発議できない。[1976年6月8日採択の新条文]

[地方公務員に対するリコール]

第19条 州議会は、地方公務員に対するリコールについて定めるものとする。本条は、憲章でリコールについて定める郡又は市に対しては影響を与えない。[1976年6月8日採択の新条文]

[選挙に基づく公職の任期]

第20条 本憲法に定められ、かつ、選挙に基づく公職の任期は、州議会の議員の場合を除き、選挙に続く1月1日の次の月曜日から始まる。この選挙は、任期が満了する直前の偶数年に実施されるものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

第3章 [1972年11月7日廃止、以下に第3章]

第3章 カリフォルニア州

[合衆国憲法は最高法規である]

第1条 カリフォルニア州はアメリカ合衆国の分離できない一部であり、合衆国憲法はこの国における最高法規である。[1972年11月7日採択の新条文]

[州の境界—サクラメント市は首府である]

第2条 州の境界は、法律に従い修正された1849年の州憲法に定められた境界とする。サクラメント市は、カリフォルニア州の首府とする。[1972年11月7日採択の新条文]

[権力の分立]

第3条 州政府の権力は、立法権、行政権、及び、司法権とする。本憲法の許す場合を除き、1つの権力の行使を任務とする者は、他のいずれの権力も行使することができない。[1972年11月7日採択の新条文]

[行政機関：法律を執行不能又は違憲と宣言することの禁止]

第3.5条 州憲法に基づき又は州民発案による法律に基づき設置された行政機関を含むすべての行政機関は、以下の事項についていかなる権限も有しない。

(a)憲法に違反することを事由に、法律が執行できない旨を宣言し、又は、法律の執行を拒否すること。但し、上訴裁判所が当該法律について違憲と決定した場合は、この限りではない。

(b)法律を違憲と宣言すること。

(c)連邦の法律若しくは規則によって当該法律の執行が禁じられていることを事由に、その法律が執行されない旨を宣言し、又は、その法律の執行を拒否すること。但し、上訴裁判所が当該法律の執行について連邦の法律若しくは規則によって禁じられていることを決定した場合は、この限りではない。[1978年6月6日採択の新条文]

[選挙によって選ばれる州役員の俸給—裁判官の俸給]

第4条 (a)本条(b)項に定める場合を除き、選挙によって選ばれる州の役員の俸給は、その任期中において減額することができない。これらの俸給については、歳出予算の法律をもって定めるものとする。

(b)1981年1月1日以後においては、正式記録裁判所の裁判官の基本給は、1978年に選任された裁判官の職に対して支給されている、1980年7月現在における年俸と同額のものとする。州議会は、在任中においてこれらの裁判官の俸給を増額することについて定めることができ、並びに、これらの裁判官の在任中において、今後生じるその俸給の増額を停止することができる。但し、州議会は、裁判官の在任中における俸給を、その在任中に支給された最も高い号俸による俸給額よりも下回って減額してはならない。裁判官の俸給について定める法律は、本憲法の第1章第9条又は他の法律の定めるところにより、契約上の債権債務関係を害してはならない。[1980年11月4日修正]

[州を相手方とする訴訟]

第5条 州を相手方とする訴訟は、法律の指示する手続により、かつ、法律の指示する裁判所において、これを提起することができる。[1972年11月7日採択の新条文]

[州の公用語]

第6条 (a)目的 英語は、アメリカ合衆国及びカリフォルニア州における人民の共通言語とする。本条は、英語を維持、普及することがその目的であって、本憲法によって州民に保障されたいずれの権利も無効にするものではない。

(b)カリフォルニア州の公用語としての英語 英語は、カリフォルニア州の公用語とする。

(c)実施 州議会は、適正なる法律をもって本条を実施するものとする。州議会、並びに、カリフォルニア州の役職者は、カリフォルニア州における共通言語としての英語の有する役割を維持し、その向上を確保するために必要なるあらゆる措置を講じるものとする。州議会は、カリフォルニア州における共通言語としての英語の有する役割を減じ、又は、その役割を軽視する法律を制定してはならない。

(d)個人の訴権及び裁判所の管轄権 カリフォルニア州に住所を有し又はそこで事業を営む者はいずれも、本条を実現するために、カリフォルニア州に対して訴訟を提起する原告としての当事者適格を有するものとする。カリフォルニア州の正式記録裁判所は、本条の実現を求めて提起された訴訟事件について審理する管轄権を有するものとする。州議会は、本条に基づいて出訴するための期限及びその方法に関する合理的で適正なる要件について定めることができる。〔1986年11月4日採択の新条文、州民発案〕

[選挙によって選ばれ、かつ、憲法に規定のある州役員の退職給付金]

第7条 (a)裁判官の場合、及び、上院又は下院の議員の場合を除き、州退職金制度 (Legislator's Retirement System) において、当該職務の全体がカリフォルニア州憲法に規定のある職務で、選挙によって選ばれる州公務員の職務に該当し又はこれに準じる職務と認められる場合で、かつ、その退職給付金若しくはその一部が退職直前までその加入者の在職していた公職に在職する公務員に対して支給される報酬を基礎にして算定される場合、当該公務員又はその遺族若しくは受給者に対して支給される退職給付金は、1986年11月5日以後においてはいかなる場合も、その加入者が退職直前まで在職していた公職に在職する公務員に対して支給される報酬に変更を加えることにより、これを増額し又はこれに影響を与えてはならない。

(b)本条は、上の(a)項に定める公務員、その遺族又は受給者で、1986年11月5日以後に州の退職金制度から退職給付金を受給し又はこれを現に受給する者に対して適用するものとする。この退職給付金の金額若しくはその一部は、加入者が退職直前まで在職していた公職に在職する公務員に対して支給される報酬を基礎に算定する。

(c)本条を採択するに当たっての州民の意図は、州退職制度に定める加入者及び退職した加入者が合理的に期待しうる額になるように退職給付金を制限し、並びに、退職金制度を健全に運用する上で現実の理論と目的に関係のないタナボタ的利益又は特別の利益 (un-foreseen advantage) を禁じると共に、稼働退職給付金 (earned retirement benefits) という基本的性格を維持することである。加入者、退職した加入者、その遺族又は受給者のいずれに対し、その退職給付金を拒否することは、本条の意図するところではない。故に、本条は、州退職金制度から実質的で合理的な退職給付金が支給されるという債務を拒否したり、又は、その契約を害するよう解釈されてはならない。

(d)州民及び州議会は、1986年11月5日又は1987年1月5日にこれらの公職に

対する報酬を増額して上の(a)項に定める者についての退職給付金を増額すれば、不測の事態の生じる虞れがあり、このような形での退職給付金の増額というのは、合理的に期待されてきた給付金に当たらないことを、ここにおいて確認し、かつ、宣言する。同様に、州民及び州議会は、これらの公職についての報酬体系においてタナボタ的利益について定めることは州議会の意図するところではないことを、ここにおいて確認し、かつ、宣言する。
[1986年11月4日採択の新条文]

[カリフォルニア州民報酬委員会]

第8条 (a)カリフォルニア州民報酬委員会(California Citizens Compensation Commission)は、本条によって設置されるものとし、州知事の任命する7人の委員をもって、これを組織するものとする。委員会は、州役員の年俸、医療保険(medical,dental Insurance)、その他この種の給付について定めるものとする。

(b)同委員会は、以下に定める者をもってこれを組織するものとする。

(1)3名の公益代表者。このうちの1名は、エコノミスト、市場調査又は人事管理の専門家として、報酬分野における専門的知識を有する者、他の1名は、非営利の公益団体に属する者とし、残りの1名は、一般市民を代表する者で、特に退職者、主婦若しくは中間所得者層に属する者としてすることができる。本項の規定に従って任命される者は、その任命前の12ヶ月の間、選挙又は任命に基づく公職に就いたり、選挙に基づく公職に立候補したり、又は、1974年の政治改革法(Political Reform Act of 1974)の定めるところによるロビイ活動に従事した者であってはならない。

(2)実業界において経験を有する2名の者。このうちの1名は、この州に設立された法人の経営者で、かつ、この州において法人が雇用する非雇用者数において区分された大企業の経営者、他の1名は、この州における中小企業の経営者とする。

(3)労働団体の役員又はその構成員である2名の者。

(c)州知事は、同委員会の委員を任命するに当たっては、可能な限り、この州における地域的、性的、人種的及び民族的多様性が均衡を保って反映できるよう努めるものとする。

(d)州知事は、本条の施行期日から30日以内に、同委員会の委員を任命し、及び、委員会の委員長を指名するものとする。委員の任期は、州知事の決定するところにより、当初に任命された委員のうちの2名については、1992年12月31日に、他の2名については、1994年12月31日に、残りの3名については、1996年12月31日に満了となる。その以後においては各委員の任期は、6年間とする。州知事は、欠員が生じてから15日以内に、残任期間の職務を補充するために人員を任命するものとする。

(e)現在若しくは過去において州の役員又は雇員であった者は、同委員会の委員に任命される資格を有しない。

(f)同委員会の開催についての告示は、すべてこれを行うものとし、その会議は、公開とする。

(g)同委員会は、1990年12月3日迄に、委員会の過半数の委員によって採択された単独決議により、州役員の年俸、医療保険、その他この種の給付について定めるものとする。その決議に定める年俸及び給付については、1990年12月3日以後にその効力を生じるものとする。

その以後においては、同委員会は、各会計年度の終了前までに、委員会の過半数の委員によって採択された単独決議により、州役員の年俸、医療保険、その他この種の給付について調整を行うものとする。その決議に定める年俸及び給付については、次の12月の第1月曜日以後にその効力を生じるものとする。

(h)年俸、医療保険、その他この種の給付について定め又はこれらを調整する場合、同委員会は、以下に掲げる事項のすべてについて考慮に入れるものとする。

(1)州役員の義務、職務又は業務の遂行に直接若しくは間接に関わる時間の総数について。

(2)司法部の場合、可能であれば民間の場合についても含め、州において選挙され又は任命される他の役員若しくは雇員で、比較可能な責務を負っている者に支払われている年俸、医療保険、その他この種の給付について。但し、州の役員は、比較可能な経験と責任を負う民間の役員と同水準の報酬を受けたり、又は、これを期待してはならない。

(3)州役員の勤務する法主体が有する責任及び権限の範囲について。

(i)州役員の年俸、医療保険、その他この種の給付について定め又はこれらを調整する決議がその効力を生じるまでは、これまでと同額の年俸、医療保険、その他この種の給付が州役員に対して支給されるものとする。

(j)旅費を含め、職務を遂行する上で生じる活動費又は必要経費は、同委員会のすべての委員に対して支給されるものとする。各委員は、年間45日を越えない範囲で公務に従事した日については、公正政治活動委員会(Fair Political Practice Commission)の委員長以外の委員又はその後継者と同率の報酬を受けるものとする。

(k)州議会の意図は、同委員会を設置しても人員及びその業務について新たな負担を州に生じさせてはならないということである。州の人事管理局(Department of Personnel Administration)、州職員退職金制度運営委員会(Board of Administration of Public Employer's Retirement System)若しくは他の適切な機関又はこれらの後継者は、同委員会の任務の遂行にとって必要である場合には、現在の資源から人員及びその業務における援助を同委員会に与えるものとする。

(1)本条で用いる「州の役員」は、州知事、副知事、司法長官、出納管理長官、保険局長官、州務長官、教育長官、州の税査定平準委員会委員、又は、州議会の議員を指すものとする。[1990年6月5日採択の新条文]

第4章 立法部 [1966年11月8日改題]

第1条 [1966年11月8日廃止、以下に第1条]

[立法権]

第1条 この州の立法権は、上院と下院から成るカリフォルニア州議会に属する。但し、州民発案及び州民投票の権限は、州民に留保される。[1966年11月8日採択の新条文]

第1a条 [1966年11月8日、第13章第20条に条項移動及び修正]

第1b条 [1966年11月8日廃止]

第1c条 [1966年11月8日廃止]

第1d条 [1966年11月8日廃止]

[議員—現職議員の権限の制限—退職金の抑制—議員スタッフ及びその補助業務の削減—任期の回数]

第1.5条 人民は、建国の父祖が自由で公正なる競争選挙に基づく代議制の政治制度を設立したことを確認し、かつ、宣言する。政治権力が現職議員に集中し始め、その結果、自由、競争及び代表に基づく我々の選挙制度は次第に形骸化してきた。

議員の任期に回数制限を設けないがために、議員自ら定めた退職金制度のために、及び、州の支出で議員スタッフやその補助業務を賄ったがために、極端に現職議員の数が増加した。こうした現職議員を利する不公正な要因によって、公職を求める資格を有する者に立候補を思いとどまらせ、建国の父祖たちが描いてきた市民代表ではなく、職業的議員の集団を生み出してきた。このような職業的議員は、代表を送り込むために選挙する人民の代表ではなく、むしろ官僚の代表である。

我々人民は、自由で公正な民主的選挙制度を取り戻し、公職を求める資格を有する者に立候補を促すために、現職議員の権限を制限することをここにおいて確認し、かつ、宣言する。退職金を制限し、政府支援の議員スタッフとその補助業務を削減し、及び、任期の回数に制限を設けなければならない。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

第2条 [1966年11月8日廃止、以下に第2条]

[上院及び下院—議員—選挙—任期の回数—資格—欠員]

第2条 (a)上院は、4年の任期で選挙される40名の議員(Senator)をもってこれを組織し、2年ごとに議員の半数を改選する。いかなる上院の議員も、2期を越えて在職することができない。

下院は、2年の任期で選挙される80名の議員(member of the Assembly)をもってこれを組織する。いかなる下院の議員も、3期を越えて在職することができない。

いずれの任期も、選挙に続く次の12月の第1月曜日から始まるものとする。

(b)下院の議員の選挙は、州議会による他の定めのない限り、偶数年の11月の第1月曜日に続く第1火曜日に、これを実施するものとする。上院の議員は、下院の議員と同時に同一の場所で選挙されるものとする。

(c)州議会の議員になる資格を有する者とは、選挙人の資格を有する者で、当該選挙の直前の1年間、当該選挙区(legislative district)に住所を有し、かつ、当該選挙の直前の3年間、カリフォルニア州に住所を有する合衆国の市民とする。

(d)州議会に欠員が生じた場合、州知事は、直ちに、その欠員を補充するための選挙を施行するものとする。〔1990年11月6日修正、州民発案〕

第3条 〔1966年11月6日廃止、以下に第3条〕

〔州議会の会期一常会及び特別会〕

第3条 (a)州議会は、各偶数年の11月の第1月曜日の正午に常会(regular session)を招集するものとし、かつ、各院は、直ちに、これを組織するものとする。州議会の各会期は、憲法の定めるところにより、次の偶数年の11月30日の午前零時をもって、無期限の休会に入るものとする。

(b)緊急の場合、州知事は、宣言をもって特別会(special session)を招集することができる。招集された特別会においては、州議会は、宣言に明記された案件についてのみ審議する権限を有する。但し、特別会に付随する経費、その他の問題について定める場合は、この限りではない。〔1976年6月8日修正〕

第4条 〔1966年11月8日廃止、以下に第4条〕

〔議員一利益相反一報酬の禁止一勤労所得〕

第4条 (a)州議会の議員は、その正当な職務又は責務を遂行するに当たって生じる利益相反を排除するために、1974年の政治改革法に定めのあるロビイスト若しくはその団体から又は過去12ヶ月の間に州議会と契約関係にあった者から、何らかの給与、賃金、報酬、その他この種の勤労所得を故意に受け取ってはならない。州議会は、勤労所得について定義する法律を制定するものとする。但し、勤労所得には、配偶者の所得に係する夫婦共有財産(community property)を含めないものとする。1974年の政治改革法に定めのあるロビイストの雇用者に直接的で重要な財政上の影響を与え、かつ、公共全体に又は公共の主要部分に同様の影響を及ぼさないことについて知りながら、又は、そのことについて知るべき理由のある州議会議員が、かかるロビイストの雇用者から何らかの給与、賃金、報酬、その他この種の勤労所得を故意に受け取った場合は、その議員は、これらの所得を受けてから1年間、議会において投票したり、議決若しくは決定したり、議決若しくは決定に参加したり、又は、いかなる場合においても議決若しくは決定に影響を与えるために議員としての公的立場の利用を企てたりすることができない。但し、本章第12条(c)項に定める法案に伴う議決若しくは決定については、この限りではない。本項で用いる「公共全体」には、産業、商業又は職業一般が含まれるものとする。

〔議員一旅費又は活動費〕

(b)公務に関連する議員の旅費又は活動費については、議事録に登載される点呼投票により、各院とも議員の3分の2の賛成で通過した法律をもって定めるものとする。州議会が3日以上休会になる場合、その期間の旅費又は活動費は、議員に支給されない。但し、議員の属する委員会に出張又は出席する場合、又は、議員の属する院の規則によって認められる集会、会議又は他の立法機能若しくは責務のために出張又は出席する場合で、かつ、

それらが議員の居住地から少なくとも20マイル以上離れた場所で行われる場合は、この限りではない。

[議員一退職]

(c) 州議会は、議員として在職中議員がより高い額を受ける場合でなければ、俸給に基づき議員に支払われる500ドル(\$500)を越える退職金について定めることができない。州議会は、1967年以降に始まる任期で在職する議員については、これらの議員が退職する前に、これらの議員に支給される退職金に制限を設けることができる。

1967年以降に始まる任期で州議会に在職する議員の退職金について算定する場合は、法律の定めるところにより、生計費スライドによる増額について考慮することができる。但し、この場合、議員の退職後に生じる生計費スライドによる増額についてのみ考慮されるものとする。州議会は、1967年度の州議会常会の開催以前に生じる500ドルの退職金に基づく生計費スライドによる調整額をいずれの議員からも奪わないことについて定めることができる。[1990年6月5日修正]

[議員一退職]

第4.5条 本憲法又は現行法律にこれと異なる規定があっても、1990年11月1日以降に州議会の議員に選出され又はそこに在職する者は、連邦社会保障(Federal Social Security) (退職金、障害、健康保険) プログラムに加入するものとし、かつ、州は、雇 사용자として、この加入に要する分担金のみを供出するものとする。その他の年金又は退職金は、専門職として意図されないために、州議会の議員として勤務してもこれを受けることができない。本条は、州議会の議員として現職の者又は過去にその職にあった者が現行法律に基づいて受け取るはずの確定年金又は退職金を廃止し又は遡減するものと解釈されてはならない。但し、本条に定める社会保障の場合を除き、いずれの現行プログラムにおいても追加の受給資格又は年金受領権(vesting)は、本条の採択により、いかなる議員に対してもこれを付与しない。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

第5条 [1966年11月8日廃止、以下に第5条]

[議員一資格一除名]

第5条 (a)各院は、それぞれ議員の資格及び選挙について判定するものとし、及び、議事録に登載される点呼投票により、議員の3分の2の賛成をもって、議員を除名することができる。

[議員一謝礼]

(b)州議会の議員は、いかなる謝礼も受け取ってはならない。州議会は、本項の規定を執行する法律を制定するものとする。

[議員一贈与一利益相反]

(c)州議会は、贈与の受領によって利益相反の生じる場合に、議員がその出所を問わず贈

与を受領することについて禁止し、又は、これを厳正に規制する法律を制定するものとする。

[議員一報酬又は活動の禁止]

(d)州議会のいかなる議員も、他者のために、州の行政委員会若しくは機関に出席したり、その出席に同意したり、又は、その機関においてその他の措置を講じたりすることを事由に、何らかの報酬を故意に受け取ってはならない。他者に直接的で重要な影響を与え、かつ、公共全体に又は公共の主要部分に同様の影響を及ぼさないことについて知りながら、又は、そのことについて知るべき理由のある議員が、他者のために、地方自治体の行政委員会又は機関に出席したり、その出席に同意したり、又は、その委員会若しくは機関においてその他の措置を講じたりすることを事由に、何らかの報酬を故意に受け取った場合、その議員は、報酬を受けてから1年間、議会において投票したり、議決若しくは決定したり、議決若しくは決定に参加したり、又は、いかなる場合においても議決若しくは決定に影響を与えるために議員としての公的立場の利用を企てたりすることができない。但し、本章第12条(c)項に定める法案に伴う議決若しくは決定については、この限りではない。本項で用いる「公共全体」には、産業、商業又は職業一般が含まれるものとする。但し、州議会の議員は、厳に自身のために委員会若しくは機関に伴う活動に従事したり、弁護士資格で裁判所若しくは労働者災害補償上訴委員会(Worker's Compensation Appeals Board)に出廷したり、又は、委員会若しくは機関に出頭する者のために無償で弁護人を務めたり、情報について調査したりすることができる。本項の規定は、議員の所属する法律事務所(partnership or firm)が、出資金を除き、その活動から生じる報酬を当該議員に直接に間接に分配しない限り、かかる事務所の活動を禁止するものではない。

[議員一ロビイ活動]

(e)州議会は、1990年12月3日以降に任期の始まる議員が、その退職後の12ヶ月においては、報酬を得るために、1974年の政治改革法に定めのあるロビイ活動を議会で行うことについて禁止する法律を制定するものとする。

[議員一利益相反]

(f)州議会は、議員がその職務又は責務の適正なる遂行に抵触する活動に従事し又はその遂行に相反する利害関係を有することを禁止するために、新たな法律を制定し、及び、現行法律の執行を補強するものとする。但し、第2章の定めるところに従ってこの要件を満たす権限は、州民に留保される。[1990年6月5日修正、1990年12月3日(b)項の発効]

第6条 [1990年6月3日廃止、以下に第6条]

[上院及び下院の議員の選挙区]

第6条 州議会の議員を選挙するために、州は、上院議員のために40の選挙区に、下院議員のために80の選挙区に区割りされるものとし、これらの選挙区は、それぞれ上

院議員選挙区(Senatorial District)及び下院議員選挙区(Assembly District)と呼称される。上院議員の各選挙区においては1名の上院議員が選出され、下院議員の各選挙区においては1名の下院議員が選出されるものとする。[1990年6月3日採択の新条文]

第7条 [1966年11月8日廃止、以下に第7条]

[議院規則—役員一定足数]

第7条 (a)各院は、それぞれ院の役員を選出し、及び、院における審議のための規則を採択するものとする。議員の過半数をもって定足数とする。但し、定足数に満たないときは、1日毎に延会となり、欠席議員の出席を強制することができる。

[議事録]

(b)各院は、議事録を保管し、かつ、これを公刊するものとする。議事案件については、点呼投票が採用されるものとし、3名の出席議員の要求があれば、点呼投票は、議事録に登載されるものとする。

[公開審議—秘密会]

(c)(1)各院及び委員会の審議は、公開とする。但し、以下に挙げるいずれかの目的の場合に限り、秘密会を開くことができる。

(a)公務員若しくは雇員の任命、採用、職務の遂行又は免職について審議するため、議員、公務員若しくは雇員に対して提起された苦情又は訴えについて審議又は聴聞するため、又は、州議会の職員に関する職階制度又は報酬について規定するため。

(b)州議会の議員若しくは職員の安全と警備又は議会の使用する建物若しくは構内の安全と警備に影響を与える要件について審議するため。

(c)訴訟について公開の審議をすれば院又は委員会の利益が擁護できない場合において、係属中の訴訟、合理的に予測される訴訟、又は、訴訟の提起について法律顧問官と協議し、助言を受ける場合。

(2)同一政党の議員で構成される上院議員、下院議員又は両院の議員による幹部会は、秘密会とすることができる。

(3)州議会は、議事録に登載される点呼投票により、各院の3分の2の議員の賛成で採択された合同決議又は法律をもって、本項を実施するものとする。州議会は、本項第(1)目に基づいて秘密会が開かれる場合、秘密会の開催に関する相当の通知及びその目的について規定を設けるものとする。合同決議と法律の間に抵触の生じる場合は、最後に採択され又は制定されたものがその効力を有するものとする。

[休会]

(d)いずれの院も、他の院の同意がなければ、10日間を越えて休会したり、又は、他の場所で開催したりすることができない。[1990年6月5日修正、1990年12月3日

(c)項の発効]

[州議会—総支出額]

第7.5条 本法の採択された直後の会計年度においては、州議会の議員、職員の俸給、及び、議会の運営費、設備費のための総支出額は、議員1人当たりにつき95万ドル(\$950,000)に相当する額か、又は、前年度に同目的のために支出された総額の80パーセントに相当する額のうち、いずれか小さい方の額を超えることができない。これ以後の各会計年度における総支出額は、前年の会計年度における同目的のための支出に相当する額、又は、第13B章に基づいて設定される州歳出予算制限における一定割合の増額によって調整され若しくは編成された相当額を越えることができない。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

第8条 [1966年11月8日廃止、以下に第8条]

[法案及び法律—30日の待機期間]

第8条 (a)常会においては、予算法案の場合を除き、いかなる法案も、それが提出されてから31日以後でなければ、委員会又はいずれの院において、これを審議し又は議決することができない。但し、各院が、議事録に登載される点呼投票により、議員の3分の2の賛成をもってこの要件を免除する場合は、この限りではない。

[法案及び法律—3回の読会]

(b)州議会は、制定法の形によるのでなければ、いかなる法律も制定することができず、及び、法案の形によるのでなければ、いかなる法律も制定することができない。いかなる法案も、各院において3日、その表題が読まれなければ、これを可決することができない。但し、各院が、議事録に登載される点呼投票により、議員の3分の2の賛成をもってこの要件を免除する場合は、この限りではない。いかなる法案も、これに修正を施して印刷され、かつ、議員に配布されなければ、これを可決することができない。いかなる法案も、議事録に登載される点呼投票により、各院の議員の3分の2が賛成しなければ、通過させることができない。

[法案及び法律—施行期日]

(c)(1)本項(2)及び(3)に定める場合を除き、常会で制定された法律は、その法律の制定日より90日後に続く次の1月1日にその効力を生じるものとし、及び、特別会で制定された法律は、その法律が通過した特別会の延会から91日以後にその効力を生じるものとする。

(2)州、連邦、その他の選挙区の区割りを設置し又は変更する法律の場合を除き、州議会が2年間の議会会期の第2年次に再び招集することを指定して、両院合同の閉会をもって延会に入る期日より前に議会を通過した法案により制定された法律で、かつ、その延会期日後に州知事によって保持されている法律は、その法律の制定日に続く次の1月1日にその効力を生じるものとする。但し、1月1日以前に、その法律に影響を与える州民投票の請願の写しが第2章第10条(d)項に従って司法長官へ提出される場合は、この限りではない。この場合、その法律は、請願が第2章第9条(b)項に従って州務長官へ提出されない

限り、制定日より91日以後にその効力を生じるものとする。

(3)選挙を施行する法律、課税若しくは州経常費の支出について定める法律、又は、緊急法律は、これを制定することにより、直ちにその効力を生じるものとする。

[法案及び法律—緊急法律]

(d)緊急法律は、公共の安寧、衛生、又は、安全を直ちに維持するために必要となる法律である。このような緊急の必要性を構成する事実についての記載は、法案の中に1つの条文として盛り込むものとする。その条文と法案は、各院において、個別に、議事録に登載される点呼投票により、議員の3分の2の賛成をもってこれを可決するものとする。緊急法案は、官職を設置若しくは廃止したり、官職の俸給、任期若しくは職務に変更を加えたり、特権(franchise)若しくは特別の法的利益を付与したり、又は、既得権若しくはその権益を創設したりすることができない。[1990年6月5日修正]

第9条 [1966年11月8日廃止、以下に第9条]

[法律の表題]

第9条 法律は、1つの主題のみをその内容とし、その主題は、法律の表題に明示するものとする。法律が表題に明示されていない主題を含むときは、その明示されていない主題を含む部分は、無効とする。法律は、その表題について修正することができない。法律の条文は、当該条文が修正によって再び制定されない限り、修正することができない。

[1966年11月8日採択の新条文]

第10条 [1966年11月8日廃止、以下に第10条]

[州知事の拒否—2年の会期で法案を提出すること]

第10条 (a)州議会を通過した各法案は、州知事へ提出されるものとする。法案は、州知事がこれに署名したときに、法律になるものとする。州知事は、法案を発議した院に対し、反対意見を付して法案を還付することにより、これを拒否することができる。この場合、発議した院は、反対意見を議事録に登載し、かつ、その法案を再審議に付すものとする。各院が、議事録に登載される点呼投票により、議員の3分の2の賛成をもってその法案を可決したときは、その法案は、法律になるものとする。

(b)(1)州、連邦、その他の選挙区の区割りを設置し又は変更する法案の場合を除き、州議会が、2年間の議会会期の閉会をもって延会に入る期日より前に議会を通過した法案で、かつ、その延会期日後に州知事によって保持されている法案は、いずれも延会期日から30日以内に還付されない限り、法律になるものとする。

(2)2年間の議会会期の第2年次の9月1日以前に州議会を通過した法案で、同9月1日以降に州知事によって保持されている法案は、いずれも同9月30日以前に還付されない限り、法律になるものとする。

(3)その他、州知事に出された法案は、いずれも12日以内に還付されなければ、法律

になるものとする。

(4)州議会の特別会が延会のために、拒否の意見を付した法案の還付が妨げられる場合、当該法案は、州知事が、その法案の提出を受けてから12日以内に、その法案を州務長官に預けて拒否する場合を除き、法律になるものとする。

(5)州知事が本項第(3)目又は第(4)目に従って措置を講ずべき期限の第12日目が、土曜日、日曜日又は休日に当たる場合、その期限は、土曜日、日曜日又は休日に当たらない翌日まで延長される。

(c)2年間の議会会期の第1年次に提出された法案が、いずれも同会期の第2年次の1月31日までに、その法案を発議した院によって可決されない場合、当該法案は、それを発議した院によって再び議決されてはならない。選挙を施行する法律、課税若しくは州経常費の支出についての法律、緊急法律、又は、州知事によって拒否された後に再可決された法案の場合を除き、いかなる法案も、各偶数年の9月1日以降において、いずれの院によってもこれを議決することができない。

(d)州議会は、2年間の議会会期の第2年次の11月15日以降においては、いずれの法案も州知事に提出することができない。

(e)州知事は、歳出予算法案の1つ若しくは複数の項目を削減又は排除し、又は、その法案における他の部分を承認することができる。州知事は、削減又は排除した項目についての説明及びその決定の理由を法案に添付するものとする。知事は、法案を発議した院に対し、その説明及び理由を提出するものとする。削減又は排除された項目は、それを個別に再審議し、法案と同様に州知事の拒否を覆して可決することができる。[1990年6月5日修正]

第11条 [1966年11月8日廃止、以下に第11条]

[委員会]

第11条 州議会又は各院は、決議により、議会の管轄範囲に属する問題について事実の存否を確認し、議会へ勧告するための委員会を含め、議会の任務を遂行するのに必要となる委員会の選任について定めることができる。[1972年11月7日修正]

第12条 [1966年11月8日廃止、以下に第12条]

[州知事の予算案—予算法案—他の支出法案]

第12条 (a)州知事は、毎年、その初日から10日以内に、知事の提示する州の支出と収入見込みについて各項目別に表示された次期会計年度の予算案を、その説明教書と共に州議会へ提出するものとする。知事によって提示された支出が収入見込みを越えるときは、州知事は、追加収入を確保できる財源について勧告するものとする。

(b)州知事又は次期の州知事は、州の機関、役員又は雇員に対し、予算案を作成するのに必要となる情報の提供を求めることができる。

(c)予算法案に伴い、知事の提示した支出について項目別に表示された予算法案が作成されるものとする。この予算法案は、歳出予算について審議する委員会の委員長により、直

ちに各院へ提出されるものとする。州議会は、毎年の6月15日の午前零時までには予算法案を可決するものとする。州議会は、予算法案が制定されるまでは、その法案に定められる当該会計年度における支出についての予算配分法案を審議に付すために州知事へ提出してはならない。但し、知事の勧告する緊急法案、又は、州議会の議員の俸給、その他の経費についての支出法案の場合は、この限りではない。

(d)予算法案の場合を除き、いずれの法案においても、支出目的を特定し、かつ、これを明示する項目は2つ以上含めることができない。公立学校のために支出する場合を除き、州の一般会計からの支出は、各院において、議事録に登載される点呼投票により、議員の3分の2の賛成をもって可決されなければ、これを無効とする。

(e)州議会は、予算案の提出、承認又は予算の執行について、及び、州のすべての機関のための支出請求の提出について統括することができる。[1974年6月4日及び1974年11月5日修正]

第13条 [1966年11月8日廃止、以下に第13条]

[議員一他の官職に就く資格を有しない]

第13条 州議会の議員は、その選挙された任期中においては、公選の職以外の州の役職又は官職に就くことができない。[1974年11月5日修正]

第14条 [1966年11月8日廃止、以下に第14条]

[議員一民事訴訟に服しない]

第14条 州議会の議員については、議会の会期中又は会期の前後の各5日間は民事訴訟の義務に服する必要がない。[1966年11月8日採択の新条文]

第15条 [1966年11月8日廃止、以下に第15条]

[議員の行動又は投票に影響を及ぼすこと一重罪]

第15条 州議会内における議員活動において、賄賂、報酬の約束、脅迫又は他の破廉恥な手段によって議員の投票又は行動に影響を及ぼそうとする者、又は、この種の手段によって影響を受けた者は、重罪とする。[1974年11月5日修正]

第16条 [1966年11月8日廃止、以下に第16条]

[一般法律の一律適用一特別法律一無効]

第16条 (a)一般的性格を有するすべての法律は、これを一律に適用する。

(b)地域的個別的な法律又は特別法律は、一般法律が適用される場合には、いかなる場合においても、これを無効とする。[1974年11月5日修正]

第17条 [1966年11月8日廃止、以下に第17条]

[特別の報酬又は手当の支給禁止]

第17条 州議会は、公務員、雇員又は契約者に対し、役務が終了した場合又は契約が締結され、その一部若しくは全部を履行した場合に、特別の報酬又は手当を支給したり、又は、この種の報酬を支給することについて市、郡又は公共団体に授権したり、又は、法律に明示していない権限に基づいて締結された協定を理由とする州、市、郡又は他の公共団体に対する支払い請求を許可する権限を有しない。[1966年11月8日採択の新条文]

第18条 [1966年11月8日廃止、以下に第18条]

[弾劾]

第18条 (a)下院のみが弾劾権を有する。弾劾裁判は、上院が行うものとする。議事録に記載される点呼投票により、上院議員の3分の2が賛成しなければ、有罪の宣告はできない。

(b)州全体を1つの選挙区として選挙される州の役員、州の税査定平準委員会の委員、又は、州裁判所の裁判官は、職務上の非行があった場合には、弾劾裁判に付されるものとする。その判決では、当該公職者を罷免し、又は、州の公職に就く資格を剥奪することのみとする。但し、弾劾裁判で有罪になった者又は無罪になった者が法律に基づく刑事罰の対象にされることを妨げない。[1966年11月8日採択の新条文]

第19条 [1966年11月8日廃止、以下に第19条]

[富くじ—競馬の取締り—慈善目的のビンゴ・ゲーム]

第19条 (a)州議会は、富くじを認可する権限を持たず、かつ、この州における富くじ券の発行を禁止するものとする。

(b)州議会は、競馬を開催し、及び、競馬の結果について賭をすることを取り締まる規定を設けることができる。

(c)本条(a)項の規定があるにも関わらず、州議会は、法律により、慈善目的のビンゴ・ゲームについて規定を設ける権限を市又は郡に付与することができる。

(d)本条(a)項の規定があるにも関わらず、カリフォルニア州富くじ局(California State Lottery)を設置することができる。

(e)州議会は、ネヴァダ州又はニュー・ジャージー州で現在運営されているような賭博場を認可する権限を持たず、かつ、この種の賭博を禁止するものとする。[1984年]1月6日修正、州民発案]

第20条 [1966年11月8日廃止、以下に第20条]

[漁区及び猟区—委員会]

第20条 (a)州議会は、州の漁区及び猟区の区画について定めることができるもの

とし、及び、これらの区域又はその一部の区域の魚類又は鳥獣を保護することができる。

(b)知事が任命し、かつ、上院議員の過半数の賛成により、上院が承認する5名の委員から成る魚類及び鳥獣委員会(Fish and Game Commission)を置く。これらの委員は、その後任者が任命され、かつ、就任するまでの6年間の任期を保有する。欠員が生じた場合に任命される者の任期は、前任者の残任期間とする。州議会は、議会が適当と思料するところにより、この委員会に、魚類及び鳥獣の保護、繁殖に関する権限を委任することができる。この委員会の委員は、各院がその議員の過半数の賛成をもって採択する決議により、その職を免ぜられる。[1966年11月8日採択の新条文]

第21条 [1966年11月8日廃止、以下に第21条]

[戦争又は外敵による災禍]

第21条 州議会は、カリフォルニア州において戦争又は外敵による災禍が生じ、かつ、その緊急の要に応じるときのために、次に挙げる事項について規定を設けることができる。

(a)州議会のいずれの院においてその所属議員の少なくとも5分の1が死亡し、行方不明になり、又は、無能力になる場合、当該議員が職務を遂行できるようになるまで、又は、その後任者が選挙されるまでの間、州議会の議員の職を補充することについて。

(b)州知事が死亡し、行方不明になり、又は、無能力になる場合、州知事又は本憲法に基づいて指名される後継者が知事の職務を遂行できるようになるまで、又は、後継の知事が選挙されるまでの間、知事の職を補充することについて。

(c)州議会を招集することについて。

(d)本憲法に基づいて選挙される公職で、かつ、欠員になっている職又は選挙によらない者によって一時的に占められている職を補充するための選挙を実施すること。

(e)州又は郡の政府の所在地を暫定的に定めること。[1974年11月5日修正]

第22条 [1976年6月8日、第2章第8条に条項移動、以下に第22条]

[議会の責任—会期における審議目的とその内容]

第22条 議会の責任を問うことは、州民の権利である。州民によるこの権利の行使を支えるために、上院の臨時議長、下院の議長及び各院の少数党の院内総務は、いずれも各常会の開催時に各院に対し、当該会期における審議目的とその内容について報告するものとし、及び、各常会の閉会時には、同様にその審議目的とその内容がどこまで達成できたかについて報告を行うものとする。[1990年6月5日採択の新条文]

第22a条 [1966年11月8日廃止]

第23条 [1976年6月8日、第2章第9条に条項移動]

第23a条 [1966年11月8日廃止]

第23b条 [1966年11月8日廃止]

第24条 [1976年6月8日、第2章第10条に条項移動]

第25条 [1976年6月8日第2章第11条に条項移動]

第25a条 [1966年11月8日廃止]

第25^{1/2}条 [1966年11月8日廃止]

第25^{5/8}条 [1966年11月8日、第13章第22条に条項移動及び修正]

第25^{3/4}条 [1962年11月6日、第25.7条に条項移動及び修正]

第25.7条 [1966年11月8日廃止]

第26条 [1976年6月8日、第2章第12条に条項移動]

第27条 [1980年6月3日廃止]

第28条 [1976年6月8日廃止、以下に第28条]

[州議事堂の維持一支出]

第28条 (a)本憲法に他の規定があっても、(1)本条の施行期日をもって直ちに読み替えられる州法典第9124条に基づいて実施される州議事堂修復事業が終了した場合には、歴史的保存建造物である州議事堂の第1、第2及び第3議場について並びに議事堂の西翼棟部分についての色、細部、デザイン、構造又は定着物に変更を加えるための支出について、又は、(2)上記の歴史的保存建造物をその当時の時代に合わせて修復し、複製し、設計するために、両院の議場の議員用の椅子と机を含めて種々の調度類を購入するための支出について授權し又は規定する法案は、いずれも緊急法律としての効力を有しないものとする。

(b)本条(a)項に定めるいずれの目的のためにする支出は、それが歳出予算で明示的に決められる場合の外、その目的のためにいかなる金銭も支出してはならない。

(c)本条の規定は、州議事堂、その定着物又は調度類を補修し、これらを維持するための経常支出又は出費の場合は、これを適用しないものとする。[1980年6月3日採択の新条文]

第29条 [1966年11月8日、第13章第23条に条項移動及び修正]

第30条 [1966年11月8日、第13章第24条に条項移動及び修正]

第31条 [1966年11月8日、第13章第25条に条項移動及び修正]

第31a条 [1966年11月8日、第13章第26条に条項移動及び修正]

第31b条 [州議会により、1931年憲法の修正第14条を採択、1956年11月6日廃止]

第31b条 [1932年11月8日採択、1966年11月8日、第13章第27条に条項移動及び修正]

第31c条 [1936年11月3日採択、1966年11月8日に第13章第28条に条項移動及び修正]

第31c条 [1942年11月3日採択、1956年11月6日廃止]

第31d条 [1956年11月6日廃止]

第32条 [1966年11月8日廃止]

第33条 [1966年11月8日廃止]

第34条 [1966年11月8日廃止]

第34a条 [1966年11月8日廃止]

第35条 [1966年11月8日廃止]

第36条 [1966年11月8日廃止]

第37条 [1966年11月8日廃止]

第38条 [1966年11月8日廃止]

第5章 [1966年11月8日廃止、以下に第5章]

第5章 執行部

第1条 [1966年11月8日廃止、以下に第1条]

[執行権は州知事に属する]

第1条 この州の最高執行権は、州知事に属する。州知事は、法律が忠実に執行されるよう監督するものとする。[1974年11月5日修正]

[選挙—資格—任期の回数]

第2条 州知事は、州議会の議員と同時期に、同一の場所で、4年毎に選挙されるものとし、及び、選挙に続く1月1日の次の月曜日から後継者が就任するまで、その職を保有するものとする。州知事は、合衆国の市民で、知事選挙の直前の5年間、この州に住所を有する選挙人とする。州知事は、他の公職に就くことができない。いずれの州知事も、2期を越えて在職することができない。[1990年11月6日修正、州民発案]

第3条 [1966年11月8日廃止、以下に第3条]

[州議会に対する報告—勧告]

第3条 州知事は、毎年、州の情勢について州議会へ報告するものとし、及び、勧告することができる。[1972年11月7日修正]

第4条 [1966年11月8日廃止、以下に第4条]

[行政官、その他からの情報]

第4条 州知事は、行政官及び行政機関又はその雇員に対し、それぞれの職務に関する情報の提供を求めることができる。[1966年11月8日採択の新条文]

第4.5条 [1960年11月8日に第4条に条項移動及び修正]

第5条 [1966年11月8日廃止、以下に第5条]

[欠員の補充—州議会の承認]

第5条 (a)法律に別段の定めのない限り、州知事は、公職における欠員を任命によって補充することができる。

(b)州知事は、州教育長官(Superintendent of Public Instruction)、副知事、州務長官、出納管理長官(Comptroller)、財務長官(Treasurer)、司法長官、又は、州の税査定平準委員会(State Board of Equalization)の職に欠員が生じる場合はいつでも、補充のために人員を指名するものとする。被指名者は、上院議員の過半数及び下院議員の過半数による承認に基づいて、当該職に就くものとし、かつ、その残任期間、当該職を保有するものとする。被指名者に対する承認が、その提案から90日以内に、両院の議員によって行われず又は拒否されない場合は、その被指名者は、両院の議員によって承認されたものと見なし、当該職に就くものとする。但し、この90日の期間が議会の休会中に終了するときは、この

期間は、議会が再び招集される期日から6日間延長されるものとする。[1976年11月2日修正]

第6条 [1966年11月8日廃止、以下に第6条]

[行政事務の割当て及び機関の再編成]

第6条 州知事は、法律により、選挙によって選ばれる公務員及びこれらの公務員によって運営される機関を除き、行政官、行政機関又はこれらの雇員の間に事務を割当て、又は、これらの機関を再編成することができる。[1966年11月8日採択の新条文]

第7条 [1966年11月8日廃止、以下に第7条]

[州民兵団の最高司令官]

第7条 州知事は、法律の定める州民兵団の最高司令官である。知事は、法律を執行するために、州民兵を招集することができる。[1974年11月5日修正]

第8条 [1966年11月8日廃止、以下に第8条]

[刑の執行停止—恩赦—減刑]

第8条 (a)州知事は、弾劾の場合を除き、法律の定める申請手続に従い、適切と思料する条件に基づいて、有罪判決の後に、刑の執行停止、恩赦又は減刑を付与することができる。知事は、州議会に対し、刑の執行停止、恩赦又は減刑を付与したことについて、その関係事実及び付与の理由を明示して報告するものとする。知事は、州最高裁判所の4名の裁判官の同意による勧告に基づかなければ、重罪で再び有罪になった者に対し、恩赦又は減刑を付与することができない。

(b)殺人についての有罪判決で不定期刑を言い渡された者に対する仮釈放の付与、拒否、取消又は停止に関する仮釈放機関の決定は、30日間はいずれもその効力を有しないものとする。州知事は、この30日の期間において、法律の定める手続に従い、その決定について審査することができる。知事のみが、仮釈放機関によって審査されるのと同様の事実に基づいて、その機関の決定を認容し、変更し、又は、これを覆すことができる。知事は、州議会に対し、仮釈放の決定を認容し、変更し、又は、これを覆したることについて、関係事実及び当該決定の理由を明示して報告するものとする。[1988年11月8日修正]

第9条 [1966年11月8日廃止、以下に第9条]

[副知事—資格—決定投票]

第9条 州の副知事は、知事と同一の被選挙資格を有するものとする。副知事は、上院の議長であり、決定票のみを投ずる。[1974年11月5日修正]

第10条 [1966年11月8日廃止、以下に第10条]

[承継]

第10条 州知事の職に空席が生じる場合は、副知事が知事になるものとする。

副知事は、知事が弾劾される場合、州を不在にする場合、その他一時的に職務不能になる場合、又は、次期知事が職務に就けない場合は、その期間、知事として代行するものとする。

州義会は、副知事に続いて知事の職を承継し又はその職務を一時的に代行する者についての優先順位を定めるものとする。

州最高裁判所は、本条に基づいて提起される一切の問題について決定する専属管轄権を有する。

空席又は一時的職務不能についての問題を提訴する当事者適格は、法律によって定められる機関に専属的に属する。[1974年11月5日修正]

第11条 [1966年11月8日廃止、以下に第11条]

[州のその他の役員一選挙一任期の回数]

第11条 州の副知事、司法長官、出納管理長官、州務長官又は財務長官は、州知事と同一の時期と場所で選挙され、その任期も知事と同様とする。副知事、司法長官、出納管理長官、州務長官又は財務長官はいずれも、2期を越えて同一の役職に就くことができない。[1990年11月6日修正、州民発案]

第12条 [1990年6月5日廃止]

第13条 [1966年11月8日廃止、以下に第13条]

[司法長官一最高法務官]

第13条 司法長官は、州知事の権限と義務に基づく、この州の最高法務官である。司法長官は、この州の法律が一様にして適切に実施されているかにつき監督する義務を負う。司法長官は、それぞれの職務に関し、地区検事、警察署長、その他法律の定める法執行官を直接に監督するものとし、及び、司法長官が適当と思料するところにより、これらの者に対し、それぞれの職務における犯罪の調査、捜査、起訴又は処罰について報告を求めることができる。いずれの郡においてこの州の法律が適切に実施されていないとする司法長官の判断がある場合はいつでも、司法長官は、上位裁判所に管轄権のある法律違反行為を起訴する義務を負うものとする。この場合、司法長官は、地区検事の有するすべての権限を持つものとする。司法長官は、公益上の必要がある場合又は知事の指示がある場合には、地区検事の職務を援助するものとする。[1974年11月8日修正]

第14条 [1966年11月8日廃止、以下に第14条]

[州の役員一利益相反一報酬の禁止一勤労所得]

第14条 (a)州の役員は、その正当な職務又は責務を遂行するに当たって生じる利益相判を排除するために、1974年の政治改革法に定めのあるロビイスト若しくはその団体から又は過去12ヶ月の間に州の役員の職権に基づいて州の機関と契約関係にあった者から、何らかの給与、賃金、報酬、その他この種の勤労所得を故意に受け取ってはならない。州議会は、勤労所得について定義する法律を制定するものとする。但し、勤労所得には、配偶者の所得に関係する夫婦共有財産を含めないものとする。1974年の政治改革法に定めのあるロビイストの雇用者に直接的で重要な財政上の影響を与え、かつ、公共全体に又は公共の主要部分に同様の影響を及ぼさないことについて知りながら、又は、そのことについて知るべき理由のある州の役員が、かかるロビイストの雇用者から何らかの給与、賃金、報酬、その他この種の勤労所得を故意に受け取った場合、その役員は、これらの所得を受けてから1年間、自身の勤務する州機関において投票したり、議決若しくは決定したり、議決若しくは決定に参加したり、又は、いかなる場合においても議決若しくは決定に影響を与えるために役員としての公的立場の利用を企てたりすることができない。但し、第4章第12条(c)項に定める法案に伴う議決若しくは決定については、この限りではない。本項で用いる「公共全体」には、産業、商業又は職業一般が含まれるものとする。

[州の役員—謝礼]

(b)州の役員は、いかなる謝礼も受け取ってはならない。州議会は、本項の規定を実施する法律を制定するものとする。

[州の役員—贈与—利益相反]

(c)州議会は、贈与の受領によって利益相反の生じる場合に、州の役員がその出所を問わず贈与を受領することについて禁止し、又は、これを厳正に規制する法律を制定するものとする。

[州の役員—報酬又は活動の禁止]

(d)州の役員は、他者のために、州の行政委員会若しくは機関に出席したり、その出席に同意したり、又は、その機関においてその他の措置を講じたりすることを事由に、何らかの報酬を故意に受け取ってはならない。他者に直接的で重要な財政上の影響を与え、かつ、公共全体に又は公共の主要部分に影響を及ぼさないことについて知りながら、又は、そのことについて知るべき理由のある州役員が、他者のために、地方自治体の行政委員会又は機関に出席したり、その出席に同意したり、又は、その委員会若しくは機関においてその他の措置を講じたりすることを事由に、何らかの報酬を故意に受け取った場合、その役員は、報酬を受けてから1年間、自己の勤務する州機関において議決若しくは決定したり、議決若しくは決定に参加したり、又は、いかなる場合においても議決若しくは決定に影響を与えるために役員としての公的立場の利用を企てたりすることができない。但し、第4章第12条(c)項に定める法案に伴う議決若しくは決定については、この限りではない。本項で用いる「公共全体」には、産業、商業又は職業一般が含まれるものとする。但し、州の役員は、厳に自身のために委員会若しくは機関に伴う活動に従事したり、弁護士の資格で裁判所若しくは労働者災害補償上訴委員会に出廷したり、又は、委員会若しくは機関に

出頭する者のために無償で弁護人を務めたり、情報について調査したりすることができる。本項の規定は、州役員の所属する法律事務所が、出資金を除き、その活動から生じる報酬をその役員に直接に間接に分配しない限り、かかる事務所の活動を禁止するものではない。

[州の役員—ロビイ活動]

(e)州議会は、州の役員又は知事によって任命される機関若しくは部門の長で、かつ、1991年1月7日以降に州の役職を辞任又は退職した者が、その退職後の12ヶ月においては、報酬を得るために、1974年の政治改革法に定めのあるロビイ活動を州政府の行政部門で行うことを禁止する法律を制定するものとする。

[州の役員一定義]

(f)本条で用いる「州の役員」とは、州知事、副知事、司法長官、出納管理長官、州務長官、教育長官、財務長官又は州の税査定平準委員会の委員を指すものとする。[1990年6月5日採択の新条文、1990年12月3日(b)項の発効]

第15条 [1966年11月8日廃止]

第16条 [1966年11月8日廃止]

第17条 [1966年11月8日廃止]

第18条 [1966年11月8日廃止]

第19条 [1960年11月8日廃止]

第20条 [1966年11月8日廃止]

第21条 [1966年11月8日廃止]

第21条 [1966年11月8日廃止]

第6章 [1966年11月8日廃止、以下に第6章]

第6章 司法部*

*1966年11月8日採択の新章

[司法権は裁判所に属する]

第1条 この州の司法権は、州の最高裁判所(Supreme Court)、控訴裁判所(courts of appeal)、地方裁判所(superior courts)、市裁判所(municipal courts)及び治安判事裁判所(justice courts)に属する。これらのすべての裁判所は、正式記録裁判所とする。[1

988年11月8日修正、1990年1月1日]

第1a条 [1966年11月8日廃止]

第1b条 [1966年11月8日廃止]

第1c条 [1966年11月8日廃止]

第2条 [1966年11月8日廃止、以下に第2条]

[最高裁判所一組織]

第2条 州最高裁判所は、最高裁判所の長官と6名の陪席裁判官をもってこれを組織する。長官は、いつでも招集により開廷することができる。判決を下すには、審理に出席する裁判官のうちその4名の同意を必要とする。

最高裁判所の長官代理は、長官が不在のとき又はその職務を遂行できないときに、長官のすべての職務を代行するものとする。長官は、陪席裁判官の中から長官代理を選任するものとし、長官が不在又は職務を遂行できないときは、当裁判所が同様に長官代理を選任するものとする。[1974年11月5日修正]

第3条 [1966年11月8日廃止、以下に第3条]

[裁判管轄区一控訴裁判所]

第3条 州議会は、州内に複数の裁判区を設置し、各裁判区に、1つ若しくは複数の部を有する控訴裁判所を置くものとする。各部は、1名の裁判長と2名若しくはそれ以上の陪席裁判官をもってこれを組織する。各部は、控訴裁判所の権限を有し、かつ、3名の裁判官による合議制をもって運営されるものとする。判決を下すには、審理に出席する裁判官のうちその2名の同意を必要とする。

裁判長代理は、裁判長が不在のとき又はその職務を遂行できないときに、裁判長のすべての職務を代行するものとする。裁判長は、当該部の陪席裁判官の中から裁判長代理を選任するものとし、裁判長が不在又は職務を遂行できないときは、最高裁判所の長官が同様に長官代理を選任するものとする。[1974年11月5日修正]

第4条 [1966年11月8日廃止、以下に第4条]

[地方裁判所]

第4条 各郡に、1名若しくは複数の裁判官で組織される1つの地方裁判所を置く。州議会は、地方裁判所の裁判官の定員について規定を設け、及び、各地方裁判所の職員若しくは雇員について定めるものとする。州議会は、当該各郡の理事会による同意のあるときは、1名若しくは複数の裁判官が1つの裁判所ではなく、複数の裁判所で職務を遂行することについて定めることができる。

郡の書記は、職務上当然に郡の地方裁判所の書記とする。[1974年11月5日修正]

第4 a 条 [1966年11月8日廃止]

第4 b 条 [1966年11月8日廃止]

第4 c 条 [1966年11月8日廃止]

第4 d 条 [1966年11月8日廃止]

第4 e 条 [1966年11月8日廃止]

第4 1/2 条 [1966年11月8日廃止]

第4 3/4 条 [1966年11月8日廃止]

第5 条 [1966年11月8日廃止、以下に第5条]

[市裁判所及び治安判事裁判所]

第5 条 (a)法律の定めるところにより、各郡に市裁判所と治安判事裁判所の裁判区を設置するものとする。但し、市に複数の裁判区を設置することができない。市裁判所及び治安判事裁判所には、いずれも1名若しくは複数の裁判官を置くものとする。

市裁判所は、居住者数4万人以上を有する各裁判区において設置されるものとし、治安判事裁判所は、居住者数4万人未満の裁判区において設置されるものとする。居住者の数は、法律の定めるところにより、これを確認するものとする。

州議会は、市裁判所及び治安判事裁判所の組織とその管轄権について定めるものとする。州議会は、各市裁判所及と治安判事裁判所の裁判官、職員及び雇員の人数、資格及び報酬について定めるものとする。

(b)本条(a)項の規定があるにも関わらず、サン・ディエゴ郡内に存する市はいずれも、その地理的条件により複数の裁判区を設置することが特別に必要であるとする州議会の決定に基づき、市裁判所又は治安判事裁判所の裁判区を1つ以上設置することができる。

[1976年6月8日修正]

第5.5条 [1976年6月8日廃止]

第6 条 [1966年11月8日廃止、以下に第6条]

[司法審議会一委員と権限]

第6 条 司法審議会(Judicial Council)は、最高裁判所の長官、同長官がそれぞれ2年間の任期で任命する最高裁判所の陪席裁判官1名、控訴裁判所の裁判官3名、地方裁

判所の裁判官 5 名、市裁判所の裁判官 3 名及び治安判事裁判所の裁判官 2 名、州法律家協会の理事会が 2 年間の任期で任命する法律家協会会員 4 名、並びに、州議会の各院の定めるところにより任命される各院の議員 1 名をもって、これを組織する。

審議会の委員は、委員に任命されたときの身分を失った場合は、委員としての任期を終わるものとする。委員に欠員が生じたときは、任命権限のある者がそれぞれ前任者の残任期間をもって補充するものとする。

審議会は、州裁判所事務局長 (Administrative Director of the Courts) を任命することができる。事務局長は、随意に職務に就き、及び、司法行政、司法事務及び手続についての規則を採択する以外の職務で、かつ、審議会又は最高裁判所長官の委任するすべての職務を遂行するものとする。

司法審議会は、司法行政を改善するために、司法事務を調査し、裁判所に勧告を与え、毎年、州知事及び州議会に勧告書を提出し、法律に抵触しない範囲で司法行政、司法事務及び手続についての規則を採択し、及び、法律の定めるその他の職務を遂行するものとする。

最高裁判所の長官は、司法事務の能率化と各裁判官における職務の均衡を図るものとする。長官は、裁判官を他の裁判所へ配属させることについて規定を設けることができるものとし、但し、その配属先の裁判所がより下位の裁判所である場合には、当該裁判官の同意をもって配属させるものとする。退職裁判官については、その同意をもって、いずれの裁判所にも配属させることができる。

裁判官は、最高裁判所の長官の指示するところにより、所属裁判所の司法事務の状況に関する報告書を司法審議会へ提出するものとする。裁判官は、司法審議会と協力し、配属された裁判所で法廷を開くものとする。[1974年11月5日修正]

第 7 条 [1966年11月8日廃止、以下に第 7 条]

[裁判官の任命に関する委員会一委員]

第 7 条 裁判官の任命に関する委員会 (Commission on Judicial Appointments) は、最高裁判所の長官、州司法長官及び当該裁判区の控訴裁判所の裁判長をもって、これを組織する。但し、当該控訴裁判所に 2 名若しくはそれ以上の裁判長が存するときは、最先任の裁判長が委員になり、又は、最高裁判所への指名若しくは任命が検討されているときは、当該控訴裁判所における他の最先任の裁判長が委員になるものとする。[1966年11月8日採択の新条文]

第 8 条 [1966年11月8日廃止、以下に第 8 条]

[裁判官の職務遂行に関する委員会一委員]

第 8 条 (a) 裁判官の職務遂行に関する委員会 (Commission on Judicial Performance) は、最高裁判所がそれぞれ任命する控訴裁判所の裁判官 2 名、地方裁判所の裁判官 2 名及び市裁判所の裁判官 1 名、カリフォルニア州法律家協会の理事会によって任命され、かつ、この州で 10 年間に渡って弁護士を開業している法律家協会会員 2 名、及び、州知

事によって任命され、上院議員の過半数による承認を得た州民で、かつ、現職の裁判官でもなく、元裁判官でもなく、カリフォルニア州法律家協会の会員でもない者2名をもって、これを組織する。(b)項に定めのある場合を除き、すべての委員の任期は、4年間とする。いかなる委員も、2期を越えて在任してはならない。

同委員会の委員は、委員に任命されたときの身分を失った場合は、委員としての任期を終わるものとする。委員に欠員が生じたときは、任命権限のある者がそれぞれ前任者の残任期間をもって補充するものとする。任期が満了となる委員は、任命権限のある者によってその欠員が補充されるまで、委員として引き続き在任することができる。

(b)裁判官の職務遂行に関する委員会の委員の間にずらし任期を設けるために、以下の委員については、以下に定めるところに従って任命するものとする。

(1)1988年11月8日に任期満了になる委員の後任として任命される控訴裁判所の裁判官は、2年間の任期を務めるものとする。

(2)1988年12月30日に任期満了になる委員の後任として任命される州法律家協会会員のうちの1名は、2年間の任期を務めるものとする。[1988年11月8日修正]

第9条 [1966年11月8日廃止、以下に第9条]

[州法律家協会]

第9条 カリフォルニア州法律家協会(State Bar of California)は、公法人とする。この州で法曹資格を付与され又は弁護士としての開業を許可された者は、正式記録裁判所の裁判官として在職している場合を除いて、すべて州法律協会の会員になるものとする。[1966年11月8日採択の新条文]

第10条 [1966年11月8日廃止、以下に第10条]

[裁判管轄権—第一審]

第10条 州の最高裁判所、控訴裁判所、地方裁判所及びこれらに所属する裁判官は、人身保護令状請求事件(habeas corpus proceedings)において第一審管轄権を有する。同様に、これらの裁判所は、職務執行令状(mandamus)、裁量上訴受理令状(certiorari)又は禁止令状(prohibition)の範疇に属する特別救済を求める事件において第一審管轄権を有する。

地方裁判所は、法律によって他の裁判所に付与される以外のすべての事件において第一審管轄権を有する。

裁判所は、判決を下すに当たり、争点について公正な判断を行うに足る範囲で、証拠及び証人の証言と信用性について判断を加えることができる。[1966年11月8日採択の新条文]

第10a条 [1966年11月8日廃止]

第10b条 [1966年11月8日廃止]

第11条 [1966年11月8日廃止、以下に第11条]

[裁判管轄権—上訴審]

第11条 州最高裁判所は、判決で死刑が宣告された事件において上訴管轄権を有する。この種の事件を除き、控訴裁判所は、地方裁判所に第一審管轄権がある事件又は法律の定めるその他の事件において上訴管轄権を有する。

地方裁判所は、法律の定める事件で、かつ、当該郡の市裁判所又は治安判事裁判所で提訴された事件において上訴管轄権を有する。

陪審裁判を受ける権利が放棄されたり、又は、陪審裁判を要求する権利がないような場合は、州議会は、控訴裁判所が事件において証拠を採用し、事実認定することを許可することができる。[1966年11月8日採択の新条文]

第11a条 [1950年11月7日廃止]

第12条 [1966年11月8日廃止、以下に第12条]

[事件の移送—管轄権—判決の審査]

第12条 (a)州最高裁判所は、判決の確定前に、控訴裁判所に係属する事件を州最高裁判所へ移送することができる。最高裁判所は、判決の確定前に、同裁判所に継続中の事件を控訴裁判所へ移送したり、又は、控訴裁判所若しくはその部から他の控訴裁判所へ移送を命じることができる。事件が移送された控訴裁判所は、その管轄権を有するものとする。

(b)最高裁判所は、いずれの事件においても控訴裁判所の判決を審査することができる。

(c)司法審議会は、命令によって事件を移送したり、判決の全部若しくはその一部を審査したり及び審理が不十分であるとして事件を差し戻したりする場合の期限と手続に関する規定を特に含めて、移送及び審査の期限と手続について裁判所規則をもって定めるものとする。

(d)本条は、死刑判決に関する上訴に対してはこれを適用しないものとする。[1984年11月6日修正、1985年5月6日施行]

第13条 [1950年11月7日廃止、以下に第13条]

[判決—取消]

第13条 いずれの訴訟においても、陪審に対する説示を誤ったり、証拠を不適當に採用し若しくは却下したり又は訴答手続、その他の手続上の問題について誤ったりしたことを理由に、判決が取り消されたり、再審理が許可されてはならない。但し、不服の申立に基づいて証拠等の事件全体を調査した後に、裁判所において当該過ちによって誤審をしたとする意見の一致がある場合は、この限りではない。[1966年11月8日採択の新

条文]

第14条 [1966年11月8日廃止、以下に第14条]

[州最高裁判所及び控訴裁判所一意見の公表]

第14条 州議会は、最高裁判所が適当であると判断する場合、最高裁判所又は控訴裁判所の意見を速やかに公表することについて規定するものとする。これらの意見は、誰が公表してもよい。

事件を解決した最高裁判所又は控訴裁判所の判決は、その理由を付して文書で公表するものとする。[1966年11月8日採択の新条文]

第15条 [1966年11月8日廃止、以下に第15条]

[裁判官一資格]

第15条 いかなる者も、市裁判所若しくは治安判事裁判所の裁判官に選任される場合にはその直前の5年間、それ以外の裁判所の裁判官に選任される場合にはその直前の10年間、この州の法律家協会の会員としての地位にあった者又はこの州の正式記録裁判所の裁判官として在職していた者でなければ、正式記録裁判所の裁判官になる資格を有しない。市裁判所において職に就く資格を有する裁判官は、最高裁判所の長官の任命に基づいてそのいずれかの裁判所で任務に就くものとする。[1988年11月8日修正、1990年1月1日施行]

[裁判官一資格]

第15.5条 前記第15条に規定する5年間その協会の会員としての地位にあった者又は裁判官として在職していた者という要件は、1988年1月1日に就任した治安判事裁判所の裁判官に対してはこれを適用しない。

本条は、1995年1月1日の前までその効力を有するものとし、同年1月1日をもってこれを廃止するものとする。[1988年11月8日採択の新条文、1990年1月1日施行、1995年1月1日廃止]

第16条 [1966年11月8日廃止、以下に第16条]

[裁判官一選挙一任期一欠員]

第16条 (a)州最高裁判所の裁判官については選挙区を分けずに、控訴裁判所の裁判官については各控訴裁判区で、それぞれ州知事選挙と同一の時期及び場所で行われる総選挙のときに選挙されるものとする。これらの裁判官の任期は、選挙に続く1月1日の次の月曜日から始まり、かつ、12年間とする。但し、欠員の補充として選任された裁判官の任期は、前任者の残任期間とする。控訴裁判区を新たに設置したり又は控訴裁判所に部を新たに設ける場合、州議会は、最初に選挙される裁判官の任期をそれぞれ4年、8年及び12年間とすることについて定めるものとする。

(b)前記以外の裁判所の裁判官は、総選挙のときに各郡又はそれぞれの裁判区で選挙されるものとする。州議会は、対立候補のいない現職者の選挙の場合には、その名前を投票用紙に載せないことについて定めることができる。

(c)地方裁判所の裁判官の任期は、選挙に続く1月1日の次の月曜日から始まり、かつ、6年間とする。これらの裁判官の欠員は、当該欠員に続く1月1日以後に行われる次の選挙のときに正規の任期で選挙して、これを補充するものとする。但し、州知事は、次期裁判官の任期が始まるまでの間、当該欠員を一時的に補充するために人員を任命するものとする。

(d)州最高裁判所又は控訴裁判所の裁判官は、任期満了前の8月16日の前30日以内に、現在保有する官職の後任の候補者として立候補申請を登録することができる。その立候補申請の登録がなされないときは、州知事は、9月16日以前に候補者を指名するものとする。次の総選挙で立候補の申請を登録した者又は候補者に指名された者の名前が投票用紙に載せられるものとする。その投票用紙には、候補者が選ばれるべきかの諾否について表示しなければならない。候補者は、投票の過半数が諾に投じられた場合に当選とする。落選した候補者については、当該裁判所の裁判官として任命することができないが、この後においては指名したり又は選挙することができる。

州知事は、任命により、これらの裁判所における欠員を補充するものとする。任命された者は、その者が候補者になる権利を得てから最初に行われる総選挙に続く1月1日の次の月曜日まで、又は、後任の次期裁判官が就任するまでその職を保有する。州知事による指名又は任命は、裁判官の任命に関する委員会の承認を得たときに、その効力を有する。

郡の選挙人は、投票の過半数をもって、かつ、州議会の定める方法により、州地方裁判所の裁判官に対してこの選任制度を適用することができる。[1974年11月5日修正]

第17条 [1956年11月6日廃止、以下に第17条]

[裁判官一資格制限、他の公職、給付]

第17条 正式記録裁判所の裁判官は、弁護士を開業してはならず、及び、選挙された任期の間は、司法職若しくはその官職以外の公職若しくは官職に就く資格を有しない。但し、その任期中であっても、正式記録裁判所の裁判官は、いずれも正規の勤務時間を除けば、通常の職務遂行に支障をきたさない非常勤の教育職に就くことを受諾することができる。但し、事実審裁判所の裁判官は、無給の休暇を取ってから立候補の申請を登録し、選挙によって他の公職に就く資格を得ることができる。かかる公職の就任を受諾するときは、裁判官の職を辞したものと見なす。

司法官は、私用に供するために手数料又は報酬を受けてはならない。

司法官は、その在職中に、公の教育職から退職給付を得てはならない。[1988年11月8日修正]

第18条 [1966年11月8日廃止、以下に第18条]

[裁判官一除斥、停職、解任、解職又は譴責]

第18条 (a) (1) 合衆国において裁判官がカリフォルニア州若しくは連邦の法律に基づく重罪に相当する犯罪行為で起訴若しくは告発されている場合、又は、(2) 裁判官の職務に関する委員会が州最高裁判所へ裁判官の解任若しくは解職についての勧告を提出している場合で、かつ、これらが係属している間は、当該裁判官は、その俸給の支払いを差し止められないが、裁判官として職務遂行の資格を失う。

(b) 合衆国において裁判官がカリフォルニア州若しくは連邦の法律に基づく重罪に相当する犯罪行為について又はその他破廉恥罪に関わる犯罪行為について有罪若しくは不抗争の答弁を行い、又は、有罪の宣告を言い渡されたときは、州最高裁判所は、裁判官の職務遂行に関する委員会の勧告若しくは申立に基づき、当該裁判官の俸給の支払いを差し止めると共に停職の処分を命じることができる。有罪判決が取り消されたときは、停職処分は解除され、かつ、当該裁判官は、停職の期間中、保有してきた司法職に対する俸給の支払いを受けるものとする。当該裁判官に対して停職処分がなされ、かつ、有罪判決が確定したときは、州最高裁判所は、当該裁判官の職を解くものとする。

(c) 州最高裁判所は、裁判官の職務執行に関する委員会の申立により、(1) 裁判官の能力喪失が職務遂行に重大な支障をきたしたり、その能力喪失が永続したり又は永続する可能性のあるときは、当該裁判官を解職できるものとし、又は、(2) 裁判官の現在の任期が始まる前6年以内に、職務における故意の失当行為、裁判官の職務における永続的怠慢、酒・薬物類使用の常習癖又は司法職の信頼を損ねるような偏見を司法運営に持ち込む等の行為が存したときは、当該裁判官を譴責処分に付したり又は解任できるものとする。裁判官の職務遂行に関する委員会は、控訴裁判所によって判決された事件を審査するために定められた手続によって州最高裁判所の審査に服するような裁判官の不正行為若しくは職務怠慢が存する場合は、当該裁判官に対して非公式に訓戒を与えることができる。

(d) 州最高裁判所によって職務を解かれた裁判官は、自発的に退職したものと見なす。州最高裁判所によって解任された裁判官は、司法職に就く資格を失い、かつ、その裁判所による追加処分の決定が発せられる前に、この州で弁護士を開業することができない。

(e) 州最高裁判所の裁判官に対する譴責処分、解任若しくは解職は、裁判官の職務遂行に関する委員会の勧告により、くじ引きによって選出される控訴裁判所の7人の裁判官が合議による審理でこれを決定するものとする。

(f) 裁判官の職務遂行に関する委員会が、予備調査の実施後に、投票により正式手続の開始を決定したときは、以下に定めるところに従うものとする。

(1) 裁判官の職務執行に関する委員会が、投票により、審理の非公開を決定した場合を除き、告発された裁判官は、公開による審理を要求することができる。

(2) 告発された裁判官が懲戒処分に相当する行為を行ったことについて自発的に認めるときは、裁判官の職務遂行に関する委員会は、州最高裁判所の審理に付することなく、公式の譴責処分(public reproof)を命じることができる。裁判官に対する告発で、当委員会によって却下されなかった正式の告発すべてが公式の譴責処分の対象になるものとする。

(3) 裁判官の職務遂行に関する委員会は、司法に対する公共の信頼と司法の利益を追求するために新聞等で声明を発したり、又は、当該告発が背徳的行為、不正行為若しくは腐敗行為に関するものであるときは、公開による審理を命じることができる。

(g) 裁判官の職務遂行に関する委員会は、告発の内容が公衆一般に知られているときは、

その調査のいずれの段階においても事情を説明する声明を発することができる。

(h) 司法審議会は、本条を執行し、及び、手続の機密性を保持するために規則を設けるものとする。[1988年11月8日修正]

第19条 [1966年11月8日廃止、以下に第19条]

[裁判官一報酬]

第19条 州議会は、正式記録裁判所の裁判官の報酬について定めるものとする。
正式記録裁判所の裁判官は、判決を求めて当該裁判所の前へ提出された訴訟の中に、その提出から90日間を経過しても未決のまま係属となっている訴訟が存する間は、その裁判官の保有する司法職の俸給を受けることができない。[1974年11月5日修正]

第20条 [1966年11月8日廃止、以下に第20条]

[裁判官一退職一能力喪失]

第20条 州議会は、正式記録裁判所の裁判官が年齢若しくは能力の喪失を理由に、かつ、退職給付金を受けて退職する場合について定めるものとする。[1966年11月8日採択の新条文]

第21条 [1966年11月8日廃止、以下に第21条]

[臨時裁判官]

第21条 裁判所は、訴訟当事者の合意により、臨時裁判官による訴訟の審理を命じることができる。この場合、臨時裁判官は、州法律家協会の会員でなければならず、かつ、宣誓を行った上で、当該訴訟の終局判決まで指揮を執るよう権限が付与される。[1966年11月8日採択の新条文]

第22条 [1930年11月4日廃止、以下に第22条]

[司法官の任命一補助的司法事務]

第22条 州議会は、事実審裁判所が補助裁判官として補助的司法事務の遂行に当たる司法官を任命することについて定めることができる。[1966年11月8日採択の新条文]

第23条 [1966年11月8日廃止]

第24条 [1966年11月8日廃止]

第25条 [1956年11月6日廃止]

第26条 [1966年11月6日廃止]

第26a条 [1962年11月6日廃止]

第7章 [1966年11月8日廃止、以下に第7章]

第7章*州公務員と雇員

*1976年6月8日採択

第1条 [1966年11月8日廃止、以下に第1条]

[州公務員]

第1条 (a) 本憲法に定める場合を除き、州公務員には、この州のあらゆる役員及び雇員が含まれるものとする。

(b) 州公務員における恒久的な任命又は昇進は、競争試験の成績に基づく能力主義の一般人事制度の下で、これを行うものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[人事委員会—委員と報酬]

第2条 (a) 5名の委員で組織される人事委員会(Personnel Board)を置く。この5名の委員は、議員の過半数の賛成による上院の承認をもって州知事が任命し、及び、これらの後任者が任命され、かつ、就任するまでの10年間の任期で在職するものとする。委員は、各院の議員の3分の2の賛成をもって各院で採択された共同決議により、これを解任することができる。

(b) 同委員会は、毎年、委員の中から1名を委員長として選任するものとする。

(c) 同委員会は、州公務員で、かつ、同委員会の委員でない行政官を任命し、及び、その報酬について定めるものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[人事委員会—任務]

第3条 (a) 人事委員会は、公務員法を施行し、すべての委員の過半数の賛成投票により、試用期間と職階制度について定め、法律の委任するその他の規則を採択し、及び、懲戒処分について審査するものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

(b) 上の行政官は、同委員会の規則に基づいて公務員法を運用するものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[州公務員から除外される役員と雇員]

第4条 以下に挙げる者については、州公務員から除外する。

(a) 州議会、各院、又は、議会の委員会によって任命され又は採用される役員又は雇員。

(b) 司法部の審議会、委員会若しくは公法人によって、又は、正式記録裁判所若しくはその役員によって任命され又は採用される役員若しくは雇員。

(c) 州民が選挙する役員、又は、これらの役員によって選任される代理者若しくは雇員。

(d) 各種の行政委員会 (boards and commission) の委員。

(e) 州知事によって任命され又は法律により授権された各種の行政委員会が選任する代理者若しくは雇員。

(f) 上院による同意若しくは承認を要するか否かを問わず、州知事が直接に任命する州の役員及び知事の職に伴う雇員、並びに、副知事が直接に任命し又は採用する、副知事の職に伴う雇員。

(g) 各種の行政委員会の委員を除き、本条 (f) 項に定める役員が選任する代理者若しくは雇員。

(h) カリフォルニア州立大学及びカリフォルニア州立単科大学の役員又は雇員。

(i) 州教育部 (Department of Education) 又は教育長官の管轄下にある学校の教員。

(j) 州の養護施設、慈善若しくは矯正施設、又は、精神障害者若しくは遅滞者施設の職員、被収容者若しくは看護人。

(k) 任務中の州民兵。

(l) 年間 6 ヶ月を越えない期間で採用される地区農業団体の役員又は雇員。

(m) 本条の他の規定によって州公務員から除外される役員又は雇員の外に、司法長官によって任命され又は採用される 6 名の代理者若しくは雇員、公益事業委員会 (Public Utilities Commission) によって任命され又は採用される 1 名の代理者若しくは雇員、又は、法制局長 (Legislative Counsel) によって任命され又は採用される 2 名の代理者若しくは雇員。[1976年6月8日採択の新条文]

[臨時の任命]

第 5 条 採用職種一覧 (employment list) にない地位に対し、臨時に人員を任命することができる。いかなる者も、1 つ又はそれ以上の地位に臨時に任命されたときは、1 年に 9 ヶ月間を越えてその地位に留まることができない。[1976年6月8日採択の新条文]

[退役軍人の優先権—特別規則]

第 6 条 (a) 州議会は、退役軍人及びその配偶者に優先権を付与することについて定めることができる。

(b) 人事委員会は、特別規則により、憲法の公務員規定に基づいて除外される地位にある者がその地位に引き続き留まることについて許与することができる。

(c) 州がこの州の郡、市若しくは地方公共団体によって又は連邦の 1 部門若しくは機関によってこれまで実施されてきた仕事を引き継ぐ場合、人事委員会は、特別規則により、これまでその仕事に従事してきた者が法律の定める最低基準に従って州公務員の地位に引き続き留まることについて定めることができる。[1976年6月8日採択の新条文]

[兼職]

第 7 条 合衆国又はその機関の下で有給の官職に就いている者は、この州において有給の官職に就くことができない。地方公務員、年俸 500 ドル以下の郵便局長、州民兵団の将校、又は、年間 30 日以下の期間で軍務に就く合衆国の予備役の軍隊の兵士は、い

ずれも有給の官職に就いている者と見なされない。州における有給の公務員は、これらの軍務によって影響を受けない。[1976年6月8日採択の新条文]

[官職に就き又は陪審員になる資格の喪失—自由選挙]

第8条 (a)選挙され又は任命されるために、贈賄又は収賄の罪で有罪の宣告を受けた者は、この州において有給の官職に就く資格を失うものとする。

(b)賄賂、偽証、文書偽造、職務上の不正、その他により重罪で有罪の宣告を受けた者が官職に就き、又は、その者が陪審員になることを禁止する法律を制定するものとする。自由選挙の権利は、選挙を取り締まる法律により、又は、適当な処罰の下で圧力、賄賂、不穏な行動、その他不正行為によって選挙に不当な影響を与えることを禁止する法律により、これを保障するものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[政府の転覆を擁護する者又はその団体]

第9条 本憲法にこれと異なる規定があっても、武力、暴力若しくは他の違法手段を用いて、合衆国若しくは州の政府の転覆を擁護する者又はその団体、又は、合衆国と外国との間で敵対関係が生じた場合に、その対立する外国政府への加担を擁護する者は、

(a)カリフォルニア州立大学だけでなく、この州において又はこの州の郡、都市カウンティ、市、地区、その他の下位行政区(political subdivision)、官庁、部局、委員会若しくは他の公的機関において、いずれの官職又は職務にも就くことができないものとし、かつ、

(b)この州によって又はこの州の郡、都市カウンティ、市、地区、その他の下位行政区、官庁、部局、委員会若しくは他の公的機関によって課されるいずれの免税措置も受けることができないものとする。

州議会は、本条を実施するのに必要となる法律を制定するものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[選挙によって選ばれる公務員—選挙運動中の文書又は口頭による名誉毀損を理由とする資格喪失]

第10条 (a)合衆国の公職、州全域を一つの選挙区とする公職、州の税査定平準委員会の職若しくは州議会議員の職、又は、郡、都市カウンティ、市、地区、その他地方において選挙される公職に立候補した者がその選挙運動中に行った対立候補に対する文書又は口頭による名誉毀損的表現を理由に民事訴訟で有罪とされ、かつ、その訴訟において当該文書又は口頭による名誉毀損が対立候補の落選した主たる原因として証明されたときは、その者は、いずれも当選した公職を保持できないものとする。

本条において文書又は口頭による名誉毀損的表現が行われたと見なされるのは、上に定める候補者によってその表現が現実に行われた場合、又は、その表現を行うことについてその者が現実若しくは積極的に同意し、容認し又は追認した場合とする。

本条で用いる「合衆国の公職」は、合衆国議会の上院議員又は下院議員の職を意味し、それ故、本条の規定は、連邦法律の規定に抵触しない範囲において、合衆国の上院議員又は下院議員の職に立候補しようとする者が本条の規定に従うことを、その目的とする。

(b)事実認定者は、文書又は口頭による名誉毀損的表現が対立候補の落選した主たる原因

になったか否かについて決定する場合には、他の問題と切り離して、その争点についてのみ個別に事実認定を行うものとする。事実認定者により、文書又は口頭による名誉毀損が対立候補の落選した主たる原因であると認定されたとき、又は、文書又は口頭による名誉毀損的表現が、虚偽であること知りながら又はその表現内容の真偽について思慮することなく行われたものであると認定されたときは、当該公職にある者は、(d) 項の定めるところにより、その職に就く資格を喪失し又は失職するものとする。本条の要求する事実認定は、これを書面にし、かつ、当該判決の一部として、そこに登載されるものとする。

(c) 本条(a) 項又は(b) 項に基づいて公職に就く資格を喪失し又は失職する場合は生じたときは、その資格喪失又は失職により、当該公職は欠員になるものとし、この場合、当該欠員は、いずれも公職の欠員補充の仕方について規定するそれぞれの法律に従って、これを補充するものとする。

(d) 事実裁判所により、一度、有罪判決が提出され、かつ、上訴の申立期限が経過し、又は、州裁判所における直接的防御についてあらゆる可能性を尽くし終えたときは、当該の者は、選挙で当選した職に就く資格を喪失し又は失職し、かつ、その職の権限を行使し又はその職務を遂行することができないものとする。

(e) 本条は、本条の施行期日以降において行われた文書又は口頭による名誉毀損的表現に対して適用されるものとする。[1984年6月5日採択の新条文]

[議員及び裁判官の退職金制度]

第11条 (a) 州議会議員退職金制度においては、1987年1月1日以降に州議会議員退職金制度の対象とする公選による州の公職に初めて就いた者又はその受給者若しくは遺族に対し、無調整の退職給付金又は保険経理人の算出した無調整の給付額を支払ってはならない。この場合、給付額の調整は、その給付額が(1)退職者の在職していた当該公職に現在就いている者に対して支給される俸給の最高額を越える、又は、(2)退職者の在職中に支給された俸給の最高額を越える場合に、これを行う。

(b) 裁判官退職金制度においては、1987年1月1日以降に裁判官退職金制度の対象とする司法職に初めて就いた者又はその受給者若しくは遺族に対し、無調整の退職給付金又は保険経理人の算出した無調整の給付額を支払ってはならない。この場合、給付額の調整は、その給付額が(1)退職者の在職していた当該司法職に現在就いている者に対して支給される俸給の最高額を越える、又は、(2)退職者の在職中に支給された俸給の最高額を越える場合に、これを行う。

(c) 州議会は、本条で使用された用語について定義することができる。

(d) 人又は個々の場合について本提案若しくはその適用の一部が有効でない場合において、その無効な規定又はその適用を排しても、その他の部分の規定又はその適用が合理的に実施できるときは、その無効によっても、その他の部分の規定又はその適用については、その影響を受けないものとする。[1990年11月6日修正、州民発案]

第8章 [1966年11月8日廃止]

第9章 教育

[教育目的]

第1条 州議会は、州民の権利と自由を保持するに必要となる知識と教養を広く普及させるために、あらゆる適切なる手段によって、知的、科学的、道徳的、及び、農業的進歩を促進させるものとする。

[州教育長官—選挙—就任期日—任期の回数]

第2条 州教育長官(Superintendent of Public Instruction)は、州知事選挙の時に毎回、州の有資格選挙人によって選挙されるものとする。教育長官は、知事の各選挙に続く次の1月1日以後の第1月曜日に就任するものとする。いかなる教育長官も、2期を越えて在職することができない。[1990年11月6日修正、州民発案]

[教育副長官及び教育長官補佐]

第2.1条 州教育委員会は、教育長官の指名により、1名の教育副長官(Deputy Superintendent of Public Instruction)と3名の教育長官補佐(Associate Superintendent of Public Instruction)を任命するものとする。これらの者は、州公務員から除外されるものとし、かつ、これらの任期は4年間とする。

本条は、法律に従って州公務員の対象になる追加の教育長官補佐を任命することを妨げるものと解釈してはならない。[1946年11月5採択の新条文]

[郡の教育長]

第3条 各郡の教育長(Superintendent of School)は、州知事選挙の度ごとに、郡の有資格選挙人がこれを選挙するか、又は、郡教育委員会が任命するものとし、その選任の方法は、この案件について郡の選挙人による投票を実施し、その過半数によりこれを決定するものとする。但し、2つ又はそれ以上の郡が本章第3.2条に従って実施される選挙で統合され、これによって合同することになる郡から1名の合同教育長を選挙し又は任命する場合は、この限りではない。[1976年11月2日修正]

[郡の教育長—資格及び俸給]

第3.1条 (a)本憲法にこれと異なる規定があっても、州議会は、郡教育長に求められる資格について定め、及び、この目的のために州を複数の郡に分かつものとする。

(b) 本憲法にこれと異なる規定があっても、郡教育委員会又は合同の郡教育委員会は、場合により、それぞれ郡教育長又は合同の郡教育長の俸給について定めるものとする。

[1976年11月2日修正]

[合同郡教育委員会—合同郡教育長]

第3.2条 本憲法にこれと異なる規定があっても、憲章を有する2つ若しくはそ

れ以上の郡、憲章を有しない2つ若しくはそれ以上の郡、又は、これら両方の郡が互いに結合する提案について、当該各郡で実施される選挙において各郡の選挙人がこの提案を投票の過半数で承認する場合は、これによって結合する郡の結合体は、自身のために1つの合同郡教育委員会と1名の合同郡教育長を設置することができる。合同郡教育委員会及び合同郡教育長に対しては、一般法律が適用され、各郡憲章の規定は適用されないものとする。〔1976年11月2日採択の新条文〕

〔郡教育委員会—資格及び任期〕

第3.3条 本章第3.2.条に定める場合を除き、本憲法に基づいて定められた郡憲章又はその修正条項には、当該郡の教育委員会委員の選挙について、及び、これらの委員の資格と任期について定めることができる。〔1976年11月2日修正〕

第4条 〔1964年11月3日廃止〕

〔普通学校制度〕

第5条 州議会は、普通学校制度について定めるものとする。この制度においては、学校の設立される初年度以降より、各地区において毎年少なくとも6ヶ月間、無料学校が維持され、かつ、これに援助が与えられるものとする。

〔公立学校—俸給〕

第6条 学校区において免許状を要する専任教員又はその他の地位にある者は、代用教員を除き、法律の定めるところにより、少なくとも年俸2400ドル(\$2,400)以上の俸給を受けるものとする。

〔公立学校制度〕

公立学校制度には、法律に基づいて設立されたすべての幼稚園、小学校、中学校、高等専門学校、州立大学及び学校区、並びに、その他、これらの学校を維持するために授権された機関が含まれるものとする。学校、大学又は学校制度における他の機関は、直接又は間接に、公立学校制度に含まれない機関に移管されたり、又は、その機関の管轄下に置かれてはならない。

〔公立学校制度の維持—州の補助〕

州議会は、各会計年度に、公立学校制度に含まれる幼稚園、小学校、中学校及び高等専門学校における前年度の平均出席生徒1人当たりにつき少なくとも180ドル(\$180)以上の金額をこれらの学校へ支給するために、州の収入から追加資金を州学校基金(State School Fund)へ供給するものとする。

この学校基金は、各会計年度に各学校区における前年度の平均出席生徒1人当たりにつき少なくとも120ドル(\$120)以上の金額を各学校区へ支給する場合、又は、各会計年度に少なくとも2400ドル(\$2,400)以上の金額を各学校区へ支給する場合の外にも、州議会の定める方法により、各会計年度に、幼稚園、小学校、中学校及び高等専門学校を補助

又は助成する場合に、これらの学校を維持する学校区又はその他の機関を通じて、これを配分するものとする。

いずれの郡又は都市カウンティの憲章に定める退職金制度において、その加入者である学校区の正規教員の掛け金と退職金がいずれも、その規定により、正規教員の俸給に比例して、当該郡又は都市カウンティの出資によって支払われる場合、本条の規定に従って当該郡、都市カウンティ又は当該学校区に配分されるすべての金銭は、郡又は都市カウンティの自治体を維持するために郡又は都市カウンティの学校税から支出されるものと見なし、本条の意味における州の支出と見なしてはならない。[1974年11月5日修正]

[学校区一公債]

第61/2条 本憲法に定めるいかなる規定も、学校を設置する目的で、複数の郡を含む学校区を設置したり、又は、州議会によって現在又は将来において定められる一般法律に従い、学校区で公債を発行することを妨げないものとする。この一般法律で定められる役員は、公債を償還し又は学校区に付与される権限を行使するために、法律の定めるところにより、税を賦課徴収し、及び、その他一切の職務を遂行することができる。但し、この種の公債は、本憲法の第11章第18条*に定める制限に従って発行されるものとする。

[1922年11月7日採択の新条文]

*第11章第18条の旧条文は、1970年6月2日に第13章第40条に書き加えられ、1974年11月5日に廃止された。

[教育委員会]

第7条 州議会は、州教育委員会又は郡教育委員会の任命若しくは選挙について、又は、2つの郡若しくはそれ以上の郡からなる合同郡教育委員会の選挙について定めるものとする。[1976年11月2日修正]

[教科書の無償配給]

第7.5条 州教育委員会は、法律の定めるところにより、この州において第1学年から第8学年まで使用する教科書を採用し、及び、これを無償で配給するものとする。

[宗教系学校一公金一教義]

第8条 いかなる公金も、宗派の経営する学校、宗教教育を施す学校、又は、公立学校を管理する役員の統制下でない学校を維持するために、これを支出してはならない。この州のいずれの公立学校においても、直接又は間接に、宗教的又は特定宗派の教義を教授したり、又は、これらに基づく指導を行ってはならない。

[カリフォルニア州立大学]

第9条 (a)カリフォルニア州立大学は、「カリフォルニア州立大学理事会」と呼称される現行法人の監督下に公共信託財団を設立するものとする。理事会は、この信託財団の組織と管理についてのすべての権限を有すると共に、この信託基金を維持するために、必要により議会の定める統制に従い、大学に寄付された財産に付けられた条件に基づいて、これを運用するものとし、並びに、建設工事、不動産の売却、又は、設備、物品若しくは

サービスの購入についての契約締結に関しては、法律により大学に適用される競争入札手続に従って、これを行うものとする。この法人は、形式上、委員会であり、次に挙げる7名の者がその職務上当然にその監督委員になる。それは、州知事、副知事、下院議長、教育長官、大学同窓会長と副会長、及び、大学総長である。これらの者の外に、知事が任命し、かつ、上院議員の過半数の賛成をもって上院の承認を受ける18名の者が委員になるものとする。但し、現在の任命による委員は、その任期が満了するまで、その職に留まるものとする。

(b) 1974年11月5日以前に任命された委員の任期は、16年とする。2名の任命による委員が、従来通り、各偶数年の3月1日に任期満了になり、及び、2名の委員が、1976年3月1日に始まる任期をもって任命され、それ以後においては、当該年の3月1日に任命されるものとする。但し、この任命は、1979年3月1日に、それ以後においては4年毎の3月1日に行われてはならず、従って、州知事の任期の第1年次に新たに始まる任期をもって理事が任命されてはならない。1976年3月1日以降に始まる任期をもって任命される委員の任期は、12年とする。任命による委員がすべて12年の任期を有する委員で構成されるまでの移行期間においては、任命による委員の総数は、本項前段で定めた定数を越えることができる。

州知事によって任命され、かつ、上院議員の過半数の賛成をもって上院で承認された委員の職に欠員が生じる場合、当該欠員を補充するために任命される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(c) この信託委員会の委員は、委員会の定める手続により、同大学の評議会と学生自治会の役員を含め、大学の教官と学生の適当な代表者に助言を求めた後に、その裁量により、次に挙げるいずれかの者又はその両者を、委員会に参加できる権利を有する委員として任命することができる。: 同大学の学部若しくは他の高等教育研究機関の教官、又は、同委員会の委員として任務する期間中の各学期を同大学の学生として登録した者。任命された者は、いずれも7月1日より1年間を越えない期間、その任務に就くものとする。

(d) 理事会は、少数民族に属する者又は女性を含め、この州の経済的、文化的又は社会的多様性を反映する人員で、これを組織するものとする。但し、理事を選任する場合に、一定方式又は固定比率が適用されることを意図するものではない。

(e) 理事を選任する場合、州知事は、次に挙げる者によって組織される諮問委員会の助言を求めるものとする。下院議長、この者の任命する2名の公益代表者、上院の臨時代理議長、上院の規則委員会(Rule Committee)の任命する2名の公益代表者、州知事の任命する2名の公益代表者、大学理事会の議長、大学同窓会の選出する1名の同窓生、全学代表者会議(Council of Student Body Presidents)の選出する1名の学生、及び、大学評議会の選出する1名の学部教官。公益を代表する委員は、4年の任期でその職に就くものとする。但し、下院議長、上院の臨時代理議長及び州知事がそれぞれ最初に選任する委員のうち1名は、2年の任期でその職に任命されるものとする。学生、同窓生及び学部教官は、1年の任期でその職に就くものとし、この諮問委員会の職にある間は、理事になることができない。

(f) カリフォルニア州立大学理事会は、大学の財産及び大学の利益のために保有する財産を管理し、処分する権利を有し、及び、大学の利益のために又は大学の事業に付随して、

購入又は寄付、贈与若しくは遺贈その他の方法で無制限にあらゆる不動産、動産を取得し、保有する権限を有するものとする。但し、大学の保有する不動産の売却については、法律の定めるところにより、競争入札手続に従って、これを行うものとする。この法人は、信託された財産を能率的に管理するために必要又は便宜とされるすべての権限を有するものとし、及び、訴訟の当事者となり、公印を使用し、必要なる権限若しくは職権を信託委員会又は大学の学部その他に委任する権限を有するものとする。理事会は、1826年7月2日の連邦議会の決議及びその修正決議に基づき、土地の売却から得たすべての金銭を受領するものとする。カリフォルニア州立大学は、すべての政党と宗教の宗派による影響から完全に独立し、理事の任命と大学の管理について自由であり、及び、人種、宗教、民族又は性別を理由に、大学の学部への入学を妨げてはならない。

(g)カリフォルニア州立大学理事会の集会は、法律の定める例外と通知要件に従い、公開とする。[1976年11月2日修正]

第10条 [1974年11月5日廃止]

第11条 [1974年11月5日廃止]

第12条 [1974年11月5日廃止]

第13条 [1974年11月5日廃止]

[学校区の法人格付与及び編制—理事会の権限]

第14条 州議会は、一般法律により、学校区、高等学校区、コミュニティ・カレッジ区、その他の種類の学校区に区分し、編制すること、及び、これらの学校区に法人格を付与することについて定める権限を有する。

州議会は、すべての学校区の理事会に対し、法律又は学校区の設立目的に抵触しない範囲で、いずれの計画、事業又はその他の活動について発案し、これを実施する権限を付与することができる。[1972年11月7日修正、1973年7月1日発効]

第15条 [1974年11月5日廃止]

[教育委員会—市憲章の規定]

第16条 (a)本憲法又は法律によって許されている当該規定の外に、本憲法の第11章第5条に定める権限に基づいて制定されるすべての憲章には、教育委員会委員の選挙又は任命の方法、その時期及び任期について、委員の資格、報酬及び解任について、並びに、それぞれの委員会を構成する委員の数について定めることができる。

[憲章の修正—選挙人の承認]

(b) 第 11 章第 3 条の規定があるにも関わらず、学区又はコミュニティ・カレッジ区の境界線が教育委員会に関する前項の規定の一部若しくは全部について定める憲章を有する市の境界を越える場合においては、教育委員会委員の選挙又は任命の方法、その時期若しくは任期について、委員の資格、報酬若しくは解任について、又は、それぞれの委員会を構成する委員の数について変更するための憲章の修正は、これを学区又はコミュニティ・カレッジ区のすべての有資格選挙人に提出し、かつ、当該案件について選挙人の過半数による承認を得なければ、これを採択してはならない。上の場合について憲章を修正するとき、又は、教育委員会に関する前項の規定のいずれかについて制定し若しくは変更するために憲章の一部を提案し、改正するときは、1 つ又は複数の当該案件を個別に、学区又はコミュニティ・カレッジ区の選挙人に付託するものとする。これらの個別案件のうち承認されない部分については、当該教育委員会に関する現行の準拠法が引き続きその効力を有するものとする。[1978年6月6日修正]

第 10 章 [1972年11月7日廃止、以下に第 10 章]

第 10 章 水*

*1976年6月8日採択の新章。

[州の公用収用権]

第 1 条 州は、州内の可航水域の河岸地域に対し、土地の公用収用権を有することをここに宣言する。[1976年6月8日採択の新条文]

[水の保全と有益な水利用—沿岸権]

第 2 条 この州の現状に照らし、一般福祉の要求するところにより、この州の水資源は、可能な限り有益に利用すべきこと、水の浪費、非合理的な利用又は非合理的な方法での利用は、防止されるべきこと、及び、この種の水については、人民の利益と公共の福祉のために合理的な水利用という点を考慮して、その保全に務めることを、ここに宣言する。州内の水に対する権利、自然の河川若しくは水路に流入する水又はそこから流出する水を利用する権利、又は、州内の水路を利用する権利はいずれも、有益な水利用の要請に合理的に適うよう制限されるものとする。水の浪費、非合理的な利用、非合理的な方法での利用、又は、非合理的な引水方法は、これらの権利には含まれない。河川若しくは水路に接する河岸土地の所有者の権利 [沿岸権 (riparian rights)] は、当該河岸土地の利用目的に照らし、合理的で有益な水利用についての考慮がなされ、かつ、かかる流水が本条の趣旨に従って必要とされ、利用される場合に限り、これを認める。但し、本条に定めるいかなる規定も、河岸土地所有者の河岸土地に接する河川水を合理的な引水と水利用の方法で合理的に利用する権利を、その土地所有者から奪ったり、又は、流水を私的に利用する者が合法的に取得した水利権を、その者から奪うものと解釈されてはならない。本条は、自律執

行的規定とする。州議会は、本条に規定された目的を促進するための法律を制定することができる。[1976年6月8日採択の新条文]

[臨海地域]

第3条 この州で法人格を有する市、都市カウンティ若しくは町から2マイル以内に位置するすべての臨海地域で、港湾、河口、入江又は航行目的に供されているその他の水域に接するすべての土地は、私人、組合若しくは法人に譲与されたり又は売却されてはならない。但し、通行路の目的で州が保有する臨海地域で、かつ、州議会の宣言により、当該地域が航行目的で使用されず、この目的に供する必要がないと認定された土地については、公益を保護するために必要な売却条件を付して、かつ、州議会の決定する条件に従って、町、市、郡、都市カウンティ、地方公共団体、私人、組合又は法人にこれを売却することができる。[1976年6月8日採択の新条文]

[可航水域に対するアクセス]

第4条 州内の港湾、入江、河口又は航行可能な水域に接する土地若しくは臨海地域に対する権利を有し、又は、これらの土地を所有する個人、組合若しくは法人はいずれも、一切の公共目的のための要求があるときはいつでも、これらの水域に対する通行権を排除し、又は、これらの水域における自由な航行を破壊し、妨害してはならない。州議会は、州民が州内の可航水域に対するアクセスを常に確保できるように、本条に最も自由な解釈を与える法律を制定するものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[水利用に対する州の取締]

第5条 販売したり、使用料を取って供給したり又は配給するために現在利用されているすべての水、又は、これらの目的のために今後利用されるすべての水は、公共の用途のために供されるべきであることをここに宣言し、及び、これらの水は、法律の定める方法で州の規制と取締に服するものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

[水の使用に対する補償]

第6条 郡、都市カウンティ若しくは町又はこれらの住民に供給される水の使用に対して課せられる料金若しくは補償を徴収する権利は、特権と見なし、法律によって授權され又は法律の定める方法によらなければ、これを行使することができない。[1976年6月8日採択の新条文]

[土地の取得—カリフォルニア水利法の遵守]

第7条 地方自治体、州又は合衆国の行政機関が、今後、この州内の土地に対する何らかの権益を取得したときはいつでも、かかる行政機関は、その権益の取得を承諾することにより、取得した土地に適用される、水の取得、管理、利用及び配給に関するカリフォルニア州法に従うことを承認したものと見なされる。[1976年6月8日採択の新条文]

第10A章 水資源開発*

*1980年11月4日採択の新章。

[第10A章は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[水利権、水質、及び、魚類と野生生物資源に対する保証と保護]

第1条 カリフォルニア州の人民は、本条により、水利権、水質、及び、魚類と野生生物資源に対し、本章に定める保証又は保護を与える。[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[魚類と野生生物資源、三角州、その他の保護に関する法律]

第2条 1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†によって制定された法律の規定で、(1)州がサクラメント川=サン・ウォーキン川の三角州(the Sacramento-San Joaquin Delta)、サスーン湿地帯(Suisun Marsh)及びサンフランシスコ湾水系の西部三角州(San Francisco Bay system westerly of the delta)の魚類と野生生物資源を保護する方法について、(2)州がサクラメント川=サン・ウォーキン川の三角州に対する水利権を保護する方法について、及び、(3)州が水質基準と水質規制計画に従って州水資源開発制度(State Water Resources Development System)を運営する方法について特定する規定を修正し、廃止し又はこれに追加の規定を設ける法律は、州民発案による法律を修正する法律が承認される場合と同一の方法で選挙人の承認を得ない限り、いかなる効力も有しないものとする。但し、かかる法律がいかなる方法においても三角州又は野生生物資源の保護を縮小するものでないときは、州議会は、各院において議事録に登載される点呼投票で議員の3分の2の賛成をもって成立した法律により、これらの規定を修正し、廃止し又はこれに追加の規定を設けることができる。[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[水の利用—カリフォルニア野生及び景観河川制度で指定された河川]

第3条 1981年1月1日現在のカリフォルニア野生及び景観河川制度(Cali-fornia Wild and Scenic Rivers System)によって指定された河川の水は、水資源局報告の160-74頁(Department of Water Resources Bulletin)に定義されている州内の他の主要貯水池に水を供給するために、貯水又は引水によってこれを利用してはならない。但し、かかる供給について、(a)選挙人によって承認された州民発案の法律によって、又は、(b)州議会の各院において議事録に登載される点呼投票で議員の3分の2をもって成立した法律によって、事前に授權された場合は、この限りではない。[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[三角州保全法を修正、廃止又はこれに追加する法律]

第4条 水法典(Water Code)第6編第4.5部(第12200条から始まる。)の規定(三角州保全法(Delta Protection Act))を修正し、廃止し又はこれに追加の規定を設ける法律は、州民発案による法律を修正する法律が承認される場合と同一の方法で選挙人の承認を得ない限り、いかなる効力も有しないものとする。但し、かかる法律がいかなる方法においても三角州又は野生生物資源の保護を縮小するものでないときは、州議会は、各院において議事録に登載される点呼投票で議員の3分の2の賛成をもって成立した法律により、これらの規定を修正し、廃止し又はこれに追加の規定を設けることができる。

[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[三角州の水利権又は三角州の水域若しくは水質を保全する契約権限を取得するための公用収用手続の利用禁止]

第5条 いかなる公的機関も、水法典第12220条の規定するサクラメント川＝サン・ウォーキン川の三角州から水を供給する目的で、その三角州で用いられる水利権を取得したり、又は、その三角州の水域若しくは水質を保全する契約権限を取得するために、公用収用手続を利用することができない。本条の規定は、水法典第6編第6部第8章(第12930条から始まる。)で許可されている諸施設(但し、これに限定しない。)を含めて、水資源関連施設の建設に必要となる土地その他の権利を取得するために、公用収用手続の利用を禁止するものと解釈されてはならない。[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[事件又は訴訟]

第6条 (a)州裁判所に提起される以下の事件又は訴訟の裁判地は、いずれもサクラメント郡とする。

(1)1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†によって制定された法律の規定について争い、又は、その審査、取消若しくは無効を求める事件若しくは訴訟。

(2)水法典第11255条(a)項に基づく水資源局長(Director of Water Resource)の決定又は魚類及び鳥獣保護局長(Director of Fish and Game)の決定について争い、又は、その審査、取消若しくは無効を求める事件又は訴訟。

(3)水法典第11255条(a)項に規定されている運河関連施設の建設、管理又は保守事業について争い、その審査若しくは阻止を求める事件又は訴訟、又は、これらの事業が実質的に延期となるような効果を生じる事件又は訴訟。

(4)水法典第11460条(b)項に従うよう州水資源開発制度に要求する事件又は訴訟。

(5)水法典第11256条(a)項に定める永続的合意(permanent agreement)に従うよう水資源局若しくはその後継機関に要求する事件又は訴訟。

(6)水法典第11456条に従って締結された契約の条項に従うよう水資源局若しく

はその後継機関に要求する事件又は訴訟。

(b)本条(a)項に規定されている事件又は訴訟については、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†によって制定された法律の施行期日から1年以内に出訴するものとする。本条(a)項に規定されているその他の事件又は訴訟については、より短期の期限が他の法律によって定められない限り、当該訴訟原因が生じてから1年以内に出訴するものとする。

(c)州の地方裁判所又は控訴裁判所は、当裁判所に係属するすべての民事事件又は訴訟に優先して、本条に規定されている事件又は訴訟を審理するものとする。地方裁判所は、事件又は訴訟が提起されてから6ヶ月以内に、その事件又は訴訟の審理を開始しなければならない。但し、かかる審理は、訴訟当事者の共同合意により、又は、相当の理由が提示されたときは、裁判所の裁量により、これを延期することができる。本条の規定は、裁判所に対して他の民事事件又は訴訟を優先的に審理することを要求する法律に取って代わるものとする。本条の規定は、職務執行令状(mandamus)によって執行することができる。

(d)州最高裁判所は、本条に規定されている事件又は訴訟の判決が州控訴裁判所で下される前に、特別救済を求める訴訟当事者による上訴又は申立がなされたときは、州最高裁判所に事件を移送するものとする。但し、州最高裁判所の決定により、(1)水法典第11255条(a)項に規定されている運河関連施設の建設、管理若しくは保守事業は、当該事件又は訴訟によって実質的影響を受ける虞がないとされたとき、(2)当該事件又は訴訟によって、水法典第11460条(b)項の遵守に実質的影響を及ぼす虞がないとされたとき、(3)当該事件又は訴訟によって、水法典第11256条に規定されている永続的合意の遵守に実質的影響を及ぼす虞がないとされたとき、又は、(4)当該事件又は訴訟によって、水法典第11456条に基づいて締結された契約条項の遵守に実質的影響を及ぼす虞がないとされたときはいずれも、この限りではない。事件移送の申立は、州最高裁判所の訴訟事件表において優先的取扱を受けるものとする。事件又は訴訟が州最高裁判所へ移送された場合、州最高裁判所は、訴訟当事者が共同合意によって延期を求めない限り、又は、同裁判所が相当の理由に基づいて延期を認めない限り、事件の移送から6ヶ月以内に当該問題について審理を開始しなければならない。

(e)本条(a)項の第(4)目、第(5)目若しくは第(6)目に規定されている事件又は訴訟において裁判所の付与する救済には、水法典第11460条(b)項の規定の遵守、水法典第11256条に規定されている永続的合意の遵守、又は、水法典第11456条に基づいて締結された契約条項の遵守を要求すること(但し、これらに限定しない。)が含まれる。

(f)サクラメント郡の監理委員会は、州財政管理委員会(State Board of Control)に対し、本条の規定によって現実に負担した経費の請求を申請することができる。この場合、州財政管理委員会は、その経費を支払うものとする。

(g)本条の規定があるにも関わらず、本章に定めるいかなる規定も、州最高裁判所が本憲法第6章第12条に規定されている事件移送の権限を行使することを禁止するものと解釈されてはならない。[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[州行政機関の権限行使]

第7条 州の行政機関は、それぞれに付与された権限を、本章に定める保障に抵触しない方法で行使しなければならない。[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

[本章の効力又は効果]

第8条 本章は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が制定され、かつ、その効力が生じない限り、いかなる効力も効果も有しないものとする。[1980年11月4日採択の新条文。本条は、1979-80年度州議会常会の上院法案第200号†が1982年6月8日の州民投票で承認されなかったために、いかなる効力も効果も有しない。]

†1980年州法令集第632章。

第10B章 1990年海洋資源保護法*

*第10B章は、1990年11月6日に新たに採択された。

[表題]

第1条 本章は、1990年海洋資源保護法と呼称され、このように引用されるものとする。[1990年11月6日採択の新条文]

[定義]

第2条 (a)「保護区」とは、1990年1月1日に施行された魚類及び鳥獣法典(Fish and Game Code)に規定されている魚類及び鳥獣保護区を指す。

(b)本章に別段の規定のない限り、魚類及び鳥獣法典の条、節、章、部又は編の規定に関わる事項はすべて、1990年1月1日に施行されたその法律の定義による。

(c)「海域」とは、州によって規制される太平洋沿岸の水域を指す。

(d)「保護水域(zone)」とは、本章において設定される海洋資源保護水域を指す。この保護水域は、以下の通りとする。

(1)サン・ミゲル、サンタ・ローザ、サンタ・クルーズ、アナカーパ、サン・ニコラス、サンタ・バーバラ、サンタ・カタリナ及びサン・クレメンテの島々から成るチャンネル諸島周辺から水深70ファズム[420フィート]地点又はその沖合1マイル地点のうち、より近い地点までの水域

(2)本土太平洋岸の沖合3カイリ以内の水域、及び、アルゲロ地点(Pont Arguello)から延びる北緯線とメキシコ国境線から延びる北緯線との間で、人口防波堤の沖合4カイリ以内の水域。

(3)ファーミン地点(Point Firmin)から180度の方向へ走る線とニューポート港の防波堤から270度の方向へ走る線との間で、水深35ファズム[210フィート]地点

までの水域。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[刺し網又は三重刺し網—その使用]

第3条 (a)刺し網(gill nets)又は三重刺し網(trammel nets)は、魚類及び鳥獣保護局が本章第5条に基づいて交付する非譲渡性許可証に従って、1991年1月1日から1993年12月31日までの期間、保護水域において使用することができる。

(b)1994年1月1日以降は、刺し網又は三重刺し網は、保護水域において使用してはならない。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[刺し網又は三重刺し網—その使用]

第4条 (a)他の法律の規定があるにも関わらず、刺し網又は三重刺し網は、種類を問わず岩間の魚類を獲るために使用することができない。

(b)本章の施行期日以降においては、アルゲロ地点の北部海域における刺し網又は三重刺し網の使用は、1990年1月1日に施行された魚類及び鳥獣法典第6編第3部第3章の第4節(第8660条からはじまる。)、第5節(第8680条から始まる。)、若しくは第6節(第8729条から始まる。)の規定又はこれらの規定に基づく規則若しくは命令によって制限を受けるものとする。但し、魚類及び鳥獣法典のうち、1989年1月1日に施行された第8680条、第8681条、第8681.7条の規定若しくは第8681.5条(a)項から(f)項までの規定又はこれらの規定に基づく規則若しくは命令は、本章の他の規定に抵触しない限りにおいて執行され、及び、すべての海域に適用されるものとする。本条の規定があるにも関わらず、州議会は、刺し網若しくは三重刺し網の使用又は所有に対する追加的規制を課すことを妨げられない。魚類及び鳥獣保護局長は、刺し網又は三重刺し網の使用について特別に許可できる場合においても、その使用が禁じられている水域でのその網の使用を許可してはならない。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[刺し網又は三重刺し網—その使用]

第5条 魚類及び鳥獣保護局は、以下の両要件を満たす者に対し、本章第3条(a)項に特定した期間中における保護水域での刺し網又は三重刺し網の使用許可証を交付するものとする。

(a)魚類及び鳥獣法典第7850条から第7852.3条に基づいて交付された漁業免許(commercial fishing license)を有する者。

(b)魚類及び鳥獣法典第8681条に基づいて交付された許可証を有し、かつ、刺し網又は三重刺し網を装備した漁船を現在所有する者又はその管理者。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[許可料]

第6条 魚類及び鳥獣保護局は、以下の表に従って、本章第5条に基づいて交付される許可証の料金を徴収するものとする。

年度	料金
1991年	250ドル

1992年 500ドル

1993年 1,000ドル

[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

「刺し網漁又は三重刺し網漁の漁獲高の減少による許可証保有者に対する補償」

第7条 (a)本条(b)項に定める補償を受けようとする者は、本条の施行期日から90日以内に、魚類及び鳥獣保護局に対し、同局の指定する書式で、その補償を申請するものとする。90日以内にその申請を提出しない者は、(b)項に定める補償を受けられない。同局は、本条の施行期日から120日以内に、その申請者の名簿を公開するものとする。

(b)本章第5条に準拠して交付された許可証を有し、かつ、保護水域で漁業を営む者は、1993年7月1日から1994年1月1日迄に、魚類及び鳥獣保護局に当該許可証を返還して、今後、かかる保護水域での刺し網漁又は三重刺し網漁を一切継続しないことに同意したときは、1993年7月1日以降において一括払いの補償を受けることができる。この補償額の算定は、魚類及び鳥獣法典第8681条及び8682条に基づいて交付された刺し網又は三重刺し網の法的に有効な使用許可証に従って漁業に従事した1983年から1987年までの〔5年の〕期間において、岩間の魚類を除き、漁業に従事する者が水揚げした漁船一隻当たりの年間漁獲量の価値に基づいて行われるものとする。魚類及び鳥獣保護局は、同局に提出される漁業記録及び漁獲量報告書(landing receipts)を精査して、漁獲量について認定を行うものとする。同局によって漁獲量が認定されず、その結果、同局による補償を拒否された者は、その決定について、魚類及び鳥獣保護委員会へ不服申立を行うことができる。

(c)州財務管理委員会は、資金の支出に先立って、当該補償を求める者の資格並びに給付される補償額が本章の規定に従ったものであるかについて点検しなければならない。

(d)州議会が、1993年7月1日以前に、本条の執行に必要となる授權法を制定しなければ、いかなる補償も、本条に基づいて支払ってはならない。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[海洋資源保護勘定—料金—利子]

第8条 (a)本条により、魚類及び鳥獣保護基金に海洋資源保護勘定(Marine Resources Protection Account)を開設する。魚類及び鳥獣保護局は、1991年1月1日より、本章の要求する一切の料金を徴収するものとする。同局が本章に従い徴収する一切の料金は、その勘定に預け入れられるものとし、及び、第7条によって許可証を返還する者に対する補償のため又は本章の執行のための支出に充てるものとする。いずれの会計年度においても、本章に従い同局の受け取ったすべての資金のうちで、当該会計年度中に、第7条に定められている者に対する補償のため又は本章の執行のための支出に充てられなかった資金は、翌会計年度に繰り越され、かつ、これらの目的のためのみに利用されるものとする。本章に従い同局によって徴収され、保有されている料金収入から生じる利子はすべて、その勘定に繰り入れるものとする。これらの利子は、本章の認めるこれらの目的のためのみに支出されるものとする。本章第7条に規定する補償に充てるための資金が十分に確保されるか、又は、1995年1月1日の期日が到来するか、そのいずれかが先に

生じるまでは、その海洋資源保護勘定は、引き続き維持されなければならない、同様に、本章に基づいて料金を納付するという要件も、引き続き効力を有するものとする。

(b) 利子又は前年度の繰越金を除き、当勘定に預け入れられた年間総収入のうち、その15パーセントを越えない金額は、本章の執行のために支出することができる。

(c) 魚類及び鳥獣法典第7149条、第7149.1条若しくは第7149.2条に基づいて交付され、かつ、法的に有効なカリフォルニア釣り免許(California sportfishing license)、並びに、同法典に基づいて交付され、かつ、その適用対象になっている釣り免許の証紙(sport license stamp)の外に、アルゲロ地点から延びる北緯線の南部海域で娯楽のために魚釣りをする者は、3ドル(\$3)を支払って、魚類及び鳥獣保護局から海洋資源保護証紙を受け取り、その証紙を自己の釣り免許に恒久的に添付しておくものとする。本項の規定は、1日限りの釣り免許に対しては適用されない。

(d) 魚類及び鳥獣法典第7920条によって要求され、かつ、法的に有効な釣り舟営業免許(commercial passenger fishing boat license)の外に、アルゲロ地点から延びる北緯線の南部海域で営利のために釣り船若しくは漁船から客に魚釣りをさせることを許可された者で、かつ、釣り舟若しくは漁船を所有する者は、3ドル(\$3)を支払って、魚類及び鳥獣保護局から海洋資源保護証紙を受け取り、その証紙を釣り船免許に恒久的に添付しておくものとする。

(e) 魚類及び鳥獣保護局は、本章に従い刺し網漁又は三重刺し網漁の許可証を返還する漁業従事者に対する補償に役立てるために、金銭の提供を申し出る者からの寄付又は贈与を受け取ることができる。

(f) 本条は、1995年1月1日をもって失効する。 [1990年11月6日採択の新条文、1995年1月1日失効、州民発案]

[海洋資源保護勘定一助成金]

第9条 1995年1月1日以後に、魚類及び鳥獣保護基金の海洋資源保護勘定に残された余剰金は、魚類及び鳥獣保護委員会の承認を得るならば、本章第14条に基づいて設けられる生態環境保全区域(ecological reserves)内の海洋資源に関する科学研究に資金提供するために、カレッジ、大学、その他誠実な科学研究団体に対する助成金として使用することができる。 [1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[州議会に対する報告]

第10条 魚類及び鳥獣保護局長は、毎年12月31日迄に、すべての資金についての会計報告を含めて、本章の執行に関する報告書を作成し、これを州議会へ提出するものとする。 [1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[違法行為]

第11条 いかなる者についても、本章の規定に違反して魚類を採捕し、所有し、受け取り、譲渡し、購入し、売却し、交換し又は加工することは、違法行為とする。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[漁業における1日当たりの漁獲量の監視と評価プログラム]

第12条 州内の海洋漁場に関する州の科学的生物学的情報を整備するために、魚類及び鳥獣保護局は、本章に基づいて魚類の採捕を許可された漁業従事者の1日当たりの漁獲量を監視し、評価するためのプログラムを創設するものとする。この監視プログラムを実施するための費用は、漁業水産会社が分担するものとする。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[違反行為に対する罰則—保護観察—罰金]

第13条 (a)本章第3条又は第4条の規定に対する違反が初犯の場合、その罰則は、1,000ドル(\$1,000)以上、5,000ドル(\$5,000)以下の罰金、又は、営利目的で魚類を採捕し、受け取り、譲渡し、購入し、売却し、交換し又は加工するための免許、許可証若しくは証紙の6ヶ月間の使用停止に処すものとする。本章第3条又は第4条の規定に対する違反が再犯の場合、その罰則は、2,500ドル(\$2,500)以上、10,000ドル(\$10,000)以下の罰金、又は、営利目的で魚類を採捕し、受け取り、譲渡し、購入し、売却し、交換し又は加工するための免許、許可証若しくは証紙の1年間の使用停止に処すものとする。

(b)他の法律の規定があるにも関わらず、本章第8条の規定に違反する行為は、魚類及び鳥獣法典第7145条の規定に違反する行為と見なされる。かかる違法行為に対する罰則は、同法典第12002.2条の規定に従うものとする。

(c)本章第3条、第4条又は第8条に違反して有罪とされた者を保護観察(probation)の処分に付す場合には、裁判所は、その保護観察に付される期間又は条件等の外に、その者に、少なくとも本条の定める最少額の罰金の納付という条件を課すものとする。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[生態環境保全区域の新設]

第14条 魚類及び鳥獣保護委員会は、1994年1月1日迄に、本土太平洋岸の海域に4つの生態環境保全水域を新たに設けるものとする。この保全区域はいずれも、少なくとも2マイル四方の広さを有しなければならない。同委員会は、海洋資源の保護管理とその資源の増大に関する科学研究に限って、これらの環境保全区域を使用させるものとする。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[本章は野生生物を保護する他の法律よりも優先したり又はそれにとって代わらない]

第15条 本章は、ラッコ、鯨又は海岸に生息する鳥類等を含む、他の野生生物に保護を与える他の法律よりも優越したり又はその法律にとって代わるものではない。[1

990年11月6日採択の新条文、州民発案]

[可分条項]

第16条 本章のある規定、又は、人若しくはある状況に対するその適用が無効にされた場合においても、本章の他の規定又はその適用は、その無効によって影響を受けることはなく、その無効にされた規定又はその適用を除いて、これを実施することができる。この目的のために、本章の規定は、可分性を有するものとする。[1990年11月6日採択の新条文、州民発案]

第11章 [1970年6月2日廃止、以下に第11章]

第11章 地方公共団体

第1条 [1970年6月2日廃止、以下に第1条]

[郡一設置、境界線、郡の首府、役員及び理事会]

第1条 (a)州は郡に区分され、郡は、法律上、州の部分と認定する。州議会は、統一手続により、郡の設置、合併及び境界線の変更について定めるものとする。郡の設置又は合併については、それぞれ関係する各郡において実施されるその案件についての投票で選挙人の過半数による承認が必要である。境界線の変更については、関係する各郡の理事会(governing body)による承認が必要である。郡の首府の移転については、総選挙の時に移転の提案についての投票で当該郡の有資格選挙人による3分の2の賛成多数をもって承認を得なければ、これを移転することができない。この移転についての提案は、同一郡内においては、4年に1度以上、提出することができない。

(b)州議会は、郡の権限、並びに、各郡における公選による警察署長、地区検事、課税査定官及び理事会について定めるものとする。本章第4条(b)項に定める場合を除き、各理事会は、条例により、理事の報酬について定めるものとする。但し、この報酬について定める条例は、住民投票に付すものとする。州議会又は理事会は、その他の役員について定め、これらの者の報酬については、理事会が定めるものとする。理事会は、雇員の数、報酬、任期及び任免について定めるものとする。[1988年6月7日修正]

第2条 [1970年6月2日廃止、以下に第2条]

[市一設置、権限]

第2条 (a)州議会は、統一手続により、市の設置及びその権限について定めるものとする。

(b)合併又は統合についての投票で選挙人の過半数による承認を得なければ、市と他の市との合併又は統合は、これを行うことができない。[1970年6月2日採択の新条文]

第3条 [1970年6月2日廃止、以下に第3条]

[郡又は市一憲章]

第3条 (a)郡又は市は、憲章についての投票で選挙人の過半数による承認を得なければ、自身の政府のために憲章を採択することができない。憲章は、同一の方法により、これを修正し、改正し又は廃止することができる。憲章及びその修正、改正又は廃止については、いずれも州の公式法令集に登載するものとする。いずれの憲章も本条に基づいて採択されるときは、現行の憲章、及び、新憲章に抵触する法律は、すべてその効力を失うものとする。憲章の規定は、いずれもこの州の法律になり、議会で制定された法律の効力と効果を有する。

(b)郡又は市の理事会若しくは憲章委員会は、憲章又はその修正について提案することができる。憲章の修正又はその廃止については、住民発案又は理事会により、これを提案することができる。

(c)憲章を起草し又はこれを改正するかどうか、又は、憲章委員会を選任するかどうかにつき決定するための選挙は、住民発案又は理事会により、これを要求することができる。

(d)同一の選挙で承認された2つ又はそれ以上の法案においてその規定が互いに矛盾する内容を定めている場合は、最高の賛成投票を得た法案の規定がその効力を有するものとする。[1974年11月5日修正]

第4条 [1933年6月27日廃止、以下に第4条]

[郡憲章一規定]

第4条 郡憲章には、次に挙げる事項について定めるものとする。

(a)5名又はそれ以上の人数で組織される理事会について。これらの理事の選出は、(1)各選挙区で、(2)選挙区を設けず郡全体で、又は、(3)選挙区に居住する条件で郡全体で選挙する、そのいずれの方法によるものとする。憲章を有する郡は、理事会選挙については、選挙区割りに関する法律に従うものとする。

(b)理事会の理事の報酬、任期及び解任について。理事の俸給が州議会の定めるところにより郡憲章に規定される場合は、この報酬については、理事会が条例でこれを定めるものとする。

(c)公選による警察署長、地区検事、課税査定官及びその他の役員について、これらの者の選挙又は任命、報酬、任期及び解任について。

(d)法律の要求する職務の遂行について。

(e)理事及びその他のすべての郡役員の権限と義務について、郡役員の統合と分離について、及び、役員の欠員を補充する方法について。

(f)理事会が、条例により、補助員、代理者、書記官、専門官(attachés)又はその他の雇員の任命とその人数について、これらの者の権限、義務、資格及び報酬について、並びに、その任命時期、任期、任命方法及び解任について規定を設けることについて。

(g)本章の定めるところにより、郡が憲章を制定し又は採択し、かつ、州議会がこれを承認する場合は、本条により憲章に定めることのできる事項又はそこに定めるべき事項に関

する本章第1条(b)項に基づき州議会によって採択される一般法律は、本章に別段の定めのない限り、憲章を採択する郡に対し、これを適用しないことについて。

(h) 憲章を有する郡は、本憲法又は法律により、郡について規定できるあらゆる権限を有するものとする。[1988年6月7日修正]

第5条 [1970年6月2日廃止、以下に第5条]

[市憲章一規定]

第5条 (a) 憲章に従って組織される市は、各憲章に定められる制限又は誓約を受ける外は、市憲章において、市の事務について及び一般法律に基づくその他の事務についてあらゆる条例と規則を制定し、かつ、これを施行することについて規定を設けることができる。市憲章が本憲法に基づいて採択されるときは、現行の憲章、及び、市の事務について新憲章に抵触する法律は、いずれもその効力を失うものとする。

(b) 憲章に従って組織される市は、本条によりあらゆる権限が付与され、本憲法又は州の法律によって許される規定の外に、市憲章において、(1) 市警察隊の組織、規則及び管轄について、(2) 市の全域若しくは一部に置かれる行政管轄区(subgovernment)について、(3) 市政選挙の実施について規定を設けることができるものとし、並びに、(4) 本章の制限を受ける外は、憲章又はその修正によって、その俸給が市によって支払われる市の役員及び雇員を選挙又は任命する方法と時期、これらの者の資格、任期、報酬について、及び、代理者、書記官、その他の雇員の人数、報酬、任命方法、資格、任期及び解任について定めることができる。[1970年6月2日採択の新条文]

第5.1条 [1970年6月2日廃止]

第6条 [1970年6月2日廃止、以下に第6条]

[1つの憲章を共有する都市カウンティ]

第6条 (a) 1つの郡とそこに存するすべての市は、法律の定めるところにより、1つの憲章を共有する都市カウンティとして併合することができる。

(b) 1つの憲章を共有する都市カウンティは、それぞれ特認市(charter city)、特認郡(charter county)とする。特認市の権限は、これに抵触する特認郡の権限に取って代わるものとする。[1970年6月2日採択の新条文]

第7条 [1970年6月2日廃止、以下に第7条]

[地方条例及び規則]

第7条 一般法律に抵触しない限り、郡又は市は、その権限内において、地方、福祉、衛生、その他に関するすべての条例又は規則を制定し、施行することができる。[1970年6月2日採択の新条文]

第71/2条 [1970年6月2日廃止]

第71/2a条 [1949年11月8日廃止]

第71/2b条 [1970年6月2日廃止]

第8条 [1970年6月2日廃止、以下に第8条]

[郡一市の事務の遂行]

第8条 (a)州議会は、郡内に存する市の要求により、郡がその市の事務を遂行することについて定めることができる。

(b)それぞれの憲章に定めのある場合は、郡は、その郡内に存する市との合意により、市の特定の事務を引き受け、これを遂行することができる。[1970年6月2日]

第8a条 [1949年11月8日廃止]

第81/2条 [1970年6月2日廃止]

第9条 [1933年6月27日廃止、以下に第9条]

[地方公共団体の公益事業]

第9条 (a)地方公共団体は、住民に光、水、動力、熱、交通又は通信手段を供給するために、公益事業を興し、買収し又は運営することができる。地方公共団体は、その領域外の住民に対してもこの種のサービスを供給することができる。但し、他の自治体がこの種のサービスを供給しているために、これらの供給を受けることに同意しないときは、この限りではない。

(b)人又は法人は、市の組織法に基づき市の定めた条件又は規則に従い、この種のサービスを供給するために公益事業を興し、運営することができる。[1970年6月2日採択の新条文]

第10条 [1970年6月2日廃止、以下に第10条]

[地方公共団体一追加報酬：市、郡、地区の雇員一居住要件]

第10条 (a)地方公共団体は、役務が終了し、又は、契約が締結され、その全部若しくは一部が履行された以後において、公務員、傭人又は契約当事者に対し追加報酬若しくは特別手当を支給したり、又は、法律に明示していない権限に基づいて結ばれた協定を理由とする請求に対し金銭を支出してはならない。

(b)特認郡若しくは特認市を含め、いずれの市、郡又は地区も、そこの雇員に対し、当該市、郡又は地区に居住することを求めてはならない。但し、雇員が当該勤務地又は任地から合理的に引かれた距離圏内に居住しなければならない場合は、この限りではない。

[1976年6月8日修正]

第10.5条 [1976年6月8日廃止]

第11条 [1970年6月2日廃止、以下に第11条]

[郡又は地方公共団体の機能に対する私的統制—公金の預入と投資]

第11条 (a)州議会は、私人又は私的団体に対し、郡又は地方公共団体の土地改良事業、金銭若しくは財産を統制し、利用し、監督し又は干渉したり、税を徴収し又は査定したり、又は、地方公共団体の有する機能を遂行したりする権限を委任することかできない。

(2)但し、州議会は、この州のいずれの銀行、貯蓄貸付組合、消費者信用組合若しくは連邦政府支援金融機関に公金を預け入れることについて、及び、州内外の金融機関を通じて公債、その他公共の債務の利息、元本、償還手数料を支払うことについて定めることができる。同様に、州議会は、受託者若しくは財務代理人として事業活動する州内外の私人又は私的団体を通じて、公金を証券、登録式公社債又は他の債券に投資することについて定めることができる。[1988年11月8日修正]

第12条 [1933年6月27日修正、1970年6月2日第13章第37条に追加、以下に第12条]

[郡、市その他に対する請求]

第12条 州議会は、郡、市又はその役員、職員若しくは雇員に対する請求を提出、確認、執行するための手続について定めることができる。[1970年6月2日採択の新条文]

第13条 [1970年6月2日廃止、以下に第13条]

[権限配分—本章の解釈]

第13条 本章に定める失効についての規定も含め、州議会と市若しくは郡との間における権限配分に関する本章第1条(b)項(但し、第2文を除く)、第3条(a)項、第4条及び第5条の規定は、これらの修正条文が施行される直前までその効力を有する憲法の当該関連条項を規定し直したものであり、その規定内容については、いかなる変更もないものとして、これを解釈するものとする。

本章で用いる一般法律又は法律という用語は、これらの修正条文が施行される直前までその効力を有する憲法に用いられている用語をそのまま規定し直したものであり、その語の意味においては、いかなる変更もないものとして、これを解釈するものとする。[1970年6月2日採択の新条文]

第131/2条 [1914年11月3日修正、1970年6月2日第13章37.5条]

に追加]

第14条 [1970年6月2日廃止、以下に第14条]

[地方公共団体一課税]

第14条 本条の施行日後に設置され、かつ、2つ若しくはそれ以上の郡の全部若しくは一部を含む地方公共団体は、財産税についての投票で有資格選挙人の過半数による承認を得なければ、財産税を賦課徴収してはならない。[1976年11月2日採択の新条文]

第15条 [1970年6月2日廃止、以下に第15条]

[自動車免許料の配分]

第15条 (a)自動車免許料に関する法律(Vehicle License Fee Law)又はそれに代わる法律によってトレーラー・ハウス又はモービル・ホーム以外の自動車に対する課税徴収額からその徴収費用及び法律の定める払戻金を除いた税収入は、法律の定めるところにより、郡及び市に配分されるものとする。

(b)本条の規定は、選挙人による本条の採択後に、上の法律に基づいて課される税に対して適用されるものとする。[1986年6月3日採択の新条文]

第16条 [1970年6月2日第13章第38条の追加]

第161/2条 [1932年11月8日修正、1970年6月2日第13章第39条に追加]

第17条 [1970年6月2日廃止]

第18条 [1949年11月8日修正、1970年6月2日第13章第40条に追加]

第181/4条 [1970年6月2日廃止]

第181/2条 [1949年11月8日廃止]

第19条 [1970年6月2日廃止]

第20条 [1970年6月2日廃止]

第12章 [1974年11月5日廃止、以下に第12章]

第12章 公益企業

第1条 [1972年6月6日廃止、以下に第1条]

[公益企業委員会一組織]

第1条 公益企業委員会(Public Utilities Commission)は、州知事によって任命され、上院議員の過半数の賛成をもって上院の承認を受ける5名の委員と6年間のずらし任期の制度で、これを組織するものとする。欠員の補充は、前任者の残任期間とする。州議会は、各院の議員の3分の2の賛成により、無能力、職務上の怠慢又は非行を理由に委員を解任することができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第2条 [1930年11月4日廃止、以下に第2条]

[公益企業委員会一権限と義務]

第2条 委員会は、法律の適正手続に従い、委員会の手続について定めることができる。委員会の指名する委員は、委員会の承認により、公聴会を開催し、調査を行い、又は、命令を発することができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第3条 [1930年11月4日廃止、以下に第3条]

[公益企業一州議会の統制]

第3条 公益のために、直接又は間接に、乗客若しくは財物を輸送し、電信電話を送達し、熱、光、水若しくは動力を生産、発生、伝達若しくは供給し、又は、倉庫若しくは埠頭を提供するための管線(line)、施設又は装置を所有し、経営し、管理し又は監督する私法人、私人又は一般輸送通信事業者は、州議会の統制に服する公益企業とする。州議会は、上に定めたものの外にも、私法人又は私人を公益企業として追加指定することができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第4条 [1972年6月6日廃止、以下に第4条]

[料金一輸送の差別的取り扱い、その他]

第4条 公益企業委員会は、運送会社が乗客又は財物を輸送する場合の料金を決定し、規則を定め、差別的取り扱いを禁じ、及び、運賃の請求が不合理、過重又は差別的である場合には、賠償命令を発することができる。運送会社は、委員会に対し、値上げが正当であることについて証明し、かつ、委員会から、値上げについての決定を得た後でなければ、運賃又はその他料金の値上げをすることができない。委員会の決定については、私有財産の没収の問題が生じる場合を除き、司法審査の対象にならないものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第5条 [1972年6月6日廃止、以下に第5条]

[公益企業委員会—公用収用手續における補償]

第5条 州議会は、本章に抵触しない限り、本憲法の他の規定によって制限を受けることなく、委員会に対し権限又は管轄権を追加して付与し、正式記録裁判所において委員会の行政処分について審査するための手續と範囲について定め、又は、土地収用で徴収される公益のための財産に対する補償について決定する権限を委員会に付与することができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第6条 [1972年6月6日廃止、以下に第6条]

[公益企業委員会—権限と義務]

第6条 委員会は、料金を決定し、規則を定め、記録を調査し、罰則付召喚状を發給し、宣誓を行わせ、誓約書を取り、侮辱を理由に処分を与え、及び、委員会の管轄の及ぶすべての公益企業のために統一の会計制度について定めることができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第7条 [1972年6月6日廃止、以下に第7条]

[無料パス、公務に従事する者—利益相反、公益企業委員会委員]

第7条 運送会社は、この州で公職に就いているいずれの者に対しても、無料パス又は割引切符を与えてはならない。無料パスを受け取った公務員は、公益企業委員会の委員を除き、その職を喪失したものと見なす。公益企業委員会の委員は、委員会による規制の対象となっている者又は法人に対し、職務上の関係を保持したり、又は、金銭上の利害関係を持ってはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第8条 [1972年6月6日廃止、以下に第8条]

[公益企業—規制]

第8条 市、郡又はその他の地方公共団体は、委員会が州議会によって付与される権限に基づいて規制する事項については、規制することができない。1911年10月10日において実施されている市憲章に定める市の事務に関して制定され、実施される福祉、衛生、その他についての規則に基づいて公益企業を監督する権限は、この権限が当該市の選挙人によって廃止されない限り、本条の規定によって制限を受けない。同様に、法律の定める条件、要件又は方法で公益企業又はその他の事業に特権(franchise)を付与する市の権利も、制限を受けない。[1974年11月5日採択の新条文]

第9条 [1930年11月4日廃止、以下に第9条]

[再規定 (Restatement)]

第9条 本章の規定は、本章の修正条文が施行される直前までその効力を有する憲法の当該関連条項を規定し直したものであり、その規定内容について、変更を加えるものではない。[1974年11月5日採択の新条文]

第10条 [1974年11月5日廃止]

第11条 [1930年11月4日廃止]

第12条 [1930年11月4日廃止]

第13条 [1972年6月6日廃止]

第14条 [1930年11月4日廃止]

第15条 [1972年6月6日廃止]

第16条 [1972年6月6日廃止]

第17条 [1974年11月5日廃止]

第18条 [1974年11月5日廃止]

第19条 [1974年11月5日廃止]

第20条 [1974年11月5日廃止]

第21条 [1974年11月5日廃止]

第22条 [1974年11月5日廃止]

第23条 [1974年11月5日廃止]

第23a.条 [1974年11月5日廃止]

第24条 [1972年6月6日廃止]

第13章 [1974年11月5日廃止、以下に第13章]

第13章* 課税

*第13章は1974年11月5日に新たに採択された。

第1条 [1974年11月5日廃止、以下に第1条]

[統一規定]

第1条 本憲法又は合衆国の法律に別段の定めのない限り、

(a)課税の対象になるすべての財産は、公正な市場価値に基づき、同じ率でこれを査定するものとする。本憲法又は本憲法によって授權された法律が公正な市場価値と異なる価値基準について定める場合も、同じ率で価値の査定を行うものとする。公正な市場価値又は他の価値基準に基づくものかどうかを問わず、同じ率で査定された価値は、財産税を賦課するための公定評価額とする。

(b)上のように査定されるすべての財産は、その評価額に比例して課税されるものとする。

[1974年11月5日採択の新条文]

第1a条 [1974年11月5日廃止]

第1b条 [1974年11月5日廃止]

第1c条 [1974年11月5日廃止]

第1d条 [1974年11月5日廃止]

第11/4条 [1974年11月5日廃止]

第11/4a条 [1974年11月5日廃止]

第11/4b条 [1974年11月5日廃止]

第11/2条 [1974年11月5日廃止]

第11/2a条 [1974年11月5日廃止]

第1.6条 [1949年11月8日廃止]

第1.60条 [1974年11月5日廃止]

第1.61条 [1974年11月5日廃止]

第1.62条 [1974年11月5日廃止]

第1.63条 [1974年11月5日廃止]

第1.64条 [1974年11月5日廃止]

第1.65条 [1974年11月5日廃止]

第1.66条 [1974年11月5日廃止]

第1.67条 [1974年11月5日廃止]

第1.68条 [1974年11月5日廃止]

第1.69条 [1974年11月5日廃止]

第11/4条 [1974年11月5日廃止]

第2条 [1974年11月5日廃止、以下に第2条]

[動産の分類]

第2条 州議会は、本章の他の規定によって免税されないあらゆる種類の有形動産、資本株、証券、及び、この種の財産に付けられる適法で公正な利息に対して財産税を課することができる。州議会は、各院の議員の3分の2の賛成をもって、様々な課税又は免税について定めるために、あらゆる種類の動産を分類することができる。手形、社債権、資本株、公債、支払い能力のある債務、信託証書又は譲渡抵当権に付けられる利息に対する税率は、その価値の1パーセントの10分の4以上を越えてはならず、同じ徴税区域においては、動産に対する公定評価額の1ドル当たりの税率は、不動産に対するそれよりも高いものであってはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第2.5条 [1974年11月5日廃止]

第2.6条 [1974年11月5日廃止]

第2.8条 [1974年11月5日廃止]

第3条 [1974年11月5日廃止、以下に第3条]

[財産税の免除]

第3条 以下に定めるものについては、財産税を免除する。

[州所有の財産]

(a) 州の所有する財産。

[地方公共団体の財産]

(b) 本章第 11 条(a) 項に定める場合を除き、地方公共団体の所有する財産。

[公債]

(c) 州又はこの州の地方公共団体の発行する公債。

[公共財産]

(d) 一般市民に無料で公開されている図書館又は博物館などのために利用されている財産、及び、公立学校、公立コミュニティ・カレッジ、州立単科大学、州立総合大学のために利用されている財産。

[教育上の財産]

(e) 非営利の高等教育機関によって専ら教育目的のために利用されている建物、土地、設備若しくは証券。

[教会の財産]

(f) 建築物、その建築物が建っている敷地、及び、専ら宗教的礼拝のために利用されている設備。

[墓地に関わる財産]

(g) 営利のために利用又は保有する場合を除き、専ら死体の永久保存のため、又は、死体の財産を保管維持するために利用又は保有されている財産。この財産は、特別査定から免除される。

[農作物]

(h) 現在作っている農作物。

[果樹及び堅果樹]

(i) 果樹園に植栽してから 4 年未満の果樹及び堅果樹、又は、ブドウ園に植栽してから 3 年未満のブドウの樹。

[樹木に対する免除]

(j) これまで商品性のある材木用の樹木を植栽していない土地に植えられた若木、又は、直径 16 インチ以上に成熟したすべての樹木が 70 パーセント以上伐採された後に残った植栽樹又は自然発生した樹木。樹木の植栽又は元の樹木の伐採から 40 年を経過したときは、当該森林又は植栽の樹木は、成熟したものと見なし、課税の対象とする。但し、この場合は、州林業委員会(State Board of Forestry)の代表者、州の税査定平準委員会の代表者、及び、樹木が所在する郡の課税査定官で構成される委員会の過半数による決定に従う

ものとする。

森林又は植栽の樹木に対する課税又は免税方法については、州議会は、本項前段に定めるその方法に代えて、財産の公定評価額に基づかない方法を含む他の代替方法について定めることができる。この代替方法には、いずれも伐採期前の若木に対する免税について、材木の生産に供する樹木を確保するために森林地の継続利用を奨励することについて、並びに、森林地の利用を材木の生産に制限し、この種の利用制限に基づいて森林地に課税する規定に抵触しない用途について定めるものとする。本項のいかなる規定も、本章第8条の規定から森林地を除外するものと解釈されてはならない。

[住宅所有者に対する控除]

(k) 建物を所有する者がその建物を主たる住居として自ら使用し、かつ、その建物に対する他の不動産控除を受けていない場合は、州議会の定めるところにより、その建物の公定評価額から7,000ドルまで控除する。住宅所有者が住宅に対する税を支払うためにその税の全部若しくは一部について州又は自治体から直接若しくは間接に援助を受ける場合、州議会は、この控除を拒否することができる。

本章第25条の要求する補助金を交付するために、州議会がこの交付に足る額まで州税率を引き上げる場合の外、いずれの会計年度においても、7,000ドルを越える控除額の引き上げは実施しないものとする。

州議会は、住宅を所有する者に対する財産税の控除額を引き上げる場合、自ら算出するところにより、この増額によって住宅を所有する者が受ける平均的利益に相当する利益を法律の定義する正当な借家人に付与することについて定めるものとする。

[船舶]

(1) この州に所在する積載力50トン以上の船舶で、かつ、貨物又は乗客の輸送に供しているもの。

[家財一身の回り品]

(m) 商業、職業又は事業に関わりなく保有し、使用する家財又は身の回り品。

[土地によって担保されている債務]

(n) 土地によって担保されているすべての債務。

[退役軍人の免税]

(o) 次に定める退役軍人については、額にして1,000ドルの財産。

(1) 合衆国の陸軍、海軍、空軍、海兵隊、沿岸警備隊若しくは密輸入巡視船（密輸入監視艇）に勤務し、かつ、榮譽除隊した者で、

(2) (i) 戦時においてその任務を遂行し、又は、

(ii) 平時において軍事作戦若しくは遠征に参加し、これにより、合衆国議会から勲章を受け、又は、

(iii) 平時において任務中に被った廢疾で現役を退き、かつ、

(3) 当該年度の租税の賦課期日に (current lien date)、この州に住所を有する者。

公定評価額5,000ドル以上の財産を所有する未婚の者、又は、配偶者と合算して、公定評価額10,000ドル以上の財産を所有する既婚者は、この控除を受ける資格を有しない。

既婚者である退役軍人の所有する財産がその控除額に満たない場合は、その控除額の内
で利用されない差額相当分は、配偶者の財産の中から控除することができる。

[退役軍人の免税]

(p) 次に定める退役軍人の配偶者については、額にして1,000ドルの財産。

(1) 前項(o)の第(1)目及び第(2)目に定める要件を満たす退役軍人の遺族たる配偶者で、
かつ、

(2) 1,000ドルを越える財産を所有せず、かつ、

(3) 当該年度の租税の賦課期日に、この州に住所を有する配偶者。

[退役軍人の免税]

(q) 次に定める退役軍人の父母については、額にして1,000ドルの財産。

(1) 前項(o)の第(1)目及び第(2)目に定める要件を満たす退役軍人の遺族たる父母で、
かつ、

(2) 遺族年金を受給し、かつ、

(3) 当該年度の租税の賦課期日に、この州に住所を有する父母。

死亡した退役軍人の父又は母は、いずれもこの控除を請求することができる。公定評価額5,000ドル以上の財産を所有する未婚の退役軍人、又は、配偶者と合算して、公定評価額10,000ドル以上の財産を所有する既婚の退役軍人は、いずれもこの控除を受ける資格を有しない。

[退役軍人の免税]

(r) 前記の憲法修正の施行期日にこの州に住所を有している者で、かつ、本章の旧条文第11¼条が廃止されなかったならば、その旧条文の定める免税を受ける資格を有した者はいずれも、その修正規定の結果により、免税を受ける資格を奪われない。[1988年11月8日修正]

[退役軍人の免税—査定率の変更—調整]

第3.5.条 課税のための査定率が変更される年においては、州議会は、その査定率に比例して価値が維持されるよう、本章第3条(o)項、(p)項又は(q)項に定める課税対象財産の公定評価額を調整するものとする。

第4条 [1974年11月5日廃止、以下に第4条]

[財産税の免除]

第4条 州議会は、次に定めるものについては、財産税を免除することができる。

[退役軍人—身体的障害—失明]

(a)軍務中に被った傷病により、両眼を失明し、2肢以上の機能を喪失し又は身体的障害になった退役軍人が所有する住宅、その配偶者が所有する住宅、又は、遺された配偶者が所有する住宅で、かつ、他の不動産税の免除を受けていないもの。

[宗教、病院、慈善の目的で使われる財産]

(b)専ら宗教、病院又は慈善の目的で用いられる財産で、かつ、(1)この目的に基づいて設立運営され、(2)営利を目的とせず、及び、(3)その純収益を株主又は個人の利益になるように用いない法人、その他の団体が信託に基づいて所有し又は保有する財産。

[特定大学の財産に対する免税]

(c)カリフォルニア工科大学、カリフォルニア科学院、コッグスウェル工芸大学がそれぞれ所有する財産、ハンティントン図書・美術館が信託に基づいて保有する財産、又は、それらがその後に承継する財産。

[教会の駐車場に対する免税]

(d)第3条(f)項によって免税される土地に合理的かつ必要により設置される礼拝者用の駐車場で、かつ、営利目的に供されないもの。[1974年11月5日採択の新条文]

第5条 [1906年11月6日廃止、以下に第5条]

[建設中の建築物に対する免税]

第5条 建設中の建築物、その建築物の便宜のために使用される土地、又は、その建築物に付けられる設備は、これが財産税の免除対象になる使用目的に供される場合、第3条(e)項、(f)項又は第4条(b)項の定めるところにより、これを免税にすることができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第6条 [1974年11月5日廃止、以下に第6条]

[財産税に対する減免の放棄]

第6条 いずれの年度においても財産税の減免は、これを請求すべき時期に、かつ、法律の要求する手続に従って当該年度の税の減免を請求しない限り、これを放棄したものと見なす。[1974年11月5日採択の新条文]

第7条 [1974年11月5日廃止、以下に第7条]

[不動産税—郡監理委員会による免税]

第7条 州議会は、不動産の有する公定評価額が低水準のために、当該不動産に対する免税を実施しなければ、その土地を査定して徴税するための経費がその土地に対する税額と補助金との総計を上回るような場合には、各院の議員の3分の2の賛成により、こ

の種の不動産に対する免税について郡監理委員会(county boards of supervisors)に授権することができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第8条 [1966年11月8日廃止、以下に第8条]

[遊休地及び歴史的財産一免税]

第8条 遊休地(open space lands)の保護、保存又は維持を促進するために、州議会は、遊休地について定めることができ、及び、この土地が州議会の指示するところに従ってレクリエーション、景勝の楽しみ、天然資源の利用若しくは保護、又は、食物等の生産の用に供される場合、その土地については、財産税のために、その土地の制限条件と用途に適した基準で課税評価することについて定めるものとする。

歴史的に重要な財産を保護するために、州議会は、この種の財産について定めることができ、及び、この種の財産が州議会の指示に従って利用に供される場合、当該財産については、財産税のために、当該財産の制限条件と用途に適した基準で課税評価することについて定めるものとする。[1976年6月8日修正]

第8a条 [1949年11月8日廃止]

[財産税の延期]

第8.5条 州議会は、法律により、満62歳以上の低所得者又は中間所得者については、その者が主たる住居として自ら所有し又は占有する建物に対する従価財産税の支払いを延期できることについて定めることができる。同様に、州議会は、法律により、障害者については、その者が主たる住居として自ら所有し又は占有する建物に対する従価財産税の支払いを延期できることについて定めることができる。州議会は、本条に関するすべての条件について規定するあらゆる権限を有するものとする。

州議会は、法律により、財産税の延期によって郡、都市カウンティ、市又は地区に収入の損失が生じる場合は、その損失額に相当する額をこれらの自治体に補助することについて、及び、延納された税の中から補助金を州に返還することについて定めるものとする。その返還については、補助金に伴う利子の支払い、及び、補助金に関連して州の負担した費用の返済も含めて規定を設けるものとする。[1984年11月6日修正]

[特定の一戸建住宅に対する課税評価]

第9条 州議会は、所有者自らの居住する一戸建住宅が専ら一戸建住宅のために又は農業用に区画された土地に所在する場合、当該住宅、及び、その住宅の便宜のために利用若しくは占有に供されている部分の土地については、議会の定めるところにより、一戸建住宅の用途に適した基準で課税評価することについて定めることができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第9a条 [1974年11月5日廃止]

第9.5条 [1974年11月5日廃止]

第10条 [1974年11月5日廃止、以下に第10条]

[ゴルフ場に対する課税評価]

第10条 面積10エーカー以上を有する不動産で、かつ、租税の賦課期日の直前の2年間若しくはそれ以上も前から専ら非営利のゴルフ場として使用されてきた土地は、この用途の外に、この土地の鉱物、鉱石、炭化水素物その他から生じる価値、又は、この土地で炭化水素物その他の鉱物を採掘する権利を加え、これらを基準として課税目的で査定されるものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第101/2条 [1974年11月5日廃止]

第11条 [1974年11月5日廃止、以下に第11条]

[地方自治体の所有する不動産に対する課税]

第11条 (a) 当該地方自治体はその自治体の境界線の外に所在する不動産を所有する場合において、その不動産が次のいずれかの土地である場合には、その土地の地表面若しくは地下にある水源から水を引き、これを利用する権利、その他の権益を含め、課税対象とする。(1) Inyo郡若しくはMono郡に所在する土地で、かつ、(a) この土地に対する査定が有効なものであったかどうかを問わず、Inyo郡においては1966年度の租税の賦課期日まで、Mono郡においては1967年度の租税の賦課期日までその地方自治体に対する課税目的で査定されてきた土地の場合、又は、(b) 上記の租税の賦課期日の直後に当該地方自治体によって取得せられ、かつ、その前所有者に対する課税目的で上記の租税の賦課期日まで又はその賦課期日毎に査定されてきた土地の場合、又は、(2) Inyo郡若しくはMono郡の外に所在する土地で、かつ、当該地方自治体がこれを取得したときに既に課税対象であった土地の場合。地方自治体の所有する改良土地(improvement)で、その自治体の境界線の外に所在する土地は、その土地が取得せられたときに課税対象であった場合、又は、取得せられたときに課税対象であったその改良土地を再建設するために、その自治体によって工事が施された土地である場合は、課税対象とする。

(b) 地方自治体の所有する課税対象の土地で、Inyo郡に所在する土地は、1968年度以後のいずれの年度においても、1966年度の租税の賦課期日まで査定されてきた場所で、当該年度の前の賦課期日までの土地の公定評価額を州人口で割った1人当たりの評価額と766ドル(\$766)との比率に1966年度の公定評価額を乗じて得られた額で査定されるものとする。地方自治体の所有する課税対象の土地で、Mono郡に所在する土地は、1968年度以後のいずれの年においても、1967年度の租税の賦課期日まで査定されてきた場所で、上記の計算法式で算出された額で査定されるものとする。この場合、かかる法式においては、1967年度の租税の賦課期日、1967年度の公定評価額及び856ドル(\$856)の数値を用いるものとする。地方自治体の所有する課税対象の土地で、Inyo郡とMono郡以外の場所に所在する土地は、それが所在する場所で、(1) 当該土地の公正な市場価格に、

他の土地を査定するときに用いられる、その時の公正な市場価格率 (percent-age of fair market value) を乗じて得られる額、又は、(2) Mono郡に所在する土地の場合について本条に定めた計算法式で得られた額のうち、その低い方の額を上回らない額で査定されるものとする。

本条に定めた税年度の租税の賦課期日以後に地方自治体によって取得された土地がその年度に査定されたより広い土地区分の一部分である場合、その年度におけるその部分土地の公定評価額は、その部分土地を含むその広い土地区分の公定評価額の小部分とする。

地方自治体が、水利権を除いて、1966年度の租税の賦課期日までMono郡において査定されてきた土地を又は1967年度の租税の賦課期日までInyo郡において査定されてきた土地を放棄する場合において、かかる放棄によっても、それぞれ上記の賦課期日まで査定されてきた場所で、水利権とそれに伴う権益等に対して査定され、課税されるものとし、これを免れない。

(c) 税額の査定に用いられる、その時の公正な市場価格率が州議会によって変更されたときは、新しいその価格率が適用される初年度については、本章第11条(b)項によって要求される計算方式には、当該年度の前の賦課期日までの土地の公定評価額を州人口で割った1人当たりの評価額に代えて、その1人当たりの評価額に新たに適用される公正な市場価格率と従来のその価格率との比率を乗じて得られた数値がそれぞれ用いられるものとする。

(d) 1954年3月以後において、課税対象の改良土地が、地方自治体によって所有又は占有されている間に再建設された場合、その土地は、地方自治体によって所有されている限り、他の改良土地と同様に査定されるものとする。但し、その土地の公定評価額は、(1) 私的に所有されている改良土地を査定する時に用いられる査定率と(2) 再建設されたその改良土地の課税のために用いられてきたこれまでの最高評価額を乗じて得られた額を上回ってはならない。この計算法式の目的のために、1967年度以前におけるいずれの年度の評価額も、これを4倍にした額をその年度の評価額とする。

(e) 本章第11条(a)項から(d)項までの規定によって授權される租税の場合を除き、地方自治体は、その自治体の領域外に存する水の消費若しくは利用を基準に又はこれに基づく計算により、税、料金、負担金又はこの種の課徴金を他の自治体に課してはならない。

(f) 農業のための賃借権又は自治体の有する権益の場合を除き、本章第11条(a)項に基づいて課税されるべき土地の場合において、地方自治体の所有する土地に設定された何らかの課税対象権益は、課税されるべき他の権益と同様の方法で課税されるものとする。但し、第11条(a)項に従い課税されるあらゆる権益の全価値は、本章第11条(a)項から(e)項までの規定により確認される地方自治体の権益の有する価値を除いて、その土地に設定されたあらゆる権益の有する全価値を越えるものであってはならない。

(g) 本章第11条(a)項から(d)項までの規定に基づく査定はいずれも、州の税査定平準委員会による審査、平準化又は調整に服するものとする。但し、調整は、それらの条文の規定に従うものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第12条 [1974年11月5日廃止、以下に第12条]

[保証のない財産の税率]

第12条 (a)本条(b)項に定めのない限り、税金の支払いに足る保証がその価値に相当する不動産上の留置権(lien)でない場合における、動産財産税、不動産上で現実に占有しうる権利に対する税、又は、免税されている土地に施される改良工事に対する税はいずれも、税金の支払いに足る保証がその価値に相当する不動産上の留置権である場合における、前税年度と同じ種類の財産に適用される税率で、徴収されるものとする。

(b)いずれの年度においても、査定率に変更される時は、州議会は、保証のある財産と保証のない財産との間に査定の不均衡が生じないように、本条(a)項に定める税率を調整しなければならない。[1976年11月2日修正]

第121/2条 [1933年6月27日廃止]

第123/4条 [1974年11月5日廃止]

第13条 [1974年11月5日廃止、以下に第13条]

[土地とその改良工事は別々に査定する]

第13条 土地とその上に施される改良工事は、別々に査定するものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第14条 [1974年11月5日廃止、以下に第14条]

[査定の場所]

第14条 地方自治体によって課税されるすべての財産は、それが所在する群、市又は区において査定されるものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第141/2条 [1974年11月8日廃止]

第143/4条 [1974年11月8日廃止]

第144/5条 [1974年11月5日廃止]

第15条 [1974年11月5日廃止、以下に第15条]

[被災による財産の再査定]

第15条 州議会は、地方自治体に対し、租税の賦課期日後に物的損害若しくは破壊を被った課税対象財産の査定又は再査定について定める権限を付与することができる。[1974年11月5日に採択の新条文]

第151/2条 [1949年11月8日廃止]

第16条 [1974年11月5日廃止、以下に第16条]

[郡の税査定平準委員会—査定審査委員会]

第16条 郡監理委員会、又は、この監理委員会によって設置される1つ若しくは複数の査定審査委員会(assessment appeal board)は、郡の税査定平準委員会を組織するものとする。2つ若しくはそれ以上の郡監理委員会は、1つ若しくは複数の査定審査委員会を合同で設置することができる。この場合、その査定審査委員会は、これに参加する各郡のために郡の税査定平準委員会を組織するものとする。

第11条(g)項に定める場合を除き、郡の税査定平準委員会は、同委員会の定める告示規則に従い、個々の査定額に調整を加えることにより、地方査定表(local assessment roll)に記載されているすべての課税対象財産の価格について平準化を図るものとする。

郡監理委員会は、査定審査委員会の委員の報酬について定め、この審査委員会のために事務その他の補助人員を供給するものとし、及び、この審査委員会の業務の促進を図るために、さらに税の査定平準請求(equalization petitions)について審議し、これを決定する場合の統一性を確保するために、必要により、この審査委員会のための告示規則とその審議手続を採択するものとし、並びに、この請求の取り下げについて定めることができる。

州議会は、(a)査定審査委員会の委員の定数と資格について、委員の選出、任命及び任期について、並びに、(2)2つ若しくはそれ以上の郡監理委員会が1つ若しくは複数の査定審査委員会を合同で設置する場合の手続について定めるものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第161/2条 [1949年11月8日廃止]

第17条 [1974年11月5日廃止、以下に第17条]

[州の税査定平準委員会]

第17条 州の税査定平準委員会は、投票権を有する5名の委員でこれを組織する。これらの委員は、州出納管理長官の外には、州知事選挙の時に4年間の任期で選挙される4名の者とする。これら4名の委員の選挙のために州内を4つの選挙区に区割りし、各選挙区において1名の委員がその選挙人によって選挙されるものとする。いかなる委員も、2期を越えて在職することができない。[1990年11月6日修正、州民発案]

第18条 [1974年11月5日廃止、以下に第18条]

[郡相互間における税査定の平準化]

第18条 州の税査定平準委員会は、毎年、郡の査定基準を測定し、すべての確定された地方査定表に調整を加えて郡の査定基準の公平性を確保するものとする。但し、均衡に失する地方査定基準から生じる結果に関しては、かかる調整が行われた後の不均衡部分についてのみ、州が財産税を賦課徴収するときにこの税を返還する目的で、自治体又は州によって査定対象とされた財産に対する郡の査定基準を平準化し、又は、郡の各査定基

準に相応して逆進的に州の税率に変更を加えて、これを補正するものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第19条 [1974年11月5日廃止、以下に第19条]

[州による査定]

第19条 州の税査定平準委員会は、(1)2つ若しくはそれ以上の郡を通過する管線、用水路、運河、溝及び水道について、並びに、(2)州内の鉄道会社、電信電話会社、旅客貨物の輸送に従事する自動車会社又はガス若しくは電気の供給販売に従事する会社が所有し又は利用する財産で、かつ、事業特権(franchises)を除いた財産について査定を行うものとする。これらの財産については、他の財産と同様の範囲と方法で課税するものとする。

上記会社に課される租税又は認可料は、商業、製造業又は他の事業を営む会社に課されるものと異なるものであってはならない。この規定は、公益会社が、行政機関によって付与された特権又は事業特権を理由に、法律の課す又は要求する税額の支払いを免れるものと解されてはならない。

州議会は、州の税査定平準委員会に対し、他の公益会社が所有し又は利用する財産について査定する権限を付与することができる。

州の税査定平準委員会は、自治体による査定を受ける者(local assessee)が所有し、かつ、この者によって税が支払われる財産を、州による査定を受ける者(State assessee)が利用する場合には、この種の財産について査定する職務を地方査定官に委任することができる。

第20条 [1974年11月5日廃止、以下に第20条]

[最高税率一起債限度額]

第20条 州議会は、地方自治体のために財産税の最高税率及び起債限度額について定めることができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第21条 [1974年11月5日廃止、以下に第21条]

[学校区税]

第21条 本章第20条に基づいて定められる限度内において、州議会は、各学校区の学校と区の機能を維持する目的で各区の教育委員会の決定する年々の収入を確保するために、郡理事会が学校区税を賦課徴収することについて定めるものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第21.5条 [1974年11月5日廃止]

第22条 [1974年11月5日廃止、以下に第22条]

[州財産税の課税制限]

第22条 財源として、公定評価額に基づいて不動産又は動産に課される財産税は、州のすべての財源で構成される総歳出予算の25パーセントを越えてはならない。
[1974年11月5日採択の新条文]

第23条 [1974年11月5日廃止、以下に第13条]

[州境界線の変更]

第23条 州の境界線に変更が加えられる場合、州議会は、影響を受ける当該財産にどのように課税すべきかについて決定するものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第24条 [1974年11月5日廃止、以下に第24条]

[地方自治体のためにする州の課税]

第24条 州議会は、地方自治体に課税権を付与することができる場合を除いて、自治体のために課税することができない。

[地方自治体のためにする州基金からの支出]

地方自治体のために州基金から地方自治体へ支出される金銭は、法律の定めるところにより、これを使うことができる。

[補助金]

第25条に基づいて地方自治体へ交付される金銭は、州又は地方自治体のために使うことができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第25条 [1974年11月5日廃止、以下に第25条]

[住宅所有者の控除、地方自治体に対する補償]

第25条 州議会は、第3条(k)項の規定によって生じる歳入欠陥に対する補償として、同一会計年度において各地方自治体へ補助金を交付することについて定めるものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第25.5条 [1974年11月5日廃止]

第26条 [1974年11月5日廃止、以下に第26条]

[所得税]

第26条 (a)所得に課され又は所得に応じて査定される租税は、法律の定めるところにより、個人、法人又は他の法的主体に対して課すことができる。

(B)州によって又は州内の地方自治体によって発行される公債の利子については、所得に課される租税を免除される。

(C)カリフォルニア州に所在する大学レベルの非営利教育機関の所得については、(1)その所得が、法律の定めるところにより、関係業務による所得とされ、かつ、(2)この所得が専ら教育目的のために利用される場合には、所得に課され又は所得に応じて査定される租税を免除される。[1974年11月5日採択の新条文]

第27条 [1974年11月5日廃止、以下に第27条]

[金融機関及び法人税]

第27条 州議会は、各院における所属議員の過半数による賛成をもって、州又は連邦政府の認可を受けた商業銀行を含む金融機関及びその事業特権に対し、本憲法又は合衆国の憲法若しくは法律によって禁止されない方法で課税することができる。これらの商業銀行に課される租税は、州議会による他の別段の定めのない限り、純所得に基づき又はその所得に応じて課税されるものとし、及び、不動産税、自動車登録料及び免許料を除いて、これらの商業銀行又はこれらの保有株式に課されるその他一切の租税及び免許料の代わりをなすものとする。[1976年6月8日修正]

第28条 [1974年11月5日廃止、以下に第28条]

[保険会社に対する課税]

第28条 (a)本条で用いる「保険業者」は、保険会社若しくは組合、独立組織として法人その他の代理者が相互保険業務を行う相互会社、又は、州損害保険基金(State Compensation Insurance)を含む。本項で用いる「会社」は、個人、組合(partnership)、人格のない社団(joint stock association)、会社又は法人を含む。

(b)この州で業務を営む各保険業者に対しては、本項の規定により、毎年、以下に定める課税標準額及び税率に従って課税される。但し、この租税は、税額控除の対象とする。

(c)この州で権原保険(title insurance)の業務を行わない保険業者の場合には、「年々の課税標準額」は、当該保険業者がこの州で行った保険業務のうち再保険又は海上保険以外の業務について当該年度に受領した保険料収入の総額から、返却保険料を差し引いた額とする。

この州で権原保険の業務を行う保険業者の場合には、「年々の課税標準額」は、この州で行った保険業務について当該年度に得た総収入から、次のものを除いた額とする。

- (1) 利子及び配当金
- (2) 地代
- (3) 資産の売却又は譲渡などによる利得
- (4) 資産の運用による収入

本項で用いる「資産」には、かかる保険業者が自己に対する請求の決済又は精算で得た財産を含めるものとし、権原についての総合登録(title plants)又は権原記録(title records)の業務で得た資産を含めないものとする。権原についての総合登録簿又は権原

記録の利用から直接又は間接に生じる収入は、年々の課税標準額に含めるものとする。

この州で権原保険業務を営む保険業者がこの州の銀行法に基づいて信託部門を有し又は信託業務を行っている場合で、かつ、その信託部門若しくは信託業務による収入又は信託財産から生じる収入がこの州によって課税され又はこの州によって課されるいずれかの税の査定対象になる場合には、この種の収入は、本条に定める年々の課税標準額に含めないものとする。

(d)各年度における年々の課税標準額に適用される税率は、年2.35パーセントとする。

(f)本条によって保険業者に課される租税は、州、郡又は自治体によってこれらの保険業者又はその財産に課されるその他一切の税及び免許料の代わりになすものとする。但し、次の場合についてはこの限りではない。

(1)保険業者の有する不動産に対する課税の場合。

(2)この州で権原保険業務を営む保険業者がこの州の銀行法に基づいて信託部門を有し又は信託業務を行っている場合で、当該保険業者が、この州で信託業務を行っている信託会社又は銀行の信託部門に課されるものと同様の範囲と方法により、その信託部門又は信託業務に関する限り課税に服する場合。

(3)他州又は外国の法律に基づく租税、免許料その他の負担金で、又は、許可料、制裁金、供託条件、その他重要な義務、禁止若しくは制限で、かつ、当該他州又は外国で営業するカリフォルニア州の保険業者、その代理店又は職務代理者に課されるものが、全体として、カリフォルニア州の法律に基づいて当該他州又は外国の保険業者、その代理店又は職務代理者に直接課される同様の租税、免許料その他の負担金よりも高いものであったり、又は、同様に許可料、制裁金、供託条件、その他重要な義務、禁止若しくは制限よりも厳しいものである場合には、当該他州又は外国の法律が効力を有し、それが適用される間は、これらの租税、免許料その他の負担金、又は、許可料、制裁金、供託条件、その他重要な義務、禁止若しくは制限は、その種類の如何を問わず、他州又は外国の保険業者、その代理店又は職務代理者でカリフォルニア州において業務を現に行い又は行うことを求める者に対し、これを課すものとする。いずれの市、郡その他の下位行政区によって又は他の州若しくは郡の機関によってカリフォルニア州の保険業者、その代理店又は職務代理者に課されるいずれの租税、免許料その他の負担金又はその他の義務は、本条(f)項第(3)目の前段に規定する他州又は外国によって課されたものと見なす。

本条(f)項第(3)目の前段の規定は、個人に課される所得税について、動産若しくは不動産に課される従価財産税について、及び、財産保険以外の各種の保険に関して他州又は外国によって従前に課されてきた特別の義務若しくは査定については、これを適用しないものとする。但し、本条(f)項第(3)目の前段の規定に基づく報復措置の適否と範囲を決める場合において、納入すべき保険料税若しくは他の税から税額を控除したり、すでに納入された不動産税若しくは動産税のために税額を控除することについて考慮する場合は、この限りではない。

本条(f)項第(3)目の前段の規定の目的のために、カナダの法律に基づいて設立された保険業者の場合を除き、外国に籍を置く保険業者の住所は、その保険業者が合衆国においてその主たる事業地として定める州に置かれているものと見なす。

カナダ又はそのこの州の法律に基づいて設立された保険業者の場合、その保険業者の住所

は、その主たる事務所が所在するカナダの州に置かれているものと見なす。

本条(f)項第(3)目の前段の規定は、相互保険業務を行う相互会社又は共済組合に対しても適用されるものとする。

(4)海上保険に対する課税の場合。

(5)州によって課される自動車、その他の動力車の登録若しくは免許料、及び、動力車、自動車若しくはその運行に対して課されるその他の租税若しくは免許料の場合。

(6)相互保険業務を行う相互会社の法人その他の代理者については、代理者としてその主たる業務で得た所得に課税される場合を除き、この州で相互保険業務を行う法人その他に課されるすべての税がその代理者に対して課される場合。

各相互会社の法人その他の代理者が毎年に入すべき税額は、本条の規定の外に現行法律に基づいて算出されるものとし、及び、各相互会社によって法人その他の代理者へ支払われるべき管理手数料は、上で算出された納税額を限度として、相当額の控除を受けるものとする。

(g)この州で海上保険業務を行う保険業者の場合、当該保険業者が合衆国全体で取得する海上保険の引受による収益に対する課税対象額は、合衆国でその保険業者の獲得する保険料収入の総額と州で獲得する保険料収入の総額との比率に基づいて算出し、及び、各保険業者は、毎年、その課税対象額の5パーセントの税を州へ納入するものとする。この租税は、州、郡又は自治体によってこの種の保険業者に課される他の税又は手数料の代わりになすものとする。但し、不動産税、又は、他の種類の保険も引き受けている場合に、その保険業者に対して査定され、賦課されるその他の税は、これを除外する。州議会は、「海上保険」及び「引受による収益」の用語について定義し、並びに、海上保険税の査定、賦課、徴収及び執行について規定を設けるものとする。

(h)本条に規定する租税の査定は、州の税査定平準委員会がこれを行うものとする。

(i)州議会は、各院においてそこに選出されたすべての議員の過半数による賛成があれば、法律により、本条に基づいて保険業者に課される租税の税率を変更することができる。

(j)本条は、本章に定める「当該年度に受領した保険料収入の総額から、返却保険料を差し引いた額」という文言の意味について、従前の法律を変更し又はその変更の企てを意図しない。[1976年6月8日修正]

第29条 [1974年11月5日廃止、以下に第29条]

[地方税収入の配分]

第29条 州議会は、郡、市又は都市カウンティに対し、これらの地方自治体によって課される売上税又は使用税による税収入で、これらの自治体のために州によって徴収されるものをこれらの自治体に配分するための取り決めについて授權することができる。この種の取り決めは、これを実施する前に、総選挙又は予備選挙のときに各地方自治体で投票を行い、その過半数の賛成による承認を得るものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

[租税先取特権—納税の推定]

第30条 租税が先取特権(lien)を有した時から起算して30年を経過したときは、いずれの税も、納付されたものと見なす。但し、この先取特権の対象財産が納税のために州議会の定める方法で換価処分されたときは、この限りではない。[1974年11月5日採択の新条文]

[課税権]

第31条 課税権は、許認可若しくは契約によって放棄又は停止されてはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

[税の徴収に関する訴訟手続]

第32条 いかなる裁判所も、その訴訟手続において、この州又はその公務員に対し、税の徴収を阻止し又は禁止するようなコモン・ロー若しくは衡平法上の令状を発してはならない。納めた税金の返還とその利息分を求める訴訟は、違法に請求されたとする税額を納付した後であれば、州議会の定める方法でこれを提起することができる。[1974年11月5日採択の新条文]

[州議会による法律の制定]

第33条 州議会は、本章の規定を実施するのに必要なるあらゆる法律を制定するものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

第37条 [1974年11月5日廃止]

第37.5条 [1974年11月5日廃止]

第38条 [1974年11月5日廃止]

第39条 [1974年11月5日廃止]

第40条 [1974年11月5日廃止]

第41条 [1974年11月5日廃止]

第42条 [1974年11月5日廃止]

第44条 [1974年11月5日廃止]

第13A章 課税制限*

[不動産に対する従価税の最高税率—税収入の配分]

第1条 (a)不動産に対する従価税の最高税率は、当該不動産の公定評価額の1パーセント(1%)を越えてはならない。この1パーセント(1%)の租税は、法律に従い郡によって徴収され、郡内の各区に配分されるものとする。

[制限規定に対する例外]

(b)上の(a)項に定める制限は、(1)1978年6月1日前において選挙人によって承認された債務に伴い、又は、(2)1978年6月1日以後においては、不動産の取得若しくはその改良事業のための公債保証付債務(bonded indebtedness)で、この案件について投票した選挙人の3分2による賛成で承認されたその債務に伴う利子と償還費用を支払うための従価税若しくは特別負担金(special assessments)については、これを適用しない。[1986年6月3日修正]

[不動産の公定評価額—1975年度の査定以後の評価額—再建設住宅]

第2条 (a)1975年度の査定以後に購入され、新たに建築され又は所有権の移転された不動産についての公定評価額は、1975-76年度の税表(tax bill)の定めるところにより、郡査定官が当該不動産の「現金取引価格」に基づいて又はその後の評価額に基づいて査定する価格を意味する。1975-76年度までに公定評価額について必ずしも適正なる査定を受けていない不動産はすべて、その価値が反映するよう査定し直すことができる。本条の目的のために、「新たに建築された」という用語には、州知事によって災害救助の宣言が行われた災害の場合において、被災後に再建築された家屋等の有する公正な市場価格が被災前の当該家屋等の公正な市場価格に相当するときは、再建築された当該家屋等は、これに含まれない。同様に、「新たに建築された」という用語には、鉄筋構造でない煉瓦造りの建物に改築又は改良工事が施される場合で、その改築又は改良工事の終了後15年間の耐震性を求める地方条例に従うために、その建物に施される改築又は改良工事は、これに含まれないものとする。

但し、第13章第3条(k)項及び施行法令に基づく住宅所有者控除の対象とされる家屋等に居住する満55歳以上の者は、その家屋等の売却後2年以内に、同一郡内に所在する同等か、それ以下の価値を有し、かつ、自己の主たる居住のために購入し又は新たに建築された再建設住宅(replacement dwelling)に対し、控除の対象とされる元の家屋等の年度公定評価額(base year value)を、州議会の定める条件、定義及び手続に従い、本条(b)項で認められる調整も含めて移転することができる。州議会は、これについて規定を設けるものとする。本条の目的のために、「満55歳以上の者」という用語には、夫婦の一方が満55歳以上である夫婦を含めるものとする。本条の目的のために、「再建設住宅」とは、ビル、建物、その他不動産若しくは動産の区別を問わず、居住のための構造を有する施設(shelter)、及び、これらが建っている土地を意味する。本条の目的のために、二世帯住宅は、一戸建住宅の2戸分と見なす。本段の規定は、1986年11月5日以後に購入し又は新たに建築された再建設住宅について適用されるものとする。

更に、州議会は、州内において再建設住宅と元の家屋等が互いに異なる郡内に所在する場合にも、年度公定評価額の移転に関する本項の規定が適用されるように、郡内の地方関係機関との協議の後に、条例を採択することについて各郡の監理委員会に授権することができる。本段の目的のために、「地方関係機関」とは、年間の財産税収入の配分を受ける市、特別区、学区又はコミュニティ・カレッジ区を指す。本段の規定は、年度公定評価額の移転に関する本項の規定についての条例が郡で採択された期日後に購入し又は新たに建築された再建設住宅について適用されるものとする。但し、本段の規定は、1988年11月9日以前に購入し又は新たに建築された再建設住宅については、これを適用しない。

州議会は、満55歳以上の住宅所有者の場合に年度公定評価額を元の家屋等から再建設住宅へ移転できるとする本項の規定を、重度の身体障害を有する住宅所有者に対しても適用できるように措置を講じるものとする。但し、本段の施行日以後に購入し又は新たに建築された再建設住宅についてのみ適用されるように規定を設けるものとする。

[公定評価額に物価上昇率を反映させること]

(b) 公定評価額のための査定基準については、毎年、いずれの年度においても2パーセントを越えることなく、物価上昇率を反映させたり、又は、徴税区域の消費者物価指数又はそれに匹敵する他の統計に示される物価の下落を反映させたり、又は、価値の損害、破壊若しくは他の減少要因を考慮して引き下げることができる。

[「新たに建築された」]

(c) 本条(a)項の目的のために、州議会は、「新たに建築された」という用語から以下のものを除外することについて定めることができる。

(1) 有用性のある太陽エネルギー利用装置の設置若しくは増設工事。

(2) 州議会の定めるところによる、スプリンクラー、その他の消火装置、火災探知機器の設置若しくは取付工事、又は、非常口の改良工事。これらの取付若しくは設置工事は、いずれも本段の施行日後に行われる場合とする。

(3) 重度の身体障害を有する者が住み易くなるように、住宅所有者控除の対象とされる一戸建住宅若しくは多世帯住宅の一部若しくは構造部分について、本段の施行日後に行われる建築、設備若しくは改良工事。

(4) 耐震性を高める補強若しくは設備工事、又は、地震災害を軽減するための技術を応用した改良若しくは設備工事、本段の施行日後に既存の建物に施される工事。州議会は、対象とされる改良工事について定めるものとする。本項の規定で除外されるこれらの工事は、本条(a)項第1段の最後の条文で除外の対象とされる、耐震のための改築若しくは改良工事に該当しない。

[「所有権の移転」]

(d) 本条の目的のために、「所有権の移転」という用語には、公用収用手続によって、公法人による権利取得によって、又は、逆収用訴訟(inverse condemnation)の判決の結果と

しての政府行為によって徴収される土地・家屋等から退去せられた者がその土地・家屋等に相当する価値を有する不動産を代替として取得する場合を含めないものとする。代替として取得された不動産は、それが規模、有用性及び機能において同等である場合、又は、それが、政府行為による住民の強制移転の実施について州議会の定めた州の規則に適合する場合は、徴収された当該不動産と価値において同等と見なされる。本項の規定は、1975年3月1日以後において代替として取得した不動産について適用されるものとする。但し、本項の規定は、本項の施行以後において行われる不動産の査定については適用されない。

[被災一代替不動産]

(e)本条に他の規定があるにも関わらず、州議会は、州知事による宣言が発令された災害によって実質的損壊を被った不動産の年度公定評価額を、同一郡内に所在し、同等の価値を有する不動産で、かつ、実質的損壊を被った不動産の代替として取得し又は新たに建築された不動産へ移転することについて定めるものとする。

本項の規定は、1985年7月1日以後に代替として取得し又は新たに建築され、かつ、同等の価値を有するとされる不動産について、及び、1985-86年度以後の会計年度において決定された公定評価額について適用されるものとする。

[被災一代替不動産]

(f)本条(e)項の目的のために、以下の規定を置く。

(1)不動産の実質的損壊とは、当該不動産が、被災の直前まで有していた価値の50パーセント以上を実質的に失う損害を被る場合とする。この損害には、被災によって設けられた利用制限区域の結果、当該不動産の価値の下落も含まれる。

(2)代替不動産が実質的損壊を被った不動産と価値において同等と見なされるのは、代替不動産が元の不動産と規模、有用性及び機能において同等である場合、又は、代替として取得された不動産の有する公正な市場価値が被災前における元の不動産の有する公正な市場価値に相当する場合とする。

[夫婦間における不動産の移転・譲渡]

(g)本条(a)項の目的のために、「購入された」又は「所有権の移転」という用語には、以下に定めるすべての場合（但し、これらに限定しない。）の外に、1975年3月1日以後において夫婦間で不動産を譲渡し又はその所有権を移転する場合も含まれないものとする。

(1)配偶者が受益者としての利益を得るために、又は、死亡した移転・譲渡人の生存配偶者がその利益を得るために、当該不動産が受託者に移転・譲渡される場合、又は、かかる信託の受託者によって、その不動産が信託設定者の配偶者へ移転・譲渡される場合。

(2)配偶者の死亡により、当該不動産が配偶者へ移転される場合。

(3)夫婦間の財産処理合意、婚姻解消の判決又は法的別居に関連して、当該不動産が配偶者若しくは元の配偶者へ移転・譲渡される場合。

(4)当該不動産に対する共同所有権の設定、移転・譲渡又は解消を夫婦間だけで行う場合。

(5) 夫婦間の財産処理合意、婚姻解消の判決又は法的別居に関連して、当該法人における配偶者の権利と引き換えにその法人の有する不動産を配偶者若しくは元の配偶者へ財産分与する場合。

[親子間における不動産の移転・譲渡]

(h) 本条(a)項の目的のために、「購入された」又は「所有権の移転」という用語には、州議会の定めるところにより、親子間で不動産を譲渡し又はその所有権を移転する場合、その譲渡者の主たる家屋等の譲渡又はその所有権の移転を含めないものとし、同様に、州議会の定めるところにより、親子間で課税評価額100万ドル(\$ 1,000,000)までのその他の不動産を譲渡し又はその所有権を移転する場合も、1回目に限ってこれに含めないものとする。本項の規定は、無償継承的移転(voluntary transfer)の場合、又は、裁判所の命令若しくは判決に基づく場合についても適用されるものとする。

[本条に対する修正の施行]

(i) 他に別段の定めのない限り、1988年11月1日以前において採択された、本条に対する修正は、その修正の施行日後に生じた所有権の移転又は新たに完成した建物について適用されるものとする。他に別段の定めのない限り、1988年11月1日以後において採択された、本条に対する修正は、その修正の施行日以後に生じた所有権の移転又は新たに完成した建物について適用されるものとする。[1990年6月5日及び1990年11月6日修正]

[州税における変更一投票]

第3条 本章の施行日以後においては、本章に従って賦課徴収される税収入を増加させるために設けられる、州税における変更は、税率を引き上げる場合、又は、計算方法を変更する場合を問わず、州議会の各院に選出された総議員の3分の2以上をもって可決された法律によらなければ、これを課すことができない。但し、いかなる場合においても、不動産に対する従価税又は不動産の売買に対する売上税若しくは取引税は、新たに課すことができない。[1978年6月6日採択の新条文、州民発案]

[特別税の賦課]

第4条 市、郡又は特別区は、それぞれ管轄区に存する不動産に対する従価税又は不動産の売買に対する取引税若しくは売上税を除き、それぞれの管轄区の有資格選挙人の3分の2の賛成投票により、それぞれの管轄区において特別税を課すことができる。[1978年6月6日採択の新条文、州民発案]

[本章の施行期日]

第5条 本章の制定をもって施行される第3条を除き、本章は、本修正の制定後に続く課税年度の始まる7月1日から施行されるものとする。[1978年6月6日採択の新条文、州民発案]

[可分条項]

第6条 本章のある条、段、項目の規定が、何らかの理由で無効若しくは違憲とされた場合においても、他の規定は、その無効によって影響を受けることはなく、かつ、完全に効力を有し、施行されるものとする。[1978年6月6日採択の新条文、州民発案]

第13B章 政府支出の限界*

*本章は、1979年11月6日に採択された。州民発案。

[総歳出予算]

第1条 州及び各地方自治体の制限に服する総歳出予算は、本章に別段の定めのない限り、生計費の変動と人口変動に応じて調整される前年度のための州及び各自治体の歳出額の限界を越えてはならない。[1990年6月5日修正、1990年7月1日施行]

[歳出制限の年間見積もり一会計監査]

第1.5条 各地方自治体について、本章に基づく歳出制限の年間見積もりは、一会計年度の会計監査を構成する部分として審査されるものとする。[1990年6月5日採択の新条文、1990年7月1日施行]

[制限超過の歳入]

第2条 (a)(1)一会計年度とその翌年の会計年度において、本章に基づいて当該会計年度と翌会計年度に州が支出できる総額を超過して州が受け取ったすべての収入の5パーセントは、第16章第18.5条に基づいてこの目的のために設置される基金から、移され、割り当てられるものとする。

(2)一会計年度とその翌年の会計年度において、本章に基づいて当該会計年度と翌会計年度に州が支出した総額を超過して州が受け取ったすべての収入の5パーセントは、続く2年の会計年度内に、税率若しくは手数料の改正によって戻されねばならない。

(b)一会計年度とその翌年の会計年度において、本章に従って当該会計年度と翌会計年度に州が支出した総額を超過して州以外の自治体が受け取ったすべての収入は、税率若しくは手数料の改正によって戻されねばならない。[1990年6月5日改正、1990年7月1日施行]

[歳出制限一調整]

第3条 第1条に基づくすべての会計年度の歳出制限は、以下のように調整されるものとする。

(a)自治体の併合、設立その他によって役務を提供する財政的責任が当該自治体から他の自治体へ全体的若しくは部分的に委譲された場合には、かかる委譲が実施される年における委譲された自治体の歳出制限は、上記自治体が相互に同意する合理的額の範囲で引き上げられるものとする。委譲する自治体の支出制限は、その同額分が引き下げられるものとする。

(b) 役務を提供する財政的責任がある当該自治体から私的団体へ全体的若しくは部分的に委譲された場合、又は、役務を提供するための財源が自治体の他の収入から規制免許料、使用負担金、使用料へ全体的若しくは部分的に委譲された場合、かかる委譲の年に、かかる自治体の支出制限は、それに呼応して引き下げられるものとする。

(c) (1) 自治体の立法機関によって緊急事態が宣言された場合には、当該自治体の歳出制限は、続く3年間の歳出制限が緊急事態から生じた歳出の全体的増加を阻止するために削減されるならば、これを超過することができる。

(2) 州知事によって緊急事態が宣言された場合には、当該自治体の立法機関が3分の2の多数をもって、かかる緊急事態に関する経費の緊急負担について承認する歳出予算は、制限に服する歳出予算に当たらないものとする。本段で使用された「緊急事態」という用語は、州内の人及び財産の安全に対する極端な危険と災害の状況が州知事によって宣言された通りに存在することを意味し、並びに、合衆国の外的による蓋然性の高い差し迫った攻撃、火災、水害、干害、暴風、騒乱地震、火山噴火などの状況によって引き起こされた危険性を意味する。[1990年6月5日修正、1990年7月1日施行]

[歳出制限の設定と変更]

第4条 本章によって新しい自治体若しくは既存の自治体に課せられる歳出制限は、憲法上又は法律上の投票要件に従属し、かつ、投票要件に従って、これを設定し又は変更することができる。この変更の期間は、上記選挙人によって決定されるが、変更を行うか継続するかについて選挙人の最も新しい投票の時点から4年を越えてはならない。[1979年11月6日採択の新条文、州民発案]

[偶発事故、緊急事態、失業その他、基金一分担金一引き出し一譲渡]

第5条 各地方自治体は、合理的にして適切と思われる偶発事故基金、緊急事態基金、失業基金、留保基金、退職基金、減債基金、信託基金、その他同種の基金を定めることができる。本章の目的のために、これらの基金に対する分担金は、その分担金が税収から生まれる範囲において、分担金を支出する年度において制限に服する歳出予算を構成するものとする。本章の目的のために、これらの当該基金からの引き出し、その引き出し金の支出（若しくは引き出し金を支出する承認）、かかる基金間の譲渡は、制限に服する歳出予算を構成しないものとする。[1979年11月6日採択の新条文、州民発案]

[州慎重留保基金]

第5.5条 州慎重留保金(prudent State reserve)。州議会は、合理的にして必要と思料する額の枠内で、州慎重留保基金を設けるものとする。この基金への負担金及びこの基金からの引き出し金は、本章第5条の規定を遵守するものとする。[1988年11月8日採択の新条文、州民発案]

[新企画若しくは高度役務の委任一州助成金一例外]

第6条 州議会若しくは州の機関が新企画若しくは高度役務を地方自治体に委任する場合にはいつでも、州は、その地方自治体に新企画若しくは高度役務の費用を提供する

ために、基金の助成を行うものとする。但し、州議会は、以下の3つの委任のいずれかに該当する場合には、当該助成を行うことができる。但し、必ず助成を行わなければならないわけではない。

(a) 当該地方自治体によって要求された州議会の委任、

(b) 新しい犯罪を定める立法又は既存の犯罪の構成要件を変更する立法、

(c) 1975年1月1日以前に制定された州議会の委任、又は、1975年1月1日以前に制定された法律を実施する施行規則若しくは施行命令。[1979年11月6日採択の新条文、州民発案]

[公債による債務負担]

第7条 本章に定めるいかなる規定も、現在又は将来における公債による債務負担に関する債務を履行する州又は地方自治体の能力を損なうものと解釈されてはならない。

[1979年11月6日採択の新条文、州民発案]

[定義]

第8条 別段の明白な規定がない限り、本章に登場する以下の用語は、次に定める通りに使用される。

(a) 州の「制限に服する歳出予算」とは、地方自治体の使用と運用のための州助成金(第6条に基づいてなされた州助成金以外の州助成金)を除いて、さらには、税金の還付、退職失業保険からの給付の支払い、障害保険の基金を除いて、州によって州のために課せられる税収入を一般会計年度内に支出する承認を意味する。

(b) 地方自治体の「制限に服する歳出予算」とは、地方自治体によって地方自治体のために課せられる税金収入、並びに、税金の還付を除き、地方自治体に出される州助成金(第6条に基づいてなされる州助成金以外の州助成金)の収入を一般会計年度以内に支出する承認を意味する。

(c) 「税金収入(proceeds of taxes)」は、すべての税収入、並びに、(1)規制、生産、サービスを実施するに当たって地方自治体により合理的に限定された費用を超えない限りにおいて、規制免許料、使用負担、使用料金、及び、(2)税金収入の投資から、地方自治体に出された収入を含むものであるが、これに限定しない。地方自治体に関しては、「税金収入」とは、第6条に基づくもの以外の州からの助成金を含むものであり、州に関しては、「税金収入」とは、かかる助成金を含まないものとする。

(d) 「地方自治体」とは、市、郡、都市カウンティ、学校区、特別区、公共機関、その他州内の行政管区を意味する。

(e) (1) 州、学校区、コミュニティ・カレッジ区についての「生活費の変動」とは、カリフォルニア州における前年度の個人所得1人当たりの比率の変動を意味する。

(2) 学校区、コミュニティ・カレッジ区、についての「生活費の変動」とは、(A)カリフォルニア州における前年度の個人所得1人当たりの比率の変動、又は、(B)地方の非居住地区建設を付加したために管轄地域の前年度からの地方査定表における比率の変動を指す。各地方自治体は、自治体の統治機関の記録された投票によって、毎年、本項目に基づく生活費の変動を選択するものとする。

(f)州、学校区、コミュニティ・カレッジ区以外の地方自治体の「人口変動」は、州議会の定めるところにより、これを決定する。

学校区又はコミュニティ・カレッジ区の「人口変動」とは、前会計年度における学校区又はコミュニティ・カレッジ区の1日平均出席率における比率の変動である。この比率は、州議会の定めるところにより、これを決定する。

州の「人口変動」は、(1)幼稚園、第一学年から第十二学年、コミュニティ・カレッジのために教育目的以外で支出される前会計年度の州予算の比率によって増加した州人口の比率変動、(2)幼稚園、第一学年から第十二学年、コミュニティ・カレッジのために教育目的から支出される前会計年度の州予算の比率によって増加した、幼稚園、第一学年から第十二学年コミュニティ・カレッジの州全体の1日平均出席率における比率の変動を加算することによって、これを決定するものとする。

本項に基づく人口の決定は、1日平均出席率によって評価される人口の決定を除いて、必要により、合衆国商務省又はその後継省庁の行った定期的人口調査を反映するように、これを改正するものとする。

(g)「債務元利返済額」(debt service)とは、1979年1月1日に存在していた若しくはこの時点で承認された負債に対する、又は、法律に基づくこの目的のために当該自治体の選挙人の投票によってそれ以降に承認された公債による債務負担に対する、利子と償還の負担費用を支払うことが要求される歳出を意味する。これには、それとの関連で要求される留保基金と減債基金を供給することが含まれる。

(h)各会計年度の地方自治体の「歳出制限」は、制限に服する総歳出予算が第1条又は第3条に基づき越えてはならない総額を指す。但し、1978—79年度の地方自治体の「歳出制限」は、この年度の地方自治体の制限に服する歳出の総額である。1978—79年度については、連邦補助金を除き、地方自治体に対する州助成金は、州の税金収入から出されたものと見なされる。

(i)第5条に別段の定めがある場合を除いて、「制限に服する歳出予算」は、商業銀行若しくは貯蓄貸付組合の口座に預金され又は流動証券となっている州若しくは地方自治体の地方機関借款基金、負債金、出資(若しくは授権による出資)基金を含むものではない。

[1990年6月5日修正、1990年7月1日施行]

[制限に服する歳出予算に対する例外]

第9条 各地方自治体の「制限に服する歳出予算」は、以下のものを含まない。

(a)債務元利返済額のための歳出。

(b)裁量なしに付加的サービスのために支出を要求し、又は、不可避免的に既存のサービス規定をもっと費用のかかるものにする裁判所若しくは連邦政府の命令に従うことが要求される歳出。

(c)1978年1月1日に存在する特別区で、かつ、1977—78年度について評価額の100ドルにつき121/2セントを越える従価財産税を課していない特別区の歳出、又は、この時点で存在し若しくはその後住民投票によって創設された特別区の歳出で、その全体が税金収入以外のものから出される歳出。

(d)州議会の定める特別の資本支出計画すべての歳出。

(e)以下のものから生じる収入による歳出。

(1)公道若しくは自動車道で用いられる自動車に使用される自動車燃料に対して1ガロンにつき9セント(\$0.09)を越える比率で課税される場合で、その超過した比率部分に相当する税収入。

(2)第(1)号において特定された税額部分に基づいて徴収される売上税若しくは使用税からの収入。

(3)商業用自動車に課せられる重量料金による収入のうち、1990年1月1日に課せられたその重量料金の収入を上回る部分の収入。[1990年6月5日修正、1990年7月1日施行]

[本章の施行期日]

第10条 本章は、本章の採択された翌会計年度の第1日目から施行されるものとする。[1979年11月6日採択の新条文、州民発案]

[1990年6月1日以降の歳出制限]

第10.5条 1990年6月1日に始まる会計年度又はその後の会計年度のために、各地方自治体の歳出制限とは、本条を加えた措置によって修正され、第3条で要求される変更のために調整され、及び、本章に基づいて1986—87会計年度からなされた変更のために調整された同会計年度の歳出制限のことである。[1990年6月5日修正、1990年7月1日施行]

[制限に服する歳出予算に追加される項目と削除される項目—可分性]

第11条 歳出項目が、所轄裁判所又はその上訴審裁判所の最終判断に従って、制限に服する歳出予算に追加されたり又はそこから削除されたときは、それに応じて、歳出制限は、調整されるものとする。本章における条、項、目若しくは段が何らかの理由で無効又は違憲と判示されても、本章のその他の規定は、影響を受けず、完全に有効なものとして施行される。[1979年11月6日採択の新条文、州民発案]

[制限に服する歳出に対する例外]

第12条 各地方自治体の「制限に服する歳出予算」は、1988年のタバコ税健康保護法(Tabacco Tax and Health Protection Act)によって創設されたシガレット・タバコ生産加算税基金(Cigarette and Tabacco Products Surtax Fund)から生じる収入の歳出を含まないものとする。地方自治体の歳出制限におけるいかなる調整も、1988年タバコ税健康保護法によって創設されたシガレット・タバコ生産加算税基金に預託され又はこの基金から賄われた収入の結果として、第3条に基づいて要求されてはならない。[1988年11月8日採択の新条文、州民発案]

第14章 [1976年6月8日廃止、以下に第14章]

第14章 労使関係*

*第14章は、1976年6月8日に新たに採択された。

第1条 [1976年6月8日廃止、以下に第1条]

[被用者の最低賃金と一般福祉]

第1条 州議会は、被用者の最低賃金と一般福祉について定めることができる。この目的のために、州議会は、委員会に立法権、行政権又は司法権を付与することができる。

[1976年6月8日支度の新条文]

第2条 [1976年6月8日廃止、以下に第2条]

[1日8時間制]

第2条 公共部門における建設時業者又は労働者の労働時間は、生命若しくは財産を危険にさらす戦時又は例外的緊急時を除いて、1日8時間を超えることはできない。州議会は、本条を執行するために規定を設けるものとする。[1976年6月8日採択の新条文]

第3条 [1976年6月8日廃止、以下に第3条]

[建築工事に関するリーエン]

第3条 建築事業者、材料供給者、職工その他のこの種の労働者は、この者が労務を提供する財産に対して、又は、この者が当該仕事の価値のために又は提供された材料の価値のために材料を供給した財産に対して、リーエン [留置権] を有するものとする。州議会は、法律により、このリーエンの迅速かつ効果的な執行について定めるものとする。

[1976年6月8日採択の新条文]

第4条 [1976年6月8日廃止、以下に第4条]

[労災補償]

第4条 本条により、州議会は、適正な立法により完全労災補償制度を創設し、これを執行する完全な権限、並びに、権利侵害若しくは精神的身体的障害が生じた場合にすべての労働者に補償し、及び、当事者の過失に関わりなく、その雇用中に当該労働者に生じた死亡に対して、その被扶養者に補償する責任を創設し、これを執行する完全な権限をはっきりと与えられる。その権限は、本憲法のいかなる規定によっても制限されない。完全労災補償制度は、当事者の過失に関わりなく、その雇用中に労働者に生じた障害若しくは死亡の結果から解放するまでの援助のために、すべての労働者及びその被扶養者の慰安、健康、安全及び一般福祉についての適正な規定を含む。これらの規定には、雇用場所において安全を確保する十分な規定、当該障害の結果から治癒され解放されるために要求される医療、外科、病院、その他の治療措置についての十分な規定、補償を支払い提供する責

任に対する適正な保険保護についての十分な規定、州の補償保険基金の設立と運営を含めたあらゆる側面におけるその保険保護を規律することについての十分な規定、補償の支払いを確保することについての十分な規定、かかる立法の運用があらゆる事例において迅速にかつ安価に、一切の負担なく実質的正義を成就する目的で、かかる立法の下で生じた紛争と問題を解決するのに必要なあらゆる統治機能を有する行政機関に権限、権能、管轄を与えることについての十分な規定等が含まれる。以上のすべては、あらゆる州政府部門を拘束する州の社会公共政策であることをここにはっきりと宣言する。

州議会は、かかる法令の下で生じたあらゆる紛争を、仲裁機関若しくは労使災害委員会、裁判所、又は、これらの機関の一部若しくは全部によって、個々に若しくは共同して解決することについて定める権限を有する。州議会は、かかる紛争の審判の方法と手段について、及び、この審判において1つ若しくは複数の裁判所が下す判決の証拠法則と審査方法について定め、統制することができる。但し、この審判で下されるすべての決定は、州の控訴裁判所による審査に服するものとする。州議会は、以上に述べた完全労災補償制度に関するすべての規定を一つの法令に纏めることができる。

州議会は、被扶養者なしの被用者の雇用から若しくは雇用中に生じた死亡の場合に、州に仲裁金を支払うことについて定める権限を有する。この仲裁金は、被用者に対する雇用者の仲裁金に対する単独雇用者の責任の範囲を超えた付随的障害のための部外補償の支払いのために使用することができる。

本条に定めるいかなる規定も、州の労災委員会若しくは州補償保険基金の創設と存在を損なったり、その実効性を奪うように解釈されてはならない。州の労災委員会及び州補償保険基金の創設と存在は、そこに与えられたすべての機能と共に、ここに承認され、かつ、これを確認する。[1976年6月8日に採択の新条文]

第5条 [1990年11月6日廃止、以下に第5条]

[在監者の労働]

第5条 (a) 矯正施設長官、郡保安官その他、監獄の運営を担当する地方政府の官吏は、在監者の労働を利用するプログラムを実施するために公共団体、非営利若しくは営利組織、団体、事業体と契約を締結することができる。かかるプログラムは、1990年の監獄収容者労働指針(Prison Inmate Labor Initiative)の規定によって又はその規定に基づいて矯正施設長官の定める準則と規則によって、また郡の監獄プログラムについては、地方条例によって、それぞれ制定される法令に従って、これを実施するものとする。

(b) 1990年1月1日に審議された労働法典第1132条第6項によって定義されたストライキ中の非在監被用者、又は、1990年1月1日に審議された労働法典第1132条第8項によって定義されたロックアウトを受けている非在監被用者と同じ職種で、在監者の雇用を提案する雇用者とは、いかなる契約も履行してはならない。1990年1月1日に審議された労働法典第1132条第6項によって定義されたストライキ中の非在監被用者、又は、1990年1月1日に審議された労働法典第1132条第8項によって定義されたロックアウトを受けている非在監被用者と同じ職種で雇用されている在監

者が働く一日の全労働時間は、ストライキの期間中である場合には、先の6ヶ月間の1日の平均労働時間を超えてはならず、また、6ヶ月よりも短い期間でプログラムが実施されるときは、その実施期間の1日平均労働時間を超えてはならない。

(c)本条に定めるいかなる規定も、在監者の労働する権利を創設するものと解釈されてはならない。[1990年11月6日採択の新条文]

第15章 [1976年6月8日廃止、以下に第15章]

第15章 高利*

*本章は、1976年6月8日に新たに採択された。

第1条 [1976年6月8日廃止、以下に第2条]

[利率]

第1条 金銭、動産、債権的財産の借入若しくは支払猶予についての利率、又は、未払い金の支払請求後における利率は、1年につき7パーセントとする。但し、以下のものに関して、金銭、動産、債権的財産の借入若しくは支払猶予を行う当事者は、利率を書面で契約することができる。

(1)金銭、動産、債権的財産が、1年につき10パーセントを越えない利率で、主として個人、家族、世帯の目的のために使用される場合の金銭、動産、債権的財産の借入若しくは支払猶予。但し、主として不動産の購買、建設若しくは改善のためにその収入が使用される場合の金銭、動産、債権的財産の借入若しくは支払猶予は、主として個人、家族、世帯の目的のための使用とは見なされない。

(2)前項(1)で特定されたのとは異なる目的で使用される金銭、動産、債権的財産の借入若しくは支払猶予。但し、この借入若しくは支払猶予は、(a)1年につき10パーセント、又は、(b)1年につき5パーセントにプラスして、(i)借入若しくは支払猶予を行う契約執行の日に、又は、(ii)現在施行され、その後随時改正される連邦準備法(Federal Reserve Act)第13条及び第13a条に基づく加盟銀行に対する前払いとしてサンフランシスコ連邦準備銀行(Federal Reserve Bank of San Francisco)によって開設された借入若しくは支払猶予を行う日の前の月の25日に適用されていた利率の上限を越えない利率(又は、単一の決定可能な前払い利率が存在しないときは、他の個人若しくは機関が州議会によってかかる権能を委任されない限り、カリフォルニア州銀行監督庁(Superintendent of Banks of the State of California)によって定められる利率で、その最新のもの)によるものに限られる。

[負担]

いかなる個人、社団、組合若しくは法人も、金銭、動産、債権的財産の借入若しくは支

払猶予について、本条が許容する利子以上の料金、割戻金、手数料、割引、その他の報酬を借り主から受け取ってはならない。

[例外]

但し、上の利率制限は、いずれも以下のものについては適用されないものとする。〔1〕1931年5月5日に承認され、修正された「建設資金貸付組合法」(Building and Loan Association Act)として呼称される法律の定めるところにより運営されている建設資金貸付組合の債務、この組合による融資若しくは支払猶予、〔2〕1917年5月18日に承認され、修正された「産業ローン会社の設立、権限、監督に関する法律」(An act defining industrial loan companies, providing for their incorporation, powers and supervision)として呼称される法律の規定する手続で設立され、運営されている法人、〔3〕1927年3月31日承認され、修正された「信用組合の設立、権限、運営、監督に関する法律」(An act defining credit unions, providing for their incorporation, powers, management and supervision)という表題の法律の規定する手続で設立され、運営されている法人、〔4〕正規に認可された質屋及び人的財産仲介業(personal property broker)、〔5〕不動産仲介業者(real estate broker)として免許をカリフォルニア州から受けた人間によって実施され、締結された融資で、不動産担保によって全部若しくは一部について保証されたものの場合、〔6〕1909年3月1日に称にされ、修正された「銀行法」(Bank Act)として呼称される法律の定めるところにより運営されている銀行、〔7〕カリフォルニア州法若しくは合衆国連邦法に基づいて設立された銀行、〔8〕食糧農業法典(the Food and agricultural Code)第20部第1編(第54001条から始まる)に基づいて組織された非営利協同組合が、この法典の定める活動に関して行う融資若しくは金銭貸付の場合、〔9〕その構成員に金銭を貸し付けたり前払いする上で、又は、その事業との関係において、非営利を基礎として、専ら農業、園芸、ブドウ栽培、家畜、家禽、養蜂の生産物を市場で販売する業務に従事している法人、社団、合同組合、株式会社又は合名会社、〔10〕担保された信用債権を貸したり前払いする上で、修正された「1923年農業信用法」(Agricultural Credits Act of 1923)という表題の連邦議会法の規定に基づいて組織され、存続している連邦中間取次信用銀行(federal intermediary credit bank)から金銭又は信用を保証された法人、〔11〕本章の下で免除される借入若しくは支払猶予に関する制定法によって認可されたその他の人若しくは団体並びにその継承者。上記の免除された人及び団体のかかる負担は、上に定めた利率を高めたり、これに影響を与えたり結合するという活動をするもの、又は、その目的を実施するものと考えられてはならない。州議会は、随時、上記の免除された人と団体が金銭、動産、債権的財産の借入若しくは支払猶予と関連して貸主から負担を課したり、受け取ったりする料金、割戻金、手数料、割引について1年当たりの最大利率を規定することができ、これらの監督について定めることができ、これらの明細書の作成について規定し、これらを何らかの形で固定し、規制し又は制限することができる。

[裁判所で下される判決一利率]

カリフォルニア州の裁判所で下された判断に基づく利率は、州議会によって、1年につ

き10パーセントを越えないものと設定されなければならない。この利率は、連邦の諸機関の命じる利率に基づいて又は経済指標に基づいて又はその両者に基づいて修正を行うことができる。

州議会による利率が設定されていない場合、州裁判所において下される判決に基づく利率は、7パーセントとする。

[本条の有効範囲]

本条の規定は、本条に抵触する本憲法上のすべての規定及び法律に取って代わるものとする。[1979年11月6日修正]

第2条 [1976年6月8日廃止]

第3条 [1967年6月8日廃止]

第16章 公共財政

[1974年11月5日に修正された表題]

[州の負債—制限—公債法を付託する3分の2の表決—選挙人への付託]

第1条 侵略を撃退し、暴動を鎮圧するための戦争の場合を除いて、州議会は、いかなる場合にも、単独で若しくはそれ以前の債務との合同で30万ドル(\$300,000)を越える債務を負ってはならない。但し、その債務が、単独の目的若しくは事業が明確に特定できるように法律によって授權され、法律がその債務の支払期日に債務の利子を支払うための方法と手段、及び、その債務の元本を契約締結から50年以内に償還し若しくは弁済するための—借入以外の—方法と手段をについて規定し、並びに、この元本と利子が支払われるか、完済するまでは、その法律は廃止できないとする場合は、この限りではない。かかる法律は、債務を背負う時点から債務の満期の4分の1の期間を越えない前に、債務の元本を支払い始めるための減債基金について規定を設けることができる。但し、この法律は、州議会の両院に選出された全議員の3分の2の議決によって可決され、及び、総選挙若しくは直接予備選挙の時に州民投票にかけられ、その案件についての賛否投票で過半数の賛成を得ない限りは、これを実施してはならない。この法律を根拠として支出されるすべての金銭は、その法律に明記された特定の対象とそれによって創設された債務の支払のみに使用されるものとする。州民の表決にかけられる事項に関する十分な公開は、提案される法律の全条文、及び、その法律に対する賛否の論拠が、州民投票の期日以前に各選挙人に送付される投票資料の中で提示されることによって与えられなければならない。かかる法律を公示するための唯一の要請は、その法律が投票資料の中で詳細に提示されることであり、州務長官は、それを印刷させなければならない、ということである。州議会は、かかる法律の州民による承認の後いつでも、法律で授權された負債の総額を、削減の時に契約された総額と同じ総額に削減することができ、また、州議会は、その法律の施行中に債務が締結されなかったときは、その法律を廃止することができる。

この憲法に他の規定があるにも関わらず、州財政割当委員会 (State Allocation Board) に参加することを要求された州議会議員は、学校建設の目的及びそれに関係する目的のために学校区へ資金を割当てし、配分するために、同委員会で審議中の問題と将来の問題について投票し活動する上で、州議会議員以外の委員と同等の権利と義務を有する。

この憲法に他の規定があるにも関わらず、又は、これと異なる定めをする公債法 (bond act) の規定があるにも関わらず、これ以前若しくはこれ以後に州民によって承認された州の一般保証債 (general obligation bonds) が発行されたが、売却しきれなかったときは、州議会は、各院に選出された総議員の 3 分の 2 の多数で通過した制定法により、その売却が提案されたかどうかを問わず、承認されたが売却しきれなかった一般保証債に支払可能な限りの最高利率を付することができる。

1969年度の通常会期の上院法案第763号は、州の一般保証債の最高利を5パーセントから7パーセントに引き上げることを承認し、及び、かかる一般保証債の売却を見越して振り出される信託証書に支払われる最高利率を制限したものであるが、本条により、これを追認する。[1970年6月2日修正]

[一般保証債収益基金]

第1.5条 州庫に「一般保証債収益基金」(General Obligation Bond Proceeds Fund)を創設し、かつ、開設することができる。州議会は、この一般保証債の発行について授權する法律に基づいて、「一般保証債収益基金」に振り込まれ、場合によっては、「一般保証債収益基金」に移される、その利子として支払われる額を含めて、それ以前若しくは将来に発行される州の一般保証債の売却益について定めることができる。この公債の信用のために、州庫に預託されたすべての金銭は、「一般保証債収益基金」において、維持されなければならない。一般保証債の発行の収益は、区別された独立の額として維持されなければならない。収益が発生する特別の公債の発行について授權する法律に従ってのみ、支出されるものとする。州議会は、本条によって与えられる権限により、公債発行による収益がその「公債収益基金」に移されるか、振り込まれる場合には、本条の条件に従って、公債発行からの収益をそこに預託する目的で、それ以前若しくはその後法律によって創設された州庫の中の基金を廃止することができる。但し、この場合には、本条に定めるいかなる規定によっても、州議会は、かくして廃止された一般保証債収益基金を再開することを妨げられず、同様に、その信用のために、再開された特別の公債基金の収益を構成するすべての収益を「一般保証債収益基金」に移すことも妨げられない。[

1962年11月6日採択の新条文]

第2条 [1962年11月6日廃止、以下に第2条]

[公債発行一憲法改正により禁止された付託—一部の憲法規定の廃止]

第2条 (a)カリフォルニア州における公債の準備、発行、売却について規定する本憲法に対しては、今後、いかなる修正案も選挙人に付託されてはならず、及び、今後は、この種の憲法修正案が選挙人に付託され若しくは承認されたとしても、いかなる目的のためにもその実効性を有してはならない。

カリフォルニア州における公債の準備、発行、売却について定めるいかなる措置も、今後は、公債法という形態で選挙人に付託されるものとする。

(b)本条(c)項に列挙された本憲法の規定は、これを廃止する。かかる規定は、憲法修正の選挙人による採択を媒介として、承認され、採択され、合法化され、追認され、有効化され、完全に実効的なものになった法律として、継続し続けるものとする。但し、州議会が、当該規定に基づいて保持している一切の権限に加えて、この下で発行された公債が完全に退けられ、かつ、その下でいかなる権利も侵害されなかった場合には、かかる規定を修正又は廃止することができる。

(c)本条に列挙された憲法の〔廃止〕規定とは、第16章第2条、第3条、第4条、第41/2条、第5条、第6条、第8条、第81/2条、第15条、第16条、第16.5条、第17条、第18条、第19条、第19.5条、第20条及び第21条である。〔1962年11月6日採択の新条文〕

第3条 [1962年11月6日廃止、以下に第3条]

〔配分〕

州の施設として州の排他的運用と統制の下に置かれていない法人、社団、精神病院、病院その他の制度若しくは便益のために、州庫からいかなる公金も配分され又は引き出してはならない。これらの施設のために、州は、いかなる助成金も、財産贈与も行ってはならない。但し、以下に定める本条の規定又は本憲法に他の別段の規定がある場合は除く。

〔連邦基金〕

(1)公機関による病院施設の建設のために、又は、病院施設を建設し維持するために組織された非営利法人による病院施設の建設のために連邦資金が活用できる場合であっても、本憲法に定めるいかなる規定によっても、州議会は、州の公金をこれらの目的のために使用すること、病院施設を建設し維持するために組織された非営利法人のために州の公金の使用を承認することを妨げられない。

〔孤児若しくは老齢貧困者の扶助のための制度〕

(2)州議会は、未成年の孤児、半孤児、遺棄された子供、恒常的身体障害のために有給の仕事に就けない父親若しくは結核に冒され有給の職を求めることができない父親の子供、又は、貧困状態にある老齢者等を支援し維持するために運営されている施設に扶助を与える権限を有するものとする。これらの扶助は、統一規則によってこれを与えるものとし、かつ、各制度の収容者の数に比例して配分するものとする。

〔困窮盲人〕

(3)州議会は、州若しくはその下部機関によって全部若しくは一部が援助されている施設に収容されている困窮盲人に扶助を与える権限を有するものとする。困窮盲人への援助の

運営に関係していない者は何人も、この扶助の申請者若しくは受取人が自分に与えられた扶助をどのように使うのかについて指示してはならない。これらの扶助の受取人に支払われるすべての金銭は、受取人個人の要求に適うように意図されるべきであって、それ以外の人間の便益のためのものであってはならない。これらの扶助が与えられたときは、扶助を受け取る盲人以外の人間の収入として捉えられてはならない。州厚生部(State

Department of Social Welfare)は、上記の困窮盲人に対する扶助に関する規定を執行するために、必要なあらゆる措置を取るものとする。

[身体障害]

(4)州議会は、精神衛生部(Department of Mental Hygiene)の監督下であり、州により全部若しくは一部が援助されている施設に、又は、州の下部機関により全部若しくは一部が支援されている施設によって援助されている施設に収容されていない困窮の身体障害者に扶助を与える権限を有するものとする。

[諸施設の管理]

(5)州は、いつでも、これらの施設の管理について調査する権限を有するものとする。

[孤児、老齢貧困者、困窮盲人一郡の助成]

(6)郡、都市カウンティ、市若しくは町が、未成年の孤児、半孤児、遺棄された子供、恒常的身体障害のために有給の仕事に就けない父親若しくは結核に冒され有給の職を求めることができない父親の子供、又は、貧困状態にある老齢者、州若しくはその下部機関によって全部若しくは一部が援助されている制度に収容されていない困窮盲人、精神衛生部の監督下であり、州により全部若しくは一部が援助されている施設に又は州の下部機関により全部若しくは一部が支援されている制度によって援助されている施設に収容されていない困窮の身体障害者等に対する援助について定める場合、当該の郡、都市カウンティ、市若しくは町は、教会、その他の統制下にある制度に与えられるのと同じ比例配分の助成を受け取る資格を有するものとする。

[公金の受領と支出]

公金の受領と支出の正確な言明は、州議会の通常会期で法律と併せて公刊されなければならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第4条 [1962年11月6日廃止、以下に第4条]

[非営利法人と公共機関に関する貸付保証契約]

第4条 州議会は、非営利法人と公共団体に対して私的若しくは公的貸主が設定した貸付を保証する権限を有するものとする。この貸付によって得た資金は、外来患者医院その他、病院運営に有益な施設又は病院・医院の付属機関を含む、公的若しくは非営利の病院、病院施設、集中治療設備、精神病治療施設の建設、拡張、拡大、改善、刷新、修復のために又は以上のすべてのために使用されるべきである。

本憲法第16章第1条及び第11章第14条を含む（但し、これに限定しない。）本憲法のいかなる規定も、本条によって州議会に与えられる権限を制限するものと解釈されてはならない。[1974年11月5日採択の新条文]

第41/2条 [1962年11月6日廃止]

第5条 [1962年11月6日廃止、以下に第5条]

[宗教団体一助成の禁止]

第5条 州議会は、郡、都市カウンティ、タウンシップ、学区、その他の地方公共団体は、宗教セクト、教会、教義、教派の目的のために予算を組んだり、公的基金から公金を支出したり、これら援助するための助成金を与えてはならない。宗教的信条、教会、教派の団体に統制される学校、カレッジ、大学、病院、その他の制度に援助したり、これらを支えたりしてはならない。州、市、都市カウンティ、タウンシップによって、人的財産若しくは不動産の譲与又は贈与がなされてはならない。但し、本条に定めるいかなる規定も、州議会が第16章第3条に基づいて扶助を与えることを妨げない。[1974年11月5日採択の新条文]

第6条 [1962年11月6日廃止、以下に第6条]

[公金の贈与と貸与の禁止—法人の株式]

第6条 州議会は、公共団体であるか否かを問わず、個人、社団、法人を援助するために、州、郡、都市カウンティ、タウンシップ、その他の公共団体、現存する若しくはその後設立される州行政管区の信用を与えたり、信用を与えることを承認したりする権限を有しない。州議会は、個人、社団、公法人、私法人の債務を支払うために、信用を保証する権限を有しない。さらに、州議会は、個人、公法人、私法人に対して、公金若しくは高額物品の贈与を行ったり、承認したりする権限を有しない。但し、本条に定めるいかなる規定によっても、州議会は、第16章第3条に基づいて扶助を与えることを妨げられない。州議会は、州又はその下部管区に対して、株式を引き受けること、何らかの法人の株主になることを承認する権限を有しない。但し、一部は合衆国、一部は外国にある河川の使用とその目的に必要な全体の国際河川制度の統制を行うことを目的とする灌漑地区は、法律によって授権された形態により、外国に位置する国際河川制度の部分に対する権限を保持する外国法人の株式を獲得することができる。但し、河川の使用とその目的のために必要な水域、水利権その他の財産権を獲得することを目的とする灌漑地区は、同法人の他のすべての株主に対して法律によって課せられた同じ義務と責任に服する、水域、水利権、運河、給水所又は特権を保持する国内法人と外国法人の株式を獲得し、保有することができる。

[保険金を共同出費する和議]

本条の規定は、郡、都市カウンティ、市、タウンシップ、その他の公共団体又は州の下

部管区が、労災補償、失業手当、不法行為責任、さらには、権限協定の共同行使の下に保険金を共同出費する和議を取り結ぶことによって、又は、州議会により授権された公的運営の非営利法人、その他の公共機関に加入することによって、公共機関の負担する公的責任の損失の支払を定めることで、他の公共機関と取り決めをすることを妨げない。

[退役軍人の扶助]

この憲法に定めるいかなる規定も、戦時に合衆国の軍隊若しくは海軍の兵役に従事した退役軍人を扶助するために、また、(1)かかる退役軍人の便益のために農場又は家宅の獲得のために、土地開拓の計画あるいは農業、家宅、土地開拓の整備費用を支払うために、(2)有給の職を得る上で退役軍人が利用するための事業や土地又はそこから派生する利益、建物、日用必需品、装備、機械類、道具の取得と費用を賄うために、州の公金若しくは信用を活用することを禁止するものではない。

[災害援助]

この憲法に定めるいかなる規定も、郡、都市カウンティ、市、タウンシップ、その他の公共団体又は州の下部管区が、公益に関わる場合に、大災害時や緊急事態において、民間所有の土地又は民間に委託された河川から生じた土砂、天然自然物、残骸を取り除くために、個人を扶助又は援助することを禁止するものではない。この場合の大災害時又は緊急事態は、大統領によって宣言されたものとする。いずれの場合にも、地方自治体は、この種の扶助又は援助を与えることで生じる地方自治体に対しての請求権の付与に対して、扶助又は援助の受取人から償還されねばならない。かかる扶助又は援助は、その費用に対する連邦の補填のための要件を満たしていなければならない。

[州下部管区に対する基金の一時的委譲]

本憲法の定める制限規定にも関わらず、市、郡、都市カウンティの出納長は、基金を専ら出納課の監督下に置いて支払う市、郡、都市カウンティ、特別区その他の下部管区によって維持を目的として負担する債務を履行するために、基金を提供する必要がある監督下の基金から一時的委譲を行う権限と義務を有するものとする。これらの下部管区に対する基金の一時的委譲は、市、郡、都市カウンティにこの種の一時的委譲を行う出納長に指示を出す市、郡、都市カウンティの政府機関の採択する議決に基づいてのみなされるものとする。これらの下部管区に対する基金の一時的委譲は、当該下部管区に生じる予想された収入の85パーセントを越えてはならない。この委譲は、会計年度の開始に先立って又は当該会計年度の4月の最終月曜日の後になされてはならず、当該下部管区の他の債務がかかる収入から支払われる前に、当該下部管区に生じた収入から置き換えられねばならない。

[1962年11月2日修正]

第7条 [1962年11月6日廃止、以下に第7条]

[出納管理長官の権限証書]

第7条 金銭は、法律によってなされた歳出予算承認を通してのみ、かつ、出納管

理長官が正当に発する権限証書に基づいてのみ、州財務省からこれを引き出すことができる。[1974年11月5日採択の新条文]

第8条 [1962年11月6日廃止、以下に第8条]

[学校への優先的基金供与]

第8条 (a)州のすべての収入からまず最初に、公立学校制度と公立の高等教育機関の援助のために州によって適用される金銭が分離されなければならない。

(b) 1990 - 91年度から、学校区及びコミュニティ・カレッジ区の援助のために州によって適用される金銭は、以下の総額の上限を下回ってはならない。

(1) 第13B章に基づき配分される総合基金(General Fund)収入の比率として、それぞれ1986年 - 87年度に学校区及びコミュニティ・カレッジ区のために配分される一般基金収入の比率に等しい総額。

(2) 第13B章に基づいて地方単位の税金収入に応じて配分される一般基金の税収入から学校区及びコミュニティ・カレッジ区に充てられる全配分金が、前年度におけるこれらの財源からの総額を下回らないことが確保されるために要求される総額。但し、この年度の総額には、入学登録者の変動と、第13B章第8条(e)項第(1)目に基づいて生計費変動のために調整される第8.5条(a)項に基づいて配分される収入は、含まれないものとする。本規定は、カリフォルニア州における1人当たりの所得の比率成長が1人当たりの一般基金収入における比率プラス0.5パーセントと等しい会計年度か、又は、これを上回る会計年度においてのみ施行されるものとする。

(3) (A) 第13B章に基づいて地方単位の税金収入に応じて配分される総合基金収入から学校区及びコミュニティ・カレッジ区に充てられる全配分金が、第8.5条(a)項に基づいて配分される収入を除いて、在校生の変動のために調整され、また、1人当たりの一般基金収入の変動のために調整される前年度のかかる財源からの総額と等しいことが確保されるために要求される総額。

(B) 第8.5条(a)項に基づいて配分される収入を除いて、入学者の変動のために調整され、第13B章に基づいて地方単位の税金収入に応じて配分される総合基金の税収入から学校区及びコミュニティ・カレッジ区に充てられる全配分金の1パーセントの半分と等しい総額。

(C) 本目(3)の規定は、一会計年度におけるカリフォルニア州の1人当たりの所得の成長率が1人当たりの一般基金収入の成長率プラス0.5パーセントを上回る会計年度においてのみ執行されるものとする。

(c) すべての会計年度において、本条(b)項第(1)目に基づいて計算される総額が、総合基金収入の1.5パーセントを越えない差によって、本条(b)項第(2)目に基づいて計算される総額を超えないときは、総合収入基金の1.5パーセントを越える額は、翌会計年度においては、(b)項の第(2)目若しくは第(3)目に基づいて州援助金の額を計算する目的のために、学校区及びコミュニティ・カレッジ区に充てられる配分金とは考えられない。

(d) 学校区及びコミュニティ・カレッジ区が、本条(b)項第(3)目に基づいて又は(h)項に基づいて、資金供与を受けるように配分されるすべての会計年度においては、この学校区

及びコミュニティ・カレッジ区は、(1)本条(b)項第(2)目が実施されてきた場合には、同第(2)目に基づいて割り当てられたはずの総合基金の金額、又は、本条(b)項の執行が停止されてこなかった場合には、その(b)項に基づいて割り当てられたはずの総合基金の金額と、(2)当該会計年度において実際に学校区とコミュニティ・カレッジ区に割り当てられた総合基金の金額との間の差額に等しい維持費への権限を有するものとする。

(e)本条(b)項に基づいて決定される学校区及びコミュニティ・カレッジ区への維持費は、それが完全に配分されないうちは、毎年、入学者の変動に応じて調整され、かつ、第13B章第8条(e)項第(1)目に基づき、生計費変動に応じて調整される。維持費は、1人当たりの総合基金収入の成長率がカリフォルニア州における1人当たりの個人所得の成長率を越えないすべての会計年度において、州議会によって決定された方法により配分されるものとする。維持費は、毎年、当該会計年度に州議会が割り当てた額によって、減額されるものとする。一会計年度に割り当てられるべき最低限度の維持費の額は、税金収入、及び、税金収入からの1人当たりの総合基金収入の成長率とカリフォルニア州における1人当たりの個人所得の間の差額の半分の総額に等しいものでなければならず、維持費の全ドル総額を越えるものであってはならない。

(f)本条の目的のために、「在学者の変動」は、一日平均の出席者の比率変動によって計るものとする。但し、どの会計年度においても、二年前の年度と前年度における入学者の減少と三年前の年度と二年前の年度における在学者の減少がない限り、前年度から今年度にかけての在学者の減少のために調整されることはない。

(h)本条(b)項第(3)目(B)段の規定は、第4章第12条に基づいて立法された法案の一部になり又は法案に含まれる場合にのみ、1年間だけ停止され得る。本条(b)項のその他の規定は、第4章第8条に基づく緊急法律の制定によって、緊急法律が第4章第12条に基づいて制定される法案の一部でないか又は法案に含まれていない場合には、1年間だけ執行を停止することができる。[1990年6月5日修正、1990年7月1日施行]

第81/2条 [1962年11月6日廃止]

[州学校基金への配分]

第8.5条 (a)第8条に基づいて学校区及びコミュニティ・カレッジ区の援助のために適用されることが要求される額に加えて、出納管理長官は、毎年、第13B章第2条(a)項第(1)目に基づいて利用可能なすべての収入を、それぞれ学校区及びコミュニティ・カレッジ区における在学者に比例して初等学校及び中高等学校に供する目的のために限定される州学校基金の一部と、コミュニティ・カレッジに供する目的のために限定される州学校基金とに、それぞれ委譲し、配分するものとする。

(1)初等学校及び中高等学校のために限定される州学校基金の一部に割り当てられる基金に関しては、初等学校及び中高等学校の学生1人当たりの当該年度支出が学生1人当たり最高年度支出を擁する10州の学生1人当たりの平均年度支出と等しいか又はそれを越えること、及び、初等学校及び中高等学校の平均学級規模を有する10州の平均学級規模と等しいか又はそれを下回ることを財務長官と教育長官とが相互に決定する場合には、本条に基づく基金の委譲又は配分は、これを要求してはならない。

(2) コミュニティ・カレッジに限定される州学校基金の一部に配分される基金に関しては、当州におけるコミュニティ・カレッジの学生1人当たりの年間支出がコミュニティ・カレッジの学生1人当たり最高年間支出を擁する10州の学生1人当たりの平均年間支出に等しいか又はそれを越えることを財務長官とカリフォルニア・コミュニティ・カレッジ総長が相互に決定する場合には、本条に基づく基金の委譲又は配分は、これを要求してはならない。

(b) 第13B章の諸規定にも関わらず、本条に基づき配分される基金は、制限に服する歳出予算に相当するものではない。

(c) 本条(a)項に基づいて州学校基金に委譲される基金からは、毎年、各学校区及びコミュニティ・カレッジ区に対して、出納管理長官は、その一部を配分しなければならない。この場合、出納管理長官は、初等学校及び中高等学校の目的のために限定される州学校基金の一部における総額からの学校区における在学者ごとに等しい総額を、並びに、コミュニティ・カレッジの目的のために限定される州学校基金の一部からのコミュニティ・カレッジ区における在学者ごとに等しい総額を配分しなければならない。

(d) 本条(a)項に基づいて配分されるすべての収入は、法律によって要求される教育設備の改善と責任を目的としてのみ、支出されねばならない。

(e) 初等学校及び中高等学校を維持する学校区は、かかる基金について単一年度の会計監査を実施しなければならない。また、各学校のための学校責任成績表(School Account-ability Report Card)を採用しなければならない。[1990年6月5日修正、1990年7月1日施行]

第9条 [1962年11月6日廃止、以下に第9条]

[魚類及び鳥獣]

第9条 魚類及び鳥獣の保護と繁殖に関する州法に基づいて集められる金銭は、これに関する活動のために使用されるものとする。[1974年11月5日採択の新条文]

[高齢者扶助—連邦と州の協力]

第10条 合衆国政府若しくは合衆国政府の官吏及びその機関が高齢者のための年金その他の扶助を開設する場合には常に、合衆国と州の協力が、法律により規定された方法において、法律により規定された範囲内で承認されるものとする。

当州の郡、都市カウンティ、市町村、特別区その他の行政管区によって本条の規定に基づいて利用可能となり、支出される金銭は、選挙人の投票若しくは州の税査定平準委員会による授權から独立して本憲法第11章第20条*の下で許容される所与年度の最大支出を決定する基盤の一部とは見なされない。[1962年11月6日修正]

* 第11章第20条は、1970年6月2日に廃止された。

[救済の運用]

第11条 州議会は、救済の運用に関する憲法規定及びそれ以前若しくはその後制定された法律の運用について定めるあらゆる権限を有する。このために、救済の運用と

これに関する法律の運用に関しての州の機関と官吏に与えられた権限を修正し、委譲し、拡大することができる。州議会又は州民発案による州民は、失業から生じるもの、その他の原因から生じるものとは問わず、苦難と窮乏の救済に関する法律を改正し、修正し、廃止する権限を有し、又は、失業から生じるもの、その他の原因から生じるものとは問わず、直接に州によって若しくは州内の郡を通じて行う苦難と窮乏の救済の運用について立法する権限を有するものとする。さらに、州議会が適当と思料するところにより、郡に扶助を与え、郡に対する州の償還について規定を設ける権限を有するものとする。〔1962年1月6日修正〕

第12条 〔1962年11月6日廃止〕

〔高齢者扶助のための保証として採用された負担を免除する州議会の権限〕

第13条 本憲法に他の規定があるにも関わらず、州議会は、高齢者に対して適法に与えられた高齢者の受け取る扶助の州、郡、その他の州政府機関への弁済又は償還を確保するために、それ以前若しくはそれ以後において州議会によって制定され、賦課された財産負担、個人債務、その他の保証形態を免除し、解除し、取り消し、その全部若しくは一部を廃止する権限を有するものとする。〔1962年11月6日修正〕

〔公債—環境汚染制御設備〕

第14条 州議会は、汚染制御に必要な、かつ、地方自治体以外の人間、社団、法人に対する環境汚染制御設備の貸付若しくは販売のために必要なすべての科学技術設備の取得を含めて、環境汚染制御設備の取得、建設、設置のために融資する収入債(revenue bonds)の発行について定めることができる。但し、この収入債は、州の課税権によって確保されてはならない。州議会は、いずれの院により採択された決議によって、この収入債の発行を禁止し、制限することができる。第13章第25条及び第16章第2条を含め、本憲法に定めるいかなる規定も、本条に基づいて州議会に与えられた権限を制限するものと解釈されてはならない。本条のいかなる規定も、公共機関に対し、産業若しくは商業を営むことについて授権したものではない。〔1972年11月7日採択の新条文〕

〔代替エネルギー資源設備—取得と建設、その他—収入債発行〕

第14.5条 州議会は、代替エネルギー資源の利用に必要な、かつ、地方自治体以外の人間、社団、法人に対する代替エネルギー資源設備の貸付若しくは販売のために必要なすべての科学技術設備の取得を含めて、州議会が適当と考える熱電併給技術、太陽熱、バイオマス、その他の代替エネルギー資源を利用する設備の取得、建設、設置のために融資する収入債の発行について定めることができる。但し、この収入債は、州の課税権によって確保されてはならない。州議会は、両院により採択された決議によって、この収入債の発行を禁止し、制限することができる。本章第1条、第2条及び第6条を含め、本憲法に定めるいかなる規定も、本条に基づいて州議会に与えられた権限を制限するものと解釈されてはならない。本条のいかなる規定も、公共機関に対し、産業若しくは商業を営むことについて授権するものではない。〔1980年11月6日採択の新条文〕

第15条 [1962年11月6日廃止、以下に第15条]

[パーキング・メーター収入]

第15条 公共駐車場を設備するための証券を発行することについて授権された公共団体、又は、この種の設備を含む土地を擁している公共団体は、付加的な証券として利用できるパーキング・メーターからの収入を使うことについて授権される。[1974年11月5日採択の新条文]

第16条 [1962年11月6日廃止、以下に第16条]

[再開発計画の課税]

第16条 現行若しくはその後改正されるコミュニティ再開発法(Community Redevelopment Law)に従って実施される再開発のためのすべての財産は、公的所有のために課税に服さない公的所有財産を除いて、本章第1条の定めるところにより、その価格に比例して課税されるものとする。これらの税(ここで使用される「税」とは、土地と不動産に対して従価を基礎に課せられるすべての税を含むが、これに限定しない。)は、他の税がそれぞれの課税機関によって賦課徴収されるときに、同様に賦課徴収されるものとする。

州議会は、次のような規定を含む再開発計画について定めることができる。すなわち、再開発計画を承認する条例の施行日の後に、カリフォルニア州、市、郡、都市カウンティ、特別区その他の公共団体(以下の箇所では時として「課税機関」と称される。)によって、又は、これらの便益のために、毎年、再開発計画のための課税対象財産に課せられる税は、これを以下のように分類する。

(a)再開発のための財産に対する課税機関による課税との関係で使用され、条例の施行日前に最後に平準化された査定表において示されるように、再開発のための課税財産の公定評価額の総額に対してそれぞれの課税機関によってそれぞれの課税機関のために毎年課税される税率によって生み出される税金部分は、他のすべての財産に対して課税機関の課す税金が支払われるときに、それぞれの課税機関の基金に配分されなければならない。それが徴収される場合には、この基金に払い込まれるものとする。(条例の施行日には再開発計画のための地域を含まず、条例の施行日の後に地域が併合されたり、地域を含むようになった課税機関によって課税機関のために課せられる税金を配分する目的で、条例の施行日に最後に平準化された郡の査定表は、当該施行日における再開発計画のための課税財産の公定評価額を決定するために使用されるものとする。)

(b)本条(c)項に規定される場合を除いて、かかる総額を超えて毎年課せられる税金の部分は、再開発計画に全体的若しくは部分的に融資又は再融資する再開発機関の負担する借入、前払い金、負債(借入されたもの、借り替えされたもの、引き受けられたもの、その他を問わず)の元本若しくは利子を支払うための再開発機関の特別基金に割り当てられ、かつ、それが徴収された場合には、この特別基金に払い込まれるものとする。(a)項で言及

された最後に平準化された査定表によって示された通りの再開発計画のための課税財産の全評価額を越えない限りは、再開発計画のための課税財産に賦課徴収された税のすべては、それぞれの課税機関の基金に支払わなければならない。借入れ、前渡し、負債又はそれらの利子が支払われた場合には、その後再開発計画用課税対象財産に対する税から受け取ったすべての金銭は、他のすべての財産に対する税が支払われるときに、それぞれの課税機関の基金に支払わなければならない。

(c) 不動産の取得又はその改良のための債務保証付負債が元本と利子を毎年償還するのに十分な額の収入を生み出すために課税機関によって賦課される税率に基づく税で、(b) 項で確認された税の部分は、課税機関の基金に割り当てられ、かつ、それが徴収された場合には、この基金に支払われるものとする。本規定は、1989年1月1日以後において課税機関の選挙人によって承認された債務保証付負債を償還するために課せられる税金にだけ適用されるものとする。

そのため、すべての再開発計画においては、あるいは、再開発計画の全部若しくは一部を融資若しくは再融資する再開発機関による金銭の前払い、借入れ、負債の負担（借入されたもの、借り替えされたもの、引き受けられたもの、その他を問わず）のための法的手続においては、(b) 項で確認された税の部分は、(c) 項で確認された部分を除いて、当該借入れ、前払い、負債の元本と利子の支払を最終的に担保することができる、という規定について州議会は定めることができる。

本条によって意図されることは、再開発機関、市、郡、都市カウンティに対して、本条により授權された法律に従い、本条の規定を分離して行使し、又は、再開発機関に関する同じ法律若しくは他の法律によって付与された権限と併せて行使する権限を与えることである。本条は、同一事項若しくは類似事項に関する他の法律に影響を与えるものではないが、本条が言及する事項を統括する手続の代替手段について授權することを意図するものである。

州議会は、本条の規定を執行するのに必要となる法律を制定するものとする。[1988年11月8日修正]

第16.5条 [1962年11月6日]

第17条 [1962年11月6日廃止、以下に第17条]

[州の信用—公的年金若しくは退職基金の出資]

第17条 公共目的、自治体目的若しくは政府目的のために水の供給を提供することを目的として、株式が取得され、保有されるときに、州又はその下部管区、特別区、市町村、公共機関に対し、相互水道会社(mutual water company or corporation)の資本金の株式を取得し、保有することについて授權する場合を除いて、州は、いかなる形態におい

ても、信用貸しをしてはならず、また、いかなる会社、社団、法人の株式に応募したり、興味を持ってはならない。株式の保有は、その保有者に、株式を保有している相互水道会社の他の株式保有者に対して法律によって付与され、課せられるすべての権利、権限、特権に対する資格を与え、かつ、義務又は責任を課すものでなければならない。

本条及び第16章第6条にこれと異なる規定があるにも関わらず、州議会は、以下のすべてに服する公的年金若しくは退職制度の金銭出資について授権することができる。

(a) 公的年金若しくは退職制度の資産は、信託基金であり、専ら年金若しくは退職制度への加入者とその受益者に便宜を提供し、この制度を運用する合理的支出を支払うという目的のためにのみ使用されるものとする。

(b) 公的年金若しくは退職制度の受託者は、専ら加入者と受益者の利益のために、加入者と受益者に便宜を提供し、被用者の負担を最小限にし、この制度を運用する合理的支出を支払うという利益と目的のために、この制度を尊重して義務を遂行しなければならない。

(c) 公的年金若しくは退職制度の受託者は、同様の権限の下で活動し、この事項に親しんでいる慎重な人間が同様の性格を有し同様の目的をもった企業の運用に利用するという典型的な事情の下で、注意、技術、思慮、慎重さ、配慮をもってこの制度に関する義務を遂行しなければならない。

(d) 公的年金若しくは退職制度の受託者は、事情により明白にそうしないことが妥当である場合を別にして、危険負担を最小にし、利益率 (rate of return) を最大にするように、制度の出資割当を区分しなければならない。[1984年6月5日修正]

第18条 [1962年11月6日廃止、以下に第18条]

[収入を越える自治体の負債]

第18条 郡、市、町、タウンシップ、教育委員会又は学校区は、債務負担の決定を求めるために選挙において投票する当該自治体の選挙人の3分の2の同意がない限り、どのような形態においても、どのような目的のためにも、当該年度に予定された所得と収入を越える負債又は債務を負担してはならない。但し、公立学校の目的のために負債を負担することについて授権された地方自治体に関しては、学校の利用にとっては構造上危険であると法律に規定された方法で決定された公立学校の建物を修繕し、再建築し若しくは新築する目的のために、一般保証債の形式で、負債の負担を認める提案が、この提案について当該選挙で投票する自治体の選挙人の過半数による同意に基づいて採択された場合は、この限りではない。同様に、かかる負債を負担するとき又はそれ以前に、弁済期に際して当該の負債の利子を支払うに十分な年々の税の徴収についての規定が設けられる場合、従って、同じ事項を締結した時点から40年を越えない満期の時に、又は、満期の前に、その元本を支払うための減債基金を構成する規定が設けられる場合は、この限りではない。本条にこれと異なる規定があるにも関わらず、何らかの負債若しくは債務を負担する2つ以上の提案が、同じ選挙で付託された場合には、各提案に対する賛否投票の表決はそれぞれ別個に集計され、場合によっては、当該提案の一つに投票する選挙人の3分の2又は過半数が賛成に投票すれば、当該提案は、採択されたものと見なす。[1974年11月6日採択の新条文]

第19条 [1962年11月6日廃止、以下に第19条]

[特認市又は特認郡による公共改善]

第19条 公的改善の建設若しくは公用財産の取得のために又はその両者のために、特認市、特認郡又は特認都市カウンティが引き受けるすべての法的手続は、その費用が財産に対する特別負担金若しくはその他の特別負担税によって全体的若しくは部分的に支払われる場合には、特別負担金が、当該財産の評価額に従って全体的若しくは部分的に課せられる特別負担税であるのか否かを問わず、以下の点について定める法律の規定に従う場合にのみ、これを引き受けるものとする。すなわち、(a) かかる法的手続の費用、若しくは、かかる法的手続のための負担金の、査定された財産に対する制限、(b) かかる財産の評価のための基準の設定、(c) かかる制限を越える費用の支払い、(d) かかる制限の取り消し、(e) 過半数の異議申立に基づく、特に1931年の特別負担金調査、制限、過半数の異議申立に関する法律(Special Assessment, Investigation, Limitation and Majority Protest Act of 1931)第10条、第11条及び第13a条にある規定又はこの法律の改正、法典化、再立法若しくは再規定に基づく、かかる法的手続の全体的若しくは部分的延期又は放棄、又は、その両者。

本条の定める負債限度若しくは過半数の異議申立に関する規定があるにも関わらず、公示と送達による合理的な告知がなされ、特認市、特認郡、特認都市カウンティの立法機関が命じる通りの公聴会が開かれた後に、立法機関が、その構成員の5分の4以上の投票によって、公共の便宜と必要性が改善や取得を要求することを認定し、決定する場合は、これらの負債限度と過半数の異議申立についての規定は、適用されない。

本条に定めるいかなる規定も、かかる市、郡若しくは都市カウンティの立法機関に対し、提案された当該建設若しくは取得又はその両者に関して意見聴取を行い、公聴会の告示をし又は公聴会の報告を公表するよう求めない。[1974年11月5日採択の新条文]

第19.5条 [1962年11月6日廃止]

第20条 [1962年11月6日廃止]

第21条 [1962年11月6日廃止]

第17章 [1976年6月8日廃止]

第18章 [1979年11月3日廃止、以下に第18章]

第18章 憲法の修正及び廃止*

* 第18章は、1970年11月3日に新たに採択された。

第1条 [1970年11月3日廃止、以下に第1条]

[州議会による提議]

第1条 州議会は、議事録に登載される点呼投票により、各院における議員の3分の2の賛成をもって憲法の修正又は改正について提議することができ、又は、これと同様の手続でその提案を修正し若しくは撤回することができる。各修正案は、これを個別に投票に付すことができるように作成し、提出するものとする。[1970年11月3日採択の新条文]

第2条 [1970年11月3日廃止、以下に第2条]

[憲法会議]

第2条 州議会は、議事録に登載される点呼投票により、各院における議員の3分の2の賛成をもって、憲法を改正するための会議を招集するかどうかについての案件を総選挙のときに提出することができる。当該案件について過半数の賛成を得たときは、州議会は、6ヶ月以内に、憲法会議について定めるものとする。憲法会議の代議員は、人口が可能な限り均一になるように設置された選挙区から選出された選挙人とする。[1970年11月3日採択の新条文]

[州民発案]

第3条 選挙人は、州民発案によって憲法を修正することができる。[1970年11月3日採択の新条文]

[施行期日:互いに矛盾する内容を持つ法律]

第4条 提案された憲法修正若しくは改正は、選挙人に付託され、その投票の過半数による承認が得られたときは、当該法案に別段の定めのない限り、選挙の翌日にその効力を発するものとする。同一の選挙で承認された2つ若しくはそれ以上の法案においてその規定が互いに矛盾する内容を定めている場合は、最高の賛成投票を得た法案の規定がその効力を有するものとする。[1970年11月3日採択の新条文]

第19章 [1952年11月4日廃止、以下に第19章]

第19章 自動車収入*

*1976年6月8日に旧第26章を本章に移動。

第1条 [1974年6月4日廃止、以下に第1条]

[自動車燃料税の使用目的]

第1条 公道若しくは自動車道で用いられる自動車の燃料に対する州の課税徴収額

からその徴収費用及び法律の定める払戻金を除いた税収入は、いずれも以下に定める目的のために使用されるものとする。

(a)公道若しくは自動車道(これらに関連する公共施設で自動車交通以外の利用に供されるものを含む。)を調査、計画、建設、改良、保守若しくは管理するため、並びに、公道若しくは自動車道の及ぼす環境被害を軽減したり、かかる目的のために徴収される財産又は損害を受けた財産に対する補償を行ったり、又は、以上の目的のために生じる道路行政上の必要経費を賄うため。

(b)特殊な大量公共輸送機関の交通路(これらに関連する固定施設を含む。)を調査、計画、建設若しくは改良するため、並びに、大量公共輸送機関の交通路の及ぼす環境被害を軽減したり、かかる目的のために徴収される財産又は損害を受けた財産に対する補償を行ったり、以上の目的のために生じる道路行政上の必要経費を賄ったり、又は、大量公共輸送機関の交通路のための施設の管理と通行権取得のための費用を賄うため。但し、大量輸送動力システム及び大量旅客輸送のための施設、車両、設備若しくはサービスを維持運営するための費用は除く。[1974年6月4日採択の新条文]

第2条 [1974年6月4日廃止、以下に第2条]

[自動車に課せられる負担金又は税の使用目的]

第2条 自動車又はその使用若しくは運行に対する州の課税徴収額からその徴収費用及び法律の定める払戻金を除いた税収入は、いずれも以下に定める目的のために使用されるものとする。

(a)この州の公道若しくは自動車道で用いられる自動車の使用、運行若しくは登録について規制する州の行政とこれらについて規制する法律の実施のため、並びに、州機関が交通若しくは自動車関係法令を実施したり、又は、自動車の運行から生じる大気汚染、騒音等の環境被害を軽減するため。

(b)本章第1条で特定した目的のため。[1974年6月4日採択の新条文]

第3条 [1974年6月4日廃止、以下に第3条]

[州議会による税収入の配分一支出その他についての制限]

第3条 州議会は、本章第1条で特定した目的のために使われる収入の配分について公平で、地政学的で、かつ、管轄に基づいた新たな配分基準が決定されるまでは、現行法律の定める配分基準を継続し、かつ、これに従って州内の市、郡、その他の区域にその税収入を配分することについて定めるものとする。但し、新たな配分基準が決定されるまでは、その税収入が本章第1条(b)項で特定した目的のために州内の市、郡、その他の区域によって又はそこにおいて使用されても、かかる使用はいずれも、これらの市、郡、その他の区域に対する配分又は支出について定める現行法律の範囲内にあるものと見なす。今後の法改正においては、そのいずれの法律も、地方総合開発計画、地域輸送開発計画又は州輸送開発計画において採択された地方的、地域的又は州全域の陸上輸送の開発目標を着実に推進し、かつ、これと調和する形で、州のすべての区域とすべての居住地域における

交通輸送の需要について適正に配慮する方法で、当該税収入及び他のこの種の収入を配分することについて定めるものとする。〔1974年6月4日採択の新条文〕

第4条 〔1974年6月4日廃止、以下に第4条〕

〔支出についての許可と承認〕

第4条 前記第3条に基づいて配分される税収入は、調査又は計画についての場合を除き、第1条(b)項で特定した目的のために支出することができない。但し、当該税収入をその支出に充てることを予定する1つ若しくは複数の郡又はその郡の特定区域で実施される選挙において、当該収入をかかるとして目的のために支出することについて許可を求める案件が過半数の賛成をもって承認されるときは、かかる支出をなすことができる。州議会は、本条に基づいて承認された割当て若しくは支出のための収入を、第1条(b)項で特定した目的のために発行された公債で、選挙人の承認を受けたものに伴う元利の償還に充てたり又はその担保に供することについて許可することができる。〔1974年6月4日採択の新条文〕

〔公債の償還のためにする支出〕

第5条 州議会は、市若しくは郡又は州が本章第1条(a)項の特定する目的のために支出利用できる収入のうち、その25パーセントまでを、かかる目的のために発行された公債で、選挙人の承認を受けたものに伴う元利の償還に充てたり又はその担保に供することについて許可することができる。〔1974年6月4日採択の新条文〕

〔州の一般基金への貸付〕

第6条 本章は、貸付金が償還されることを条件に、本章で特定された税収入を一時的に州の一般基金へ貸し付けることを妨げない。〔1974年6月4日採択の新条文〕

〔本章の適用範囲〕

第7条 本章は、売上税若しくは使用税に関する法律、自動車免許料に関する法律又は現在若しくは将来においてこれらの法律になされる修正若しくは追加条項によって課される手数料若しくは税に影響を与えたり、又は、これに適用しないものとする。〔1974年6月4日採択の新条文〕

〔公園又は余暇の目的のために余剰土地を利用することについて〕

第8条 本章第1条又は第2条の規定にも関わらず、これらの条項に基づいて授けられた目的のために州以外の自治体が本章の特定する税収入を支出して取得した土地で、かつ、当該目的の利用に供せられない余剰土地は、地方自治体の公園又は余暇の目的のために利用することができる。〔1976年6月8日採択の新条文〕

〔沿岸地域に位置する州の余剰財産の譲渡〕

第9条 本憲法の他の規定にも関わらず、州が第1条又は第2条で特定された税収

入を支出して取得した土地で、かつ、沿岸地域に位置する余剰土地については、州議会は、法律により、少なくとも当該土地を取得するために州の支出した取得費用に相当する価格で、当該土地を、州の公園に利用する目的で州公園余暇局 (Department of Parks and Re-creation) に、又は、魚類及び野生動物の棲息地を保護保存するために州魚類鳥獣保護局 (Department of Fish and Game) に、又は、1947年の野生生物保護法 (Wildlife Conservation Law) の目的に供するために州野生生物保護委員会 (Wildlife Conservation Board) に、又は、農地を維持するために州沿岸保全局 (State Coastal Conservancy) に譲渡することができる。

本条で用いる場合、「沿岸地域」とは、1977年1月1日に、公共資源法典 (Public Resources Code) 第30103条によって定義された「沿岸地域」を指す。 [1978年11月7日採択の新条文]

第20章 雑則

第1条 [1972年11月7日廃止、以下に第1条]

[サクラメント郡とそこに存する市との併合]

第1条 第11章第6条の規定にも関わらず、サクラメント郡とそこに存するすべての若しくはいずれかの市は、州議会在法律で定める併合その他の案件についての賛否投票で、サクラメント郡の選挙人が過半数をもってこれを承認するときは、法律の定めるところにより、1つの憲章を共有する都市カウンティとして併合することができる。1つの憲章を有するサクラメント郡とその市は、それぞれ特認郡、特認市とする。特認市の権限は、これに抵触する特認郡の権限に取って代わるものとする。 [1974年6月4日採択の新条文]

[家産の保護]

第1.5条 州議会は、法律により、世帯主が有する家産、その他の財産の一定部分を強制売却から保護するものとする。 [1976年6月8日採択の新条文]

第2条 [1970年6月8日廃止、以下に第2条]

[レイラント・スタンフォード大学—ヘンリーE.ハンティントン図書・美術館]

第2条 レイラント・スタンフォード大学及びハンティントン図書・美術館に関しては、第13章の定める課税免除については除き、1973年1月1日に効力を有していた第9章第10条*及び第15条*によって付与された権利、権限、特権及び確認事項はいずれも、引き続きその効力を有する。 [1976年6月8日旧第6条を条項移動]

*第9章第10条及び第15条は、1974年11月5日に廃止された。

[就任の宣誓]

第3条 州議会の議員及び行政、立法若しくは司法における州のすべての役員及び雇員は、法律で除外される下級公務員若しくは雇員の場合を除き、それぞれの職に就任する前に、以下の宣誓又は確約を行い、かつ、署名をなすものとする。

『私こと-----は、外国又は国内のすべての敵に対しては、合衆国憲法及びカリフォルニア州憲法を支持し、擁護するものであり、合衆国憲法及びカリフォルニア州憲法に対しては真に忠誠を誓い、心理留保若しくは回避することなく、自発的にこの責務を果たし、及び、私の就任する職の義務を十分かつ誠実に遂行することを厳かに宣誓（又は確約）致します。

更に、私は、武力、暴力、その他の違法手段を用いて合衆国政府又はカリフォルニア州政府を転覆させることを唱道するものでもなく、その転覆を唱道する政治的、その他の団体若しくは組織に属するものでもなく、この宣誓（又は確約）に先立つ5年間、-----
-----（加筆すべきことがないときは、「なし」と記入すること。）ここに記した以外には、武力、暴力、その他の違法手段を用いて合衆国政府又はカリフォルニア州政府を転覆させることを唱道する政治的、その他の団体若しくは組織に属したことはなく、及び、-----（役職名）の職に在任中は、武力、暴力、その他の違法手段を用いて合衆国政府又はカリフォルニア州政府を転覆させることを唱道したり、又は、その転覆を唱道する政治的、その他の団体若しくは組織に属さないことを宣誓（又は確約）致します。』

いかなる公職、その他の職に就任する場合においても、これ以外の宣誓、宣言若しくは審査を求められることはない。

「役員及び雇員」には、カリフォルニア州立大学を含む州政府のすべての役員及び雇員、すべての郡、市、都市カウンティ、区域若しくは行政機関のすべての役員及び雇員、及び、これらに属する省庁、部局、委員会、これらの出先機関等の役員及び雇員が含まれる。[1952年11月4日修正]

第3.5条 [1970年11月3日廃止]

第4条 [1970年11月3日廃止、以下に第4条]

[特権]

第4条 州議会は、特権(franchise)若しくはその他の権益(privilege)を運用、行使若しくは享受する場合に負担せられ又はそこにおいて発生する賃貸人、譲渡人、賃借人若しくは譲受人の責任から特権若しくはそれに基づいて保有せられる財産を救済するために、特権の賃貸借若しくは譲与について許容する法律を可決してはならない。[1976年6月8日旧第7条を条項移動]

第5条 [1976年6月8日廃止、以下に第5条]

[法人に関する法律]

第5条 法人に関するこの州の現行法律及び本条に従って将来制定される法律はい

ずれも、随時改正し又は廃止することができる。〔1976年6月8日旧第24条を条項移動〕

第6条 〔1976年6月8日第2条に条項移動、以下に第6条〕

〔州議会議員の任期の短縮—退職給付金、その他〕

第6条 1972年に州民によって採択された第4章第2条(a)項の修正条項に基づいて任期が短縮される議員はいずれも、本憲法の他の規定にも関わらず、その任期が短縮されなかったものと見なし、退職給付金及び報酬を受ける資格を有するものとする。〔1976年6月8日旧第25条を条項移動〕

第7条 〔1976年6月8日第4条に条項移動、以下に第7条〕

〔憲法に定めのある州役員—任期の回数〕

第7条 第4章第2条、第5章第2条、同11条、第9章第2条及び第13章第17条の定める任期の回数制限はいずれも、1990年11月6日以降に選挙又は任命される州役員の任期に対してこれを適用する。但し、1990年11月6日の総選挙で改選されない現職上院議員の場合については、1期のみ追加して、その職に就くことができる。任期の回数制限は、正規の任期の半分に満たない残任期間をもって選挙又は任命される場合には、これを適用しないものとする。〔1990年11月6日採択の新条文、州民発案〕

第8条 〔1974年11月5日第1章第21条に条項移動、修正〕

第9条 〔1970年11月3日廃止〕

第10条 〔1976年6月8日廃止〕

第11条 〔1976年6月8日廃止〕

第12条 〔1970年11月3日廃止〕

第13条 〔1970年11月3日廃止〕

第14条 〔1970年11月3日廃止〕

第15条 〔1976年6月8日廃止〕

第16条 〔1972年11月7日廃止〕

第17条 〔1976年6月8日廃止〕

第 171/2 条 [1976 年 6 月 8 日廃止]

第 18 条 [1974 年 11 月 5 日第 1 章第 8 条に条項移動、修正]

第 19 条 [1976 年 6 月 8 日廃止]

第 20 条 [1976 年 6 月 8 日廃止]

第 21 条 [1976 年 6 月 8 日廃止]

第 22 条 [利率—高利に関連して、1934 年 11 月 6 日採択、1976 年 6 月 8 日廃止]

[酒類の取締]

第 22 条 カリフォルニア州は、合衆国の内国歳入法に従って、州内で酒類の製造、販売、購入、貯蔵、移出についての免許を付与し、これらについて取り締まる独占的権利と権限を有し、並びに、外国又は諸州間の通商について取り締まる合衆国の法律に従って、酒類を州から輸出入することについて取り締まる独占的権利と権限を有するものとする。これらの権利と権限を行使するに当たっては、州議会は、州政府又はその機関に酒類の製造業者若しくは販売業者の組織を設けてはならない。

[免許を受けた店舗—免許の種類]

すべての酒類は、州議会の定めるところにより、免許を受けた店舗で購入、販売、提供、消費、その他の処分をすることができる。店舗に対する免許の付与について定める場合、州議会は、他の免許の中でも、特に店舗内で消費するために、免許に明記される酒類を販売又は提供できる以下の種類の店舗に対し免許を交付することについて定めることができる。

(a) 州議会の定めるところにより、公衆のために誠実に営業する食堂。

(b) 公衆のために誠実に営業する食堂のように食事を販売又は提供しない店舗で、かつ、店舗内で酒類の販売又は提供に付随して食品を販売又は提供することについて州議会の許可する店舗。満 21 歳未満の者は、正当な業務でない限り、この種の店舗に立ち入り、そこに留まってはならない。

(c) 公衆のためにビールの販売又は提供のみを業務とする店舗。

(d) 州議会の課す条件に従って営業する鉄道の食堂車若しくは特別客車、客船、飛行機、又は、州議会の課す条件に従って、少なくとも 1 年以上合法的にかつ誠実に営業しているクラブ。

[未成年に対する提供又は販売]

満 21 歳未満の者に酒類を販売、提供若しくは贈与したり又はこれらの行為をさせるこ

とは、本条により、これを禁止する。いかなる者も、満 21 歳未満の者に酒類を販売、提供若しくは贈与したり又はこれらの行為をさせてはならない。
満 21 歳未満の者は、酒類を購入してはならない。

[酒類取締局長官]

酒類取締局長官 (Director of Alcoholic Beverage Control) は、州酒類取締局 (Department of Alcoholic Beverage Control) の最高責任者とし、上院に選出された総議員の過半数による承認をもって、州知事がこれを任命するものとする。長官は、州知事の随意により職務を遂行するものとする。州知事は、長官の職を解くことができる。州議会は、各院に選出された総議員の過半数をもって、職務における不履行、怠慢若しくは無能力を理由に長官を解任する権限を有する。長官は、第 24 章第 4 条に基づいて任命される者の外に、州公務員以外の者 3 名を任命することができる。

[酒類取締局—権限—職務]

州酒類取締局は、本条に定めのある場合又は州議会の定める法律に従う場合を除いて、この州で酒類を製造、輸入若しくは販売することについて免許を付与し、及び、これらの免許料と職業税を徴収する独占的権限を有するものとする。取締局は、相当の理由により、免許の付与若しくは継続が公共の福祉若しくは道徳に反し、又は、免許を求める者若しくは保持する者が背徳的行為を禁じる法律に違反すると決定する場合、その裁量により、特定の酒類免許の付与を拒否したり又は免許を停止若しくは取り消すものとする。取締局から免許を受けた者以外の者がこの州で酒類を製造、輸入又は販売することは、違法とする。

[酒類取締不服審査委員会]

酒類取締不服審査委員会 (Alcoholic Beverage Control Appeals Board) は、州知事が任命し、上院に選出された総議員の過半数による承認を受けた 3 名の委員をもって、これを組織する。各委員は、最初の任命時においては、他の委員とは互いに異なる郡に住所を有する者とする。州知事は、この委員会の委員の職を解くことができる。州議会は、各院に選出された総議員の過半数をもって、職務における不履行、怠慢若しくは無能力を理由に委員を解任する権限を有する。

[不服審査の申立—審査—破棄]

酒類の製造、輸入若しくは販売について制裁金を命じ又は免許を交付、拒否、停止若しくは取り消す取締局の処分に対して不服審査の申立をなす者がある場合には、酒類取締不服審査委員会は、州議会の課す制約条件に従って当該処分について審査を行うものとする。かかる審査においては、州議会は、取締局で調べられた証拠以外の証拠を受理してはならない。取締局の処分決定に対する委員会の審査は、取締局が無権限で若しくは管轄権限を越えて行為したか、取締局が法律の定める手続で行為したか、処分決定が事実認定によって支持されるものか、又は、事実認定が全記録に照らして実質的証拠によって支持されるものかどうかの問題についてのみ、これを行うものとする。不服審査において委員会が、合理的注意をもってすれば提出されるはずのない関連証拠又は取締局の審理で不適當に排

除された関連証拠の存在を認める場合、委員会は、これらの証拠に照らして再審理するよう当該案件を取締局に差し戻す命令を発することができる。この場合以外の不服審査においては、委員会は、いずれも取締局の処分決定を認容し又は破棄する命令を下すものとする。命令によって取締局の処分決定を破棄する場合には、委員会は、取締局に対し、委員会の命令に従って当該案件を再審理するよう指示したり又は法律によって明示的に要求される追加措置を取るよう指示することができる。但し、いかなる場合においても、委員会の命令は、法律によって取締局に付与された裁量権を制限するものであってはならない。委員会の命令は、かかる命令に対して取締局長官又不服申立当事者からの申立があるときは、司法審査に服するものとする。

[取締局長官又は不服審査委員会委員の解任]

取締局長官若しくは不服審査委員会委員又はその両者の解任についての両院合同決議は、州議会の上院議員5名又は下院議員10名が共同で提案する場合に限り、これを州議会へ提出することができる。

[免許一規制一免許料]

州議会がこれと異なる規定を設ける場合を除き、誠実に営業するホテル、レストラン、カフェ、カフェテリア、鉄道の食堂車若しくは特別客車、客船、その他公衆が食事する店舗、少なくとも1年以上合法的にかつ誠実に営業しているクラブで酒類を貯蔵し、購入し、販売し、その他の処分をする特権、及び、公衆のために営業している店舗でビールを貯蔵し、購入し、販売し、提供し、その他の処分をする特権は、いずれも本条に抵触しない限りにおいて、酒類取締法(Alcoholic Beverage Control Act)の中でこれに適用される規定に基づいて付与され、かつ、その規制に服するものとする。但し、誠実に営業するホテル、レストラン、カフェ、カフェテリア、鉄道の食堂車若しくは特別客車、客船、その他公衆が食事をする店舗、少なくとも1年以上合法的にかつ誠実に営業しているクラブが酒類を貯蔵し、購入し、販売し、その他の処分をする特権のために支払う免許料については、この種の手数料を変更する州議会の権限により、本条の施行期日までに定められる金額とする。

州の税査定平準委員会は、州議会によって、この州における酒類の製造、輸入、販売に対して課せられる消費税を査定し、これを徴収するものとする。

州議会は、合理的制限の下で、小売店で飲むのでなければ、原包装のままの酒類を小売店で販売することについて許可することができる。州議会は、あらゆる酒類の製造、生産、加工、輸入、輸出、移出、卸売り、提供、その他販売に必要な免許(但し、これらの免許に限定しない。)を含めて、本規定の第1段に定める活動を実施するのに必要なあらゆる種類の免許を発行することについて定めることができる。

州議会は、適当と思料する方法により、本条に基づいて賦課徴収される免許料又は職業税からの収入を、この州と州内の市、郡、都市カウンティに配分することについて定めるものとする。

本条に抵触するすべての憲法上の規定及び法律は、本規定により、これを廃止する。

本条の規定は、いかなる措置も要することなく、自力執行されるものとする。但し、本

条に定めるいかなる規定も、州議会が、本条を執行するための法律で、本条に抵触しない法律を制定することを妨げない。

本修正は、1957年1月1日に施行されるものとする。[1956年11月6日修正]

[州立大学一下院の議長、行政機関の委員]

第23条 本憲法に他の規定があるにも関わらず、下院の議長は、その職務上当然に、カリフォルニア州の州立大学制度(State College System of California)の運営、管理、監督の機能を果たすために公共高等教育の事業分野において州議会によって設立された州行政機関の委員に就くものとし、この場合、議員以外の他の委員と同等の権利を有し、かつ、同等の義務を負う。[1970年11月3日採択の新条文]

第24条 [1976年6月8日第5条に条項移動]

第26条 [1976年6月8日第6条に条項移動]

第21章 [1972年11月7日廃止、以下に第21章]

第21章 州議会の上院及び下院の議員並びに州税査定平準委員会委員の選挙区の区割変更*

* 第21章は、1980年6月3日に新たに採択された。

[国勢調査後に行われる選挙区の区割変更]

第1条 州議会は、連邦議会の指示に基づいて10年毎に実施される国勢調査の翌年に、州議会の上院及び下院の議員並びに州税査定平準委員会の委員の選挙区の境界線について、以下に定める基準に従って調整を行うものとする。

[基準]

(a) 州議会の上院及び下院の議員並びに州税査定平準委員会の委員は、いずれも小選挙区制により選出されるものとする。

(b) 特別な形状の選挙区の場合には、いずれも人口が可能な限り均一になるようにする。

(c) 各選挙区は、互いに隣接しなければならない。

(d) いずれの形状の選挙区も、州北端の境界線側から南端の境界線側に至る順序で、連続した番号が付されるものとする。

(e) 本条の定める他の要件に抵触しない限りにおいて、いずれの市、郡、都市カウンティ又はその他の行政区の地形上の統合について配慮するものとする。[1980年6月3日採択の新条文]

第22章 [1972年6月6日廃止]

第23章 [1976年6月8日廃止]

第24章 [1976年6月8日廃止]

第25章 [1947年11月8日廃止、州民発案]

第26章 [1976年6月8日第19章に移動]

第27章 [1970年11月3日廃止]

第28章 [1974年11月5日廃止]

第34章 公営住宅計画法*

*本章は、1950年11月7日に新たに採択された。州民発案。

[低家賃公営住宅計画事業に対する選挙人の承認]

第1条 低家賃公営住宅計画事業(low rent housing project)に関し、州の公共団体は、この種の公営住宅を開発し、建設し若しくは取得するための計画事業を提案する市、町若しくは郡に住所を有する選挙人が、この目的のために実施される選挙の時に又は総選挙若しくは特別選挙の時に、当該計画事業を過半数の賛成をもって承認するのでなければ、将来いかなる場合においても、低家賃公営住宅を開発し、建設し若しくは取得してはならない。

[「低家賃公営住宅計画事業」]

本章の目的のために、「低家賃公営住宅計画事業」とは、市街地若しくは郊外に建てられる低所得者向けの公営住宅、共同住宅、その他の居住施設に関する開発事業で、その全部若しくは一部について連邦政府又は州の公共団体による財政的援助を受ける事業、又は、労働の全部若しくは一部の供給について、先取特権(lien)に基づく支払いのための保証、その他について連邦政府又は州の公共団体による援助を受ける事業を意味する。但し、本章の目的のために、本章の施行期日に存在するこの種の計画事業で、かかる計画事業に関して州の公共団体と連邦政府との間で財政的援助の契約を締結している事業については、「低家賃公営住宅計画事業」の用語からこれを除外するものとする。

[「低所得者」]

本章の目的のために、「低所得者」とは、財政的援助がなければ、(公営住宅を開発し、建設し若しくは取得する州の公共団体の決定するところにより、)設備が完備され、安全で、衛生的な住宅で、かつ、過密でない所で生活するのに必要な所得額に満たない者若しくは世帯を意味する。

[「州の公共団体」]

本章の目的のために、「州の公共団体」とは、この州、又は、州内の市、都市カウンティ、郡、区域、部局、機関、その他の行政管区若しくは公共団体を意味する。

[「連邦政府」]

本章の目的のために、「連邦政府」とは、アメリカ合衆国、又は、合衆国の機関、その出先機関若しくは公共団体、その他を意味する。[1950年11月7日採択の新条文、州民発案]

[自力執行的規定]

第2条 本章の規定は、自力執行されるものとする。但し、本章を執行するための法律で、本章に抵触しない法律は、これを制定することができる。[1950年11月7日採択の新条文、州民発案]

[本章の合憲性]

第3条 本章の一部の規定、条文若しくは条項、又は、個々人若しくは個々の状況に対するその適用が、いずれも何らかの理由で違憲と宣言され又は無効と判断された場合においても、本章の他の規定部分、又は、その他の者若しくはその他の状況に対する本章のかかる規定、条文若しくは条項の適用は、これによって影響を受けないものとする。[1950年11月7日採択の新条文、州民発案]

[本章の範囲]

第4条 本章の規定は、本章に抵触するすべての憲法上の規定及び法律に取って代わるものとする。[1950年11月7日採択の新条文、州民発案]

(完)

メリーランド州憲法

憲法会議により採択

憲法会議は、1867年5月8日、アナポリス市において開催され、1867年8月17日に閉会した。この憲法は、1867年9月18日に州の人民によって承認を受けた。本憲法には、1988年までの修正が書き加えられている。

人 権 宣 言

我々、メリーランド州の人民は、市民的及び宗教的自由を与えられたことについて全能の神に感謝すると共に、この州を確実に建設し、かつ、その恒久の安全を保つために、この州に相応しい憲法を制定することが最良の手段であると真に考慮し、ここに以下の如く宣言する。

第1条 正当なる政府はすべて、人民に由来し、契約のみに基づき、かつ、人民全体の福祉のためのみに設立される。人民は、自ら時宜に適すると思料する方法で、いつでも統治形態を変更し、これを改革し又は廃止する、奪うことのできない権利を有する。

第2条 合衆国の憲法、これに従って既に制定され又は将来制定される法律、及び合衆国の権限に基づいて既に締結され又は将来締結されるすべての条約は、この州の最高法規とする。この州の憲法又は法律に反対の規定がある場合においても、この州の裁判官及びすべての人民は、これに拘束される。

第3条 合衆国の憲法によって各州に委譲されず、又は各州に対して禁止されなかった権限は、それぞれ各州又は人民に留保される。

第4条 自由にして主権を有する独立した国家の場合と同様に、州民は、州の政府及びその福祉維持権能 (internal police) を規制する唯一にして排他的な権利を有する。

第5条 メリーランド州の住民は、英国のコモン・ローを享受し、この法の定める手続に従って陪審による裁判を受ける権利を有し、及び1776年7月4日現在において既にその効力を有する、英国の制定法の利益を享受する。この場合、これらの法律は、経験により、地方的若しくはその他の状況に適用することが可能であると認められてきたもの、又はコモン・ロー若しくは衡平法の裁判所によって導入され、利用され、又は実施されて

きたものとする。同様に1867年6月1日においてその効力を有する、州議会のすべての法律の利益を享受する。但し、これらの法律がその後において失効し、又は本憲法に抵触する場合は、この限りではない。この場合、これらの法律は、この州の議会による改訂、修正又は廃止に従うものとする。メリーランド州の住民は、国王陛下チャールズ一世によりボルチモア卿シシリウス・カルヴァート(Caecilius Calvert, Baron of Baltimore)に授与された特許状に基づき又はこれより派生する一切の財産権を享受する。

第6条 政府の立法権限又は行政権限の付与される者は、人民から信託された者であり、かかる地位にある者として、その行為に対して責任を負う。それ故、政府がその目的を誤り、人民の自由が明白な危険に陥り、かつ、いかなる救済の手段も無力になる場合にはいつでも、人民は、旧い政府を改革し、又は新たな政府を樹立することができ、当然の権利としてこれを樹立すべきものとする。専断的権力又は圧政に対して抵抗しない原則は、不合理であり、奴隷的であり、人民の福祉及び幸福を破壊するものである。

第7条 議会に参加する人民の権利は、自由の最高なる保障であり、かつ、自由な政府の基礎である。この目的のために、選挙は、自由に、かつ、随時に行われ、本憲法に定める資格を有するすべての市民は、選挙する権利を有する。

第8条 政府の有する権限は、常に、立法権、行政権、及び司法権に分ち、かつ、互いに独立すべきものとする。上記部門のうち一つの部門の職責にある者は、他の部門の義務を引き受けたり、又はこれを遂行してはならない。

第9条 法律又はその執行を停止する権限は、議会に基づくものでなければ、これを行使し又は許与してはならない。

第10条 議会における言論及び討論、又は審議の自由は、いずれの司法裁判所においても攻撃されてはならない。

第11条 アナポリス(Annapolis)市は、議会の集会する場所とする。議会は、確たる必要のない限り、他の場所において招集され又は開催されてはならない。

第12条 議会は、苦痛を救済し、又は法律を改正、補強若しくは維持する目的をもって、随時招集されるものとする。

第13条 何人も、苦痛の救済を求めため、平穩に、かつ、適切なる方法で、議会に対して請願する権利を有する。

第14条 いかなる援助金、費用、租税、負担金又は手数料も、州議会の同意を得なければ、いかなる理由によっても、その料率を定め又はこれを徴収してはならない。

第15条 人頭税を徴収することは、苦痛であり、かつ、圧政的であるので、これを禁止する。貧困者については、政府を維持するために課税してはならない。州議会 (General Assembly)は、自ら適当と思料するところにより、土地における個別の査定、土地の等級別区分及び土地改良について、並びに人的財産(personal property)について統一の規則をもって定めるものとする。将来において、州が政府を維持するために、又は郡若しくはボルチモア市がそれぞれの目的のために租税の賦課徴収について定める場合は、一切の租税は、それぞれの課税権限によって賦課徴収の対象になる土地の等級別区分において、土地改良において、又は人的財産において一様に課されるものとする。但し、料金、負担金又は税金は、政治的見地に基づいて、健全なる政府のため、及び地域社会の利益のために、適正、かつ、公正にこれを賦課し又は徴収することができる。

第16条 残虐な法律(sanguinary Laws)は、州の安寧と矛盾しない限りにおいて、これを廃止すべきものとする。残忍にして異常な苦痛又は刑罰を科す法律は、将来において、いつ、いかなる場合にも制定してはならない。

第17条 既存の法律に基づいて行った行為を事後の法律をもって犯罪と規定し、かつ、その行為を処罰する遡及法(retrospective Laws)は、抑圧的にして不当であり、かつ、自由に抵触する。それ故、いかなる遡及処罰法(ex post facto Law)も制定してはならず、同様にいかなる誓約又は制限も遡及的に課し又は要求してはならない。

第18条 反逆罪又は重罪を理由に個々人から私権を剥奪する法律は、将来において、いつ、いかなる場合にも制定してはならない。

第19条 何人も、自己の身体又は財産に加えられた侵害については、法の正当な手続(course of the Law of the Land)に従って救済が受けられるべきであり、同様に、法の正当な手続に従って、取引されることなく自由に、拒否されることなく公正に、かつ、遅滞することなく迅速に裁判を受ける権利を有する。

第20条 事実審理は、それが行われる場合、人民の生命、自由、財産を保障する最高なる方法の一つである。

第21条 すべての刑事訴追において、何人も、自己に対する告発についての告知を受け、防御の準備をするために(要求すれば)然るべき時までには告発状又は訴追状の写しを受け、自己に有利な証人を得るための強制の手続きを取り、弁護人の援助を受け、自己に不利な証人との対面を求め、宣誓の上で自己に有利な又は不利な証人を訊問し、及び公平な陪審による迅速な裁判を受ける権利を有する。何人も、陪審の全員一致による意見が得られなければ、有罪にならない。

第22条 何人も、刑事事件において自己に不利な証言を強いられない。

第 23 条 すべての刑事事件の事実審理において、裁判所が有罪を支持するに足る相当の証拠に基づいて判決を下す場合を除き、陪審は、事実と法の裁判官である。

この州の司法裁判所における民事事件で、事実に関するすべての争点について陪審による裁判を受ける権利は、訴訟物の額が 500 ドルを越える場合に、不可侵のものとしてこれを認めるべきである。

第 24 条 いかなる者も、自己の同輩による裁判(judgment of his peer)を受けなければ、又は法の正当な手続によらなければ、収監若しくは投獄され、土地保有権、自由若しくは特権を侵奪され、法喪失者として宣告され、追放に処せられ、方法のいかんを問わず処刑され、又は生命、自由、財産を奪われない。

第 25 条 過大な保釈保証金を要求し、過重な罰金を科し、又は残虐にして異常な刑罰を科してはならない。

第 26 条 宣誓又は確約に基づかない令状で、嫌疑を受けた場所を捜索し、又は人若しくは財産を押収することは、苦痛であり、抑圧的である。それ故、嫌疑を受けた場所を捜索し、又は容疑者を逮捕するための一般令状(general warrant)は、そこに特定の場所若しくは人物が明記されなければ、違法であり、かつ、これを発してはならない。

第 27 条 いかなる有罪判決であっても、血統汚損又は財産没収を科してはならない。

第 28 条 規律のある民兵は、自由な政府を防衛する上で適切にして自然な手段である。

第 29 条 常備軍は、自由にとって危険である。それ故、州議会の同意を得なければ、これを創設し又は維持してはならない。

第 30 条 軍隊は、いつ、いかなる場合にも、文民の権限の下に厳正に属し、かつ、この統制に服する。

第 31 条 平時においては、所有者の同意を得なければ、いかなる家屋にも兵士を舎営させてはならない。戦時においても、法律の定める場合を除いては、舎営させてはならない。

第 32 条 いかなる場合にも、この州の軍務に就いている正規の軍人、海兵隊員及び船員の場合を除き、又は現に任務に就いている民兵の場合を除き、いかなる者も、戒厳令により服従を強いられ、又はこれにより処罰を受けない。

第 33 条 裁判官の独立と公正さは、司法を公平に運営し、人民の権利と自由を保障する上で基本的なものである。それ故、裁判官は、本憲法に定める方法及び理由に基づかな

い限り、その職を罷免されない。いかなる裁判官も、この州の憲法若しくは法律又は合衆国の憲法若しくは法律のうち、これらのいずれかに基づいて設置された他の文官、武官若しくは政治的信用を受ける官職、又は性質のいかなるを問わずその他の官職に就いてはならず、及び、正規の職務の遂行に対して、性質のいかなるを問わず他の報酬又は収入を受けてはならない。

第34条 権限を有し又は信用を受ける各行政部門に長きに渡って在職することは、自由にとって危険である。それ故、これらの各部門においては任期制(rotation)が恒久の自由を保障する最良なる方法の一つである。

第35条 いかなる者も、この州の憲法又は法律により設置された有給の官職に同時に二つ以上就いてはならない。人民の信託を受ける官職にある者は、この州の承認を得るの でなければ、いずれの国王若しくは外国、又は合衆国から贈与を受けてはならない。公証人の地位は、本条の意味する有給の官職に当たらない。

第36条 何人も、神に最も受け入れられると思料する方法で、神に祈りを捧げる義務を負っている限り、信教の自由において等しく保障を受ける権利を享受する。それ故、宗教を口実に、この州の良き秩序、平和若しくは安全を害し、道徳規範を犯し、又は他人の自然的、市民的若しくは宗教的権利を侵害しない限り、何人も、自己の宗教上の信念若しくは告白を理由に、又は宗教行為のために、法律により自己の身体又は財産に対して侵害を受けることはない。何人も、合意のない限り、教会若しくは宗教施設を維持するために、礼拝、援助又は寄付することを強いられない。何人も、資格を有するにも関わらず、宗教上の信念を理由に、証人又は陪審員として不適格と見なされることはない。但し、神の存在を信じる者は、神の定めとして、自己の行為について道徳的責任を負い、その行為について現世若しくは来世で報われ又は罰を受ける。

政府若しくは公の文書、手続、行為、式典、学校、施設又は場所において、神若しくは至上者の加護を信じ、それを頼み又は祈ることについて禁止され又は要求されることはない。

本条のいかなる規定も、国教を樹立するものと解してはならない。

第37条 この州において有給若しくは信任の官職に就任する場合には、神の存在を信じる宣誓の他は、いかなる宗教上の審査(religious test)も求められることはない。議会は、本憲法に定める宣誓の他は、いずれの公職の宣誓についても定めてはならない。

第38条 削除

第39条 人に宣誓又は確約をさせる方法は、その者の属する宗派、教団又は宗教組織の方法によるべきであり、通常は、神にかけての誓いの言葉をもって最も有効たる証言と

する。

第40条 出版の自由は、不可侵のものとしてこれを保持する。この州のすべての市民は、すべての問題について自己の考えを話し、書き、発表することが許され、かつ、この特権の乱用については責任を負う。

第41条 独占は、自由な政府の精神及び通商の原則に反して不快であり、これを認めない。

第42条 州は、いかなる貴族の称号も、又は世襲的特権も授与してはならない。

第43条 議会は、知識と美德の普及を奨励し、一般教育のために賢明なる制度の向上を図り、文芸、芸術、科学、農業、商業及び工業の発達を促し、並びに、人民の社会的環境の改善を進めなければならない。議会は、農場又は農業としての用途に割り当てられた土地については、その用途を基礎に査定し、当該土地を再分して査定しないことについて定めることができる。

第44条 合衆国及びこの州の憲法の規定は、平時においてのみならず、戦時においても、これを適用する。それ故、緊急の要又はその他を口実に、憲法の規定から逸脱し又はこれに反するような行為は、良き政府を破壊することであり、無政府状態と専制政治を招くことである。

第45条 本憲法に権利を列挙したことは、人民の保有するその他の権利を軽視し又は否定するものと解してはならない。

第46条 法の下における権利の平等は、性別を理由に制限し又は拒否されない。

統 治 構 造

第1章 選 挙

第1条 いかなる選挙も、投票によるものとする。選挙に先立つ選挙人登録の締切り時において年齢18年以上に達し、かつ、この州内に住所(residence)を有するすべての合衆国市民は、この州で実施されるいかなる選挙においても、その者が住所を有する選挙区(election district or ward)で投票する資格を有するものとする。すでにいずれかの選挙区で投票する資格を有する者は、この州の他の選挙区において住所を有するまでは、従前の選挙区で投票する資格を有するものとする。

第1 A条 条項移動のため本条削除

第2条 州議会(General Assembly)は、法律により、本章に定められた選挙資格を有する者の氏名を登録する統一的選挙人名簿について定めるものとする。選挙管理者は、この選挙人名簿への登録をもって、以後この州で実施されるすべての選挙において、登録された人々の投票する権利の決定的証拠と見なすものとする。但し、いかなる者も、その氏名が選挙人名簿に登録されていない限り、以後この州で実施される連邦若しくは州のいかなる選挙においても、又はボルチモア市のいかなる自治体選挙においても投票できないものとする。本章第1条に定められた選挙資格を有する者で、かつ、同章第2条及び第3条の規定において欠格とされない者の氏名はすべて、選挙人名簿の登録官が有資格選挙人の名簿に追加するものとする。

第3条 メリーランド州議会は、適切な法律により、有資格選挙人が、この州において投票資格のある選挙の期日に不在となる場合、その他自ら投票できない場合の投票について定め、かつ、これらの不在選挙人が投票する方法、時期及び場所について、並びにその投票の点検及び選挙の結果報告について定める権限を有するものとする。

第4条 州議会は、破廉恥の罪その他の重大な罪で有罪になった者、又は心神の障害のために監護若しくは保護のもとに置かれている者の投票権について、法律をもって制限し又は停止することができる。

第5条 州議会は、真に住所を有するためではなく、次の選挙において投票する目的をもって、いずれかの選挙区若しくはボルチモア市のいずれかの選挙区に転居する者について、罰金及び自由刑(imprisonment)をもって処罰する法律を定める義務を負うものとする。住所を有しない選挙区で投票する者(但し、本章に定めた場合を除く)、同一の選挙において複数の選挙区で投票する者、自分自身ではなく他人の名前若しくは同姓同名の他人に代わって投票し又は投票を申し出る者、又は住所を有しない郡で投票する者についても同じ。

第6条 いかなる者も、合衆国の大統領及び副大統領の選挙人、又は連邦議会の議員、又はこの州の憲法若しくは法律により又はボルチモア市の条例若しくは市長及び市議会の権限により設置されたいずれかの有給の官職若しくは信任を受ける官職に立候補する者又は推薦を受け若しくは選ばれた者のために、投票者に投票の放棄を誘い、又は投票者の投票を何らかの方法で妨害し、又投票を斡旋する目的をもって、直接又は間接に、賄賂、贈物若しくは謝礼を贈与し又はその贈与を申し出るとき、又は金銭、その他の授与若しくは受渡しの約束又は保証を贈与し又はその贈与を申し出るときは、この州で今後実施されるすべての選挙において上の賄賂を贈与し又は贈与を申し出る者、賄賂を受領する者、又は違法であることを知って故意に違法な投票を供与し若しくは供与を誘う者は、司法裁判所における有罪判決の確定の後に法律により現在又は将来に科される刑罰に加えて、今後

いずれかの有給の官職若しくは信任を受ける官職に就く資格を失い、又はその以後のいかなる選挙においても投票する資格を失うものとする。但し、州議会は、その裁量で、投票を売買する刑罰を買収者のみに科すために、買収された者に科される上の刑罰及びその他すべての刑罰を、買収された者については免除することができる。

第7条 州議会は、選挙の公正さを保つために必要な法律を制定するものとする。

第8条 州議会は、本憲法に定めのない場合には、公務員のすべての競争選挙について規定を設けるものとする。

第9条 本憲法又はこれに従って定められた法律に基づく有給の官職 (office of pro-fit) 若しくは信任を受ける官職 (office of trust) に選挙され又は任命された者はすべて、その職に就任する前に、次の宣誓又は確約を行い、かつ、これに署名しなければならない。

:私 _____ は合衆国連邦憲法を支持し、メリーランド州に対して信義を保ち、真に忠誠を誓い、州の憲法と法律を遵守し、自らの能力と判断の及ぶ限り、勤勉にしてかつ誠実に、不公平又は偏見に陥ることなく、この州の憲法と法律に従って _____ 職を遂行することを宣誓 (場合によっては、確約) いたします。(さらに州知事、上院議員、下院議員又は裁判官の場合には) 私が _____ として務める任期中においては、直接的にも間接的にも、他の職務からのいかなる収入も全部又は部分的に受領しないことを宣誓 (場合によっては、確約) いたします。

第10条 本憲法の規定に従い選挙され又は任命されたいかなる公務員も、現行憲法に基づく公務員に関しては、現行法律の規定に従って就任し、又は州知事の面前で若しくは州のいずれかの地区にある記録裁判所 (Court of Record) の書記官の面前で就任することができる。但し、公務員が本人の居住する郡以外のところで就任する場合には、その者の正式な宣誓書の写しが、本人の居住する郡の巡回裁判所 (Circuit Court) の書記官室に提出され、又はその者がボルチモア市に居住しているときは、その市の上位裁判所 (Superior Court) の書記官室に提出され、かつ、いずれも記録されるものとする。この州の憲法及び法律に基づいて公の役職又は官職が創設せられる際に用いられた一切の用語又は文言は、別の意図が明示されていない限り、それが男性を意味するときでも、女性を含むものと解釈される。

第11条 この州において公の役職に選挙され又は任命された者が、その後において、本章第9条に定められた宣誓又は確約を拒否するとき、又はそれを怠るときは、その者は、その役職の受諾を拒否するものと解される。公職の受諾の拒否又はその辞職が生じるときは、そのつど新たな選挙又は任命が行われるものとする。いかなる者も、その宣誓に違反すれば、司法裁判所における有罪判決の確定後に法律により現在又は将来に科される刑罰に加えて、今後この州におけるいずれかの有給の官職若しくは信任を受ける官職に就くことはできない。

第12条 本憲法において他に別段の定めのない限り、本憲法の規定によって又はそれに従って創設された公の役職に選挙され又は任命された者は、その者が当該公職に選挙され又は任命された時期においてこの州の選挙人登録をした者でなかったとき、又はその者が将来において、かつ、任期満了前の時期に選挙人登録をした者でなくなるときは、その公職に就任し又は引き続き在任する資格を有しないものとする。

第2章 執行部

第1条 州の執行権は、州知事(Governor)に属する。知事の任期は、選挙された後に続く次の1月の第3水曜日から4年間とし、後任の知事が就任するまでとする。選挙されて2期連続して知事の職にあった者は、その2期連続して在職した直後の任期は自ら知事となる資格を有しないものとする。

第1A条 州の副知事(Lieutenant Governor)を置く。副知事は、知事が委任した義務のみを負い、かつ、州議会が法律をもって定める報酬を受けるものとする。但し、1978年以降においては副知事の俸給は、本章第21A条に定めるところによる。いかなる者も、本憲法において知事に選挙される資格を有しないときは、副知事の職に就く資格を有しないものとする。

第1B条 知事として立候補の指名を獲得しようとする候補者は、指名に関する法律に定めるいずれの方法による場合であっても、予備選挙の場合も含めて、その公職の候補者登録をする時に、副知事の候補者を指定するものとする。知事及び副知事の候補者名は、予備選挙の投票用紙に掲載されるか、又は連帯して指名に付されるものとする。知事の候補者は、副知事の候補者の承諾がなければ、その者と連帯して当該公職を競うために副知事の候補者を指定することができない。副知事の候補者は、知事の候補者の承諾がなければ、その者と連帯して当該公職を競うために知事の候補者を指定することができない。この承諾は、その目的のために定められた形式の書面によるものとし、この文書は、各候補者が立候補の証書を提出する時に、又は各候補者が指名を獲得するために他の文書を提出する時に共に提出されるものとする。予備選挙を含め、いかなる選挙においても知事及び副知事の候補者名は、投票用紙に連名で掲載されるものとし、知事の候補者に対する投票は、同時に、その投票用紙に連名で掲載された副知事の候補者に対する投票とする。知事の当選又はその候補者の指名は、同時に、投票用紙に掲載され又は知事の候補者に連帯して投票に付される副知事が同一の任期で当選し、又はその者が指名を受けたものとする。

第2条 本憲法に基づく知事及び副知事選挙は、1974年においては11月の第1水曜日に続く次の火曜日に実施されるものとし、それ以後においては4年毎の同月日に州議会の下院議員(Delegates)の選挙の場所で実施されるものとする。下院議員に投票する資格を有するすべての者は、知事及び副知事に投票する資格及び権利を有するものとする。

この選挙は、下院議員の選挙と同様の方法で実施されるものとし、その選挙の結果報告は、捺印のもと下院の議長(Speaker of House of Delegates)を名宛人として、封緘された上で州務長官(Secretary of State)に引き渡され、選挙後に続く次の州議会の会期の始期に下院議長に提出されるものとする。

第3条 下院議長は、両議員の面前においてその選挙の結果報告を開封するものとする。知事及び副知事の職について最多投票を獲得し、かつ、憲法上において適格とされる者が、各々、州の知事及び副知事になるものとする。これらの者は、選挙後に続く次の1月の第3水曜日、又はそれ以後にあってはできる限り速やかに、本憲法に定められた方法に従い就任するものとする。

第4条 知事及び副知事の選挙において、最多で同数の投票を獲得した候補者の組が2つ又はそれ以上ある場合、これらの中から1組が、州の上院及び下院によって知事及び副知事に選出されるものとする。知事及び副知事の適格性、当該選挙の結果報告、投票数及び投票の有効性に関するすべての問題は、下院によって決定されなければならない。知事若しくは副知事又はその両者の選挙において、最多の投票を獲得した候補者が欠格になる場合、当該欠格者に代わる1人又は複数の者が、州の上院及び下院によって選出されるものとする。州議会で行われる知事若しくは副知事又はその両者の各選挙は、その両院合同の過半数により議決されなければならない。その投票は発声の賛否投票で行うものとする。最多で同数の投票を獲得した候補者の組が2つ又はそれ以上ある場合、この同数の投票を獲得した候補者の組の間でのみ決選投票が行われるものとする。その投票が再び同数になる場合、知事及び副知事の選出は、最初の投票で最多で同数を獲得した候補者の組の間で、くじ引きによって行われるものとする。

第5条 知事又は副知事の職に就く資格を有する者は、年齢30年に達した者で、かつ、その選挙前の5年間引き続きこの州に住所を有し、選挙人の登録をした者でなければならない。

第6条 a 次期知事の当選人が欠格となり、辞退し又は死亡した場合は、次期副知事の当選人がその任期の間、知事の職に就くものとする。次期知事の当選人がその他の理由でその職を引受けられないときは、その新たに選出された副知事は、副知事に就任し、次期知事の当選人がその職務を引受けられるようになるまで、又はその職が空席になるまで、知事の臨時代理として代行すべきものとする。

b 副知事は、知事から、その職務の遂行が一時的に不能となる旨の通知を書面で受けたときは、知事の臨時代理として代行すべきものとする。知事が、職務不能の状態にあり、かつ、その職務を遂行できないことの実状について副知事に伝達しえないときも、副知事は、知事の臨時代理として代行すべきものとする。いずれの場合も、副知事が知事を代行するのは、知事からその職務の遂行が可能である旨の通知を書面で受けるまで、又はその職が空席になるまでとする。

c 州議会は、州知事又は副知事について身体若しくは心神の障害のためにその公職の義務の遂行が不能である旨を宣言する決議を、合同会議における総定数の5分の3の賛成をもって採択できるものとする。この決議が憲法のこの規定に従って行われる場合は、一方の公職者について障害のためにその公職の義務の遂行が不能であると結論を下す他方の公職者は、州議会に合同会議を招集する権限を持つものとする。その決議は、採択されたならば、州最高裁判所 (Court of Appeals) に送付されるものとする。同裁判所は、当該公職者についてその障害のためにその職務の遂行が不能であるか否かにつき決定する専属管轄権を有するものとする。最高裁判所が、その公職者について永続的な障害のためにその公職の義務の遂行は不能であると決定する場合は、その公職は空席とする。最高裁判所が、その公職者について一時的な障害のためにその公職の義務の遂行は不能であると決定する場合には、同裁判所は、その障害の期間中はその公職を空席とする宣言をなすものとし、かつ、その障害がいつ終了したのかについて決定する管轄権を引き続き有するものとする。州議会並びに最高裁判所が、上に述べた方法に従って議決を行い、かつ、次期州知事の当選人又は次期副知事の当選人について身体若しくは心神の障害のためにその公選職の義務の遂行は不能であると決定する場合には、その者は就任の資格を失うものとする。

d 知事の公職に空席が生じるときは、その残任期間は、副知事がその公職を継承すべきものとする。副知事の公職に空席が生じるときは、知事は、州議会の合同会議における総定数の過半数の賛成による承認に基づき、その公職を継承すべき者を任命できるものとする。

e 知事及び副知事の職に空席が同時に生じるときは、州議会が直ちに招集され、知事の公職は、州議会の合同会議における総定数の過半数の賛成をもって残任期間の補充がなされるものとする。この場合、州議会により知事として選出された者は、州議会の同一の合同会議における総定数の過半数の賛成による承認に基づき、副知事の公職を継承すべき者を任命するものとする。上院の議長 (President of Senate) は、新たに選出された知事が就任するまで、臨時代理の知事として代行すべきものとする。副知事に臨時代理の知事として代行する権限が授けられるときにおいて、副知事の公職に空席のある場合は、上院の議長が臨時代理の知事として代行すべきものとする。上院の議長に臨時代理の知事として代行する権限が授けられるときにおいて、上院の議長の公職に空席のある場合には、上院が直ちに招集され、かつ、その空席の補充がなされるものとする。

f 副知事が又は州議会によって選出された者が知事の公職を継承するときは、その者は、その公職の権利資格、権限、義務を持つものとし、かつ、報酬を受けるものとする。但し、副知事又は上院の議長が臨時代理の知事として代行するときは、その者は、その公職の権限及び義務のみを持つものとする。上院の議長が臨時代理の知事として代行するときは、その者は、引き続き上院の議長に留まるものとする。但し、この場合、議長としての義務は、上院の選出する他の者が遂行すべきものとする。

g 州最高裁判所は、次期州知事の当選人が就任しないこと、副知事若しくは上院の議長が臨時代理の知事として代行すること、障害のために知事もしくは副知事の公職に空席が生じること、知事若しくは副知事の職を継承されること、並びに知事の公職の継承者が権限及び義務を行使することから生じる紛争又は問題について裁判する第1審専属管轄権を有するものとする。

第7条 立法部は、本憲法の第3章第26条に抵触することなく、州知事並びに副知事の弾劾条項について法律をもって定めるべきものとする。

第7A条 本条削除

第8条 州知事は、州の陸軍及び海軍の最高司令官であり、侵略の撃退、暴動の鎮圧、及び法の励行のために州民兵を招集することができる。但し、知事は、立法部の承諾がなければ、本人自らが指揮を執ってはならない。

第9条 州知事は、法が忠実に実施されるよう務めなければならない。

第10条 州知事は、州のすべての文官及び武官について指名するものとし、かつ、これらの任命又は選任について本憲法に他の別段の定めのない場合は、上院の助言と承認をもってこれらの者を任命するものとする。但し、当該公職を創設する法律にこれと異なる任命の方法についての定めがある場合は、この限りではない。

第11条 上院の休会中において州知事が補充する権限を持ついずれかの役職に空席が生じる場合は、知事は、当該役職に適格なる者を指名するものとし、その任命権限は、立法部における次の会期の終わりまで、又は当該役職に他の者が指名されるまでのうち、そのいずれかの一方が先に生じるまでその効力を継続するものとする。その休会中において上の方法により当該役職に任命された者又はその者に代わる他の者についての指名は、上院における次の常会の初日に上院に対して行われるものとする。

第12条 上院による否決の後においては、いかなる者も、上院の要求がある場合の外は、同一会期において同一の役職に再び指名されないものとし、又は立法部の休会中において同一の役職に任命されないものとする。

第13条 知事による指名を受け、かつ、上院による承認に服するすべての公務員については、立法部における各常会の始期から40日以内に上院に対して指名されるものとする。これらの者の任期は、本憲法において他に定めのある場合を除き、任命後に続く次の5月の第1月曜日からはまる2年間とし、(罷免されない限り)それらの後任者がそれぞれ法に従って就任するまでとする。

第14条 上院の会期中において、州知事及び上院が補充する権限を持ついずれかの役職に空席の生じる場合、知事は、上院に対して、その会期の閉会前に当該空席を補充するために適格なる者を指名するものとする。但し、その空席が当該会期の閉会日の10日以内に生じる場合は、この限りではない。

第15条 州知事は、軍務命令の違反若しくは他の軍事上の罪により州のすべての武官を停職にし又は逮捕し、並びにその者を軍法会議の判決に従って罷免することができる。州知事は、州知事から指名を受けたすべての公務員を無能力又は非行を理由に罷免することができる。

第16条 州知事は、非常事態のときには立法部を又は上院のみを招集するものとする。敵の出現又はその他の事由で、首府が立法部の集会にとって安全でない場所になるときはいつでも、知事は、その会期を他の適当な場所で開催すべく指示することができる。

第17条 a 性急又は偏頗な立法を阻止するために、並びに同等の地位に立つ執行部及び司法部に対する立法部の侵害を防止するために、下院及び上院を通過したすべての法案は、それが法律になる前に、州知事に提出されるものとする。知事は、その法案を承認する場合は、これに署名するものとする。但し、その法案を拒否する場合は、知事は、その法案を発議した院に反対意見(objections)を付して還付しなければならない。その院は、その反対意見の全文(at large)を議事録に登載し、かつ、その法案を再審議に付すものとする。各院は、議事規則により、再審議に付された法案が単一のグループとして(as a single group)読会に付され、かつ、採決されるために再審議の議事日程(veto calender)を採択することを認めることができる。各院の議員は、その法案が各院の再審議の日程に記載されることについて相当な通知を受けるものとする。いかなる法案も、議員の異議により、その再審議の日程手続から除斥できるものとする。この再審議の後、その院に選出された議員の5分の3がその法案に賛成すれば、法案は、反対意見と共に他の院に回付されるものとする。その法案は、その院によって同様に再審議に付され、その院に選出された議員の5分の3が賛成すれば、法律になるものとする。両院における採決は、賛否の発声投票をもって行われるものとし、その法案に対する賛否の投票者の氏名は、各院の議事録にそれぞれ登載されるものとする。

b 州議会の会期中において州知事に提出された法案が反対意見を付して知事から6日以内(日曜日を除く)に還付されないときは、その法案は、これに州知事が署名したものと見なして、法律になるものとする。但し、州議会が休会のために、その還付が妨げられる場合は、その法案は法律にならないものとする。

c 州議会における会期の休会に先立ち又は休会以後のいずれも6日以内(日曜日を除く)に州知事に提出されたいずれの法案も、それが提出されてから30日以内に知事によって拒否されない限り、知事の署名をまたずに法律になるものとする。

d 州知事によって拒否された法案はいずれも、それを発議した院が州議会において次期常会又は特別会を開催した後に、直ちにその院に還付されるものとする。その法案は、その院において本条に明記された手続に従って再審議に付されるものとする。州知事の拒否を覆して成立したすべての法案、又は〔本条に〕明記された期限に州知事が裁可を怠った結果として法律になるすべての法案は、州知事の拒否が覆ってから30日以降又はその法案に明記された期日のいずれかの遅い期日をもってその効力を生じるものとする。その法案が緊急案件の場合には、その法案は、制定をもって直ちにその効力を生じるものとする。〔知事によって〕拒否された法案はいずれも、その法案の採決が行われた後において、メリーランド州議会の議員選挙が新たに行われ、かつ、〔開会〕の宣言が行われたときは、その立法部に還付できないものとする。（〔 〕内は訳者の加筆）

e 州知事は、様々な項目からなるいかなる歳出予算法案においても、その項目の1つ又は複数を拒否する権限を有するものとし、この場合、その法案の1つ又は複数の項目が承認されるならば、当該部分は法律になるものとする。その歳出項目の1つ又は複数が拒否される場合は、当該部分は、他の法案と同様に州知事の拒否を覆して成立することについて定めた規則又は制約条件に従って再可決される場合の外、いずれも廃案になるものとする。

第18条 州知事は、6ヵ月毎に（さらに必要に応じて随時に）、宣誓に基づき、州の財務長官及び出納管理長官のそれぞれの職務に関する一切の事項について監督し、並びにこれらの銀行通帳及びその他の会計簿を検査する義務を持つものとする。

第19条 州知事は、随時、立法部に対して州の状況に関する報告をなすべきであり、また必要かつ便宜と考える議案を立法部の審議のために勧告すべきものとする。

第20条 州知事は、弾劾の場合若しくは本憲法における他の規定によって知事に禁じられている場合を除き、刑の執行を停止し、恩赦を許与し、又は州に対する犯罪による科料及び財産没収を軽減する権限を有するものとする。但し、州知事は、科料及び財産没収の場合の外、州に償還すべきいかなる負債の元本又は利息も軽減してはならない。知事は、「訴訟中止の同意〔起訴猶予〕(nolle prosequi)」又は恩赦の許与に先立って、その申請方法及びその期日について1つ又はそれ以上の新聞紙上において告知すべきものとする。この告知の後に、知事によるその決定が付与されるものとする。知事は、この権限を発動する各事件においては、要求のあった場合にはいつでも、立法部の各院に対して、知事の決定に影響を及ぼした請願、勧告及び理由について報告すべきものとする。

第21条 州知事は、首府に居住すべきものとし、かつ、1967年1月の第4水曜日より、また今後においても年棒2万5千ドルの俸給を受けるものとする。但し、1978年以降においては州知事の俸給は、本章第21条Aの定めるところによる。

第21A条 a 州知事並びに副知事の俸給は、本条の定めるところによる。

b 州知事の俸給に関する委員会(The Governor's Salary Commission)が設置され、かつ、7名の委員をもって構成せられるものとする。すなわち州財務長官、上院の議長の任命する3名の委員、並びに下院の議長の任命する3名の委員とする。州議会の議員、州の官公吏及び職員、又は州の下部統治機関(political subdivision)は、同委員会の委員に任命される資格を有しない。同委員会の委員は、その1人を委員長として選出すべきものとし、公式の委員会の決定にはいずれも、少なくとも5名の委員の同意を必要とする。同委員会の委員の任期は4年間とする。但し、同委員会の委員に最初に任命された者の任期は、1977年6月1日から1980年3月31日までとする。同委員会の委員は、その職務について報酬を受けないものとする。但し、本条における責務を遂行するうえで生じた必要な経費については、償還を受けることができる。

c 同委員会は、1978年の州議会においては常会が開催されてから10日以内に、これ以後においては4年毎に、州議会の常会が開催されてから10日以内に、州知事、副知事並びに州議会のその他の議員に対して州知事及び副知事の俸給について文書による勧告を行うべきものとする。

d その勧告案は、合同決議案として遅くとも会期の15日以内に州議会の各院に提出されるものとする。州議会は、勧告された俸給を減額するためにその合同決議案を修正することができる。但し、合同決議案は、勧告された俸給を増額するために修正することができない。その勧告案が提出されてから50日以内に、州議会在本条に従って合同決議案を採択しないときは、同委員会によって勧告された俸給は採用されるものとする。州議会在本条に従ってその合同決議案を修正するときは、その合同決議案に明記された俸給は、修正されたところに従って採用されるものとする。同委員会がいかなる俸給の改定も勧告しないときは、合同決議案は提出されてはならない。

e 同委員会は、勧告を行うときには、現職の州知事が受けている俸給よりも低い額を勧告してはならない。州議会は、現職の州知事及び副知事が受けている俸給よりも低い額を定めるために、その合同決議を修正することができない。

f 本条に基づく同委員会の勧告又はその修正後の合同決議のいずれかによって行われる俸給の改定は、次期の州知事及び副知事の任期の開始と同時にその効力を生じるものとする。

g 州知事及び副知事に対する俸給改定の提案が同委員会の不作為又は懈怠により本条の要件を満たさないときは、いかなる俸給の改定も生じないものとする。

第22条 州務長官は、上院の助言と承認に基づき、州知事によって任命されるものとする。州務長官は、その知事によって罷免されない限り、その長官を任命した知事の有する正規の任期の満了まで在職するものとし、かつ、州議会が随時、法律をもって定める年

俸を受けるものとする。

第23条 州務長官は、一切の公務及び議事に関する公式記録文書の保持並びに管理に務めるものとする。この記録文書は、立法部の各院の委員会によって常に調査に付されるものとする。州務長官は、執行部に属する一切の事務の職務の外に、その他、法律に明記され又はその者の職務に適正に属する義務を遂行するものとする。

第24条 州知事は、執行部の各部、各局、各機関及び各出先機関 (instrumentalities) を創設し又は廃止することを含め、並びに執行部の各部、各局、各機関及び各出先機関の相互の役割、権限及び義務の再配分と再委譲とを含めて、州政府の執行部組織を改編することができる。これらの組織改編は、これが現行法律に矛盾し又は州政府の新たな綱領 (new governmental programs) を必要とする場合には、法令形式の行政命令において明示されなければならない。かつ、この行政命令は、常会の初日から10日以内に州議会へ提出されるものとする。行政命令は、それが提出されたときは、その命令に記された期日にその効力を生じるものとし、かつ、法律の効力を有するものとする。但し、行政命令は、これが提出されてから50日以内に、州議会において各院いずれも総議員の過半数の賛成をもってその不承認の決議が採択され、これによって明らかに承認されなかったときは、この限りではない。執行部の再編を求めるいかなる行政命令も、本憲法に基づいて設置されたいずれの公職も廃止することができず、並びに本憲法に基づく個々の公官吏又は各部に委任された権限及び義務に変更を加えてはならない。

第3章 立法部

第1条 立法部は、上院 (Senate) と下院 (House of Delegates) の異なる2つの議院をもって構成せられるものとし、かつ、「メリーランド州議会」 (General Assembly of Maryland) と呼称されるものとする。

第2条 上院は47名の議員 (Senators) により、下院は141名の議員 (Delegates) によりそれぞれ構成されるものとする。

第3条 州は、法律により、上院と下院の議員の選挙のための選挙区 (legislative districts) に分割されるものとする。各選挙区からは、1名の上院議員と3名の下院議員が選出されるものとする。本章に定めるいかなる規定も、下院議員を選挙するために、各選挙区がいずれも3つの一人区に、又は1つの一人区と1つの二人区に再分割されることは妨げない。

第4条 各選挙区は、それぞれ隣接し、簡潔な形状をし、かつ、実質的に人口が均等でなければならない。地理上及び行政区画 (political subdivisions) の境界も十分考慮にされなければならない。

第5条 州知事は、合衆国において10年毎に行われる国勢調査に基づき、かつ、公聴会を経た後に、上院及び下院の議員を選挙するための選挙区の境界について定める案を作成するものとする。

州知事は、遅くとも、国勢調査に続く第2年次の常会の初日までにその設置案を上院の議長及び下院の議長に提出するものとし、かつ、両院の議長は、州知事による設置案を合同決議として州議会へ提出するものとする。州知事は、設置案を提出するために、常会に先立って特別会を招集することができる。この設置案は、本章第2条、3条又は4条に抵触してはならない。州議会は、10年毎の国勢調査に基づいて、上院及び下院の議員の選挙のための選挙区の境界について定める案を合同決議により採択することができる。この設置案は、本章第2条、3条又は4条に抵触してはならない。いずれの場合も、州議会が、国勢調査に続く第2年次の州議会の常会の開催後45日以内に設置案を採択するときは、州議会によって採択された当該設置案が法律になるものとする。州議会が、各国勢調査に続く第2年次の州議会の常会の開催後45日以内にいかなる設置案も採択しないときは、州議会に提出された州知事による設置案が法律になるものとする。

州最高裁判所は、州の選挙区割(districting)を司法審査する第一審裁判管轄権を有するものとし、及び選挙人登録をした者による審査請求に基づき、州の選挙区割が合衆国憲法又はメリーランド州憲法に定めるいずれの要件に抵触すると認定されるときは、適切な救済を付与することができる。

第6条 州議会の議員は、当該議員が立候補した選挙区(legislative or delegate district)の選挙人登録した者によって選出されるものとし、かつ、議員の任期は、選挙された後に続く1月の第2水曜日から始まる4年間とする。

第7条 上院並びに下院の議員の選挙は、1958年11月の第1月曜日に続く火曜日に実施されるものとし、それ以後においては4年毎に実施されるものとする。

第8条 本条削除

第9条 上院又は下院の議員になる資格を有するには、当該選挙日において、その者が1メリーランド州の市民であること、2選挙日に先立ち少なくとも1年間この州に住所を有していたこと、かつ、3その者を議員に選出した選挙区が選挙日に先立ち少なくとも6ヵ月に渡って設置されていた場合には、当該選挙日に先立ち6ヵ月間その選挙区に住所を有していたことを要する。

その者を議員に選出した選挙区が当該選挙日に先立ち6ヵ月以上設置されていなかった場合には、前記1及び2に加えて、その選挙区の設置されていた同一の期間その選挙区に住所を有した者でなければならない。

上院の議員になる資格を有する者とは、当該選挙日において年齢 25 年以上の者とし、下院の議員の場合は、同様に年齢 21 年以上の者とする。

第 10 条 連邦議会の議員、又は合衆国の文官若しくは軍事の職に就いている者は、州の上院又は下院の議員になる資格を有しない。州の上院又は下院の議員に選出された者が、その後において連邦議会の議員に選出され、又は合衆国政府の文官若しくは軍事のいずれの職に任命され、かつ、その職を受諾したときは、その者は、州の議員の議席を失うものとする。

第 11 条 この州においていずれかの有給の官職又は信任の官職に就いている者は、同時に上院又は下院の議員になる資格を有しないものとする。

第 12 条 徴税官 (Collector)、収納官 (Receiver) 又は管理官 (Holder) は、その者によって保管され、かつ、州に支払われるべき一切の金額について計算の上、州財務部に納付するまでは、この州における上院若しくは下院の議員に、又はいずれかの有給の官職若しくは信任の官職に就く資格を有しないものとする。

第 13 条 a 1 下院又は上院の議員に選出された者が死亡し、資格を喪失し、辞職し、義務を拒絶し、除名され、又は議員に選出された郡若しくは市から転居する場合、又は同点のために議員の有資格者が 2 人若しくはそれ以上に生じる場合には、欠員になる下院又は上院の議員が任命され又は選出された郡若しくは選挙区において、その者が選挙又は任命の時に関係していた政党の中央委員会 (Central Committee) は、欠員が生じてから 30 日以内に文書で候補者名を州知事へ提出すべきものとし、かつ、州知事は、当該欠員を補充するためにその者を任命すべきものとする。但し、欠員になる下院又は上院の議員の選挙又は任命の時に、その者が政党に属していたときは、その同じ政党に属する者が任命されるものとする。州知事は、候補者名が提出されてから 15 日以内に、当該任命を行うべきものとする。

2 議員の欠員が生じた後 30 日以内に、前記中央委員会が候補者名を提出しない場合は、州知事は、15 日以内に、欠員になる下院又は上院の議員の選挙又は任命の時に、その者が関係していた同じ政党に属する者で、かつ、選挙区若しくは郡において下院又は上院の議員の職に就く正当な資格を有する者を任命するものとする。

3 欠員を補充すべき郡若しくは選挙区に前記中央委員会が存しない場合、州知事は、その欠員が生じてから 15 日以内に、欠員になる下院又は上院の議員の選挙又は任命の時に、その者が関係していた同じ政党に属する者で、かつ、当該選挙区若しくは郡において下院又は上院の議員の職に就く正当な資格を有する者を任命するものとする。

4 州知事に任命された場合、その者の任期はいずれも、欠員になる議員の残任期間とする。

b 中央委員会は、選挙区(legislative or delegate district) 又はメリーランド州の23のいずれの郡において欠員を補充するために州知事に候補者名を提出する場合、以下の規定に従うものとする。

1 1つの郡の全域から成る選挙区に欠員が生じる場合、当該郡の中央委員会は、その選挙区に住所を有する候補者名を提出するものとする。

2 1つの郡の1部分の地域から成る選挙区に欠員が生じる場合、当該郡の中央委員会は、その選挙区に住所を有する候補者名を提出するものとする。

3 2つ又はそれ以上の郡の1部分又は全部の地域から成る選挙区に欠員が生じる場合、各郡の中央委員会は、その選挙区に住所を有する候補者名の提出について1票を有するものとする。これらの中央委員会の間で投票が同数に分かれる場合、そこで提案された候補者名簿を州知事に提出し、州知事がこの名簿から任命を行うものとする。

第14条 州議会は、州知事が告示(Proclamation)により議会を招集しない限り、1971年においては1月の第2水曜日に開催され、それ以後においては毎年、同月日に開催されるものとし、他のいかなる時期においても開催されないものとする。上院に選出された議員の過半数及び下院に選出された議員の過半数が、州知事に対し両院合同で臨時会を招集するよう要求したときは、州知事は、臨時会として議会を招集する告示を行うものとし、かつ、この要求に明示された期日に州議会を招集するものとする。州知事が本憲法の第2章第16条に基づいて臨時会として議会を招集する権限は、本条によっても、いかなる影響も受けない。

第15条 1 州議会は、公益にとって必要と判断する限り、毎年90日を越えない期間、会期を開催することができる。法律に他の別段の定めがない限り、90日の期間は継続するものとする。州議会は、この90日の期間を越えて会期を延長することができる。但し、各院の総議員の5分の3の賛成による決議がなければ、30日間を越える会期の延長はできないものとする。州知事の告示によって議会が招集される場合、その会期は30日間を越えてはならず、州議会の特別会期中においては議員に対し、法律の定める旅費及びその他の手当を除き、いかなる追加報酬も支払われないものとする。

2 州議会の議員に支給される歳費及び諸手当は、いずれも議会歳費委員会(General Assembly Compensation Commission)と呼称される委員会の定めるところによる。前記委員会は、9名の委員をもって構成されるものとし、そのうち5名については、州知事が任命し、他の2名については、上院議長が任命し、残りの2名については、下院議長が任命するものとする。州議会の議員、又はメリーランド州政府、郡、市若しくはその他の統治機関に属する官吏又は職員は、前記の委員に任命される資格を有しないものとする。前記委員会の委員は、いずれも知事選挙の年の6月1日より始まる4年間の任期をもって任命されるものとする。前記委員会の委員は、再任の資格を有するものとする。州知事は、前記委員会のいずれの委員も、その任期の満了前に、職務上の非行、無能力又は懈怠を理由に罷免することができる。前記の委員は、職務について報酬を受けないものとする。但

し、本条に基づく責務を遂行するうえで生じる経費については、委員は償還を受けるものとする。前記委員会の議決には、少なくとも5名の委員の同意を要するものとする。

3 前記委員会は、1974年の州議会においては常会が開始されてから15日以内に、それ以後においては4年毎に、州議会の常会が開始されてから15日以内に、正式の決議により、歳費及び諸手当についての決定を州議会へ提出するものとする。州議会は、当該決議におけるいかなる項目も減額し又は否決することができる。但し、いかなる項目も増額してはならない。州議会が合同決議によって減額に同意したときは、その減額をもって、当該決議は、次の州議会の会期からその効力が生じるものとし、かつ、法律の効力を有するものとする。歳費及び年金の支給割合は、議会の議員に対して一律に行われるものとする。但し、上院又は下院の役職者は、議会歳費委員会の決定するところにより、高額の歳費を受けることができる。歳費委員会の決議した規定は、次の決議に代わるまで、その効力を継続するものとする。

4 いかなる場合も、歳費及び諸手当は、歳費委員会の設置前のそれよりも低額であってはならない。

第16条 州議会の議員の利用に供するために、公費で、議会の審議に無関係な書物又は他の印刷物を購入したり、購読料を支払ったりしてはならず、又はそれらを議員に頒布してはならない。

第17条 上院又は下院の議員はいずれも、就任後においては、将来辞職する場合であっても、その者が選挙された任期に相当する全期間中は、その任期中に新たに設置され又は俸給若しくは給与の増額されたいかなる官職にも就く資格を有しないものとする。

第18条 上院又は下院の議員は、討論に際してのいかなる発言についても、民事上の責任に問われ、又は刑事上の訴追を受けることはない。

第19条 各院はそれぞれ、州の憲法又は法律の定めるところにより、議員の資格及び当選について審判し、院内の役職者を任命し、院内の審議手続に関する規則を定め、院内において秩序を乱し又は侮辱する行為を理由に議員を懲罰し、各院に選出された総議員の3分の2の同意をもって議員を除名するものとする。但し、いかなる議員も、同一の理由で再び除名されることはない。

第20条 議事の議決については、各院とも、その院に選出された総議員の過半数をもって定足数とする。但し、過半数に達しない場合は、1日毎に延会となり、各院の定める方法及び罰則によって欠席議員の登院を強制することができる。

第21条 各院及びすべての委員会の審議は、秘密を要する場合を除き、公開とする。

第22条 各院は、議事録を保存し、それを公刊すべきものとする。下院においては5名の議員により、上院においては1名の議員により採決の動議が提出されたときは、いかなる議案についても賛否投票が行われるものとし、かつ、これを議事録に登載するものとする。

第23条 各院は、州議会の会期中、議員でない者が院内において議会を侮辱し、秩序を乱すとき、又は審議を妨害し、院内の役職者の職務遂行を妨害するときは、その者を自由刑により処罰することができる。但し、この自由刑は、いかなる場合においても10日間を越えないものとする。

第24条 下院は、証人の宣誓に基づき、州の大陪審(grand inquest)としてすべての訴え、苦情又は犯罪について調査することができ、何らかの罪で人を公の監獄(public jail)に引き渡し、法の正当な手続によって釈放されるまで、そこに留め置くことができる。下院は、歳入の徴収又は支出に関する限り、州の一切の会計について検査し及び議決することができ、及びその会計について検査報告させ、かつ、処理させるために会計検査官(auditors)を任命することができる。下院は、すべての公的又は公式の文書及び記録を要求し、下院が公益に関わる事件についての調査を遂行する上で必要と認める者を召喚し、この違反に対して告訴するために、州に対して支払われる一切の公職用保証金(office bonds)を指示することができる。州議会は、州資金の不正支出を確実に防止し又は是正するために、各会期毎に、上院及び下院からなる合同常任委員会(Joint Standing Committee)を設置するものとする。この委員会は、人を召喚し、その者を宣誓のもとで尋問し、公的又は公式の文書及び記録を要求する権限を有するものとする。前記委員会は、官公庁又は図書館のための事務用品(printing stationery)及び購入品のためになされた一切の契約及びその支出総額について、並びに不正支出の疑いが指摘された一切の問題について調査し、報告する義務を負うものとする。この場合、これらの問題については、州議会のいずれかの院の決議によって取り上げることができる。

第25条 いずれの院も、他の院の同意がなければ、1度に3日以上休会してはならず、及び出席議員の3分の2による賛成投票がなければ、両院が議会を開くことになっている場所から他へ議場を移してはならない。

第26条 下院は、すべての場合において、唯一、弾劾権限を有するものとする。但し、弾劾については、選出された総議員の過半数が同意しなければならない。すべての弾劾は、上院によって裁判されるものとし、弾劾裁判の開廷に当たっては、上院議員は、証拠と法律に従って裁判する旨を宣誓し又は確約するものとする。但し、いかなる者も、選出されたすべての上院議員の3分の2の同意がなければ、有罪の宣告を受けないものとする。

第27条 a 州議会の各院は、いかなる法案も発議できるものとし、他の院は、これを変更し、修正し又は否決することができる。各院においては、常会の会期末における通常暦日の35日間は、その院に選出された議員の3分の2が賛否投票で議決しなければ、い

かなる法案も発議できないものとする。両院は、両院合同で、かつ、共通の規則をもって通常会期中における法案の提出権に制約を付すことができる。法案は、各院でその会期において各3回、相異なる日に読会に付されない限り、法律にならないものとする。但し、その法案を審議している院に選出された議員の3分の2が賛否投票で議決する場合は、この限りではない。いかなる法案も、第3読会のために正式に清書され又は印刷に付した上でなければ、第3読会に付託されないものとする。

b各院は、規則により、法案が第1、第2及び第3読会において単一のグループとして読まれ、かつ、採決に付されるために、「議事目録」(“consent calendar”)手続について採択することができる。但し、各院の議員は、法案が各「議事目録」に記載されることについて相当の通知を受けるものとする。議員の異議があるときは、当該法案をいずれも「議事目録」から除斥するものとする。

第28条 「議事目録」に記載されたいかなる法案又は単一のグループの法案も、それが各院において、そこに選出された総議員の過半数をもって可決されない限り、法律にならないものとし、及び法案の最終議決については、その賛否が記録されるものとする。「議事目録」に記載された法案の最終議決については、全グループの法案の賛否が記録されるものとする。両院の審議を要する決議は、これと同様の方法で議決されるものとする。

第29条 この州におけるすべての法律の頭書は、以下の通りとする。「メリーランド州議会は、以下の如く定める。」(Be it enacted by the General Assembly of Maryland:)すべての法律は、原案(original bill)によって議決されるものとする。州議会の制定するすべての法律は、一つの主題のみを内容とし、かつ、これを表題に明示するものとする。いかなる法律又はその条文も、その表題若しくは条文のみを参照して改正し又は修正してはならない。いかなる法律も、その表題を根拠にして、法律の本体において明らかに定めのない権限又は権利を付与するものと解されてはならない。この州の法令集(Code of Laws)における各章又は各条文を修正する場合、州議会は、修正に際して読会に付託される当該各章又は各条文自体を制定する義務を負うものとする。州法令集における各条文又は各章を修正する場合ではなく、これを一般法律(Public General Law)として制定する場合にはいつでも、州議会は、その法令集が修正を受けるときと同様に、当該各章及び各条文を一般法律として制定し、並びにその法令集に収められるすべての法律の追加条項又は変更部分を刊行することについて定める義務を負うものとする。

第30条 各法案は、これが議会を通過し、かつ、これに州の公印が押されたときは、承認を受けるために、その法案を発議した院の議長(presiding officer)によって州知事へ提出されるものとする。常会又は特別会を通過したすべての法案は、承認を受けるために、会期の終了後少なくとも20日以内に州知事へ提出されるものとする。州知事は、法案を承認するときは、法案の提出後30日以内に上院及び下院の各議長、事務総長(Chief Clerks)の面前でこれに署名するものとする。すべての法律は、州最高裁判所の責任で記録されるものとし、かつ、複数の裁判所によって、然るべき時期にこの州における従来の

方法により印刷に付され、公刊され、及び州の公印で認証を受けるものとする。

第31条 州議会によって制定された法律は、当該法律又は本憲法において他に特別の宣言又は定めのない限り、当該法律が制定された会期の終了後に続く次の6月1日から、その効力を生じるものとする。

第32条 いかなる金銭も、法律による歳出予算に従う場合を除き、いずれの命令又は決議によっても州財務部から支出されないものとする。この法律はすべて、歳出予算の額及びそれが充てられる目的を明瞭に定めるものとする。但し、本条に定めるいかなる規定も、州議会が知事(the Executive)の自由な処分に任せられる未確定基金(contingent fund)について定めることを妨げない。この場合、知事は、支出した金額及びそれが充てられた目的について各会期毎に州議会へ報告すべきものとする。公の資金の歳出入に関する決算明細書は、州議会の各常会の終了後に、法律に添付され、かつ、それと共に公刊されるものとする。

第33条 州議会は、次に列挙する事項について地域的個別法律(local law)又は個別法律を制定してはならない。：租税徴収の時期を延期すること；離婚を許容すること；姓名を変更すること；遺言執行者、遺産管理人、後見人又は被信託人が未成年又はその他法的に無能力とされる者に帰属する不動産を売却すること；不公正若しくは有効でない捺印証書又は遺言書を執行すること；州知事又は財務部の官吏の勧告によらずして、州財務部に納付された金銭を払い戻したり、州に対する負債又は債務を免除したりすること。州議会は、いずれの場合も、現行の一般法律にすでに定めのある事項についてはいかなる個別法律も制定してはならない。州議会は、本憲法の制定以後の第1回議会において、一般法律により、本条に列挙され、かつ、依然として十分な規定を持たない事項について、及び一般法律が適切であるその他すべての事項について定めるものとする。

第34条 州議会は、将来においていかなる負債も負担してはならない。但し、負債を負担する期日から15年以内に償還すべき負債に伴う利子を支払うため及びその元本を償還するために必要な年間の租税徴収について定める法律によって授権される場合は、この限りではない。この目的のために設けられた租税は、当該負債及びその利子が償還されない限り、廃止され又はその他の目的のために充当されてはならない。この徴収されるべき年間の租税は、当該負債の元本及び利子の支払いに足りる金額がこの目的のために州の年度予算から充当されるときは、これを徴収してはならない。州の信用は、いかなる方法であっても、いかなる私的団体若しくは法人に対して又はこれらを援助するために贈与され又は貸与されてはならない。同様に州議会は、州の信頼と信用を伴う内陸部開発事業(works of internal improvement)の建設に州を関与させる権限を有しないものとする。但し、セント・メリーズ、チャールズ及びカルヴァートの各郡における内陸部開発事業の建設を援助する場合で、かつ、これらの郡がこれまで州によって援助を受けてきた事業からいかなる直接的利益も受けてこなかったときは、このこの限りではない。但し、この場合も、その援助、立替え又は支出は、総額50万ドルを超過してはならない。州議会は、利

子及び負債が完済するまで、又は減債基金(sinking fund)が未済公債の総額と同一になるまでは、内陸部開発組合(internal improvement companies)の収益又は現に徴収され若しくは将来に賦課徴収される州税の収入を公債の償還又はその他の目的のために利用し又は支出してはならない。但し、州議会は、各会計年度において州財務部の一時的歳入欠陥を補い、かつ、州の各施設、各部、各局、各機関を運営する州の利益を健全に保つために、公債発行の売上高も含め、租税及びその他の収入を見込んで、必要とされる資金の借受けを州の名において州財務長官に指示できるよう公共事業委員会(Board of Public Works)に授権することができる。州財務長官は、公共事業委員会の承認するところにより、及び法律の定めるところにより、州財務部の一時的歳入欠陥を補うために、公債発行の売上高も含め、租税及びその他の収入を見込んで、州の名において短期約束手形(short-term notes)を起こし、それを発行する権限が付与されるものとする。但し、この約束手形は、州議会によってすでに作成された歳出予算に組み入れる場合のみ、これを発行するものとする。本条に基づいて起債し、発行された約束手形において見込まれる収入は、その受領期日とその額について直ちに見積りができるほど確実なものでなければならない。州議会は、州の防衛に必要な額を負担するために起債することができる。但し、本条に定めるいかなる規定も、戦時において郡若しくは州の兵役に服し、かつ、名誉を勝ち得た州の市民を援助し又は補償するために、州議会の認める適当な方法で基金を設置することを禁じるものと解してはならない。但し、州議会の定める上の法律は、制定された後に続く次の総選挙の時に人民投票に付され、かつ、承認される場合のみ、その効力を生じるものとする。

第35条 州議会は、役務が終了し、又は契約が締結された以後において公務員、代理人、傭人若しくは契約者に追加報酬を認めたり、又はこれを与えたりすることができない。いかなる公務員の俸給又は報酬も、その者の任期が法律により4年間を越えて定められている場合を除き、任期中に増額し又は減額することができない。但し、1956年1月1日以降においては、ボルチモア市の市長及び市議会によって任命され、かつ、1956年1月1日以降に役務の終了する公務員の俸給又は報酬はいずれも、任期中いつでも増額し又は減額することができる。公務員職階制度(Classified City Service)における公務員については除き、ボルチモア市の市長及び市議会によって任命され、かつ、任期中に俸給が増額され又は減額された公務員については、場合によって、その俸給が任期中に再び増額され又は減額されることはない。

第35A条 本憲法に定めるいかなる規定によっても、裁判官又はその他の公務員の俸給又は報酬は、州議会によって課される平等な(non-discriminatory)所得税からの免除を受けないものとする。

第36条 いかなる富くじも、それが州によって、かつ、州の利益のために運営される場合を除き、将来、州議会によって認可されないものとする。

第37条 本条削除

第38条 いかなる者も、負債を理由に投獄されないものとする。但し、配偶者若しくは扶養家族を援助するため、非嫡出子を援助するため、又は（コモン・ロー若しくは制定法の定めによる）離婚扶養料のために管轄裁判所の下した有効な判決、又は上の裁判所の判決により承認された契約は、本条に定める負債を意味しないものとする。

第39条 すべての銀行の帳簿、業務書類及び収支計算は、法律をもって定める規則に基づいて、監査に服するものとする。

第40条 州議会は、当事者間の合意又は陪審の裁定による正当な補償が適格な当事者に当初に支払われ又は付与されなければ、公共の用途のために私有財産の収用を認めるいかなる法律も制定してはならない。

第40A条 州議会は、当事者間の合意又は陪審の裁定による正当な補償が適格な当事者に当初に支払われ又は付与されなければ、公共の用途のために私有財産の収用を認めるいかなる法律も制定してはならない。但し、当該財産がボルチモア市に所在する場合において、かつ、この州又はボルチモア市の市長及び市議会がこれを必要とするときは、州議会は、州又はボルチモア市の市長及び市議会によって補償額が当該所有者に支払われ又は裁判所に供託されることにより、当該財産を直ちに収用することについて定めることができる。補償額については、場合によっては、この州又はボルチモア市の市長及び市議会が当該財産の適正な価値を査定するものとする。但し、上の法律は、陪審によって事後に加算される追加金の支払いについて定めるものとする。1961年6月1日においてボルチモア市の市長及び市議会に適用され、かつ、財産を直ちに収用するための権限及び手続は、依然その効力を失わず、1963年6月1日の期日まで施行されるものとする。当該財産がボルチモア郡に所在する場合において、かつ、メリーランド州ボルチモア郡がこれを必要とするときは、メリーランド州ボルチモア郡の郡会(county council)は、当該財産を評価するために不動産鑑定士(appraiser)が記録裁判所によって任命され、その査定額が補償を受ける資格のある当事者に支払われ又は裁判所に供託され、及び陪審によって裁定される追加金の支払いについて保証することにより、当該財産を収用することについて定めることができる。当該財産がモンゴメリー郡に所在する場合において、郡の道路又は街路のための公道用地として直ちにこれを必要とする郡会の判断があり、かつ、それが認定されるときは、その郡会は、当該所有者に補償額が支払われ又は裁判所に供託されることにより、当該財産を直ちに収用することについて定めることができる。補償額は、郡会によって任命される公認の不動産仲介業者が査定する当該財産の適正な市場価格とする。但し、郡会は、陪審によって事後に裁定される追加金の支払いについて保証するものとする。セシル郡内の各地方自治体において、地方の道路、街路及び地方の上下水道施設の拡張のために公道用地を直ちに必要とする当該地方自治体の理事会(governing body)の判断があり、かつ、それが認定されるときは、理事会は、当該所有者に補償額が支払われ又は裁判所に供託されることにより、当該財産を直ちに収用することについて定めることができる。補償額は、各理事会によって任命された公認の不動産仲介業者が査定する当該財産の適正な市場価格とする。但し、地方自治体は、陪審によって事後に裁定される追加金の支払いに

ついて保証するものとする。この第40A条は、現に収用される財産が建物を含む場合は、モントゴメリー郡においても、又はセシル郡内の各地方自治体のいずれにおいても適用されないものとする。

第40B条 州議会は、当事者間の合意又は陪審の裁定に基づく正当な補償が適格な当事者に当初に支払われ又は付与されなければ、公共の用途のために私有財産の収用を認めるいかなる法律も制定してはならない。但し、州公路委員会(State Roads Commission)の判断において、州が幹線道路の用途に供するために当該財産を必要とするときは、州議会は、州公路委員会によって当該所有者に補償額が支払われ又は裁判所に供託されることにより、当該財産を直ちに収用することについて定めることができる。補償額については、州公路委員会が当該財産の適正な価値を査定するものとする。但し、上の法律は、陪審によって事後に裁定される追加金の支払いについて定めるものとする。

第40C条 州議会は、当事者間の合意又は陪審の裁定に基づく正当な補償が適格な当事者に当初に支払われ又は付与されなければ、公共の用途のために私有財産の収用を認めるいかなる法律も制定してはならない。但し、当該財産がこの州のプリンス・ジョージ郡に所在する場合において、かつ、ワシントン都市近郊衛生委員会(Washington Suburban Sanitary Commission)の判断において、前記委員会が上下水道の給排水施設の拡張又は建設事業のために当該財産を必要とするときは、州議会は、補償額が収用機関によって当該所有者に支払われ又はその者のために裁判所に供託されることにより、建物を除く私有財産を直ちに収用することについて定めることができる。補償額については、収用機関が当該財産の適正な価値を査定するものとする。但し、上の法律は、収用機関の評価額がこの州の記録裁判所の認定した資格を有する少なくとも1名の公認の不動産鑑定士によって査定された当該財産の評価額よりも低額にならないことについて定めるものとし、及び陪審によって事後に裁定される追加金の支払いについて定めるものとする。但し、上の法律は、収用機関が上下水道の給排水施設の拡張又は建設事業のために必要な用地又は土地の所有権を数回に渡って獲得するもののうち、その2分の1以上を購入若しくはその他の方法ですでに獲得し又は獲得するような場合に限り、本条に定める収用手続が収用機関によって実施されるよう制限する。

第40D条 本条削除

第41条 本条削除

第42条 条項移動のため本条削除

第43条 妻の財産は、夫の負債から保護されるものとする。

第44条 州議会は、負債者の財産の中から相当額が執行されないために、法律を制定するものとする。

第45条 州議会は、この州の各郡及びボルチモア市における各裁判所の書記官及び遺言検証官の業務に就き、簡潔で画一的な手数料及びその徴収について定めるものとする。但し、各郡及びボルチモア市における上の官吏の報酬額はいずれも、法律の定めるところによる。

第46条 州議会は、合衆国の指定する目的に供するために、合衆国より授与され若しくは寄贈された土地、金銭、又は証券を受領する権限を有し、かつ、その授与の条件に従ってこれらを運用し又は充用するものとする。

第47条 条項移動のため本条削除

第48条 法人は、一般法律に基づいて設立することができる。但し、地方自治体のため、及び法人の創設に際して一般的法人格(general character)を有する法人の設立について定める一般法律が存しない場合を除いては、個別法律によっては創設されないものとする。本条に反して制定された法人設立についての法律は、無効とする。本条に従って付与され又は採択されたすべての特許状(charter)又は従前に付与され、採択されたすべての特許状で、かつ、廃止又は改正の対象になっているものは、随時変更し又は廃止することができる。但し、本条に定めるいかなる規定も、銀行又はその設立に適用されるものと解してはならない。州議会は、本条の採択時に現存する法人の特許状を改正し若しくは修正してはならず、又はその法人のために他の一般法律若しくは個別法律を制定してはならない。但し、その法人が課税免除の請求権又は特許状の廃止若しくは改正の免除の請求権を放棄し、かつ、将来において本憲法の規定に従って特許状を有するという条件に基づく場合は、この限りではない。この州の特許状で設立された法人が設立後において一般法律若しくは個別法律より付与又は授与される権利、特権若しくは利益を受容し、利用し、享受し又は活用する場合は、その法人は、最終的にはそのことをもって、特許状に基づき付与された課税免除の特権を放棄したものと見なされ、それ以後においては、特許状によりいかなる免除も付与されなかったものとして、課税対象になるものとする。

第49条 州議会は、この州で実施される選挙の投票、時期、場所及び方法の判定、及びその選挙結果の判定に関する一切の問題について、本憲法に抵触することなく、法律をもって定める権限を有するものとする。

第50条 州議会は、本憲法の採択以後に開催される第1回議会において、法律により、メリーランド州の行政官若しくは司法官、又はメリーランド州議会の議員若しくは役職者、又はメリーランド州におけるすべての地方自治体の議員若しくは役職者、又はその自治体の行政職員に対し、その公務の遂行に影響を及ぼすために贈賄をなし又はそれを企てる者を、裁判所の裁量で、罰金若しくは自由刑(imprisonment in the Penitentiary)をもって又はその併科をもって処罰することについて定め、及びその公務の遂行に対する作為又は懈怠若しくは不作為を理由に賄賂、報酬、謝礼若しくはその他物品を要求し又は收受する

公務員又は職員を、裁判所の裁量で、罰金若しくは懲役をもって又はその併科をもって処罰することについて定め、並びに贈賄をなし若しくはそれを企てる者又は賄賂、報酬、謝礼若しくはその他物品を要求し又は收受する者が上のいずれかの罪を犯した者に不利な証言を強いられることについて定め、かつ、その義務を負うものとする。但し、証言を強いられたいずれの者も、その者が犯した罪のために裁判及び処罰を受けない。上の罪で有罪が確定した者は、処罰の一部として、永久に、この州において信任を受ける官職又は有給の官職に就く権利及び資格を失うものとする。

第51条 この州の住民の有する動産(personal property)は、課税徴収されるべき年度の主たる期間、その住民が真に(bona fide)住所を有した郡又は市において課税されるものとし、他のいかなる場所においても課税されないものとする。但し、永久的に存する一切の動産(goods and chattels)は、これが存する市又は郡において課税されるものとする。但し、州議会は、法律により、この州において譲渡抵当権の設定されている財産又は債務保証の設定されている財産については、当該財産の所在する郡又は市において課税されることについて定めることができる。

第52条 1 州議会は、本条の規定に従わない限り、いかなる金銭も州の金庫から支出してはならない。

2 すべての歳出予算法案は、本憲法の以下に定めるところにより、当初予算法案(Budget Bill)又は補正歳出予算法案(Supplementary Appropriation Bill)のいずれかとする。

3 州知事は、(知事が新たに選出され、かつ、州議会が招集されてから10日に満たない場合を除き)毎年1月の第3水曜日までに次期会計年度の予算案(Budget)を州議会へ提出しなければならない。但し、その期日が州議会によって延長されるときは、この限りではない。各予算案は、次期会計年度のために要求された支出額及びその歳入見込額からなる成案を含むものとし、並びにその会計年度の終了時における歳入の余剰又は不足の見込額を提示するものとする。各予算案には、次に挙げるものについての説明が付記されるものとする。a 次期会計年度における歳入及び歳出について、b 州の保有する流動資産、流動負債、当座の積立金及び余剰金又は不足金について、c 州の債務負担行為(debts)及び基金について、d 次期会計年度の開始から終了までの財政状況の見通しについて、e その予算案における重要な特徴についての知事の概要説明、及び州の歳入の削減又は増加の方法のための知事の提案について。

4 各予算案は、州知事が決定し又は法律の定めるところによる様式及び項目に基づいて、次に挙げるもののために、その一切の支出見積りを盛り込むものとする。a 立法部のためのもの。但し、本憲法の以下に定めるところにより州知事が確認を受ける。b 執行部のためのもの。c 司法部のためのもの。但し、法律の定めるところにより出納管理長官の確認を受ける。d 本憲法の第3章第34条又はそれに基づいて制定されたすべて

の法律に抵触することなく、州の負債の元本及び利子を返済し又は償還するためのもの。
e 州の憲法又は法律に基づき、州によって支給される俸給のためのもの。 f 本憲法の第8章及び州の法律に抵触することなく、州全域において画一的で効率的な公立学校制度を設置し及び維持するためのもの。 g その他、本憲法又は州の法律に定められた他の目的のためのもの。

5 州知事は、各院の議長に対して、州知事が決定し又は法律の定めるところによる様式及び項目に基づいて区分された当該予算案を提出し、並びにその予算案において要求された一切の支出のための法案を提出しなければならない。この法案は、各院の議長によって直ちに州議会へ提出されるものとする。この法案は、「当初予算法案」と呼称されるものとする。州知事は、州議会の承認があれば、州議会の最終議決の前に、欠陥(oversight)を調整するために当該予算案を修正し又は補正することができ、この場合、審議中の法律の可決を条件として、又は緊急のときにはその修正案若しくは補正案を両院の議長に提出すれば、基金を設置することができる。修正案又は補正案は、この修正案又は補正案によって影響を受ける当初予算法案のいずれかの項目に追加又は変更若しくは組替えが行われることをもって、その予算法案の1部分になるものとする。

(5a) 州知事によって州議会へ提出された予算案及び当初予算法案には、要求された一切の支出の総額及びその支出に充当される一切の収入の見込の総額が計上されていなければならない。要求された歳出の総計は、歳入見込の総計を越えるものであってはならない。要求された歳出の総計は、州知事が当初予算法案の修正案若しくは補正案を提出する場合においても、又は州議会が当初予算法案を修正する場合においても、その変更(revision)が何であれ、その故をもって、歳入見込の総計を越えるものであってはならない。当初予算法案が制定される場合は、歳入見込の総計は、常に歳出の総計と同額になるか又は歳出額を越えるものでなければならない。

6 州議会は、当初予算法案を修正するときは、本憲法の第3章第34条に基づく州のいかなる負債にも影響を与えてはならず、又は本憲法により公立学校制度の設置及び維持について若しくはメリーランド州によって支給される俸給の支出について定めた州法律の規定に影響を与えてはならない。州議会は、当初予算法案における立法部の項目を増額し又は減額することによって、又は司法部の項目を増額し若しくは減額することによって、その予算法案を修正することができる。但し、州議会は、上に特記された場合を除き、他の項目を廃除削減する場合に限って、当初予算法案を修正することができる。但し、いかなる公務員の俸給又は報酬も、その任期中に減額されてはならない。この予算法案は、両院によって可決されたときは、州知事のいかなる措置も要することなく直ちに法律になるものとする。

7 州知事、並びに所掌事務のために州知事により任命され、かつ、州の資金を支出し又はこれを要求する行政各部局(executive departments)、各行政委員会、各行政官及び各コミッションの長は、その審議中に州議会のいずれの院に出席し、当初予算法

案に関して意見を求められ及び質問に対して答弁する権利を有すると共に、州議会のいずれの院からの要求があったときは、行政各部署、各行政委員会、各行政官及びコミッションのそれぞれの長は、その義務を負うものとする。

8 補正歳出予算法案について。いずれの院も、その他の歳出予算案を審議することができる。但し、両院は、当初予算法案が両院によって最終的に議決された以降でなければ、その他の歳出予算案を最終的に議決してはならない。その他の歳出予算案は、次に挙げる規定に従う場合を除き、有効なものにならない。a その他の予算案は、すべて単独の項目、対象又は目的に限定され、かつ、これを包含する個別の法案において作成されるものとする。本憲法では、その予算案を「補正歳出予算法案」と呼称する。b 各補正歳出予算法案は、この法案の定めるところにより租税が間接に又は直接に賦課徴収されることをもって、この法案に基づく支出に必要な財源とすることについて定めるものとする。c いかなる補正歳出予算法案も、各院において、そこに選出された総議員の過半数による賛成投票によって議決されない限り、法律にならないものとする。その最終の議決における賛否投票は、記録されるものとする。d 各補正歳出予算法案は、本憲法の第2章第17条に定めるところにより州知事へ提出されるものとし、提出以降においても同条のすべての規定が適用されるものとする。

9 本憲法の第3章第28条の規定に従うとき、又は本憲法の第2章第17条の定めによる州知事の承認権に従うときはいつでも、本条に定めるいかなる規定も、州議会が合衆国憲法の第1章第10条の保障範囲に属する州債の償還について定める歳出予算法案を制定することを妨げるものと解してはならない。

(10) 立法部が常会の終了する7日前までに当初予算法案を最終的に議決しなかったときは、州知事は、その予算法案の制定に必要な期間をもって、自らの判断で当該会期の延長を宣言するものとする。但し、この延長された会期中においては、これによって生じる経費の支給については除き、当該予算法案の外は、いかなる議案についても審議してはならない。

(11) 州知事は、予算案を自ら作成するために、州の資金を支出し、歳出予算を執行し、又はそれを監督するすべての行政の各部署、委員会、コミッション及び機関に属する州の各担当官(proper State officials)に対して、及び州の資金又は歳出予算を要求するすべての施設に属する州の各担当官に対して、知事の指示する様式及び時期に、知事の指示する項目別見積及び他の参考資料を要求する権利を有すると共に、その義務を負うものとする。但し、当初予算案の対象たる会計年度の間はその効力を生じる法律で、かつ、その予算案に先立つ7月1日の会計年度以前に制定された法律によって資金提供を受けるものと定められた事業(program)の見積りは、その法律に定める資金提供の規準よりも低いものであってはならない。各院の議長によって確認を受けた立法部の見積り、法律の定めるところにより州出納管理長官の確認を受けた司法部の見積り、及び法律の定めるところによる公立学校のため見積りは、州知事の指示する様式及び時期に州知事へ提出され

るものとし、かつ、修正を受けることなく、その予算案に組み込まれるものとする。

(12)州知事は、一切の見積りに関する公聴会を開き、すべての機関の代表者及び州の資金を要求するすべての施設の代表者がその公聴会へ出席することを要求することができる。公聴会の終了後において、州知事は、法律の定めるところによる立法部及び司法部の見積り、及び公立学校のため見積りを除き、一切の見積りを知事の裁量で修正することができる。但し、州知事は、当初予算案の対象たる会計年度の間はその効力を生じる法律で、かつ、その予算案に先立つ7月1日の会計年度以前に制定された法律によって資金提供を受けるものと定められた事業の見積りをその法律の定める資金提供の規準よりも低く修正してはならない。

(13)州議会は、本条の規定を実施するために、随時、本条に抵触しない、必要かつ適正な法律を制定することができる。

(14)本条におけるいずれかの規定と本憲法における他のいずれかの規定との間で抵触が生じるときは、本条の規定が優先するものとする。但し、本条に定めるいかなる規定も、本憲法の第3章第34条の規定又はこれに準拠してそれ以前若しくはその後に制定された法律の規定に対していかなる意味の影響も与えないものとし、又は本憲法の第2章第16条の定めるところにより、州知事が臨時会として州議会を招集することを妨げるものと解してはならず、又は州議会が臨時会において緊急の歳出予算案を審議することを妨げるものと解してはならない。

(15)本条の規定に基づいて制定された歳出予算案のいずれかの項目が何らかの理由で無効になるときは、その無効によっても、当該法案又はその法案の他の項目は、いずれもその影響を受けないものとする。

第53条 本条削除

第54条 この州のいかなる郡も、州議会の法律によって授権される場合を除き、鉄道、運河若しくはその他内陸部開発事業の建設においていかなる負債又は債務も負担してはならず、又はいかなる団体若しくは法人に対して又はこれらを援助するために、信用を贈与し又は貸与してはならない。

第55条 州議会は、人身保護令状(Writ of Habeas Corpus)の特権を停止させる法律を制定してはならない。

第56条 州議会は、本憲法により州政府の各部若しくは官職に属する権限又はこれらに伴う義務を遂行するために、必要にして適切なるすべての法律を制定する権限を有するものとする。

第57条 州議会による他の定めがない限り、利息についての法定利率(Legal Rate of Interest)は、年率6%とする。

第58条 州議会は、法律により、州及び地方自治体がこの州における州外法人の営む事業から生じる収入に課税することについて定めることができる。

第59条 州議会は、州内において「州年金長官」(State Pension Commissioner)の職を創設し、又は総合的な年金制度を設置する法律を制定してはならない。

第60条 メリーランド州議会は、適正な一般法律をもって、a 刑事訴訟事件において裁判所が刑の宣告猶予を与えることについて、b 刑事訴訟事件における不定期刑の宣告の様式について、及びc 州議会が定める場合にはいつでも、有罪の宣告で自由刑に処せられた既決囚を仮出獄に基づいて釈放することについて定める権限を有するものとする。

第61条 a 州議会は、地域的個別的一般法律(public local law)により、いずれの郡又は地方自治体に対し、以下に挙げるものについて授權し、又はその権能を付与することができる。

1 都市の再開発事業を実施することについて。この事業は、不良市街地区又は荒廃地区におけるスラム街の一掃及びこれらの地区の再開発又は復興に限るものとし、並びに当該郡又は地方自治体の区域内に所在する土地又は一切の種類 of 財産及びそれに伴ういずれの権利、利益、公共の事業団体の特権(franchise)、地役権又は特権(privilege)を購入、貸付、贈与、収用又はその他の法的手段により取得することを含むものとする。「不良市街地区」とは、居住施設における価値低落、過密、設備若しくは構造の欠陥、換気、電灯若しくは衛生設備の不備、又はこれら要素の結合のために、公衆の安全、衛生又は道徳にとって有害となる居住施設が大部分占めている地区を指すものとする。「荒廃地区」とは、建造物における老朽化、価値低落又はその他、建造物の根本的修復及び適切な維持管理を正当化しえないような事由のために、利用価値(productivity)のない建造物が大部分占めている地区を指すものとする。

2 当該土地又は財産が開発、再開発、改良若しくは改善されたものであるか否かに関わりなく、又はそれを取得した際的手段又は方法に関わりなく、いずれの私的、公的若しくは準公的な法人、組合、団体、人又はその他法的主体に対して、その土地又は財産を売却、貸付、譲渡、移転又はその他処分することについて。

前記目的のいずれかのために、又は本条に従いいずれの郡若しくは地方自治体に付与された権限の行使に関連して、当該郡又は地方自治体はその収用権を行使して徴収するいかなる土地又は財産も、当事者間の合意又は陪審の裁定に基づく正当な補償がその資格を有する当事者に当初に支払われ又は与えられなければ、これを徴収されないものとする。

前記目的のいずれかのために、又は本条に従いいずれの郡若しくは地方自治体に付与された権限の行使に関連して、当該郡又は地方自治体が必要とし又はその収用権を行使して徴収する一切の土地若しくは財産は、公共の用途又はその目的のためにこれを必要とし又は徴収せられるものであることを、ここに宣言する。本条に基づいて授権されるいずれか又は一切の行為は、公共の用途又はその目的のために引き受ける統治機能に属するものとし、この場合、公共の用途又はその目的を促進するために課税権を行使し、公の資金を支出し、又は公の信用を貸付けることができる。

b 州議会は、地域的個別的な一般法律により、本条に基づいて授けられた特定権限の一部若しくは全部が十分に有効な力を発揮できるように、又は本条の規定によって企画立案された目的(purposes and objects)の一部若しくは全部が十分達成できるように、必要にして適正なる追加的権限又は権能(additonal power and authority)の一部若しくは全部をいずれの郡又は地方自治体に付与することができる。但し、この追加的権限又は権能は、本条の条項若しくは規定に、又はメリーランド州憲法の他の規定に抵触してはならない。

c メリーランド州議会は、地域的個別的な一般法律により、本条に基づいて授権された行為を（ボルチモア市を除く）郡又は地方自治体に引き受けさせるために、公的団体若しくは機関を設置し又はその設置について授権することができ、及び課税権を除き、本条に基づいて当該郡又は地方自治体に授権されるよう認められた権限の一部又は全部を当該公的団体若しくは機関に又は現存するいずれの公的団体若しくは機関に付与することについて定めることができる。

d 州議会は、本条に定められたいずれの権限の行使に対しても、適正にして、かつ、便宜とされるその他の若しくは追加の制約又は制限を課すことができる。

e 本条の規定は、「ボルチモア市—土地の開発及び再開発」と題されるメリーランド州憲法の第 11 章—B とは独立しており、かつ、同章に基づいて付与された権限に対していかなる意味においても影響を与えないものとする。いずれかの地方自治体又は郡に都市再開発事業の実施について授権する地域的個別的な一般法律を制定することについて本条に定められた州議会の権限は、本憲法の第 11 章—A 「地方立法」及び第 11 章—E 「地方自治体」の中に定められた制限規定よりも優先する。

第 4 章 司法部

第 1 部—一般規定

第 1 条 この州の司法権は、最高裁判所(Court of Appeals)、法律により州議会の設置する中間上訴裁判所(intermediate courts of appeal)、巡回裁判所(Circuit Courts)、孤児裁判所(Orphans' Courts)、及び地方裁判所(District Court)に属する。これらの裁

判所は、正式記録裁判所(Courts of Record)であり、各裁判所は、自身の発する一切の訴訟手続について認証するために使用する公印を持つものとする。

第1 A条 本憲法の採択時にこの州に現存する個別の裁判所(several Courts)は、憲法の規定に基づいて廃止されるまでは、本憲法が採択されなかったものとして、すべてについて従前の権限並びに裁判管轄権を持ち、かつ、コモン・ロー(at Law)又は衡平法(Equity)におけるこれら権限を行使することをもって存続するものとする。これらの裁判所が廃止せられる場合、当該裁判所に係属中の訴訟事件が存するのであれば、その一切の訴訟事件は個別の裁判所の管轄に移管されるものとし、この移管を通じて、これら個別の裁判所を各々廃止することができる。

第2条 上記のすべての裁判所の裁判官は、メリーランド州の市民で、かつ、本憲法に定める有資格選挙人であり、及びこの州において少なくとも5年以上に渡って住所を有した者とし、場合によっては、当該裁判官が各々選挙され若しくは任命される市、郡、選挙区、裁判の巡回区、中間上訴裁判の巡回区又は上訴裁判の巡回区において、当該選挙若しくは任命に先立ち少なくとも6ヵ月以上に渡って住所を有した者とする。裁判官は、その選挙又は任命の時において年齢30年以上の者とし、この州において弁護士の資格を有し、かつ、高潔にして賢明、法律知識に十分卓越した者の中から選任されるものとする。

第3条 州地方裁判所の裁判官の場合を除き、州最高裁判所又はすべての中間上訴裁判所以外の個別の裁判所の裁判官は、本憲法の本章第5条の規定に従い、ボルチモア市又は各郡において、その市又は各郡の有資格選挙人によって各々選挙されるものとし、かつ、当該の全裁判官は、本憲法において現に定めるところにより、11月の第1月曜日に続く火曜日に実施される総選挙(general election)の時に選出されるものとする。これらの各裁判官は、当該選挙の期日より15年間の任期を有するものとし、及び後任の者が選挙され、かつ、就任するまで、又はその裁判官が70歳に達するまで、そのいずれか一方が先に生じるまでその職に在るものとする。各裁判官は、その者が70歳に達するまでその職に再任される資格を有し、それ以後は再任されないものとする。いかなる裁判官も、長期の病気又は身体的若しくは精神的欠陥のために能率的にその職務を遂行しえないときは、州議会の各院とも3分の2の議員の賛成があれば、州知事の承認により、州議会の権限をもって退職せられるものとする。

第3 A条 a 孤児裁判所の元裁判官を除いては、いずれの元裁判官も、法律の定めるところにより、孤児裁判所を除き、この州のいずれの裁判所における臨時の裁判官として、州最高裁判所の過半数の承認をもって、同裁判所長官による任命を受けることができる。

b 70歳をもって裁判官の退職とすることについて本章に別段の定めがあるにも関わらず、本条の規定は適用されるものとする。

第4条 いかなる裁判官も、無能力、故意による職務上の怠慢、職務における非行若し

くはその他の罪で裁判所の有罪判決が確定し、又は弾劾された場合は、本憲法又はこの州の法律に従い、州知事によって罷免されるものとする。州議会の解任請求(address)による罷免の場合は、その解任について各院とも3分の2の議員が賛成し、その当事者に告発の通知がなされ、かつ、その者に弁護の機会が与えられる場合とする。

第4 A条 メリーランド州の知事によって任命される7名の委員をもって構成せられる司法適格審査委員会(Commission on Judicial Disabilities)が設置されるものとする。同委員会の委員は、この州の市民で、かつ、そこに住所を有する者とする。同委員会における4名の委員は、上訴裁判所、巡回裁判所又は地方裁判所の裁判官の中から任命されるものとする。2名の委員は、この州において弁護士の資格を有する者で、少なくとも15年間その職業に従事してきた者で、かつ、いずれの裁判所の裁判官の職にない者の中から任命されるものとする。1名の委員は、市民を代表し、現在又は過去において裁判官ではなく、かつ、この州において弁護士の資格を有しない者とする。各委員の任期は、前任者の任期の終了に続く1月1日より始まる4年間とする。次に挙げる場合は、同委員としての身分を直ちに失うものとする。この州における裁判官の中から任命された同委員会の委員が裁判官を辞する場合、弁護士の資格を有する者の中から任命されたいずれかの委員が裁判官になる場合、市民を代表するいずれかの委員が裁判官になるか若しくはこの州において弁護士の資格を得る場合、又はいずれかの委員がこの州において住所を失う場合。同委員会に欠員が生じるときは、州知事は、同委員会に任命される場合と同様の方法により、かつ、その欠員になる者に適用されたものと同様の資格に従い、その残任期間を補充するものとする。同委員会のいかなる委員も、単にその任務のためにいかなる報酬も受領してはならない。但し、委員としての任務を遂行する上で生じた必要な経費については支給されるものとする。

第4 B条 a 司法適格審査委員会は、州最高裁判所、いずれかの中間上訴裁判所、巡回区裁判所、メリーランド州の地方裁判所又は孤児裁判所のいずれかの裁判官に対する訴えを調査する権限を持ち、並びにその訴えに関する聴聞会を開き、宣誓及び確約を管理し、証人の出頭及び証拠の提出を強制する手続を行い、訴追の免除又は刑罰若しくは剥奪の免除を付与することによって人に証言を求め又は証拠の提出を求める権限を持つものとする。同委員会は、懲戒処分を命じ、並びに裁判官の罷免、譴責、その他適切な懲罰について、又は適当な場合には退職について州最高裁判所に勧告する権限を持つものとする。同委員会の面前で行われる一切の審査手続、証言及び証拠は、州最高裁判所の規則の定めるところによる場合を除き、その秘密が保持され(confidential)、かつ、秘匿特権(privileged)が付されるものとする。州最高裁判所に提出された記録及び一切の審査手続は、州最高裁判所の命令による場合を除き、その秘密性を失うものとする。いかなる裁判官も、同委員会の委員として自身の行為に関するいずれの審査手続にも関与してはならず、この場合、州知事は、その審査手続のために、同委員会の委員代理として他の裁判官を任命しなければならない。州最高裁判所は、同委員会の権限を執行し、かつ、強行するための方法について、並びに同委員会の面前で行われる審査事務と手続について規則をもって定めるものとする。

b 同委員会によるいずれかの勧告がなされた場合には、州最高裁判所は、聴聞会が開かれた後に、在職中の非行、その職務の長期に渡る怠慢、適正な司法運営に対する偏向的行為についての事実認定に基づき、裁判官を罷免し、又はその者を譴責若しくは他の懲罰によって処分することができる。また同勧告がなされた場合には、州最高裁判所は、聴聞会が開かれた後に、障害が長期に及び又はその可能性があり、それによってその者の職務に重大な支障をきたすものとする事実認定に基づき、裁判官を退職させることができる。本条のもとで罷免せられた裁判官並びにその生存する配偶者は、解任命令 (order of removal) の定めた範囲においてのみ、その司法職から生じる権利及び特権を持つものとする。本条のもとで退職せられた裁判官は、他の退職裁判官について法律に定められた権利及び特権を持つものとする。州最高裁判所のいかなる裁判官も、自身の行為についていずれの聴聞会においても裁定を下してはならない。

c 本条は、本憲法の本章第 3 条及び第 4 条又は第 3 章第 2 6 条に定められた退職若しくは罷免の方法について代替をなすものであり、又はその方法に追加をなすものである。

第 5 条 巡回裁判所の裁判官の死亡、辞職、罷免、年齢その他の理由による資格喪失若しくは 15 年の任期満了に起因して、又はその裁判所裁判官の職の創設に起因して、又はそれ以外の事由に起因して随時若しくは定期的に欠員の生じるときはいつでも、州知事は、その官職を補充するために最も適格なる者を任命するものとする。この場合、その充員は、次の後任者が選挙され、かつ、就任するまで同職に在任するものとする。後任者は、(任期満了に起因して欠員の生じるときは) 15 年の任期満了後に続いて実施される 2 年毎の連邦議会の下院議員の総選挙で、かつ、その最初の総選挙のときにおいて、又はその任期満了を除くその他の理由に起因して欠員の生じるときは、これより 1 年が経過した後に続いて実施される同様の最初の総選挙のときにおいて選挙されるものとする。但し、いかなる者も、15 年の任期満了に伴って裁判官に再任される場合を除き、年齢の故に後任者の選挙される既定の時期までにその資格を失う者、又は同様の理由でその既定の時期まで継続して在任できない者は、任命されないものとする。

第 5 A 条 a 上訴裁判所の裁判官の欠員が、死亡、辞職、罷免、退職、年齢若しくは現職者に対する選挙人の拒否による資格喪失、裁判官の職の創設又はその他の事由に起因して生じるときは、その欠員は、本条の定めるところにより補充されるものとする。

b 当該欠員が生じる場合、州知事は、上院の助言と承認に基づき、これらの官職を補充するために最も適格なる者を任命するものとする。この場合、その充員は、次の c 項又は d 項の定めるところにより、任期の選挙まで同官職に在任するものとする。

c 州最高裁判所の裁判官の任期は、当該裁判官が欠員の補充として任命された場合は、その欠員の生じた期日から 1 年が経過した後に続く次の総選挙のときにおいて、

それ以降においては10年毎に、その年に続く次の総選挙のときにおいて、その裁判官の任命された上訴裁判巡回区に選挙人登録をした者による承認又は拒否に服するものとする。

d 州特別上訴裁判所(Court of Special Appeals)の裁判官の任期は、当該裁判官が欠員の補充として任命された場合は、その欠員の生じた期日から1年が経過した後続く次の選挙のときにおいて、それ以降においては10年毎に、その年に続く次の総選挙のときにおいて、法律に定められた選挙区(geographical area)に選挙人登録をした者による承認又は拒否に服するものとする。

e 選挙人登録をした者による裁判官の承認又は拒否は、c項又はd項の定めるところにより、当該裁判官の有する10年間の任期継続又はその者の罷免についての投票とする。裁判官の氏名は、異議のない限り、適当な投票用紙に掲載されるものとし、選挙人は、裁判官の任期継続について賛否の投票を行うものとする。もしも選挙人が裁判官の任期継続を拒否するとき、又はその賛否の投票が同数になるときは、当該裁判官の職は、選挙の結果報告を確認してから10日後に欠員になるものとする。

f 上訴裁判所の裁判官は、70歳の誕生日をもって退職するものとする。

g 州議会の議員が他に司法職に任命される資格を有する場合、その者の資格は、裁判官の選出方法・任期・退職若しくは罷免、裁判所の創設若しくは廃止、いずれかの裁判所の裁判官数における増員若しくは削減、又はいずれの裁判官の俸給・年金若しくは他の諸手当における増額若しくは減額に影響を与える何らかの憲法修正又は法律を提案し又は制定した州議会の議員であることを理由に奪われることはない。

第6条 すべての裁判官は、その職務の性質から、州内全域における安寧の維持に努めなければならない(Conservators)。この州のすべての裁判官は、司法業務の遂行に対して、年俸の外は、いかなる報酬、役得、手数料又は報償金の支払いを受けないものとする。

第7条 裁判官が利害関係を有するとき、又は裁判官が当事者のいずれかの一方と現在若しくは将来において法律の定めるところによる親等内の姻族又は血族たる関係を有するとき、又は裁判官が当該訴訟事件のかつての訴訟代理人であったときは、いかなる裁判官も、そのいずれの訴訟事件において開廷してはならない。

第8条 a いずれの訴訟の当事者も、陪審の援助を得ずして判決を求めるために裁判所に提訴することができる。

b 死刑が相当である犯罪で告発され又は正式起訴された一切の訴訟事件においては、その訴訟手続の当事者のいずれかの一方がその訴訟手続を審理している裁判所において正当、かつ、公平な裁判の受けられない旨を宣誓の上、かつ、書面で申立てたときは、裁判所は、その告発又は正式起訴における訴訟手続の記録を、その事件の裁判管轄を有す

る他の裁判所へ移送することを命じ、これを指示するものとする。

c その他の犯罪で告発され又は正式起訴された一切の訴訟事件において、又は訴訟若しくは事件の管轄を有するこの州の裁判所のいずれかで審理中であるコモン・ロー上の一切の訴訟(suits or actions)又は孤児裁判所の発する一切の争点において、訴訟若しくは事件の当事者のいずれかの一方がその訴訟若しくは事件を審理している裁判所において正当、かつ、公平な裁判の受けられない旨を書面で申立てるときは、これを申立てる当事者は、この申立ての外に、この申立てが真実であることについて、又はその申立てには相当の根拠があることについて裁判所に出廷して説得せしめることを要するものとする。その結果直ちに、裁判所は、その訴訟若しくは事件における訴訟手続の記録を、その訴訟若しくは事件の裁判管轄を有する他の裁判所へ移送することを命じ、これを指示するものとする。事件を移送する権利(right of removal)は、当該裁判所の全裁判官が本憲法の規定に基づいて開廷する資格を失う訴訟若しくは事件の場合においても、申立てにより認められる(exist)ものとする。上記の訴訟、争点、告発又は正式起訴における訴訟手続の記録が移送される裁判所は、この裁判所が第1審として訴訟を開始した場合と同様に訴訟若しくは事件を審理し、かつ、判断を下すものとする。州議会は、この規定を整え、かつ、これに効力を与えるために、必要に応じて現行法律を修正するものとする。

第9条 いずれの裁判所の裁判官も、その必要のある場合は、各々の裁判所のために職員を任命することができる。州議会は、法律により、すべての職員の報酬について定めることができる。裁判官は、各々の裁判所の支出、経費又は費用について、これらを変更し又は削減するために随時調査するものとし、議会の措置に供するために、この調査結果を州議会に報告するものとする。

第10条 a 本憲法に基づいて創設され又は存続してきた個別の裁判所の書記官は、記録及び他の文書を管理し、保管するものとし、かつ、現在又は将来において法律の定めるところに従い、これらの裁判所の職務に属する一切の義務を遂行するものとする。これらの書記官の職務又は業務は、すべての領域において、これらの各裁判所の裁判官が有する業務検査の権限(visitorial power)に服するものとする。裁判官は、当該職員の義務が誠実に遂行されるよう確保するために、随時、その権限を行使するものとする。これらの裁判所の裁判官は、各々、当該書記官を監督し又はその職務を遂行させるために、必要にして適正なる規則又は規制を随時設ける義務を持つものとする。この規則又は規制は、州議会によって廃止又は修正されるまで、法律の効力を有するものとする。

b 書記官の職務については、州予算から資金の提供を受けるものとする。他に州議会による別段の定めのない限り、これらの職務について法律に定める一切の料金、手数料又はその他の収入は、州の収入とする。

第11条 州法務官(State's Attorneys)の場合を除き、本章に定められた裁判官の選挙、又は本憲法に定められた書記官、遺言検証官若しくは他の公職者の選挙について、並

びに各郡の巡回裁判所の書記官又はボルチモア市の上位裁判所の書記官によって作成される選挙の結果報告については、各々、州知事の確認を受けるものとする。この場合、州知事は、各々の公職に選出された者に対して任命書を交付するものとする。上訴裁判所の裁判官の場合を除き、当該公職のすべての選挙においては、最多の投票を獲得した者が当選人として告示されるものとする。

第12条 裁判所の裁判官、書記官又は遺言検証官のいずれの競争選挙においても、州知事は、この選挙の結果報告を下院に送付するものとし、かつ、下院は、当該選挙における候補者の選挙及び資格について判定を下すものとする。もしもその判定が、当選人となった者又は州知事によりすでに任命書の交付を受けた者についての当選を無効とするときは、下院は、30日以内に再選挙 (new election) を命じるものとする。

第13条 公の任命書並びに授權状 (Public Commissions and Grants) は、すべて「メリーランド州は・・・ (The State of Maryland, etc.,)」で始まる頭書とし、かつ、州知事によって署名され、州の公印で捺印されるものとする。令状並びに手続 (writs and process) は、従前どおり又は将来において法律に定めるところにより、すべて同様の頭書で始まるものとし、かつ、審査に付され、捺印され、署名されるものとする。起訴状の末尾は、すべて「州の安寧と統治と神聖とに対して起訴されたものである (against the peace, government and dignity.)」ことをもって結ぶものとする。

第13条 本条削除

第2部—州最高裁判所

第14条 州最高裁判所は7名の裁判官をもって構成せられ、セシル、ケント、クイーン・アンズ、キャロライン、タルボット、デュチェスタ、ウィコムコ、ウォセスタ、及びソマセットの各郡からなる上訴裁判第1巡回区 (First Appellate Judicial Circuit) から1名、ボルチモア及びハーフォードの各郡からなる同第2巡回区からは1名、アルガニイ、フレドリック、ギャレット、モントゴメリー及びワシントンの各郡からなる同第3巡回区からは1名、プリンス・ジョージ、カルバート及びセント・メリーズの各郡からなる同第4巡回区からは1名、アン・アランデル、キャロル及びハワードの各郡からなる同第5巡回区からは1名、並びにボルチモア市からなる同第6巡回区からは2名が選出されるものとする。最高裁判所の裁判官は、それぞれの各巡回区に住所を有するものとする。最高裁判所の各裁判官の任期は、その就任の期日をもって始まるものとする。最高裁判所の裁判官の中から1名が州知事によって長官に任命されるものとする。州最高裁判所の管轄権は、州全域に及ぶものとし、かつ、現在又は将来において法律の定めるところに従うものとする。州最高裁判所は、規則をもって随時定められる時期に、アナポリス市において開廷するものとする。この開廷期 (session or sessions) は、同裁判所における司法業務 (business) の要請に応じ、毎年少なくとも10ヵ月以上の期間継続するものとし、並びに

所属裁判官は、相当の事由がある場合には、その開廷(sittings)を臨時に他の場所へ移す権限を有するものとする。州最高裁判所の各裁判官の俸給は、現在又は将来において州議会により定められ、かつ、その任期中にあつては減額されないものとする。5名の裁判官をもって定足数をなすものとし、かつ、最高裁判所がいずれかの訴訟事件のために裁判官を追加して開廷すべく指示する場合の外、各訴訟事件は、5名の裁判官によって開廷せられるものとする。いずれの訴訟事件の判決も、開廷した裁判官の過半数の同意で足りるものとし、また判決において裁判官の意見が同数に分かれる場合で、かつ、以下に定めるところに従って再弁論の申立てがないときは、上訴されてきた原判決が確定する効果を持つ。いずれの訴訟においても、州最高裁判所の意見が同数又は3対2に分かれる場合は、申立てにより、権利の問題として、7名の全裁判官からなる大法廷において敗訴当事者に再弁論が許与されるものとする。

第14A条 州議会は、必要により、法律をもって中間上訴裁判所を設置することができる。州議会は、この中間上訴裁判所の裁判管轄権について、及びこの裁判所を運営するに必要なその他一切の権限について定めることができる。

第14B条 第14A条を追加する提案がなされたときに州議会の議員であつた者はいづれも、そのときの州議会の議員であつたことを理由に、前記第14A条に基づいて法律により州議会の設置する中間上訴裁判所の裁判官に任命され又は選挙される資格を奪われない。

第15条 州の最高裁判所又は中間上訴裁判所の裁判官は、その者が事実審裁判官として、場合によっては中間上訴裁判所の裁判官としてかつて審理した事件については、判決に参加してはならない。一切の訴訟事件における判決は、訴訟が審理され又は提起されてから3ヵ月以内に、文書で提出するものとする。州最高裁判所の判決は、最終にして、かつ、確定の判決とする。

第16条 州の最高裁判所又は中間上訴裁判所で審理され、かつ、判決の下された一切の訴訟事件についての正式裁判記録は、法律により、これを公刊するものとする。上の裁判所に属する裁判官は、それぞれ、その公刊について適宜指示するものとする。

第17条 州最高裁判所に書記官を置く。書記官は、最高裁判所によって随意に任命され、かつ、そこで就任するものとする。

第18条 a 州最高裁判所は、州の上訴裁判所及び他の裁判所の運営における事務手続について随時規則を定め又は規制を設けるものとする。この規則又は規制は、最高裁判所又は法律により廃止、改訂又は修正されるまで、法律の効力を有するものとする。最高裁判所の場合を除き、他の裁判所が事務手続について規則又は行政規則を定める場合の権限は、最高裁判所又は法律により定められる規則又は規制に従うべきものとする。

b 州最高裁判所の長官(Chief Judge)は、州における司法行政事務を統括する最高責任者とする。最高裁判所長官は、巡回裁判所、地方裁判所及び中間上訴裁判所の各裁判官に対し、裁判官及び裁判所の裁判業務又は司法事務に関する報告書の提出を随時要求するものとする。裁判所において、裁判官の欠員又は疾病、除斥若しくはその他の不在が生じる場合、又は累積している業務に対する援助が必要な場合は、長官は、孤児裁判所の裁判官を除くいずれの裁判官に対して、孤児裁判所以外の裁判所において暫定的に任務に就くよう命じることができる。本条に従い、最高裁判所長官によって任命を受けた裁判官はいずれも、配属される裁判所の裁判官の有するすべての権限と権能を保持し、及びこの権限と権能は、任命によってこの者に割り当てられる一切の訴訟案件(それに伴う申立又は他の問題も含む。)との関係において、その任務の終了するまで、引き続き保持されるものとする。最高裁判所長官が不在の場合、本条の規定は、最高裁判所に属する最先任裁判官に適用されるものとする。本条に定められた長官の権限は、最高裁判所の定める規則又は規制に従うべきものとする。

第18A条 条項移動のため本条削除

第2A部—暫定的規定

第18B条 a 上訴裁判所の裁判官の選任と在職期間に関して、本章の修正条項を執行する場合は、以下の規定に従うものとする。

b 上訴裁判所の裁判官で、かつ、当該修正条項の施行日において、選挙された任期を現に在職している者はいずれも、その者が死亡し、辞職し、退職し又は適法に罷免されない限り、その者の選挙された任期の満了後に続く総選挙まで、又はその者が満70歳の誕生日に達するまでのうち、そのいずれか一方が先に生じるまで引き続きその職に在るものとする。この場合、当該裁判官の任期継続については、上訴裁判所の裁判官に適用される本章第5A条c又はd項の規定に従うべきものとし、いかなる場合にもその裁判官は、満70歳の誕生日を越えて在職してはならない。

c 本条b項に定められた裁判所の裁判官で、かつ、当該修正条項の施行日において、現にその職にある者はいずれも、選挙人によってその職に選挙されなかった場合を除いては、その修正条項の施行日から15日以内にその職に再任されるものとする。この場合、当該裁判官の任期継続については、上訴裁判所の裁判官に適用される本章第5A条c又はd項の規定に従うべきものとし、いかなる場合にもその裁判官は、満70歳の誕生日を越えて在職してはならない。

第3部—巡回裁判所

第19条 州は、以下のように8つの巡回区に区分されるものとする。ウォセスタ、ウィコムコ、ソマセット及びデュチェスタの各郡は第1巡回区を構成し、キャロライン、タ

ルボット、クイーン・アンズ、ケント及びセシルの各郡は第2巡回区を構成し、ボルチモア及びハーフォードの各郡は第3巡回区を構成し、アルガニィ、ギャレット及びワシントンの各郡は第4巡回区を構成し、キャロル、ハワード及びアン・アランデルの各郡は第5巡回区を構成し、モントゴメリー及びフレドリックの各郡は第6巡回区を構成し、プリンス・ジョージ、チャールズ、カルバート及びセント・メリーズの各郡は第7巡回区を構成し、ボルチモア市は第8巡回区を構成するものとする。

第20条 a 各郡又はボルチモア市のために州の巡回裁判所(Circuit Court)を置くものとする。巡回裁判所は、各郡又はボルチモア市にあっては、憲法修正の施行日に各郡の巡回裁判所によって行使せられ、又は今後において法律の定めるところにより拡張せられ若しくは縮小せられる一切の権限、権能又は第1審専属及び上訴の裁判管轄権を有し、かつ、これらを行使するものとする。

b モントゴメリー郡又はハーフォート郡の巡回裁判所の裁判官は、これらの裁判官によって作成された正規の予定表(schedules)に基づき、それぞれ交互に、かつ、交代で各郡のために孤児裁判所を開廷するものとし、並びに現存の孤児裁判所によって現在保持せられ、かつ、行使せられ、又は今後において法律により定められる一切の権限、権能又は裁判管轄権を有し、かつ、これらを行使するものとする。

第21条 a 州議会は、本条のb項の規定に従い、各郡又は各巡回区における巡回裁判所の裁判官の数について法律をもって決定するものとする。

b 各巡回区には、そこに住所を有する少なくとも4名の巡回裁判所の裁判官が配置されるものとし、かつ、各郡には、そこに住所を有する少なくとも1名の巡回裁判所の裁判官が配置されるものとする。アン・アランデル郡には、そこに住所を有する少なくとも2名の同裁判官が配置され、ボルチモア郡には、そこに住所を有する少なくとも3名の同裁判官が配置され、プリンス・ジョージ郡には、そこに住所を有する少なくとも4名の同裁判官が配置され、並びにモントゴメリー郡には、そこに住所を有する少なくとも5名の同裁判官が配置されるものとする。

c 各巡回区において在職年数の長い最先任裁判官(senior judge)は、当該巡回区の裁判長(chief judge)とする。その他の裁判官は、陪席裁判官(associate judge)とする。

d 法律に他の定めのある場合を除き、1名の裁判官をもっていずれの司法業務における定足数とする。

e 巡回裁判所の開廷期は、法律をもって定めるものとする。

f いかなる者も、裁判官の数及びその俸給が増減された時期にその州議会の議員であったことを理由に、裁判官として任命され又は選任される資格を奪われない。

第21A条 下院法案972号、上院法案390号（1976年）によって提案された第4章第3条及び21条に対する修正条項、並びに下院法案1048号によって提案されたこれら同条に対する修正条項が1976年の11月に実施される選挙において選挙人により承認された場合は、下院法案972号、上院法案390号（1976年）において提案された修正条項は、その効力を有するものとする。

第22条 訴訟におけるいずれの争点若しくは問題について巡回裁判所の下した判決に基づいて、当該巡回裁判所に属する全裁判官の数を越えない人数で法廷が開かれ又は審理が行われる場合は、決定又は判決の付与される訴訟当事者は、申立てにより、全員法廷（court in banc）を構成すべき当該巡回区の3名の裁判官による審理に付すために、当該争点若しくは問題を留保してもらふ権利を有するものとする。この留保の申立ては、当該判決の下される開廷の期間中、正式裁判記録に載せられるものとする。各巡回裁判所は、規則により、当該争点若しくは問題を全員法廷に付託する場合の方式又は手続について定めるものとする。全員法廷における当該裁判所の判決は、訴訟事実においては確定判決になるものとし、かつ、当該争点若しくは問題を留保した当事者との関係では終局判決になるものとする。但し、州最高裁判所への上訴又は誤審令状の申立てが法律により認められている民事又は刑事事件の場合には、この全員法廷の判決は、相手方当事者の上訴又は誤審令状を申立てる権利を排除しないものとする。訴訟における問題を留保してもらふ権利は、地方裁判所の判決に基づく上訴審理の場合、又は重罪よりも軽い犯罪の等級に属する刑事事件の場合には、これを認めないものとする。但し、拘禁刑に相当する場合は、この限りではない。本条は、将来において法律の定める規定に従うものとする。

第23条 この州の各巡回裁判所の裁判官は、法廷で審理され又は判決を求めて提起された一切の訴訟事件においては、当該訴訟事件が審理され又は提起されてから2ヵ月以内に判決を言い渡すものとする。

第24条 巡回裁判所の各裁判長及び陪席裁判官の俸給は、その任期中において減額されないものとする。

第25条 各郡及びボルチモア市の巡回裁判所に1名の書記官を置く。書記官は、当該郡又は市における有資格選挙人の相対多数によって選挙されるものとし、当該選挙の時期から、次の後任者が選挙され、かつ、就任するまでの4年間在職するものとし、及び再選される資格を有するものとする。書記官は、故意による職務上の怠慢、又は職務における他の非行により裁判所の有罪判決が確定する場合は、罷免に服するものとする。巡回裁判所の書記官の職に欠員が生じる場合には、当該裁判所の裁判官は、それ以後に実施される州議会の下院議員の総選挙までの期間、その欠員を補充することができ、後任者は、その議員選挙のときに4年間の任期をもって選挙されるものとする。

第26条 書記官は、自己の管理の下で職務を遂行するために、巡回裁判所の裁判官の

必要と思料する人数の書記官代理(deputy)を、各裁判所の裁判官の承認をもってそれぞれ任命するものとする。書記官代理は、職務における無能力又は怠慢を理由に裁判官によって罷免されるものとし、及びその者の報酬は、法律により定められるものとする。ワシントン郡においては、すべての書記官代理、及び書記職におけるその他の職員は、書記官代理及び職員について法律により定められる能力主義人事制度の手續に従って任命され又は罷免されるものとする。ボルチモア市においては、巡回裁判所の書記官代理、及びその書記職におけるその他の職員は、書記官の場合を除き、その代理及び職員について法律により定められる手續に従って選任され又は罷免されるものとする。

第4部－ボルチモア市の裁判所

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第38条 削除

第39条 削除

第5部－孤児裁判所

第40条 モントゴメリー郡及びハーフォード郡の場合を除き、ボルチモア市及び各郡

の有資格選挙人は、市及び郡における孤児裁判所の3名の裁判官をそれぞれ選挙するものとする。これらの裁判官は、この州の市民で、かつ、その者を選出した市又は郡において選挙前の12ヵ月間、そこに住所を有したものとする。裁判官は、立法部の定める改正に従い、現在においてこの州の孤児裁判所に属する一切の権限を有するものとする。各裁判官は、市又は郡によって支払われ、かつ、法律の定める報酬をそれぞれ受けるものとする。孤児裁判所の裁判官の職に欠員が生じる場合は、州知事は、上院の承認又は拒否に従い、残任期間の欠員を補充するために適格なる者を任命するものとする。

第41条 この州の各郡及びボルチモア市に1名の遺言登録官(Register of Wills)を置く。登録官は、当該郡又は市の正当なる有資格選挙人によって選挙され、当該選挙の時期から、次の後任者が選挙され、かつ、就任するまでの4年間在職するものとし、再選される資格を有するものとする。登録官は、故意による職務上の怠慢、又は職務における非行を理由に、裁判所の書記官が罷免されるのと同じの方法でいつでも罷免に服するものとする。遺言登録官の職に欠員が生じる場合は、当該欠員の生じた孤児裁判所の裁判官は、その以後に実施される州議会の下院議員の総選挙までの期間、その欠員を補充するものとする。登録官は、その議員選挙のときに後の4年間の任期をもって選挙されるものとする。

第6部—州地方裁判所

第41A条 州地方裁判所(District Court)は、法律によって定められた第1審専属裁判管轄権(original jurisdiction)を有するものとする。地方裁判所の管轄権は、州全域を通じて画一的なものとする。但し、モントゴメリー郡、その他の郡又はボルチモア市にあっては、同裁判所は、法律の定めるところにより、少年に関する訴訟事件(juvenile causes)に対する管轄権を持つことができる。

第41B条 地方裁判所は、法律に定められる裁判官の数をもって構成せられるものとする。州は、法律をもって、裁判区(district)に区分せられるものとする。各裁判区は、1つの郡、2つの郡又はそれ以上の郡の全体、かつ、隣接する郡から構成せられるものとする。各裁判区に配置される裁判官の数は、法律によるものとし、かつ、各裁判区には、そこに住所を有する少なくとも1名の地方裁判所の裁判官が配置されるものとする。1つ以上の郡を含む裁判区にはいずれも、そこに住所を有する少なくとも1名の同裁判官が配置されるものとする。いずれの裁判区においても、地方裁判所の各支部(functional division)を設置することができる。

第41C条 州地方裁判所の各裁判官は、その勤務時間のすべてを裁判事務のために専念し、本章第2条に定める資格を有し、かつ、その官職に就く裁判区において住所を有するものとする。裁判区における裁判官の数はいずれも、本章第41B条の定めるところに従い、州議会により随時増減することができるものとし、及びそこに欠員の生じるときは、本章第41D条に定めるところにより補充されるものとする。

第41D条 いずれかの理由で裁判官の職に欠員の生じる場合にはいつでも、州知事は、上院の助言と承認をもって、地方裁判所の裁判官を任命するものとする。州知事から任命された者の承認についての聴聞、審議又は討議は、すべて公開で行われるものとし、そのいかなる聴聞、審議又は討議も、秘密会(secret or executive session)で上院、その委員会又は小委員会により行われてはならない。上院の承認は、上院の全議員による過半数に基づいて行われるものとする。州知事により任命された裁判官は、その資格に基づいて、かつ、上院による承認を得る前に就任することができる。但し、上院が事前にその任命を承認しなかったときは、その裁判官は、任命された直後の州議会の常会が終了するときに、又はその任命がその会期中になされた場合にはその会期の終了するときに、その職を退くものとする。州知事により任命され、かつ、上院の承認を得た裁判官はいずれも、10年間の任期をもって、又は満70歳に達するまでのうち、そのいずれか一方が先に生じるまで在職するものとする。裁判官の有する10年間の任期が満70歳に達する前に満了するときは、当該裁判官は、さらに10年間の任期をもって、又は満70歳に達するまでのうち、そのいずれか一方が先に生じるまで、上院の承認をもって、州知事によりその職に再任されるものとする。これらの規定に抵触する場合は、本章第3条又は第5条は、州地方裁判所の裁判官に対して適用しないものとする。

第41E条 州最高裁判所の長官は、裁判長の職務を随意に遂行させるために、地方裁判所の1名の裁判官を当該裁判所の裁判長に指名するものとする。地方裁判所の裁判長は、地方裁判所において他の裁判官に司法行政事務を配分し、及び規則又は法律の定めるその他の司法行政事務を遂行するものとする。

第41F条 地方裁判所の裁判長は、職務を随意に遂行するために、当該裁判所に首席書記官を任命するものとする。同様に裁判長は、職務を随意に遂行するために、及び裁判区の行政裁判官(administrative judge)の勧告に基づいて各裁判区に首席行政書記官(chief administrative clerk)を任命するものとする。この首席書記官は、地方裁判所において、裁判長の配分する又は規則若しくは法律の定める司法行政事務を遂行するものとする。各首席行政書記官は、地方裁判所において、当該裁判区の行政裁判官の配分する又は法規の定める司法行政事務を遂行するものとする。各郡の地方裁判所に書記官を置く。書記官の任命、任期及び報酬については、法律の定めるところによる。地方裁判所の裁判長は、必要により、各行政裁判官の勧告に基づいて、地方裁判所の書記官代理、執行官及びその他の吏員を任命するものとする。州議会は、これらの吏員のために固定報酬について法律をもって定める義務を負うものとする。

第41G条 地方裁判所に補助裁判官(district court commissioner)を置く。その人数、資格及び報酬については、法律の定めるところによる。補助裁判官は、裁判区において、地方裁判所の裁判長の承認に基づいて裁判区の行政裁判官により任命されるものとし、及び行政裁判官の求めに従って職務を遂行するものとする。補助裁判官は、逮捕状について、審問係属中の保釈若しくは公判前釈放に付随する条件又はその他について、又は審問係属中の拘禁について、及び法律又は規則の定めるその他についてのみ、その権限を行使する

ことができる。

第41H条 地方裁判所の裁判官の俸給は、その任期中において減額されないものとする。

第41I条 地方裁判所の設置に関して、本憲法第4章、第15章又は第17章の修正条項を執行する場合は、以下の規定に従うものとする。

a 本章第41D条の規定は、州地方裁判所において当初の裁判官の職に欠員が生じたときに適用されるものとする。ボルチモア市の人民裁判所(People's Court)及び市裁判所(Municipal Court)の専任裁判官、並びにアン・アランデル郡、モントゴメリー郡、プリンス・ジョージ郡、ウィコム郡及びボルチモア郡の人民裁判所の専任裁判官で、かつ、当該修正条項の施行日において現にその職にある者はいずれも、その者が選挙され又は任命された任期の残存期間を、住所を有する裁判区又は郡(又はボルチモア市)に所在する地方裁判所の裁判官として引き続き在職するものとする。専任裁判官の任期が1971年1月1日以前に満了するときは、当該裁判官は、上院が同意すれば、年齢、罷免及び退職に関する憲法の規定に従い、本章第41D条の規定に基づいて州知事によって再任されるものとする。但し、本章に基づいて地方裁判所の裁判官として任命される資格を有しない人民裁判所の裁判官の任期は、当該修正条項の施行日に満了になるものとする。本項の上の規定に基づいて職を保有する裁判官の将来における職の保有については、本章第41D条に従うものとする。人民裁判所の裁判官、ボルチモア郡の住宅裁判所(Housing Court)の裁判官又は治安判事(Justice of the Peace)については、これを任命したり若しくは選挙したり、又はいかなる権限若しくは管轄権も付与してはならない。

b 人民裁判所の事実審理裁判官(trial magistrate)として任命された治安判事の専任書記官、ボルチモア市裁判所の専任書記官、及びボルチモア市の人民裁判所の首席執行官で、かつ、1970年7月の第1月曜日の前日までその職にあった者は、1970年7月の第1月曜日に州地方裁判所の書記官代理になるものとする。修正条項に定められる場合を除き、この州の公職、官職又は公務に就いている者の在職期間、任期、身分、退職又は報酬についてはいずれも、これらの修正条項の施行によって影響を受けないものとする。

c 事実審理裁判官として任命された治安判事、人民裁判所、ボルチモア市裁判所又はボルチモア郡の住宅裁判所について言及する一切の法律は、本憲法に抵触しない限り、当該裁判区、郡又はボルチモア市に存する地方裁判所についての言及と見なすものとする。

d これらの修正条項が提案されたとき、又は州議会によって地方裁判所の裁判官数が随時増加され若しくは削減されたとき又はその俸給が随時増額され若しくは減額されたときに州議会の議員であった者はいずれも、他に資格を有する場合には、そのときの州議会の議員であったことを理由に、地方裁判所の裁判官に任命され又は選挙される資格を奪われない。

第42条 本条削除

第43条 本条削除

第7部－法執行官

第44条 各郡及びボルチモア市において法執行官(Sheriff)の職務のために1名の者を選挙するものとする。この者は、年齢満25年以上の州の市民で、かつ、この選挙に先立ち少なくとも5年間に渡って当該郡又その市に住所を有したものとする。法執行官は、その後任者が正当に選挙され、かつ、就任するまでの4年間の任期をもって在職し、及び現在又は将来において法律の定めるところにより公職用保証書を提出し、その権限を行使し、かつ、その職務を遂行するものとする。

死亡、辞職、公務遂行の拒否、又は就任若しくは保証書提出を怠ることによって、又は資格喪失又は郡若しくは市からの転居によって欠員の生じるときは、州知事は、正規の任期の残存期間のために法執行官として1名の者を任命するものとする。

各郡及びボルチモア市の法執行官は、法律の定めるところにより、その俸給又は報酬、及びその遂行に必要な経費を受けるものとする。法執行官によって徴収される一切の手数料については、当該郡又はボルチモア市の財務部に会計報告がなされ、かつ、その徴収金を支払うものとする。

第45条 各郡及びボルチモア市のために、現在又は将来において法律の定める方法で、その法律の定める目的及び権限を有する公証人(Notaries Public)が任命されるものとする。

第5章 州の法務長官及び法務官

州法務長官

第1条 州の法務長官(Attorney-General)を置く。州法務長官は、1958年においては11月の第1月曜日に続く火曜日に、それ以降においては4年毎の同月日に、一般候補者名簿(general ticket)に基づき、この州の有資格選挙人によって選挙されるものとする。法務長官は、当該選挙又は就任の時期から、次の後任者が選挙され又は就任するまでの4年間在職するものとし、並びにその公職に再選される資格を有するものとする。法務長官は、無能力、故意による職務上の怠慢、又は職務における非行により裁判所の有罪判決が確定する場合は、罷免に服するものとする。

第2条 州法務長官の一切の選挙について、並びに若干の各郡の巡回裁判所の書記官又

はボルチモア市の上位裁判所の書記官によって作成される選挙の結果報告については、各々、州知事の確認を受けるものとする。この場合、州知事は、選挙及び当選人の資格について判定し、もしも2名又はそれ以上の者が同点になる場合は、これらの者の中から法務長官として資格のある者を任命し、並びにその公職に選任された者の宣誓書を管理する義務があるものとする。

第3条 a 州法務長官は、以下に定める任務を遂行するものとする。： 1 州議会によって他に定められた刑事訴追の場合を除き、州による若しくは州に対する訴訟事件又は州に利害関係のある訴訟事件で、かつ、州の上訴裁判所、合衆国最高裁判所(Supreme Court of United States)又は連邦の下位裁判所に係属する一切の訴訟事件について、州に代わって訴追し又は弁護すること。

2 いずれの連邦裁判所(Federal Court)若しくはこの州のいずれの裁判所における又は行政機関若しくは準行政機関の面前における民事若しくは刑事の訴訟事件(suit or action)又はそれに類する訴訟事件で、かつ、州に利害関係があり、法律若しくは合同決議により州議会又は州知事が調査し、申立て、及び訴追し若しくは弁護するよう指示し又は指示すべき訴訟事件について、州に代わって調査し、申立て、及び訴追し又は弁護すること。

3 法律又は合同決議による州議会の要請又は州知事の要請があるときは、この州のいずれかの裁判所において州の提起した刑事訴訟又はそれに類する訴訟事件について調査し、申立て、及び訴追するに際して、州法務官又はその他授権せられた検察官(prosecuting officer)を援助すること。

4 州議会若しくはそのいずれかの院、州知事、出納管理長官、財務長官、又は州法務官の要請があるときはいつでも、いずれの法律問題又は法的事柄について州法務官としての意見を文書で提供すること。

b 州法務長官は、州議会が法律をもって随時定めるところに従い、その他の任務を持ち、これを遂行し、その他の権限を有し、及び一定数の次官(deputies)又は次官補(assistants)を任命するものとする。

c 州法務長官は、州議会が法律をもって随時定めるところに従い、その職務に対して年俸を受けるものとする。但し、この者は、俸給の外、いずれの職務の遂行に対して何らかの報酬、役得又は報償金を受領することができない。

d 州知事は、州議会が認める場合の外、いかなる場合においても特別の顧問官(additinal counsel)を採用することができない。

第4条 いかなる者も、この州の市民ではなく、有資格選挙人ではなく、又はそこに住所を有さず、かつ、この州において少なくとも10年間、弁護士として従事せざる者は、州法務長官の職に就く資格を有しないものとする。

第5条 死亡、辞職、この州からの移転、罷免又はその他の資格喪失によって州法務長官の役職に欠員が生じるときは、州知事は、その残任期間の空席を補充するために充員を任命するものとする。

第6条 州最高裁判所又は中間上訴裁判所の各書記官は、州が当事者である訴訟事件又は州に利害関係のある訴訟事件がこれらの裁判所に提起せられたときはいつでも、州法務長官に対して直ちに通知する義務を持つものとする。

州法務官

第7条 州の各郡及びボルチモア市に州のための弁護士 (Attorney) を置くものとし、この者は、「州法務官 (State's Attorney)」と呼称され、各郡又はその市の選挙人によって各々選挙され、当該選挙に続く次の1月の第1月曜日から、次の後任者が選出され又は就任するまでの4年間在職するものとし、並びにその職に再選される資格を有するものとする。州法務官は、無能力、故意による職務上の怠慢又は職務における非行により裁判所の有罪判決が確定する場合、又は州法務長官の勧告に基づき、かつ、上院の3分の2の賛成がある場合は、罷免に服するものとする。

第8条 州法務官の一切の選挙について、並びに当該各郡又はその市の書記官によって作成される選挙の結果報告については、各々、刑事の裁判管轄権を有するその裁判官の確認を受けるものとする。この場合、その裁判官は、選挙及び当選人の資格について判定し、もしも2名又はそれ以上の者が同点になる場合は、これらの者の中から州法務官として資格のある者を任命し、並びにその公職に選任された者の宣誓書を管理する義務があるものとする。

第9条 州法務官は、州議会の定めるところにより、義務を遂行し、かつ、俸給を受けるものとする。いかなる州法務官も、法律の認める場合を除き、何らかの報酬又は報償金を受領したときは、その者は、これによる有罪判決の確定後に罷免されるものとする。但し、ボルチモア市の州法務官は、1人の次官を任命し、又はボルチモア市裁判所の許可若しくは承認するその他複数の次官補を任命する権限が授けられるものとし、及びこの市の州法務官、次官又は次官補は、州議会による他の別段の定めがない限り、以下の年俸を受けるものとする。州法務官は7千500ドル、法務次官は5千ドル、法務次官補は各4千ドルとする。上記の俸給又は州議会によってその後定められる俸給、及び州法務官の職務を運営するためにボルチモア市裁判所の許可若しくは承認する経費は、これらの総額がその公務の手数料収入を超過する場合に、又は州議会が他に定めるところにより、ボルチモア市の市長及び市議会によって支出されるものとする。ボルチモア市の市長及び市議会は、州法務官の出廷費 (appearance fees) に対する責任を有しないものとする。

第10条 いかなる者も、この州において弁護士の資格を有しておらず、かつ、その者が選挙される郡又は市において少なくとも2年間に渡り住所を有しない者は、州法務官の職に就く資格を有しないものとする。

第11条 州法務官がその選出された郡若しくはその市から移転するために、又は本章

の定めによる有罪判決の確定に基づいて、当該法務官の職に欠員が生じる場合は、当該郡に住所を有する1人若しくは複数の裁判官によって、またもしも当該郡に住所を有する裁判官の存しないときは、当該欠員の生じる郡の巡回裁判所において裁判管轄権を有する1人若しくは複数の裁判官によって、又はボルチモア市において生じる欠員については、ボルチモア市裁判所によって、州法務官の残任期間の欠員を補充するために充員が任命されるものとする。

第12条 各郡又はボルチモア市における州法務官は、州の名において、その者の徴収するところにより当該金額を徴収し、受領証を交付し、報告書を速やかに作成し、かつ、然るべき会計官に当該金額を納入する権限が付与されるものとする。各郡又はボルチモア市の州法務官は、その公職に就任する前に及びその後においては随時に、将来において州議会の定めるところに従って法人保証証書 (corporate surety bond) を提出するものとする。

第6章 財務部

第1条 財務部を置く。この部は、この州の有資格選挙人によって選出され、かつ、法律の定めによる俸給を受ける1人の出納管理長官 (Comptroller) と、州知事の任期の始まる各常会において州議会の両院による合同投票で任命され、かつ、法律の定めによる俸給を受ける1人の財務長官 (Treasurer) とをもって構成せられるものとする。出納管理長官及び財務長官の任期は、4年間とし、各々の後任者が就任するまでとする。このいずれの役職者も、俸給の外、いかなる義務又は役務の遂行に対して何らかの報酬、手数料若しくは報償金の支払いを受けたり又はそれを受領してはならない。死亡又はその他により出納管理長官の職に欠員が生じるときは、州知事は、上院の助言と承認により、次の選挙まで又は後任者の就任までその職を維持するために、任命をもってその欠員を補充するものとする。死亡又はその他により財務長官の職に欠員が生じるときは、財務次官 (Deputy Treasurer) が、その欠員の生じた後に続く州議会の次の常会又は臨時会まで、財務長官として代行するものとする。そこにおいて州議会は、残任期間の職務を遂行する後任者を選出するものとする。出納管理長官及び財務長官は、各々、首府において就任するものとし、かつ、現在又は将来において法律の定めるところに従い、宣誓を行い、かつ、公職の誠実なる遂行のために保証証書 (bonds) を提出するものとする。

第2条 出納管理長官は、以下に定める州の一切の会計事務について監督するものとする。歳入の改善と管理並びに公債の維持のための計画を取りまとめ、かつ、これを作成すること；州の歳出入について見積書を作成し、かつ、その報告をすること；一切の租税と収入を速やかに徴収することについて監督し、かつ、その徴収を実施すること；法律に定める期限までに、滞納となっている租税又は州の収入金について徴税官又は収納官に清算させ、かつ、決済させること；一切の公の勘定書を保管すること；並びに帳簿及び会計報告の様式について決定すること。出納管理長官又は上の管理を遂行するよう州議会によって授權せられた代理人は、法律の定める規則に基づき、法律による歳出予算に従って州の

金庫から資金を支出するための金銭支払証券(warrants)を交付するものとし、又は州の資金が随時に入金されるいずれかの銀行に宛てて財務長官の振り出す一切の小切手に副署するものとする。出納管理長官は、州債務の証券(stock)又は他の証拠の名義書換え手続について指図し、かつ、その証拠に副署するものとし、この場合、その手続がなければ、いかなる証拠も、その効力を有しないものとする。同長官は、各会期が開始されてから10日以内に、その一切の処置及び財務部の状態について正式な報告書を州議会へ提出するものとし、並びに法律に定めるところによりその他の義務を遂行するものとする。

第3条 財務長官は、州の金銭を収納するものとし、かつ、法律に別段の定めがない限り、州の信用のために、収納後は速やかに、州知事の承認を経て、財務長官が随時に選択する1つ又は複数の銀行（州の資金の保管について及び預金の払戻しを要するときは直ちにその用意のあることについての保証、確証を州知事に与える銀行）に当該金銭を入金するものとする。財務長官又はその義務を遂行するよう州議会によって授権せられた代理人は、出納管理長官若しくは正当に授権された代理人によって振り出された金銭支払証券に基づき、又は出納管理長官若しくは正当に授権された代理人によって副署された小切手に基づき、法律に従って州の目的のために当該金銭を支出するものとする。州議会は、法律により、財務長官が小切手の外、他の制度を利用して州の金銭を支出することについて定めることができる。財務長官又はその義務を遂行するよう州議会によって授権せられた代理人は、財務部から支出された一切の金銭についての受領証を受取るものとする。この者が受取った金銭の受領証は、署名のある金銭支払証券に基づき、出納管理長官又はその義務を遂行するよう法律により授権せられた代理人によって裏書きがなされるものとする。この場合、署名のある金銭支払証券がなければ、州の金庫に収納されている金銭に関するいかなる受領書も、その効力を有しないものとする。財務長官は、出納管理長官又はその者が正式に授権した代理人によって交付された金銭支払証券に基づき、公債の利息の償還について又は減債基金のために公債の購入について調整を行うものとする。州債務のすべての債券、証券又はその他の証拠は、財務長官、首席財務次官(Chief Deputy Treasurer)又は財務次官によって署名され、かつ、出納管理長官、首席出納管理次官(Chief Deputy Comptroller)又は出納管理次官によって副署されるものとする。別の証券又はその他の証拠に代わって新たに作成される証券又はその他の証拠は、元の証券が財務長官に還付され、その役所に登録された当該証券の書換えについての承認が正式に下り、よってその書換えが帳簿に記載され、かつ、当該証券又は他の証拠が消却されなければ、これを交付してはならない。但し、州議会は、証券又は他の負債の証拠の紛失について規定を設けることができる。州議会は、法律により、財務長官が州の資金を収納し、かつ、保管する際の方法について定めることができる。

第4条 財務長官は、四半期毎に、この者による収支計算書を出納管理長官に提出するものとし、かつ、州知事の指示する新聞紙上において、毎月、手持ち資金の額について及びその預金の場所も併せ、収支計算書の概要を公表するものとする。財務長官は、自らにより随時提出せられ、かつ、出納管理長官による決済を受けた一切の収支計算書の公正、かつ、正確な写しを、州議会の各常会の第3日目に上院及び下院へ提出するものとする。

財務長官は、いかなる時にも、出納管理長官による手持ち資金の検査に服するものとし、及びその他、法律の定める一切の義務を遂行するものとする。

第5条 出納管理長官は、その選挙の時期に続く次の1月の第3月曜日に又はその以降においてはできる限り速やかに就任するものとし、かつ、その職務を遂行するものとする。財務長官は、州議会による任命後1ヵ月以内に就任するものとする。

第6条 州議会の休会中において州知事により、無能力、職務における不正行為、職務における故意の怠慢又は州資金の不正使用を理由に出納管理長官又は財務長官に対する告発が行われたときはいつでも、州知事は、直ちに被告発者にその通知を与え、かつ、当該嫌疑について聴聞するための日時について定める義務を持つものとする。出納管理長官の場合で、もしも州知事の面前における聴聞会で宣誓に基づく証拠が提出され、かつ、当該告発の事実についての主張(allegations)が認容されたときは、州知事は、当該出納管理長官を罷免し、かつ、他の者をその職に任命する義務を持つものとする。この場合、当該充員は、罷免された出納管理長官の残任期間をもって在職するものとする。但し、財務長官の場合で、もしも州知事の面前における聴聞会で宣誓に基づく証拠が提出され、かつ、当該告発の事実についての主張が認容されたときは、州知事は、当該財務長官を罷免する義務のみを持つものとし、財務次官が財務長官としてその任命に続く次の州議会の常会又は臨時会まで代行するものとする。この場合、その州議会は、罷免された財務長官の残任期間の職務を遂行する後任者を選出するものとする。

第7章 その他の公務員

第1条 本憲法第11章-Aの適用を受けない各郡の郡行政委員会委員は、州議会の定める法律により、郡に設置された委員選挙区の選挙人によって、又は郡全体の選挙人によって、又はこの両者を併用する選挙方法で、これを選挙することができる。

第2条 本憲法第11章-Aの適用を受けない各郡の郡行政委員会委員の人数、報酬及び権限については、現在又は将来において定められる法律によるものとする。

第3条 本条削除

第4条 本条削除

第5条 本条削除

第6条 本条削除

第8章 教育

第1条 州議会は、本憲法の採択以後に開催される第1回議会 (First Session) において、法律により、画一的で効率的な無料公立学校の制度 (The System of Free Public Schools) を州全域に設置するものとし、かつ、税金で又はその他により、この制度の維持を賄うものとする。

第2条 公立学校の制度 (The System of Public Schools) は、現に憲法に定めるところにより、上記州議会の第1回議会の終了までその効力を有し、かつ、この時をもって失効するものとする。但し、州議会によりこの制度が採用され又は継続される場合は、この限りではない。

第3条 州の学校基金 (The School Fund of the State) は、これを侵してはならず、教育の目的のみに支出されるものとする。

第9章 州民兵並びに軍務

第1条 州議会は、緊急事態に備えて、州民兵 (Militia) の編制、装備及び紀律に関する規定を随時設けるものとし、並びに、志願制の民兵組織を普及ならしめるために、それを能率的に推進する法律を制定するものとする。

第2条 上院の助言と承認により、州知事によって任命される1名の将校を置く。将校は、その後任者が任命され、かつ、就任するまで、又は軍法会議の有罪判決に基づいて罷免されるまで在職するものとする。将校は、現在又は将来において法律の定めるところにより、その任務を遂行し、及びその報酬又は給与を受けるものとする。将校は、不在の場合を除き、その在任中は命令に基づき、首府においてその職務を遂行するものとする。

第3条 条項移動のため本条削除

第10章

削除

第11章 ボルチモア市

第1条 ボルチモア市に住所を有する者で、法律によりこの市において州の下院の議員に投票する資格を有する者は、1889年においては11月の第1月曜日に続く火曜日に、その以降においては2年毎の同月日に、ボルチモア市長 (Mayor) を選挙するものとする。市長は、法律により現に定め又は将来定められるところに従って就任し、その俸給を受け、その義務を遂行し、かつ、その権限を有するものとする。この職の任期は、当該選挙の年の11月の第3水曜日に始まるものとし、かつ、2年間継続するものとし、及び後継者が就任するまでとする。

第2条 ボルチモア市議会(The City Council of Baltimore)は、2つの院をもって構成せられ、一方の院は第1議院(First Branch)、他の院は第2議院(Second Branch)と呼称されるものとする。各院は、現在又は将来において法律の定めるところに従って就任し、その俸給を受け、その義務を遂行し、その任期を保有し、かつ、その方法により選挙される一定数の議員をもって構成せられるものとする。

第3条 ボルチモア市議会の第1議院の選挙は、1889年においては11月の第1月曜日に続く火曜日に、その以降においては毎年の同月日にボルチモア市において実施されるものとする。同様に第2議院の選挙は、1889年においては11月の第1月曜日に続く火曜日に、その以降においては2年毎の同月日にボルチモア市において実施されるものとする。市議会の議員の選挙人の資格は、市長の選挙人について定めたところに従い同様とする。

第4条 ボルチモア市議会の定例会(regular sessions)(年1回とする)は、毎年の1月の第3月曜日に開催されるものとし、及び日曜日を除き、90日を越えて継続してはならない。但し、市長は、公益の要請が認められるときはいつでも又は随時に、特別会(extra session)のために市議会を招集することができる。但し、急施又は特別の会期はいずれも、日曜日を除き、最長20日を越えないものとする。

第5条 市長又は市議会の議員に選挙され、かつ、就任したいかなる者も、選出されたその職の任期中において、ボルチモア市長若しくは市議会により、又はボルチモア自治体(Corporation of Baltimore)に関するいずれかの法律により現に設置せられ又は設置される他の有給の役職若しくは信任を受ける地位に就いてはならず、又は報酬がこの市の金庫(the City Treasury)から直接若しくは間接に支給されるいずれかの職又は地位に就いてはならない。上記の者はいずれも、この市を当事者とするいずれかの契約に直接又は間接に利害関係を持ってはならない。この市においていずれかの公職に就いている者がその任期中にこの市を当事者とするいずれかの契約に利害関係を持つときは、これを違法とする。

第6条 市長は、故意による職務上の怠慢、又は職務における非行により裁判所の有罪判決が確定する場合は、州知事により罷免せられるものとし、及びその後任者は、欠員の場合に従いその後において選挙されるものとする。

第7条 本憲法の採択以降においては、本条の以下に定める場合の外、ボルチモア市長及び市議会は、いかなる負債も負担してはならない。ボルチモア市長及び市議会の信用は、いかなる私的団体若しくは法人に対して又はこれらを援助するために贈与され又は貸付けられてはならない。同様にボルチモア市長及び市議会は、負債又は信用についてボルチモア市長及び市議会の条例(ordinance)によって授権されなければ、市の信頼と信用を伴う内陸部開発事業(works of internal improvement)の建設に又はこの事業に対する援助の付与にボルチモア市を関与させる権限を有しないものとし、又はこの事業のためにいかなる歳出予算も作成してはならない。但し、上の条例は、条例の定めるところにより当該時

期及び場所においてボルチモア市の有権者に付託され、かつ、当該時期及び場所における投票において過半数の賛成をもって承認されなければならない。負債又は信用について授権する上記の条例は、負債の負担又は信用の延期についての提案が1選挙人への付託に先立つ州議会の常会の30日前にボルチモア市を代表する州議会の議員に提出され、かつ、その過半数によって承認されなければ、又は2州議会の法律によって授権されなければ、ボルチモア市の有権者に付託することができない。この条例は、当該負債又は信用を負担する期日から40年以内に、これを償還することについて定めるものとする。市長及び市議会は、市の金庫の不足を補うために資金を暫定的に借入れ、治安を維持する必要若しくは市の厚生、安全及び衛生状態を保つ必要から生じる緊急事態に備えるために相当額を随時に借入れ、又は本憲法の採択以前の法律により設定されたいずれか若しくは一切の負債又は債務の全部又は一部について、その更新又は延期についての適正にして、かつ、公正なる取決め又は契約を結ぶことができる。

州議会は、いかなる場合にも、憲章により設立された郡(the chartered counties)に対して議会により課される負債の限度額と同一の程度において、この市の発行済み公債又は他の債務の証拠の総額についてその限度額を随時課することができる。

第8条 現にその効力を有する一切の法律又は条例は、本章に抵触しない限り、ボルチモア市に適用されるものとする。これらの法律又は条例は、本条の規定により、正当なる法の手続によって変更を受けるまで、その効力を有する。

第9条 州議会は、本章第7条を除き、州議会が最善と考えるところに従って、本章に変更を加えることができる。本章は、この州のすべての地方公共団体に対して有するメリーランド州議会の支配からボルチモア地方自治体を独立させ又は自由にするものと解されてはならない。

第11章-A 地方立法

第1条 ボルチモア市の市長若しくは市議会の要求に基づいて、又はこの市若しくはいずれの郡に選挙人登録をした者の中から少なくとも20%以上の署名を得た請願(但し、いかなる場合においてもその請願が成立するためには、1万人の署名を必要とする。)に基づいて、この市又は郡の選挙管理委員会(the Board of Election Supervisors)は、その要求又は請願の提出後に続く次の総選挙又は連邦議会の議員選挙の時に、その市にあっては選挙人登録をした11名の委員、又は郡にあっては同様にその5名の委員をもって構成せられる憲章委員会(charter board)の委員選挙を実施するものとする。憲章委員会の委員についての指名は、この選挙に先立つ少なくとも40日前までに、ボルチモア市にあっては市長若しくは市議会によって、又は郡にあっては郡行政委員会(County Commissioners)によって行うことができるものとし、又はこの選挙に先立つ少なくとも20日前までに、ボルチモア市若しくは郡にあってはそこに選挙人登録をした者の中から少なくとも5

%以上の自筆署名（印は不可）を得た請願によって行うことができる。但し、いずれの場合にも、その指名についての請願を成立させるためには、選挙人登録をした2千人の署名を必要とする。もしもボルチモア市において選挙人登録をした者の中から11名を越えない者が指名されたとき、又は郡においては同様に5名を越えない者が指名されたときは、これらの者の氏名は、投票用紙に印刷されないものとする。但し、この場合、ボルチモア市にあっては選挙人登録をした者で上記の11名の者、又は郡にあっては同様に上記の5名の者が、当該選挙の期日以降に、憲章委員会を構成するものとする。憲章委員会の委員選挙においては、投票用紙にはその指名の出所についていかなる表示も付さず、指名された者の氏名がアルファベット順に掲載されるものとし、かつ、投票用紙は、当該憲章委員会の設置について選挙人が賛否投票できるように、これを作成するものとする。但し、同委員に指名された者について選挙人が選択することを禁じられているような場合には、その設置についての反対票は、その効力を有しないものとする。この選挙において、もしも憲章委員会の設置についての賛否投票においてその過半数がこの設置に反対するときは、この委員会の委員選挙は、無効とする。但し、もしもその過半数が憲章委員会の設置に賛成するときは、この場合に限って、ボルチモア市にあっては指名された者の中から最多投票を獲得した11名の者、又は郡にあっては同様に5名の者が憲章委員会を構成するものとし、及びこの憲章委員会又はその多数がこの選挙の期日より12ヵ月以内に憲章又は統治形態を起草し、その憲章案をボルチモア市長又は当該郡の郡行政委員会（Board of County Commissioners）の議長に提出するものとする。当該の市長又は議長は、その案が提出されてから30日以内に、ボルチモア市又は当該郡において発刊され、かつ、一般に流通している新聞のうち少なくとも2紙以上において当該案を告示するものとする。この案は、ボルチモア市長又は郡行政委員会の議長に提出された後に続く次の総選挙又は連邦議会の議員選挙の時に、その市又は当該郡の選挙人に付託されるものとする。もしもその案の採択についての賛否投票においてその過半数がその採択に賛成するときは、この案は、その選挙の期日から30日以降に、この州の憲法又は一般法律（Public General Law）のみに従い、その市又は当該郡の法律になるものとし、及びこの憲章の規定に抵触する地域的個別的な一般法律又はボルチモア市若しくは郡の従前の憲章は、これをもって廃止されるものとする。

第1A条 いずれの郡においても、本章第1条に定められた手続に代えて、本条に定める憲章の採択についての手続を採用することができる。本条に従って採択された憲章は、第1条の規定に従って採択された憲章の効力を有する。いずれの郡の郡行政委員会はいつでも、憲章委員会の委員を任命することができる。この憲章委員会は、選挙人登録をした者で、かつ、5名以上9名以下の奇数からなる委員をもって構成せられるものとする。郡行政委員会は、郡に選挙人登録をした者の中から5%の署名を得た請願、又は郡に選挙人登録をした者の中から1万人の署名を得た請願のうち、その数の少ない方の請願に基づいて、かつ、これを受領してから30日以内に憲章委員会の委員を任命することができる。もしも郡に選挙人登録をした者の中から3%の署名又は同様に選挙人登録をした者の中から2千人の署名による請願のうち、その数の少ない方の請願に基づいて、憲章委員会の委員の追加指名が行われ、かつ、この請願が憲章委員会の委員の任命後60日以内に郡行政

委員会に提出されたときは、郡行政委員会は、この請願を受領してから30日以上90日以内に補欠選挙(special election)を命じるものとする。但し、予定された期間内に通常選挙(regular election)が実施される場合は、この限りではない。郡行政委員会から任命された者又は請願に基づいて指名された者は、指名又は任命の順位 (party designation)ではなく、アルファベット順に投票用紙に掲載されるものとする。選挙人は、投票を行い、かつ、郡行政委員会によって当初に選任された憲章委員会の委員の数と同数の委員を選挙することができる。この選挙で選出された者が憲章委員会を構成する。憲章委員会は、その任命の期日から12ヵ月以内に、又はその委員のうちの一部について選挙が行われたときは、その選挙の期日から12ヵ月以内に、郡のための憲章案を郡行政委員会に提出するものとする。この場合、郡行政委員会は、その案が提出されてから30日以内に、郡において一般に流通している1つ又は複数の新聞紙上に少なくとも2回に渡りその憲章案を告示するものとする。この憲章案は、それが告示されてから30日以上90日以内に実施される補欠選挙又は通常選挙の時に郡の選挙人に付託されるものとする。もしもこの憲章案の採択についての賛否投票においてその過半数がその採択に賛成するときは、憲章案は、その選挙の30日後から又はその憲章案に定められたそれより遅い期日をもって、郡の憲章としてその効力を生じるものとする。

第2条 州議会は、一般法律により、将来において本章の規定に基づく憲章を定める1つ又は複数の郡に対して明示的権限を付与することについて定めるものとする。メリーランド州法令集(Public Local Laws of Maryland)の第4章第6条に従い郡に付与された明示的権限、又はボルチモア市に従前に付与された同様の権限は、本章の規定に基づいて成立せられたいずれの憲章によっても拡張され又は拡大されてはならない。但し、州議会は、この権限を拡張し、改訂し、修正し又は廃止することができる。

第3条 このように成立せられたすべての憲章は、当該市又は郡の立法権限が付与され、かつ、選挙に基づく立法機関(an elective legislative body)について規定を設けるものとする。この立法機関は、ボルチモア市にあってはボルチモア市議会と呼称され、郡にあってはいずれも郡会(County Council)と呼称されるものとする。もしも当該憲章が地方自治体の長(chief executive officer)の選挙について定めるときは、地方自治体の長は、ボルチモア市にあってはボルチモア市長と呼称され、又は当該憲章が地方自治体の長の選挙について定めないときは、当該立法機関の長(the presiding officer)は、郡にあってはいずれも郡の郡会の議長(President or Chairman)と呼称されるものとし、並びにこの州の憲法又は法律においてボルチモア市の市長及び市議会に言及するときは、ボルチモア市の市長及び市議会を意味するものとし、又は当該郡の郡行政委員会に言及するときは、解釈が相当する場合においてはいつでも本条の定めるところにより議長及び郡会を意味するよう解されるものとする。ボルチモア市又はこの州のいずれの郡が前条の定めるところにより憲章を採択した以後は、ボルチモア市長及びボルチモア市議会、又は当該郡の郡会は、この州の憲法又は一般法律の定めるところにより、前条の定めにより付与される明示的権限の範囲に属する一切の事項について州議会の制定した当該市又は郡の地域的個別法律を廃止し又は修正する権限を含め、これらの一切の事項について当該市又は郡の地域的個別

法律を制定する一切の権限が付与されるものとする。但し、本条に定めるいかなる規定も、この州いずれの郡の郡会に対し、当該郡において設立される町、村又は地方自治体のために、これらの設立を認める法律又はこれを修正する後の法律によって当該町、村又は地方自治体に付与される権限の範囲に属するいずれの事項について法律又は規則を制定することについて授権し、又はその権能を付与するものと解されてはならない。但し、各郡の憲章は、当該郡の法律を制定するために毎年開催される郡会の日数について45日を越えない範囲で特別に規定するものとし、かつ、この日数は、必ずしも連続的である必要はない。すべての法律は、この目的のために憲章に定められた時期に制定されるものとし、及び提案されたすべての法律又は条例の題名若しくは要旨は、当該郡において一般に流通している少なくとも1紙以上の新聞において、当該法律の制定に先立ち週1回の割合で2週間連続に渡って告示されるものとする。その制定後においては当該制定に続いて1度の告示が行われるものとする。納税者又は市民は、その告示により、法律及び条例についての通知を受けることができる。緊急立法の効力は、これが告示の完了に先立って制定された場合にも影響を受けないものとする。告示に関するこれらの規定は、ボルチモア市には適用されないものとする。上に定めたところに従いボルチモア市長及びボルチモア市議会又は郡会によって制定されたすべての法律は、現在においてこの州の地域的個別的一般法律に対して適用されている同一の解釈原則に従うものとする。但し、当該地域的個別法律と、現在又は将来において制定される一般法律との間に何らかの抵触の生じる場合は、一般法律が優先するものとする。

第3A条 a 本章の規定によって統治されている郡政府の憲章はいずれも、郡に設置された議会議員の選挙区の選挙人により、又は郡全体の選挙人により、又はこの両者を併用する選挙方法により郡会の議員を選挙することについて定めることができる。

b 本条削除

c 本条削除

d 本憲法にこれと異なる規定があっても、本章の規定に基づくハーフォード郡政府の憲章は、これを採択し又は修正することにより、郡全体の選挙人により郡会の議員を選挙することについて定めることができる。

第4条 ボルチモア市又はこの州のいずれの郡が本章の規定に基づいて憲章を採択した以後は、州議会は、当該市又は郡のために、本章の定めにより付与された明示的授権の範囲に属するいずれの事項についていかなる地域的個別的一般法律も制定してはならない。この州における2つ又は複数の、地形に基づく下位行政区 (the geographical sub-division) に適用されるよう定められた法律はいずれも、本憲法の意味でいう地域的個別法律と見做されないものとする。本条で使われる「地形に基づく下位行政区」なる語は、ボルチモア市又はこの州のいずれの郡をも意味するよう解されるものとする。

第5条 本章の規定に基づいてボルチモア市又はこの州のいずれかの郡によって採択された各憲章の修正は、ボルチモア市長及びボルチモア市議会又は郡の郡会の決議によって、又は当該市又は郡における選挙人登録をした者の中から少なくとも20%以上の署名を得た請願によって提案することができる。但し、いかなる場合も、この請願を成立させるためには、1万人の署名を必要とする。請願は、ボルチモア市長又は郡会の議長に提出されるものとする。上の定めに従って提案された修正は、その決議の採択後又はその請願の提出後に続く次の総選挙又は連邦議会の議員選挙の時に、当該市又は郡の選挙人に付託されるものとする。もしもその選挙の時に修正についての賛否投票でその過半数がその案について賛成したときは、その修正は、採用され、かつ、投票の30日後に当該市又は郡の憲章の一部になるものとする。この修正は、当該市又は郡で発刊されている少なくとも1紙以上の新聞において、ボルチモア市長又は郡会の議長が当該投票に先立ち週1回の割合で5週連続に渡って告示するものとする。

第6条 各郡の郡行政委員会の人数、報酬、権限及び義務について定めるために、並びに本憲法の第11章に含まれる第1条から6条を改正するために、前条の定めるところに従って州議会に対して従前に授けられてきた権限は、本条により、各郡の選挙人及びボルチモア市の選挙人にそれぞれ委譲される。この場合、この委譲された権限は、前条の定めに従い憲章を採択し又はこれを修正する場合に限って行使されるものとする。但し、本章は、いずれの権限も、本章の定めるところに従い立法部により当該郡又は市に授けられた権限を越えて、その行使について授権するものと解されてはならない。

第7条 本章で用いられた「請願」なる語は、1枚又は複数の用紙に手書き若しくは印刷されたもの、又は1部が手書きされ、1部が印刷されたものを意味する。請願と共に提出される署名簿には、これらの署名を獲得する人物の宣誓書が添付されるものとする。この宣誓書は、当該署名がこの人物の面前で行われたこと、この人物の知識と判断に基づく限り、名簿にある一切の署名が真正で、かつ、信義誠実に従って行われたこと、及び署名者はその名前の横又は下に書かれた住所で選挙人登録した者であることについて示すものとする。州議会は、法律により、請願の形式、その信憑性を証明する方法、及び請願の手続を容易ならしめ、かつ、本章に抵触しない行政手続について定めるものとする。当該請願において名前を不法に署名させ、又は偽名で署名させることは文書偽造罪とし、及び当該請願に関連して偽の宣誓書を作成することは偽証罪とする。

第11章-B ボルチモア市—土地の開発と再開発

第1条 メリーランド州議会は、地域的個別的一般法律により、ボルチモア市長及び市議会に対して、以下に挙げるものについて授権し又はその権能を付与することができる。

a 土地の総合的改良又は再生を含む土地の開発又は再開発のために、ボルチモア市の境界線内に存するあらゆる種類の土地又は財産及びそれに伴ういずれの権利、利益、公共事業団体の特権(franchise)、地役権又は特権(privilege)を購入、貸付、贈与、収容又は他

の法的手段により取得すること。

b 当該土地又は財産が開発、再開発、改修若しくは改良されたものであるか否かに関わりなく、又はそれを取得した際的手段若しくは方法に関わりなく、いずれの私的、公的若しくは準公的な法人、組合、団体、個人又は他の法的主体に対して当該土地又は財産を売却、貸付、譲渡、移転又はその他処分すること。

前記目的のいずれかのために、又は本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限の行使に関連して、ボルチモア市長及び市議会がその収容権を行使して徴収するいかなる土地又は財産も、当事者間の合意又は陪審の裁定に基づく正当な補償が資格を有する当事者に対して当初に支払われ又は与えられなければ、これを徴収してはならない。

前記目的のいずれかのために、又は本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限の行使に関連して、ボルチモア市長及び市議会が必要とし又はその収容権を行使して徴収する一切の土地若しくは財産は、公共の用途若しくはその目的のためにこれを必要とし又は徴収せられるものであることを、ここに宣言する。

第2条 メリーランド州議会は、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される特定の権限がいずれも十分に有効なる力を発揮できるように、又は本条の規定によって企画立案された目的がいずれも十分達成できるように、必要にして適正なる追加的権限又は権能のすべてをボルチモア市長及び市議会に付与することができる。但し、この追加的権限又は権能は、本章の条項若しくは規定又はメリーランド州憲法の他の規定のいずれにも抵触してはならない。州議会は、本章の規定に基づいてボルチモア市長及び市議会に付与されるいずれの権限の行使に対しても、適正にして便宜とされる他の若しくは追加的の制約又は制限を課すことができる。

第3条 削除

第11章-C 路外の駐車施設

第1条 メリーランド州議会は、地域的個別的一般法律により、ボルチモア市長及び市議会に対して、以下に挙げるものについて授權することができる。

a 自動車の保管、駐車又は修理に供するために、ボルチモア市内に存するあらゆる種類の土地又は財産及びそれに伴ういずれの権利、利益、公共事業団体の特権、地役権又は特権を購入、貸付、贈与、収容又は他の法的手段により取得すること。但し、上の目的のために取得せられた土地又は建造物の出入口が道幅25フィート以上の街路又は公道に面している場合は、いかなる石油製品も、当該土地又は建造物の出入口において、これを販売し又はこれを販売のために供してはならない。

b 当該土地又は財産が開発、再開発、改修若しくは改良されたものであるか否かに関わ

りなく、又はそれを取得した際の手段若しくは方法に関わりなく、いずれの私的、公的若しくは準公的な法人、組合、団体、個人又は他の法的主体に対して当該土地又は財産を売却、貸付、譲渡、移転又はその他処分すること。

前記目的のいずれかのために、又は本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限の行使に関連して、ボルチモア市長及び市議会がその収容権を行使して徴収するいかなる土地又は財産も、当事者間の合意又は陪審の裁定に基づく正当な補償が資格を有する当事者に対して当初に支払われ又は与えられなければ、これを徴収してはならない。

前記目的のいずれかのために、又は本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限の行使に関連して、ボルチモア市長及び市議会が必要とし又はその収容権を行使して徴収する一切の土地若しくは財産は、公共の用途若しくはその目的のためにこれを必要とし又は徴収せられるものであることを、ここに宣言する。

第2条 メリーランド州議会は、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される特定の権限がいずれも十分に有効なる力を発揮できるように、又は本条の規定によって企画立案された目的がいずれも十分達成できるように、必要にして適正なる追加的権限又は権能のすべてをボルチモア市長及び市議会に付与することができる。但し、この追加的権限又は権能は、本章の条項若しくは規定又はメリーランド州憲法の他の規定のいずれにも抵触してはならない。州議会は、本章の規定に基づいてボルチモア市長及び市議会に付与されるいずれの権限の行使に対しても、適正にして便宜とされる他の若しくは追加的制約又は制限を課することができる。

第3条 第1条又は第2条に基づいて付与され、かつ、行使される権限の他に、ボルチモア市長及び市議会は、条例により、現在又は将来においてボルチモア市長及び市議会の所有する路外の駐車施設を設置、建設、建築、改築、拡張、増築、改修、設備、修繕、維持、運営、管理又は規制するための資金を調達するために起債することができ、これらの駐車施設から生じる収入を担保に保証される特定収入債(revenue bond)、証券又は他の債権の発行をもって当該債務の証拠とし、及びその特定収入債、証券又は他の債権を償還するために、ボルチモア市にある駐車施設から徴収される駐車税(parking tax)、施設使用料若しくは駐車料金、駐車違反金又はその他からの収入を担保に供することができる。これにより、市財務委員会(Commissioners of Finance)は、上の目的のために担保に供された収入で構成される基金を維持するよう権限が付与される。以下の定めに基づいて発行される特定収入債、証券又は他の債権、又は本条の定めに基づいて担保に供される収入、税、使用料、料金又は違反金はいずれも、ボルチモア市長及び市議会の信頼と信用によって又はその課税権によって担保される一般保証債(general obligation)にしてはならず、又はメリーランド州憲法の第11章第7条の意味におけるボルチモア市長及び市議会の負担する負債にしてはならない。条例は、収入債、証券又は他の債権の様式と条件、公私による売却の時期と方法、及び償還の方法と期日について定めることができ、並びに財務委員会が決議により上の事項について決定し、これら債権の発行と売却に関して必要にして適切

なる措置のすべてを講じるために、同委員会に授権することができる。

第 11 条—D 港湾開発

第 1 条 メリーランド州議会は、地域的個別的一般法律により、ボルチモア市長及び市議会に対して、以下に挙げるものについて授権することができる。

a ボルチモア港、その関連施設及び交通網を拡張、開発又は改良するために又はそれに関連して、パタプスコ河又はその支流に隣接若しくは近接する地域に存するあらゆる種類の土地又は財産及びそれに伴ういずれの権利、利益、公共事業団体の特権、地役権又は特権を購入、貸付、贈与、収容又は他の法的手段により取得すること。但し、当該土地若しくは財産又はそれに伴う権利、利益、公共事業団体の特権、地役権若しくは特権の存する郡の理事会が、公聴会の後に、適正に採択された決議をもって事前に同意又は承認しない限り、ボルチモア市長及び市議会は、上の目的のために、この州のいずれの郡に存する当該土地若しくは財産又はそれに伴う権利、利益、公共事業団体の特権、地役権若しくは特権を取得できないものとする。但し、アン・アランデル郡は、上の目的のために本憲法の規定の基づきボルチモア市長及び市議会により取得せられる土地については、その管轄権と課税権を有するものとする。

b 当該土地又は財産が開発、再開発、改修若しくは改良されたものであるか否かに関わりなく、又はそれを取得した際的手段若しくは方法に関わりなく、いずれの私的、公的若しくは準公的な法人、組合、団体、個人又は他の法的主体に対して当該土地又は財産を売却、貸付、譲渡、移転又はその他処分すること。

前記目的のいずれかのために、又は本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限の行使に関連して、ボルチモア市長及び市議会がその収容権を行使して徴収するいかなる土地又は財産も、当事者間の合意又は陪審の裁定に基づく正当な補償が資格を有する当事者に対して当初に支払われ又は与えられなければ、これを徴収してはならない。

前記目的のいずれかのために、又は本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限の行使に関連して、ボルチモア市長及び市議会が必要とし又はその収容権を行使して徴収する一切の土地若しくは財産は、公共の用途若しくはその目的のためにこれを必要とし又は徴収せられるものであることを、ここに宣言する。

第 2 条 メリーランド州議会は、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される特定の権限がいずれも十分に有効なる力を発揮できるように、又は本条の規定によって企画立案された目的がいずれも十分達成できるように、必要にして適正なる追加的権限又は権能のすべてをボルチモア市長及び市議会に付与することができる。但し、この追加的権限又は権能は、本章の条項若しくは規定又はメリーランド州憲法の他の規定のいずれ

にも抵触してはならない。州議会は、本章の規定に基づいてボルチモア市長及び市議会に付与されるいずれの権限の行使に対しても、適正にして便宜とされる他の若しくは追加の制約又は制限を課することができる。

第3条 但し、本章の規定に基づき又はこれを根拠に制定されるいかなる地域的個別的一般法律も、ハワード郡の管轄地域において本章に列挙された権限又は権能を行使し又は実施することについて、ボルチモア市長及び市議会に授権したり、又は授権するものと解してはならない。

第11章-E 地方自治体

第1条 本章に他の定めのある場合を除き、州議会は、本憲法の第11章Aに基づく憲章型の統治をする権限が付与されていない地方自治体の設立、その構造、統治形態又は所掌事務について、その有効期間又はその効力において特別又は地方的であるいずれの法律も制定してはならない。但し、州議会は、本章第2条の定めによる1つ又は複数の階級(classes)に存するすべての地方自治体に対してその有効期間及びその効力において一様に適用される一般法律のみをもって、これらいずれの地方自治体の設立、その構造、統治形態又は所掌事務に関して立法するものとする。州議会は、法律により、地方自治体が新たに設立される際の方法について定める義務を持つものとする。

第2条 州議会は、法律をもって、合衆国又はメリーランド州の権限の下で行われた最近の国勢調査により確定した人口規模に基づいてすべての地方自治体を4つ以下の階級に分類し、これにより、これらの自治体を階級別に区分するものとする。これらの地方自治体を4つ（又はそれ以下）の階級に分類したものは、唯一、かつ、常にその効力を有するものとし、及びこれらの地方自治体を4つ（又はそれ以下）の階級に分類する法律が制定されるときは、これらの地方自治体を4つ（又はそれ以下）の階級に分類したもので、かつ、この時までその効力を有していたものは、いずれも廃止されるものとする。地方自治体は、本条の定めのみをもって階級別に区分されるものとし、その他の定めによって区分されてはならない。

第3条 現在又は将来において設立される地方自治体はいずれも、以下に挙げる事項について権限及び権能を持つものとする。a 当該地方自治体の設立、その構造、統治形態又は所掌事務に関してメリーランド州議会がこれまでに制定した現行の憲章又は地域的個別法律をいずれも修正し又は廃止することについて、b 新たな憲章を採択し、並びに本章の規定に基づいて採択された憲章をいずれも修正し又は廃止することについて。

第4条 新しい憲章の採択、いずれの憲章若しくは地域的個別法律の修正、又は憲章若しくは地域的個別法律の一部分の廃止については、当該地方自治体の立法機関の決議により、又は地方自治体に選挙人登録をした者の中から少なくとも5%の署名を含む請願が当該地方自治体の立法機関に提出されることにより、その提案が行われるものとする。州議

会は、一般法律をもって、本章に抵触しない方法で本条の規定を拡充するものとする。

第5条 本章にこれと異なる規定があっても、州議会は、いずれの地方自治体が課すことのできる財産税率の最高限度について規定する地域的個別法律、並びにいずれの地方自治体が負担することのできる負債の最高限度額について規制する地域的個別法律を制定し、修正し、又は廃止することができる。但し、このような地域的個別法律はすべて、通常また補欠選挙の時にこの問題について当該地方自治体の選挙人による賛否投票が行われ、かつ、その過半数によって承認されるまで又は承認されなければ、地方自治体に関してはその効力を有しないものとする。地方自治体はいずれも、1954年の1月1日の時点までに当該地方自治体において発効しなかった各種の税(license fee)、事業免許税(franchise tax)又は手数料(fee)を賦課徴収してはならない。但し、当該地方自治体が、本章第2条の定めによる1つ又は複数の階級に存するすべての地方自治体に対してその有効期間及びその効力において一様に適用される一般法律により、上記の目的のために州議会の明示的授權を得る場合は、この限りではない。本章第3条の権限に基づいて制定された憲章の条項はすべて、州議会により制定されたいずれの地域的個別法律に従うものとし、かつ、本条の規定に基づいて自治体の選挙人により承認を受けるものとする。

第6条 本章の規定に基づいて採択されたすべての憲章の条項又はその修正条項は、州議会により制定されたすべての準拠法に従うものとする。但し、地方自治体の設立、その構造、統治形態又は所掌事務に関するいずれの地域的個別法律又はその修正条項で、かつ、本章が発効する以前に制定されたものは、いずれも本章の規定に基づいて採択された憲章の条項又はその修正条項に従うものとする。地方自治体の設立、その構造、統治形態又は所掌事務に関するいずれの地域的個別法律又はその修正条項で、かつ、本章が発効する時期にその効力を有していたものは、本章が発効した後に制定されるいずれの準拠法にも従うものとする。州議会により制定されたすべての法律で、かつ、本章が発効する時期に効力を有していたものは、本憲法の規定に従って修正され又は廃止されるまでは、引き続きその効力を有するものとする。本章のいかなる規定も、いずれの地方自治体に対して、その憲章の修正又は追加をもって、安息日の遵守又はアルコール性飲料の製造、営業若しくは販売に関する州の法律によって禁じられている何らかの行為を許可することについて授權するものと解してはならない。

第11章—F 法典郡の自治憲章

第1条 本章の目的のために、1「法典郡(code county)」とは、本憲法の第11章Aに基づく憲章を選択せず、かつ、本章に定められた自治憲章(home rule)を選択する郡を意味する。同様に「地域的個別的な一般法律」とは、法典郡の設立、その構造又は統治形態に適用され、かつ、郡の地域的個別的な一般法律集(county's code of public local laws)に収められた法律を意味する。但し、この地域的個別的な一般法律なる語には、以下に挙げるものを特に除く。①本憲法の第11章Eに基づく地方自治体の憲章、②本憲法の第11章Aに基づく郡の法律又は憲章、③州全域に適用されると否とに関わらず、一般法律

の法典に収められた法律、④ 1つ以上の郡に適用される法律、及び⑤地域的個別的一般法律に基づいて制定された郡政府の条例及び決議。

第2条 郡の理事会はいずれも、そこに選出された理事のうち少なくとも3分の2の賛成投票による決議に基づいて、当該郡が法典郡になり、かつ、本章の規定に従って統治されることを発議することができる。この決議を採択したときは、郡の選挙管理委員会は、これを確認するものとする。同委員会は（州の選挙法に従い）、次の総選挙の時ににおいて当該決議を承認し又は拒否すべきかについての問題を郡の選挙人に付託するものとする。もしもこの州民投票(referendum)においてその問題について投票する州民の過半数がこの決議に賛成の投票をしたときは、当該決議は承認され、かつ、当該郡は、その投票の30日後に本章の規定に基づく法典郡になるものとする。もしもこの州民投票においてその問題について投票する住民の過半数がこの決議に反対の投票をしたときは、この決議は、拒否され、かつ、その以降いかなる効力も有しない。

但し、もしも次の当該総選挙の時に郡の選挙人に付託するために、本憲法の第11章Aに基づいて提案された憲章が存する場合には、この提案された憲章のみがその総選挙の時ににおいて選挙人に付託されるものとする。もしも提案された憲章が選挙人により採用されたときは、法典郡になるという特別の決議は、選挙人に付託されてはならず、かつ、その以降いかなる効力も有しないものとする。もしも提案された憲章が選挙人により拒否されたときは、本章に基づく法典郡の問題については、2年後の総選挙の時ににおいて選挙人に付託されるものとし、かつ、その選挙においては第11章Aに基づく憲章のいかなる問題についても選挙人に付託されてはならない。

第3条 本章に他の定めのある場合を除き、法典郡は、本章の手續に従い当該郡の地域的個別的一般法律を制定し、修正し、又は廃止することができる。

第4条 本章に他の定めのある場合を除き、州議会は、法典郡に適用されるその有効期限又はその効力において特別又は地方的な地域的個別的一般法律を制定し、修正し、又は廃止してはならない。州議会は、本章第5条の定めによる1つ又は複数の階級に存するすべての法典郡に対してその有効期間及びその効力において一様に適用される一般法律(general enactments)のみをもって、法典郡に適用される地域的個別的一般法律を制定し、修正し、又は廃止することができる。

第5条 州議会は、法律をもって、合衆国又は州による最近の国勢調査によって確定された人口規模に基づいて、又は州議会によって適正に確定されたその他の規準に基づいてすべての法典郡を4つ以下の階級に分類し、これにより、これらの法典郡を階級別に区分するものとする。これらの法典郡を4つ（又はそれ以下）の階級に分類したものは、唯一かつ、常にその効力を持つことができ、及びこれらの法典郡を4つ（又はそれ以下）の階級に分類する法律が制定されるときは、この時までその効力を有していたその他の分類は、いずれも廃止することができる。法典郡は、本条の定めのみをもって階級別に区分するこ

とができる。

第6条 法典郡は、郡行政委員会の決議により、当該郡の地域的個別的な一般法律を制定し、修正し、又は廃止することができる。州議会は、一般法律により、本章に抵触しない方法で本条の規定を拡充することができる。

第7条 地域的個別的な一般法律を制定し、修正し、又は廃止する法典郡のいかなる行為も、本条の定めるところにより、当該郡における選挙人の州民投票に服する。これらの制定、修正、又は廃止は、当該郡の選挙人がこれらを郡に選挙人登録をした者による州民投票に付すべきことを請願する場合を除き、その効力を有するものとする。州議会は、一般法律により、本章に抵触しない方法で本条の規定を拡充するものとする。但し、いかなる場合も、当該請願に求められる署名数は、郡又は州における選挙のために当該郡に選挙人登録した者のうち、その5%以下であってはならない。

第8条 本章にこれと異なる規定があっても、州議会は、1法典郡の課すことのできる財産税率の最高限度について授権し又は規定する法典郡のためのいずれの地域的個別法律も、又は2法典郡の負担することのできる負債の最高限度額について授権し又は規制するいずれの地域的個別法律も、制定し、修正し、又は廃止する専属的権限を有する。本条に基づいて州議会により制定された地域的個別的な一般法律は、本章の他の規定に基づいて法典郡の制定したいずれの地域的個別的な一般法律よりも優先する。

第9条 法典郡は、当該郡が本章の規定に基づいて法典郡になる時までにその郡で発効せず又はその郡に授権されなかった各種の税、免許税、事業免許税、若しくは手数料を賦課徴収してはならない。但し、州議会が、本章第5条の定めによる1つ又は複数の階級に存するすべての法典郡に対してその有効期間及びその効力において一様に適用される一般法律により、上記の目的のために明示的に授権することについて定める場合は、この限りではない。

第10条 州議会によって制定されたすべての法律で、かつ、本章が憲法に追加された時期にその効力を有していたものは、本憲法に基づいて修正され又は廃止されるまで、引き続きその効力を有するものとする。本章の規定に基づいて郡により制定され、修正され、又は廃止されたすべての地域的個別的な一般法律は、州議会の制定する準拠法に従う場合を除き、従前の地域的個別的な一般法律よりも優先する。

第11章—G ボルチモア市—住宅の修復と商業資金の貸付

第1条 メリーランド州議会は、地域的個別的な一般法律により、ボルチモア市長及び市議会に対して、以下に挙げるものについて授権することができる。

a ボルチモア市内に所在し、かつ、住居としての用途に使用され又は供される建物若し

くは建築物を再開発し又は改善する目的で、いずれの個人若しくは他の法的主体に資金を貸し付け又はその契約を結ぶこと。

b ボルチモア市内に所在し、かつ、住居としての用途に使用され又は供される建物若しくは建築物を修復、修繕又は改善する目的で、又はそれに関連して、第三者によっていずれの個人又は他の法的主体に貸し付けされた資金について保証(guarantee or insure) すること。

c ボルチモア市内に所在し、かつ、商業としての用途に使用され又は供される建物若しくは建築物について、その賃借権(leasehold) 又は単純不動産権を購入又は取得する目的で、又はそれに関連して、又は当該建物若しくは建築物を建設、改築、建築、開発、修復、修繕、再開発若しくは改善する目的で、いずれの個人又は他の法的主体に資金を貸し付け又はその契約を結ぶこと。

d ボルチモア市内に所在し、かつ、商業としての用途に使用され又は供される建物若しくは建築物について、その賃借権(leasehold) 又は単純不動産権(fee simple interest) を購入又は取得する目的で、又はそれに関連して、又は当該建物若しくは建築物を建設、改築、建築、開発、修復、修繕、再開発若しくは改善する目的で、第三者によっていずれの個人又は他の法的主体に貸し付けされた資金について保証すること。

e ボルチモア市長及び市議会によるすべての資金貸付について、いずれの資金貸付に関連してボルチモア市長及び市議会によるすべての保証引受けについて、本条において同自治体に付与される権限と権能に従い、当該貸付又は保証の引受けに関連してボルチモア市長及び市議会により使用又は支出されるすべての資金について、並びに、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限に関連してボルチモア市長及び市議会により遂行されるすべての行為については、いずれも、公益のために必要であり、そのためにこれを契約し、支出、遂行するものであることを、ここに宣言する。

f 本章の規定とメリーランド州憲法の第 11 章第 7 条の規定又は本憲法の他の規定との間に抵触の生じるときは、本章の規定が適用されるものとする。

第 2 条 メリーランド州議会は、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される特定の権限がいずれも十分に有効なる力を発揮できるように、又は本条の規定によって企画立案された目的がいずれも十分達成できるように、必要にして適正なる追加的権限又は権能のすべてをボルチモア市長及び市議会に付与することができる。但し、本章に定める場合を除き、この追加的権限又は権能は、本章の条項若しくは規定又はメリーランド州憲法の他の規定のいずれにも抵触してはならない。州議会は、本章の規定に基づいてボルチモア市長及び市議会に付与されるいずれの権限の行使に対しても、適正にして便宜とされる他の若しくは追加の制約又は制限を課すことができる。

第 1 1 章—H ボルチモア市—住宅資金の貸付

第 1 条 メリーランド州議会は、地域的個別的一般法律により、ボルチモア市長及び市議会に対して、以下に挙げるものについて授権することができる。

a ボルチモア市内に所在し、かつ、住居としての用途に使用され又は供される建物若しくは建築物を、それに必要な土地も含め、購入、取得、建設、建築又は開発する目的で、又はそれに関連して、いずれかの個人若しくは他の法的主体に資金を貸し付け又はその契約を結ぶこと。

b ボルチモア市内に所在し、かつ、住居としての用途に使用され又は供される建物若しくは建築物を、それに必要な土地も含め、購入、取得、建設、建築又は開発する目的で、又はそれに関連して、第三者によっていずれの個人又は他の法的主体に貸し付けされた資金について保証すること。

c ボルチモア市長及び市議会によるすべての資金貸付について、いずれの資金貸付に関連してボルチモア市長及び市議会によるすべての保証引受けについて、本条において同自治体に付与される権限と権能に従い、貸付又は保証の引受けに関連してボルチモア市長及び市議会により使用又は支出されるすべての資金について、並びに、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限に関連してボルチモア市長及び市議会により遂行されるすべての行為については、いずれも、公益のために必要であり、そのためにこれを契約し、支出、遂行するものであることを、ここに宣言する。

d 本章の規定とメリーランド州憲法の第 1 1 章第 7 条の規定又は本憲法の他の規定との間に抵触の生じるときは、本章の規定が適用されるものとする。

第 2 条 メリーランド州議会は、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される特定の権限がいずれも十分に有効なる力を発揮できるように、又は本条の規定によって企画立案された目的がいずれも十分達成できるように、必要にして適正なる追加的権限又は権能のすべてをボルチモア市長及び市議会に付与することができる。但し、本章に定める場合を除き、この追加的権限又は権能は、本章の条項若しくは規定又はメリーランド州憲法の他の規定のいずれにも抵触してはならない。州議会は、本章の規定に基づいてボルチモア市長及び市議会に付与されるいずれの権限の行使に対しても、適正にして便宜とされる他の若しくは追加の制約又は制限を課すことができる。

第 1 1 章— I ボルチモア市—事業資金の貸付

第 1 条 メリーランド州議会は、地域的個別的一般法律により、ボルチモア市長及び市議会に対して、以下に挙げるものについて授権することができる。

a ボルチモア市内に所在し、かつ、事業としての用途に使用され又は供される建物若し

くは建築物を、それに必要な土地も含め、購入、取得、建設、改築、建築、開発、再開発、修復、修繕、近代化又は改善する目的で、又はそれに関連して、いずれかの個人若しくは他の法的主体に資金を貸し付け又はその契約を結ぶこと。

b ボルチモア市内に所在し、かつ、事業としての用途に使用され又は供される建物若しくは建築物を、それに必要な土地も含め、購入、取得、建設、改築、建築、開発、再開発、修復、修繕、近代化又は改善する目的で、又はそれに関連して、第三者によっていずれの個人又は他の法的主体に貸し付けされた資金について保証すること。

c ボルチモア市長及び市議会によるすべての資金貸付について、いずれの資金貸付に関連してボルチモア市長及び市議会によるすべての保証引受けについて、本条において同自治体に付与される権限と権能に従い、貸付又は保証の引受けに関連してボルチモア市長及び市議会により使用又は支出されるすべての資金について、並びに、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される権限に関連してボルチモア市長及び市議会により遂行されるすべての行為については、いずれも、公益のために必要であり、そのためにこれを契約し、支出、遂行するものであることを、ここに宣言する。

d 本章の規定とメリーランド州憲法の第11章第7条の規定又は本憲法の他の規定との間に抵触の生じるときは、本章の規定が適用されるものとする。

第2条 メリーランド州議会は、本章に基づきボルチモア市長及び市議会に付与される特定の権限がいずれも十分に有効なる力を発揮できるように、又は本条の規定によって企画立案された目的がいずれも十分達成できるように、必要にして適正なる追加的権限又は権能のすべてをボルチモア市長及び市議会に付与することができる。但し、本章に定める場合を除き、この追加的権限又は権能は、本章の条項若しくは規定又はメリーランド州憲法の他の規定のいずれにも抵触してはならない。州議会は、本章の規定に基づいてボルチモア市長及び市議会に付与されるいずれの権限の行使に対しても、適正にして便宜とされる他の若しくは追加の制約又は制限を課すことができる。

第12章 公共事業

第1条 州知事、財務部の出納管理長官及び財務官をもって、この州の公共事業委員会(the Board of Public Works)を構成するものとする。同委員会は、議事録を保管すべきものとし、並びに毎年1月、4月、7月及び10月の第1水曜日に、又はその必要のあるときは随時に、アナポリス市において定例会を開催するものとする。同委員会は、この定例会において、州の公共事業に影響を及ぼす問題、及び州議会が同委員会に対しその決定権を授けることのできる問題について審議し、かつ、決定するものとする。

第2条 同委員会は、州が株主として又は債権者として利害関係を有する一切の公共事業に対し、勤勉にして、かつ、誠実にその監督を行うものとし、及び州に役員の法的任命

権のある鉄道運河公社(Railroad and Canal Company)に対し、例外なく役員を任命するものとする。この役員はそれぞれ、自身が任命され又は選任された当該公社の株主総会に州を代表して出席するものとする。同委員会は、これら一切の公共事業の役員に対し、公益を擁護し、かつ、この州の市民又はその生産品の利益を損なう運賃(tolls)の設定を抑止するよう命じるものとし、及びこれらのいずれの事業においてもその運賃に改定の生じるときは、随時に又はその都度、その改定運賃の予定表(schedule)を公共事業委員会へ提出するよう命じ、かつ、州の農業利益が促進されるようその改定運賃を調整するものとする。同委員会は、各通常会期のときに州議会で報告を行うものとし、及び当該公共事業において州の利益を促進し又は擁護する上で必要にして、かつ、必須と認められる立法を勧告するものとする。同委員会は、法律によって将来定められるその他の義務を遂行するものとし、及び同委員会の議決には、その委員の過半数を要するものとする。州知事、出納管理長官及び財務官は、公共事業委員会の委員として同委員会から委ねられた職務に対し、いかなる付加的報酬も受領してはならない。

第3条 本条により、公共事業委員会は、州議会によって随時定められる規則及び条件に従い、州の持株(interest)から得られる価値に相当する範囲で、かつ、現在において未払い状態にある州の債券又は登録済み債務(registered debt)を償還するために、株主として又は債権者として一切の内陸部開発事業において保有する州の持株又はいずれの金融事業(banking corporation)において保有する州の持株を売却する権限が付与される。

第13章 郡の設立

第1条 州議会は、法律をもって、新しい郡の設立、郡庁舎の所在地の設定及びその移転、並びに郡の境界線の変更について規定することができる。但し、新しい郡は、この新しい郡に編入されるべく提案された区域内に住所を有する有権者の過半数の承認がなければ、これを設立してはならない。2つ又はそれ以上の郡の各部分から新しい郡を設立すべく提案が行われたときは常に、当該各郡の各部分に住所を有する有権者の過半数の承認を要するものとする。いずれの郡においても又はボルチモア市においても、その境界線の変更はいずれも、提案された境界線の変更に基づいて郡又はボルチモア市の一部を構成することになる当該区域(district)に住所を有する有権者の過半数の承認がなければ、これを行ってはならない。この場合、その境界線の変更前に当該区域が属していた郡又はボルチモア市の有権者の承認は要しない。いかなる場合にも新しい郡は、面積が4百平方マイル以下であってはならず、また住民人口が1万人以下であってはならない。いかなる境界線の変更も、それによって当該郡の住民人口が1万人以下に縮小されるような場合、又はその面積が4百平方マイル以下に縮小されるような場合には、いずれの郡の領域においてもその変更を行ってはならない。これまで合法的に画定されてきた郡の境界線は、本条に従う場合を除き、いかなる変更も加えてはならない。

第2条 州議会は、本章の規定が十分に実施できるように、必要なるすべての法律を通過させるものとする。

第 1 4 章 憲法修正

第 1 条 州議会は、本憲法に対する修正を提案することができる。但し、各修正は、章(article) 又は条文(section) を包含する個別の法案において作成されるものとする。憲法修正は、賛否投票により、各院に選出された総議員の 3 分の 2 をもって修正され、議決されたときにその効力を有し、及び提案された修正と共に議事録に登載される。州議会によって提案される憲法修正は個別の法案において作成されるべきものとする本条の要件は、州議会が、1 廃止、不正確、無効、違憲、又は重複に相当する憲法規定を削除し又は訂正するという一般目的のために、1 個の法案においてメリーランド州憲法の一連の修正を提案すること、又は 2 当該憲法修正が 1 つの主題のみを内容とする限り、単一の憲法修正に憲法の 1 つ又は複数の章を包含させることを妨げるものと解してはならない。1 個又は複数の憲法修正を提案する 1 個又は複数の法案は、州知事の命令により、各郡とも、複数の新聞が発刊されている郡の場合には少なくとも 2 紙の新聞において、1 紙の新聞のみが発刊されている郡の場合にはその新聞において、及びボルチモア市の場合には 3 紙の新聞において、週 1 回の割合で 4 週間連続に渡って公表する方法により、又はその他法律の定める方法で、かつ、州知事の命じるところにより、次の総選挙に先立って直ちに告示されるものとする。提案された 1 個又は複数の憲法修正は、この選挙において、その採択又は拒否について州議会の定める方法でこの州の有資格選挙人に付託されるものとする。提案された 1 個又は複数の憲法修正についての賛否投票の結果は、それぞれ個別に、他の選挙の場合に定められた方法で州知事に対して報告されるものとする。もしもこの選挙の時に 1 個又は複数の当該修正についての投票でその過半数が個別ごとにその修正に賛成したものと州知事によって見なされる場合には、州知事は、その投票の過半数を得た 1 個又は複数の当該修正が州憲法の一部としてメリーランド州の人民によって採択され、かつ、これ以降、1 個又は複数の当該修正が本憲法の一部になる旨を、知事の宣言をもって告示するものとする。もしも提案された憲法修正が 1 つの郡又はボルチモア市にのみに影響を及ぼすものと州議会によって決定された場合においては、この提案された修正は、これが州において、かつ、場合によっては影響を受ける郡又はボルチモア市においてその投票の過半数を得たときに、本憲法の一部になるものとする。2 個又はそれ以上の修正が同一の選挙で州の選挙人に付託されるときは、これらの修正は、各修正について個別に投票できるように提出されるものとする。

第 1 A 条 提案された憲法修正において、限時に関する規定により、その憲法修正の条項が発効するために経過期限又は特別の附則について定める場合、「限時規定」に相当するこれらの規定は、1 つ又は複数の条文からなる独立の章として憲法修正に置かれるものとし、及びこれらの規定が失効する期日又はその条件について定めるものとする。もしも憲法修正が採択されたときは、これらの限時についての規定は、修正条項の定めるところによりこれらの規定が憲法他の部分に残される場合を除き、憲法他の部分と同一の効力と効果を持つものとする。「限時規定」に相当する章の新しい条文はいずれも、暫定的にその 1 部になる憲法他の章の題名と条文を参照するものとする。

第2条 州議会は、法律により、1970年に実施される総選挙の時において、それ以後においては20年毎の同選挙において本憲法の改正のために憲法会議(Convention)を招集することについて人民の意見を問うことについて定める義務を持つものとする。この選挙において投票者の過半数が憲法会議に賛成する場合は、州議会は、それに続く次の会期において、この憲法会議の招集及びその代議員の選出について法律をもって定めるものとする。各郡又はボルチモア市の選挙区は、憲法会議においては、その憲法会議が招集される時期において両院に属している議員数と同数の代議員を有するものとする。但し、いかなる憲法も、又は現行憲法の改正若しくは修正も、これが当該憲法会議によって採択された場合、この州の選挙人に付託され、かつ、その投票者の過半数によって採択されるまでは、その効力を有しないものとする。

第15章 雑則

第1条 この州において憲法若しくは法律により設置され又はこれに基づいて存続するいずれかの公職にある者、又はいずれかの裁判所において任命の職にある者で、かつ、その者の職務の遂行に対して又はいずれもその者の職務に因って若しくはそれに関連して徴収される手数料若しくは金銭の中から、その者の俸給又は報酬が支払われるすべての者は、この者の職務の遂行に対する俸給又は報酬として、この者によって又は自身のために徴収された一切の金銭について記されている帳簿を管理するものとする。その管理を指示された当該公務員の宣誓によって真実であることが証明された当該帳簿に記された内容物の写しは、毎年、出納管理長官及び州議会の検査に付すために出納管理長官に提出されるものとし、同長官は、州議会の各常会の際に、公務員による本条の遵守について示す報告書をそこに提出するものとする。当該公務員はいずれも、この者によって徴収された年間の額が、この者の職務の遂行に対する俸給又は報酬として及びその職務の経費として、法律によりその保有の認められている額よりも超過するときは、毎年、州議会の指示する措置に従ってその差額を州の金庫に還付するものとする。もしも当該公務員が、毎年度の職務期間の終了から30日以内に本条に定める要件を満たさないときは、当該公務員の職は欠員と見做され、州知事によって空席の宣言がなされ、かつ、その欠員は、その他の理由で空席になる場合に従い補充されるものとし、及び当該公務員は、州の金庫に還付すべき金額について州が提起する訴訟に服するものとする。

第2条 州、郡、又は地方自治体の公選の職にある者で、かつ、その任期中に、重罪に相当する犯罪、公務員の公的義務と責任に関わる軽罪に相当する犯罪、又は刑罰として何らかの拘禁施設へ収容することができる背徳的行為を含む犯罪で有罪判決を受けた者、又はその不抗争の答弁(plea of nolo contendere)を提出した者は、法律の適用をもって(by operation of law)、その公職の俸給又は給付金(benefit)の支給されない停職処分が付せられるものとする。公選の職にある者が停職処分が付されている期間中において、かつ、その期間のために、法律により、その公職の欠員を補充すべく授権せられた然るべき行政機関(appropriate governing body)及び監督官又はその一方は、その公選の職を暫定

的に補充するために充員を任命するものとする。但し、公選の職の継承について法律が機械的に規定しているときは、上の場合にも、当該公職を継承する資格を持った者が、その職に暫定的に補充されるものとする。もしも有罪判決が司法審査の後に又はその他により最終的に確定するときは、当該公選の職にある者は、法律の適用をもってその公職を罷免せられるものとし、かつ、その職は、欠員になるものとする。もしも公選の職にある者の有罪判決が破棄され又は覆されたときは、当該公選の職にあった者は、停職処分に付され又は罷免せられた公職にその任期が残っているときは、法律の適用をもってその残任期間その職に復帰するものとし、かつ、一切の俸給又は及び給付金の返還を受けるものとする。

第3条 いかなる者も、武力と暴力をもって合衆国政府又はメリーランド州政府の転覆を擁護する組織の一員である者は、選挙若しくは任命に基づくいずれの公職にも、又はこの州の政府におけるいずれかの有給若しくは信任を受ける地位にも、又はこの州若しくはこの州のいずれの郡、地方自治体、若しくはその他の行政機構 (political subdivision) の事務における有給若しくは信任を受けるいずれの地位にも就く資格を有しないものとする。

第4条 条項移動のため本条削除

第5条 いずれの公職についても憲法に他の定めのある場合を除き、州議会は、この州の公職に選挙され又は任命された者が無能力になり又は不在のために、その職務の遂行が不能になる場合は、その公職にある者の代理として代行すべき者について法律をもって定めることができる。

第6条 条項移動のため本条削除

第7条 この州における一切の総選挙は、当該選挙の生じる年の11月の第1月曜日に続く火曜日に実施されるものとする。

第8条 [削除]

第9条 [条項移動]

第10条 条項移動のため本条削除

第11条 条項移動のため本条削除

第16章 州民投票

第1条 a 州の人民は、州知事によって承認せられ又は州知事の拒否を覆して州議会によって通過せられた州議会の法律又はその一部を州に選挙人登録をした者に付託する請願に

より、当該法律又はその一部を投票において承認し又は拒否するために州民投票(Referendum)と呼称される権限を有するものとする。

b 本章の規定は、自力執行するものとする。但し、本章の規定を推進し、かつ、これらの規定に抵触しない追加の法律は、これを制定することができる。

第2条 州議会により制定せられたいかなる法律も、それが通過した会期に続く次の6月1日にその効力を発生するものとする。但し、当該法律が、緊急の法律であり、公共の衛生又は安全を緊急に保全するために必要である旨を定める条項(Section)を含み、かつ、賛否投票により、州議会の各院に選出された総議員の3分の2の承認をもって通過された場合には、この限りではない。緊急の法律を除き、その他の法律の施行日は、本章第3条bの定めにより延期することができる。もしも上の6月1日前に、州民投票に付すことのできる法律又は法律の一部を州の人民投票に付託する請願が州務長官に提出されたときは、本章の定めるところにより、当該法律は、州務長官によって州民投票に付され、州全域で実施される合衆国の下院議員の次の選挙において選挙人の過半数が承認し、かつ、その30日以後でなければ、法律にならないものとし又はその効力を生じないものとする。緊急の法律は、このような請願にも関わらず、その効力を保持するものとする。但し、この法律は、その投票で有資格選挙人の過半数が拒否したときは、その30日後に廃止されるものとする。いずれの公職を設置し若しくは廃止する法案、いずれの公務員の俸給、任期又は義務に変更を加える法案、何らかの事業免許(franchise)又は特権(special privilege)を付与する法案、又は何らかの既得権又は権益(interest)を設定する法案はいずれも、緊急の法律として制定されてはならない。州政府を維持するため又は公共施設を維持し若しくはこれを援助するための歳出予算について定める法律で、かつ、前年度における同じ目的のための歳出予算を越えない法律はいずれも、本章に基づく拒否又は廃止の対象にならないものとする。いずれの公共施設を維持し又は援助するための歳出予算における増額部分はいずれも、他の法律の場合に倣って、その効力を生じるものとし、及び請願に明記された歳出予算の増額部分又はその一部は、請願に基づいて人民投票に付することができる。

第3条 a 州議会によって通過せられた法律又はその一部に対する州民投票の請願は、前回の(last preceding)知事選挙において知事に投票した総数に基づいて算定されたメリーランド州の有資格選挙人の3%の署名をもって足りるものとする。この場合、ボルチモア市又はいずれかの1つの郡に住所を有する者がその署名の半数を越えないものとする。但し、いずれかの1つの郡又はボルチモア市についての地域的個別的な一般法律は、場合によっては、それぞれ前回の知事選挙において知事に投票した総数に基づいて算定された当該郡又はボルチモア市の有資格選挙人の10%による州民投票の請願に基づき、州務長官によって当該郡又はボルチモア市の人民のみに付託されるものとする。

b 州議会によって通過せられた法律に対する州民投票の請願を成立させるために要求される署名者総数が得られない場合で、その総数の3分の1以上の署名が6月1日前に州務長官に提出されたときは、当該法律の施行期限及び請願を成立させるために残り

の署名を提出する期限は、いずれも同様の効力をもって同月の30日まで延期されるものとする。

もしも法律が6月1日に先立つ45日以内に通過せられたときは、この法律は、通過後31日以前に、その効力を生じることができない。この法律を州民投票に付すためには、最初に、請願に必要な署名数の3分の1がその通過後30日以内に提出されるものとする。もしも最初に、必要な署名数の3分の1がその通過後30日以内に州務長官に提出されたときは、当該法律の施行期限及び請願を成立させるために残りの署名を提出する期限はいずれも、さらに30日間延期されるものとする。

c 本章において「通過する」又は「通過せられた」という用語は、制定法又は制定法の一部がいずれも州議会の両院によって最終的に議決されることを意味する。同様に「制定する」又は「制定された」という用語は、州知事が法律又はその一部を承認することを意味する。

d 法律又はその一部を州民投票に付すための請願の署名は、当該法律又はその一部が通過せられた後においては、いつでもこれを行うことができる。

第4条 請願は複数の用紙によって作成することができる。但し、各用紙には、請願に付される制定法又は制定法の一部について、その全文又は司法長官(Attorney General)による承認を受けたその要旨が掲載されるものとする。請願と共に提出される署名簿には、これらの署名を獲得する人物の宣誓書が添付されるものとする。この宣誓書は、当該署名がこの人物の面前で行われたこと、この人物の知識と判断に基づく限り、名簿にある一切の署名が真正で、かつ、信義誠実に従って行われたこと、及び署名者はその名前の横又は下に書かれた住所で選挙人登録をした者であることについて示すものとする。州議会は、法律により、請願の形式、その信憑性を証明する方法、及び請願の手続を容易ならしめ、かつ、本章に抵触しない行政手続について定めるものとする。

第5条 a 州議会は、人民による投票に付すために一切の法案の本文を州の選挙人に提出することについて規定を設けるものとする。但し、法律に別段の定めのない限り、一切の法案は、提案された憲法修正の告示について憲法の第14章に定められた方法で告示されるものとする。

b 本章の規定に基づいて投票に付される一切の法案は、それぞれ個別の投票用紙で人民の投票に付されるものとする。但し、200語以上を含むときは、その全条文(the full text)は、正式の投票用紙に印刷されないものとする。但し、州務長官は、当該法案の趣旨が簡潔に、かつ、明瞭に提示されるような形式で、各法案の投票用の題名(a ballot title)を作成し、かつ、提出するものとする。その投票用の題名は、議会の法案名(legislative title)と異なることができる。但し、いずれの場合にも、議会の法案名をもって足りるものとする。各投票用紙においては、各法案の投票用の題名に続いて、場

合によってはその条文に続いて、次の言葉が印刷されるものとする。「付託された法律に賛成」(For the refferd law) 並びに「付託された法律に反対」(Against the refferd law)。このように付託される当該法律についての賛否投票の結果は、本憲法の第14章に基づく憲法修正の提案に関して定められた方法で州知事に報告されるものとし、かつ、州知事は、この投票結果を告示するものとする。もしも当該法案についての投票でその過半数がその法案について賛成したものと見なされるときは、州知事は、知事の宣言をもって、当該法案が投票の過半数を獲得し、州の法律の一部としてメリーランド州の人民によって採択され、かつ、当該選挙の30日後にその効力の生じる旨を告示するものとする。州知事は、これと同様な方法で、かつ、同様の効果をもって、いずれの郡又はボルチモア市の選挙人に付託された地域的個別的一般法律についての地方選挙の結果を告示するものとする。

第6条 醸造酒若しくはアルコール性飲料の製造又は販売を許可し、規制し、禁止しする法律又はこれらを地方の選択に委ねる法律はいずれも、本章の規定に基づいて投票に付され又は廃止されるものとする。

第17章 4年毎の選挙

第1条 本章の目的は、州又は郡におけるすべての選挙が4年毎のみに行われ、かつ、この選挙が法律の定める連邦議会の議員選挙の実施される時期に行われることについて定めることをもって、選挙の回数を減らことにあり、及び任命の職にある公務員の任期を、公選の職にある公務員の任期の始まる時期に行われる異動に合わせて調整することにある。州の行政官又は司法官は、この目的に適うよう本章の規定を解するものとする。本章のみの目的のために、「公務員」なる語は、州又は郡政府の事務を担当する身分又はその他の地位で、かつ、法律の定める任期を有する職にある者を含むよう解されるものとする。但し、その用語には、いずれも任期が3年の職で、かつ、公共事業委員会又は州知事の任命する職にある者は含まれないものとする。

第2条 条項移動のため本条削除

第3条 有資格選挙人によって選挙される州又は郡におけるすべての公務員（但し、巡回裁判所、ボルチモア市の上位裁判所、州最高裁判所及び州中間上訴裁判所の各裁判官は除く。）の任期は、4年間とし、かつ、各後任者が就任するまでとする。

第4条 本憲法に選挙規定のあるすべての裁判官又はその他の公務員の任期は、本章に別段の定めのある場合を除き、当該選挙の時期から始まるものとする。これらすべての公務員は、選挙後においては可能限り速やかに就任し、かつ、就任後においては直ちに任務を遂行するものとする。

第5条 州知事の任命するすべての公務員は、法律の定める任期をもって在職するもの

とする。郡行政委員会の任命するすべての公務員は、法律により適正に改正の行われる場合を除き、4年間の任期をもって在職するものとする。

第6条 ボルチモア市及び各郡における選挙管理委員会の委員の任期は、各任命に続く次の6月の第1月曜日から始まるものとする。

第7条 本章第1条、2条、3条又は5条は、選挙される地方教育委員会の委員に適用されず又は該当しない。

第8条 本憲法に定めるいかなる選挙においても、いずれの2名又はそれ以上の者が最多で、かつ、同数の投票を獲得したときは、本憲法に別段の定めのある場合を除き、州知事によって再選挙が命じられるものとする。

第9条 本章の規定と憲法の他のいずれの規定との間に抵触が生じるときは、本章の規定が優先するものとし、かつ、すべての他の規定は、その抵触の範囲で廃止され又は削除されるものとする。

第10条 本条削除

第11条 修正・条項移動のため本条削除

第12条 本条削除

第13条 条項移動のため本条削除

第18章 限 時 規 定

第1条 第14章に従って採択された限時規定 (provision of limited duration) については、以下に定める。各規定は、これが失効したときは、削除されるものとし、かつ、それが憲法から削除される場合は、いかなる追加の措置も要しないものとする。

第2条 a 1980年の法律の第523章によって提案されたボルチモア市統合巡回裁判所 (consolidated Circuit Court of Baltimore City) の設置に関する修正条項 (下院法案第1729号 [OLR3623] 又は上院法案第784号 [OLR0746]) を執行するために、本条は、暫定的に、本憲法の第4章—司法部—第5条、第25条及び第26条の一部となる。本条は、本条b項の規定に基づき、1982年12月31日現在においてボルチモア市裁判所に在職する全裁判官が現在の任期を満了するとき、又はその他、当該任期の満了前に欠員になるとき、(本憲法の第14章第1A条の規定に従って) その効力を失うものとする。

b 1982年12月31日現在においてボルチモア市裁判所に在職する各裁判官は、本

憲法の第4章第3条、第4条、第4A条、第4B条又は第5条の規定に従い、その者が任命され又は選挙された任期の残存期間、ボルチモア市巡回裁判所の裁判官として引き続きその職に就くものとする。

c 1982年12月31日現在においてボルチモア市裁判所に在職する書記官及び書記官代理は、その俸給の減額を受けることなく、ボルチモア市巡回裁判所の書記官代理になるものとし、かつ、ボルチモア市巡回裁判所の書記職についての能力主義人事制度に基づいてその職に就くものとする。これらの者は、本憲法の第4章第26条の規定に従い、職務を遂行するものとする。1982年6月30日より以前に認可された、ボルチモア市裁判所の書記職に採用された他の職員は、本憲法の第4章第26条の規定に従い、ボルチモア市巡回裁判所の書記職の職員になるものとし、その職についての能力主義人事制度に基づいてその職に就くものとし、かつ、その俸給の減額を受けない。

d ボルチモア市において1982年に実施される予備選挙及び総選挙においては1名の書記官が指名され及び選挙されるものとし、この者は、1980年の法律の第523章第2条で提案された修正条項に基づいてボルチモア市巡回裁判所が設置されるときに、その書記官として任命されるものとする。ボルチモア市裁判所の書記官は、この選挙に立候補する資格を有する。

e (前述した1980年の法律の第523章により提案された) 本憲法の第4章の修正条項及び第18章は、1980年11月の総選挙において選挙人の承認を得るときは、1983年1月1日より、その効力を生じるものとする。

第3条 本憲法の第7章第1条に定められた郡行政委員会委員の選挙方法、及び本憲法の第11章-Aの第3A条a項に定められた郡会議員の選挙方法については、本憲法に従って本憲法の施行日以降にその選挙方法に変更を加えない限り、本憲法の施行日以前に各郡において有効であった選挙方法は、引き続きその有効性を保持するものとする。

ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラント 憲法

1950年6月28日 (GS NW100S. 3)

最終改正は1989年6月20日の法律による (GVNW S. 428)

ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラント議会は、1950年6月6日に以下の法律を議決し、この法律は、1950年6月18日の国民表決において、投票者の過半数によって承認された。

前 文

神と人間とに対する責任の下、すべてのドイツ人との結びつきのなかで、共同体の職務に関する現在の困難を克服し、対内的・対外的平和に仕え、すべての人の自由と正義と福祉を創出しようとする意思に満たされて、ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラントの男女は、この憲法を制定した。

第1編 ラントの基礎

第1条 [国の憲法]

- (1) ノルトライン＝ヴェストファーレンは、ドイツ連邦共和国の構成国である。ラントは、市町村および市町村組合に区分される。
- (2) ラントの国旗およびラントの紋章は、法律でこれを定める。

第2条 [国民の意思]

国民は、選挙、国民発案および国民表決によって、自らの意思を表明する。

第3条 [権力の三部分]

- (1) 立法は、国民および国民代表に属する。
- (2) 行政は、ラント政府、市町村および市町村組合に属する。
- (3) 裁判は、独立の裁判官によって行使される。

第2編 基本権および共同体生活の秩序

第1章 基本権

第4条 [基本権]

- (1) 1949年5月23日のドイツ連邦共和国基本法で確定された基本権および公民の権利は、この憲法の構成要素であり、直接適用されるラント法である。
- (2) すべての人は、その人格にかかわるデータの保護請求権を有する。介入は、優越的な一般利益に関する場合に限り、法律に基づいてのみ許容される。

第2章 家族

第5条 [家族の保護]

- (1) 結婚および家族は、人間共同体の基礎として承認される。結婚および家族は、ラ

ントの特別の保護の下に置かれる。母親および子供の多い家族は、特別の配慮への請求権を有する。

- (2) 家事労働と収入を得るための労働とは等価値である。女性と男性は、自らの決定に基づいて、同等の権利をもって家事労働にも収入を得るための労働にも参与する。

第6条 [青少年の保護および助成]

- (1) 青少年は、職業教育および職業活動の全面的可能性を保障されなければならない。才能豊かな青少年は、特別の助成を受けることができる。
- (2) 青少年は、搾取、酷使および道徳的危険から保護されなければならない。
- (3) 家族の保護事務および青少年への配慮事務に対する教会および宗教団体ならびに民間の福祉事業団体の協力権は、保障され助成されなければならない。

第3章 学校、芸術および学問、宗教および宗教団体

第7条 [教育の原則]

- (1) 神への畏敬の念、人間の尊厳への敬意および社会的行動への覚悟を覚醒することが、教育の最も主要な目標である。
- (2) 青少年は、人間性、民主主義および自由の精神において、他者の確信に対する寛容と敬意を育み、自然の生活基盤の維持に対する責任を育むように、民族および故郷への愛をもち、国際社会を尊重し平和を尊重するように、教育されるべきである。

第8条 [親権および就学義務]

- (1) すべての子供は教育および教養に対する請求権を有する。自分の子供の教育および教養について決定する親の自然的権利は、教育制度および学校制度の基礎を構成する。国家共同体は、学校制度がラントの文化的小および社会的需要に合致するように配慮する。
- (2) 就学は一般の義務である。この義務の充足に仕えるのは、原則として小学校および職業学校である。
- (3) ラントおよび市町村は、学校を設置し助成する義務を負う。学校制度全体が、ラントの監督に服する。学校監督は、専門的な準備教育を受けた専任の官吏によって行使される。
- (4) 私立学校に対しては、1949年5月23日のドイツ連邦共和国基本法第7条第4項および第5項の規定が、同時にこの憲法の構成要素として適用される。これらの規定によって認可された私立学校は、これに対応する公立学校と同等の権利を有する。このような私立学校は、その任務の実現と義務の充足のために必要な公的補助金に対する請求権を有する。

第9条 [授業料の無償]

- (1) 小学校および職業学校における授業は無償とする。
- (2) その他の学校での授業料無償の充足および実現、ならびに教材の無償の充足および実現については、法律でこれを定める。必要な場合には、勉学目的のために特別の生活扶助が保障される。国が公立学校に授業料の無償を保障している場合には、第8条第4項に掲げられた私立学校も、国の負担の下に授業料徴収を放棄する権利を有する。国が教材の無償を保障している場合には、公立学校と同様にこれらの私

立学校に対しても、教材が利用に供されなければならない。

第10条 [学校制度]

- (1) ラントの学校制度は、すべての子供を義務づける基礎過程学校を基盤とする。基礎過程学校は小学校の一部である。学校の制度編成は、生活上および職業上の課題の多様性によって規定される。学校への入学は、親の経済状態や社会的地位ではなく、子供の才能および傾向を基準とする。
- (2) 教育権者と親の代表は、学校制度の形成にあたって協力する。

第11条 [公民科]

公民科は、すべての学校において正課とされ、公民の育成を任務とする。

第12条 [学校の種類]

- (1) 小学校は、学校制度における下級課程としての基礎過程学校と、上級学校としての本課程学校とを含む。
- (2) 基礎過程学校および本課程学校は、その教育目的に対応し、組織および設備に従って、秩序立った学校経営の諸条件を充足しなければならない。
- (3) 基礎過程学校は、共同学校、宗派学校または世界観学校である。基礎学校は、秩序立った学校経営が保障される場合に限り、教育権者の申立てに基づいて設立され得る。
- (4) 本過程学校は、その役割上、共同学校として設置されなければならない。申請されている本過程学校の秩序立った経営の保障と、共同学校への通学の保障が期待できる場合に限り、教育権者の申立てに基づいて、宗派学校または世界観学校が設置され得る。
- (5) 生徒の3分の1を代表する教育権者の申請がある場合には、[宗派学校または世界観学校として設立された]本過程学校は、共同学校に変更することができる。
- (6) 共同学校においては、子供は、キリスト教的な教養価値および文化価値を基礎として、キリスト教の諸宗派と、他の宗教的信条および世界観的信条に向かって開かれた、共通の授業を受け教育を受ける。宗派学校においては、カトリックの信仰をもつ子供、または福音主義の信仰をもつ子供、またはその他の宗教団体に属する子供が、それぞれ当該宗派の原則にしたがって、授業を受け教育を受ける。無宗教学校を含む世界観学校においては、子供は、当該世界観の原則にしたがって、授業を受け教育を受ける。
- (7) 詳細は、法律でこれを定める。

第13条 [学校での寛容]

[その子供の信仰に]ふさわしい学校が存在しない場合には、個々の場合に異なる子供も公立学校への入学を拒否されてはならない。

第14条 [宗教教育]

- (1) 世界観学校（無宗教学校）を別として、宗教教育はすべての学校における正課である。宗教指導にあたる教師は、教会または宗教団体の授権を必要とする。いかなる教師も、宗教教育を担当することを強制されてはならない。
- (2) 宗教教育の教育計画および教科書は、教会または宗教団体との協議に基づいて決定される。

- (3) 国の監督権を侵害しない限り、教会または宗教団体は、教育行政〔機関〕と協定した手続に従って、宗教教育が当該教会または宗教団体の教義および要求に合致して実施されているか否かを、査察によって確認する権利を有する。
- (4) 宗教教育の免除は、教育権者または宗教上の成年に達した生徒の書面による意思表示に基づく。

第15条〔教員養成〕

教員の養成は、通常、大学において行われる。大学は学校の需要を考慮する。学校側の必要を正しく評価した教育の提供が保障されなければならない。〔教師が〕宗教教育を担当する能力を獲得できることが、保障されなければならない。

第16条〔総合大学および単科大学〕

- (1) 総合大学および研究教授の場として総合大学と同等の単科大学は、国の監督を害しない限り、法律および国が認可したこれらの機関の規則の枠内で、その特別な性格にふさわしい自治行政の権利を有する。
- (2) 教会は聖職者を養成し、宗教団体はその宗教上の指導者を養成するために、大学の性格をもつ固有の施設を設置維持する権利を有する。

第17条〔成人教育〕

成人教育は助成されなければならない。成人教育制度の担い手としては、国、市町村および市町村組合とならんで、教会および民間団体という他の担い手も認められる。

第18条〔文化、芸術および学問〕

- (1) 文化、芸術および学問は、ラントおよび市町村によって助成される。
- (2) 芸術的、歴史的および文化的記念物、景観および自然的記念物は、ラント、市町村および市町村組合の保護の下に置かれる。

第19条〔自由な宗教活動〕

- (1) 教会または宗教団体を結成する自由は保障される。ラントの内部での教会および宗教団体の結合は、いかなる制限にも服さない。
- (2) 教会および宗教団体は、すべての人に適用される法律の制限内において、自らの事務を自主的に秩序立て、管理する。教会および宗教団体は、国および市町村の協力なしに自らの役職を任免する権利を有する。

第20条〔営造物での牧会〕

教会および宗教団体は、教育施設、病院、刑事施設および類似の公営造物において、礼拝行為を執り行い、決められた牧会を実施する権利を有する。その場合、強制は一切許されない。

第21条〔教会に対する給付〕

法律、契約またはその他の権原に基づいて、教会または宗教団体に対して行われる国、市町村または市町村組合による給付は、合意によってのみ有償廃止することができる。このような合意にラントがかかわる場合には、ラント法律による承認を必要とする。

第22条〔基本法140条およびワイマル憲法との関連〕

その他、ラントと教会または宗教団体間の秩序には、1949年5月23日のドイツ連邦

共和国のボン基本法140条が、この憲法の構成要素として、および直接適用されるラント法として、適用される。

第23条 [教会間契約]

- (1) かつてのプロイセン自由国に妥当していた旧プロイセン連合のカトリック教会と福音教会との契約の諸規定は、ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラントのうち、かつてのプロイセンに属した地域では、現行法と認められる。
- (2) これらの教会間契約の改正および新契約の締結のためには、契約当事者の同意のほか、ラント法律が必要とされる。

第4章 労働、経済、環境

第24条 [労働、賃金、休暇]

- (1) 経済生活の中心点は人間の福祉である。人間の労働力の保護は、物質的財産の保護に優先する。すべての人は労働の権利を有する。
- (2) 賃金は、働きに応じたものでなければならず、労働者とその家族の生活の適切な需要を充たすものでなければならない。同一の活動および同一の働きに対しては、同一の賃金を請求する権利が存在する。このことは女性および青少年にも妥当する。
- (3) 十分な有給休暇に対する権利は、法律で確定されなければならない。

第25条 [日曜日および祝祭日]

- (1) 日曜日および国が承認した祝祭日は、神を崇拜し、魂を高揚させ、身体を休養させ、安息する日として承認され、法律上保護される。
- (2) 5月1日は、自由と平和、社会正義、諸国民の和解と人間の尊厳への信仰告白の日として、法律上の祝祭日である。

第26条 [共同決定権]

経済に対する経営者と労働者の共同の責任および働きに対応して、労働者は、経済的および社会的秩序の形成にあたって、同権の共同決定権を承認され保障される。

第27条 [独占企業およびカルテル]

- (1) 原料産業の大企業、およびその独占的地位のゆえに特別な意義を有している企業は、公有に移管されるべきである。
- (2) その経済力を濫用するような合併は、禁止されなければならない。

第28条 [中産階級の助成]

農業、手工業、商工業および自由業における中小企業は、助成されなければならない。組合の自助努力は、支援されなければならない。

第29条 [住宅制度]

- (1) 国民の広汎な階層が土地をもてるように、努力されなければならない。
- (2) ラントは、法律に基づいて、新しい住まいおよび仕事場を作り、中小の建物所有を強化する任務を負う。
- (3) 小開拓地および小菜園は助成されなければならない。

第29a条 [環境保護]

- (1) 自然の生活基盤は、ラント、市町村および市町村組合の保護の下に置かれる。
- (2) 必要な規制および義務は、関係する公益および私益の調整の下に決定される。詳

細は法律で、これを定める。

第3編 ラントの機関および任務

第1章 ラント議会

第30条 [国民の代表者]

- (1) ラント議会は、国民によって選挙された議員から構成される。
- (2) 議員は、国民の福祉に対する配慮によってのみ規定された自由な信条にしたがって、投票する。議員は委任に拘束されない。

第31条 [選挙]

- (1) 議員は、普通、平等、直接、秘密および自由選挙によって選出される。
- (2) 満18歳に達した者が有権者である。成人の年齢 [満21歳] に達した者が被選挙権者である。
- (3) 選挙は、日曜日または法律上の祝祭日に実施される。
- (4) 詳細は、法律でこれを定める。

第32条 [革命家の選挙の禁止]

- (1) 公民の自由を抑圧することを企て、または国民、ラントもしくは憲法に対抗して暴力を行使することを企てる結社および人は、選挙および投票に参加することを許されない。
- (2) これらの条件が存在するか否かの決定は、ラント政府または少なくとも50人のラント議会議員の申立てに基づいて、憲法裁判所が行う。

第33条 [選挙の審査]

- (1) 選挙の審査はラント議会事項である。
- (2) ラント議会の議員が議員資格を喪失したか否かの確認も、ラント議会の義務である。
- (3) その決定は、抗告に基づいて、憲法裁判所によって取消され得る。
- (4) 詳細は、法律でこれを定める。

第34条 [被選期間]

ラント議会は、5年の期間について選挙される。新たな選挙は、被選期間の最後の半年の間に実施される。

第35条 [ラント議会の解散]

- (1) ラント議会は、自らの議決によって解散され得る。これには、議員の法定総数の過半数の同意を必要とする。
- (2) ラント議会は、第68条第3項の場合にも解散されうる。
- (3) 新たな選挙は、ラント議会の解散後60日以内に実施されなければならない。

第36条 [立法期の開始]

新ラント議会の被選期間は、第1回目の会議から開始する。

第37条 [ラント議会の集会]

ラント議会は遅くとも選挙後20日以内に集会する。ただし、前ラント議会の被選期間終了前には集会できない。

第38条 [議長団、議院規則、招集]

- (1) ラント議会は、議長、議長代理および議長団のその他の構成員を選挙する。ラント議会は、自らの議院規則を定める。
- (2) 新たな議長団が選挙されるまでは、これまでの議長団が職務を遂行する。
- (3) ラント議会は、毎回議長によって招集される。
- (4) ラント議会は、ラント政府またはラント議会議員の4分の1の申立てに基づいて、遅滞なく招集されなければならない。

第39条 [ラント議会の行政]

- (1) ラント議会の行政に関する法律事務および法的紛争にあたっては、議長がラントを代表する。議長は、予算に基づいて、ラント議会行政の収入支出を処理する。
- (2) ラント議会の雇員および労務者の採用および解雇は議長が行い、ラント議会の官吏の任命は、議長団の了解の下に議長が行う。議長は、ラント議会の官吏、雇員および労務者に対する職務上の監督権および懲戒権を有する。議長は、ラント議会議事堂内の建物管理権および警察権を行使する。
- (3) 議長のその他の権利および義務は、議院規則がこれを定める。

第40条 [筆頭委員会]

ラント議会は、ひとつの常設の委員会（筆頭委員会）を選任する。ラント議会の閉会中に限り、筆頭委員会は政府に対して国民代表の権利を保護することができる。筆頭委員会には、ラント議会の任期満了または解散と新たなラント議会の集会との間も、同じ権利が認められる。この期間、筆頭委員会は調査委員会の権利を有する。筆頭委員会の構成は、議院規則がこれを定める。筆頭委員会の構成員は、第47条から第50条までに規定された諸権利を享受する。

第41条 [調査委員会]

- (1) ラント議会は、調査委員会を設置する権利を有し、法定総数の5分の1の議員による申立てがある場合には、調査委員会を設置する義務を負う。調査委員会は、委員会または提案者が必要とみなす証拠を、公開の審議で取調べる。調査委員会は、3分の2の多数によって、非公開とすることができる。委員の数は、ラント議会がこれを定める。ラント議会は、比例選挙の方法で委員を選挙する。[調査委員会の]設置、権限および手続の詳細は、法律でこれを定める。
- (2) 裁判所および行政官庁は、[調査委員会への]法的援助および職務上の援助を行う義務を負う。裁判所および行政官庁は、特に証拠提出に関する委員会の依頼に応ずる義務を負う。官庁および公的団体の文書は、求めに応じて委員会に提出されなければならない。
- (3) 信書、郵便および電信電話の秘密は侵されない。
- (4) 調査委員会の議決は、裁判官の審理を拘束しない。調査の根拠となった事実の認定およびその法的判断に関して、裁判所は自由である。

第41a条 [陳情委員会の権限]

- (1) ラント政府およびラントの監督を受ける公法上の社団、営造物、財団、官庁その他の行政組織は、基本法第17条に基づく請願についての議決の準備のために、陳情委員会の要求があれば、いつでもこれらの組織に立入ることを陳情委員会に認める義務を負う。

- (2) 第1項に掲げられた機関は、陳情委員会の要求により、必要なすべての情報を提供し、文書を手に入れなければならない。陳情委員会は、請願者および関係人を聴聞する権利を有する。議院規則の詳細な規定にしたがって、陳情委員会は、証人および専門家に対する尋問によって、証拠を取調べることができる。刑事訴訟法の規定が類推適用される。信書、郵便および電信電話の秘密は侵されない。
- (3) 陳情委員会は、第1項および第2項によって認められた委員会の権限を、宣誓尋問の場合を除き、議院規則に基づいて委員会の個々の構成員に委任することができる。ラント議会議長は、陳情委員会の申立てに基づいて、これらの権限の行使をラント議会行政官吏に委託する。

第42条 [公開]

ラント議会の会議は公開される。ラント議会は、ラント政府または10人の議員の申立てに基づいて、出席議員の3分の2の多数により、議事日程の個々の案件を非公開とすることができる。 [非公開審議を求める] 請求は、秘密会で取扱う。

第43条 [報告]

何人も、ラント議会およびその委員会の公開の会議に関して、真実の報告を行ったことをもって、その責任を問われない。

第44条 [議決]

- (1) ラント議会は、法定総数の過半数の議員が出席している場合には、議決を行うことができる。
- (2) ラント議会は、投票総数の過半数をもって議決を行う。

第45条 [ラント政府の権利および義務]

- (1) ラント政府の構成員およびその受託者は、ラント議会およびその委員会の会議に出席することができる。会議に出席したラント政府構成員およびその受託者は、議長の秩序維持権に服する。ラント政府の構成員は、議事日程外であっても、いつでも発言を求めることができる。
- (2) ラント議会およびその委員会は、ラント政府の各構成員の出席を要求することができる。
- (3) 第1項第1文および第3文の規定は、調査委員会の会議には適用されない。

第46条 [議員の請求権]

- (1) 議員は、[議員となる]委任を引受け、および行使することを妨げられてはならず、また議員を引受けたことによって、職務の上で、または雇用関係において、不利益を受けてはならない。特に、議員を引受けたことを理由として、解雇し、または解雇通知を行うことは許されない。
- (2) 官吏、雇員および労務者は、ラント議会構成員として委任された義務に関する活動を行うにあたって、[いちいち] 休暇をとる必要はない。ラント議会の議席を獲得しようとする官吏、雇員および労務者は、選挙の準備のために必要な休暇を保障される。
- (3) ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラントにおいては、官吏、公勤務の職員および裁判官の被選挙権は、法律でこれを制限することができる。

第47条 [議員の免責特権]

議員は、いかなる時でも、その投票または委任を行使するための発言のゆえに、裁判上および職務上訴追を受け、その他、議会外で責任を問われてはならない。これは中傷的誹謗には適用されない。

第48条 [議員の不逮捕特権]

- (1) 議員はその任期中、ラント議会の許諾なしには、刑罰をもって禁止されている行為を理由として、取調べを受け、逮捕または拘留されない。ただし、現行犯で逮捕された場合、もしくは遅くとも [行為の] 翌日までに逮捕された場合、または第47条の名誉毀損の場合はこの限りでない。
- (2) 委任された議員の [職務の] 行使を阻害するような、人身の自由に対する他のあらゆる制限の場合にも、同様の許諾を要する。
- (3) 議員に対するあらゆる刑事手続、およびあらゆる拘留または議員の人身の自由に対するその他の制限は、ラント議会の要求がある場合には、被選期間の全体または被選期間の特定の期間について停止される。
- (4) これらの規定は、二つの被選期間の間の期間にも適用される。ラント議会の権利は、筆頭委員会によって行使される。

第49条 [証言拒否権]

- (1) 議員は、議員としての資格で事実を打ち明けられた相手、または議員としての資格で事実を打ち明けた相手、ならびに事実それ自体について、証言を拒否する権利を有する。この証言拒否権が及ぶ限りにおいて、書類の押収は許されない。
- (2) ラント議会の領域内における搜索または押収は、議長の許諾がある場合にのみ行うことを許される。

第50条 [無料の利用および補償]

ラント議会構成員は、ノルトラインーヴェストファーレン・ラント内のドイツ連邦鉄道に属するすべての鉄道およびその他の交通手段を無料で利用する権利、ならびに法律に基づいて補償 [報酬] を受ける権利を保持する。この権利の放棄は許されない。

第2章 ラント政府

第51条 [構成]

ラント政府は、総理大臣およびラント大臣によって構成される。

第52条 [政府の形成]

- (1) ラント議会は、その構成員の中から、討論抜きの秘密投票によって、法定議員総数の過半数で、総理大臣を選挙する。
- (2) 第1項の選挙が成立しない場合には、14日以内に第2回目の、必要があれば第3回目の選挙が実施される。この選挙においては、投票総数の過半数を獲得した者が選ばれる。投票総数の過半数を得た者がいない場合には、提案された者のうち2名の最上位得票者間で決選投票が実施される。
- (3) 総理大臣は大臣を任免する。総理大臣は、ラント政府構成員の1人に総理大臣代理を委託し、この決定を遅滞なくラント議会に通知する。

第53条 [服務宣誓]

ラント政府の構成員は、就任にあたって、ラント議会において次の宣誓を行う。

「私は、私のすべての力をドイツ国民の福祉に捧げ、ドイツ国民の利益を増進し、その損害を回避し、私に委ねられた職務を誠心誠意、不偏不党の態度で行使し、憲法および法律を守り擁護し、私の義務を良心的に果たし、すべての人に正義を行うことを誓う。神よ、ご照覧あれ。」

宣誓は、宗教的な誓いの言葉なしに行うこともできる。

第54条 [内閣の議長]

- (1) 総理大臣はラント政府の議長を務める。[賛否の]投票が同数の場合には、議長たる総理大臣が決定する。
- (2) 総理大臣は、ラント政府が議決した職務規程に従って、職務を指揮する。

第55条 [責任]

- (1) 総理大臣は、政治の基本方針を決定し、それについて責任を負う。
- (2) 各大臣は、この基本方針の範囲内で、独立して、かつ自己の責任において、その所轄事務を指揮する。
- (3) ラント政府の複数の構成員の所轄事務にかかわる問題について、意見の相違が存在する場合には、ラント政府が決定する。

第56条 [法律案]

- (1) ラント政府は、ラント議会に提出する法律案を決定する。
- (2) ラント政府は、当該法律がその任務を個々の大臣に与えていない限り、法律を執行するために必要な命令を制定する。

第57条 [代表権]

ラント政府は、ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラントを、対外的に代表する。ラント政府は、この権限を、総理大臣、それ以外のラント政府構成員の1人または下位の機関に委任することができる。

第58条 [官吏の任命]

ラント政府はラントの官吏を任命する。ラント政府は、この権限を他の機関に委任することができる。

第59条 [恩赦権]

- (1) 総理大臣は恩赦権を行使する。総理大臣は、この権限を他の機関に委任することができる。ラント政府の構成員が当事者である場合には、恩赦権は、ラント議会によって行使される。
- (2) 一般的な刑の免除、および係属中の特定態様の刑事事件の免訴は、法律に基づいてのみ宣告することができる。

第60条 [立法緊急状態]

- (1) 不可抗力によってラント議会の自由な集会が阻害され、このことが、ラント議会議長および議長代理の多数決による決定で確認された場合には、ラント政府は、公の静穏および秩序を維持するため、または緊急状態を除去するために、法律と同等の効力を持ち、憲法に違反しない命令を制定することができる。
- (2) この命令には、筆頭委員会の承認を必要とする。ただし、第1項と同様に行われるべき確認に従えば、筆頭委員会の招集も阻害されている場合にはこの限りではな

い。

- (3) 筆頭委員会が参与していない命令は、ラント議会議長の連署がある場合にのみ法的効力を生じる。連署は、ラント議会議長およびその代理が、多数決で決定した場合に限って行われ、または行われたものとみなされる。
- (4) ラント議会議長およびその代理による確認は、1カ月に限って効力を有する。緊急状態の諸条件が継続する場合には、確認は更新することができる。
- (5) この命令は、ラント議会の次の集会に際して、その承諾を求めて提出されなければならない。承諾が拒否された場合には、命令は、官報での公示によって、遅滞なく失効するものとする。

第61条 [建設的不信任決議案]

- (1) ラント議会は、投票総数の過半数で、後任の総理大臣を選挙することによってのみ、総理大臣に対して不信任を表明することができる。
- (2) 解任の動議と選挙との間には、少なくとも48時間おかななければならない。

第62条 [大臣の職務の終了]

- (1) 総理大臣および大臣は、いつでも辞職することができる。
- (2) 総理大臣および各大臣の職務は、新しいラント議会が集会した場合には、常に終了する。大臣の職務は、その他総理大臣がその職を退いた場合には、常に終了する。
- (3) 辞任またはその他の[事由で]職務が終了した場合には、ラント政府の構成員は、後任の大臣が職務を引き継ぐまで、その職務を続行する。

第63条 [大臣訴追]

- (1) 総理大臣およびラント大臣は、故意または重過失によって憲法またはその他の法律を侵害したことを理由として、憲法裁判所に対して訴追され得る。訴追提起の動議は、少なくともラント議会構成員の4分の1によってなされなければならない。訴追提起の議決には、ラント議会の出席構成員の3分の2の多数を必要とする。訴追は、ラント議会の受託者によって代理される。
- (2) 訴追された総理大臣またはラント大臣が、故意または重過失による憲法またはその他の法律の侵害について有責であることを、憲法裁判所が確定した場合には、憲法裁判所はこの大臣の職の喪失を宣言することができる。憲法裁判所は、訴追が提起された後、仮命令によって、当該総理大臣または大臣の職務行使が停止される旨を決定することができる。

第64条 [大臣の法関係]

- (1) ラント政府構成員の給与、年金および遺族扶助については、法律でこれを定める。
- (2) ラント政府構成員の職と、他の公職または職業活動の遂行とは、原則として両立しない。ラント政府は、ラント政府構成員に対して、その職業活動の継続を許可することができる。
- (3) ラント政府構成員が、産業企業または営利追及を目的とする類似の企業の、社長、経営委員または監査委員に選挙されたときには、筆頭委員会の特別の承諾がある場合に限って、これを受諾することができる。大臣が、ラント政府への入閣後に、上掲企業の社長、経営委員または監査委員としての活動を継続したい場合には、ラント政府の承諾を必要とする。この承諾が与えられた場合には、ラント議会議長に通

知されなければならない。

- (4) ラント政府の構成員は、同時に連邦議会の構成員または連邦政府の構成員となることができない。

第3章 立法

第65条 [立法の発案]

法律案は、ラント政府またはラント議会の議員によって提出される。

第66条 [議決]

法律はラント議会によって議決される。条約はラント議会の同意を必要とする。

第67条 [ラント政府の疑義]

ラント議会によって議決された法律に対して、ラント政府は2週間以内に疑義を提起することができる。その場合ラント議会は、疑義を考慮するか否かを決定する。

第68条 [国民発案および国民表決]

- (1) 国民発案は、法律の制定、改正または廃止を目的とすることができる。国民発案には、理由を付記し、完成された法律案が伴わなければならない。国民発案は、ラントの立法権に服する領域に関してのみ許される。財政問題、租税法律および給与法律については、国民発案は許されない。許容性については、ラント政府が決定する。この決定に対しては、憲法裁判所に提訴することが許される。

国民発案は、少なくとも有権者の5分の1によって提起された場合にのみ、法的効力を有する。

- (2) 国民発案は、ラント政府が意見を付して、遅滞なくラント議会に送付しなければならない。ラント議会が国民発案に応じない場合には、10週間以内に国民表決が実施されなければならない。ラント議会が国民発案に応じた場合には、国民表決は中止される。
- (3) ラント政府もまた、ラント政府が提出し、ラント議会が否決した法律を、国民表決に付する権利を有する。この法律が国民表決によって採用された場合には、ラント政府はラント議会を解散することができる。この法律が国民表決によって否決された場合には、ラント政府は総辞職しなければならない。
- (4) 投票は、可否いずれかでのみ行われ得る。投票総数の過半数で決定される。
- (5) 選挙権および選挙手続に関する第31条第1項から第3項までの規定は、投票権および投票手続に準用される。その他の点は、国民発案および国民表決の手続に関する法律で、これを定める。

第69条 [憲法改正]

- (1) 憲法は、その文言を明示的に改正または補充する法律によってのみ改正され得る。これには、ラント議会の法定議員総数の3分の2の多数の同意を必要とする。
- (2) この多数決が成立しない場合には、ラント議会ならびにラント政府は、提案された憲法改正に対する同意を、国民表決に求めることができる。
- 有権者の過半数が同意した場合には、この法律は採択される。

第70条 [法規命令]

法規命令制定の授権は、法律によってのみ行うことができる。この法律は、行わ

れた授權の内容、目的および範囲を規定しなければならない。命令には、[その命令が制定された] 法的根拠が示されなければならない。授權された事項をさらに委任できることが法律に規定されている場合、この [再] 委任を行うためには法規命令を必要とする。

第71条 [法律の公布]

- (1) 法律は、ラント政府によって遅滞なく認証され、官報で公布される。法律には、総理大臣および担当の大臣が署名する。
- (2) 法規命令は、これを制定した機関によって認証され、官報で公布される。
- (3) 法律および法規命令は、別段の定めがない場合には、それが公布された官報の号の発行から14日後に、その効力を生じる。

第4章 司法

第72条 [裁判]

- (1) 裁判所は、ドイツ国民の名において判決を下す。
- (2) 国民の男女が、法律に基づいて、裁判に参加する。

第73条 [裁判官訴追]

裁判官が、職務上または職務外において、基本法の諸原則またはラントの憲法的秩序に違反した場合には、ラント議会の法定議員総数の過半数による申立てに基づいて、連邦憲法裁判所は、その裁判官の転職または退職を命じることができる。故意の違反があった場合には、罷免を決定することができる。

第74条 [行政裁判所]

- (1) 行政官庁の命令、処分および不作為に対して、当事者は、行政裁判所の決定を求めることができる。行政裁判所は、異議を申立てられた措置が、法律に合致しているか否か、および義務的裁量の限界を逸脱しているか否かを審査する。
- (2) 行政裁判権は、少なくとも二審制の独立の裁判所によって行使される。

第5章 憲法裁判所

第75条 [管轄権]

憲法裁判所は以下の場合について決定する。

1. 第32条、第33条および第63条の場合
 2. ある最高ラント機関の権利義務の範囲をめぐる紛争を契機とする憲法解釈、または憲法上、またはある最高ラント機関の職務規程上、固有の権利を有するその他の関係者の権利義務の範囲をめぐる紛争を契機とする憲法解釈について
 3. ラント政府の申立て、またはラント議会の3分の1の構成員の申立てに基づいて、ラント法のこの憲法との適合性に関する意見の相違または疑義について
 4. 法律によって認められたその他の場合
- である。

第76条 [構成]

- (1) 憲法裁判所は、上級行政裁判所長官、上級ラント裁判所の最年長の長官2人、および6年の任期でラント議会により選挙された4人の構成員によって構成される。

この4人のうちの半数は、裁判官の職または上級の行政勤務の資格を有していなければならない。

- (2) 障害のある場合に備えて、裁判所の長官たちには代理が置かれ、他の構成員については4人の代理を選出することができる。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第6章 行政

第77条 [行政組織]

一般ラント行政の組織および権限の規律は法律による。官庁組織の詳細を定めることは、ラント政府およびその授権に基づいて個々のラント大臣の義務である。

第77a条 [データ保護のためのラント受託官]

- (1) ラント議会は、ラント政府の提案に基づいて、法定議員総数の過半数で、データ保護のためのラント受託官を選挙する。第58条は、これによって影響を受けない。
- (2) データ保護のためのラント受託官は、独立してその職務を行使し、法律にのみ服する。受託官は、いつでもラント議会に依頼することができる。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第78条 [地方公共団体の自治行政]

- (1) 市町村および市町村組合は、選挙で選ばれた諸機関による自治行政の権利を伴う領域団体である。
- (2) 市町村および市町村組合は、法律が別な定めを置いていない限り、その領域内における公行政の唯一の主体である。
- (3) ラントは、市町村および市町村組合に対して、特定の公共的事務を引き受け、実施することを、法律によって義務づけることができる。ただし、同時に、その費用の支弁に関する規定を設けなければならない。
- (4) ラントは、市町村および市町村組合の行政が、法律に適合しているか否かを監督する。ラントは、[委任した]義務的事務に関しては、法律の詳細な規定にしたがって、指図権および監督権を留保することができる。

第79条 [市町村の税]

市町村は、自己の事務に充てるために、固有の税源を設ける権利を有する。ラントは、立法にあたってこのような要求を考慮に入れ、ラントの財政負担能力の枠内で、市町村間の財政調整を保障する義務を負う。

第80条 [官吏の宣誓]

官吏およびその他の行政職員は、全国民の奉仕者であって、党派その他の集団の奉仕者ではない。官吏およびその他の行政職員は、その職務および任務を、事実に観点のみに従って人を考慮せずに、不偏不党の態度で遂行しなければならない。

すべての官吏は、次の職務宣誓を行う。

「私は、私に委ねられた職務を誠心誠意執行し、憲法および法律を遵守および擁護し、私の義務を良心的に果たし、すべての人に正義を行うことを誓う。神よ、ご照覧あれ。」

宣誓は、宗教的な誓いの言葉なしに行うこともできる。

第7章 財政制度

第81条 [予算]

- (1) ラント議会は、経常的に必要な財源を承認することによって、ラントの需要の充足にあたる。
- (2) ラントの収入と支出は、すべて予算に編成される。ラントの企業および特別財産に関しては、繰入れまたは交付が編成されるのみで足りる。追加予算は、個別の収入および支出に限定することができる。予算および追加予算は、収入支出の均衡がとれていなければならない。
- (3) 予算は、1会計年度または複数会計年度について、各年度毎に区分して、最初の会計年度の開始前に予算法律で確定される。予算の各部分について、各会計年度毎に、それらが異なる期間単位で執行されることを規定することができる。

第82条 [暫定支出の授権]

会計年度の終わりまでに、次年度の予算が確定されない場合には、次年度予算の発効までの間、ラント政府は以下のことを授権される。

1. 以下の事項に必要なすべての支出を行うこと
 - a) 法律上存置されている施設の維持、および法律で議決された措置の実施
 - b) 法律上の根拠をもつラントの義務の充足
 - c) そのための金額が、既に前年度予算で承認されている建築、調達およびその他の給付の継続
2. 第1号の支出が、租税および公課収入その他の財源では充当できない場合に限り、前年度に支出された予算総額の4分の1を限度として、3カ月毎に国庫証券を発行すること

第83条 [信用保証法]

信用借り、ならびに保証、担保その他の担保的給付の引受けが、将来の会計年度の支出を惹起する可能性がある場合には、その額を特定した法律の授権、またはその額を特定し得る法律の授権を必要とする。信用借りによる収入は、経済全体の均衡の要請に応じて、通常は予算で見積もられた投資支出の総額を限度として、予算に編成することができる。詳細は、法律でこれを定める。

第84条 [支出の保証]

支出を伴うラント議会の議決は、この支出の充当方法も規定しなければならない。

第85条 [予算超過]

- (1) 予算超過の支出および予算外の支出は、大蔵大臣の同意を必要とする。この同意は、予見できず避けることのできない需要がある場合にのみ、与えられる。
- (2) 大蔵大臣は、予算超過の支出および予算外の支出に関して、ラント議会の承諾を請わなければならない。

第86条 [会計検査]

- (1) 大蔵大臣は、ラント政府の責任解除のために、次の会計年度中に、ラント議会に対して全収入支出の決算書を提出しなければならない。決算書には、ラントの財産および債務の一覧が、添付されなければならない。

- (2) ラント会計検査院は、決算書を検査し、ならびに予算執行および財政執行の秩序性および経済性について検査する。ラント会計検査院は、検査の結果を毎年ラント議会に報告し、ラント政府にも送付する。

第87条 [ラント会計検査院]

- (1) ラント会計検査院は、法律にのみ服する独立の最高ラント官庁である。その構成員は、裁判官と同様の独立性を享受する。
- (2) ラント会計検査院の長官、次官およびその他の構成員は、ラント議会によって討論抜きで選挙され、ラント政府によって任命される。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第88条 [国営企業]

ラントの収益企業の財政については、法律で、第81条から第86条までとは異なる定めを置くことができる。

経過規定および終末規定

第89条 ノルトライン＝ヴェストファーレン・ラントへのリッペの国法上の編入に関して最終決定が行われるまでは、旧リッペ・ラントの学校制度については、1933年1月1日の法規定が適用される。

第90条 [国民表決]

- (1) この憲法は、承認を求めて国民に提示される。投票は、ラント議会の議決に基づいて行われる。投票者の過半数が賛成した場合には、憲法は採択されたものとみなされる。
- (2) この憲法は、国民によって採択された後、官報で公布されなければならない。この憲法は、公布の翌日から効力を生じる。

第91条 [経過規定]

- (1) 1950年6月18日に選挙されたラント議会は、この憲法の意味における第1回ラント議会とみなされる。
- (2) 既存のラント機関は、この憲法に規定された機関が形成されるまで、その任務を遂行する。この憲法の発効以前に、この憲法の規定にしたがって既に形成されたラント政府は、第51条以下の意味におけるラント政府とみなされる。

第92条 [1970年のラント議会]

1970年に選挙されたラント議会の被選期間は、4年10カ月とする。

ヘッセン・ラント憲法

[1946年12月1日制定／1991年3月20日最終改正条文]

民主的な共同体としてのみ、ドイツの現在と未来があることを確信し、ヘッセンは、ドイツ共和国の支分国家として、この憲法を制定した。

第1編 人の権利

I 平等および自由

第1条 [法律の前の平等]

すべての人は法律の前において平等であり、性別・種族・門地・宗教的および政治的信条によって差別されない。

第2条 [一般的行為自由]

- (1) 人は、自由である。人は、他人の権利を侵害せず、または共同体の憲法的秩序を毀損しないことであれば、これを行い、およびこれを行わせることができる。
- (2) 何人も、法律または法律に基づく定めにより要求されもしくは許容されていない限り、作為・不作為または受忍を強制されることはない。
- (3) 何人も、公権力によって自己の権利を侵害されたと信ずるときは、出訴の途が開かれている。

第3条 [生命、健康、名誉および尊厳]

人の生命および健康、名誉および尊厳は、不可侵である。

第4条 [婚姻および家族]

婚姻および家族は、共同生活の基盤として、法律の特別の保護を受ける。

第5条 [人身の自由]

人身の自由は、不可侵である。

第6条 [居住・移転の自由]

各人は、その欲する場所に滞在し、および居住する自由を有する。

第7条 [引渡し、追放]

いかなるドイツ人も、外国に引き渡されてはならない。外国人が、外国においてこの憲法に定める基本権を侵害され、かつ訴追を受け、ヘッセンに逃れてきたとき、その外国人は、引渡しおよび追放から保護される。

第8条 [住居の不可侵]

住居は、不可侵である。

第9条 [信仰・良心の自由]

信仰、良心および信条は、自由である。

第10条 [精神的創造の自由]

何人も、自己の学問的または芸術的創造および自己の作品の流布を妨げられてはならない。

第11条 [自由な意見表明]

- (1) 何人も、自己の意見を自由に、かつ公開の場で表明する権利を有する。この権利

は、勤務関係においてもこれを制限することは許されず、何人も、この権利を行使したときに不利益を与えられてはならない。合意に基づいてなされる活動が、特定の政治的、宗教的または世界観の方針に寄与すべきものとされている場合に限り、当事者がそれに反したとき、その勤務関係を解消することができる。

(2) 出版の検閲は、行われぬ。

第12条 [郵便の秘密]

郵便の秘密は、これを犯してはならない。

第13条 [情報への権利]

何人も、知識と経験のあらゆる領域において、および他人の意見について、出版物の入手、放送の聴取またはその他の方法により、自由に知る権利を有する。

第14条 [集会の自由]

(1) すべてのドイツ人は、届出または特別の許可なしに、平穏かつ武器を携帯せずに集会する権利を有する。

(2) 屋外の集会については、法律により、届出を義務付けることができる。

第15条 [結社の自由]

すべてのドイツ人は、社団または組合を結成する権利を有する。

第16条 [請願権]

何人も、個人で、または他人と共同して、権限ある官庁または議会に対して、申立てもしくは訴願をなす権利を有する。

II 人権の限界と保障

第17条 [基本権の喪失]

(1) 憲法に適合的な状態を攻撃しまたはそれを危険にさらす者は、自由な意見表明の権利、集会および結社の自由に関する権利、ならびに学問的もしくは芸術的作品を流布する権利を援用することができない。

(2) これらの要件の存否については、国事裁判所が、訴願手続により決定する。

第18条 [基本権および青少年保護]

自由な意見表明の権利、学問的または芸術的作品を流布する権利、および自由に情報を伝える権利については、さらに、青少年保護を目的とする法律に違反する者も、これを援用することができない。

第19条 [人身の自由および郵便の秘密に対する裁判官による侵害]

(1) 犯罪行為についての差し迫った嫌疑がある場合、裁判官は、勾留・家宅捜索および郵便の秘密への侵害を命ずることができる。家宅捜索は、行為者の起訴のために直ちにそれを行わざるを得ないときは、事後的な承認によってなすことも許される。

(2) いかなる被逮捕者も、24時間以内に裁判官に引き渡されなければならない。裁判官は、被逮捕者を尋問し、釈放するかまたは勾留するかについて決定し、勾留するときは、終局的な裁判官の判断が下されるまで、拘禁の継続に理由があるか否かを、1か月ごとに新たに審査しなければならない。勾留の理由は、被逮捕者に直ちに告げられなければならない。被逮捕者が望むときは、被逮捕者の近親者に対し裁判官の決定から24時間以内に通知されなければならない。

第20条 [司法の一般原則]

- (1) 何人も、法律の定める自己の裁判官を奪われてはならない。例外裁判所および特別刑事裁判所は、設置しない。
- (2) 各人は、通常裁判所の確定判決によって有罪とされない限り、無罪とみなされる。いつでも訴訟補助者によって弁護を受けることができる権利は、これを制限してはならない。

第21条 [刑罰としての自由の剥奪]

- (1) 犯罪行為のゆえに有罪とされた者については、刑法に基づき裁判官の判決によって、その者から自由および市民的名誉権を剥奪し、または制限することができる、とくに重大な犯行の場合には、死刑を宣告することもできる。
- (2) 刑罰は、行為の重さに従って量定する。
- (3) すべての受刑者は、人間的に処遇されなければならない。

第22条 [刑法および刑事訴訟における基本権]

- (1) いかなる刑法も、遡及効をもたない。ただし、行為者にとり、その行為の時に適用されていた刑法より有利になる場合には、この限りでない。
- (2) 何人も、その個人の責任に属さない行為または不作為について、責められまたは刑法上の責任を問われてはならない。
- (3) 何人も、同一の行為について、重ねて処罰されることはない。

第23条 [施設への収容]

精神的または肉体的に障害を有する者が、その病状によってその周囲の者を著しく危険にさらす場合には、この障害者を施設に収容することができる。この障害者は、収容措置に対して、裁判官に訴える権利を有する。詳細は、法律でこれを定める。

第24条 [人身の自由に対するその他の制限]

人身の自由に対するその他の制限は、法律の範囲内においてのみ、かつ、その制限が、法廷に召喚を受けた者の出頭、証言義務、裁判所の法廷警察、裁判判決の執行、および法律適合的な行政命令の執行を確保するために必要な限度においてのみ、許される。

第25条 [名誉職を担任する義務]

何人も、法律の定めるところにより、名誉職的活動を引き受け、ならびに国家および市町村のために個人的な貢献をなす義務を負う。勤務関係にある者については、必要な自由時間が保障されなければならない。詳細は、法律でこれを定める。

第26条 [基本権の法的拘束力]

この基本権は、これを改正してはならない。この基本権は、立法者、裁判所および行政を直接に拘束する。

II a 国家目標・環境保護

第26a条 [環境保護]

人間の自然的生活基盤は、国および市町村の保護を受ける。

Ⅲ 社会的・経済的権利および義務

第27条 [人間の尊厳の承認]

社会秩序および経済秩序は、人間の尊厳と個性の承認を基盤とする。

第28条 [勤労の権利および扶助を受ける権利]

- (1) 人間の労働力は、国家の特別の保護を受ける。
- (2) 各人は、その能力に応じて勤労する権利を有し、その人身の自由を害されない範囲で、勤労の道徳的義務を有する。
- (3) 自らの責任によらずして仕事をもたない者は、自己および自己に対して扶養権をもつ家族のために必要な、扶養請求権を有する。法律で、失業保険を定める。

第29条 [統一的労働法、調停制度、争議権]

- (1) すべての被用者、労務者および官吏について、統一的な労働法を制定するものとする。
- (2) この労働法の範囲内において、労働組合と企業またはその代表者との間に限り、団体協約を締結することができる。この協約は、拘束力ある法を創設するものであり、原則として労働者の利益にのみ変更することができる。
- (3) 調停制度は、法律でこれを定める。
- (4) 争議権は、労働組合がストライキを宣言するとき、これを承認する。
- (5) ロックアウトは、違法である。

第30条 [労働条件、母子の保護]

- (1) 労働条件は、労働者の健康・尊厳・家庭生活および文化的要求を保障するように設定されなければならない。とくに、労働条件は、未成年者の肉体的、精神的および道徳的成長を阻害するようなものであってはならない。
- (2) 法律で、母親と子供を保護するための諸施設を作るものとする。また、法律は、女性が、その市民および創造者としての役割と妻および母親としての義務を一致させることができるよう、保障する。
- (3) 児童労働は、これを禁止する。

第31条 [8時間労働制、日曜および祝祭日]

1日8時間労働制は、法律上の規則である。日曜日および法律で定める祝祭日は、休日とする。その例外は、それが公共に奉仕する場合、法律または団体協約によって認めることができる。

第32条 [祝日としての5月1日]

5月1日は、すべての働く人々のための法律上の祝日である。5月1日は、社会的正義・進歩・平和・自由および国際間協調への信奉を象徴するものである。

第33条 [賃金]

賃金は、業績に対応するものでなければならず、かつ、労働者および労働者の扶養権者の生活上の需要を充たすものでなければならず。女性および未成年者は、同一の仕事および同一の業績について、同一の賃金請求権を有する。労働時間に含まれる祝祭日に関する賃金も、支払いの対象となる。

第34条 [休暇請求権]

労働者はすべて、1年間に少なくとも12労働日分の有給休暇を求める権利を有する。詳細は、法律でこれを定める。

第35条 [社会保険、公衆衛生制度]

- (1) 全国民を包括する社会保険が、設けられなければならない。この社会保険は、有効に制度化されなければならない。被保険者の自治は、これを承認する。被保険者の自治行政機関は、普通・平等・自由および秘密選挙によって選挙される。詳細は、法律でこれを定める。
- (2) 社会保険は、予防措置をも含めて、国民の健康を増進すること、病人および妊産婦に対し必要なあらゆる援助を提供すること、ならびに、就業能力の不十分な者、就業能力のない者および遺族に対し、および老齢期において、十分な扶助を保障することを、その役割とする。
- (3) 公衆衛生制度の秩序化をはかることは、国家の任務である。詳細は、法律でこれを定める。

第36条 [団結の自由]

- (1) 労働条件および経済条件の形成および改善のために、労働組合または事業者代表組織において団結する自由は、すべての者に保障されている。
- (2) 何人も、前項の団体構成員となることを、強制され、または妨げられてはならない。

第37条 [経営代表機関]

- (1) すべての企業および官庁の被用者、労務者および官吏は、労働組合の関与のもとで、労働者による普通・平等・自由・秘密および直接選挙によって選ばれるべき、共同の経営代表機関をもつ。
- (2) この経営代表機関は、労働組合との協議により、事業者と同等の権利をもって、その企業に関する社会的・人的・経済的問題について共同決定する資格を有する。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第38条 [経済活動の自由]

- (1) ラントの経済は、全国民の福祉および全国民の需要充足に奉仕することを、その役割とする。この目的のため、生産・製造および分配を有効に誘導し、何人にも全労働の経済的成果を適正に分与することを保障し、ならびに、すべての人を搾取から守るために必要な諸措置について、法律でこれを定めるものとする。
- (2) 前項の法律によって定められた枠内において、経済的活動は、自由である。
- (3) 労働組合および事業者代表は、国家により国家の誘導措置の執行を委ねられた機関において、同等の共同決定権を有する。

第39条 [独占形成の禁止、社会化]

- (1) 経済的自由のあらゆる濫用、とくに独占的な権力集中および政治的な権力を目指すものは、これを禁止する。
- (2) 前項のような経済的自由の濫用の危険を内包する財産は、法律の定めに基づき、これを公有に移すことができる。公有に移すことが経済的にみて目的適合的でない場合には、この財産は、法律の定めに基づき国家監督のもとに置かれ、または国家によって任命された機関を通じて管理されなければならない。

- (3) 第2項の要件の存否については、法律でこれを決定する。
- (4) 公有に移される財産に対する補償は、社会的視点に立って、法律でこれを定める。
経済的権力の濫用が確認されたときは、通例、補償を拒むことができる。

第40条 [公有財産の管理]

公有財産は、国民の財産である。この財産の処分および管理は、詳細な法律の定めにより、その財産がもたらす国民の福祉に役立ち、かつ権力集中が回避されることを保証する法主体に委ねられるものとする。

第41条 [社会化された事業]

- (1) この憲法の施行と共に、
 - 1. 次のものが公有に移される。
鉱業（石炭・カリウム・鉱石）、製鉄・製鋼業、エネルギー産業、軌条または架線を必要とする交通手段
 - 2. 次のものが国家によって監督され、または管理される。
大銀行および保険企業、ならびに前号の事業でヘッセンに本拠を有しないもの
- (2) 詳細は、法律でこれを定める。
- (3) 第1項の規定により公有に移された企業の所有者またはその企業の指揮を委ねられている者は、施行法律が制定されるまでの間、ラントの受託者としてその企業を引き続き管理しなければならない。

第42条 [土地改革]

- (1) 特別の法律で定めるところにより、歴史的経験から、政治的濫用または軍国主義的動向を利する危険性を内包する大土地所有は、土地改革の枠内において、これを没収することができる。
- (2) 土地改革の役割は、とくに、農林業のための土地を維持および増大し、その土地の生産力を高め、農民を定住させ、ならびに、健全な住居、小開拓地および小菜園を新設することである。
- (3) 散在する所有地は、換地によって、より生産力のあるものにされなければならない。
- (4) 所有者が正常な経営を放棄している土地は、より詳細な法律の定めに従い、これを没収することができる。
- (5) 従来所有者に対する補償については、第39条第4項を準用する。

第43条 [中小企業]

- (1) 農業、製造業、手工業および商業を営む独立の中小企業は、立法および行政によってこれを奨励し、とくに、過重な負担を負わされたり吸収されたりすることがないよう、これを保護しなければならない。
- (2) この目的を達するため、組合による自助が樹立されなければならない。

第44条 [組合制度]

組合制度は、これを奨励するものとする。

第45条 [所有権および相続権]

- (1) 私的所有権は、これを保障する。その内容および限界は、法律でこれを定める。
各人は、法律に基づき、所有権を獲得しおよびそれを処分する権利を有する。

- (2) 私的所有権は、共同体に対する義務を伴う。私的所有権の利用は、公共の福祉に反してはならない。私的所有権は、公益のためにのみ、法律に基づいてのみ、法律で定められた手続によってのみ、かつ、正当な補償の下にのみ、これを制限しまたは収用することができる。
- (3) 法律が別段の定めをしない場合には、補償の方法と額に関する争いは、通常裁判所が管轄する。
- (4) 相続権は、民法の定めるところによって保障される。遺産に対する国家の持分は、法律に従ってこれを決定する。

第46条 [著作権の保護]

著作者、発明者および芸術家の権利は、国家の保護をうける。

第47条 [課税の原則]

- (1) 財産および所得への課税は、社会的視点に立ち、家庭での負担をとくに考慮して、行う。
- (2) 課税をする場合、労働によって獲得された財産および所得には、特別の配慮をしなければならない。

IV 国家、教会、宗教団体および世界観団体

第48条 [宗教の自由]

- (1) 妨げられることなくかつ公然と宗教行事を行うこと、ならびに、宗教団体および世界観団体を結成する自由は、これを保障する。
- (2) 何人も、教会の行事もしくは祭典、または宗教的儀式に参加すること、または宗教上の宣誓方式を用いることを強制され、または妨げられてはならない。
- (3) 国教会は、存在しない。

第49条 [教会および宗教団体の独立]

各教会、宗教団体および世界観団体は、すべての人に適用される法律の制限内で、その事務を、独立に規律し、管理する。各教会、宗教的団体および世界観団体は、国家または市民的共同体の協力を受けることなく、その役職を授与する。

第50条 [国家と教会の区分]

- (1) 国家の領域と教会の領域を相互に明確に区分することは、法律または協約の任務である。
- (2) 教会、宗教団体および世界観団体は、国家と同様、他方の領域の事項へのいかなる干渉をも控えなければならない。

第51条 [公法上の社団としての教会および宗教団体]

- (1) 教会、宗教団体および世界観団体は、従来公法上の社団であった限りにおいて、今後も公法上の社団である。その他の宗教団体および世界観団体は、その組織および構成員数からして存続する見込みが強い場合には、申請に基づき、同様な法的地位を得ることができる。
- (2) 教会、宗教団体および世界観団体の結合は、いかなる制限も受けない。複数の公法上の団体から成る連合体も、公法上の社団である。
- (3) 公法上の社団たる教会、宗教団体および世界観団体は、より詳細な法律の定め

従い、市民租税台帳に基づき、徴税することができる。

第52条〔国家の給付〕

法律、契約または特別の権原に基づいてなされる、教会、宗教団体および世界観団体への国家の給付は、立法により、これを有償で廃止する。

第53条〔祝祭日の保護〕

日曜日および国家が承認した祝祭日は、安息および精神的な向上の日として、引き続き法律上保護される。

第54条〔営造物における牧会〕

病院、刑務所およびその他の公営造物において、礼拝および牧会への欲求がある場合には、教会、宗教団体および世界観団体は、宗教的行事を行うことができる。ただし、その際には、いかなる強制もなされてはならない。

V 教育および学校

第55条〔教育を受ける権利〕

公共心をもち、肉体的、知的および精神的に優れたものとなるように青少年を教育することは、親の権利であり義務である。この権利は、法律の定めるところにより、裁判判決によってのみ奪うことができる。

第56条〔就学義務、共同学校、教育目標〕

- (1) 就学は、一般の義務である。学校制度は、国家の決定事項である。学校監督は、専任の専門官によって、これを行う。
- (2) ヘッセンのすべての学校において、いかなる宗教的信仰および世界観を有する子供といえども、通例、共同で教育をうける（共同学校）。
- (3) いかなる授業においても、寛容を旨としなければならない。教師は、いかなる教科においても、すべての生徒の宗教的および世界観的感情に配慮しなければならない、宗教的および世界観的見解を客観的に説明しなければならない。
- (4) 教育の目標は、畏敬と隣人愛、尊敬と寛容、および誠実と正直さを通じて、若者を精神的な人格者に育て、国民と人類に対して独立かつ責任ある貢献ができるよう、その職業的能力と政治的責任をはぐくむことである。
- (5) 歴史教育は、過去に関する忠実で偽りのない記述を旨としなければならない。歴史教育においては、人類の偉大な慈善家、ならびに国家、経済、文明および文化の発展を前面に出し、軍の最高指揮官、戦争および会戦を前面に出してはならない。民主国家の基盤を危険にさらすような見解は、これを受忍することはできない。
- (6) 教育権者は、第2項から第5項までの原則に反しないかぎりにおいて、授業制度の形成について共同決定する権利を有する。
- (7) 詳細は、法律でこれを定める。ただし、学校において、教育権者がその子供を教育するにあたり準拠しようとした宗教的および世界観的諸原則が犯されることのないよう、予防措置が講じられなければならない。

第57条〔宗教教育〕

- (1) 宗教教育は、正規の授業科目である。宗教教育において、教師は、国の監督権をそこなうことなく、その教会または宗教団体の教義および秩序に拘束される。

(2) 前項の規定は、世界観団体にも準用される。

第58条 [宗教教育への参加]

宗教教育への子供の参加については、教育権者が決定する。いかなる教師も、宗教教育をおこなうことを義務づけられ、または妨げられない。

第59条 [授業および教材の無償]

(1) あらゆる公立の基礎課程学校・中等学校・高等学校および大学においては、授業は無償である。大学で使用されるものを除き、教材も無償とする。社会的弱者の天分ある子供のために教育助成金が給付されるべきことを、法律で定めなければならない。この法律は、生徒、その親またはその他の養育義務者の経済状態が許すならば、適正な授業料を払わなければならない旨を、定めることができる。

(2) 中等・高等学校および大学への入学については、生徒の適性のみを条件にすることができる。

第60条 [大学]

(1) 総合大学および国立の単科大学は、国家の保護を受け、かつ、国家の監督に服する。総合大学および国立の単科大学は、自治権を有し、学生はその自治に関与することができる。

(2) 総合大学における神学部は、これを存置する。この神学部の講師を任命する場合、あらかじめ教会の意見を聴取しなければならない。

(3) 教会の神学教育施設は、これを承認する。

第61条 [私立学校]

私立の中等・高等学校、大学および特別の教育的特色をもった学校は、国家の認可を必要とする。この認可は、私立学校がその教授目的および設備並びにその教員の学問的素養において公立学校に劣る場合、私立学校が親の財産状態に応じた差別を助長する場合、または、教員の経済的および法的地位が十分に確保されない場合には、これを拒否しなければならない。

第62条 [記念物および景観の保護]

芸術、歴史および文化の記念物ならびに景観は、国家および市町村の保護と助成を受ける。国家および市町村は、特別の法律の範囲内において、ドイツの都市、村落および住宅地域の再建にあたり、美的な形成が行われるように、これを監視する。

VI すべての基本権に共通する規定

第63条 [基本権の不可侵性]

(1) この憲法が、以上に定める基本権の法律による制限を許容し、またはその基本権のより詳細な形成を法律に留保しているとしても、基本権それ自体は、不可侵のままではなければならない。

(2) 前項にいう基本権に係る規定たる法律とは、国民または国民代表によって議決され、基本権の制限または形成について明文の定めを有する、一般拘束的指令のみを指す。命令、法律条文における旧規定の指示、および法律の一般的授權を解釈することによって得られた規定は、この要件を充たすものではない。

第2編 ラントの構成

I ヘッセン・ラント

第64条 [ドイツ共和国の一員]

ヘッセンは、ドイツ共和国の一員である。

第65条 [国家形態]

ヘッセンは、民主制のおよび議会制的共和国である。

第66条 [ラントの色]

ラントの色は、赤-白である。

II 国際法の拘束

第67条 [国際法の優位]

国際法上の原則は、明文によるラント法への変型を必要とすることなく、拘束力を有するラント法の構成部分である。この原則または条約に抵触するいかなる法律も、無効である。

第68条 [国際法上の義務違反]

何人も、国際法上の義務に違反している事実を指摘したことによって、責めを問われることがあってはならない。

第69条 [平和の保障]

- (1) ヘッセンは、平和、自由および国際間協調を信奉する。戦争は、これを禁止する。
- (2) 戦争を準備する意図でなされるすべての行為は、憲法違反である。

III 国家権力

第70条 [国民主権]

国家権力は、譲り渡すことのできないものとして、国民に委ねられている。

第71条 [国民投票]

国民は、この憲法の規定に従い、国民投票（国民選挙・国民発案および国民表決）によって直接に、または、憲法により指定されている機関の議決を通じて間接的に、行動する。

第72条 [投票の自由、投票の秘密]

投票の自由および投票の秘密は、これを保障する。

第73条 [投票権]

- (1) 基本法第116条第1項にいうドイツ人であって、ヘッセンに住居を有し、かつ投票権を剥奪されていない年齢18歳以上の者はすべて、投票権を有する。
- (2) 投票権は、普通・平等・秘密・直接のものとする。投票日は、日曜日または一般的な祝祭日でなければならない。
- (3) 詳細は、これまで同様、法律の定めるところによる。

第74条 [投票権の排除]

次に掲げる者には、投票権は認められない。

1. 禁治産者、仮後見の下にある者、または精神障害のため保護下に置かれている者

2. 完全な公民権を有しない者

IV ラント議会

第75条 [構成、選挙]

- (1) ラント議会は、国民によって選挙される議員で構成される。
- (2) 21歳に達した投票権者は、被選挙権を有する。
- (3) 詳細は、選挙法でこれを定める。ただし、この法律が、他の要件と並び、ラント議会に代表を送るための条件として、選挙人団が一定以上の投票数に達することを要求する場合、その必要最低数は、有効投票数の5パーセントを超えてはならない。

第76条 [委任の履行]

- (1) 何人も、ラント議会へ選挙され、かつ、妨げられることなく、また何らの不利益も受けることなく、その委任を履行する可能性を保障されなければならない。
- (2) 詳細は、法律でこれを定める。

第77条 [議員の地位]

議員は、全国民の代表者である。

第78条 [選挙審査]

- (1) 選挙の有効性については、ラント議会に設置される選挙審査裁判所が、これを審査する。この裁判所は、議員が議席を失ったか否かという問題についても決定する。
- (2) 選挙の結果にとって重要な意味をもつ、次のような場合には、選挙は無効となる。
選挙結果に影響を与えるような、選挙手続における不正、および犯罪行為または良俗違反行為
- (3) 選挙審査裁判所は、2人のラント最高裁判所判事およびラント議会によりその被選期間をもって選挙された3人の議員で構成される。
- (4) 詳細は、法律でこれを定める。

第79条 [被選期間]

ラント議会は、4年間をもって選挙される（被選期間）。新たな選挙は、この被選期間の満了前に、行われなければならない。

第80条 [自主解散]

ラント議会は、その法定構成員数の過半数による賛成議決をもって、自主的に解散することができる。

第81条 [新たな選挙]

ラント議会の解散後、新たな選挙は、60日以内に行われなければならない。

第82条 [被選期間の開始]

新ラント議会の被選期間は、旧ラント議会が解散したときは新たな選挙の日をもって、その他の場合には、旧ラント議会の被選期間の満了とともに、開始される。

第83条 [集会、招集]

- (1) ラント議会は、通例、ラント政府の所在地で会議を開く。
- (2) ラント議会は、自らの職権で、選挙後18日目に集会する。この日において、旧ラント議会の被選期間がまだ満了していない場合には、新ラント議会は、旧ラント議会の被選期間満了後に集会する。

- (3) 前項の日のいずれかが日曜日または祝祭日にあたる場合、ラント議会は、その日から2番目の平日においてはじめて集会する。
- (4) ラント議会は、会議の延長、会議の終了(会期)および再度の集会の日について定める。
- (5) ラント議会の議長は、いつでも、ラント議会を招集することができる。議長は、ラント政府またはラント議会の法定構成員数の少なくとも5分の1の要求があるときは、ラント議会を招集しなければならない。

第84条 [議長団]

ラント議会は、その議長、議長代理およびその他の議長団構成員を選挙する。

第85条 [会議外における議長団]

2つの会議の間ならびに新たに選挙されたラント議会の集会まで、前会議の議長および議長代理は、引き続きその事務を行う。この議長および議長代理は、第95条から第98条に定められた権利を享受する。

第86条 [議長の任務]

議長は、予算法律の定めるところにより、ラント議会のすべての財務事項を管理する。ラント議会のすべての官吏、雇員および労務者に関する勤務監督、ならびに、ラント議会の議長団との協議によるラント議会官吏の任免については、議長の権限に属する。議長は、その管理行為にかかるあらゆる法律行為および法的紛争において、ヘッセンを代表する。議長は、ラント議会議事堂内における議事堂管理権および警察権を行使する。

第87条 [議決能力]

- (1) ラント議会は、その法定構成員数の過半数が出席した場合にのみ、審議を行い、議決することができる。
- (2) ラント議会によって行われるべき選挙については、議院規則で前項と異なる定めをすることができる。

第88条 [投票]

ラント議会は、「賛成」または「反対」を示す投票の多数をもって、その議決を行う。投票が同数の場合には、申し立てられた提案は否決されたものとする。

第89条 [議事の公開]

ラント議会の総会は、公開である。ラント政府または10名の議員の申立てに基づき、ラント議会は、出席議員の3分の2の多数をもって、議事日程中の個々の議案について、公開しないことができる。申立てについては、秘密会において審議を行う。

第90条 [会議の報告]

ヘッセンまたはドイツの他のラント議会およびその委員会の公開の会議における議事に関する真実に即した報告については、いかなる責任も問われない。

第91条 [政府の参加]

ラント議会およびその各委員会は、総理大臣および各大臣の出席を要求することができる。総理大臣、大臣および総理大臣または大臣によって任命された受託者は、ラント議会およびその委員会の会議に出席することができる。総理大臣、大臣およ

び受託者は、議事日程外の場合をも含めて、いつでも発言をすることができる。総理大臣、大臣および受託者は、議長および委員長の秩序維持権に服する。

第92条〔調査委員会〕

- (1) ラント議会は、調査委員会を設置する権利を有し、その法定構成員数の5分の1の申立てがあるときは、これを設置する義務を負う。この委員会は、公開の議事において、委員会または申立人が必要とみなす証拠を取り調べる。委員会は、3分の2の多数をもって、公開を禁止することができる。委員会の手続およびその構成員数については、議院規則でこれを定める。
- (2) 裁判所および行政庁は、この委員会からの報告および証拠調べの求めに応ずる義務を有する。官庁および公共団体の書類は、要求があるときは、委員会に提出されなければならない。
- (3) 委員会およびその要請を受けた官庁における証拠調べについては、刑事訴訟法の規定が準用される。ただし、郵便の秘密は、これによって影響を受けない。

第93条〔筆頭委員会〕

ラント議会は、常設委員会（筆頭委員会）を設置する。この委員会は、ラント議会の会期外において、および被選期間の終了またはラント議会の解散から新ラント議会の集会までの間、ラント政府に対して国民代表機関の権能を守らなければならない。この委員会は、調査委員会の権能をも有する。この委員会の構成は、議院規則でこれを定める。この委員会の構成員は、第95条から第98条までに定められた権利を享受する。

第94条〔請願〕

ラント議会は、ラント議会に対してなされた請願をラント政府に付託し、ラント政府に対し、受理された申立および訴願についての報告を求めることができる。

第95条〔免責特権〕

ヘッセンまたはドイツの他のラント議会の構成員は、いかなる時にも、その表決またはその議員活動の遂行中に行った発言を理由として、裁判上もしくは職務上訴追され、または他の方法で会議外において責任を問われない。

第96条〔不逮捕特権〕

- (1) ヘッセンまたはドイツの他のラント議会のいかなる構成員も、その議員の属する議院の許諾なしに、会期中において、刑罰を科せられるべき行為を理由として、取り調べを受け、または逮捕されることはない。ただし、その構成員が、行為の実行中または遅くともその翌日中に逮捕されるときは、この限りではない。
- (2) 議員活動の遂行に影響を及ぼす他のあらゆる人身の自由への制限においても、同様の許諾を必要とする。
- (3) ヘッセンまたはドイツの他のラント議会構成員に対する刑事手続、および勾留またはその人身の自由に対するその他の制限はすべて、当該議員の属する議院の要求があるときは、会期の継続中これを停止する。
- (4) 新聞または雑誌の責任編集者としてその責めを問われている犯罪行為の故に訴追を受けるべき議員は、以上の規定を援用することはできない。

第97条〔証言拒否権〕

- (1) ヘッセンまたはドイツの他のラント議会構成員は、その議員としての資格においてある人から事実を打ち明けられ、または議員活動の遂行中にある人に事実を打ち明けたときは、その当人について、およびこれらの事実自体について、証言を拒否することができる。書類の押収に関しても、このラント議会構成員は、法律上の証言拒否権を有する者と同等である。
- (2) 搜索または押収は、ヘッセン・ラント議会内においては、議長の同意がある場合にのみ、これを行うことができる。

第98条 [補償]

- (1) ラント議会構成員は、ヘッセンに存在するすべての国有の交通手段に無償で乗る権利のほか、旅費の償還および議員手当を受ける権利を得る。さらに、議長は、その職務にある間、その経費手当を受け取る。
- (2) 前項の権利を放棄することは、許されない。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第99条 [議院規則]

ラント議会は、憲法の範囲内で、その議院規則を制定する。

V ラント政府

第100条 [構成]

ラント政府（内閣）は、総理大臣および大臣から構成される。

第101条 [総理大臣の選挙、大臣の任命]

- (1) ラント議会は、討議によらず、その法定構成員数の過半数をもって、総理大臣を選挙する。詳細は、議院規則でこれを定める。
- (2) 総理大臣は、大臣を任命する。総理大臣は、大臣を任命した場合、遅滞なくラント議会に通知する。
- (3) 1918年までドイツ国もしくは他のラントにおいて政府を構成し、または現に他のラントの政府を構成している議院所属者は、ラント政府の構成員になることができない。

第102条 [総理大臣の地位]

総理大臣は、政府の行う政治の基本方針を定め、これについてラント議会に対し責任を負う。この基本方針の範囲内において、各大臣は、独立し、かつ自らラント議会に対して責任を負いながら、自己に委ねられた所管事務を指揮する。

第103条 [対外的なラント代表、条約]

- (1) 総理大臣は、ラント・ヘッセンを代表する。総理大臣は、代表権を権限ある大臣または下位の機関に委任することができる。
- (2) 条約は、ラント議会の承認を必要とする。

第104条 [内閣の権限]

- (1) 総理大臣は、ラント政府における議長をつとめ、ラント政府の事務を指揮する。賛否同数の場合には、議長の表決で決する。その他詳細については、職務規程によってラント政府が、これを定める。
- (2) ラント政府は、法律の定めがなされていない限りにおいて、個々の大臣の権限に

ついて決定する。この決定は、遅滞なくラント議会に提出されなければならない、かつ、ラント議会の要求があれば、改正または廃止されなければならない。

- (3) 複数の大臣の所管事項に触れる問題に関する意見の不一致は、ラント政府の審議と議決に付されなければならない。

第105条 [給与]

ラント政府構成員は、俸給請求権を有する。年金および遺族扶助については、特別の法律上の規定によってこれを定める。

第106条 [法律案の審議]

ラント政府は、ラント議会に提出されるべき法律案について、議決する。

第107条 [命令制定権]

ラント政府は、法律で個々の大臣の任務とされていない限りにおいて、法律の執行に必要な法規命令および行政規則を制定する。

第108条 [官吏の任命]

ラント政府は、法律で別段の定めがなされていない限り、ラントの官吏を任命する。ラント政府は、この権能を他の機関に委任することができる。

第109条 [恩赦権、大赦]

- (1) 総理大臣は、国民の名において恩赦権を行使する。総理大臣は、この権能を他の機関に委任することができる。死刑判決の承認は、ラント政府に専属する。
- (2) 職務行為を理由として有罪とされた大臣のためにする恩赦権の行使は、ラント議会の申請に基づいてのみ、これをなすことができる。
- (3) 一般的な刑の免除および裁判所に係属中の一定種類の刑事事件に関する免訴には、ラント議会の承認を要する。裁判所に係属中の個々の刑事事件に関する免訴は、許されない。

第110条 [緊急命令権]

自然災害または他の外部的な影響によって引き起こされた異常な緊急状態を除去するために差し迫った必要がある場合、ラント政府は、ラント議会が開かれておらず、かつ、ラント議会が適時に集会できない限りにおいて、第93条の常設委員会との合意により、憲法に違反しない命令を、法律の効力を有するものとして定めることができる。この命令は、ラント議会に対し、その承認を得るため、次の集会に提出されなければならない。その承認が得られないときは、この命令は、官報で公布することにより遅滞なく廃止されなければならない。第122条は、これを準用する。

第111条 [服務宣誓]

その職務に就任するにあたり、総理大臣はラント議会の前で、大臣はラント議会の開会中に総理大臣の前で、次に掲げる服務宣誓を行う。

「私は、私に与えられた職務を、不偏不党、誠心誠意執行し、憲法と法律を、民主的精神をもって遵守しかつ擁護することを誓います。」

第112条 [大臣の解任]

総理大臣は、ラント議会の承認を得て、各大臣を解任することができる。

第113条 [辞職]

- (1) 総理大臣および大臣は、いつでも、辞職することができる。総理大臣の辞職または死亡は、同時に、全ラント政府の辞職を意味する。
- (2) 総理大臣およびラント政府は、新たに選挙されたラント議会が最初に集会したとき、ただちに辞職しなければならない。
- (3) ラント政府が辞職するとき、または、ラント議会がラント政府に対する信任をやめたとき、ラント政府は、新たなラント政府による引き受けが行われるまで、引き続きその日常的な事務を遂行する。

第 1 1 4 条 [不信任決議案]

- (1) ラント議会は、明示的な議決によって総理大臣に対する信任をとりやめ、または信任動議を否決することによって総理大臣に対する信任を拒否することができる。
- (2) 総理大臣に対する信任を表明し、またはそれを拒否する動議は、少なくとも法定議員数の 6 分の 1 によってのみ、これをなすことができる。信任問題の議決を求める動議については、早くとも討議終結から 2 日目でなければ表決ができず、遅くとも動議提出より 10 日目には表決されなければならない。
- (3) 信任問題に関する投票は、記名でなければならない。総理大臣にとって不利なラント議会の議決は、ラント議決の法定構成員数の過半数の同意を必要とする。
- (4) 前項の不利な議決が成立したときは、総理大臣は、辞職しなければならない。
- (5) ラント議会が 12 日以内に新政府に対して信任を表明しないとき、ラント議会は解散する。

第 1 1 5 条 [国事裁判所への訴追]

- (1) ラント議会は、ラント政府の構成員が有責で憲法または法律に違反した旨、国事裁判所に対して、その各構成員を訴追することができる。訴追の提起を求める動議は、少なくともラント議会構成員 15 名の署名がなされていなければならない。動議の可決には、その法定構成員数の 3 分の 2 の同意が必要である。
- (2) ラント議会の訴追権は、訴追提起の前後を問わず、被訴追者の辞職または解任によって失われない。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

VI 立法

第 1 1 6 条 [立法機関]

- (1) 法律の制定は、
 - (a) 国民表決の方法で、国民によって
 - (b) ラント議会によって行われる。
- (2) 国民表決の場合を除き、ラント議会は、この憲法の定めるところにより、法律を議決する。ラント議会は、法律の執行を監視する。

第 1 1 7 条 [法律案の提出]

法律案は、ラント政府、ラント議会議員、または国民発案によって、提出される。

第 1 1 8 条 [命令の制定]

法律によって、ラント政府に対し、一定の個別的事項に関する命令制定権を委任

することができる。全体または部分領域にわたる立法権は、これを委任することができない。

第119条 [ラント政府の異議]

- (1) ラント議会により議決された法律に対し、ラント政府は異議を述べることができる。
- (2) 異議は、議決後5日以内に、その理由書は、議決後2週間以内に、ラント議会に到達しなければならない。異議は、ラント議会における新たな審議の開始までは、これを撤回することができる。
- (3) ラント議会とラント政府との間にいかなる合意も成立しないときは、ラント議会が、その法定構成員数の過半数をもって異議に反対する議決をした場合にのみ、その法律が採択されたものとみなされる。

第120条 [認証、公布]

総理大臣は、権限を有する大臣と共に、憲法に従って成立した法律を認証し、2週間以内に、官報に公布しなければならない。

第121条 [施行]

法律は、それが別異の定めをしない限り、その公布をしている官報の発行後14日目に、施行される。

第122条 [公示]

官報を適時に発行することができないときは、他の何らかの態様で法律の公示がなされれば足りる。この場合、すみやかに、官報による公布があらためて行われなければならない。

第123条 [憲法改正]

- (1) 憲法の諸規定は、法律制定の方法で、これを改正することができる。ただし、憲法条文の変更または憲法の追加条文を議決するという形式でなければならない。
- (2) 憲法改正は、ラント議会がその法定構成員数の過半数をもって憲法改正を議決し、かつ、国民が投票者の過半数をもってそれに同意することによって、成立する。

第124条 [国民発案、国民表決]

- (1) 投票権者の5分の1が法律案の提出を発案したときは、国民表決が実施されなければならない。国民発案をなすには、完成された法律案が用意されていなければならない。予算、租税法律または俸給秩序は、国民発案の対象にすることができない。
- (2) 国民発案で用意されている法律は、政府より、その意見を付して、ラント議会に提出されなければならない。ラント議会が、発案された法律案を何ら変更せずに受け入れた場合には、国民表決は、行われぬ。
- (3) 国民投票は、賛成か反対か、だけでなされる。決定は、なされた投票の過半数で行われる。
- (4) 国民発案および国民表決の際の手続は、法律でこれを定める。

第125条 [国家緊急状態、基本権の制限]

- (1) ラント議会のみが、ラントの憲法的秩序が危険にさらされていることを確定することができる。この議決は、ラント議会の法定構成員数のうち少なくとも3分の2の同意を必要とし、かつ、ラント議会の議長によって公表されなければならない。

この議決により、居住・移転の自由、郵便の秘密、集会の権利および出版の自由権を失効させ、または制限することができる。

- (2) この議決は、当該議決中により短期の定めがない場合には、3か月後に効力を失う。この議決は、同一の条件の下で、これを繰り返すことができる。

Ⅶ 司法

第126条 [裁判機関]

- (1) 裁判権は、法律により設置される裁判所によってのみ行使される。
(2) 裁判官は、独立であり、かつ、ただ法律にのみ服する。

第127条 [裁判官の法的地位]

- (1) 正規かつ専任の裁判官は、終身で任用される。
(2) 裁判官は、仮任用後、法律で定められるべき試用期間において、その人格および裁判活動から、その裁判官が民主主義および社会的合意の精神をもってその職務を遂行するであろうという保証が得られる場合にはじめて、終身で任用される。
(3) 仮任用および終身任用については、司法大臣が、裁判官選考委員会と共同で決定する。
(4) 裁判官が、終身任用された後に、第2項の期待を充たさないときは、国事裁判所は、ラント議会の申立てに基づいて、その裁判官からの職務の剥奪を宣告することができ、かつ、同時に、その裁判官を転職、退職または免職のいずれに処すべきかについて決定することができる。申立ては、裁判官選考委員会の合意を得て、司法大臣もこれをなすことができる。申立ての手續が行われている間は、当該裁判官の職務活動は、休止される。
(5) 第1項から第4項までの規定は、素人裁判官には適用されない。
(6) 詳細は、法律でこれを定める。この法律は、それ以前に任命された裁判官にも適用される。

第128条 [裁判官の独立]

- (1) 前条の定めによる場合を除き、終身で任用された裁判官は、裁判官の裁判によつてのみ、かつ、法律の定める理由に基づき、および法律の定める方式においてのみ、その意に反して、継続的もしくは一時的にこれを停職に処し、または転職もしくは退職させることができる。立法によって定年年齢を確定し、その年齢に達したとき裁判官は退職するものとなすことができる。
(2) 法律上当然に成立する仮の停職は、前項の定めによって影響を受けない。
(3) 裁判所の組織またはその管轄区域を変更する場合には、ラント政府は、意に反する他の裁判所への転任または退職をさせることができる。ただし、その際には、つねに俸給の全額が保障されなければならない。

第129条 [訴訟救助]

何人も、資力が十分でないことを理由として、訴訟によるその権利主張を妨げられてはならない。詳細は、法律の定めるところによる。

Ⅷ 国事裁判所

第130条 [構成、選挙]

- (1) 国事裁判所は、11名の構成員からなり、しかも、5名は裁判官、および6名は、ラント議会により比例選挙の原則に従って選ばれた者とする。ただし、この6名の構成員は、ラント議会に属してはならない。国事裁判所においては、公訴担当官1名が任命される。
- (2) 構成員のうち、裁判官については、ラント議会により任期つきで選任され、他の者は、新たな被選期間の開始から新ラント議会による選挙にいたるまでの間について選挙される。
- (3) 再選は、これを許す。
- (4) 国事裁判所の組織、国事裁判所における手続、および国事裁判所の決定の執行について、その詳細は、法律でこれを定める。

第131条 [権限、申立権者]

- (1) 国事裁判所は、法律の憲法適合性、基本権侵害、国民投票の結果に関する抗告、憲法争議、ならびに、憲法および法律に定められている事件について、裁断する。
- (2) 申立権を有するのは、次に掲げる者とする。
国民の中の全投票権者の少なくとも100分の1を含む投票権者グループ、ラント議会、ラント議会の法定構成員数の10分の1、ラント政府および総理大臣
- (3) いかなる場合に、かつ、いかなる条件の下で、各自が国事裁判所に申立てを行う権利を有するかについては、法律でこれを定める。

第132条 [法律の違憲性に関する決定]

国事裁判所だけが、法律または法規命令が憲法に抵触するか否かについて、決定する。

第133条 [法規定の違憲性]

- (1) 裁判所が、決定に際してある法律または法規命令の効力が問題になっている場合に、その法律または法規命令が違憲であると考えるときは、当該裁判所は、所定の事務手続にのっとり、その上位にある最高裁判所の長官に対し、この疑義を通知するものとする。長官は、国事裁判所の決定を求める。国事裁判所の決定は、終局的なものであり、かつ、法律の効力を有する。
- (2) 詳細は、法律の定めるところによる。

IX 国家行政および自治行政

第134条 [公職への就任]

各人は、門地・種族・宗教的信条および性別によって差別されることなく、必要な適性と能力を有するときは、公職に就くことができる。

第135条 [公勤務法]

公行政におけるあらゆる労働者の法関係は、第29条にいう統一的労働法の枠内において、公行政の要請に従って形成されなければならない。

第136条 [職務責任]

- (1) ある人が、自己に委託された公権力の行使において、第三者に対して負う職務義務に違反したときは、その責任は、原則として、その者が勤務している国または団

体が負う。その者に対する求償は、妨げられない。出訴の途は、これを排除してはならない。

(2) 詳細は、法律でこれを定める。

第137条 [地方自治行政]

(1) 市町村は、その区域内において、自己の責任をもってする、地域的な全公行政の独占的な主体である。市町村は、公共的事務が、重大な公益のために、明示的な法律の定めによって他の機関の専権に属するものとされていない限り、あらゆる公共的事務を担当することができる。

(2) 市町村組合は、その法律上の権限の範囲内において、同様な地位を有する。

(3) 市町村および市町村組合には、その事務に関する自治行政権が、国によって保障される。国の監督は、市町村および市町村組合の行政が、法律に適合して執行されることを確保する点に限られる。

(4) 市町村および市町村組合またはそれらの長には、法律もしくは命令により、指図に従った国家事務の処理を委任することができる。

(5) 国は、市町村および市町村組合に対して、その固有事務および委任事務の執行に要する財源を、負担調整および財政調整の方法によって、保障しなければならない。国は、市町村および市町村組合の任意で行われる公的活動のために、市町村および市町村組合自身の責任で管理することができる収入源を、市町村および市町村組合が自由に調達できるようにする。

第138条 [首長選挙]

市町村および市町村組合の首長としての上級市長、市町村長および郡長は、市民により、普通・直接・自由・平等および秘密の選挙で選ばれる。

X 財政制度

第139条 [予算]

(1) ラント議会は、必要な日常的資金に承認を与えることによって、国家需要が充足されるように配慮する。

(2) 国家のすべての収入および支出は、これを各会計年度について見積もり、かつ、予算に編成しなければならない。予算は、会計年度の開始以前に、正式の法律によって確定される。

(3) 支出は、通例、1年間について承認が与えられる。ただし、特別の場合には、1年を超える期間について、承認することができる。その他の場合には、会計年度を超え、または国家の収入および支出もしくはその管理に無関係な規定は、予算法律で定めることができない。

第140条 [予算確定前の支出]

会計年度の終了までに翌年の予算が法律によって確定されないときは、その予算が効力を生ずるまで、ラント政府は、次の権限を有する。

1. 次に掲げる目的のために必要な、すべての支出をなすこと

(a) 法律に従って存在している施設を維持し、法律によって決められた措置を実施するため

- (b) 法的根拠をもつ国家の義務を履行するため
- (c) 前年度の予算によってすでに承認を受けた金額がなお使用可能な限りにおいて、建築・調達およびその他の給付を継続し、あるいはこれらの目的のために補助を継続するため

2. 租税、公課およびその他の財源による特別の法律に基づく収入が、前号の支出を充たさない限りにおいて、前年度の予算総額の4分の1の額を限度として、3か月ごとに、国庫証券を発行すること

第141条 [信用借り]

臨時の需要がある場合にのみ、かつ、通例、運転資金目的のための支出に限り、信用借りの方法で財源を調達することが許される。この調達、および国家の負担による担保的給付の引き受けは、正式の法律によってのみ、これをなすことができる。

第142条 [支出保証の義務]

支出をとめない、または将来において支出を生じさせるラント議会の議決は、この支出の補填方法について、定めなければならない。

第143条 [予算超過]

- (1) 予算超過および予算外支出には、大蔵大臣の同意を必要とする。この同意は、予見することができず、かつ避けることのできない必要がある場合にのみ、これを与えることが許される。
- (2) 予算超過および予算外支出をなすには、ラント議会の事後承認が必要であり、かつ、この承認は、次会計年度中に与えられなければならない。

第144条 [会計検査、会計報告]

予算に関する会計は、会計検査院がこれを検査し、確定する。各年の予算に関する一般会計、および国家債務の一覧表は、会計検査院の所見およびラント政府の意見と共に、ラント政府の責任を解除するため、これをラント議会に提出するものとする。

第145条 [国営事業]

国家の収益企業の財政制度は、第139条から第144条の規定によることなく、法律でこれを定めることができる。

X I 憲法の保護

第146条 [憲法上の権利の剥奪]

- (1) 自ら用いることのできるあらゆる力をもって憲法の存続を擁護することは、各人の義務である。
- (2) 何人かがこの義務に反する行動をとり、または、民主主義の基本思想を排撃する政治団体に所属し、もしくは所属したとき、国事裁判所の決定により、この憲法に基づくいかなる権利を剥奪することができるかについて、法律で定めるものとする。

第147条 [抵抗義務]

- (1) 憲法に違反して行使された公権力に対して抵抗することは、すべての人の権利であり義務である。
- (2) 憲法破壊または憲法破壊の企図を知った者は、国事裁判所に訴えて、有責者の刑

事訴追を実現させる義務を有する。詳細は、法律でこれを定める。

第148条 [革命的行動]

憲法が、革命的行動により、短期または長期にわたり、その事実上の効力を失うようなことがあるならば、憲法違反の状態が再び除去されたときは直ちに、革命の際またはその後において憲法違反の罪を犯したすべての者は、その責任を問われなければならない。

第149条 [施行法]

第147条および第148条から生ずる刑法上の効果については、法律でこれを定める。

第150条 [憲法原則の不可侵]

- (1) いかなる憲法改正によっても、憲法の民主的基本思想および共和制的・議会制的国家形態は、これを侵害してはならない。いかなる形態によるものであろうとも、独裁制をとることは、これを禁止する。
- (2) 前項に違反する法律の提案は、投票に付されず、それにもかかわらず議決された法律は、認証されない。それでもなお法律が公布されたときは、これを遵守してはならない。
- (3) 本条それ自体も、また、憲法改正の対象とすることができない。

経過規定

第151条 [全ドイツの統一]

- (1) ヘッセンは、ドイツ共和国がその管轄を本来主張することができる領域において行うすべての措置について、これを、全ドイツの統一が維持されなければならないという原則の下に置こうとするものである。
- (2) とくに、現に存在する法的統一は、やむを得ない理由なしに、これを侵害しない。やむを得ない理由の存否については、法律でこれを決定する。

第152条 [統一的立法]

- (1) ドイツ共和国の立法機関が形成されるまで、政府は、特定部分の法について統一的な立法を行う旨、ドイツの他の政府と協定することができる。ただし、この立法は、全ドイツの最終的統一の妨げとなるものであってはならない。
- (2) 前項の協定は、ラント議会の承認を必要とする。この協定では、立法権は、間接または直接に民主的選挙によって成立する機関に委ねられることを、定めなければならない。この機関によって議決される法律は、それがこの憲法に抵触しない場合に限り、ラント・ヘッセンを拘束する。

第153条 [ドイツ共和国との間での権限区分]

- (1) ドイツ共和国とヘッセンとの間における権限の区分は、全ドイツ国民によって選挙されるべきドイツ国民議会により、憲法に即して行われなければならない。
- (2) 将来のドイツ共和国法は、ラント法を破る。

第154条 [自国民]

法律の規定でいう自国民とは、ドイツの諸ラントに所属するすべての者である。国内とは、これら諸ラントの全領域を指す。

第155条 [新たな立法機関]

第123条第2項に従った憲法的法律により、民主的選挙で成立する新たな機関を、立法手続に組み入れることは妨げられない。

第156条 [学校制度]

- (1) 第56条第7項の法律が制定されるまで、学校制度は、現状のままとする。
- (2) 学区内における教育権者の過半数が望む場合には、1933年1月30日に存在し、かつその後改変された状況を復活することに限り、差し支えないものとする。その他の点については、1950年1月1日までは、法律によっても、現状を変更することは許されない。ただし、教育過程の再編については、これによって影響を受けない。

第157条 [基本権を侵害する法律の有効期限]

- (1) 現下の緊急事態を機に成立しまたは今後成立する法律は、必須なものであるならば、次に掲げる基本権の侵害を許すことができる。
 - (a) 第6条による居住・移転の自由の基本権
 - (b) 住居強制経済の枠内で、第8条の権利
 - (c) 緊急業務従事義務法の枠内で、第2条と結びついた第28条第2項による労働力を自由に用いる権利
 - (d) 日常必需品不足緩和法の枠内で、財産利用権
- (2) 第1項により許容される基本権の制限は、1950年12月31日をもって失効する。ラント議会の法定構成員数の過半数により、ラント議会は、この期間を延長することができる。

第158条 [非ナチ化規定]

憲法上の自由および権利は、国家社会主義および軍国主義を克服し、およびこれによって引き起こされた不法を原状に服するため、すでに定められ、または1949年1月1日以前に定められる諸規定に対抗することはできない。

第159条 [占領権力の法]

ドイツ管理委員会および軍事政府により、国際法および戦時法に従い、それらの命令について要求されている、この憲法、憲法に従って制定された法律およびその他のドイツ法に対する優位は、影響を受けない。

第160条 [施行]

- (1) この憲法は、国民によるその採択をもって、発効する。同時に、1945年11月22日の国家基本法は、失効する。
- (2) 前項に定める時において、国家事務を執行しているラント政府は、新たな政府が成立するまで、この憲法の第113条第3項の意味での事務管理政府とみなされ、ラント憲法評議会の筆頭委員会は、第93条の委員会とみなされる。
- (3) 国民によるこの憲法の採択の日に選挙される議員は、この憲法にいう第1回ラント議会を形成する。

第161条 [第138条の適用]

- (1) 1999年3月20日の制定文による第138条は、その施行後における最初の自治体被選期間について、はじめて適用される。
- (2) 必要な経過規定は、立法者が定める。

バーデン＝ヴュルテンベルク・ラント憲法

[1953年11月11日制定／1991年2月12日最終改正条文]

前 文

バーデン＝ヴュルテンベルク・ラント国民は、神と人間とに対する責任を自覚し、人間の自由と尊厳を守り、平和の為に奉仕し、共同生活を社会的正義の原則に従って秩序付け、万人の経済的向上を促進せんとする意思に充たされ、

ドイツ連邦共和国の生き生きとした一員として新たな民主的連邦構成ラントを形成せんと決意して、

不可侵にして譲り渡すことのできない人権およびドイツ人の基本権への信奉を厳かに宣言し、その憲法制定権力に基づき、ラント憲法制定会議を通じて、この憲法を制定した。

第1編 人およびその秩序について

I 人および国家

第1条 [人間の価値および共同体]

- (1) 人は、自己をとりまく共同体の中で、自由に、かつキリスト教の道德律を履行しつつ、その天分を、自己と他者の幸福のために開花させる使命を負っている。
- (2) 国家は、その際、人間に奉仕する責務を有する。国家は、その領域内に暮らす人々をひとつの秩序ある共同体に統括し、その人々に保護と助成をなし、法律と命令を通じて、相互的な権利と義務との調和をもたらす。

第2条 [基本権、故国への権利]

- (1) 1949年5月23日のドイツ連邦共和国基本法に定められている基本権および公民権は、この憲法の構成部分であり、直接に適用される法である。
- (2) バーデン＝ヴュルテンベルク国民は、さらに、その故国に住むことを、譲り渡すことのできない人権として信奉する。

第3条 [祝祭日]

- (1) 日曜日および国家が承認する祝祭日は、安息と精神の向上をはかる日として、法的な保護を受ける。国家が承認する祝祭日は、これを法律で定める。その際、キリスト教的伝統が尊重されなければならない。
- (2) 5月1日は、法律上の祝日である。それは、社会的正義、平和、自由および国際間協調への信奉を表すための日である。

II 宗教および宗教団体

第4条 [教会]

- (1) 教会ならびに承認された宗教団体および世界観団体は、国家の干渉から自由にその宗教的使命を果すことによって自己を実現する。
- (2) 人間生活の宗教的および道徳的基礎を保持し確固たるものとするために、それらが重要な意義を有することを認める。

第5条 [ワイマール憲法の教会条項]

国家と教会ならびに承認された宗教団体および世界観団体との関係については、ドイツ連邦共和国基本法第140条が適用される。同条は、この憲法の構成部分で

ある。

第6条 [宗教的慈善]

教会ならびに承認された宗教団体および世界観団体の福祉事業は、これを保障する。

第7条 [教会に対する国家の義務]

- (1) 教会に対し反復して給付を行う国家の継続的な義務は、基本的に、これまでのように保障される。
- (2) これらの給付の態様と額については、法律または契約によって定める。
- (3) 最終的な一般的規律は、法律または契約によって定めるものとする。

第8条 [教会間契約]

福音教会とカトリック教会との間の契約から生ずる権利および義務は、この憲法によって影響を受けない。

第9条 [聖職者の養成]

教会は、聖職者を養成するため、神学生寄宿学校および神学校を設置し営む権利を有する。

第10条 [神学部]

神学部の講座人事は、第8条の契約および異なった慣行をそこなうことなく、教会との協議によって行う。

III 教育および授業

第11条 [教育を受ける権利]

- (1) 青少年はすべて、出身や経済状態に左右されることなく、自らの能力に見合った普通教育および専門教育を受ける権利を有する。
- (2) 公立学校制度は、前項の原則に従って形成されなければならない。
- (3) 国、市町村および市町村組合は、とくに教育助成金をも含めて、必要な資金を用意しなければならない。
- (4) 詳細は、法律でこれを定める。

第12条 [教育の目標、教育の担い手]

- (1) 青少年は、神への畏敬をもち、キリスト教的隣人愛の精神において、すべての人間に対する兄弟愛および平和への愛好を育むように、また、国民と故郷に対する愛情を持ち、道徳的および政治的責任を自覚し、職業上も社会的にも有能なものと認められ、自由で民主的な心情を持つように、教育されなければならない。
- (2) 教育の責任主体は、それぞれの領域において、両親・国家・宗教団体・市町村および青少年団体に組織されている青少年である。

第13条 [青少年保護]

青少年は、搾取ならびに道徳的、精神的および身体的危険から保護されなければならない。国家および市町村は、必要な諸施設を設立する。それらの責務は、非国家的な福祉事業によっても、これをなすことができる。

第14条 [就学義務、授業および教材の無償]

- (1) 就学は一般の義務である。

- (2) 公立学校における授業および教材は、無償とする。無償制は、段階的に実現される。公益的な基盤に基づいて運営され、公的な需要に対応し、教育上有意義なものと認められ、公立学校と同種の無償制を保障する私立の中等および高等学校は、これによって生ずる財政負担の補填を求めることができる。公益的な基盤に基づいて運営される第15条第2項による私立小学校も、同様な請求権を有する。詳細は、法律でこれを定める。
- (3) ラントは、市町村および市町村組合に対し、授業料および教材の無償によって生ずる収入の不足および超過負担について、補償しなければならない。この収入不足および超過負担の一部を、学校設置者に引き受けさせることも許される。詳細は、法律でこれを定める。

第15条 [小学校の形態、親の権利]

- (1) 公立小学校（基礎課程および本課程）は、1951年12月9日にバーデンにおいてキリスト教的性格をもった宗派混合学校に適用されていた諸原則および諸規定に従い、キリスト教的共同学校の学校形態をとる。
- (2) 1966年3月31日に宗派学校として設立された南ヴェルテンベルク・ホーエンツォレルンの公立小学校（基礎課程および本課程）は、教育権者の申立てに基づき、国家から補助を受ける同一宗派の私立小学校に移行することができる。詳細は、3分の2の多数の同意を必要とする法律でこれを定める。
- (3) 子供の教育および養育について共同決定を行う親の自然的権利は、教育制度および学校制度の形成にあたって尊重されなければならない。

第16条 [キリスト教的共同学校の性格]

- (1) キリスト教的共同学校において、子供は、キリスト教的およびヨーロッパ的な養育価値および文化価値を基礎として教育される。授業は、宗教教育を除いて、共通に行われる。
- (2) 小学校における教師の任用にあたっては、生徒の宗教的および世界観的信仰が可能な限り配慮されなければならない。ただし、特定の信仰を持たない教師が不利益を受けることは許されない。
- (3) 小学校のキリスト教的性格を解釈するにあたって疑問が生じた場合には、国家・宗教団体・教師および親による共同の審議において、これを解決しなければならない。

第17条 [寛容、学校監督、資格制度、父母役員会]

- (1) すべての学校において、寛容および社会倫理の精神が支配する。
- (2) 学校監督は、専門家としての養成を受けた専任の官吏によって行われる。
- (3) 公的に承認された資格の取得にかかる試験は、国家機関または国家から権限を与えられたものによって行われなければならない。
- (4) 教育権者は、選挙された代表を通じて、学校の生活と仕事の形成に参加する。詳細は、法律でこれを定める。

第18条 [宗教教育]

宗教教育は、公立学校においては正規の授業科目である。宗教教育は、宗教団体の教義に従い、かつ国家の一般的監督権を妨げることなく、宗教団体の受託者によ

って行われ、監督される。宗教教育および宗教的な学校行事へ参加するか否かは教育権者の意思表示にまかされており、宗教教育を行うか否かは教師の意思表示にまかされている。

第19条 [教員養成]

- (1) 公立の基礎課程学校および本課程学校のための教員養成は、教師が第15条に定める諸原則に従って教育および授業を行う能力を有するものであることを、保証するものでなければならない。国家の施設においては、その教員養成は、次項の分野を除き、共通に行う。
- (2) 神学および宗教教育学の講師は、権限を有する教会指導部との合意によって選任するものとする。

第20条 [大学の自由]

- (1) 大学は、研究と教授において自由である。
- (2) 大学は、国の監督を妨げない範囲において、法律および国家により承認された学則の枠内で、その特性に見合う自治権を有する。
- (3) 教授団を補充する場合、大学は、その提案権の行使を通じて参加する。

第21条 [公民教育]

- (1) 青少年は、学校において自由で責任感のある市民になるよう教育されなければならない。また学校生活の形成に参加できるものとする。
- (2) すべての学校において、社会科は正規の教科である。

第22条 [成人教育]

成人教育は、国家、市町村および郡がこれを推進する。

第2編 国家およびその秩序について

I 国家の基礎

第23条 [国家の根本規範、連邦構成国家としてのバーデン＝ヴュルテンベルク]

- (1) バーデン＝ヴュルテンベルク・ラントは、共和制的、民主的および社会的法治国家である。
- (2) このラントは、ドイツ連邦共和国の構成員である。

第24条 [ラントの色と紋章]

- (1) ラントの色は、黒一金である。
- (2) ラントの紋章は、法律でこれを定める。

第25条 [民主政、権力分立]

- (1) 国家権力は、国民に由来する。国家権力は、選挙および投票において国民により、ならびに、立法、執行権および裁判の個別の諸機関を通じて行使される。
- (2) 立法は、連邦およびラントの憲法的秩序に、執行権および裁判は、法律および法に拘束されている。
- (3) 立法は、立法機関に属する。裁判は、独立の裁判官によって行われる。行政は、政府と自治行政に委ねられている。

第26条 [選挙権、選挙の原則]

- (1) ラント内に住所を有し、またはその他の方法で通常滞在する者で、かつ当該選挙

または投票の日に18歳に達したドイツ人はすべて、選挙権および投票権を有する。

- (2) (削除)
- (3) 選挙権および投票権の行使は、市民の義務である。
- (4) この憲法により国民によって行われることとされているすべての選挙および投票は、普通・自由・平等・直接かつ秘密のものとする。
- (5) 国民投票は、賛否いずれかの投票によって行われる。
- (6) 選挙または投票の日は、日曜日でなければならない。
- (7) 詳細は、法律でこれを定める。選挙権および投票権を認める条件としてラントにおける一定期間の滞在を要求し、さらに、選挙権者・投票権者が複数の住居を有する場合に、その主たる住居がラント内に存することを求めることも許される。

II ラント議会

第27条 [ラント議会の作用、自由委任]

- (1) ラント議会は、選挙された国民代表である。
- (2) ラント議会は、立法権を行使し、この憲法の定めるところにより、執行権の行使を監視する。
- (3) 議員は、全国民の代表である。議員は、委託および指示に拘束されることなく、自己の良心のみに従う。

第28条 [選挙制度、被選挙権]

- (1) 議員は、人物選挙と比例選挙の原則とを組み合わせた手続に従って選挙される。
- (2) 選挙権者はすべて、被選挙権を有する。被選挙権の条件として、一定期間にわたる国籍の保持およびラント内での滞在を要求することができる。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。議席の配分をする場合、ラント内でなされた有効投票の必要最低割合に達していることを条件とすることができる。ただし、その必要とされる割合は、5パーセントを超えてはならない。

第29条 [候補者]

- (1) ラント議会に議席を得ようとする者は、その準備のために必要な休暇を請求する権利を有する。
- (2) 何人も、議員の職務を引き受け、かつこれを行わせることを妨げられてはならない。このことを理由とする、勤務関係もしくは労働関係からの解約告知または免職は、許されない。

第30条 [被選期間、会期]

- (1) ラント議会の被選期間は、4年間である。被選期間が開始するのは、旧ラント議会の被選期間が満了したときであり、ラント議会が解散した場合には新たな選挙の日である。
- (2) 新たな選挙は、被選期間の満了前に、ラント議会が解散した場合には60日以内に行われなければならない。
- (3) ラント議会は、遅くとも被選期間の開始後16日目に集会する。最初の会議は、前議長が招集し、指揮をとる。
- (4) ラント議会は、会議の終了および再開を定める。議長は、それ以前にラント議会

を招集することができる。ラント議会構成員の4分の1または政府の要求があると、きは、議長は招集の義務を負う。

第31条 [選挙審査]

- (1) 選挙の審査は、ラント議会の責務である。ラント議会は、議員がラント議会における議席を失ったか否かについても決定する。
- (2) 前項の決定については、国事裁判所で争うことができる。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第32条 [ラント議会議長団]

- (1) ラント議会は、他の成員と共に議長団を構成するラント議会議長および議長代理を選挙し、さらに書記を選挙する。ラント議会は、議院規則を定める。この議院規則は、出席議員の3分の2の多数をもってのみ改正することができる。
- (2) 議長は、議事堂内における議事堂管理権および警察権を行使する。議長の同意がなければ、議事堂内においていかなる搜索または押収も行われてはならない。
- (3) 議長は、予算法律の定めるところによりラント議会の財務事項を管理する。議長は、ラント議会の行政に関しラントを代表する。ラント議会の雇員および労務者の任免、ならびに議長団との合意の上でなされるラント議会官吏の任免については、議長の権限に属する。議長は、ラント議会の官吏、雇員および労務者にとって、最上級の勤務官庁である。
- (4) あらたに選挙されたラント議会が集会するまでは、従来の議長が引き続き事務を行う。

第33条 [議事および議決]

- (1) ラント議会は、公開で議事を行う。10名の議員または政府構成員の申立てに基づき、出席議員の3分の2の多数をもって議決された場合には、公開を禁ずる。申立てについては、非公開の会議でこれを決する。
- (2) ラント議会は、この憲法に別段の定めがない限り、投票の過半数をもって決する。ラント議会によって行われるべき選挙については、議院規則によって例外を許すことができる。ラント議会は、議長団構成員の申立てに基づき、出席議員の数が議員の半数に達していないことが確認されない限り、議決能力を有する。
- (3) ラント議会およびその委員会の公開の会議に関する真実に即した報告については、何人も責任を負わされてはならない。

第34条 [政府の出席]

- (1) ラント議会およびその委員会は、政府のどの構成員に対しても、出席を要求することができる。
- (2) 政府構成員およびその委託を受けた者は、ラント議会およびその委員会の会議に出席することができ、いつでも発言を認められなければならない。これらの者は、議会および委員長の秩序維持権に服する。政府構成員およびその委託を受けた者の調査委員会への出席、ならびにこの会議におけるその発言権については、法律でこれを定める。

第35条 [調査委員会]

- (1) ラント議会は、調査委員会を設置する権利を有し、議員の4分の1の申立てがあ

るときは、これを設置する義務を負う。調査の対象については、議決によって明確に定めなければならない。

- (2) 委員会は、公開の議事において、委員会または申立人が必要とみなす証拠を取り調べる。委員会構成員の4分の1が要求する場合には、当該証拠の取り調べを行わなければならない。公開は、これを禁止することができる。
- (3) 裁判所および行政庁は、司法共助および職務共助を行う義務を負う。
- (4) 調査委員会の設置、権能および手続の詳細は、法律でこれを定める。信書の秘密、郵便および電信電話の秘密は、これによって影響を受けない。
- (5) 裁判所は、調査の基礎となっている事情の評価および判断においては、自由である。

第35a条〔陳情委員会〕

- (1) ラント議会は、本憲法第2条第1項および基本法第17条によりラント議会に対してなされる請願および訴願を処理することを任務とする陳情委員会を設置する。ラント議会の議院規則が定めるところに従い、請願および訴願は他の委員会にも付託することができる。
- (2) 請願および訴願を審査するための陳情委員会の権能については、法律でこれを定める。

第36条〔常設委員会〕

- (1) ラント議会は、被選期間の満了またはラント議会の解散から新たに選挙されたラント議会が集会するに至るまでの間、政府に対してラント議会の権能を守る常設委員会を設置する。この委員会は、当該期間においては、調査委員会の権能をも有する。
- (2) その他の権能、とくに立法、総理大臣の選挙、ならびに議員および政府構成員を訴追する権限は、この委員会に属さない。

第37条〔議員の免責特権〕

議員は、いかなる時にも、ラント議会、委員会、会派、またはその他の職務の行使において行った表決または発言を理由として、裁判上もしくは職務上訴追され、または、他の方法でラント議会外において責任を問われない。

第38条〔議員の不逮捕特権〕

- (1) 刑罰を科せられるべき行為またはその他の理由によって、議員が取調べを受け、逮捕、抑留または拘禁されるのは、ラント議会の許諾があった場合に限られる。ただし、犯罪行為の最中において、または、遅くともその翌日中に逮捕されるときは、この限りではない。
- (2) 議員に対する刑事手続、および勾留または議員の人身の自由に対するその他の制限はすべて、ラント議会の要求があるときは、被選期間の継続中これを停止しなければならない。

第39条〔議員の証言拒否権〕

議員は、その議員としての資格においてある人から事実を打ち明けられ、または、議員としてある人に事実を打ち明けたときは、その当人について、およびこれらの事実自体について、証言を拒否することができる。議員の職務行使において協力を

求められている者は、この協力の機会に知り得たことについて、証言を拒むことができる。議員およびその協力者がこの権利を有する限り、書類の押収は許されない。

第40条 [議員の補償請求権]

議員は、その独立を保障するにふさわしい補償を請求する権利を有する。議員は、ラント内において、すべての国有の交通手段を無償で利用する権利を有する。詳細は、法律でこれを定める。

第41条 [議員資格の得喪]

- (1) 議員に選ばれた者は、その選挙を応諾することによって、議員たる法的地位を取得する。選挙された者は、その選挙を拒否することができる。
- (2) 議員は、いつでも、その資格を放棄することができる。放棄は、当該議員自身によって、ラント議会議長に対し書面で申し出られなければならない。放棄の申出は、撤回できない。
- (3) 議員が被選挙権を失ったときは、その議員資格は消失する。

第42条 [議員訴追]

- (1) 議員が議員としての地位を私利をはかるために濫用したという明白な嫌疑が生じた場合、ラント議会は、国事裁判所に対し、その議員資格を剥奪するための手続を申立てることができる。
- (2) 訴追の提起を求める動議は、少なくともラント議会構成員の3分の1によって提出されなければならない。訴追の提起には、少なくともラント議会構成員の3分の2が出席する中で3分の2の多数による議決を必要とし、しかもこの3分の2の多数が、ラント議会構成員の過半数に達していなければならない。

第43条 [国民投票による議会の解散]

- (1) ラント議会は、有権者の6分の1の要求により、6週間以内に行われるべき国民投票において、投票権者の過半数が賛成した場合には、被選期間の満了以前において、政府により解散させられる。
- (2) 新たな選挙は、国民投票後60日以内に行われる。

第44条 [2つのラント議会の間]

第29条第2項、第37条、第38条、第39条および第40条の規定は、被選期間の満了またはラント議会の解散後から新たに選挙されたラント議会の集会に至るまでの期間においても、議長団および常任委員会の構成員ならびにその第1代理人について適用される。

III 政府

第45条 [政府の作用、構成]

- (1) 政府は、執行権を行使する。
- (2) 政府は、総理大臣および大臣から構成される。その他の政府構成員として、次官および名誉職の政府顧問官を任命することができる。次官の数は、大臣の総数の3分の1を超えてはならない。次官および政府顧問官には、ラント議会の議決により投票権を付与することができる。
- (3) 政府は、ラント議会の立法権を犯すことなく、その構成員の所管を決定する。そ

の決定には、ラント議会の同意を要する。

- (4) 総理大臣は、自ら事務を所管することができる。

第46条 [政府の形成]

- (1) 総理大臣は、ラント議会において、討議によることなく、秘密投票で、その構成員の過半数をもって選挙される。総理大臣に選ばれる資格を有するのは、議員の被選挙資格をもち、かつ35歳に達した者である。
- (2) 総理大臣は、大臣、次官および政府顧問官を任免する。総理大臣は、その代理人を指名する
- (3) 政府がその職務を引き受けるためには、ラント議会の承認を要する。その議決は、投票総数の過半数をもってされなければならない。
- (4) 前項の承認後において、総理大臣が政府構成員を任命する場合には、ラント議会の同意を必要とする。

第47条 [政府形成の失敗]

新たに選挙されたラント議会の集会またはその他の理由による総理大臣の職務終了の後、3か月以内に政府が形成されかつ承認されない場合には、そのラント議会は解散される。

第48条 [服務宣誓]

政府構成員は、その職務に就任する際に、ラント議会において次に掲げる服務宣誓を行う。

「私は、私の力を国民の幸福のために捧げ、国民の利益を増進し、国民を損害から免れしめ、憲法と法を守りかつ擁護し、私の義務を誠実に履行し、そして何人にも正義を行うことを誓います。神よ、ご照覧あれ。」

宣誓は、宗教的な誓いの言葉を除外して行うこともできる。

第49条 [政治の基本方針、事務配分、議決方法]

- (1) 総理大臣は、政治の基本方針を決定し、これについて責任を負う。総理大臣は、政府の議長をつとめ、政府によって決定されるべき職務規程に従って、政府の事務を指揮する。職務規程は、これを公表しなければならない。政治の方針の範囲内において、各大臣は独立して、自らの責任で、その所管事務を指揮する。
- (2) 政府は、とくに、法律案、連邦参議院におけるラントの投票、法律で政府の決定を要するとされている事項、複数の省の所管事項に関係する意見の不一致、および、基本的または広範囲にわたる意義をもつ問題について、決定を行う。
- (3) 政府は、投票権を有する出席構成員の過半数をもって、決定を行う。各構成員は、たとえ複数の所管事務を指揮する場合であっても、1票しか持たない。

第50条 [対外的な代表]

総理大臣は、対外的にラントを代表する。条約の締結には、政府およびラント議会の承認を要する。

第51条 [裁判官および官吏の任命]

総理大臣は、ラントの裁判官および官吏を任命する。この権能は、法律により他の官庁に委任することができる。

第52条 [恩赦権、大赦、免訴]

- (1) 総理大臣は、恩赦権を行使する。総理大臣は、重大事件に関するものでない限り、政府の承認を得て、この権能を他の官庁に委任することができる。
- (2) 一般的な刑の免除および係属中の刑事手続に関する一般的な免訴は、法律によってのみ宣言することができる。

第53条 [大臣法、職務の非両立性]

- (1) 政府構成員の勤務関係、とくに大臣および次官の俸給およびその他の給付については、法律でこれを定める。
- (2) 政府の専任の構成員は、その他の有給の職務に就くことは許されず、またいかなる営業および職業に従事することも許されない。いかなる政府構成員も、経済活動を目的とする企業の幹部または監査機関に所属することは許されない。ラント議会は、例外を許容することができる。

第54条 [建設的不信任決議案]

- (1) ラント議会は、その構成員の過半数をもって総理大臣の後任を選出し、この後任者によって組織された政府を第46条第3項に従って承認することによってのみ、総理大臣に対する信任をとりやめることができる。
- (2) 解任の要求から選挙までには、少なくとも3日を置かなければならない。

第55条 [辞職、職務の終了、事務管理政府]

- (1) 政府およびその各構成員は、いつでも、その辞職を表明することができる。
- (2) 総理大臣およびその他の政府構成員の職務は、新たなラント議会の集会とともに終了し、大臣、次官および政府顧問官の職務は、それ以外のすべての場合における総理大臣の職務の完了によっても、終了する。
- (3) 辞職またはその他の理由により職務が終了する場合において、政府構成員は、後任者による職務の引き受けがなされるまで、引き続きその職務を遂行しなければならない。

第56条 [大臣解職の義務]

ラント議会構成員の3分の2による議決があった場合、総理大臣は、政府構成員を解職しなければならない。

第57条 [大臣訴追および国民からの非難による統制]

- (1) 政府構成員については、故意もしくは重過失をもって憲法または他の法律に違反したことを理由として、ラント議会の議決に基づき、これを国事裁判所に訴追することができる。
- (2) 訴追の提起を求める動議は、少なくともラント議会構成員の3分の1の署名を必要とする。訴追の提起には、少なくともラント議会構成員の3分の2が出席する中で、3分の2の多数による議決を必要とし、しかも、この3分の2の多数がラント議会構成員の過半数に達していなければならない。国事裁判所は、訴追を受けた政府構成員がその職務を行使してはならない旨、仮に命令することができる。訴追は、その提起前もしくは後に行われた政府構成員の辞職、またはその解任もしくは解職によって、影響を受けることはない。
- (3) 訴追に理由があると認めるときは、国事裁判所は、当該政府構成員についてその職を免ずることができる。俸給以外の給付請求権は、その全部または一部を剥奪す

ることができる。

- (4) 政府構成員に対し、公衆の中から第1項にいう非難が提起されたときは、その構成員は、政府の同意を得て、国事裁判所の裁定を求めることができる。

IV 立法

第58条〔市民に負担を課す場合の一般的な法律の留保〕

法律または法律に基づく規定が要求もしくは許容していない限り、何人も作為、不作為または受忍を強制されてはならない。

第59条〔発案権、裁可〕

- (1) 法律案は、政府、議員または国民発案を通じて国民により提出される。
- (2) 国民発案は、完成され理由の付された法律案に基づくものでなければならぬ。国民発案は、有権者の6分の1以上の者によって提起されたとき、成立したものとす。国民発案は、政府により、その意見を付して、遅滞なくラント議会に提出されなければならない。
- (3) 法律は、ラント議会または国民投票によって議決される。

第60条〔法律に関する国民投票〕

- (1) 国民発案によって提出された法律案は、ラント議会が何らの変更もせずそれに同意した場合を除いて、国民投票に付されなければならない。この国民投票において、ラント議会は、国民に対し、自らの法律案の表決についても同時に提案することができる。
- (2) 政府は、ラント議会によって可決された法律について、ラント議会構成員の3分の1が要求するときは、これをその公布前に国民投票に付することができる。ただし、ラント議会が3分の2の多数をもってその法律を再議決したときは、政府の要求する国民投票は実施されないものとする。
- (3) ラント議会構成員の3分の1が要求したときは、政府は、ラント議会によって否決された政府提出法律案を、国民投票に付することができる。
- (4) 第2項および第3項の要求は、ラント議会の議決後2週間以内に行われなければならない。政府は、その要求がなされてから10日以内に、国民投票に付すか否かについて決定しなければならない。
- (5) 国民投票は、有効投票総数の過半数で決する。法律は、有権者の3分の1以上の同意があったとき可決される。
- (6) 租税法律、給与法律および国家予算法律については、国民投票は行わない。

第61条〔法規命令、行政規則〕

- (1) 法規命令制定の授権は、法律によってのみ行うことができる。その場合には、与えられる権限の内容、目的および程度が規定されなければならない。その命令の中に、法的根拠が示されなければならない。
- (2) 法律に別段の規定がない限り、法律の執行のために必要な法規命令および行政規則の制定は、政府が行う。

第62条〔国家緊急状態、緊急議会〕

- (1) ラントの存立、その自由で民主的な基本秩序または住民の生活必需品の充足に対

する差し迫った危険が生じたとき、および、自然災害または特別重大な事故によってもたらされた緊急状態において、ラント議会がただちに集会することを妨げる事情がある場合には、ラント議会の委員会が緊急議会としてラント議会の権能を行使する。この委員会により議決された法律によって、憲法を改正することはできない。総理大臣に対する信任をやめる権限は、この委員会には与えられない。

- (2) ラントの存立またはその自由で民主的な基本秩序に対する危険が切迫している限り、国民によってなされるべき選挙および投票は、これを実施しない。選挙および投票を実施しないことの確認は、ラント議会が、その構成員の3分の2の多数をもって行う。ラント議会がただちに集会することを妨げる事情がある場合には、前項第1文に定める委員会が、その構成員の3分の2の多数をもって上記の確認を行う。延期された選挙および投票は、当該危険が消滅した旨をラント議会が確認した後、6か月以内に実施されなければならない。この選挙および投票にかかる人および団体の任期は、新たな選挙の日が終了するまで延長される。

第63条 [認証、公布]

- (1) 憲法に従って成立した法律は、総理大臣によって認証され、1か月以内にラント官報に公布される。この法律には、総理大臣および少なくとも大臣の半数が署名を行う。ラント議会が緊急を要するものと決議したときは、当該法律はただちに認証され、公布されなければならない。
- (2) 法規命令は、これを発布する機関によって認証され、法律に別段の定めがない限り、官報に公布される。
- (3) 第62条による法律は、官報による適時の公布が不可能な場合、他の方法により公示される。事情が許す最も早い時期において、官報による公布があらためて行われなければならない。
- (4) 法律および法規命令は、その施行日を定めるものとする。その定めがないときは、官報が発行された日の経過後14日目に効力を生ずる。

第64条 [憲法改正、憲法破棄の禁止]

- (1) 憲法は、法律でこれを改正することができる。改正提案は、共和制的、民主的および社会的法治国家の諸原則に反してはならない。改正提案が許されるか否かの決定は、政府またはラント議会構成員の4分の1の申立てにより、国事裁判所が行う。
- (2) ラント議会構成員の少なくとも3分の2が出席しその3分の2の多数による議決がなされれば、ラント議会は憲法を改正することができる。ただし、この3分の2の多数は、ラント議会構成員の過半数に達していなければならない。
- (3) ラント議会構成員の過半数の要求があれば、国民投票によって憲法を改正することができる。憲法は、さらに、第60条第1項の国民投票によっても改正することができる。有権者の過半数の同意をもって、憲法改正法律は可決される。
- (4) 憲法条文を事前に改正することなく、憲法の規定を破る法律を議決することはできない。

V 司法

第65条 [裁判権の独立]

- (1) 裁判権は、国民の名において、連邦およびラントの法律に従って設置される裁判所によって行使される。
- (2) 裁判官は独立であり、ただ法律にのみ従う。

第66条 [裁判官の人的独立、裁判官訴追]

- (1) 専任として、かつ正規の定員として終局的に任用された裁判官は、裁判官の裁判によってのみ、かつ、法律の定める理由に基づき、法律の定める方式においてのみその意に反して、その任期満了前にこれを罷免し、または、継続的もしくは一時的にこれを停職に処し、または、転職もしくは退職させることができる。立法によって定年年齢を確定し、その年齢に達したときに、終身任用された裁判官が退職するものとなすことができる。裁判所の組織またはその管轄区域を変更する場合には、裁判官を他の裁判所へ転任させ、もしくは退職させることができる。ただし、つねに俸給の全額が保障されなければならない。
- (2) 裁判官が、職務の内外において憲法的秩序に違反したときは、ラント議会構成員の過半数による申立てに基づき、連邦憲法裁判所は、3分の2の多数をもって、その裁判官が転職または退職させられるべきことを命ずることができる。故意による違反の場合には、罷免を宣告することができる。
- (3) その他裁判官の法的地位については、特別の法律でこれを定める。この法律は、裁判官の服務宣誓についても定めるものとする。

第67条 [通常裁判所および行政裁判所への出訴]

- (1) 何人も、公権力によって自己の権利を侵害されたときは、出訴の途が開かれている。
- (2) 前項の争訟およびその他の公法上の争訟については、法律で他の裁判所の管轄とされていない限り、行政裁判所が裁断する。
- (3) 第1審級としての行政裁判所の判決に対しては、上訴することができる。
- (4) 詳細は、法律でこれを定める。

第68条 [国事裁判所]

- (1) 国事裁判所を設置する。国事裁判所は、次の事項について決定する。
 - 1. 最高ラント機関、または、この憲法またはラント議会の議院規則もしくは政府の職務規程によって固有の権限を与えられている他の関係者の権利および義務の範囲に関する争いに際しての、この憲法の解釈について
 - 2. ラント法とこの憲法との整合性について疑義または意見の相違がある場合
 - 3. ある裁判所がドイツ連邦共和国基本法第100条第1項に従って訴訟手続を中止したのを受けて、この憲法とラント法律との整合性について
 - 4. その他この憲法または法律により国事裁判所の権限とされた事項において
- (2) 申立権を有するのは、
 - 1. 前項第1号の場合には、同号にいう最高ラント機関または関係者
 - 2. 前項第2号の場合には、ラント議会構成員の4分の1または政府である。
- (3) 国事裁判所は、9名の構成員からなり、しかも、3名は職業裁判官、3名は裁判官職の資格を有する者、さらに3名はこのような条件を備えていない者とする。

国事裁判所の構成員は、ラント議会によって、9年の任期をもって、選出される。各々のグループにおいて、1名が3年毎に新たに選任されなければならない。裁判官が任期満了前に欠けたときは、その残任期間について後任者を選出する。裁判長には、職業裁判官の中の1名を任命することができる。国事裁判所構成員は、連邦議会、連邦参議院、連邦政府、およびそれらに対応するラントの諸機関のいずれにも属することはできない。

- (4) 詳細、とくに国事裁判所の組織および手続については、法律でこれを定める。この法律は、いかなる場合に国事裁判所の決定が法律の効力を有するか、についても定める。

VI 行政

第69条 [公行政の担い手]

行政は、政府、それに服する諸官庁および自治行政主体によって行われる。

第70条 [行政組織、組織権]

- (1) ラント行政の構成、区画および権限については、法律でこれを定める。下位の行政庁によって確実かつ合目的に履行可能な事務は、この行政庁に配分されなければならない。
- (2) 官庁の組織の詳細については、政府、または政府の委任に基づき大臣が定める。

第71条 [自治行政、とくに市町村および市町村組合]

- (1) ラントは、市町村および市町村組合ならびに目的組合に対して、自治行政権を保障する。市町村および市町村組合ならびに目的組合は、法律の範囲内において、自らの責任で、その事務を執行する。その他の公法上の社団および営造物についても、法律により設定された限度内において、同様のことが妥当する。
- (2) 市町村は、その区域内において、法律により、公益上の理由から特定の事務が他の機関に委ねられていない限り、公共的事務の主体である。市町村組合は、その管轄内において、同様な地位を有する。
- (3) 市町村および市町村組合に対し、法律によって特定の公共的事務の処理を委ねることができる。その場合、費用負担に関する規定が置かれなければならない。この事務が、市町村または市町村組合の超過負担をまねくときは、それに見合う財政上の補填がなされなければならない。
- (4) 法律または命令によって市町村および市町村組合に関係する一般的な問題が規律されるときは、それに先立つ適切な時期に、市町村および市町村組合またはこれらの連合体の意見を聴取しなければならない。

第72条 [市町村および郡の代表機関]

- (1) 市町村および郡において、住民は、普通・直接・自由・平等および秘密の選挙にもとづいて選出される代表機関を有していなければならない。市町村において、複数の有効な立候補者名簿が提出された場合には、選挙は、比例代表法の原則を考慮して実施されなければならない。市町村条例によって、各地区に対し市町村議会における代表1人を保障することができる。小規模の市町村においては、選挙による代表機関に代えて、市町村総会を置くことができる。

(2) 詳細は、法律でこれを定める。

第73条 [市町村の財政、財政調整]

(1) ラントは、市町村および市町村組合がその事務を実施することができるように配慮する。

(2) 市町村および郡は、法律の定めるところにより、固有の租税その他の公課を徴収することができる。

(3) 市町村および市町村組合は、ラントの事務に配慮しつつ、ラントの租税収入の配分を受ける。詳細は、法律でこれを定める。

第74条 [市町村の区域変更、市町村の廃止]

(1) 市町村および市町村組合の区域は、公共の福祉のために、これを変更することができる。

(2) 市町村の区域変更は、国家の承認を得た関係市町村の合意により、または法律により、もしくは法律に基づいて、これを行うことができる。当該市町村の意思に反する市町村の廃止には、法律を必要とする。市町村の区域変更を行うときは、直接に関係する区域住民の意見を事前に聴取しなければならない。

(3) 市町村組合の区域変更は、法律によりまたは法律に基づいて、これを行うことができる。郡の廃止には、法律を必要とする。

(4) 詳細は、法律でこれを定める。

第75条 [自治監督]

(1) ラントは、市町村および市町村組合における行政の法律適合性について、監督する。債務および担保の引き受けならびに財産の譲渡について、これを監督の任を負う官庁の承認にかからしめ、かつ、この承認の可否を秩序ある財政運営の観点から行うことができる旨、法律で定めることができる。

(2) 国家事務の委任を行う場合、ラントは、詳細について定める法律の規定に従って、指図権を留保することができる。

第76条 [国事裁判所への提訴]

市町村および市町村組合は、法律が第71条から第75条までの規定に違反することを主張して、国事裁判所に提訴することができる。

第77条 [公勤務]

(1) 高権的権能の行使は、恒常的任務として、通例、公法上の勤務関係および忠誠関係にある公務員に委ねられなければならない。

(2) すべて公務員は、国民全体の代弁者であり奉仕者である。

第78条 [服務宣誓]

官吏はすべて、次ぎの服務宣誓を行う。

「私は、私の職務を誠心誠意遂行し、憲法および法を守りかつ擁護し、何人にも正義を行うことを誓います。神よ、ご照覧あれ。」

宣誓は、宗教的な誓いの言葉を除外して行うこともできる。

Ⅶ 財政制度

第79条 [予算]

- (1) ラントのすべての収入および支出は、これを予算に編成しなければならない。ラントの国営事業および特別財産については、繰入れまたは繰出しのみを編入すれば足りる。予算においては、収入と支出との均衡がとられるものとする。
- (2) 予算は、1会計年度、または複数の会計年度につき年ごとに区分して、予算法律によって確定される。予算の確定は、当該会計年度の始まる前、複数の会計年度に関する場合には最初の会計年度が始まる前に、なされるものとする。
- (3) 予算法律には、ラントの収入および支出に関する規定、ならびに当該予算法律の議決対象となる期間に関する規程のみを定めれば足りる。予算法律には、その規定が次の予算法律の公布によって初めて失効し、または、第84条の授權がある場合には、それよりも後の時点で失効する旨を定めることができる。
- (4) 資産と負債は、予算中のひとつの書面によって証明されなければならない。

第80条 [議会における予算の可決以前の支出]

- (1) 会計年度の終了までに、次の会計年度の予算が確定されず、緊急予算法律も成立しないときは、政府は、法律の定めがなされるまで、次に掲げる目的のために必要な支出をなすことができる。
 1. 法律に従って存在している施設を維持し、法律によって決められた措置を実施すること
 2. 法的根拠をもつラントの義務を履行すること
 3. 前年度の予算によってすでに金額が承認されている限りにおいて、建築・調達およびその他の給付を継続し、あるいはこれらの目的のために補助を継続すること
- (2) 租税、公課その他の財源による特別の法律に基づく収入、または事業資金準備金が、前項の支出を充たさない場合、政府は、秩序ある財政運営のために必要な信用借りを行うことができる。ただし、この信用借りは、前年度の予算総計の4分の1を超えてはならない。

第81条 [予算超過支出および予算外支出]

予算超過支出および予算外支出には、大蔵大臣の同意を必要とする。この同意は、予見することができず、かつ避けることのできない必要がある場合にのみ、これを与えることができる。事後に、ラント議会の承認を得なければならない。

第82条 [支出の増額、収入の減少]

- (1) 予算において確定された支出を増額し、または新たな支出をもたらすこととなるラント議会の議決は、政府の同意を必要とする。収入の減少をもたらすラント議会の議決についても、同様である。これらの場合、補填の保障がなされなければならない。
- (2) 政府は、ラント議会が前項の議決を中止するよう求めることができる。この場合、政府は、6週間以内に、ラント議会に対して態度表明を送付しなければならない。

第83条 [会計報告、会計検査]

- (1) 大蔵大臣は、毎年、ラント議会に対して、すべての収入および支出、ならびにラントの資産および負債について、政府の責任を解除するために、会計報告をしなければならない。

- (2) ラントの決算、ならびに予算執行および経済運営については、会計検査院がこれ
を検査する。会計検査院の構成員は、裁判官と同様の独立性を有する。会計検査院
の院長および副院長の任命は、ラント議会の承認を必要とする。会計検査院は、毎
年、直接ラント議会に対して報告し、同時に政府に通知する。

第84条 [信用借り、担保保証]

信用借り、および、保証・担保その他の担保的給付の引き受けには、法律による
授権を必要とする。信用借りによる収入は、予算に見積もられている投資のための
支出の総額を超えてはならない。例外は、全経済の均衡を濫すことを防止するため
にのみ許される。詳細は、法律でこれを定める。

終末規定

第85条 [大学の存続保障]

総合大学および学位授与権を有する単科大学は、その存続を維持される。

第86条 [環境・景観および記念物の保護]

自然の生活基盤、景観、ならびに芸術・歴史および自然の記念物は、公的保護な
らびに国家および市町村の育成を受ける。

第87条 [非国家的な福祉事業]

非国家的福祉団体による福祉事業は、これを保障する。

第88条 [前憲法的な法に関する、国事裁判所の規範統制]

第68条第1項第2号および第3号、ならびに第76条にいうラント法は、この
憲法の施行以前に効力を有した法も含む。

第89条 [国事裁判所構成員の第1回選挙]

第68条第3項に従って選任されることとなっている国事裁判所構成員の第1回
選挙においては、同項の3つのグループから各々1人の構成員が6年の任期で、さ
らに各々もう1人の構成員が3年の任期をもって選挙される。

第90条 [警察組織]

警察の組織は、原則として、法律による新たな規律がなされるまで、存続する。

第91条 [中央官庁に関する故国条項]

各省およびその他の最上級ラント官庁においては、旧来の諸ラント出身者が相応
な割合になるように、官吏の任用がなされるものとする。

第92条 [「ラント議会構成員」の多数または少数の意味]

この憲法で「ラント議会構成員」の多数または少数というときは、ラント議会構
成員の法定数によって計算される。

第93条 [第1回ラント議会の集会および被選期間]

- (1) バーデン、ヴェルテンベルク＝バーデンおよびヴェルテンベルク＝ホーエンツォ
レルン各ラントにおける新編成に関する1951年5月4日の第2次法律（連邦官
報第1部、283頁以下）第13条によって選挙されたラント憲法制定会議の議員
は、この憲法の施行後、最初のラント議会を構成する。

- (2) このラント議会の被選期間は、1956年3月31日に終了する。

第93a条 [1956年から1960年までの被選期間]

1956年4月1日に始まった被選期間の満了のために必要となるラント議会の新選挙は、第30条第2項にもかかわらず、この被選期間満了後遅くとも60日目に実施することができる。これに即して新選挙が現に行われたときは、新たな被選期間は、1960年6月1日に開始する。

第94条〔施行、法効果〕

- (1) ラント憲法制定会議によって議決されたこの憲法は、その議長によって認証され、暫定政府によりラント官報において公布される。
- (2) この憲法は、その公布の日（*）に効力を生ずる。この憲法の効力発生と同時に、バーデン、ヴェルテンベルク＝バーデンおよびヴェルテンベルク＝ホーエンツォレルンの各旧ラント憲法は、失効する。
- (3) その他の旧ラント法は、この憲法に抵触しない限り、その適用領域において、存続する。法律または命令において旧ラントの諸機関が指示されている場合には、それに匹敵するバーデン＝ヴェルテンベルク・ラントの諸機関が、それらにとってかわるものとする。

（*）公布日は、1953年11月19日である。

ザールラント憲法

1947年12月15日 (BS Saar 100-1)

1989年10月25日の Nr. 1251 法律 (ABl. S. 1570) のテキストによる 注(1)

注(1) 第1編の項の番号は、編者が付したものである。

第1編 基本権および基本義務

第1章 個人

第1条 [人間の尊厳]

すべての人は、個人として尊重される権利を有する。生命、自由および人間の尊厳の承認に対する万人の権利は、全体の福祉の限界内において、共同体の秩序を規定する。

第2条 [人間の自由]

人間は自由であり、法律が義務づけていない作為、不作為または受忍を強制されるではない。すべての人は、自分の人格にかかわるデータの保護請求権を有する。

[このようなデータへの] 介入は、優越的な一般利益に関する場合に限り、法律に基づいてのみ許容される。

第3条 [人格の自由]

人格の自由は不可侵である。人格の自由は、法律によってのみ制限することができる。

第4条 [信仰および良心の自由]

- (1) 信仰、良心および信条は自由である。
- (2) 市民の権利義務および公民の権利義務は、これらの自由によって条件づけられ、制約されることはない。

第5条 [自由な意見表明の権利]

- (1) すべての人は、法律の制限内において、言論、文書、印刷物、絵画その他の方法で、自らの意見を自由に表明する権利を有する。
- (2) 芸術、学問およびその教授は自由である。
- (3) 検閲は行われぬ。
- (4) 制約は、法律の枠内においてのみ課せられる。

第6条 [集会の自由]

- (1) すべてのドイツ人は、届出または特別の許可なしで、武器を携帯せず平穏に集会する権利を有する。
- (2) 屋外集会は、法律によって届出を義務づけることができ、公共安全に直接の危険がある場合には禁止することができる。

第7条 [結社の自由]

- (1) すべてのドイツ人は、社団および組合を結成する権利を有する。
- (2) その目的または活動が刑法に反する社団および組合は、禁止される。

第8条 [政党禁止]

憲法で保障された自由および権利を、実力または形式上は法的な権限を濫用することによって廃棄し、または掘り崩すことを目的とする政党またはその他の組織的集団は、禁止される。詳細は、法律でこれを定める。

第9条 [居住移転の自由]

- (1) ドイツ人は、完全な居住移転の自由を享受する。
- (2) すべてのドイツ人は、出国の権利を有する。

第10条 [基本権の濫用]

自由で民主的な基本秩序を攻撃し、危険にさらす者は、自由な意見表明の権利、集会および結社の自由の権利ならびに学問的作品または芸術的作品を流布する権利を援用することができない。

第11条 [引き渡し、庇護権]

- (1) いかなるドイツ人も、外国の権力に引き渡されない。
- (2) この憲法が定める基本権の侵害を伴って迫害され、ザールラントに逃亡してきた者は、庇護権を享受する。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第12条 [法律の前の平等]

すべての人間は、性別、人種、門地、宗教的および政治的信条による区別なく、法律の前に平等である。男女は同権である。

第13条 [自由の剥奪]

- (1) 何人も、法律が規定している場合、および法律が規律している形式でなければ、追及され、逮捕されまたは拘留されてはならない。
- (2) 何人も、遅くとも逮捕の翌日中に裁判官の前に引致されるのでなければ、拘留されない。拘留者にはすべて、逮捕に対する異議を申立てる機会が与えられなければならない。
- (3) 拘留が1カ月を越える場合には、理由づけを伴う裁判官の決定によって、[拘留]継続の正当性が、法律に基づいて定期的に確認されなければならない。

第14条 [手続的基本権]

- (1) 何人も、法律上の裁判官 [の裁判を受ける権利] を奪われてはならない。
- (2) 何人も、管轄権を有する裁判所の法的効力をもつ判決によって、有罪を宣告されるまでは、無罪とみなされる。
- (3) すべての人は、官庁の手続において、法的助言者を依頼する権利を有する。

第15条 [遡及刑法の禁止]

刑罰は、行為の実行時に妥当していた法律に基づいてのみ、科すことが許される。

第16条 [住居の不可侵]

住居は不可侵である。例外は、法律に基づいてのみ許容される。

第17条 [信書、郵便および電信電話の秘密]

信書、郵便および電信電話の秘密は、保障されなければならない。例外は法律で

これを定める。

第18条 [所有権および相続権]

- (1) 所有権は法律の枠内で保障される。
- (2) 相続権も同様である。

第19条 [名誉職]

- (1) すべての人は、法律に基づいて、名誉職的活動および緊急の援助の義務を負う。
- (2) 国および市町村に対する人的奉仕の義務づけは、憲法改正法律に必要な〔多数と同じ特別〕多数による議決がある場合にのみ可能である。

第20条 [権利保護の保障]

公権力によって自己の権利を侵害されたと考えるあらゆる人に対して、訴願または出訴の途が開かれる。

第21条 [基本権の法的拘束力]

基本権は、その本質を改変されてはならない。基本権は、立法者、裁判官および行政を、直接的に拘束する。

第2章 結婚および家族

第22条 [結婚および家族、男女の同権]

- (1) 結婚および家族は、共同体生活の自然的基礎として、国家による特別の保護および助成を享受する。
- (2) 結婚は、両性の同権に基づく。

第23条 [母親の保護]

母親は、国家による保護および配慮への請求権を有する。

第24条 [親権、非嫡出子の同格性]

- (1) 子供が肉体的、精神的、知的ならびに社会的に有能な者となるように教育することは、親の最高の義務であり、自然的権利である。この権利は、裁判官の判決によらなければ制限または剥奪されない。
- (2) 非嫡出子には、立法によって、肉体的および知的発展に関して嫡出子と同等の条件が創出され、嫡出子と同等の社会的地位が創出されなければならない。

第25条 [青少年の保護]

- (1) 青少年は、搾取、ならびに肉体的、精神的または道徳的退廃から保護されなければならない。国および市町村は、これに必要な施設を設ける。この事務は、公益的であると認められた民間の福祉施設によっても遂行され得る。
- (2) 強制的な保護措置は、法律に基づいてのみ許容される。

第3章 教育、授業、国民教育、文化の育成

第26条 [授業および教育の一般的目的]

- (1) 授業および教育は、若者を、彼が家族および共同体における自分の任務を果たすことができるように育成することを目的とする。親は、自然のおよびキリスト教的道徳律を基礎として、自分の子供の教養および教育について決定する権利を有する。
- (2) 教会および宗教団体は、教育の担い手として認められる。

第27条 [学校制度]

- (1) 公立および私立の学校が、青少年の教育に仕える。
- (2) 学校制度全体が、国の監督に服する。
- (3) 公立の基礎過程学校および本過程学校（小学校）、特殊学校、職業教育学校、実業学校およびギムナジウムは、共同学校である。これらの学校においては、生徒は、それぞれの所属宗教からは独立に、他の考えをもつ生徒の感情に十分配慮しつつ、キリスト教的な教養価値および文化価値を基礎として、授業を受け教育される。
- (4) 基礎過程学校および本過程学校は、秩序立った学校経営の諸条件を充足しなければならない。公立の基礎過程学校および本過程学校は、その役割上 [必ず] 設置されなければならない。
- (5) 詳細は、法律でこれを定める。
- (6) ある特定種類の学校への入学は、適性によって決定される。生徒には、その能力に応じて入学の機会が与えられなければならない。

第28条 [私立学校]

- (1) 公立学校の代替物としての私立学校 [の設立] には、国の認可を必要とする。この認可は、私立学校の教育目的、施設ならびに教員の学問的素養が公立学校のそれに劣っておらず、生徒の選別が両親の財産関係によるものではない場合に、付与される。教員の経済的および法的地位が十分に保障されていない場合には、[国は] 認可を与えてはならない。
- (2) 私立の基礎過程学校、本過程学校および特殊学校（以上小学校）は、1949年5月23日のドイツ連邦共和国基本法第7条第5項の定める特別の条件の下においてのみ認可され得る。
- (3) 公立学校の代替物としての私立学校は、その任務を遂行し、その義務を充足するために、公的補助への請求権を有する。詳細は、法律でこれを定める。
- (4) ラントは、公益に基づいて運営され、組織および編成において公立学校に適用される法律規定に準拠している私立の基礎過程学校、本過程学校および特殊学校（以上小学校）に対して、学校設置者の申立てに基づいて、人的および物的な経常支出に必要な費用を、公立学校の費用から査定して支弁する。第3項はこれによって影響を受けない。

第29条 [宗教教育]

- (1) 宗教教育は、公立の基礎過程学校、本過程学校、特殊学校（以上小学校）、職業教育学校、実業学校およびギムナジウムのすべてにおいて、正課である。宗教教育は、教会および宗教団体の委託および教師との合意、ならびに教会および宗教団体の規約にしたがって行われる。教会および宗教団体は、国の監督官庁の了解の下に、宗教教育の実施を監督することができる。宗教教育の教育計画および教科書には、国の監督官庁の同意を必要とする。
- (2) 親は、自分の子供が宗教授業に参加することを拒否することができる。このことによって、子供にはいかなる不利益も課せられてはならない。子供が満18歳に達している場合には、子供自身が宗教授業を拒否することができる。

第30条 [青少年教育の目的]

- (1) 青少年は、神に対する畏敬の念と、キリスト教的隣人愛および諸国民との宥和の精神と、故郷、民族および祖国に対する愛情とをもち、自然的生活基盤と注意深く接し、道徳的および政治的責任感をもち、職業的および社会的能力、および自由で民主的な感覚を養うように、教育されなければならない。

第31条 (削除)

第32条 [国民教育の助成]

国および市町村は、市民向けの図書館および市民大学講座を含む国民教育機関を助成する。

第33条 [高等教育機関]

- (1) ザールラントは、大学の設立および拡充に努める。
- (2) 大学は自治権を有する。研究および教授の自由は保障される。学生は、大学に固有の事務を民主的に処理することに参画する。
- (3) 大学教育を受ける機会は、すべての人に対して開かれる。才能のある社会人が、高校卒業資格なしに、大学に入学できる制度が設けられなければならない。
- (4) 詳細は、ラント法律でこれを定める。

第34条 [芸術、自然、および景観の保護]

- (1) 文化的創造は、国の助成を享受する。
- (2) 芸術的、歴史的および自然的記念物、ならびに景観は、国の保護および育成を受ける。国民のすべての階層が、文化財の価値を享受できなければならない。

第4章 教会および宗教団体

第35条 [宗教活動、教会の独立性]

- (1) 妨害を受けない宗教活動が保障され、国の保護を受ける。公的な礼拝行為が認められる。国は有効に成立した教会との契約および合意を承認する。
- (2) 教会は、その固有の領域においては完全な独立性を享受する。教会は、別の内容を定める既存の法律規定または合意に反しない限り、国または市町村の協力なしにその役職を任命する。教会は、宣教および宗教的指導に関して完全な自由を有する。司教教書、広報、命令および指図による教会と聖職者および平信徒との交流は、国の監督または制限に服さない。教会は、宗教、慈善、社会および国民教育に関する任務に仕える社団および組織を設立し、維持する権利を有する。個人、人的共同体および団体に関する憲法上の諸原則から生ずる義務は、これによって影響を受けない。

第36条 [聖職者の養成]

- (1) 聖職者および宗教家の養成は、教会および宗教団体に専属する権利である。この目的のために、教会および宗教団体は、固有の大学、神学校および神学生寮の設置、教育運営、指導および管理において、完全な自由を有する。
- (2) 教会は、国との合意に基づいて、神学部を設置することができる。

第37条 [教会の法的地位]

- (1) 教会および宗教団体は、一般法の規定に基づいて、権利能力を獲得する。
- (2) これまで公法上の団体であった教会および宗教団体は、[今後も] 公法上の団体で

ある。その他の宗教団体および基金は、その規約および構成員数によって存続が保証される場合には、申立てによりこの資格を取得することができる。この種の複数の宗教団体が、単一の団体に結合される場合には、この結合された団体も公法上の団体である。

- (3) 公法上の団体である教会および宗教団体は、ザールラントについて必要なその支出を充当するために、市民租税台帳に基づいて租税を課することができる。

第38条 [教会の所有権]

教会、宗教団体およびその施設が有する礼拝、授業および慈善活動目的の特定財産について、その所有権およびその他の権利は保障される。

第39条 [教会に対する国の給付]

法律、契約またはその他の権原に基づいて、教会およびその他の宗教団体、ならびにそれらが設立した営造物、基金、財団および団体に対してこれまで行われてきた国の給付は、そのまま維持される。

第40条 [教会の社会的および慈善的施設]

教会および宗教団体またはそれらの組織が維持する社会的および慈善的施設並びに学校は、公益に資するものと認められる。

第41条 [日曜日および祭日]

日曜日および国が認めた教会の祭日は、宗教的に昂揚し、魂を高め、労働を休む日として法律上保護される。

第42条 [営造物での司牧]

教会および宗教団体には、病院、刑事施設その他の公営造物および施設において、礼拝を執り行い、決められた司牧を実施する機会が与えられなければならない。

第5章 経済秩序および社会秩序

第43条 [経済の課題]

- (1) 経済は、国民の福祉に仕え、国民の需要の充足に仕えることを課題とする。
- (2) 財貨の生産、製造および分配に対して有意義な影響を与え、経済収益に対する各人の正当な取り分を確保し、各人を搾取から保護するために必要な措置が、法律によってとられなければならない。

第44条 [契約の自由および営業の自由]

契約の自由および営業の自由は、法律に基づいて保障される。経済力の濫用は、一切許されない。

第45条 [労働力の保護、労働の権利]

人間の労働力は国の保護を享受する。すべての人は、その能力に応じて労働の権利を有する。

第46条 [社会保険および失業保険]

健康と労働能力の維持および回復、母親の保護、出生、病気、事故、就業不能、老齢、廃疾および死がもたらす経済的帰結に対する備え、ならびに自分に責任のない失業の帰結からの保護、これらのために国の監督下にある社会保険および失業保険が、全国民に仕える。社会保険および失業保険は、使用者の協力の下に、被保険

者の自治に委ねられ、特別の裁判権に服する。詳細は、法律でこれを定める。

第47条 [労働法、労働裁判権]

すべての労働者のために、特別の裁判権を伴う統一的な労働法が創出される。この労働法は、賃金協定権、ならびに使用者の職業組織と労働者の職業組織との間に不可欠の集合団体について規律する。労働条件は、労働者の生存、尊厳、家族生活および文化的要求を保障するように形成されなければならない。女性および青少年は、法律の特別の保護を保障されなければならない。男女は、同一の活動および働きに対して、同一の報酬を受け取る。

第48条 [労働時間、休暇]

- (1) 労働時間は法律で規律されなければならない。労働の報酬は、法律で定められた祝祭日についても、支払われなければならない。
- (2) すべての労働者は、有給休暇への請求権を有する。

第49条 [公民の権利の行使]

勤務関係または労働関係にある人は、公民の権利の行使に必要な休暇、彼に委任された名誉職的な公務の遂行に必要な休暇、およびその間の給与の支払いを求める権利を有する。詳細は、法律でこれを定める。

第50条 [国による経済的社会的建設]

- (1) 国は、法律に基づいて、ラントの経済的および社会的建設を計画し、実施する義務を負う。
- (2) 社会正義の命ずるところにより、国は法律で、すべての戦利品を確実に無補償で没収しなければならない。

第51条 [所有権の保障、公用収用]

- (1) 所有権は、国民に対する義務を伴う。所有権の行使は公共の福祉に反してはならない。
- (2) 所有権の制限または剥奪は、公共の福祉が要求する場合に、法律に基づいてのみ許容される。このことは、著作権および発明権にもあてはまる。公用収用は、正当な補償がある場合のみ実行が許される。その態様および金額に関して、個々の当事者の利益と公共の福祉の要請とを考慮している補償は、すべて正当である。紛争があれば、当事者には通常裁判所への出訴の途が開かれる。

第52条 [社会化]

- (1) 経済の基幹企業（炭鉱、カリ鉱、鉱山、その他の地下資源、エネルギー産業、交通および運輸制度）は、ラントの経済に対するその重大な意義のゆえに、またはその独占的性格のゆえに、私的所有権の対象外とすることができ、国民共同体の利益になるように運営されなければならない。
- (2) すべての大企業は、その企業政策、企業運営および企業活動の方法が、公共の福祉を危険にさらす場合には、私的所有から共同体所有に移管することができる。このような企業は、合理的な動機が存在する場合には、法律に基づいて、場合に応じて公的な監督の下に置くことができる。公有となった企業においては、その経済的目的に応じて、私経済的企業形態または公共経済的企業形態で運営が行われるべきである。企業を公有に移管する場合には、当該企業で働く労働者、市町村または市町

村組合またはその他の地方自治的目的団体の参加によって、経済力の行き過ぎた集中が阻止されなければならない。

第53条 [銀行および保険制度]

- (1) 銀行、その他の金融機関および保険業に対する国の監督は、法律でこれを定める。
- (2) 国は、経済共同体の力の関与の下に、国民経済的意味において必要な国有財産の設備を確保する措置をとらなければならない。
- (3) 詳細は、法律でこれを定める。

第54条 [中産階級、組合制度]

- (1) 工業、製造業、手工業および商業におけるザールラントの自立的中産階級が助成され、その自由な発展が保護されなければならない。
- (2) 同様に、組合制度が助成されなければならない。

第55条 [農業、土地利用]

- (1) 国は、国民扶養の基盤としての農業、特に自立的中産階級の維持を、あらゆる適切な手段によって助成する。
- (2) 土地利用は、所有者を共同体に対して義務づける。所有者がこれから確定されるべき一定程度を超える土地を所有している場合、その所有者による農業用地および林業用地の賃貸および譲渡には、法律に基づいて [国の] 認可が義務づけられる。

第56条 [団結の自由、ストライキ権]

労働および経済条件を維持改善するための結社の自由は、すべての人およびすべての職業に保障される。労働組合のストライキ権は、法律の枠内で承認される。ストライキは、調停および交渉の可能性がすべて尽きた場合にのみ、実施することができる。

第57条 [使用者および労働者の職業組織]

- (1) 使用者の職業組織と労働者の職業組織は、経済的および社会的な一般利益を守るために、同権を基礎として協力する。
- (2) 使用者および労働者の職業組織は、専ら職業的、経済的および社会的利益を代表するためのものである。詳細は、法律でこれを定める。

第58条 [経済共同体]

- (1) 使用者団体および労働者団体は、同権を基礎として、経済共同体において協力する。経済共同体は、自己の領域の共通事務を取り扱い、経済全体のなかで自己の経済分野の利益を代表することを委託され、重要な意義を有するすべての経済的および社会的措置に関して、政府の諮問を受ける。
- (2) 国の経済指導は、経済共同体を通じてのみ実施される。詳細は、法律でこれを定める。
- (3) 経営に代表を送り、自己の経済的および社会的利益を擁護するために、労働者は1名の経営委員を選挙する。詳細は、経営委員法でこれを定める。

第59条 [経済の自治行政機関]

- (1) ザールラントの経済は、それぞれ工業および商業協会、手工業協会、農業協会、労働協会によって公法上代表される。経済共同体は各協会に加入する。
- (2) 公務員組合および公共企業体についても同様である。

第6章 自然的生活基盤の保護

第59a条

自然的生活基盤の保護は、国およびすべての個人の特別の配慮に委ねられる。したがって、以下は国の第1順位の任務である。

- －自然的生活基盤としての土地、水および空気を保護すること。発生した被害を除去し、是正すること。
- －エネルギーを節約すること。
- －総体としての自然の供給能力を維持し、恒常的に改善すること。
- －森林を保護し、発生した被害を除去および是正すること。
- －原産種の動植物を保護し、維持すること。

法律は、必要な拘束および義務を定め、関連する公益と私益を調整し、国および地方公共団体の任務を規律する。

第2編 国の任務および組織

第1章 基礎

第60条 [民主制国家、社会的法治国家]

ザールラントは、ドイツ連邦共和国に属する自由な民主制国家であり社会的法治国家である。

第61条 [国民主権]

- (1) すべての国家権力は国民に由来する。すべての国家権力は、国民によって、選挙および投票を通じて行使され、ならびに立法、執行権および裁判の特別な機関を通じて行使される。
- (2) 立法は憲法的秩序に拘束され、執行権および裁判は法律および法に拘束される。

第62条 [ラントの旗]

- (1) ラントの旗は、黒－赤－金である。
- (2) ラントの紋章は、法律でこれを定める。

第2章 選挙および国民投票

第63条 [選挙法の原則]

- (1) 選挙および国民表決は、普通、平等、直接、秘密および自由 [選挙] である。
- (2) 投票日は、日曜日または公休日でなければならない。

第64条 [投票権]

ザールラントに住所を有し、投票権を停止されていない18歳以上のすべてのドイツ人が投票権を有する。

第3章 国民意思の機関

第1節 ラント議会

第65条 [立法権の担い手]

- (1) ラント議会は、選挙された国民の代表である。
- (2) ラント議会は、憲法によって国民に直接留保されていない限り、立法権を行使する。ラント議会は、立法権を譲渡することができない。
- (3) 執行権の統制は、ラント議会の義務である。

第66条 [ラント議会の構成、被選挙権]

- (1) ラント議会は51人の議員から構成される。議員は、比例代表選挙の原則にしたがって選挙される。
- (2) 議員は全国民の代表であり、自己の良心のみに服し、委任および指図に拘束されない。成人の年齢に達したすべての有権者が被選挙権を有する。

第67条 [被選期間]

- (1) ラント議会は、5年の期間について選挙される。ラント議会が解散された場合、新ラント議会の集会に伴って、[旧議会の]被選期間は終了する。新たな選挙は、被選期間開始から早くとも57カ月後、遅くとも60カ月以内に実施される。
ラント議会が解散された場合には、新たな選挙は60日以内に実施される。ラント議会議長は、この期間の開始をザールラント官報で告示する。
- (2) ラント議会は、選挙後遅くとも30日以内に集会する。

第68条 [招集]

ラント議会は、会期 [開始] の時点および期間を決定する。ラント議会議長は、ラント議会をそれより以前に招集することができる。ラント議会議長は、議員の4分の1または総理大臣の要求がある場合には、議会を招集する義務を負う。

第69条 [解散]

ラント議会は、議員の3分の2の多数で議決した場合、またはラント議会がラント政府に対する信任を撤回し、4週間以内に議会の信任を得たラント政府が形成され得ない場合に、解散される。

第70条 [議院規則、議長団]

- (1) ラント議会は、法律および議院規則によって内部事項を規律する。
- (2) ラント議会は、諸会派に考慮して、議長、副議長および議長団のその他の構成員を選挙する。

第71条 [議長]

- (1) 議長は、ラント議会の事務を指揮する。ラント議会行政は、議長の指導の下に置かれる。議長には、議長団の了解の下に、ラント議会の雇員および労務者を採用および解雇し、ラント議会の官吏を任免する権限が属する。議長は、議院の収入および支出を処理し、ラント議会の法律事務および法的紛争にあたってラントを代表する。
- (2) 議長は、ラント議会における建物管理権および警察権を行使する。ラント議会の構内における搜索および押収は、議長の同意がある場合にのみ許される。

第72条〔審議の公開〕

- (1) ラント議会の審議は公開される。
- (2) ラント議会は、出席者の3分の2の多数により、議事日程の個々の案件を非公開とすることができる。ラント政府も非公開の申立てをすることができる。申立てについては、秘密会において審議し、議決する。ラント議会は、非公開審議〔の内容〕について公表すべきか否か、いかなる態様で公表すべきかを決定する。
- (3) 委員会の審議については、〔以上の規定と〕異なる定めを置くことができる。

第73条〔会議の報告〕

ラント議会またはその委員会の公開会議における審議の正確な報告は、一切責任を問われない。

第74条〔議決能力〕

- (1) ラント議会は、その構成員の過半数が出席している場合に、議決を行うことができる。
- (2) 憲法に別段の定めがない限り、ラント議会の議決には、投票総数の過半数が必要である。ラント議会によって行われるべき選挙に関しては、法律または議院規則が例外を定めることができる。

第75条〔選挙の審査〕

- (1) ラント議会は、選挙の有効性について審査し、決定する。ラント議会は、ある議員が議員資格喪失したか否かという問題についても決定する。
- (2) この決定は、憲法裁判所によって取消され得る。

第76条〔政府構成員の会議への参加〕

- (1) ラント政府の構成員は、ラント議会またはその委員会の要求があれば、会議に出席し、情報を提供しなければならない。
- (2) ラント政府の構成員およびその受託者は、ラント議会およびその委員会にいつでも出席することができる。ラント政府の構成員は、要求すればいつでも発言することができる。

第77条〔委員会〕

- (1) ラント議会は、必要に応じて委員会を設ける。委員会の構成は、各会派の勢力を考慮しなければならない。
- (2) 特別な場合には、ラント議会は、決定を行う準備のためにアンケート委員会を設置することができる。議員ではない者も、アンケート委員会の構成員となることができる。

第78条〔請願〕

- (1) ラント議会への請願および訴願については、ラント議会自体が決定を行わない限り、陳情委員会が決定する。
- (2) 陳情委員会は、原則として、ラント政府、ラント政府の構成員、その他の最高ラント官庁に対して情報〔の提供〕および文書〔の提出〕を要求し、請願者およびその他の関係人を聴聞する権限を有する。

第79条〔調査委員会〕

- (1) ラント議会は、調査委員会を設置する権利を有し、議員の4分の1の申立てがあ

る場合には、調査委員会を設置する義務を負う。

- (2) 調査委員会は、公開の審議において証拠を取調べる。調査委員会構成員の3分の2の多数決によって、証拠調べを非公開とすることができる。
- (3) 裁判所および行政官庁は、証拠調べのための委員会の依頼に応ずる義務を負う。官庁の文書は、求めに応じて提出されなければならない。
- (4) 調査委員会の手続および委員会の依頼を受けた官庁の手続には、刑事訴訟法の諸規定が類推適用される。ただし、信書、郵便および電信電話の秘密は、侵されない。

第80条 [鉱山安全委員会]

ラント議会は、鉱山安全委員会を設ける。この委員会は、調査委員会の権利も有する。鉱山安全委員会は、その構成員の4分の1の申立てに基づいて、[同委員会の]対象事項に関して調査を行う義務を負う。

第81条 [議員の免責特権]

- (1) 議員は、いかなる時でも、その投票または委任を行使するための発言のゆえに、刑事裁判上または職務上訴追を受け、その他、議会外で責任を問われてはならない(職務上の免責)。これは中傷的誹謗には適用されない。
- (2) 特に、ラント議会の委員会の会議における議員の発言、会派の会議における議員の発言、ラント政府との協議における議員の発言、ラント政府のために行った議員の発言、ラント議会の代表団の一員としての議員の発言、ラント議会に対する文書による申立てのなかでなされた議員の意見表明、これらはいずれも委任を行使するための発言とみなされなければならない。

第82条 [議員の不逮捕特権]

- (1) 議員は、ラント議会の許諾なしには、刑罰をもって禁止されている行為を理由として、取調べを受けまたは拘留され得ない(職務外の免責)。ただし、現行犯で逮捕された場合、または翌日中に逮捕された場合は、この限りではない。
- (2) 委任の行使を阻害するような、人身の自由に対する他のあらゆる制限の場合にも、同様の許諾を必要とする。
- (3) 議員に対するあらゆる刑事手続、あらゆる拘留、または議員の人身の自由に対するその他の制限は、ラント議会の要求がある場合には、最大限被選期間の継続中は停止される。
- (4) ある職業活動に関して、この職業の遂行中に犯された行為については、裁判上の訴追が無制限に認められる旨が法律で定められている場合には、第1項から第3項までは適用されない。

第83条 [証言拒否権]

議員は、議員としての資格で事実を打ち明けられた相手、または議員としての資格で事実を打ち明けた相手、ならびに事実それ自体について、証言を拒否する権利を有する。この証言拒否権が及ぶ限りにおいて、押収も許されない。

第84条 [委任の行使]

議員は、[議員として]委任[された職務]を行使するために、[いちいち]休暇をとる必要はない。ラント議会の議席を獲得しようとする人は誰でも、選挙の準備のために必要な休暇を保障される。

第85条 [議員の訴追]

- (1) 私利を得るためにラント議会の威信を著しく危険にさらすような仕方で、議員としての影響力または知識を濫用した議員は、憲法裁判所に対して訴追され得る。ラント議会またはその委員会の会議で秘密の保持が議決された情報を、それが公に伝播することを予想して、他者に対して故意に漏洩した議員も同様とする。
- (2) 訴追提起の動議には、ラント議会構成員の少なくとも3分の1が署名しなければならず、[訴追の提起には]ラント議会構成員の3分の2の多数による同意が必要とされる。
- (3) 憲法裁判所は、委任 [議員資格] の喪失を宣告することができる。

第2節 ラント政府

第86条 [構成]

ラント政府は、総理大臣および大臣によって構成される。

第87条 [総理大臣の選挙、大臣の任命および罷免]

- (1) 総理大臣は、ラント議会の法定議員総数の過半数によって、選挙される。総理大臣は、ラント議会の同意の下に、大臣を任免する。
- (2) 総理大臣および大臣は、いつでも辞意を表明することができる。
- (3) 総理大臣の職務は、新たなラント議会の集会に伴って終了する。大臣の職務は、総理大臣がその職務を退いた場合には常に終了する。
- (4) 新たに選挙されたラント議会の集会後3カ月以内、またはその他の [事由による] 総理大臣の退任後3カ月以内に、[後任の] 総理大臣が選挙されない場合には、ラント議会は解散される。
- (5) 辞職またはその他の [事由による] 職務終了の場合、ラント政府の構成員は、後任が職務を引き継ぐまでの間、その職務を続行する。総理大臣は各大臣のこの義務を免除することができ、ラント議会議長は総理大臣のこの義務を免除することができる。

第88条 [不信任決議案]

- (1) 総理大臣および大臣は、職務の遂行にあたって、ラント議会の信任を必要とする。ラント議会が信任を撤回した場合には、総理大臣および大臣は、その職務を離れる。
- (2) 信任は、信任表明動議の否決によって (信任問題)、または明示的な不信任表明によって (不信任決議)、撤回することができる。信任問題 [の動議] は、一体としてのラント政府のみが提出することができ、明示的な不信任表明の動議は、会派のみが提出することができる。信任撤回の決議には、ラント議会の法定議員総数の過半数を必要とする。信任撤回についての投票は、討論終了後早くとも2日目、遅くとも7日目に行われなければならない。投票は記名で行う。

第89条 [職務宣誓]

ラント政府の構成員は、就任にあたって以下の職務宣誓を行う。

「私は、私の力を国民の福祉に捧げ、国民の利益を増進し、その損害を回避し、憲法および法を守り擁護し、私の義務を良心的に果たし、すべての人に正義を行うことを誓う。神よ、ご照覧あれ。」

宣誓は、宗教的な誓いの言葉なしに行うこともできる。

第90条 [職務規程]

- (1) 総理大臣はラント政府の議長を務め、政府の事務を指揮する。
- (2) ラント政府は職務規程を定める。職務規程はザールラント官報で公表される。

第91条 [総理大臣および大臣の地位]

- (1) 総理大臣は、政治の基本方針を決定する。総理大臣は、各大臣の所轄事務を確定し、これをザールラント官報で告知する。
- (2) 各大臣は、総理大臣が決定した基本方針の範囲内で、独立的にその所轄事務を指揮する。

第92条 [官吏の任免]

ラント政府は、法律に別段の定めがない限り、官吏およびラントの裁判官を任免する。ラント政府は、この権限を他の機関に委任することができる。

第93条 [恩赦権]

恩赦権の行使は法律で規律される。大赦には個別の法律を必要とする。

第94条 [憲法裁判所に対する訴追]

- (1) ラント議会は、総理大臣および各大臣が故意に憲法または法律に違反したとして、総理大臣および各大臣を憲法裁判所に訴追することができる。憲法裁判所は、[これらの大臣の] 職の喪失を宣告することができる。
- (2) 訴追提起の動議には、ラント議会構成員の少なくとも3分の1が署名しなければならず、ラント議会構成員の3分の2の多数による同意が必要とされる。

第95条 [ラントの代表、条約]

- (1) 総理大臣は、ラントを対外的に代表する。
- (2) 条約の締結には、法律によるラント議会の同意を必要とする。ラント政府は、その他の重要な協定について、ラント議会に報告する義務を負う。

第3節 憲法裁判所

第96条 [構成、所在地]

- (1) 憲法裁判所は、8人の構成員によって構成される。憲法裁判所の構成員は、ラント議会構成員の3分の2の多数によって選挙される。[憲法裁判所裁判官の]代理の選挙も同様とする。
- (2) 憲法裁判所は、ザールブリュッケンに置く。

第97条 [管轄権]

憲法裁判所は以下の場合について決定する。

1. ある最高ラント機関の権利義務の範囲をめぐる紛争を契機とするこの憲法の解釈、または憲法もしくはラント議会議院規則もしくはラント政府職務規程上固有の権限を有するその他の関係者の権利義務の範囲をめぐる紛争を契機とするこの憲法の解釈について
2. ラント議会構成員の3分の1の申立て、またはラント政府の申立てに基づいて、ラント法のこの憲法との適合性に関する意見の相違または疑義について
3. ある裁判所が、ドイツ連邦共和国基本法第100条第1項にしたがって、手続を

- 中止したのを受けて、ラント法律のこの憲法との適合性について
4. 憲法または法律によって憲法裁判所に認められたその他の事項である。

第4章 立法

第98条 [法案]

法案は、ラント政府の名において総理大臣によって提出され、あるいはラント議会の構成員または会派によって提出される。

第99条 [国民発案]

- (1) 国民発案は、法律の制定、改正または廃止を目的とすることができる。国民発案は、ラントの立法に服する領域に関してのみ許される。財政にかかわる法律、特に租税、給与、国の給付および国の予算に関する法律については、国民発案は行われない。
- (2) 国民発案には、完成され理由を付記した法律案が伴わなければならない。国民発案は、5000人の有権者が申請することによって提起され得る。国民発案は、有権者の少なくとも5分の1が支持することによって成立し得る。
- (3) 国民発案の有効性および成立の有無については、ラント政府が決定する。ラント政府の決定に対しては、憲法裁判所に提訴することができる。
- (4) 国民発案は、ラント政府が意見を付して、遅滞なくラント議会に送付しなければならない。

第100条 [国民表決]

- (1) ラント議会が3カ月以内に国民発案に応じない場合には、次の3カ月以内に国民表決が実施されなければならない。これらの期間中に新たなラント議会が集会した場合には、この二つの期間は新たに開始するものとする。
- (2) 決定を求めて国民に提示される法律案には、提案者の理由と当該案件に関するラント政府の見解とを、簡潔かつ客観的に記述した意見書が添付されなければならない。ラント議会は、[国民発案によって提案された法律案と並んで]独自の法律案を、決定を求めて国民に提示することができる。
- (3) 有権者の過半数が同意した場合には、法律は国民表決によって議決されたものとする。
- (4) 憲法の改正を目的とする国民発案については、国民表決は行われない。

第101条 [憲法改正]

- (1) 憲法は、その文言を明示的に改正または補充する法律によってのみ改正され得る。この法律には、ラント議会構成員の3分の2の同意を必要とする。
- (2) 憲法の改正は、民主的および社会的法治国家の諸原則に反してはならない。
- (3) 憲法改正法律またはその法案が、民主的および社会的法治国家の諸原則に反するか否かについて、意見の相違または疑義が存在する場合には、ラント政府、ラント議会、5人の議員もしくは一つの会派の申立てに基づいて、憲法裁判所が決定する。

第102条 [認証、公布]

総理大臣は、所轄の大臣と共に、憲法上の手続にしたがって議決された法律を認

証し、ザールラント官報で公布しなければならない。憲法改正法律は、ラント政府構成員全員によって認証されなければならない。

第103条 [法律の発効]

法律は、その法律が別段の定めを置いていない場合には、ザールラント官報で公布された日の翌日にその効力を生じる。

第104条 [法規命令]

- (1) 法規命令制定の授権は、法律によってのみ行うことができる。この法律は、行われた授権の内容、目的および範囲を規定しなければならない。命令には、[その命令が制定された]法的根拠ならびに命令を制定した機関が、示されなければならない。授権された事項をさらに委任できることが法律に規定されている場合、この[再]委任を行うためには法規命令を必要とする。
- (2) 法規命令は、法律が別の公示形式を規定していない限り、制定した機関によって認証され、ザールラント官報で公布される。法規命令は、その命令が別段の定めを置いていない場合には、公布の翌日にその効力を生じる。

第5章 財政制度

第105条 [予算]

- (1) ラントの収入および支出は、すべて予算に編成されなければならない。予算は、収入と支出の均衡をとらなければならない。予算は、1会計年度または2会計年度について、各年度毎に区分して、最初の会計年度の開始前に予算法律で確定される。
- (2) 予算法律は、ラントの収入および支出に関する諸規定、ならびに予算法律が議決すべき期間に関する諸規定のみを定める。予算法律は、ある規定が、次の予算法律の公布または第108条の授権によって、当該年度以降の特定時点になってはじめて失効する旨を定めることができる。
- (3) 会計年度の終わりまでに、次年度の予算が法律で確定されない場合には、次年度予算の発効までの間、ラント政府は、以下の必要を満たすすべての支出を行うことを授権される。
 - a) 法律上存置されている施設の維持、および法律で議決された措置の実施
 - b) 法律上の根拠をもつラントの義務の遂行
 - c) そのための金額が、既に前年度予算で承認されている建築、調達およびその他の給付の継続、またはこれらの目的のための補助金の保障
- (4) 特別の法律に根拠をもつ租税、公課およびその他の財源からの収入が、第3項の支出に十分でない場合に限り、ラント政府は、財政執行の維持に必要な財源を、前年度に支出された予算総額の4分の1を限度として、信用借りの方法で調達することができる。

第106条 [決算]

- (1) ラント議会は、予算執行に関して、ラント政府の責任を解除するか否かを決定する。
- (2) 大蔵大臣は、ラント政府の責任解除のために、ラントの全収入支出の決算書をラント議会に提出しなければならない。決算書には、財産および債務の一覧が添付さ

れなければならない。責任解除議決の準備のために、会計検査院は、予算執行および財政執行の決算ならびにその経済性および秩序性について検査する。会計検査院は、ラント議会およびラント政府に対して、毎年報告を行わなければならない。

- (3) 会計検査院の構成員は独立し、法律にのみ服する。会計検査院の構成員は、ラント議会によって選挙され、ラント議会議長によって任免される。

第107条 [超過支出]

- (1) 予算超過の支出および予算外の支出には、大蔵大臣の同意を必要とする。この同意は、予見できず避けることのできない必要がある場合にのみ、与えられる。
- (2) ラント議会は、財源が確保される場合に限り、ラント政府が提案または承認した金額を超える支出を議決することができる。

第108条 [信用借り]

- (1) 信用借り、ならびに保証、担保その他の担保的給付の引受けが、将来の会計年度の支出を惹起する可能性がある場合には、その額を特定したラント法律の授権、またはその額を特定し得るラント法律の授権を必要とする。
- (2) 信用借りによる収入は、予算で見積もられた投資支出の総額を超えてはならない。例外は、経済全体の均衡が阻害されるのを防ぐためにのみ、または異常な需要が生じた場合に限り、許容される。

第6章 司法

第109条 [裁判所]

- (1) 裁判権は、法律によって設置された裁判所により、専ら行使される。
- (2) 例外裁判所は禁止される。特別の事項領域を管轄する裁判所は許容される。

第110条 [裁判官の独立]

裁判官は独立であり、法律にのみ服する。裁判官は、法律に拘束されつつ、民主的および社会的法治国家の精神に基づいてその職権を行使する。

第111条 [裁判官の法的地位]

専任として、正規かつ終局的に任用された裁判官は、終身職とする。裁判官の決定により、かつ法律の定める理由および形式によらなければ、裁判官はその意に反して、任期満了以前に罷免され、または継続的もしくは一時的に停職させられ、または転職もしくは退職させられることはない。立法は、終身で任用された裁判官がその年齢に達した場合には退職する旨の定年年齢を確定することができる。裁判所の制度または管轄地域が変更された場合には、裁判官は他の裁判所に転任させ、または退職させることができる。ただし、給与の全額が保障されなければならない。

第7章 行政および官吏

第112条 [官庁の組織、制度]

国の一般行政の組織および権限の規律は、法律による。官庁組織の詳細を定めることは、ラント政府の義務であり、政府の授権に基づく個々の大臣の義務である。

第113条 [高権的任務]

行政の高権的任務の遂行は、官吏の義務である。この任務を雇員に委任すること

が、例外的に許容される。

第114条 [職業官吏制度]

- (1) 職業官吏制度は維持される。
- (2) 官吏関係の基礎は、法律でこれを定める。

第115条 [官吏の権利および義務]

- (1) 官吏は全国民の奉仕者であって、一党派の奉仕者ではない。官吏は、勤務の内外において、つねに民主的および社会的法治国家に対する信念をもたなければならない。
- (2) 官吏の任用は、法律に別段の定めがない限り、終身とする。官吏の既得権は、侵害されてはならない。
- (3) 官吏は、法律が規定する条件および形式によらなければ、一時的に停職させられ、暫定的または終局的に退職させられ、基本給の低い他の職へ転職させられることはない。すべての懲戒処分に対しては、訴願の途と復職手続の可能性が与えられなければならない。
- (4) 官吏には、自己の人事記録の閲覧が保障される。官吏にその事実についての弁明の機会を与えた場合にのみ、[本人に]不利益な事実を人事記録に記載することができる。
- (5) 国家に対する官吏の地位は、ストライキ権を容認しない。

第116条 [服務宣誓]

- (1) 公務に携わる官吏および雇員は、委任された任務を公平に、かつ不偏不党の態度で遂行し、憲法および法律を遵守する義務を負う。
- (2) 官吏は、憲法に対する[忠誠の]宣誓をしなければならない。

第8章 地方公共団体の自治行政

第117条 [市町村の事務]

- (1) 市町村は、地域共同体において生活する人間の、国家に組み込まれた共同組織である。
- (2) 市町村は、公益上の必要から法律が他の機関に委ねている場合を除いて、住民の福祉を増進するために、地域共同体のすべての公共的事務を遂行する。
- (3) 市町村は、法律の枠内において、自己の責任でその事務を規律する。

第118条 [市町村の自治行政]

市町村組合は、法律の定める事務管轄の範囲内において、法律に基づいて自治行政の権利を有する。

第119条 [租税、財政調整]

- (1) 市町村および市町村組合は、法律の枠内において、自己の責任で財政および予算を執行する。市町村および市町村組合は、法律に基づいて、租税およびその他の公課を徴収する権利を有する。
- (2) ラントは、市町村および市町村組合に対して、適切な事務遂行を可能にする財政基盤を立法によって保障する。地方公共団体の財政調整も、この目的で行われる。

第120条 [国の事務の委任]

- (1) 国の事務は、その実施のため形式的法律によって、市町村および市町村組合に委任することができる。
- (2) ラントは、委任した事務の実施に必要な財源を、市町村および市町村組合に保障する。

第121条 [代表機関の選挙]

市町村および市町村組合においては、複数の有効な立候補者名簿が提出された場合には、比例代表選挙の原則にしたがって、代表機関が選挙される。

第122条 [地方公共団体の監督]

市町村および市町村組合は、国の監督に服する。自治行政事務に関しては、この監督は合法性の確保に限定される。

第123条 [憲法裁判所への提訴]

市町村および市町村組合は、法律によって自治行政権が侵害されたと主張する場合には、憲法裁判所に提訴することができる。

第124条から第128条まで (削除)

第3編 終末規定および経過規定

第129条、第130条、第131条 (削除)

第132条 [既存の法の存続]

この憲法の原則と合致する既存の法律および命令は、すべてその効力を維持する。

第133条 [発効]

この憲法は、ザールラント官報で公布されると同時に、その効力を発する。